

平成23年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成23年 6 月21日 開会

平成23年 7 月14日 閉会

} 24日間

沖 縄 県 議 会

1 . 会期日程	7
1 . 開会日に応招した議員	9

○第1号（6月21日）

1 . 開会年月日時	11
1 . 議事日程	11
1 . 本日の会議に付した事件	11
1 . 出席議員	11
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	12
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	12
1 . 開 会	12
1 . 諸般の報告	13
1 . 日程第1 会議録署名議員の指名	13
1 . 日程第2 会期の決定	13
1 . 日程第3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで	13
1 . 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	13
1 . 日程第4 陳情第48号、第65号、第70号、第74号、第75号、第78号の4、第79号の2、 第82号、第84号、第85号及び第90号の付託の件	14
1 . 委員会付託	14
1 . 休会の議決	14
1 . 散 会	15

○第2号（6月29日）

1 . 開議年月日時	17
1 . 議事日程	17
1 . 本日の会議に付した事件	17
1 . 出席議員	17
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	18
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	18
1 . 開 議	18
1 . 諸般の報告	18
1 . 一括議題 { 日程第1 議員提出議案第1号 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート 降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する意見書 日程第2 議員提出議案第2号 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート 降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する抗議決議 }	19
1 . 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明	19
1 . 採 決	19
1 . 議員派遣	19
1 . 日程第3 代表質問	20

○第5号（7月4日）

1. 開議年月日時	175
1. 議事日程	175
1. 本日の会議に付した事件	175
1. 出席議員	175
1. 説明のため出席した者の職、氏名	176
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	176
1. 開 議	176
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から 乙第15号議案まで }	176
1. 一般質問・質疑	176
新里 米吉君	176
上里 直司君	183
西銘 純恵さん	191
仲宗根 悟君	199
嘉陽 宗儀君	206
比嘉 京子さん	215
瑞慶覧 功君	223
1. 散 会	230

○第6号（7月5日）

1. 開議年月日時	233
1. 議事日程	233
1. 本日の会議に付した事件	233
1. 出席議員	233
1. 欠席議員	234
1. 説明のため出席した者の職、氏名	234
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	234
1. 開 議	234
1. 諸般の報告	234
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から 乙第15号議案まで }	235
1. 一般質問・質疑	235
仲村 未央さん	235
大城 一馬君	243
山内 末子さん	250
赤嶺 昇君	257
平良 昭一君	267
玉城 満君	276
照屋 守之君	284
1. 散 会	293

○第7号（7月6日）

1. 開議年月日時	295
1. 議事日程	295
1. 本日の会議に付した事件	295
1. 出席議員	295
1. 欠席議員	296
1. 説明のため出席した者の職、氏名	296
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	296
1. 開 議	296
1. 諸般の報告	296
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から 乙第15号議案まで }	297
1. 一般質問・質疑	297
上原 章君	297
辻野ヒロ子さん	305
翁長 政俊君	314
池間 淳君	321
吉田 勝廣君	328
吉元 義彦君	339
新垣 良俊君	345
浦崎 唯昭君	352
1. 委員会付託	359
1. 日程第3 陳情第97号、第101号及び第105号から第107号までの付託の件	359
1. 委員会付託	359
1. 休会の議決	359
1. 散 会	359

○第8号（7月14日）

1. 開議年月日時	361
1. 議事日程	361
1. 本日の会議に付した事件	362
1. 出席議員	364
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	365
1. 開 議	365
1. 諸般の報告	365
1. 日程第1 平成23年第2回議会乙第23号議案及び乙第1号議案から乙第4号議案まで	365
1. 委員長報告（総務企画委員長）	365
1. 採 決	367
1. 日程第2 乙第6号議案及び乙第7号議案	367
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	367
1. 討 論	368
西銘 純恵さん	368
仲田 弘毅君	370

1. 採 決	371
1. 日程第3 乙第5号議案	371
1. 委員長報告（土木環境委員長）	371
1. 採 決	372
1. 日程第4 乙第8号議案、乙第9号議案及び乙第13号議案から乙第15号議案まで	372
1. 委員長報告（総務企画委員長）	372
1. 採 決	373
1. 日程第5 乙第11号議案	373
1. 委員長報告（経済労働委員長）	373
1. 採 決	374
1. 日程第6 乙第10号議案	374
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	374
1. 採 決	374
1. 日程第7 乙第12号議案	374
1. 委員長報告（土木環境委員長）	374
1. 採 決	375
1. 日程第8 甲第1号議案	375
1. 委員長報告（総務企画委員長）	375
1. 採 決	376
1. 日程第9 甲第2号議案	377
1. 委員長報告（土木環境委員長）	377
1. 採 決	377
1. 日程第10 議員提出議案第3号 行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求める意見書	377
1. 當問 盛夫君の提案理由説明	377
1. 採 決	378
1. 一括議題 { 日程第11 議員提出議案第4号 国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書 日程第12 議員提出議案第5号 幼稚園教育等の制度改善を求める意見書 日程第13 議員提出議案第6号 「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書 }	378
1. 赤嶺 昇君の提案理由説明	378
1. 採 決	378
1. 一括議題 { 日程第14 議員提出議案第7号 普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する意見書 日程第15 議員提出議案第8号 普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する抗議決議 }	378
1. 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明	378
1. 採 決	379
1. 議員派遣	379
1. 日程第16 請願第2号	379
1. 委員長報告（総務企画委員長）	379
1. 採 決	380
1. 日程第17 陳情第72号、第73号の2、第76号及び第77号	380
1. 委員長報告（経済労働委員長）	380
1. 採 決	380

1 . 日程第18 陳情平成21年第106号、同第192号、同第193号、同第203号、陳情平成22年第 8 号、 同第38号、同第57号、同第62号、同第83号、同第84号、同第99号、同第104号、 同第123号、同第154号、同第162号、陳情第 3 号から第 5 号まで、第35号、第45号、 第73号の 3、第78号の 2、第87号及び第92号	380
1 . 委員長報告（文教厚生委員長）	380
1 . 採 決	380
1 . 日程第19 陳情平成22年第186号及び陳情第29号の 2	380
1 . 委員長報告（土木環境委員長）	380
1 . 採 決	380
1 . 日程第20 陳情平成22年第187号、同第198号、陳情第39号、第75号、第82号、第90号、第97号、 第101号及び第106号	381
1 . 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	381
1 . 採 決	381
1 . 日程第21 陳情平成22年第156号及び同第159号	381
1 . 委員長報告（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長）	381
1 . 採 決	381
1 . 日程第22 議員派遣の件（平成23年度沖縄県議会議員南米派遣）	381
1 . 採 決	381
1 . 日程第23 閉会中の継続審査の件	382
1 . 採 決	382
1 . 閉 会	382

○巻末掲載文書

1 . 知事提出議案	385
1 . 議員提出議案	403
1 . 諸般の報告	413
1 . 議案付託表	415
1 . 委員会審査報告書	417
1 . 閉会中継続審査及び調査申出書	431
1 . 議員派遣の件	447
1 . 請願・陳情文書表	449
1 . 議案等処理一覧表	483

平成23年第5回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期24日間 自 平成23年6月21日
至 平成23年7月14日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	6月21日	火	（会議録署名議員の指名） 本 会 議（会期の決定） （知事提出議案の説明）	請願・陳情付託
2	22日	水	議案研究	
3	23日	㊦	休 会	慰霊の日
4	24日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
5	25日	㊧	休 会	
6	26日	㊨	休 会	
7	27日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
8	28日	火	議案研究	
9	29日	水	本 会 議（代表質問）	
10	30日	木	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
11	7月1日	金	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
12	2日	㊧	休 会	
13	3日	㊨	休 会	
14	4日	月	本 会 議（一般質問）	
15	5日	火	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
16	6日	水	本 会 議（一般質問）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
17	7日	木	委 員 会（常任委員会）	
18	8日	金	委 員 会（常任委員会）	
19	9日	㊧	休 会	
20	10日	㊨	休 会	
21	11日	月	委 員 会（常任委員会）	
22	12日	火	委 員 会（特別委員会）	
23	13日	水	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
24	14日	木	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
 玉 城 義 和 君
 上 原 章 君
 島 袋 大 君
 中 川 京 貴 君
 桑 江 朝千夫 君
 平 良 昭 一 君
 仲 村 未 央 さん
 照 屋 大 河 君
 渡久地 修 君
 瑞慶覧 功 君
 山 内 末 子 さん
 上 里 直 司 君
 吉 田 勝 廣 君
 當 山 眞 市 君
 吉 元 義 彦 君
 座喜味 一 幸 君
 佐喜真 淳 君
 玉 城 満 君
 仲宗根 悟 君
 崎 山 嗣 幸 君
 西 銘 純 恵 さん
 新 垣 清 涼 君
 新 垣 安 弘 君

前 島 明 男 君
 新 垣 良 俊 君
 仲 田 弘 毅 君
 照 屋 守 之 君
 辻 野 ヒロ子 さん
 嶺 井 光 君
 赤 嶺 昇 君
 当 銘 勝 雄 君
 渡嘉敷 喜代子 さん
 前 田 政 明 君
 玉 城 ノブ子 さん
 奥 平 一 夫 君
 比 嘉 京 子 さん
 金 城 勉 君
 糸 洲 朝 則 君
 翁 長 政 俊 君
 浦 崎 唯 昭 君
 池 間 淳 君
 新 垣 哲 司 君
 具 志 孝 助 君
 當 間 盛 夫 君
 新 里 米 吉 君
 嘉 陽 宗 儀 君
 大 城 一 馬 君

平成23年 6 月21日

平成23年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成23年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成23年6月21日（火曜日）午前10時1分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成23年6月21日（火曜日）

午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで（知事説明）

第 4 陳情第48号、第65号、第70号、第74号、第75号、第78号の4、第79号の2、第82号、第84号、第85号及び第90号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案まで

甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

甲第2号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第9号議案 土地の取得について

乙第10号議案 交通事故に関する和解等について

乙第11号議案 交通事故に関する和解等について

乙第12号議案 国土交通大臣の作成する大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について

乙第13号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第14号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第15号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

日程第4 陳情第48号、第65号、第70号、第74号、第75号、第78号の4、第79号の2、第82号、第84号、第85号及び第90号の付託の件

出 席 議 員（48名）

議 長 高 嶺 善 伸 君

2 番 島 袋 大 君

副議長 玉 城 義 和 君

3 番 中 川 京 貴 君

1 番 上 原 章 君

4 番 桑 江 朝千夫 君

5 番 平 良 昭 一 君
 6 番 仲 村 未 央 さん
 7 番 照 屋 大 河 君
 8 番 渡久地 修 君
 9 番 瑞慶覧 功 君
 10 番 山 内 未 子 さん
 11 番 上 里 直 司 君
 12 番 吉 田 勝 廣 君
 13 番 當 山 眞 市 君
 14 番 吉 元 義 彦 君
 15 番 座喜味 一 幸 君
 16 番 佐喜真 淳 君
 17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 新 垣 清 涼 君
 23 番 新 垣 安 弘 君
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君

27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	会 計 管 理 者	米 蔵 博 美 さん
副 知 事	上 原 良 幸 君	知 事 公 室	饒平名 知 成 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	秘書広報統括監	
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	総 務 部	新 垣 郁 男 君
総 務 部 長	兼 島 規 君	財 政 統 括 監	
企 画 部 長	川 上 好 久 君	教 育 委 員 会 長	中 野 吉三郎 君
環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君	教 育 長	大 城 浩 君
福 祉 保 健 部 長	宮 里 達 也 君	公 安 委 員 会 長	翁 長 良 盛 君
農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君	公 委 員 会 長	
商 工 労 働 部 長	平 良 敏 昭 君	警 察 本 部 長	磯 丈 男 君
文 化 観 光 長	平 田 大 一 君	警 務 部 長	
ス ポー ツ 部 長		労 働 委 員 会 会 長	比 嘉 正 幸 君
土 木 建 築 部 長	当 間 清 勝 君	人 事 委 員 会 会 長	仲 吉 朝 信 君
企 業 局 長	仲 田 文 昭 君	委 員 会 長	
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次 君	代 表 監 査 委 員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
次 長	鉢 嶺 元 君	主 査	佐久田 隆 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成23年第5回
 沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きま

す。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案17件並びに平成22年度繰越計算書、平成23年5月末現在の平成23年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願1件及び陳情34件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた警察本部長村田隆君は、体調不良のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として警察本部警務部長磯丈男君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

38番 糸 洲 朝 則 君 及び

47番 嘉 陽 宗 儀 君

を指名いたします。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月14日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月14日までの24日間と決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成23年第5回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案2件、条例議案7件、議決議案5件、同意議案3件の合計17件でございます。

まず、甲第1号議案及び甲第2号議案の予算議案について御説明いたします。

甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、沖縄特別振興対策調整費及び沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する事業、東日本大震災に係る被災者支援など緊急に対応を要する経費として41億9711万1000円を計上しており、これを既決予算額6086億2494万7000円に加えた改予算額は、6128億2205万8000円となります。

歳出の主な内容について御説明申し上げますと、沖縄特別振興対策調整費を活用して実施する事業に19億1463万7000円、沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する事業に13億6062万7000円、東日本大震災に係る被災者支援に関する事業に6135万9000円、その他、緊急な対応を要する事業に8億6048万8000円を計上しております。

また、台風第2号による被害農家への借入金利子助成に要する経費などを債務負担行為として計上しております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金 26億5418万6000円

繰入金 5億9806万7000円

繰越金 6億3159万8000円

などとなっております。

甲第2号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）」は、新石川浄水場高度浄水処理施設の整備について所要の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第7号議案までの条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災により被害を受けた生徒等の就学を支援する事業を行うため条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料等の徴収根拠を定めるため条例を改正するものであります。

乙第3号議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」は、特定保険業の認可申請手数料の徴収根拠を定めるため条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災の税制上の対応として地方税法の一部が改正されたことにより、揮発油価格が高騰した場合における軽油引取税の税率を引き下げる措置を停止するため条例を改正するものであります。

乙第5号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」は、都市公園の公園施設の設置または管理及び占用の許可に係る使用料並びに有料公園施設等の利用料金について適正化を図るため条例を改正するものであります。

乙第6号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立病院の診療科目の変更等を行うとともに、沖縄県立精和病院の病床数を改めるため条例を改正するものであります。

乙第7号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家の管理を指定管理者に行わせるため条例を改正するものであります。

次に、乙第8号議案から乙第12号議案までの議決議案について御説明申し上げます。

乙第8号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、南北大東地区海底光ケーブル敷設等工事の設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため議決を求めるものであります。

乙第9号議案「土地の取得について」は、水産海洋研究センター移転整備事業に供する土地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

乙第10号議案及び乙第11号議案「交通事故に関する和解等について」は、交通事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるため地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第12号議案「国土交通大臣の作成する大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について」は、特定多目的ダム法第4条第1項の基本計画の変更について、国土交通大臣から意見を求められたので同条第4項の規定により議決を求めるものであります。

最後に、乙第13号議案から乙第15号議案までの同意議案について御説明申し上げます。

乙第13号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員1人が平成23年7月15日で任期満了するので、その後任を選任するため地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

乙第14号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員3人が平成23年7月21日で任期満了するので、その後任を任命するため土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

乙第15号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員1人が平成23年7月21日で任期満了するので、その後任を任命するため警察法第39条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 陳情第48号、第65号、第70号、第74号、第75号、第78号の4、第79号の2、第82号、第84号、第85号及び第90号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情11件のうち、陳情第48号、第70号、第74号、第75号、第82号、第84号、第85号及び第90号の8件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第65号、第78号の4及び第79号の2の3件については観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明6月22日から28日までの7日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明6月22日から28日までの7日間休会とす

ることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、6月29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

会議録署名議員 嘉 陽 宗 儀

平成23年 6 月29日

平成23年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成23年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 2 号）

平成 23 年 6 月 29 日（水曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 2 号

平成23年 6月29日（水曜日）

午前10時開議

第 1 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する意見書

{	渡嘉敷喜代子 さん	桑 江 朝 千 夫 君	}	提出 議員提出議案第 1 号
	吉 元 義 彦 君	仲 田 弘 毅 君		
	具 志 孝 助 君	照 屋 大 河 君		
	前 田 政 明 君	上 原 章 君		
	新 垣 清 涼 君	玉 城 満 君		
	玉 城 義 和 君	吉 田 勝 廣 君		
	新 垣 安 弘 君			

第 2 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する抗議決議

{	渡嘉敷喜代子 さん	桑 江 朝 千 夫 君	}	提出 議員提出議案第 2 号
	吉 元 義 彦 君	仲 田 弘 毅 君		
	具 志 孝 助 君	照 屋 大 河 君		
	前 田 政 明 君	上 原 章 君		
	新 垣 清 涼 君	玉 城 満 君		
	玉 城 義 和 君	吉 田 勝 廣 君		
	新 垣 安 弘 君			

第 3 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する意見書

日程第 2 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する抗議決議

日程第 3 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	11 番	上 里 直 司 君
副議長	玉 城 義 和 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
1 番	上 原 章 君	13 番	當 山 眞 市 君
2 番	島 袋 大 君	14 番	吉 元 義 彦 君
3 番	中 川 京 貴 君	15 番	座喜味 一 幸 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	16 番	佐喜真 淳 君
5 番	平 良 昭 一 君	17 番	玉 城 満 君
6 番	仲 村 未 央 さん	18 番	仲宗根 悟 君
7 番	照 屋 大 河 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
8 番	渡久地 修 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
9 番	瑞慶覧 功 君	21 番	新 垣 清 涼 君
10 番	山 内 末 子 さん	23 番	新 垣 安 弘 君

24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君

36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	会 計 管 理 者	米 蔵 博 美 さん
副 知 事	上 原 良 幸 君	知 事 公 室	饒平名 知 成 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	秘書広報統括監	
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	総 務 部 監	新 垣 郁 男 君
総 務 部 長	兼 島 規 君	財 政 統 括 監	
企 画 部 長	川 上 好 久 君	教 育 委 員 会 長	中 野 吉三郎 君
環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君	教 育 長	大 城 浩 君
福 祉 保 健 部 長	宮 里 達 也 君	公 安 委 員 会 長	翁 長 良 盛 君
農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君	委 員 会 長	
商 工 労 働 部 長	平 良 敏 昭 君	警 察 本 部 長	磯 丈 男 君
文 化 観 光 長	平 田 大 一 君	警 務 部 長	
ス ポー ツ 部 長		労 働 委 員 会 長	平 良 宗 秀 君
土 木 建 築 部 長	当 間 清 勝 君	事 務 局 長	
企 業 局 長	仲 田 文 昭 君	人 事 委 員 会 長	岩 井 健 一 君
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次 君	人 事 務 局 長	
		代 表 監 査 委 員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	嘉 陽 孝 君
次 長	鉢 嶺 元 君	政 務 調 査 課 長	知 念 正 治 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	副 参 事	大 村 浩 三 君
課 長 補 佐	上 原 貴 志 君	主 幹	宮 城 弘 君
主 査	佐久田 隆 君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

6月21日、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第1号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する意見書」及び議員提出議案第2号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた警察本部長村田隆君は、体調不良のため本日から7月1日まで及び7月4日から6日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として警察本部警務部長磯丈男君の出席を求めました。

また、人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため本日から7月1日まで及び7月4日から6日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長岩井健一君の出席を求

めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日から7月1日まで及び7月4日から6日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として労働委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第1 議員提出議案第1号 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する意見書及び日程第2 議員提出議案第2号 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び同第2号の2件につきましては、6月21日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、抗議決議のあて先で在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び第18航空団司令官につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見っておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り

計らっていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する意見書」及び議員提出議案第2号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第2号に関し、提案理由説明の際提出者から、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び第18航空団司令官については、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第2号の趣旨を在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び第18航空団司令官に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日から7月1日まで及び7月4日から6日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志 孝助君 皆さん、おはようございます。

仲井眞知事——今や総理より偉いんじゃないかなと思ったりしているんですけども——毎日暑い中、御苦労さんであります。

また、先日は総理官邸に赴かれまして、早速菅総理に2プラス2後の沖縄県民の意思を伝えていただきました。新聞報道でしか我々は知ることができないんですが、まさに今日、普天間基地問題、私は喫緊の課題だと思っているんです。閉塞感、まさに行き詰まって、これをどう打開するのが深刻な課題だなと思っております。

さて、3月11日の東日本大震災から早くも3カ月半がたちました。大震災は、死者、行方不明者合わせて2万5000名近くに上るといふ大災害でありました。謹んでここに哀悼の誠をささげたいと思います。

東日本大震災は、想定外だったと繰り返し言われております。しかし、国民は、たとえ想定外であっても許されるものではないと、こういうようなことであります。一方、震災と同時に起こった、いまだ終息のめど立たない福島第一原発事故、これはまさに人災ではないか、こういうようなことであります。

普天間の飛行場が世界一危険である、一刻も早くあの危険性を除去しなきゃならぬということは日米両政府が認めているところなんです。このままの状態では万が一にも事故が起きたときには、一体全体だれが責任をとるのか、まさに人為的な事故だったと、こういうようなことであります。私たちはこの人為的になりかねない事故——事故なんていうのはいつ何どき起こるかわからない——まさに一刻の猶予も許さない普天間の基地問題だと思っております。

そこで代表質問を行いたいと思っております。

質問の第1点目は、普天間飛行場移設問題についてであります。

去る6月21日、4年ぶりに開かれた日米安全保障協議委員会（2プラス2）は、沖縄県民の声を黙殺し、普天間飛行場の代替施設を名護市辺野古崎にV字案でつくことを決定しました。これまで2014年としていた完成時期もめどが立てられない中で断念することも決定されております。ますます普天間飛行場の移設返還の行き先は不透明になり、現状固定化が現実味を増してきたと思います。

一方、米国議会の上院軍事委員長は、日米両政府が合意した名護市辺野古沿岸への移設を実現不可能とし、嘉手納飛行場への統合を中心とする新たな移設案の検討を米国防総省に提案いたしました。米軍事費の予算決定権を持つ上院軍事委員長の影響力や、次期米国防長官が米議会の公聴会で普天間移設の見直しに言及しており、日米合意どおりに進展するか疑問であります。

米国内で普天間飛行場移設問題が混迷する中、県内から不穏な動きが表面化してまいりました。報道によれば、菅政権と連立を組む党の幹部で県選出国会議員がワシントンで、レビン上院軍事委員長に本島北部の陸上部を念頭に普天間飛行場の代替案を説明したほか、自身が普天間の移設先として提唱している嘉手納統合案とキャンプ・シュワブ陸上案について、辺野古は県の認可がないとできないが、両案は——すなわち統合案とシュワブ陸上案ですね——日米両政府が合意をすれば地元の合意は必要ない、知事認可は要らないと、こういうようなことを述べるなど、まさに県民に対する背信行為を行っていると思っております。新たな混乱を持ち込むだけでなく、米側に基地問題での誤ったメッセージを送るおそれがあり、絶対に許してはならないと考えております。

そこで伺います。

(1)、日米両政府は、6月21日に開かれた2プラス2において、普天間飛行場の辺野古への移設をV字型とすることを決定した。知事は、北澤防衛相から事前に伝達されたが、完全な辺野古回帰となったことにこれまでの経緯を含め知事の見解を伺いたい。

(2)、米軍事費の予算決定権を持つ米上院軍事委員長が、日米両政府が合意した名護市辺野古沿岸への移設を実行不可能とし、嘉手納への統合を提案していることについて知事の見解を伺いたい。

(3)、報道によれば、県選出国会議員が本島北部陸上への移設代替案を米側に提案し、また、自身が提唱する移設案は日米両政府が合意すればよく、地元の合意

は必要ないと述べていることについての知事の見解を伺いたい。

(4)、老朽化で事故の危険性が最も高いと言われているC H56ヘリの後継機種MV22オスプレイの配備に対する県の見解について伺いたい。

(5)、日米合意の再定義から1年が経過し、2014年の移設完了の先送りも確実となり、普天間飛行場の現状固定化が現実のものとなりつつあるが、県の現状認識と今後の見通しについて伺いたい。

(6)、報道によれば、北澤防衛相は2プラス2の意義について、民主党政権下で行われ、日本の政治勢力の8割以上が日米同盟にコミットした歴史的な分岐点だとの発言について知事の見解を伺いたい。

(7)、宮古の下地島空港を災害救援拠点空港に使用する構想をしていることについて知事の見解を伺いたい。

(8)番目の質問、これはぜひ後ほど質問状をまとめた与世田副知事から御答弁をお願いしたいと希望を申し上げますが、(8)番目の質問は、防衛省がまとめた「在日米軍・海兵隊の意義及び役割について」の冊子に対し県が質問状を提出した。その理由と政府の反応を伺いたいと思います。

2、返還軍用地の跡地利用について。

沖縄政策協議会の第3回米軍基地負担軽減部会が約4カ月ぶりに開かれました。しかし、協議の中身については、県が期待した内容の回答ではなかったようです。今回の協議では、県軍用地転用促進基地問題協議会、すなわち軍転協が提出した本県における米軍基地から派生する諸問題の解決と県民の負担軽減を図るため、普天間飛行場の県外移設を求めるなどの25項目にわたる要請書に対する政府の回答が注目されていたのであります。特に、本県が経済の自立を図る上での柱とする嘉手納以南の大規模基地の返還について、普天間移設と切り離し返還を先行させるようパッケージ外しを強く要請していたのでありますが、政府は拒否姿勢を示したということでもあります。

このような中、県は、2011年度に期限切れとなる軍転特措法などにかわる新たな制度として駐留軍用地跡地利用促進法（仮称）の要綱検討案をまとめ政府に提出をしております。要綱案は、関係市町村や地主会等の意見も集約して策定されたもので、オール沖縄の要求とも言えるものでありますが、恒久法とすることには、これまでの跡地利用計画の策定経緯や基地立ち入りに対する米側の姿勢などを考えれば、政府の壁は厚いと言わねばなりません。

また、日米両政府の2プラス2は、普天間飛行場の

2014年までの移設を事実上断念したことを受けて、沖縄の海兵隊のグアムへの移転や嘉手納飛行場以南の米軍基地の返還がおくれることは十分にあり得ると述べております。返還のおくれは、国における駐留軍用地跡地利用促進法（仮称）要綱案の検討作業にも影響を与えることが考えられます。現在は返還に向けて跡地利用の計画段階であり、具体的計画も見えない中で、新たな法制度の制定は厳しいとして現行の軍転法の単純延長の動きも見られるようであり、県の強い姿勢と理論武装が求められます。

そこで伺います。

(1)、駐留軍用地跡地利用促進法（仮称）案の要綱の概要と今後の政府との協議や各政党との意見交換など県の戦略を伺いたい。

(2)、駐留軍用地跡地利用促進法（仮称）案の要綱について、関係市町村や地主会の意見はどのように反映されているのか。

(3)、軍転法で返還合意された土地への立ち入りを県や関係自治体が国にあっせん申請できるとした取り決めについて、政府は、申請窓口は明確に決まっていないと述べたと言われるが、県の見解を伺いたい。

(4)、2014年までの普天間の代替施設の移設を断念したことで嘉手納以南の大規模基地返還も事実上おくれる見通しとなったが、政府はリンク論を変えていない。県は戦略を練り直す必要があるのではないか。

質問の3点目は、新エネルギー対策についてであります。

3月11日、三陸沖で起きた大地震・大津波は、東日本一帯に深刻な被害を与える大震災となりました。しかし、これからの我が国のあり方や産業経済の方向に決定的な影響を与えたのが福島第一原発の事故であります。発生から3カ月半経過した現在においても一向に終息の兆しは見えず、避難を余儀なくされた被災者や国民の不安は、政府、東電の対応のまずさもあり、いつ解消されるか見通し得ない状況にあります。

福島原発事故は、技術力の高い日本の原子力に対する安全神話を崩壊させ、国民に原発に対する大きな不安を与えたのであります。そのことは、今回の事故が未曾有の大地震・大津波という想定外の事故では片づけられない衝撃を国内外に与え、同じ原発事故が起こり得ることの不安を拡大したのであります。

一方では、原発なくして我が国国民生活のすべての電力を賄うことは不可能な状況にあり、現に原発使用が抑えられたことで国全体が節電を強いられているのが現状であります。しかし、もはや脱原発への流れはとめられず、国民の間にも原発にかわる新たなエネル

ギーの開発を求める声が高くなりつつあり、太陽光、地熱、風力、再生可能なエネルギーへの転換がこれからの課題であります。その意味では、本県は我が国で唯一の亜熱帯性気候であり、太陽光発電や風力発電などさまざまな新エネルギー利用の可能性について有利な条件が備わっており、県においてはその有利性を生かした新エネルギーの開発に取り組んでいると思います。

そこで伺います。

(1)、県は、エネルギービジョンで、2020年までに風力や太陽光などの新エネルギー導入により石油依存度の低減やエネルギー自給率向上を図るとしているが、目標達成を図る上での課題や問題点となるものは何か。

(2)、本県における風力発電への拡大を図るには台風常襲地帯としての台風対策が重要である。その対策と風力発電目標数値を伺いたい。

(3)、バイオマス燃料について、目標達成に必要な固体・液体燃料の生産供給体制の整備をどのように図っていくか。

(4)、県は、代替エネルギーや温泉施設などの利用促進を図るため天然ガスの埋蔵量調査を行っているが、調査箇所と今後の事業展開について伺いたい。

4点目は、離島・過疎地域の振興についてであります。

離島県である本県は、離島の振興は県政の重要な課題であり、そのため県においては、沖縄振興を図る新たな制度となる「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、克服すべき沖縄の固有の課題として離島振興を掲げております。

本県離島の抱える課題は、地域活力や集落機能の低下、若年者の流出等による人口減少や高齢化の進展など慢性化・構造化していることではありますが、常襲的な台風の襲来という気候的な条件も住民生活や産業面へ大きな影響を与えております。台風は、離島交通を遮断し、生活物資の不足、さらに農林水産業へ深刻な影響を及ぼし、住民生活を直撃します。復帰後、国による4次40年にわたる離島振興の各種施策を実施したにもかかわらず、本県離島の抱える課題の解決には至っていないのであります。

そこで伺います。

(1)、小規模離島への生活物資の輸送は割高の状況にあり、離島住民の生活コストの軽減を図ることは若者の定住にもつながると考えるが、県の取り組みを伺いたい。

(2)、離島航路・航空路の運賃の低減化は離島振興を

図る上で大きな課題であるが、県の小規模離島の航路・航空路支援の取り組み状況と宮古、石垣への拡大について伺いたい。

本県における地産地消を定着させるため最も効果が大きく、先導的な役割を担う学校給食での県産食材の利用率の向上を図るほか、直売店や飲食店などと提携した取り組みが求められます。そのためには、県が主体となり県内の地産地消運動の体系化を図ることが必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、東日本大震災や原発事故の影響で食品関係工場等の操業停止など本県からの農産物出荷への影響が心配されているが、現状と対策について伺いたい。

イ、地産地消を推進する上で、学校給食は県産食材の利用拡大や食育教育に大きな効果があると考えられるが、県産食材の利用率の状況と今後の取り組みについて伺いたい。

ウ、新しい農業振興の方策として農商工が連携した第1次産業を振興する、すなわち6次産業が提唱されているが、本県における可能性について伺いたい。

エ、2012年に開催される全国海づくり大会の開催地に糸満市が決定されたが、開催に向けての準備作業と事業内容、経済効果等について伺いたい。

(2)、遺伝子組み換えパパイヤ問題についてであります。

昨年10月、厚生労働省がパパイヤを使った加工食品から遺伝子組み換えを発見したことを受けて、去る4月、農林水産省は県内の流通元を調査し、「台農5号」の種子で遺伝子組み換えが確認されたと発表しました。県内におけるパパイヤ栽培面積21ヘクタールのうち、「台農5号」は約2割を占めているということです。

国・県は、遺伝子組み換えパパイヤと同じ品種のパパイヤの伐採に向け各地域でパパイヤ農家への説明会を開き、8月下旬までには伐採を完了させる計画のようであります。生産農家からは、国が水際での防止対策を怠ったとして補償を求める強い意見も多く出されたようではありますが、国は、国内法の規定がないとして補償義務を負わないというような姿勢をとっております。

パパイヤは、沖縄の食文化として一般家庭に普及しており、農家だけでなく県民生活にも大きな影響を与えるものと考えます。県内で栽培されて数十年以上もたった今、伐採と言われては、県内農家や種苗店の精神的負担は大きく、また、経済的な打撃もはかり知れないことから、国や県においては、パパイヤ栽培農家

や種苗店の実情を考慮し、補償を含めた支援のあり方を考えていただきたいと願うものであります。

そこで伺います。

ア、県内で販売されたパパイヤから遺伝子組み換えが確認された問題について、県内における販売・栽培状況と風評被害に対する国・県の対応を伺いたい。

イ、国と県は、遺伝子組み換えパパイヤと同じ品種のパパイヤの伐採に向け各地で農家に対する説明会を行っているが、説明会の目的と農家の反応について伺いたい。

ウ、国は、台湾で遺伝子組み換えパパイヤが研究されていることを認識していながら検査法を整備せず放置していた。生産農家に対する損失補償に応ずるべきではないかと考えます。県の考えを伺います。

質問6、教育・文化の振興についてであります。

(1)、教育環境の改善について。

教育庁は、2012年度から10年間の県立高校の現状や課題を盛り込んだ県立高校編成整備計画の基本方向の素案をまとめております。その中で、義務教育段階の学習が定着していない生徒に対し学び直しができる新しい性格の県立高校の設置や中途退学などで一度学校を離れた者に再度学習の機会を与えるという新しいタイプの学校の設置を検討しているようであります。

今、教育現場で対応に苦慮しているのが、不登校などで学習支援が必要とされる生徒や発達障害のある子への対応であると言われております。基礎学習から進学まで、多様な学習ニーズに対応できる新たな教育の場が必要であります。さらに、県教育庁は、小学校進学前の3年間を準義務教育化する幼稚園教育を検討しているようであります。

このように、県教育庁は、学び直し学校や準義務教育化の導入など大胆で戦略的な教育制度の導入を図るなど、精力的に取り組んでおり、大いに期待をするものであります。

そこで伺います。

ア、教育庁が検討している小学校に進学する前の3年間を準義務教育化する制度の創設について、そのねらいと国が進める幼保一体化との関係について伺いたい。

イ、義務教育段階の学習が定着していない生徒が学び直しができる高校の設置について、その基本方向と対象となる範囲をどのように想定しているか。

ウ、学習が定着していない生徒には、小学校レベルの基礎学力不足や発達障害のある子など多様な学習が必要とされる場合が多いが、どのような学習を考えているか。

エ、障害のある子に対する教育支援として実施する特別支援教育実践推進事業について、事業を推進する上での基本方向と教員の専門性の向上をどのように図っていくか伺います。

質問7点目、県発注工事の入札契約制度についてであります。

県土木建築部が2010年度に発注した工事で、複数の業者が県の最低制限価格と同額で入札していた事例が発覚しました。県によりますと、同額入札した51件のうち複数業者が最低制限価格と同額入札しており、その数は18件もあったということであります。

現在、国・県が発注する公共工事費は減少する一方であり、最盛期の半分近くまで減っているということでもあります。その上、今回の問題の行方によっては、県内建設業界の受けるダメージははかり知れません。その意味で、今回の県の調査結果について調査の客観性や信憑性が十分あることを県民に対し説明し、理解や信頼を得ることが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、県発注工事で最低制限価格と同額入札が発覚した問題について、県は調査結果を発表した。どのような調査をし、どのような結果が判明したか。また、改善策はどうなっているか伺いたい。

(2)、県の入札制度は、大きく分けて一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式の3つの方式で行っているが、それぞれの特徴と実施状況はどうなっているのか。また、今後政策的に入札方式を検討するつもりはないか伺いたい。

(3)、県は、新たな振興計画の策定に当たって、建設業界の振興・育成を図るための方策をどのように盛り込んでいるか伺いたい。

8点目、尖閣諸島問題についてであります。

中国や台湾の漁船が尖閣諸島周辺近海において違法操業を繰り返し、本県の漁業に脅威を与えている中、去る9日、中国海軍のフリゲート艦3隻が沖縄本島と宮古島の間の公海上を東シナ海から太平洋に向け通過したということであります。国際法上は公海航行のため問題は生じないようではありますが、中国海軍が沖縄近海で活動を活発化していることに間違いありません。

2010年9月7日に起きた尖閣諸島付近での中国漁船による海上保安庁の巡視船2隻に対する追突事件の記憶が新しいこのときにこのような行動に出ること自体、日本政府が甘く見られている証左であります。尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国の固有の領土であり、尖閣諸島に関しては領土問題は存在しないと

というのが我が国の立場であります。中国の漁船を使った領海侵犯、違法操業による挑発行為は露骨であります。この問題に対しては、国は一貫して中国を刺激しないことだけを優先しており、尖閣諸島の実効支配に向けた具体的な取り組みを放棄したままであります。

石垣市は、1969年に魚釣島に慰霊碑を建立して以降、開催していない慰霊祭の開催を希望しており、政府に対し同島への上陸許可を要請しております。また、仲井眞知事は、尖閣諸島周辺海域での本県漁業者の安全確保を図るため、外務省や国交省に対し、政府としての対応を要請しております。

このように、政府は固有の領土である尖閣諸島に関し、内外に対し毅然とした姿勢を示すべきであると考えます。

そこで伺います。

(1)、石垣市は、尖閣諸島の固定資産税や環境調査、慰霊祭を行うため早い時期の上陸許可を求めているが、政府の対応と県の認識を伺いたい。

(2)、仲井眞知事は、尖閣諸島周辺海域での県内漁業者の安全操業の確保を政府に対し要請したが、外務省の反応について伺いたい。

以上が代表質問であります。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○具志 孝助君 失礼いたしました。

4項目めの離島・過疎地域の振興についての質問の中で、質問漏れがありますので、追加して質問させていただきます。

(3)点目、離島の廃棄物処理について、現在の処理状況と廃棄物処理に要する運搬等の経費に対する支援のあり方等、県の取り組みを伺いたい。

(4)、離島等の病院における産婦人科医師の確保に向けた県の取り組みはどうなっているのか。また、離島勤務医師の待遇の改善や診療報酬の加算等財政的な支援について県の考えを伺いたい。

(5)、伊平屋空港建設事業について、環境影響評価知事意見書が提出されたが、その内容と今後の作業スケジュールについて伺いたい。

以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

具志孝助議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、代替施設滑走路のV字型決定とこれまでの経緯を含めた知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る6月21日、日米安全保障協議委員会におきまして、沖縄における再編などを含む共同発表があり、普天間飛行場の代替施設について、位置、配置及び工法の検証及び確認を完了したとのごでございます。

昨年5月の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する声が高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招きました。その後、政府に対し、県民の納得のいく説明と解決策を求めてまいりましたが、それらは依然として示されておりません。これまで日米両政府に対し、「地元の理解を得られない移設案を実現することは、事実上不可能である」と機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回、このような決定がなされたことはまことに遺憾であります。

県としましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設の実現に向け、真摯に取り組むべきであると考えております。

次に、同じく普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、米国上院軍事委員長が提案する嘉手納統合案についての御質問にお答えいたします。

レピン米上院軍事委員長らが沖縄の現状を踏まえて、辺野古移設を実行不可能と判断したのは、米議会の中で現行の辺野古移設案に対する疑問が生じてきたものと受けとめております。しかしながら、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は断じて受け入れることはできません。

県といたしましては、日米両政府に対し、引き続き普天間飛行場の県外移設に真摯に取り組むよう強く求めてまいりたいと考えております。

同じく普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、普天間の固定化に対する認識と今後の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去であります。早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

県といたしましては、今後とも総理を初め各大臣との面談などあらゆる機会を通して普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本

全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えており、日米両政府などへの働きかけを積極的に推し進めてまいり所存でございます。

次に、返還軍用地の跡地利用に係る御質問の中で、「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱県案」の概要と今後の戦略についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

この要綱県案の概要といたしまして主なものは、第1に、基本理念として跡地利用に関する国の責務と跡地利用による自立的発展について明記したこと、第2は、SACO、そしてSCCでの返還合意施設についても法律の対象としたこと、第3が、土壤汚染の除去など原状回復措置の徹底の制度化、そして4点目が、給付金制度の拡充、5点目に、返還前の基地内立入調査に対する国の行う所要の措置、第6点目に、中南部都市圏広域跡地の国による早期の事業主体の確立及び用地の先行取得、第7点目が自衛隊施設用地にも準用する規定を明記したことなどであります。

県におきましては、6月15日から17日にかけて本要綱県案を踏まえた「駐留軍用地跡地利用推進法」の制定につきまして国へ要請を行ったところでございます。各政党への説明も随時行っておりますが、今後とも意見交換等を行いながら、新たな法制度の制定に向けた取り組みを推進してまいり所存でございます。

次に、尖閣諸島問題に係る御質問の中で、石垣市の尖閣諸島への上陸許可に関する政府と県の認識いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

石垣市が求めています固定資産税や環境調査における尖閣諸島への上陸要請に対し、これまでの日本政府の見解では、「尖閣諸島の上陸要請に関連し、平穏かつ安定的な維持及び管理のためという所有者との賃借の目的に照らし、原則として政府関係者を除き何人も尖閣諸島への上陸を認めない」という旨の方針が示されております。また、尖閣諸島で慰霊祭を行うための上陸につきましては、石垣市長が本年6月に菅総理大臣を初め関係省庁等へ要請したところですが、現段階において回答が示されておられません。

県といたしましては、固定資産税の実地調査や環境調査及び慰霊祭を行いたいという地元の意向に配慮した上で、政府として適切に判断されるべきものであると考えております。

同じく尖閣諸島問題に係る御質問の中で、尖閣諸島周辺海域での県内漁業者の安全操業の確保についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、尖閣諸島周辺海域における漁業者の安全操業の確保の観点から、外務省や国土交通省などに対し、去る6月15日から17日にかけて、安全操業に対する適切な対策や取締船等の強化など抜本的な措置を講ずることにつきまして強く要請したところでございます。要請に際し、外務省からは、第1に、漁業秩序の回復など相手国に対し必要な申し入れをしっかりと行う、第2に、関係省庁とよく連携をし、要望内容については政府内で共有するとのコメントがありました。また、国土交通省からは、巡視船及び保安要員の増強を行うとのコメントをもらっております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 副知事の与世田でございます。

4月1日より公務についております。なれないことばかりではございますが、仲井眞知事の補佐役として、知事公約実現へ向け、また県民のため職務に精励する所存でございます。県政の課題にスピーディーに取り組む副知事を目指したいと存じます。きょうが初めての答弁でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは具志孝助議員の、防衛省がまとめた「在日米軍・海兵隊の意義及び役割について」、県が質問状を出した理由と政府の反応についての御質問にお答えいたします。

去る5月7日、北澤防衛大臣から示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割について」、在沖海兵隊の作戦・任務や沖縄にまわって所在する理由などその内容を検討したところ、県民の納得のいく説明ではなかったため、疑義を取りまとめ6月1日に防衛大臣あて質問書を提出したものであります。防衛省としては、省内で精査した上で回答するとのことでしたが、現時点まで回答はありません。

県としては、政府に対し、速やかに回答するよう強く求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場移設問題について、国頭村安波地区への移設案についての御質問にお答えいたします。

国頭村安波地区への移設案については、報道等により承知しておりますが、宮城国頭村長は、「いかなる条

件があっても受け入れる考えはない」とのことです。また、日米両政府においても、正式に取り上げられたことはないことを承知しており、県としての見解は差し控えたいと考えております。

次に、MV22オスプレイの配備についての御質問にお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。

沖縄県としては、当該機種が過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、配備について反対であります。去る6月24日、沖縄県は、オスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に、北澤防衛大臣の発言における2プラス2の意義についてお答えいたします。

北澤防衛大臣の発言については、国内の政治勢力の大多数が日米同盟を支持したとの見解を示したものと考えております。しかしながら、沖縄は在日米軍専用施設の約74%の過重な基地負担があることから、県としましては、日米両政府において、普天間飛行場の県外移設を含む基地負担の軽減に向けて、真摯に取り組むべきであると考えております。

次に、下地島空港の災害救援拠点空港としての使用についてお答えいたします。

県においては、新たな沖縄振興計画に盛り込む制度要望として、国際緊急援助隊や援助物資の備蓄基地などを誘致し、県内に災害援助拠点を形成できないか検討しているところであり、その場所等も含めた具体的内容につきましては、現在、調査研究を行っているところであります。

北澤防衛大臣が南西諸島に災害拠点を整備する旨の発言をされたことは承知しておりますが、その具体的な内容等については現時点では把握しておりません。

次に、返還軍用地の跡地利用について、大規模基地返還の戦略の練り直しについてお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会文書において、嘉手納飛行場より南の施設・区域等の返還は、ロードマップに記されたように着実に実施されることを再確認したとしており、いわゆるパッケージ論が改めて示されております。

「再編実施のための日米のロードマップ」で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、沖縄の振興・発展のための貴重な空間であ

り、確実に実施される必要があります。そのため、県としては、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、去る6月27日にも菅総理を初め官房長官、外務大臣、防衛大臣に対し強く求めたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 返還軍用地の跡地利用についての御質問の中で、「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱県案」への関係市町村等の意見の反映についてお答えいたします。

本要綱県案は、県及び跡地関係11市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」において、県軍用地等地主会連合会の意見等も踏まえて取りまとめたものであり、関係市町村及び県軍用地等地主会連合会の意見が十分反映されたものとなっております。

次に、基地内立ち入りの国のあっせん申請窓口が決まっていないことについてお答えいたします。

返還前の基地内立入調査のあっせん申請については、軍転特措法第9条に定められておりますが、5月18日の参議院決算委員会において、国の申請窓口が明確でないことが明らかになっております。

県としましては、国によりあっせん申請窓口を明確にした上で、当該申請があった場合に、基地内立入調査が着実に実施できる制度が必要であると考えており、「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱県案」においても、あっせん申請に対して国が行う所要の措置について規定しているところであります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島住民の生活コストの軽減についてお答えいたします。

離島地域の定住条件を整備する上で、沖縄本島に比べて割高な生活コストを軽減することは、重要な課題であると認識しております。このため、県においては、沖縄本島から小規模離島を中心とする県内有人離島へ輸送される生活必需品等の輸送費を措置し、価格を低減することにより、離島住民の割高な生活コストを軽減するため、現在、国に対する制度提言の中で、「離島の生活コスト低減支援制度」の創設を要望しているところであります。

次に、小規模離島の航路、航空路支援の取り組みと宮古・石垣への拡大についてお答えいたします。

県は、国及び市町村と協調し、離島住民の生活に必要な路線について、運航事業者の欠損額を補助し、その確保に努めております。また、航空運賃について

は、県管理空港の着陸料の軽減措置により離島割引運賃制度が実施されているほか、中核病院や高校のない小規模離島を対象に運賃を低減する実証実験を実施しているところであります。

離島の定住条件を改善しその振興を図るためには、交通コストの軽減は重要な課題であると認識しており、現在、宮古・石垣路線も含めた運賃低減のための新たな制度創設を国に求めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） おはようございます。

去る4月1日付で新生商工労働部を率いることになりました商工労働部長の平良でございます。21世紀ビジョンの実現に向けて本県産業の振興、とりわけ島嶼地域沖縄の持続的な発展を図っていくためには、まずそれぞれの地域の地場産業をしっかり支えていくことが非常に重要だと思っております。これらの中小零細企業のイノベーションの促進、加えて新産業あるいは新事業の創出、あるいはこれらを経営する戦略産業の育成を図りながら、国内外からの企業誘致、こういう取り組みをしっかりやっていきたい、そして各部局とも連携しながら県民の雇用確保に邁進してまいりたいと考えております。先生方の御指導と叱咤激励のほどをよろしくお願いいたします。

それでは長くなりましたけれども、具志先生の新エネルギー対策の中で、エネルギービジョン目標達成のための課題や問題点についてお答えいたします。

平成22年度に策定した「沖縄県エネルギービジョン」において、2020年までに新エネルギー導入割合4%、エネルギー自給率1.5%、石油依存割合50%以下、省エネルギー10%効率改善という4つの目標数値を設定いたしました。この目標を達成するためには、新エネルギーのうち、風力や太陽光発電は、発電量が天候に左右されるなど不安定な電源であること、導入コストが高いこと、また、電力系統に大量に接続するには、安定的な出力を確保し、電圧や周波数を一定に保つ系統安定化対策を実施する必要があることなどの課題があります。そのため、沖縄県では沖縄電力と連携し、平成23年度から実施している「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、4メガワットの風力発電、1メガワットの太陽光発電を整備し、系統安定化のための実証事業に取り組んでおります。

続きまして、風力発電の台風対策と目標数値につい

てお答えいたします。

沖縄県においては、平成15年に宮古島に襲来した猛烈な台風により、3基の風力発電設備が倒壊する被害が発生しました。このため、沖縄電力では、風力発電設備を設置する場合、設計風速を高めを設定することによる基礎の強化等の台風対策を実施しており、平成21年度には県と連携を図り、沖縄特別振興対策調整費を活用し、強風を避ける可倒式風力発電設備を国内で初めて波照間島に設置しております。

風力発電目標数値については、平成22年度に策定した「沖縄県エネルギービジョン」において、平成32年度までに現行の2万キロワットから14万キロワットまで拡大する目標を掲げております。

続きまして、バイオマス燃料の目標達成に向けた固体・液体燃料の生産供給体制の整備についてお答えいたします。

固体バイオマス燃料の生産供給については、うるま市の株式会社バイオマス再資源化センターが建設廃材等を原料とする木質ペレットを年間約2万トン生産できる設備を有しております。沖縄電力では、具志川石炭火力発電所においてこの木質ペレットを最大3%混合し、使用しております。また、液体燃料については、宮古島市において、年間約400キロリットル生産されるE3燃料普及のための一貫した製造・流通システムを整備するなど取り組みが進められております。

県としては、ビジョンの実現に向けて今後ともバイオマス燃料を初めとする新エネルギーの導入促進に努めてまいります。

続きまして、天然ガス埋蔵量調査の調査箇所と今後の事業展開についてお答えいたします。

沖縄県は、有望な地産エネルギーとして期待される水溶性天然ガスの賦存量の把握や有効活用を目的として、本島中南部及び宮古島市において「天然ガス資源緊急開発調査事業」を実施しているところであります。調査は、本島中南部の17市町村にまたがる7本、宮古島市で9本の測線を設定し、その測線に沿って実施しております。また、有識者らで構成する「天然ガス資源有効活用検討委員会」において有効な利活用方法を検討しております。

県としては、民間事業者の参入を促進するため、調査結果を広く公表するとともに、有望な場所について次年度以降、試掘を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 離島・過疎地域の振興についての質問の中で、離島の廃棄物処理状況及び運搬などの支援策についてお答えいたします。

平成21年度に離島において排出された一般廃棄物は約4万8000トンで、そのうち約8000トン、17%が再生利用されており、残りは焼却などの中間処理を経て約7000トンが最終処分されております。産業廃棄物については、平成20年度の実績によりますと、宮古・八重山地域において約12万トンが排出され、そのうち約8万8000トン、73%が再生利用されており、残りは中間処理を経て約5000トンが最終処分されております。

離島における運搬などの支援策については、財団法人自動車リサイクル促進センターなどが海上輸送費の8割を上限として補助する制度があり、離島市町村が活用しているところであります。また、県では、離島における産業廃棄物の有効利用を促進する観点から、平成22年度より海上輸送費の低減化等を図るため2年間の実証事業を行っているところであります。

県としましては、その結果を踏まえ、今後の離島における支援策等について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） おはようございます。

4月1日付で福祉保健部長を拝命しました宮里達也でございます。本日、若夏の空青く澄み渡っておりますが、初議会に臨む私の心は必ずしも穏やかではございません。

さて、私は緒方洪庵を学祖とする大学に学びました。現在、県医師会の宮城会長、県産婦人科医会の佐久本会長、また県立病院に勤める医師で構成する県公務員医師会の元武会長は大学が同窓であり、学生時代からのよきつき合いがあります。その方々とも協力し、関係団体との連携を進め、その分野での課題解決に特に力を尽くすよう求められているのではと考えております。この時期に部長の要職を担うことに大変緊張しておりますが、本県の福祉・保健・医療の課題解決に向けて誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。今後とも県民の代表者たる議員各位の御指導、御助言よろしくお願い申し上げます。

それでは具志議員の離島・過疎地域の振興についての、離島における産婦人科医師の確保についてお答えいたします。

沖縄県では、離島の産婦人科医師を確保するため、

県立病院の後期臨床研修事業を活用し、専門医を養成しているところであります。また、平成19年度からは「離島・へき地ドクターバンク等支援事業」を実施し、県内外から産婦人科医師等、専門医の確保を図っております。さらに、琉球大学附属病院と連携して「医師修学資金等貸与事業」を実施し、離島病院等の産婦人科医師の確保に努めております。

続きまして、離島勤務医師の待遇改善と財政的支援についてお答えします。

県立病院の離島勤務医師につきましては、生活が著しく不便な地域に勤務する職員に支給する特勤手当や準特勤手当等のほかに、特殊勤務手当として医師手当が支給されております。また、福祉保健部においては、離島診療所に勤務する医師の休暇や研修機会を確保するなど、勤務環境を改善するためドクタープール事業等により代診医を派遣しております。

なお、診療報酬においては入院について離島加算があり、また離島に特化した制度ではありませんが、救急、外科、産科、小児科等の勤務医の負担軽減を図るため、入院基本料の加算、産科医療に対するハイリスク分娩の管理加算等が措置されているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） おはようございます。

4月1日付で土木建築部長を拝命いたしました当間清勝でございます。

沖縄の特性を最大限に生かした効果的な社会資本整備と安全・安心な県土づくりに向けまして、常に県民のニーズをしっかりと把握しまして土木建築部の職員一丸となってスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは離島・過疎地域の振興についての御質問で、伊平屋空港環境影響評価に対する知事意見の内容と今後のスケジュールについてお答えいたします。

伊平屋空港の環境影響評価手続を進める中で、知事意見として、事業実施区域の周辺沿岸域は、豊かな自然環境を形成しており、サンゴの保全や海ガメ類の産卵地の保全等の観点から「埋立を回避すること」との意見が出されております。そのため、滑走路再配置の検討や就航機材の見直し等について伊平屋村、伊是名村、航空会社と協議を行い、環境影響評価書の補正を行うことにしております。なお、新規事業の要望に当

たっては、定期便就航の見通しと路線維持のための枠組みづくりが必要であり、航空会社、関係機関等と調整を図り、定期便就航の要件を整えた上で早期の事業化に向け取り組んでいく考えでございます。

続きまして、県発注工事の入札契約制度についての御質問で、同額入札問題の調査内容や結果及び改善策についてお答えいたします。

最低制限価格と同額入札の調査は、積算及び予算執行にかかわった職員と最低制限価格と同額で入札した事業者を対象に、面談による聞き取り調査を実施しました。

職員に対しましては、同額事業者への知人の有無や入札前の知人との接触、最低制限価格等の情報漏えいなどについて調査しました。また、事業者に対しては、入札前の担当職員との接触、最低制限価格の事前入手の有無、積算方法などを調査しました。その結果、情報漏えい等の不正と認められる状況は確認されませんでした。

同額入札の要因としては、最低制限価格がほぼ予定価格の90%であること、積算ソフトの高度化と積算技術の向上等が考えられます。

改善策としましては、最低制限価格に1%の幅を設けることや総合評価方式の改善・拡充及び公共工事入札契約適正化委員会でのフォローアップ等を実施することとしております

同じく県発注工事の入札契約制度についてで、入札制度の特徴と実施状況及び今後の対応についてお答えいたします。

平成22年度における土木建築部の入札方式別実施状況について、随意契約を除く全工事883件の内訳は、指名競争は682件、一般競争入札は55件、総合評価方式は146件となっております。

各入札方式の特徴として、指名競争入札は、設計金額による等級、地域性等を考慮し業者を選定します。また、一般競争入札は、広く参加者を募るため公告を行うことから、入札・契約手続の透明性及び高い競争性が確保できます。さらに、総合評価方式については、価格以外の施工方法や技術的な要素を加え、総合的に評価し最もすぐれた企業を落札者とする方式であります。

今後の対応については、一般競争入札や総合評価方式の拡大を図ることとしており、さらなる入札契約の健全性を高め、沖縄県の建設業界の特性を踏まえたよりよい入札契約制度の改善に努めていく考えであります。

同じく県発注工事の入札契約制度について、建設業

界の振興・育成を図るための方策についてお答えいたします。

建設産業の活性化に向けて、現在、策定中の新たな計画の基本的考え方においては、社会資本整備への貢献に加え、新技術の開発や新分野進出等による経営の多角化、経営基盤の強化を促進することとしております。また、県内建設業者の工事受注の拡大や米軍発注工事への参入促進を図るとともに、多様化・高度化する市場ニーズに対応できる人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） それでは農林水産業の振興の中で、東日本大震災や原発事故による農産物出荷への影響についてお答えします。

本県からの農産物出荷については、震災直後、物流の混乱や停電などで一時的に関東以北の市場機能がストップするなどの影響が見られました。特に菊については、関東以南の市場へ出荷が集中したこと、計画停電による冷蔵庫の使用制限で花卉卸売業者や花屋において買い控えが生じたこと、ガソリンなどの燃料不足によりお彼岸の需要が減少したことなどから、3月に単価が下落するなどの影響が生じました。そのため、県としては、生産者への支援対策として、借入金の利子補給や再生産に伴う肥料及び農薬の費用の一部助成を行っているところでございます。4月以降は、青果物・花卉ともに東京都中央卸売市場への出荷状況が昨年並みとなっており、回復傾向にあるものと考えております。

今後、首都圏での計画停電の影響などが懸念されることから、県内外の卸売市場や出荷団体と連携し、販売対策等の強化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、6次産業化の取り組みについてお答えします。

県では、農林漁業の振興を図るため、食品メーカー等と連携し商品開発に取り組む農商工連携や、農業者がみずから農産物の加工・販売などに取り組む農林水産業の6次産業化を推進しているところでございます。

具体的には、平成22年度から地域資源に着目して、「県産農産物付加価値向上推進事業」により、地域内生産者や加工グループ等と連携した加工品開発、県内食品メーカー等と連携した加工品開発、大手食品メーカー等と連携した加工品開発による全国展開など3つ

の加工品開発モデルの構築を実施しているところでございます。

さらに、平成23年度からは、「アグリチャレンジ6次産業化支援事業」により、地域資源を生かした加工品の試作開発、食品加工基礎講座や企業派遣研修など加工技術習得、商品化に必要な加工機材の整備に取り組んでいるところでございます。

さらに、6次産業化のための各種事業の実施を通じて、モンドセレクションなど世界商品評価基準を満たすようなブランドを構築するとともに、新たな産業の創出に向けて展開することとしております。

次に、「全国豊かな海づくり大会」の準備作業、事業内容及び経済効果についてお答えします。

「全国豊かな海づくり大会」は、水産資源の維持培養と海の環境保全に対する県民の意識の高揚を図るとともに、水産業に対する認識を深めることを目的として開催される国民的行事で、平成24年秋ごろに糸満市において開催される予定となっております。

県では、去る4月26日に県内各界各層等で構成する沖縄県実行委員会を立ち上げ準備を進めているところでございます。

本大会の内容は、功績団体の表彰や大会決議などを行う「式典行事」、稚魚の放流や漁船パレードなどを行う「海上歓迎・放流行事」、水産業や環境保全等の企画展示、県産農林水産物等の紹介及び試食販売などを行う「関連行事」などとなっており、2日間で県内外から約5万人の来場者を見込んでおります。

経済効果につきましては、来場者数や関連行事での販売状況等をもとに、先催県の状況も踏まえ、今後試算してまいりたいと考えております。

次に、パパイアの販売、栽培状況と風評被害の対応及び未承認遺伝子組み換えパパイアに関する説明会について一括してお答えいたします。

平成20年度のパパイアの生産状況は、栽培面積が31ヘクタール、生産量が965トンとなっております。また、平成23年4月21日に国から公表のありました遺伝子組み換えパパイア「台農5号」の面積は、平成23年5月末現在3.6ヘクタールで、過去5年間の中央卸売市場の平均単価を用いて推計すると、被害額は約1500万円を見込んでおります。

さらに、パパイアの販売価格は、公表後、県中央卸売市場の市況によると低下傾向で推移しておりましたが、5月中旬には公表前の水準に回復している状況でございます。

県は、風評被害の防止とパパイア生産振興を図る観点から、国と連携して生産農家を初め市町村、農業

協同組合及び青果物流通業者等を対象に、遺伝子組み換えパパイアについて説明会を開催したところでございます。説明会においては、生産者等から原因究明や伐採に伴う損失補償を求める意見が出されております。

次に、国の損失補償に対する県の考え方についてお答えします。

国は、「カルタヘナ法」に基づく未承認遺伝子組み換えパパイアの伐採処理に伴う損失については、補償の規定はないとの説明をしております。しかしながら、生産農家からは、平成15年に同法が制定されてから約8年間、遺伝子組み換えパパイアの検査方法が確立されていないことから、国内侵入防止対策の強化や伐採に伴う補償を求める意見があります。このため、県は、5月と6月に農林水産省や関係省庁等に対し、早急な原因究明、検査技術の確立と技術移転、国内侵入防止対策の強化、伐採処理等に伴う補償など「カルタヘナ法」の運用の見直しを含め抜本的な対策を講じよう国に強く要請したところでございます。

県といたしましては、パパイア生産農家に対する補償については国が行う必要があると考えておりますが、パパイアの生産振興を図る観点から、緊急的に伐採作業と苗の配布支援を行うなど関係機関等と連携しパパイア生産農家の経営安定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） おはようございます。

4月1日付で県議会の同意を得まして沖縄県教育長に就任いたしました大城でございます。何分、浅学の身ではございますが、学校、家庭、地域社会の役割をしっかりと明確にしながら、本県の児童生徒約20万人の夢実現、そして教職員の先生方約1万2000名の能力を引き出すために、誠心誠意頑張る所存でございます。引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは農林水産業の振興についての御質問で、県産食材の利用率等についてお答えいたします。

平成21年度の学校給食における県産農水産物の利用状況調査によると、県産食材の利用率は32.3%となっております。

県教育委員会といたしましては、引き続き学校給食において県産食材を活用したゴーヤーチャンプル等の郷土食を提供するとともに、県農林水産部等関係機関と連携し県産食材の積極的な活用を促進してまいり

ます。

次に、教育・文化の振興についての御質問で、幼保一体化との関係についてお答えいたします。

県教育委員会では、幼稚園教育につきまして保護者の負担軽減、幼児教育の充実、小学校との円滑な接続などを目指して、現在、国に対しまして新たな制度設計を提案しております。

国の目指す幼保一体化は、幼稚園が保育所機能を拡充し、保育所が幼稚園機能を拡充することで双方が子育て世帯のニーズに積極的に対応していこうとするものでございます。県教育委員会の制度設計のねらいは、国の方向性に沿うものでございます。

続きまして、学び直しの学校についてお答えいたします。

現在、平成24年度からの次期県立高等学校編成整備計画を策定中であり、その計画の中で学び直しができる高校の基本方向についても検討しているところでございます。

なお、対象としては、何らかの理由で不登校など学校への不適応等を起こしている生徒を考えております。

次に、学習指導についてお答えいたします。

県教育委員会におきましては、「確かな学力」を育成するため、生徒一人一人の特性等を十分把握し、基礎的・基本的事項の指導徹底や個に応じた学習指導の工夫改善に努めているところでございます。学習のおくれがちな生徒や障害のある生徒につきましては、義務教育段階の学習内容定着を図るため個々の生徒の学習状態に応じた指導内容や指導方法を計画的・組織的に行うことが重要であると考えております。

次に、特別支援教育実践推進事業についてお答えいたします。

県教育委員会では、すべての学校におけるより実践的な支援体制推進のため、今年度より「特別支援教育実践推進研修」、特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るための「人材育成研修」、巡回アドバイザー等が教員に対して具体的な助言等を行うための「学校支援事業」の3つの柱で特別支援教育実践推進事業を進めております。特に、全教職員の特別支援教育に係る指導力の改善・充実を図るため「コーディネーター養成研修」、「スキルアップ研修」、さらに、関係機関との連携による「地域支援力強化研修」等を実施し、専門性の向上を図っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 去る3月11日の東日本大震災による犠牲者に対して深く哀悼の意をささげ、被災されたすべての方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

自由民主党の中川京貴でございます。自由民主党会派を代表いたしまして、代表質問を行います。

その前に所見を少し述べたいと思います。

自由民主党会派、新垣哲司会長を初め14名は、6月6日から6月9日までの日程で、東日本大震災の被災地である宮城県の現況視察と、また、今年度期限切れとなる沖縄振興特別措置法や沖縄振興計画の新たな振興策について、政府や党本部に要請を行いました。

被災地では、テレビマスコミ報道よりも想像を絶する状況を目の当たりにし、つめ跡の深さや津波の恐ろしさを改めて痛感した。なお、自由民主党会派は、今後も被災地、被災地域の皆様のために義援金を初め物資支援継続を呼びかけ行動していきたいと思います。

また、沖縄振興計画におきましては、自由民主党の谷垣禎一総裁初め大島理森副総裁、二階俊博元経済産業大臣、林・岸田文雄元両沖縄担当大臣、また沖縄振興に関する特別委員会川口順子参議院議員、島尻安伊子参議院議員、磯崎仁彦参議院議員へ本県の事情に沿った経済自立に向けた新たな振興策について要請を行いました。

また、基地問題では日米地位協定の改定、普天間飛行場の危険性の早期除去と沖縄県の基地の整理縮小や過重な基地負担軽減のため、嘉手納以南の基地返還をロードマップから外すよう要請をしまいいりました。

1、災害等危機管理体制について。

去る3月11日午後、三陸沖を震源とする巨大地震が東北を中心に東日本の広い地域で発生し、同時に押し寄せた大津波により宮城県、岩手県、福島県などの沿岸地域を中心に壊滅的な被害を受け、6月9日現在で死者数は1万5401人、不明者は8146人に達し、想像を絶する惨状であります。この未曾有の地震・大津波による被災に追い打ちをかけたのが福島第一原発事故であります。

今回の大災害は、役場そのものや職員にも被害をもたらしたことで、役場や町が指令塔の機能を果たすという大前提が崩れ、住民の安否確認という災害発生時の初歩的作業を初め、一時避難場所や救援物資の確保、避難所への必要な情報が把握できないなどの事態となったのであります。

このように多くの自治体で役場の機能不全という想定外の事態が起きたことで、我が国における地震・津波対策と災害防止のあり方を根本から問い直すものと

なりました。

去年2月27日、那覇の東50キロ付近の太平洋海底を震源とするマグニチュード6.9の地震で、沖縄本島で震度5弱の揺れが観測されたことは、沖縄での大きな地震が起こり得ることを示しております。県においては、今回の東日本大震災の教訓を生かし、離島県であることを念頭に、万全な防災計画を講じることが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、東日本大震災支援について。

ア、東日本大震災支援について、本県として被災地に対する救援隊派遣等人的支援を含めた支援はどのように行われたか伺います。

イ、本県に避難してきた被災者に対する県の一時緊急避難支援について、支援の内容と期間、また、宮城、岩手、福島3県の被災者と3県以外の対象者の受け入れ状況を伺いたい。

ウ、震災で親を失った子供たちの受け入れについて、難しい事情もあるようだが、県としてどのような対応を考えているか伺いたい。

(2)、本県における地震・津波対策について。

ア、本県は、30年以内に震度6弱の地震が起きる確率が全国で18番目に高いと言われているが、地震・津波に対する対策はどうなっているか。県の防災計画に基づく危機管理体制と市町村を含めた連絡体制について伺いたい。

イ、東日本大震災は、住民避難を主導すべき市町村役所や職員も被災し、機能不全に陥った地域もある。県の対策はそのような事態も想定されたものとなっているのか。

ウ、本県は多くの離島を抱えた島嶼県であり、空港や港が被害を受けると完全に孤立する。そのような想定を含め国の災害対策基本法の見直しが必要ではないか。

エ、災害時における高齢者や障害者等の避難支援のための県内市町村災害時要援護者支援計画の策定状況について伺いたい。

2、新たな沖縄振興策について。

県は、2030年の沖縄のあるべき姿、長期的な視点で将来を展望した「沖縄21世紀ビジョン」を策定しております。4次にわたる国による振興策は、観光業の伸びや情報通信関連産業の集積などに成果を上げておりますが、離島経済圏の不利性を克服するには至らず、90%超の中小零細企業存在に全国最下位の県民所得や依然厳しい雇用情勢など、大きな課題を抱えているのであります。このため、「沖縄21世紀ビジョン基本

計画」は、これまでの国の計画であった沖縄振興計画から抜本的な発想の転換を図り、県が主体性を持った県計画として策定し、これを国が支援する仕組みと国の責務において全国一律とは異なる新たな法制度を構築するものであります。しかし、政府が打ち出した総合特区制度に対し全国の自治体が導入を目指し働きかけを強めている中、沖縄唯一の一国二制度の創設を図るのは容易ではありません。特に大震災で壊滅的な打撃を受けた東北地方に特区の創設との声が政府内部から出ていることは、沖縄の優先度の後退につながりかねません。県は、国との調整において沖縄の優先度や県主体の計画にすることが県経済の自立につながることと理論武装が重要となってくると考えます。県民所得全国中位の目標を達成する上で経済の自立は不可欠であり、県の取り組みが注目されております。

そこで伺います。

(1)、県は、沖縄振興計画にかわる新たな計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画(素案)」を公表した。計画の基本的な考え方と計画実現のため克服すべき課題の解決について伺いたい。

(2)、県は、「沖縄21世紀ビジョン」の策定や一国二制度の恒久法の制定を目指しているが、全国的に総合特区制度導入の動きや大震災に伴う復興特区構想がある中、沖縄は特別との理由づけは可能であるか。

(3)、沖縄政策協議会が開かれたが、新たな沖縄振興に向けた県の要望に対しほとんどゼロ回答に近いということだが、国と県との認識の乖離はどこにあると考えているか伺いたい。

(4)、新たな沖縄振興に係る法制度の策定に向けた政府との調整がおくれている中で、現行制度の単純延長やつなぎ法案の考え方が出ていることについて県の見解を伺いたい。

(5)、国際物流拠点としての那覇空港と沈埋トンネルで結ばれる那覇港国際コンテナターミナルとの航空輸送と海上輸送を連結させた国際物流経済特区の創設について県の考えを伺いたい。

3、県財政の健全化について。

去る5月24日、沖縄政策協議会第3回沖縄振興部会が開かれ、県は平成23年で期限が切れる沖縄振興特別措置法にかわる「新たな沖縄振興のための制度提言」を国に対し行い、重点事項として沖縄振興一括交付金の創設などを要望しております。自己財源に乏しい本県においては、効率的かつ効果的に新たな沖縄振興に係る各種施策を総合的に展開するため、財源の確保が必要であり、使途が限定されず県の責任で使い道が決められる沖縄振興一括交付金の創設が不可欠でありま

す。しかし、国は県の要望する沖縄振興一括交付金の額3000億円について、その根拠にこだわっているようであり、使い勝手のよい制度の要求と使い道の責任の所在の明確化との関係など明確な説明が求められます。

県の要望は、現下の全国一律の制度に風穴をあけるものであるだけに、実現には多くのハードルを乗り越えなければならないと考えます。その上、本県にとって不可欠なのは高率補助制度の存在であります。一括交付金が認められれば高率補助制度はどうなるのか、県は基本的な考えを明確に示しておくべきであります。仲井眞知事は、新たな制度の実現は事務段階でできるものではなく、政治レベルで方向性を示す必要性を述べております。まさに沖縄振興の実現は一にかかって政治の力が必要になってまいります。県は、政府を初め各党に対しても制度実現の要望を行っておりますが、今後は県の考えをいかに政党に浸透させ国に実現を迫れるか、県の真価が問われております。

そこで伺います。

(1)、県が求める沖縄振興一括交付金の範囲や対象と額3000億円の積算根拠、また、高率補助との関係について伺いたい。

(2)、県が求める一括交付金について、県と国との認識との乖離が指摘されるが、歴史的・地理的・自然的・社会的な4つの特殊事情で国の理解を得ることが可能であるか、県の基本的な考え方を伺いたい。

(3)、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」で新たな財源措置が必要とされるが、県はどのような事務・事業経費を想定しているか。また、これらの事業費は一括交付金の範囲におさまるか伺いたい。

(4)、社会保障と税との一体改革を検討している政府は、消費税を2015年度までに10%へ段階的に引き上げるとしているが、県財政へどのような影響を与えるか伺いたい。

(5)、平成23年度に創設された沖縄振興自主戦略交付金の今後の取り扱いについて、県はどのように考えているか伺いたい。

4、基地問題について。

米空軍は、嘉手納飛行場でのパラシュート訓練を県や関係市町村に事前に通告することなく強行しております。そもそも米軍のパラシュート訓練は、1996年、S A C Oの最終報告で伊江島で実施することで日米が合意していたにもかかわらず、米軍の一方的な都合で守られていないのが実情であります。今回の訓練はこれまでの訓練とは違い、事前の通告もなく、地元の市や町の抗議に対し、米軍はすべての訓練を日本側に通

告するわけではないとし、基地の運用上の安全を確保するため、特定の日時を通告することは今後はない。無通告で訓練を行うと明言をしております。日本政府は、地位協定で米軍の運用に任されていることを理由に、事前通告義務はないとの姿勢であります。

それにしても昨今、米軍の地元無視や高圧的な姿勢は目に余ります。トリイ通信施設内の海岸に勝手に工作物を造成したり、北谷町キャンプ桑江から出たアスベストや鉛などの有害物質を含む土、汚染土問題でも米軍の責任は問われないのであります。民主党政権のもと、外交関係がぎくしゃくしている中、日米関係の重要性が再認識され、その分、米国に頼る姿勢が米国への援助となり、県民の安全を守る責任を放棄していると言われても仕方ないと考えるのであります。政府に対しては、国民・県民の安全を守るという使命に立ち返り、毅然とした姿勢で米軍に対処してほしいと願うものであります。

そこで伺います。

(1)、政府は、鳥島射爆撃場の移転先として硫黄島を検討しているということだが、事実関係はどうか。

(2)、嘉手納基地でのパラシュート訓練について、米軍は運用上の安全を確保するため、今後とも無通告で訓練を行うとしているようだが、県は確認しているか。

(3)、基地返還後の米軍汚染土の保管問題について、日米地位協定における米軍の原状回復義務に関し、ドイツや韓国との違いを伺いたい。

(4)、那覇検察審査会は、1月に米軍属男性が起こした沖縄市の交通死亡事故について、那覇地検が公務中を理由に不起訴処分としたことに対し、起訴相当と議決した。県の見解を伺いたい。

(5)、米軍がトリイ通信施設内の海岸に造成した工作物について、県は原状回復を求めているが、政府の対応はどうか。

5、県内企業の振興について。

東日本大震災の影響は、多くの県や地域に及んでおりますが、本県においても県中小企業中央会が実施した大震災の影響調査によりますと、回答した会員93団体のうち57%に当たる53団体が影響ありと回答しているようであります。影響は観光だけでなく食品業界など多方面に及んでおり、このような状況においては企業は守勢に回らざるを得ず、今後さらなる被害が表面化してくることが懸念されます。

このように日米経済の先行きが不安視されている状況のもとで、自立した競争力のある県内中小企業としていかに育成し支援をしていくか、今後の大きな課題

となってくるものと思われます。そのためには県内中小企業の意識改革が重要であることは当然であります。しかし、本県における地場産業の中心的位置を占める沖縄泡盛は、近年、県外出荷量の減少に歯どめをかけられず、6年連続減少し続けている状況にあります。沖縄泡盛は、本県を代表するブランドであり、その歴史も500年以上前にタイから酒とともに製法が伝わり、沖縄の風土を生かした日本最古の蒸留酒と言われており、そこに本土のしょうちゅうとの違いがあります。このような沖縄の泡盛の特性を前面に出し、しょうちゅうとは違った飲み方の提案や用途に合った多様な利用法、次世代の消費者を対象とした普及宣伝、さらに少子・高齢化に対応した販売戦略などが必要ではないかと考えます。

そこで伺います。

(1)、東日本大震災で県内企業も製品の入荷減など影響を受けているようだが、影響を受けている業種と県の対策について伺いたい。

(2)、中小零細経営が多い本県の企業は、今後予想される大震災の影響による景気の低迷に大きな不安を抱いているが、県の認識と支援のあり方について伺いたい。

(3)、県は、第3のリーディング産業として、臨空・臨港型産業の立地・集積を進めているが、実現に向けた県の基本方針と具体的取り組みを伺いたい。

(4)、近年、我が国製造業を下支えしてきた金型産業の海外移転が進み空洞化が懸念されている。製造業の立地を推進している本県への立地集積を積極的に進めるべきと考えるが、県の取り組み状況を伺いたい。

(5)、本県泡盛の県外への出荷量が6年連続で減少している。その要因を県はどのように分析しているか。今後に向けた県の対策を伺いたい。

(6)、県内市町村などで構成する3協議会の企業誘致計画に対し、国は、企業立地促進法に基づき同意したが、それぞれの計画の概要と認められる特典について伺いたい。

6、那覇空港滑走路の拡張整備について。

那覇空港滑走路の拡張整備については、これまでの構想段階から施設計画段階を経て今年度から事業化に向けた環境アセスメント等の手続きが着手されております。県の説明によりますと、事業着手までに実施される環境アセスメント等の関係手続はおおむね3年程度を要するとされ、滑走路の増設の概算工事は約7年と見込まれているようであります。完成目標は2020年度とされておりますが、東日本大震災の影響による公共事業の抑制や復興財源確保のため、地方への予算減額

も懸念されることから、計画どおりのスケジュールで作業が進められるか心配であります。

一方、現在実施されている環境アセスメントについては、滑走路の長さが2700メートル、埋立面積が160から170ヘクタールとされていることから、滑走路の増設部分や増設滑走路と瀬長島、大嶺崎に囲まれる部分等のサンゴ類や海藻類などへの影響をいかに減少させるかが重要になると考えます。

そこで伺います。

(1)、国は環境影響評価を進めているが、滑走路増設による埋め立てで環境保全措置が必要とされるものや、直接・間接的に影響を受けると想定しているもの、これらに対する対策について伺いたい。

(2)、2020年度完成に向け、環境アセスメント等の関係手続はおおむね3年程度要するとされ、滑走路増設の概算工事は約7年と見込まれているようだが、東日本大震災の影響はないか伺いたい。

(3)、沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業について、事業の目的と内容、ターゲットとする海外の主要都市はどこを想定しているか。

(4)、那覇空港における航空貨物取扱量は、国際航空物流拠点事業の開始後急増しているが、沖縄県産の割合はどうなっているか。また、県経済への波及効果について伺いたい。

(5)、国内線ビルと新国際線ビルとを連結する旅客ターミナルビル全体整備構想について、その概要と完成目標を伺いたい。

7、地域振興対策について。

我が国経済は、戦後の復興とともに驚異的な発展を遂げ、経済大国の地位を確立し国民生活も大きく変化してまいりました。国が豊かになり、国民の所得の向上に伴い消費財の普及や交通手段が自動車へと変化、いわゆるモータリゼーションが進展したことにより、消費者の購買行動に大きな変化をもたらしたのであります。このような消費者の嗜好の変化やニーズの多様化は、品ぞろえの豊富な郊外への量販店や大型店舗へと向かい、地域の商店街に大きな影響を与えるとともに、商店街が競争にさらされ、その結果、商店街は衰退の一途をたどっているのであります。その上、90年代の失われた10年間と言われる経済の停滞から世界金融危機に伴う経済の低迷で景気悪化が続いており、今では失われた20年と言われるほど我が国経済の活力を奪っており、特に地方の経済力の衰退を招いております。

本県においても中心市街地や商店街の衰退が大きな問題となっており、特に中北部において深刻の度を増

しております。こうした商店街の衰退に対し、商店街自身や行政も手をこまねいているわけではなく、危機感を抱いてさまざまな対策を講じてきたのでありますが、思うような効果を上げ得ないというのが現状であります。中心市街地の衰退に歯どめをかけ活性化を図るには当該市町村の行政力は重要であることは当然ですが、市町村だけの力では多くの課題が山積しており、県の積極的な参加・関与が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、全国的に地方の中心市街地の衰退が進み地域商店街は空き店舗がふえ、地域経済に影響を与えているようであるが、本県は全国と比べてどのような状況にあるか。

(2)、地域商店街の活性化を図る上で民間活力と行政の協働は重要と考えるが、空き店舗解消に向けた県の基本的な考えを伺いたい。

(3)、内閣府が認定する中心市街地活性化基本計画の認定要件と計画策定における県のかかわりについて伺いたい。

(4)、市町村における中心市街地活性化基本計画の認定に向けた取り組み状況と県の指導について伺いたい。

8、台風2号による被害について。

去る5月28日に発生した台風2号は、本島各地や先島地方の農作物を中心に大きな被害をもたらしました。特に県内各地で61人の負傷者を出したほか、さとうきびやマンゴーなど農作物への被害は莫大な額に達すると言われ、さらにライフラインの影響もあり、県民生活に大きな打撃を与えております。

県の調査によれば、ゴーヤーなどの野菜類やさとうきび、そして葉たばこなどに甚大な被害を与えたほか、マンゴーなどの果樹類にも大きな被害を出しており、被害総額は70億円を超えるようであります。我が党も被害現場の視察を行いました。農作物の被害は深刻であり、住民生活への影響も含め今後調査が進むに従い被害がふえることが予想されます。

このような中、去る24日から25日にかけて台風5号が発生し農作物に大きな被害が出ております。県においては、台風2号、台風5号の各地における被害の状況のさらなる綿密な調査を行うとともに迅速な支援体制を構築し、農家等の不安解消に努めていただきたいと願い、次の質問を行います。

(1)、台風2号による県内の被害状況について、その概要と最も被害を受けた農林水産業の状況を伺いたい。

(2)、農作物等への影響は甚大であるが、県の支援はどうなっているか伺いたい。

9、第5回世界のウチナーンチュ大会について。

来る10月13日から16日にかけて、第5回世界のウチナーンチュ大会が開催されます。大会は、12日の前夜祭パレードを皮切りに16日のグランドフィナーレまで、世界からウチナーンチュが一堂に会し交流が行われることになっております。

ウチナーンチュ大会は、海外に雄飛した沖縄県人の子孫が母国沖縄に5年に一度集結し、県民との交流を図る中から、ウチナーンチュとは何かを改めて問い直す貴重な大会であります。南米のペルーやブラジル、ボリビア、アルゼンチンに行くと、三線や琉舞が盛んで、何より昔の沖縄の方言、それも地域の方言が残っており、また、若者は日常的にお年寄りを敬い大事にしていることが実感されるのであります。この意味で世界のウチナーンチュ大会は、100年以上の移民の歴史を持つ沖縄の再認識と先人の子孫たちが世界各国から集結する唯一の機会であり、我々は温かく迎えなければなりません。しかし、東日本大震災による福島第一原発事故の影響で南米からの大会申し込みは激減しているということでもあります。

県は、原発事故の影響は特定地域に限定されており、沖縄は安全であることを世界の県系人に向け情報を的確に発信する必要があると考えます。

そこで伺います。

(1)、第5回世界のウチナーンチュ大会が来る10月13日から16日にかけて開かれるが、大会の意義と位置づけ、前夜祭からフィナーレまでの主要行事、そしてこれまでの大会との違い、特徴について伺いたい。

(2)、世界のウチナーンチュ大会は、単に県系人が旧交を温めるだけの大会であってはならないと言われるが、これまでの4回の大会の交流を通して、ウチナーンチュとして何を受け継ぎ、何が根づいたか伺いたい。

(3)、報道によれば、東日本大震災による福島第一原発事故の影響で南米県系人の参加申し込みが激減していると言われるが、県はどのような対策を講じているか伺いたい。

答弁を聞いて再質問したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの中川京貴君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の中川京貴君の質問に対する答弁を願います。
仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、災害等危機管理体制に係る御質問の中で、災害対策基本法の見直しなどなどの御質問に答弁させていただきます。

御案内のとおり、３月11日に発生いたしました東日本大震災は、東北地方を中心として死者・行方不明者が約２万5000人とされる未曾有の災害であります。今なお約13万人の方々が避難生活を余儀なくされておられます。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げます。

私も実際に被災地を訪問をし、被害の甚大さなどを目の当たりにし、議会を初め県民の皆様の御理解と御協力のもと、東日本大震災の被災者支援に全力を挙げますとともに、県内の防災対策の強化を強力に押し進めることを決意いたしております。

沖縄県の災害対策につきまして、沖縄県は本土から遠く離れ、そして39の有人離島が広域に散在していることから、第１に、大規模災害時には本土からの応援到着までに相当の時間を要するため、県内の防災力で持ちこたえる必要があります。第２に、県内の離島に対する同時の応援派遣が難しいこと。第３に、人口規模が小さく財政力が弱い市町村においては、単独での防災体制の強化が難しいことなどの課題があります。

国は、今回の東日本大震災を受け、災害対策基本法に基づく防災基本計画の見直しを進めていることから、沖縄県の島嶼県としての特殊性等も勘案した対策が今後講じられるよう、国に対し強く求めていくことといたしております。同時に、県といたしましても早急に地域防災計画の見直しに取り組んでまいり所存でございます。

次に、新たな沖縄振興策に係る御質問の中で、新たな計画の基本的考え方についてという御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、「強くしなやかな経済の構築」と「沖縄らしい優しい社会の構築」を施策展開の基軸として、「沖縄21世紀ビジョン」で示された県民が描く将来像の実現に向け、取り組むことといたしております。

「強くしなやかな経済の構築」では、観光・リゾー

ト産業や情報通信関連産業に加え、沖縄の特性を踏まえました臨空・臨港型産業の集積などにより第３、第４のリーディング産業を育てていきますとともに、域内産業を活性化させ、経済社会の変動にも柔軟に対応できる経済を構築いたしてまいります。また「沖縄らしい優しい社会の構築」では、子供が健やかに生まれ育つ環境づくり、そして豊かな自然環境のもと、医療や福祉、保健、教育などが充実をし、安全で安心できる社会の構築、離島の定住条件の向上などに取り組んでまいります。また、「沖縄21世紀ビジョン」で示されました県民が描く将来像実現のためには、沖縄の特殊事情から派生する固有課題であります「基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用」、そして「離島の条件不利性の克服と国益貢献」、「海洋島しょ圏沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」、「地方自治拡大への対応」を克服することが必要でございます。

新たな沖縄振興策に係る御質問の中で、沖縄振興の理由づけについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

東日本大震災に係る復興支援につきましては、国民全体の負担により優先的に取り組むべき重要課題であります。沖縄県といたしましても被災地の支援に努めているところであります。

一方、こうした状況にあっても、沖縄が戦後26年余り国の施政権の外にあった歴史的事情や米軍施設・区域の集中しているいわば社会的事情などの地域特性に起因する県民所得の向上への課題や、雇用の確保という課題、そして離島振興、さらには戦後処理問題解決への課題、基地跡地利用などの課題などはいまだ解決されておらず、引き続き国の責任による沖縄振興が必要だと考えております。

私どもは、この約40年間にわたり４回の沖縄振興の法律と計画をつくってまいりましたが、この中でその必要性につきましては、今申し上げた４つの特性、１つは、我々が日本国の施政権下の外に置かれていたこと、日本復帰が20年おけていること、こういう歴史的な事情、そして自然の面では我が国でもめずらしい亜熱帯地域であり、台風常襲地帯であるという特性、さらには地理的には本土から遠く離れた広大な海域に散在する39の有人離島から成るという県の特性、そして社会的な特性として、米軍の施設・区域が集中し過ぎているという特性、この特性がかなり改善されたものも無論ありますが、基本的には特に米軍基地の集中などなど、26年の米軍の施政権下に置かれたことから発生してくる課題についてはほとんど改善がされていないという部分もございます。そういうことを踏まえ

て、私たちはきちっと沖縄振興の重要性、沖縄振興の必要性を要求し、国の責任において課題の解決に努める理由にはしっかりしたものと考えて取り組んでいるところでございます。

次に、新たな沖縄振興策に係る御質問の中で、国と県との認識の乖離、違いについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄振興に向けました沖縄県の制度提言や沖縄振興一括交付金の創設などに対して、全国一律とは異なる新たな仕組みの構築を求めるものでございます。

去る5月24日に開催されました沖縄政策協議会の振興部会におきまして、官房長官から、そろそろ実務レベルから政務レベルへ上げてさらに踏み込んだ検討をしたいという旨の発言がありました。また、去る6月23日の全戦没者追悼式におきましては、菅総理のごあいさつの中で、一括交付金とか、県が主体となる計画への支援、そして跡地利用に関する法律の制定、出先機関の見直しなど、地元の方々の声に耳を傾けながら実現してまいりますというごあいさつがございました。これなどを含め、沖縄県の考えを可能な限り取り入れた検討がなされていくものと期待をいたしております。

沖縄県としましては、新たな沖縄振興を実現するため、県民各界各層、そして議会は無論ですが、市町村の御協力を得ながら、引き続き国に対し働きかけると同時に、意見交換を進めまとめてまいりたいと考えております。

次に、同じく新たな沖縄振興策に係る御質問の中で、現行制度の単純な延長やつなぎ法案に対する県の考えいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県が新たな沖縄振興のために提言しております諸制度は、県民が求める将来像実現のため、そして離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独特の文化、豊富な若年労働力、そして東アジアの中心に位置する地理的優位性等を最大限発揮できる施策の展開を目指すものであります。

県の要望につきましては、現在関係府省との間で調整を進めており、また、去る23日の全戦没者追悼式における総理大臣のあいさつ及び24日の官房長官の沖縄振興開発金融公庫の存続などに関連する発言に見られますように、来年4月以降には県が求める諸制度を盛り込んだ新たな法律がスタートするものと認識をいたしております。

県としましては、単純延長やつなぎ法案はないものと考えております。

次に、県財政の健全化についての柱の中で、沖縄振興一括交付金の県の基本的考えいかんという御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興は、沖縄の置かれた4つの特殊事情にかんがみ、さまざまな施策がとられてきましたが、県民所得の向上や雇用の確保、そして離島の振興、戦後処理問題、基地跡地などの課題及びまだ残された社会資本の整備、そして産業基盤の整備等はいまだ完全には解決されておられません。引き続き国の責任による全国一律の制度に基づかない沖縄振興が必要だと考えております。また、一方では、復帰後40年にわたります時代の流れの中で、県民ニーズの変化や地方分権の進展などから、沖縄振興も新たな段階を迎えているとも考えております。

今後の沖縄振興につきましては、沖縄が今なお抱える固有課題の解決を図りますとともに、沖縄の魅力ある自然環境や東アジアの中心に位置するという地理的な優位性などを活用することにより県民が求める将来像の実現を図ると同時に、我が国の経済社会にも寄与する施策を展開することといたしております。

沖縄県といたしましては、これらの沖縄独自の施策を展開するために必要な財源として、使途の自由度が高い沖縄振興一括交付金の創設を求めているところであり、国の理解を得られるものと考えております。

次に、那覇空港滑走路の拡張に係る御質問の中で、国際航空物流ハブ活用推進事業の目的等に係る御質問にお答えいたします。

この事業は、那覇空港を拠点に国内及びアジアの主要都市を結ぶ全日空さんの国際航空物流ハブを活用し、第1に、県産品の販路の拡大、第2に、臨空型企業の誘致、第3に、海外航空会社の路線誘致、第4に、外国人観光客の誘客、これらを一体的に進め、アジアの成長と活力を取り込み、県内産業の振興を図ることを目的といたしております。

主な事業内容といたしましては、全日空貨物ハブの就航都市を中心とした海外アンテナショップの開設、そして国内外主要都市での企業誘致セミナーの開催及び知名度向上のためのプロモーション事業などを実施いたしております。県産品の販路拡大及び外国人観光客の誘客につきましては、特に、観光や物産の売り上げが伸びております香港、上海、台北、北京を中心に展開いたしております。今後は、これらの都市を基点に中国を初めとする他のアジア主要都市に拡大展開してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 災害等危機管理体制の御質問の中で、東日本被災地に対する県の人的支援等についての御質問にお答えいたします。

沖縄県においては、東日本大震災発生後、直ちに東日本大地震沖縄県支援対策本部を設置し、被災地への人的・物的支援を実施してきたところであります。

被災地への人的支援といたしましては、県職員を中心に市町村や民間医療機関等の協力を得て派遣チームを構成し、6月24日現在で、緊急消防援助隊、県警広域緊急援助隊、保健師チーム、医療チーム、心のケアチーム及び建築・漁港・港湾技師等を494人（うち県職員が165人）を派遣したところであります。また、被災地への物的支援といたしましては、毛布、おむつなどの生活物資を計6回送付したところであります。

次に、県内避難者に対する支援内容と受け入れ状況についてお答えいたします。

県内への被災者支援といたしましては、まず「県内への一時的緊急避難に係る旅費・宿泊費の支援」として、4月から6月までの3カ月間、往復の航空運賃及び3食つきの宿泊費用を6月24日現在で計260世帯、576名に対して支援を行いました。同支援策は、岩手、宮城、福島県の3県を対象としており、その内訳は岩手県が7世帯18人、宮城県が144世帯321人、福島県が109世帯237人となっております。なお、6月以降は、中長期的な避難をされる方への支援策に移行しており、住宅・宿泊支援として、民間賃貸住宅と付随する旅費・宿泊費の支援を実施するとともに、東日本大震災支援協力会議において「ニライ・カナイカード」を6月24日現在で計480枚発行し、県内流通業界や交通機関等において割引等を実施しております。そのほか、避難者の生活費の支援として、受入被災者支援見舞金として1世帯20万円（単身者は10万円）を計155世帯に対して給付しております。

次に、県の地震・津波対策と危機管理体制及び市町村との連絡体制についてお答えいたします。

今回の東日本大震災を踏まえ、6月16日に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置するとともに、6月21日には市町村防災担当課長会議を開催し、県及び市町村の地域防災計画の見直し作業等を進めているところであります。現行の沖縄県地域防災計画においては、地震や津波などの災害が発生した場合、県では情報収集を中心とした準備体制から全職員が対応に当たる非常体制までの4段階の体制で対応することとしております。ま

た、県と市町村との連絡体制につきましては、沖縄県防災情報システム等により、各種防災情報や気象情報を県内の市町村や消防本部へ伝達するとともに、市町村から災害情報を収集するなど、緊密な連携を図っているところであります。

今後とも県内における危機管理体制及び災害時における連絡体制の強化について、市町村等関係機関と連携の上、見直しも含め進めてまいりたいと考えております。

次に、市町村役場が被災した場合の県の対策についてお答えいたします。

今回の東日本大震災では、市町村役場や職員等が被災し、災害対応を行う市町村機能の喪失または著しい低下等が生じたところであります。現行の沖縄県地域防災計画においては、市町村が被災した場合において、住民への避難勧告や避難指示を県が代行することについて取り決めております。

今後、防災計画の見直しにおいて、県や市町村の災害対策本部機能の維持確保や、県から市町村への迅速な支援のあり方などについてさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、各市町村の災害時要援護者支援計画の策定状況についてお答えいたします。

県内の市町村における災害時要援護者の避難支援の取り組み方針、全体計画の策定状況は、平成23年4月1日現在で15団体（36.6%）が策定済みとなっており、今年度中に策定予定の団体を合わせると36団体（87.8%）となっております。また、災害時要援護者の名簿の整備状況は、平成23年4月1日現在で9団体（22.0%）が策定済み、策定中の団体を合わせると30団体（73.2%）となっております。さらに、個々の要援護者ごとの避難経路や避難支援者などを記載する個別計画は、平成23年4月1日現在で6団体（14.6%）が策定済みとなっており、策定中の団体を合わせると22団体（53.7%）となっております。

県としましては、今後とも市町村と連携し、災害時要援護者の避難支援対策を支援してまいりたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中の、鳥島射爆撃場の移転先として硫黄島を検討していることにつきましてお答えいたします。

去る5月に開催された沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会で、北澤防衛大臣から、鳥島射爆撃場を硫黄島に移転することを検討しているとの発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容はまだ決まっていないとのことで

あります。

県としましては、引き続き情報収集を続けているところであります。

次に、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練について、政府は、「日米両政府は、嘉手納飛行場は、あくまでも、例外的な場合に限って使用するとの認識で一致している」としております。

県は、パラシュート降下訓練は、例外なくSACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、通告のあるなしにかかわらず、今後とも引き続き嘉手納飛行場において実施されることがないよう、日米両政府に対し、強く求めてまいりたいと考えております。

次に、基地返還後の原状回復について、日米地位協定とドイツ、韓国との違いについてお答えいたします。

ドイツがNATO加盟諸国と締結しているボン補足協定においては、原則、ドイツの国内法が適用される結果、原因者であるNATO軍に汚染除去等の回復義務があるとされております。また、返還に際してNATO軍により残される建物等については、ドイツでは、NATO軍、派遣国に対し、ドイツが補償を行うこととされております。他方、米韓の地位協定においては、日米地位協定と同様、米軍に原状回復義務はなく、返還に際して米軍により残される建物等については、米国に対していかなる補償義務も負わないとされております。

次に、検察審査会の議決に対する県の見解についてお答えいたします。

米軍属男性が沖縄市で起こした交通死亡事故に関し、去る5月27日、那覇検察審査会は「起訴相当」と議決しております。現在、那覇地方検察庁において検討されていると承知しており、同議決に対するコメントは差し控えたいと思います。

今回の事故は米軍属が勤務先からの帰宅途中に発生したことから公務中扱いとされたとのことであり、公務中であれば、加害者側に過失があっても我が国が第1次裁判権を行使して刑事責任を問うことができないことから、公務中か否かの判断は厳格に行うべきであり、今回の事案が公務中であるとの判断に至った理由等について県民に対して十分な説明がなされるべきであると考えております。

次に、台風2号による被害についての御質問の中で、台風2号による県内の被害状況についてお答えい

たします。農作物被害以外の被害状況についてお答えいたします。

台風2号による県内の主な被害状況は、人的被害が68名、住家被害のうち全壊が4棟、半壊が6棟、一部破損が27棟、床上浸水が3件、床下浸水が5件、船舶被害が4隻、車両被害が74台、停電が最大で27万8400戸となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 震災で親を失った子供たちの受け入れの対策についてお答えいたします。

東日本大震災で親を失った子供を含む要援護者の受け入れにつきましては、被災県の要望を受け、厚生労働省を通して行われることとなっております。

沖縄県におきましては、児童養護施設や里親での受け入れを想定した上で、児童相談所等を相談窓口としての対応体制をとっております。なお、本県では、50人程度の受け入れが可能と厚生労働省に報告しておりますが、現時点で震災に係る要援護児童等の調整、相談はございません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興策についての御質問の中で、航空輸送と海上輸送を連結させた国際物流経済特区の創設についてお答えいたします。

国際物流経済特区については、空港・港湾の物流機能の向上や臨空・臨港型産業の集積に資する税制優遇及び規制緩和等に加えて、空港と港湾の機能を連結するロジスティクスセンターの整備に係る財政措置等を求めています。このような特区制度の創設により、航空輸送と海上輸送の近接性を生かした国際物流拠点の形成及び産業の集積を促進し、本県の経済発展を図ってまいります。

そのような中、沈埋トンネルによる空港と港湾の連結は、より優位なシー・アンド・エアの物流環境を構築するものと考えております。

次に、県財政の健全化についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の対象範囲と額の積算、高率補助との関係についてお答えいたします。

沖縄県は、現行の国直轄経費及び市町村の事業費を含めた内閣府沖縄担当部局予算の全額に加え、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に盛り込まれた施策の展開に必要な財源を沖縄振興一括交付金の対象とすることを国へ求めているところであります。また、その額に

については、これまで高率補助制度に基づき措置されてきた予算額と同等程度を措置することを国へ求めているところであります。

沖縄県としては、現行の事業等に係る経費として国直轄事業分1000億円程度、県・市町村の補助事業分1300億円程度に、那覇空港の整備や交通物流コストの低減、待機児童の解消、離島の定住支援などの新たな沖縄振興に係る事業分700億円を加えたおおむね3000億円程度が必要であると考えております。

次に、新たな計画で想定している事務・事業経費等についてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画（素案）」では、県民が描く将来像の実現に向け取り組むこととしており、那覇空港の滑走路増設や交通・物流コストの低減、待機児童の解消、離島の定住支援など、沖縄の地域特性を踏まえたハード・ソフトのさまざまなプロジェクトを実施していきたいと考えております。このため、国に対し、地域の創意工夫が発揮でき、沖縄の裁量が大幅に拡充された一括交付金の創設を求めているところであります。

県民の福利向上のために必要な財政需要に対応するためにも一括交付金は重要な財源であり、プライオリティーをつけ、優先度の高い事業から取り組んでいきたいと考えております。

次に、沖縄振興自主戦略交付金の今後の取り扱いについてお答えいたします。

平成23年度から全国とは別枠で沖縄振興自主戦略交付金が創設されましたが、その規模と用途の自由度については、不十分なものとなっております。沖縄県としては、今年度創設された沖縄振興自主戦略交付金を廃止した上で、平成24年度からの新たな沖縄振興に係る施策の展開に必要な財源として、より自由度の高い沖縄振興一括交付金（仮称）の創設を政府に求めているところであります。

次に、県内企業の振興についての御質問の中で、臨空・臨港型産業の集積に向けた県の方針と取り組みについてお答えします。

沖縄県では、臨空・臨港型産業を本県の新たなリーディング産業として位置づけ、人流・物流を支えるネットワーク・機能の強化及び国内外の物流関連企業誘致等を推進することとしております。その実現に向けて、県では、那覇空港を離発着する航空機に係る航空機燃料税等の低減に取り組み、昨年実現いたしました。現在は、国際物流機能の向上及び企業の立地促進に係る税制及び財政措置等の優遇制度を盛り込んだ国際物流経済特区の創設に取り組んでいるところであり

ます。また、臨空・臨港型産業の立地・集積に向けて、既に国内及びアジアの主要都市での企業誘致セミナーなどを実施しております。

次に、那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問の中で、那覇空港滑走路拡張整備における環境保全対策についてお答えします。

国は、昨年度から環境影響評価法の手続に着手しており、今年度は、昨年度に引き続き現地調査を実施する予定です。滑走路の増設では、約160ヘクタールの埋め立てを伴うことから、海域環境の変化による生態系への影響が予想されています。直接的には海域、底生生物などの生物群への影響、間接的には潮流や波浪、底質への影響が予想されております。これらの環境保全措置については、現地調査等の結果をもとに来年度に作成される準備書において示されるものと考えております。

県としては、環境アセスメントを進める中で、可能な限り環境への影響を低減するよう努める必要があると考えており、その旨国へ申し入れております。

次に、那覇空港滑走路拡張整備における東日本大震災の影響についてお答えします。

国では、東日本大震災以降、被災地の復旧・復興に向けて、予算の確保は大きな課題となってくることが想定されます。県としては、一日も早い供用開始を目指し、環境アセスの手続終了後に早期事業着手ができるよう、国と連携・協力して必要な予算の確保に努めていきたいと考えております。

次に、航空貨物取り扱い量及び県経済への波及効果についてお答えします。

現在、県では、全日空の高速物流ネットワークを活用して、アジアに向けた県産品の販路拡大を図っております。那覇空港の貨物ハブを利用した沖縄県産品の平成22年度の輸出量は112トンで、国際貨物量全体の約0.1%ではありますが、事業開始前に比べると月平均0.4トンから9.4トンへと約23倍に増加しております。また、輸出額については、現在把握している範囲で、月約1700万円程度となっております。

今後、貨物ハブの活用により、県内産業の市場がアジアの巨大マーケットに広がるとともに、海外とのビジネス交流の活発化等により、県経済の発展に大きく寄与することが期待されます。

次に、旅客ターミナルビル全体整備構想の概要と完成目標についてお答えいたします。

那覇空港の旅客ターミナルビルについては、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、那覇空港ビルディング株式会社が新たなターミナルビ

ルの整備を進めているところであります。

同社の事業計画では、第1段階として、現国際線ターミナルビルを使用しながら平成25年度末の供用を目途に、旧貨物ターミナル敷地に現在の約3.7倍となる地上4階建て、延べ床面積約2万4000平方メートルの新国際線ターミナルビルが整備されることとなっております。また、新規航空会社等が利用できるチェックインカウンターを確保するため、現国内線ターミナルビル北側へ平成24年度末供用を目途に増築を行うこととなっております。第2段階としては、新国際線ターミナルビル完成後、引き続き連結部の整備を行っていくこととしており、平成28年度末の供用を予定しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県財政の健全化に関する質問のうち、消費税率の引き上げと県財政の影響についてお答えいたします。

消費税は、商品の販売やサービスの提供などに税を課すもので、他の税と比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で安定的な歳入確保のため、その役割は重要と考えております。

現在、国において検討されている「社会保障と税の一体改革最終案」は、増税の幅や時期、国と地方の配分等が定まっていないことから、現時点において税収など県財政に及ぼす影響については不明であります。

今後も引き続き国の動向を見守っていきいたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 基地問題の中で、トリイ通信施設内の海岸工作物の原状回復についてお答えいたします。

県は、トリイ通信施設内の海岸工作物の原状回復について、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、在日米陸軍基地管理本部に対し、去る4月26日から27日にかけて基地内工事の事前の情報提供、工作物の漁業活動に影響がないよう撤去を含めた対応などについて要請してきたところでございます。

要請に際し沖縄防衛局からは、基地内の工事について事前に説明するよう働きかける、読谷村、漁協、地元関係者から意見を聞き、撤去を含めた解決方法を米

陸軍側と相談するとのコメントがありました。また、外務省沖縄事務所からは、要請内容を外務大臣へ報告する、要請内容について米陸軍側へ申し入れるとのコメントがありました。なお、在日米陸軍基地管理本部からは、今後、工事を行う場合は事前に地元と連絡する、ビーチ施設の一環として整備しており、漁業活動に影響があった場合は対応するとのコメントがありました。

県としては、今後とも関係機関と連携し、漁業活動に影響を及ぼさないよう対応していきいたいと考えております。

台風2号による被害の中で、農林水産業の被害状況について御説明いたします。

台風2号による農林水産業関係の被害総額は、6月10日現在で約70億6000万円と見込んでおります。

今回の被害は、特に農作物の収穫時期に当たる5月に台風が発生したため、葉たばこ、さとうきび、ゴーヤー、マンゴーなどの農作物が被害全体の約8割を占めております。被害の内訳は、葉たばこ等農作物が58億3000万円、ハウス等農業用施設関係が4億7900万円、家畜等畜産関係が3200万円、林道等林業関係が4000万円、水産業関係が6億7900万円となっております。

次に、農作物等の被害に対する支援についてお答えいたします。

農作物等の被害対策としては、農業改良普及センターに営農相談窓口を設置するとともに、被災農家に対し病害防除の徹底や樹勢等の回復のための肥培管理などの指導を行っております。

台風等の被害に対する補償としては、さとうきびについては畑作物共済、水稻については農作物共済、野菜等については園芸施設共済等があり、加入農家に対して損害評価後に農業共済金が支払われることになっております。葉たばこについては、JTから災害援助金が支払われると聞いております。漁船については、漁船保険制度により保険金が支払われることになっております。

国の災害復旧事業の対象となる農業用施設や林道・漁港施設等については、国への災害復旧申請を早期に行うための準備を進めているところでございます。

また、農家の経営安定を図るため農業制度資金等の償還猶予を行うとともに、6月補正において、農林漁業セーフティネット資金借入れに係る利子助成を計上しているところであります。

今後とも台風2号の影響による農家支援については、農家の要望等を踏まえ関係機関と連携し対応を検

討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 県内企業の振興についての中、(1)番目と(2)番目の東日本大震災による県内企業への影響と対策及び景気低迷に対する県の認識と支援のあり方についてにお答えいたします。

沖縄県では、東日本大震災後の4月下旬に県内商工分野における震災後の実態を把握するため、県内企業を対象にアンケート調査を実施しております。その結果によりますと、回答のあった1221社のうち56.7%——692社でございますが——の企業が「影響があった」と回答しております。

業種別で見た場合、旅行業や宿泊業において宿泊予約のキャンセルが大量に発生するなど、観光関連分野への影響が大きく出ております。また、建設業における建築資材等の納期おくれや小売業における飲料水等の商品納期おくれがあるなど、県外との商品取引に関連する企業において影響が出ております。

沖縄県では、今回の震災等の影響を踏まえて、観光対策として国内外の誘客プロモーション等を強化するため、約18億7000万円の補正予算案を今議会に提案しております。

また、今後の景気低迷に対する中小企業支援策としては、沖縄公庫の資金繰り支援策や県制度融資の拡充強化、沖縄県産業振興公社における窓口相談等を活用した経営基盤の強化に取り組んでいくほか、今後の県内の景気動向、あるいは景気低迷の状況に応じた適切かつ迅速な対応策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、金型等製造業の立地集積に関する県の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県では、雇用の創出と新たな産業の振興という観点から、企業誘致に積極的に取り組んでおります。この中で情報通信関連産業につきましては、この10年間で約200社が立地するなど大きな成果が上がっておりますが、製造業の立地につきましては現状としては厳しい状況にあります。その要因として、製造業を下支えする関連産業の集積がないことや割高な物流コストなどが挙げられます。

このため、県では製造業を下支えする金型等の素形材産業の集積が不可欠との認識から、平成22年7月に金型企業向け長屋型の素形材産業・賃貸工場を整備したところであります。同工場には現在3社が入居しております。また、同工場に併設する金型技術研究セン

ターにおいては、金型技術の人材育成、技術支援、研究開発等を実施しております。

沖縄県では、今後ともこれらの取り組みにより県内製造業及び素形材産業の振興のため、金型企業の立地促進を図りたいと考えております。

続きまして、5つ目の泡盛出荷数量の減少要因と県の対応策について。

泡盛の県外出荷数量は、平成16年度の6400キロリットルから平成22年度は3500キロリットルまで減少しております。その主な要因は、長期化する景気低迷や国内酒類市場の縮小傾向、消費者嗜好の多様化等が考えられますが、加えて泡盛業界の県外への販路拡大の取り組みが他県業界に比べて弱いことなども考えられます。

このような状況を受け、沖縄県においては、県外大規模都市圏における飲食店等を中心とした泡盛セミナーや試飲会など販路拡大事業を業界と連携して行っております。

また、泡盛業界は、県外出荷数量の回復を図るため、泡盛の商品特性や多様な飲み方を引き続きPRしていくほか、新たな取り組みとして古酒を県外出荷の戦略商品に位置づけ、本年4月にその増産化のため「古酒の郷」整備に着手しております。

県としても、県外における市場調査を業界とともに実施し、泡盛の販路拡大を支援してまいります。

同じく企業立地促進法に基づく基本計画概要と特典についてお答えいたします。

国の同意を受けた基本計画は、うるま市・金武町企業立地促進基本計画、沖縄中南圏域産業活性化基本計画、沖縄北部地域産業活性化基本計画の3つとなっております。

まず、うるま市・金武町の基本計画概要は、製造業関連産業、情報通信産業及び観光・リゾート関連産業の立地集積を目指しております。次に、那覇市など11市町村から成る沖縄中南圏域の基本計画では、観光関連産業、地域資源活用関連産業、情報通信関連産業及び物流関連産業を有機的に結びつけ、さらなる集積を図ることとなっております。また、名護市など4市町村から成る沖縄北部地域の基本計画では、地域資源・製造業関連産業、観光・リゾート関連産業、情報通信・金融関連産業の集積を図ることとなっております。

これらの計画が目指す産業集積や雇用創出に必要な支援策として人材育成や産業ネットワーク形成の補助事業、低利融資制度及び課税の特例などがあります。具体的には、うるま市・金武町企業立地促進協議会で

は「ものづくり製造業高度人材育成事業」が採択され、また、沖縄中南圏域産業活性化協議会では「沖縄地域国際医療交流ネットワーク活動事業」が採択されております。

次に、地域振興対策の中の(1)番目、本県と全国の空き店舗の状況の比較についてという御質問にお答えいたします。

平成21年度に県が実施した商店街実態調査によると、本県の空き店舗率は11.0%となっており、地域商店街の経営環境は厳しい状況にあります。また、中小企業庁が調査した「平成21年度商店街実態調査報告書」によりますと、全国平均の空き店舗率は10.8%となっており、本県の空き店舗率とほぼ同水準となっております。

続きまして、空き店舗解消に向けた県の基本計画についてお答えいたします。

空き店舗解消に向け地域商店街を活性化していくためには、地元自治体のイニシアチブのもと、店主や商店街振興組合などの自発的・主体的な取り組みが重要であると考えております。

平成22年3月に中心市街地活性化基本計画が認定された沖縄市では、NPO法人が各種イベントの実施や空き店舗を改修し、その活用促進を図るという民間活力と行政による協働事業を実施しております。

地域商店街の活性化のためには、このような民間活力の活用が重要であると考えており、県としては、商店街の活性化に向けた商店街等の主体的な取り組みに対し支援や指導を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、中心市街地活性化基本計画の認定要件と計画策定における県のかかわりについてお答えいたします。

中心市街地の活性化に関する法律第9条第6項に定める計画の認定基準は、政府が定める中心市街地活性化を図るための「基本方針に適合するものであること」、「当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること」及び「当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」となっております。

また、改正前の中心市街地活性化法では、市町村の中心市街地活性化基本計画の作成に対して県は助言を行うこととなっておりましたが、平成18年の改正後は、市町村が基本計画を作成し、直接内閣総理大臣へ認定を申請することとなっております。したがって、現在、法的には県のかかわりはなくなっております。

すが、県としては、中心市街地活性化の観点から、平成22年3月に認定された沖縄市の中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、県もその策定経費の一部を補助しております。

続きまして、市町村の中心市街地活性化基本計画の認定に向けた取り組み状況と県の指導についての御質問にお答えいたします。

昨年度、県においては、商店街が形成されている20市町村に対し中心市街地活性化基本計画の策定に関する意向等についてアンケート調査を実施したところ、3市から今後検討していきたいとの回答がありました。

県としては、策定を検討している自治体と意見交換を行いながら、その策定を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 4月1日付で文化観光スポーツ部長を拝命いたしました平田大一でございます。

大学を卒業してから21年間、「南島詩人」という名前で文化を基調とした島おこし、地域づくりを徹底的に展開してまいりました。

このたび、新たな部の新たな沖縄づくりのスタートの節目に当たり、大変大きな役割を担うことになりました。我が島沖縄が主体的にみずからの足で歩くために、文化が、観光が、スポーツが何をなし得るのかその可能性に挑み、あらゆる分野との連携を図りながら精いっぱい頑張っていきたいと思っております。御指導、御鞭撻よろしくお願い申し上げます。

それでは中川京貴議員御質問の第5回世界のウチナーンチュ大会について、本大会の意義と位置づけ、大会期間中の主要行事、これまでの大会との違いについてお答え申し上げます。

第5回世界のウチナーンチュ大会は、本年10月12日の前夜祭パレードを皮切りに16日までの5日間、セルラースタジアム那覇をメイン会場に開催されます。

大会の意義と位置づけとしましては、世界各地で活躍する県系人とのネットワークを拡充強化し、経済、文化、教育のあらゆる分野の持続的な交流を図り、「沖縄21世紀ビジョン」にうたわれる「世界に開かれた交流と共生の島」の実現を目指すものであります。

主要行事としましては、前夜祭パレード、開閉会式、チャンプルー交流祭や世界の物産と各国の料理が楽しめるワールドバザール、首里城正殿における琉舞

と空手の奉納、現代版組踊「翔べ！尚巴志」の上演、連携イベントとして「世界エイサー大会2011」のほか、海外で生中継される「NHKのど自慢」などのイベントを実施することとしております。

今大会の特徴としましては、約3万人を収容できるセルラースタジアム那覇をメイン会場にすることでより多くの県民が参加できるようにするとともに、ウチナーネットワークの次世代への継承を図るため、これまで以上に小・中・高・大学生がより多くかかわる大会にしたいと考えております。

なお、大会キャッチフレーズ「ちゅら島の 魂響け 未来まで」は、中学校3年生仲島未来さんの作品、大会テーマソング「ニライの彼方」を歌っている山田七海さんも中学2年生であることから、次世代が大きくクローズアップされた大会となっていることの具体的な事例の一つとしてつけ加えて御紹介いたします。

次に、これまで4回の大会を通してウチナーンチュとして何を受け継ぎ、何が根づいたかについてお答え申し上げます。

世界のウチナーンチュ大会は、移住者の御労苦をねぎらうのみならず、ウチナーアイデンティティー、海外雄飛の精神、世界に広がるウチナーネットワークなどを確認、継承する場と認識しております。

過去4回の大会において、ウチナーネットワークの充実・発展に向け、ウチナー民間大使制度やWUB（ワールドワイド・ウチナーンチュ・ビジネス・アソシエーション）の設立、ジュニアスタディツアー、ホストファミリーバンク事業などを創設し、これらの事業は現在も継続して実施しております。今大会においても多くの県民の参加のもと、さまざまな交流を通してウチナーンチュとしてのアイデンティティーを確認し、ウチナーネットワークを次世代に継承していく大会にしたいと考えております。

続きまして、東日本大震災による福島第一原発事故の影響で南米県系人の参加者が激減しているとの報道に対し県が講じている対策についてお答え申し上げます。

大会事務局で現地に事実確認をしたところ、参加予定者数は前回大会を大きく超える780人が参加することです。

県としましては、正しい情報を海外に向け発信していくことが重要であると考えており、海外県人会等へメールや文書での呼びかけを行うほか、6月1日から10日にかけて知事を団長とする北米キャラバンを実施いたしました。8月の南米キャラバン（ブラジル、ペルー、アルゼンチン、ボリビア）においても広く大会

への参加を呼びかける予定であります。

今後とも、中川議員初め多くの方の御支援をいただきながら、大会の大成功に向けて準備を進めてまいりたいと思います。応援よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 再質問をしたいと思います。

知事、先ほど参考資料としてテーブルに置いたものをぜひ見ていただきたいと思います。

皆さん、自由民主党の「自由民主党会派 活動ニュース」、ここに「がんばろう日本 負けるな東日本」。この資料の中にもありますように、自由民主党県議会会派は沖縄県民と心をつなげてということで、3月11日に東日本の大震災が発生しました。ちょうど2月定例会の予算特別委員会の最中だったと思います。その中で、早速自民党会派は知事に対して沖縄県からその支援、要請をできないかということで、会派の池間幹事長初め役員の皆さんで要請行動をしてまいりました。その要請行動の主な要請項目が、県内各市町村と早急に連携を図り支援体制を迅速に立ち上げ、物心両面からの支援をしていただきたい。そして2番目が、県営住宅や市町村営住宅を被災者受け入れとして最大限開放すること、3つ目が、被災者へ救助専門スタッフ（医療・消防等）を派遣すること、そして4つ目が、民間企業へ協力要請をし、沖縄県に避難される被災者の交通費・宿泊・生活・教育等の支援体制の構築に全力で取り組んでいただきたい、そういったことを要請しました。

知事はそのときに、私の思いも一緒であり、沖縄県として被災地、被災者の方々のために最大限の協力を全力で取り組むとその場で約束をしていただきました。その結果、我々自民党会派で宮城県に現状視察に行ったときに、向こうの市長を初め県議会の皆さんが、全国に先駆けて沖縄のほうがそういった支援対策をしていただいたことに心から感謝をしたいという連絡もありました。そういった意味では、やはりこのウチナーチムグクル、イチャリバチョーデーという気持ちで沖縄からそれが全国に発信されたものだと思っております。

東日本大震災の支援については再質問はしませんが、自民党の会派を代表して、新垣会長にかわってお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

再質問に入ります。

新たな沖縄振興基本計画の施策の策定において、税

制の優遇措置として沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置について、県の考え方と、政府と交渉を踏まえた見通しについて伺いたい。景気低迷などで泡盛関係が大変困っておりますので、その酒税について県の対応をお伺いしたいと思います。

そして2番目が、基地問題で嘉手納飛行場の騒音被害が増す中、嘉手納統合案が出てきておりますが、嘉手納町など地元は、嘉手納統合案が日米間で地元の頭越しに決められることを不安視しております。県は、地元と連携し、沖縄の声を日米両政府に強く訴える必要があると思います。なぜならば、知事、午前中の代表質問でもありましたように、嘉手納飛行場を中心とするタッチ・アンド・ゴー、また騒音被害、年間6万5000から7万回の米軍機の離発着があると言われております。これ以上の沖縄に対する、特に嘉手納飛行場を中心とする地域に基地の強化をすることがあってはいけないうことで、アメリカ政府に知事がそれを要請していただきたいと思ひます。

そして3つ目が、台風2号による被害状況について。自由民主党会派もこれまで沖縄での台風被害について調査した結果、また、6月15日に経済労働委員会で伊江島、今帰仁の農家の現場視察をした結果、本土と沖縄での台風被害状況が異なります。これまで農家が共済に入るため負担も大きく、現行の共済制度では掛金が高く、そのため加入率が少なく、農家の支援ができない。農家支援のため、沖縄独自の沖縄型の農業共済制度の確立をすべきではないかお伺ひします。

今帰仁に行ったときに農家の方々から、県議会の皆さんがそこに視察しに来て報告で終わらないでくれと。本当に農家が苦しんでいる状況を調査していただいて、結果を出していただきたいという要望がありました。

御承知のように、本土と違って沖縄県は台風が多いところでありまう。沖縄型の共済制度を確立していただきたい。これはもし知事も答弁できましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、沖縄型の農業共済についてですが、これは現在の新しい沖縄振興法の創設、制定であるとか、振興計画といひまうか、振興施策の中でもぜひともこれは実現したいということで、来年度からでも何とか形を整えられるように既に政府とも実務的にも話は始めてあります。ですから、我々も何とかこれは実現いたしたいと思ひてあります。ぜひ議会の先生方とも一緒に取り組んでまいればと思ひてあります。

それから嘉手納飛行場の件は、無論県といたしましても、特にアメリカ政府に対してこれ以上の基地負担、今でも物すごい過重な基地負担を嘉手納飛行場周辺市町村の人々は負っている中で、これがさらに厳しくなる可能性があるというものは、一切これは受け付けられない、断じて受け入れられないということで、これからもアメリカ政府に対して我々のほうでしっかりと申し入れをしていきたいと思ひてあります。

それから第1番目、酒税についてですが、これも事実上4回、つまり40年にわたって延長をしてきて、一般的には泡盛やオリオンビールさんとかの県内ビールについての酒税を軽減するというのは、実はそう易しくはありません。ありませんけれども、今既に我々は内閣府を通じていろんな議論をしている中で、にべもなくノーという段階ではなくて、少し前へ進みつつあります。しかし、これもすぐれて最後は地域振興に係る政治的な判断というような要素がかなり強く入ってまいりますので、基本的にはぜひ県議会の皆様のお力を得て、一緒になってこれはぜひ実現してまいりたいというふうに思ひてあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 社民・護憲会派の代表質問を行います。

その前に、去る3月11日の東日本大震災において亡くなられた皆様の御冥福を祈るとともに、被災された皆様には一日も早くもとの生活に戻れることを祈念申し上げます。

さて、慰霊の日は、例年総理やあるいは衆参両院議長の追悼の言葉があります。菅総理の追悼の言葉は県民をばかにした言葉であったというふうに思ひます。県民の基地負担の軽減が進まないことをざんきに思うと言ひながら、帰任の際には、普天間の辺野古移設を何としても進めようとしてあります。

辺野古への移設ができなければ普天間は固定化され、パッケージの米軍基地も動かないとするやり方は、これこそ県民の心を踏みにじるものであるという

ふうに思います。断じて許せるものではありません。

私は、前知事に県民の意を体して県外移設を明確にすれば、歴史に残る知事になりますよと提言しましたが、できなかったのであります。仲井眞知事は、県外移設を明確にしましたが、それを貫き通すことを提案したいというふうに思います。そうすれば歴史に残る知事になるというふうに明確に申し上げます。

そこで質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、21世紀ビジョン及び新たな沖縄振興計画の策定について伺います。

復帰後、4次にわたる沖縄振興計画が策定され総合的な施策が講じられてきたが、道路、港湾、土地改良事業、学校等社会資本の整備は一定の進展はあったものの、本土との所得格差は依然として縮まらず、県民所得は他県の約7割程度と最下位を脱出できません。さらに、失業率は7%台と全国の2倍近い状態が続いております。このため、昨年度は「沖縄21世紀ビジョン」を策定し、独自の新たな振興計画の策定を進めております。この計画のかなめとなるのが自由度の高い振興一括交付金制度等諸制度の創設であるというふうに考えます。

ところで、本県にとってこの計画策定のときに東日本大震災や福島原発災害対応に加え菅総理の退陣論など政権運営が急迫しております。新たな計画づくりや交付金確保が懸念されるものであります。

私たち社民・護憲会派もせんだって内閣府、厚労省あるいは文科省に対してヒアリングを行って、いかにして沖縄振興対策をするか、こういうことでやってきたところでございます。

そこで質問いたします。

ア、21世紀ビジョンの推進に当たって、多くの制度の創設や振興一括交付金による予算の裏づけが必要であるが、政府の変転する普天間飛行場の移設とリンクさせ、受け入れを強要する懸念がありますが、知事は明確にリンクを否定できますか問います。

イ、知事は、普天間の県外移設を言いながら、辺野古への移設反対を言わないのは振興計画との引きかえに辺野古移設を容認するとの見方がありますが、否定できますか問います。

ウ、21世紀ビジョンにおいて、2030年の本県の姿として基地のない平和な沖縄を目指すとしているが、基地返還アクションプログラムなどを策定する考えはないか問います。

エ、米軍基地返還後の跡地利用ができるまでに数十年を必要とし、返還地主は多大な損失を受けた。どう

改善していくか問います。

オ、不発弾は沖縄県がつくったものではなく、明確に戦争によってできたものであります。国の責任において処理されるべきものであり、50年ないし70年も要するとされる不発弾処理を振興計画に入れるのは適当でないと考えるが、知事の認識を問います。

2、沖縄振興計画の策定について。

(1)、沖縄振興計画が目指す本県の振興方向について問います。

ア、計画の性格及び本県の目指す方向について。

イ、これまでの4次にわたる計画との違いは何か。

ウ、これまでの制度で、魚よりさおが必要であると主張した。これまでの制度、計画の何が問題で、どう変えていくか問います。

(2)、沖縄振興計画、振興一括交付金制度について。

ア、民主党政権が主張している一括交付金と県が要求している振興一括交付金の違いは何か問います。

イ、全国とは別の一括交付金制度の実現が可能と考えるのか。また、東日本大震災、福島原発事故処理対応に迫られ、新たな沖縄振興の対応ができなくなるとの見方もあるがどうか。

ウ、一括交付金制度に対し官僚の壁が厳しいとの見方もあるが、これまでの感触はどうか、どう克服するか、クリアできなければこれまでの制度の延長になるのか、つなぎ法案で対応するのか問います。

エ、振興一括交付金が制度化された場合、高率補助制度は不要となるのか問います。

次に大きな3、エネルギー対策について問います。

福島原発の事故は、住みなれた自宅で住むことができず、生産の現場を奪われ、あすをどう生きるか途方に暮れる姿が映し出されております。このような現実をだれが想定したであろうか。我が国の原発の安全神話がもたらした人災であるというふうに考えます。日本の原発事故を教訓として、ドイツやスイス、イタリアなど脱原発で自然再生エネルギーへの転換が進められております。

そこで問います。

(1)、自然エネルギーへの転換が見込まれるが、県の主力エネルギーは何か問います。

(2)、沖縄電力の原発研究体制及び予算について聞きます。

(3)、今後、原発導入の計画があるのか問います。

(4)、世界的に自然エネルギーへの転換が進められる中で、原発研究を続ける理由は何か問います。

大きな4、地震・津波対策についてであります。

本県において明和の津波をよく耳にしたが、現実に

世界最大級の地震・津波に遭遇して自然の力の大きさに驚愕したものであります。

本県は島国、多くの離島から成っており、地震・津波によって大きな被害を受ける地域であります。国土交通省の調査で、海岸から10キロメートル、標高30メートル以内に住んでいる人口は53%で、全国でも断トツに多いということが言われております。地震・津波対策はおろそかにできない課題であるというふうに考えます。

そこで地震対策について問います。

ア、東日本の震災を教訓に地震対策の見直しが必要であると考えますが、県の方針はどうなっているか問います。

イ、学校など公的施設、アパートや大規模集会施設、民間住宅の耐震構造の基準の見直し及び耐震構造対策について問います。

(2)、津波対策について。

東日本大震災の津波は、30メートルの波高となって襲っております。リアス式海岸のため被害を大きくしたとも言われるが、本県は、低地帯住宅への海浜埋め立てがそれを加速しております。津波被害が懸念されます。

そこで問います。

ア、これまでの津波の高さ想定基準は幾らで、どう見直すか。

イ、東日本と同規模の地震が起きると津波被害を受ける面積は幾らになるか問います。

ウ、津波対策をどう進めるか。

エ、公有水面の埋立基準を変える必要はないか問います。

(3)、津波発生時の誘導体制について問います。

ア、市町村における誘導体制。

イ、海浜利用者や一般通行人への通報体制。

ウ、避難場所の設定及び誘導はどうされているか問います。

(4)、震災時の食糧備蓄は確保されているか問います。

大きな5番、農業問題についてであります。

台風2号による被害は農漁業に大きな被害をもたらした。1つには、台風襲来が5月という早い時期で対策が不足であった。2つには、雨が少なく潮害を受け、被害を大きくしたことである。しかし、いずれも今後も起きることであり、そのまま放置することはできない。農家が再生産を確保し、安定した経営をするための県の対応を求めるものであります。

そこで問います。

(1)、台風2号による農林水産業の被害状況及び被害補償制度について。

ア、台風2号による被害状況について問います。

イ、被害作物の作物共済制度及び加入状況について問います。

ウ、補償制度を補完するための県独自の制度創設について聞きます。

エ、農家の経営安定のためには、補償制度とあわせて台風強い施設農業が必要であります。施設の普及状況及び今後の推進について聞きます。

(2)、遺伝子組み換えパパイアの栽培中止問題について問います。

ア、遺伝子組み換えパパイアはどのような経路と検査で輸入され、栽培されたか。

イ、輸入業者は国の安全性審査を受ける義務はないか。また、国の検査体制に問題はないか。

ウ、遺伝子組み換え作物の安全性評価はどのようになされるか。

エ、栽培面積は幾らで、今後の農家補償はどうか聞きます。

(3)、政府の環太平洋経済連携協定(TPP)推進にどう対応するか問います。

ア、菅総理は、公約にもない環太平洋経済連携協定を我が国の開国と称して取り組むことを打ち出したが、これまでも自動車産業を守るため、農林水産業政策をおろそかにしてきた。これ以上農漁業を見捨てると農漁村の崩壊と食料自給率の確保が懸念されます。

そこで県の対応を聞きます。

ア、菅総理は「平成の開国」と銘打ってTPPを推進しようとしているが、何を開国と位置づけているか問います。

イ、推進に当たってそのままでなく、対策を講ずるとしているが、どのような対策か問います。

ウ、県は、政府のTPP推進をどう評価し、対策を講ずるか問います。

大きな6、県職員の欠員について。

新年度早々に多くの欠員が報告されている。それぞれの職員ポストの採用試験は、年間の中途退職者に3月31日の退職者数を勘案して実施される。したがって、特別の事情がない限り年度初めに欠員が生じることはないはずであります。定数削減にさらに欠員不補充では、職場環境を悪くし、病気休職者の増加を招く。さらには私たち党派で出先機関などの調査を行ったが、研究員不足で生かせる研究課題が生かされていない。削減ありきでなく産業振興のための研究体制、研究成果づくりを指摘したいというふうに思います。

現場主義の知事はぜひ出先の視察をやってはどうかと提案いたします。

そこで質問します。

(1)、行財政改革による知事部局の定数削減の状況。

(2)、現定数に対する欠員の状況。

(3)、平成23年4月の新年度における欠員が現業部門と出先機関の技術職に偏っている。前年度で不足する職種を調査の上、人事委員会において採用試験が実施される。なぜ、新年度に多くの欠員を生ずるのか問います。

7、鉄軌道導入調査についてであります。

ア、南北縦貫鉄道の調査費が計上されたが進捗状況を伺いたい。

イ、モノレールや鉄軌道に比べLRTは敷設費が安く、本県の公共交通システムとして期待されているが、県はこれをどう進める考えか問います。

答弁によって再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 当銘勝雄議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、21世紀ビジョンの推進と普天間飛行場移設とのリンクについての御質問に答弁させていただきます。

沖縄の振興は、まず第1に、26年余りにわたり我が国の施政権の外に置かれた歴史的な事情、第2に、広大な海域に多数の離島が存在し本土から遠隔にある地理的な事情、第3に、我が国でもまれな亜熱帯地域にあることなどの自然的な事情、第4に、米軍施設・区域が集中して存在していることなどの社会的な事情といった沖縄の置かれております特殊事情にかんがみ、さまざまな施策が図られてきたものと考えております。そしてこの4つの事情は、40年前、30年前、20年前、10年前もほとんど変わらずに、部分的には無論改善・解決も進んでおりますが、特に4番目の米軍基地が集中している事情というのはほとんど改善されていないなど、改善が進んでいないものもたくさんございます。

ということで、沖縄振興の継続ということを我々は——無論これだけではありません——新しい最近の事情を踏まえて、むしろアジアと競争し共存していく新しい産業システムの導入であるとか、産業の展開であるとか、新しい内容も含めますが、こういうことを理由として私たちは振興の必要性和延長を要求し、そういうもので要求すべきものと考えております。

ですから、確かに同時に、普天間飛行場の移設の話

が今も6月22日に2プラス2で日米両政府が確認をしたようなことがついこの間発表されております。したがって、このリンク論がいろいろさやかれたり、リンクさせられるのではないが、しているのではないかという推定といたしますか、想像といたしますか、こういうことが言われかねないタイミングが合っている部分がありますけれども、私はこれは当然リンクするものではなく、今申し上げた沖縄の置かれている特別な措置を必要とする特殊な事情ということで延長継続をすべきものであると考えております。

同じく次に、知事の政治姿勢の中で、振興計画と引きかえに辺野古を容認するとの見方、これは今の答弁と似ておりますが、文字どおり普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むようにということを我々は日米両政府に強く申し入れをしておりますし、この一種辺野古容認論、先ほどのリンク論に似ておりますが、そういうことはそれぞれ理由と事情が全く違うというふうに考えておりますし、振興計画と引きかえに容認するのではないかという見方があるとすれば、今申し上げた事情でそういうことはないと言わせていただきます。

そして次に同じく沖縄振興計画の策定に係る御質問の中で、計画の性格及び目指す方向いかなという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興計画などは、国の計画として位置づけられ、本土との格差の是正などを目標として掲げ、社会資本の整備など総体として沖縄県は着実に発展してまいりました。復帰40年を経た現在、沖縄を取り巻く環境は、国と地方の役割の見直し、そして一括交付金化などの地方分権改革等の進展に加え、グローバル経済の進展など大きな時代の節目にあります。

今回の新たな計画は、県計画として策定をし、「沖縄21世紀ビジョン」の5つの将来像を実現し、そして4つの固有課題の解決を図るものであります。このため、国に求めております一括交付金や各種制度を実現をし、強くしなやかな地域経済を構築するとともに、沖縄らしい優しい社会を築いていく考えでございます。

沖縄県といたしまして新たな計画に基づき、沖縄の持つ潜在的魅力などを最大限発揮し、次代を担う子供たちが沖縄に生まれてよかったと誇りに思う沖縄の実現のため、県民と一体となって新たな時代にふさわしい沖縄をつくってまいりたいと考えております。

同じく沖縄振興計画に係る御質問の中で、沖縄振興一括交付金の実現についての御質問にお答えいたします。

確かに、東日本大震災に係る復興支援につきましては、国民全体の負担により優先的に取り組むべき重要課題であります。沖縄県といたしましても被災地の支援に努めているところであります。一方、こうした状況にあっても、沖縄が戦後26年余りにわたり国の施政権外にあった歴史的事情や米軍施設・区域が集中している社会的事情などの地域特性に起因する県民所得の向上や、雇用の確保、そして離島振興、戦後処理問題、さらには基地跡地などの課題はいまだに解決されておらず、引き続き国の責任による沖縄振興が必要であると考えております。

これらのことから、沖縄県といたしましては、現行の内閣府沖縄担当部局予算に加え、従来の補助金等では対象とされていない「交通・物流コスト対策」、そしてまた「待機児童の解消」、そうして「離島の定住支援」などの新たな沖縄振興のための予算を含めた沖縄振興一括交付金の創設を国へ求めているところでございます。

同じく沖縄振興計画に係る御質問の中で、沖縄振興一括交付金の今後の見通しいかんとという御趣旨の御質問にお答えいたします。

東日本大震災の対応に追われていた4月、官房長官兼沖縄担当大臣から県に対し、新たな沖縄振興について、来年の期限におくれることのないよう取り組みたい旨の発言があったところでございます。また、今月23日の沖縄全戦没者追悼式においても、菅総理大臣から、一括交付金や県が主体となる計画への支援などの実現につきましてもの発言がなされたところであります。

沖縄県としましては、これらの発言も踏まえ、政府に対し沖縄県の提言する制度を盛り込んだ新たな法律の策定と新たな沖縄振興に必要な財源として沖縄振興一括交付金の創設を引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、基地返還アクションプログラムについての御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、将来的に国際社会の相互依存関係が進展し、より安定した安全保障環境が構築されることを期待しつつ、過重な基地負担の軽減や米軍基地の整理縮小に向けた努力を積み重ねることで基地のない平和で豊かな沖縄を目指していきたいと考えてお

ります。そのため、県の基本的な方針を示す必要があると考えており、基地の整理縮小に向けた具体的な道筋について現在検討を行っているところであります。

次に、不発弾処理を振興計画に盛り込むことについての御質問にお答えいたします。

不発弾処理については、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。

県におきましては、今後とも国や市町村との連携のもと、不発弾処理の一層の加速化を図っていくため、新たな振興計画においても、国の責任を明確にしつつ、位置づけが必要であると考えております。

次に、地震・津波対策の御質問の中で、県の地震対策の見直し方針についてお答えいたします。

東日本大震災を踏まえ、6月16日に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置するとともに、6月21日には市町村防災担当課長会議を開催し、県及び市町村の地域防災計画の見直し作業等を進めているところであります。今後、国の防災基本計画の見直し状況等も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携の上、県内の地震防災対策の強化を図るべく検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県の津波対策についてお答えいたします。

現在、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」において、東日本大震災の教訓を踏まえた津波対策の強化等を含め、沖縄県地域防災計画の見直しに向けた作業を進めているところであります。

東日本大震災においては、それまでの想定を超える津波が発生し、大きな被害が発生したことから、今後、専門家の委員の皆様の知見を踏まえて、島嶼県としての津波対策のあり方等について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市町村における誘導体制、海浜利用者や一般通行人への通報体制、避難場所の設定誘導につきまして一括してお答えいたします。

地震・津波発生時の誘導体制については、主に市町村の地域防災計画等に規定されており、津波警報等が発表された場合、防災行政無線や広報車の利用及び放送機関等の協力を得て、住民や観光客等に対し、避難の勧告・指示や警戒区域等について周知を図ることとなっております。

海浜利用者や一般通行人への通報体制につきましては、市町村での誘導体制に加え、消防、警察及び海上保安庁等関係機関の相互連携による避難誘導やパトロールが行われることとなります。

避難場所への誘導につきましては、避難看板や標

識、防災行政無線の避難誘導広報などにより行うこととされております。

次に、震災時における県内の食糧備蓄状況についてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画において「食糧等備蓄計画」を定めており、県は災害対策用食糧として「市町村の備蓄量を補完するため必要相当量を備蓄する」こととしており、東日本大震災直前まで約7000食を備蓄しておりました。今回、東日本大震災の被災県に大部分を提供したため、今後、早急に必要量を補てんすることとしております。また、コンビニ等流通企業との協定による流通備蓄についてもより多くの企業と協定を結ぶこと等により、多面的な備蓄食糧の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、返還地主の損失改善についてお答えします。

これまでの跡地整備の事例では、返還から整備完了までおおむね10年以上要しているものに対し、給付金の支給期間は最大でも4年半と短く、地権者は多大な負担をこうむっているものと考えております。

県におきましては、「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱県案」を策定し、新たな法律の制定を国に求めているところですが、本要綱県案では給付金制度について、基本的に土地の引き渡しから3年間の支給とし、さらに事業期間が長期に及ぶ土地区画整理事業等を実施する跡地については、地権者の不利益とならぬよう使用収益開始までの支給とすることを規定しているところです。

次に、沖縄振興計画の策定についての御質問の中で、4次にわたる計画との違いについてお答えいたします。

沖縄県では、昨年、時代変革を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン」を策定し、県民が望む将来像を描くとともに、克服すべき沖縄の固有課題を確認、整理いたしました。今後の沖縄振興は、鉄道網、鉄軌道で結節している本土各県とは経済発展の道筋が異なることや、発展著しい東アジアの中心に位置すること、さらには日本全体が人口減となる中、しばらく人口増が続くことなど、全国一律ではない沖縄独自の施策が必要であると考えております。このため、新たな計画は、県民が望む将来像の実現と固有課題の克服に向けて、これまでの国の計画としての位置づけではなく、主体的な

施策を盛り込んだ県独自の計画として策定することとしております。

次に、これまでの制度、計画の問題と改善についてお答えします。

「沖縄21世紀ビジョン」における議論や沖縄振興計画総点検の結果により、離島県ゆえの不利性の克服や各地域指定制度において期待された効果が得られていないことなどの課題とともに、沖縄の潜在力や地域特性を生かす制度が十分でないことなどが明らかになったところであります。このことを踏まえ、新たな沖縄振興においては、離島定住を支援する制度の充実や、交通・物流コストの抜本的な軽減を図るとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、若年者の比率が高い潜在力、成長著しい東アジアの中心に位置する優位性を最大限発揮できる競争力の高い税制優遇による経済特区の制度の導入などを国に要望しております。これらの制度を基本に新たな基本計画を策定し、新時代にふさわしい施策を展開することにより、21世紀ビジョンで県民とともに描いた将来像の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、民主党の一括交付金と沖縄振興一括交付金との違いについてお答えします。

今年度創設された地域自主戦略交付金は、9種類の補助金を統合し、その範囲に用途を限定したことから、用途の自由度が極めて不十分となっております。沖縄県としては、平成24年度から従来の補助金では対象とされていない「交通・物流コスト対策」、「待機児童の解消」、「離島の定住支援」なども活用できる自由度の高い沖縄振興一括交付金の創設を国へ求めているところであります。

次に、高率補助制度についてお答えします。

沖縄県は、これまで高率補助制度に基づき措置されてきた予算額と同等程度の予算額を沖縄振興一括交付金として措置することを国へ求めてきたところであります。このことから、現行一括計上予算に関し、新たな沖縄振興に係る予算額を含めた総額が確保されるのであれば、現行の高率補助制度のかさ上げ等の効果は沖縄振興一括交付金にすべて包含されるものであると考えております。

次に、農業問題についての御質問の中で、政府のTPP推進における開国の位置づけについてお答えします。

菅総理大臣は、ことし1月の施政方針演説において、国づくりの理念の一つとして「明治の開国」、「戦後の開国」に続く「平成の開国」に取り組むことを表明しております。「平成の開国」については、同

演説の中で、勢いを増すアジアの成長を我が国に取り込み、国際社会と繁栄をともしめるため、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化により経済を開き成長と雇用につなげることと位置づけられております。

次に、ＴＰＰ推進に際して政府の講ずる対策についてお答えします。

政府においては、昨年11月に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」の中で、ＴＰＰ協定については情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の対策を早急に進めるとしております。

具体的な国内の対策としては、農業分野、人の移動分野及び規制制度改革分野において適切な国内改革を先行的に実施することとされております。しかしながら、東日本大震災の発生を受けことし5月に閣議決定された「政策推進指針」においては、ＴＰＰへの交渉参加の判断時期が当初の6月から先送りされており、具体的な対策は決定されておりません。

県としては、ＴＰＰ交渉の動向や政府の対応を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、県のＴＰＰについての評価と対策についてお答えします。

貿易の自由化については、世界経済のグローバル化が進む中で避けては通れない課題であると認識しております。また、資源の乏しい我が国は、通商貿易国家として成り立っている面もあります。一方で、農林水産業は、重要な産業という側面だけでなく、文化等の多面的な機能の保持という面でも極めて大切な産業であります。したがって、どちらか一方だけをとるということでは、我が国の持続的発展は困難であり、両立を図る道を探ることが極めて重要であると考えております。

このような状況において、沖縄県としては、農業分野等の懸念について今後とも国に対して強く訴えとともに、国民の合意が得られるまで丁寧に議論を尽くし、的確に判断することを求めていると考えております。

次に、鉄軌道導入についての御質問の中で、鉄軌道導入調査の進捗状況についてお答えします。

国は、平成22年度において需要予測モデルの構築を行うとともに、鉄道やＬＲＴの需要及びその特性等について調査しており、平成23年度には、整備効果、総事業費、事業採算性等の調査及び新たな公共交通システム導入の実現化に向けた課題の整理等を行う予定であります。2年間の調査結果を踏まえ、国は、新たな公共交通システムについて、平成24年度以降の沖縄振興策への位置づけなどを検討していくものと考えてお

ります。

次に、ＬＲＴについてお答えします。

県民及び観光客の利便性の向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、県土の均衡ある発展を支える観点から、沖縄本島を縦断し、広域移動を支える新たな公共交通システムの導入が必要であると考えております。

路面を走行するＬＲＴについては、所要時間から計算した表定速度が時速10キロから15キロ程度とバスと同等以下であるとされ、長距離の公共交通基幹軸としては、厳しい面があると考えられており、公共交通基幹軸の主要拠点に結節するフィーダー交通として位置づけることが望ましいとも言われております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中ではありますが、ただいまの当銘勝雄君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思いません。

20分間休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の当銘勝雄君の質問に対する答弁を続行いたします。

商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） エネルギー対策の中で、県の主力エネルギーについてお答えいたします。

沖縄県における電気エネルギーは、平成22年度実績では石炭が約77%、石油が約21%、その他が約2%となっており、そのほとんどが石油や石炭を燃料とする火力発電により供給されております。

このように、現状としては沖縄県は化石燃料に頼らざるを得ない状況にありますが、今後は新エネルギーの導入を強力に推進し、可能な限り新エネルギーの比率を高めていきたいと考えております。

続きまして、沖縄電力の原発研究体制、それから導入計画について、これらは関連いたしますので一括してお答えいたします。

ことし5月に沖縄電力と県庁において意見交換会を行い、その中で確認したところ、社内で原子力発電の研究に係る専門組織や研究予算は措置してないとのことでありました。また、原子力発電を導入する計画も有しているものではないということでございます。

続きまして、沖縄電力が原発研究を続ける理由についてお答えいたします。

沖縄県としては、沖縄電力が県民に対し電力の安定

供給の責務を負う電気事業者の立場として、エネルギーの安定確保や低炭素化等の観点からさまざまな発電技術について常に研究あるいは情報収集することは極めて重要であると考えており、原子力発電に関する情報収集もその一つであると理解しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 地震・津波対策についての御質問で、建築物の耐震基準の見直し及び耐震対策についてお答えいたします。

建築物の耐震基準の見直しや耐震対策については、建築基準法を所管する国において地震被害の学術調査を実施しており、県としては、今後、その調査結果や基準改正等の動向を踏まえて対応していく考えであります。

同じく地震・津波対策についてで、これまでの津波の高さ想定基準と見直しについてお答えいたします。

沖縄県では、平成18年度から19年度に「沖縄県津波・高潮被害想定調査」を行っており、その際の想定津波高さは、沖縄本島沿岸で1メートルから14メートル、宮古島沿岸で3メートルから13メートル、石垣島沿岸で2メートルから27メートルとなっております。しかしながら、今回、東日本大震災を引き起こした想定外の津波が押し寄せたことから、津波被害の想定を見直さなければならないと考えております。そのため、去る6月16日に「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置し、その中でこれまで想定してきた地震・津波の状況等を専門家及び関係機関の意見を聞いた上で検証することとしております。

同じく地震・津波対策についてで、津波被害の面積についてお答えいたします。

今回の東日本と同規模の地震が発生した場合の津波被害を受ける面積については、今後、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」において、想定地震の規模、想定津波高さを決定した上でシミュレーションを行い算定されるものであることから、現在把握できておりません。

同じく地震・津波対策についてで、公有水面の埋立基準の変更についてお答えいたします。

公有水面埋立法による埋立免許の基準は、国土利用上適正かつ合理的なこと、環境保全及び災害防止につき十分配慮していること、埋立地の用途に照らし公共施設の配置及び規模が適正なこと等の6つの項目があります。埋立免許に当たっては、これらの基準すべてに適合しているか否かについて審査するものでありま

す。この中で、埋立免許申請者に対し「設計の概要」及び「設計の概要を表示した図書」の提出を義務づけ、これを審査することになっております。そのため、「設計の概要」等の審査について、今後、国の基準改正の動向を注視したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業問題の中で、台風2号による被害状況についてお答えいたします。

台風2号による農林水産業関係の被害総額は、6月10日現在で約70億6000万円と見込んでおります。今回の被害は、特に農作物の収穫時期に当たる5月に台風が発生したため、葉たばこ、さとうきび、ゴーヤー、マンゴーなどの農作物が被害全体の約8割を占めております。

被害の内訳は、葉たばこ等農作物が58億3000万円、ハウス等農業用施設関係が4億7900万円、家畜等畜産関係が3200万円、林道等林業関係が4000万円、水産業関係が6億7900万円となっております。

次に、農業共済対象作物と加入状況についてお答えします。

台風2号による被害を受けた農業共済の対象作物は、さとうきびや水稻、園芸施設内で栽培されているマンゴー、ゴーヤーなどの作物となっております。

平成22年度の農業共済の加入状況は、水稻が約95%、さとうきびが約40%、園芸施設が約16%となっております。

次に、農業共済制度を補完する制度創設についてお答えいたします。

本県は、台風接近数が年平均7.4個と国内平均の約2倍発生し自然災害が多いことから、農業共済掛金率が高くなっております。特に、園芸施設共済の共済掛金率では全国平均と比べて約3倍高いことなどから、共済加入率が低い状況となっております。そのため、園芸施設共済における農家負担軽減策として、共済掛金の一部助成事業を行っているところであります。しかしながら、依然として共済掛金率が高いなど、共済加入率は低い状況にあります。このため、県としては、新たな沖縄振興に向けた制度提言の中で、農家負担共済掛金を全国平均並みに軽減する沖縄型農業共済制度の創設を国に対し要望しているところでございます。

次に、台風に強い農業施設の普及と今後の推進についてお答えします。

本県の農業振興を図るためには、台風等の気象条件

に左右されない施設等の整備が重要でございます。そのため、台風強い鉄骨ハウスの整備に加え、平成11年度から農作物被害防止施設等の整備事業を導入し、平成22年度までに約360ヘクタールを整備しております。また、既存パイプハウスを補強するため、平成20年度においては「自然災害に強い園芸産地育成事業」により4.4ヘクタールの園芸施設を整備しております。

県としては、今後とも台風強い園芸施設の導入とあわせて防風林の整備を推進してまいります。

次に、遺伝子組み換えパパイヤの輸入経路と検査についてお答えします。

国は、未承認遺伝子組み換えパパイヤ「台農5号」の種子の輸入について、2つの経路があると公表しております。1つ目は、台湾の種苗会社から国内の種苗会社が輸入し県内の種苗会社へ販売された経路、2つ目は、台湾の種苗会社から県内の種苗会社が直接輸入した経路があるとしております。今回の2つの経路で導入されたパパイヤ種子については、国においてパパイヤの種子の検査法が確立されてなかったことから検査を実施してないと聞いております。

次に、輸入業者の安全性審査を受ける義務と検査体制についてお答えします。

未承認遺伝子組み換えパパイヤを輸入する業者は、「カルタヘナ法」と「食品衛生法」により主務大臣の承認を受ける必要があります。国は、今般の未承認遺伝子組み換えパパイヤについて、種子の検査法が確立されてなかったことから実施していないと聞いております。現在、平成23年2月にパパイヤ種子を用いた検査法を確立したことから、その検査法を用いて水際での検査を実施していると聞いております。

次に、遺伝子組み換え作物の安全性評価についてお答えします。

遺伝子組み換え作物の安全性評価については、「カルタヘナ法」と「食品衛生法」に基づいて行われます。「カルタヘナ法」では、「生物多用性影響評価検討会」で、野生植物との競合性、野生植物に対する有害物質の産出性、野生植物との交雑性等について安全性が評価されます。「食品衛生法」では、「食品安全委員会」で、遺伝子組み換え遺伝子が安全か、導入された遺伝子によりつくられるたんぱく質の有害性、つくられたたんぱく質のアレルギーの誘発性、導入遺伝子により食品成分の変化等の項目について、食品としての安全性が評価されます。これらの安全性が評価され、主務大臣による承認を得て輸入が許可されます。

次に、パパイヤの栽培面積と農家補償についてお答

えします。

平成20年度のパパイヤの生産状況は、栽培面積が31ヘクタール、生産量が965トンとなっております。国は、「カルタヘナ法」に基づく未承認遺伝子組み換えパパイヤの伐採処理に伴う損失については、補償の規定はないとの説明をしております。しかしながら、生産農家からは、平成15年に同法が制定されてから約8年の間、遺伝子組み換えパパイヤの検査方法が確立されていないことから、国内侵入防止対策の強化や伐採に伴う補償を求める意見があります。このため、県は、5月と6月に農林水産省や関係省庁等に対し早急な原因究明、検査技術の確立と技術移転、国内侵入防止対策の強化、伐採処理等に伴う補償など、「カルタヘナ法」の運用の見直しを含め抜本的な対策を講じるよう国に強く要請したところでございます。

県としては、パパイヤ生産農家に対する補償については国が行う必要があると考えておりますが、パパイヤの生産振興を図る観点から、緊急的に伐採作業と苗の配布支援を行うなど、関係機関等と連携してパパイヤ生産農家の経営安定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県職員の欠員に関する質問のうち、知事部局の定数削減の状況についてお答えいたします。

県では、簡素で効率的な行政運営のため、定員適正化の基本計画である「新沖縄県定員適正化計画」に基づき、職員定数の適正化に取り組んでいるところであります。これまで民間委託、公社等外郭団体に対する人的支援の見直しなどにより、平成15年からの8年間で596名を減じております。

次に、現定数に対する欠員の状況と欠員が発生する理由については、関連しますので一括してお答えいたします。

知事部局では、各部署の業務状況や個々の職員の事情等により、各部署ごとに定めた配置定数を超えて122名を配置している一方、98名が欠員となっております。

欠員が発生している理由としまして、多くの採用辞退者が出たこと、国や市町村等への職員の派遣を行ったことや、病気休職職員等が発生したこと、技術系の職種については、大型事業終了に伴う業務量の減少が当面見込まれ、採用予定者数を見直さざるを得なかったことなどが挙げられます。

なお、欠員につきましては、臨時的任用職員や次年

度採用予定職員の年度中途での採用により対応し、業務に支障が出ないように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 再質問を行います。

総務部長、今、次の年度で早目ということなんですけれども、今現在、欠員があるんですよね。ですからこれは基本的にこういう欠員が出たらいけないんですよと、年度初めですよと、こういうことを言っているわけです。それで、市町村とか国家公務員とかに合格してそこに行ったということの説明もありましたが、これはやっぱり基本的に県の職場が非常にまずいということがあると思うし、あるいは環境問題、それから早目に採用しようとしなから逃げていく、ということだと思うんです。それで、追加試験をやっても埋める必要はないのか問います。

それから、一括交付金制度についてですけども、知事も一生懸命やっているのはわかるんですが、しかし、今の状況では本当に8月の予算概算要求に間に合わないというふうに思うんですね。やはりこれは官僚でがちゃがちゃやっているはどうにもならない。基本的には政治主導で実現するという考え方はないのか問います。

それから、遺伝子組み換えパパイアについて、農林水産部長は国に要求していると、そのとおりなんです。これは私も資料を取り寄せましたが、結局検査をしていない。検査体制が確立したのはことしの2月なんです、「カルタヘナ法」というものが確立されたのはことし。そういう検査体制をつくらないで上から今度は伐採しなさいと、補償はできませんと、違反している者には補償はありますよ。こんなおかしい話はないです。これは国の問題ですよ。ですから絶対農家のためにも引かないで頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから、振興計画と辺野古移設のリンク問題で私、懸念するというのは、知事は前にV字型滑走路を沖合に移動すればというようなことを言ってきたわけです。ですから、今度の2プラス2についても、知事がああいうような考えを持っていたものだから、じゃ、移動させてもいいですよというようなところまで言っているわけです。ですから、それが一つに辺野古回帰であるというふうに思うので、これについて、さっき断固としてそういうことはないと言ったんですが、もう一度これは確認したいと思いますが、これをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘議員の再質問にお答えいたします。

4つございますが、2つ私のほうで答弁させていただきます。

まず第1に、この一括交付金、なかなか大変そうだし、これは事務レベルではなくて政治主導というか、政治レベルで扱うべきものではないかというお考えですが、私も全くそのとおりだと思いますし、この一括交付金につきましては、事務レベルではほとんど議論ができません。そして、沖縄担当大臣でもある枝野官房長官も先日、やっぱりぼちぼちこれは政治レベルでの決着といいますか、議論をし決めていこうというような趣旨のことをおっしゃっていますし、今、政策協議会を枝野さんが議長になって運営しているわけですが、その中で振興部会というものは、これは総理を除く全大臣が入っておられます。そういう中で決めていただければと我々思いますし、そしてまた、政府では無論早目に閣議決定というようなきちとした形を早く出してもらいたいというふうな要求・要望もしておりますし、一方でまた政党では民主党の沖縄県連ともいろいろ協議会というのをつくっていただいて、その場でも実はこの一括交付金を中心に議論をしていただいています。自由民主党、そしてその他の政党・会派でも我々はお願いをし議論をしていただいています。主としてこの一括交付金がおっしゃるようになかなか事務レベルでは前へ進まぬという性格のものだと思って、我々ももうぼちぼち基本的な考えは決めていただきたいということを申し上げている最中でございます。社民党の福島さんに対しても先日、お願いに行って参っております。今、全政党へもお願いをしているところです。

それから4番目の、普天間の辺野古のVの話というのは2プラス2で決めておりますけれども、これは前に私は可能な限り沖合へというような表現で言っておりました。それに対する信号ではないかというような趣旨のことを言っておられたと理解しますけれども、しかし、これはいずれにしても現在の普天間の危険性は早く除去し、返還するというための問題であって、一方で振興法とか振興計画、今取り組んでおりますのは来年の3月31日で切れる法律及び計画をど

う充実して新しい制度をつくるか、法律をつくるかということですから、これはもともと問題の性格が違っていると思っております。したがって、これはこれ、あれはあれでリンクすることなく進められるものだと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 再質問で、欠員の関係で追加採用試験を実施してはどうかという御質問にお答えいたします。

追加試験となりますと、実は、欠員につきましては、既に多くの臨時的任用職員を配置して今、手当てしているところでございます。その臨時的任用職員の業務の継続との関係が一つございます。

もう一点は、今年度実施する職員採用試験は、既に3月で実施計画が策定され、先般、第1次試験が実施されたところであります。その試験の終了するのが9月、10月ごろまでかかりますので、その後の試験ということになるかと思えます。そうすると、やはり今年度の実施になりますので、採用時期が年度末ということになることから、実効性がないという観点から適当ではないかと思っております。臨時的任用職員の採用、それから今年度の採用試験の早目の採用という形で手当てしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 遺伝子組み換えパバイや関連の国への要請の再質問についてお答えいたします。

県は、5月と6月に農林水産省や関係省庁に対し、未承認遺伝子組み換え農産物等の国内侵入防止策の強化に関する要請をしたところでありますが、今後とも要請内容が実現できるよう、関係機関と連携し強力に要請してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 社民・護憲ネット、照屋大河です。

会派を代表して代表質問を行います。質問の前に所見を述べたいと思います。

ちょっと会派の当銘さんと内容がかぶってしまいました、ざんきにたえないということです。ざんきにたえない（パート2）ということでよろしく願います。

「負担軽減が遅れていることは慚愧に堪えません」、去る6月23日の慰霊の日に来県した菅総理大臣はそういうメッセージを寄せられました。私が辞書で調べると、「ざんきにたえない」とは、恥ずかしくてしようがないということです。

昨年の慰霊祭には菅総理はこのようなことを言っておりました。沖縄の負担がアジア・太平洋地域の平和と安定につながってきたことに対してお礼を申し上げます。そして、そのわずか数日前の就任最初の所信表明演説には、過重な基地負担に対する感謝の念を申し上げます。感謝の言葉もお礼も沖縄県民にとってはそういう言葉は要らないんだと感じております。

この1年間、感謝とお礼を述べて負担軽減をしていくという言葉も発しておりましたが、1年たって今、このような状態であります。この1年間の政府の対応は、陸にも海にも基地をつくらせないという名護市長に対して、交付金の不交付をする、この2プラス2後の知事の要請についても、基地の固定化を示唆したり、負担という言葉も2プラス2の表現においては影響という形で変えてきております。慰霊の日はこの言葉を聞かされた県民の気持ちを思うと、私自身がざんきにたえないという思いであります。

ところで、この菅総理大臣はやがてやめるようであります。このきっかけになった6月2日、内閣不信任案が提出された日、私は東北被災地の現場にいました。瓦れきが山積みであります。手がつけられないままにありましたが、その地元の人たち、復興に力強く必死な思いで立ち向かう地域の人たちにとって、国政におけるあの内閣不信任案の騒動については、多くの怒りの声を聞いてまいりました。東北の人たちは津波や地震については天災だし、何とか復興に立ち向かうという気持ちになれるが、福島原発については人災であると。国会は内閣不信任案というような騒動をしている場合じゃないというふうなことをおっしゃっていましたが、社民党はこれまで一貫して脱原発を訴えてまいりました。

国策として進められる原発政策、そして同じように沖縄にある基地の集中、この解決に全力を尽くしていきたいという決意を申し上げて、会派の代表質問を行いたいと思います。

1番、米軍基地問題について。

(1)、6月21日開催の日米安全保障協議委員会（2プラス2）について。

ア、県が求める普天間飛行場の県外移設や嘉手納以南6施設のパッケージと切り離した早期返還が完全に無視された合意内容となっているが、知事の評価を伺

う。

イ、日米両政府は、合意文書で、自治体実施の防災訓練への米軍参加が、米軍と基地を受け入れているコミュニティの関係強化に資するとの認識を示した。沖縄においても該当すると考えるか、知事の見解を伺う。

ウ、県は、防衛省に対し在沖米海兵隊の意義や役割をまとめた冊子について質問状を提出しているが、回答はあったか。回答を得ているならば内容を明らかにされたい。

(2)、普天間飛行場の嘉手納統合案など県内移設関連について。

ア、嘉手納統合案に対する知事の見解を伺う。賛否を明確にした上で態度を示されたい。

イ、国頭村安波案に対する知事の見解を伺う。賛否を明確にした上で態度を示されたい。

ウ、辺野古移設に関する環境現況調査について、沖縄防衛局より野生生物捕獲などの許可申請が出ているようだが、県はいかなる対応をとるつもりか伺う。

エ、5月23日開催の沖縄政策協議会で、北澤防衛大臣は県に対し鳥島射撃場の移設先として硫黄島を検討していることを明らかにした。その際の知事の回答について伺う。

(3)、嘉手納基地、普天間基地における訓練激化について。

ア、外来機飛来による被害の実態について伺う。

イ、県は、外来機飛来激増の原因についてどのように分析しているか伺う。

ウ、嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練について、SACO合意に反する降下訓練を繰り返す米軍の実態がある。嘉手納基地はもちろん、伊江島における訓練も許さないという強い決意で臨むべき。知事の見解を伺う。

(4)、嘉手納基地における電波障害について。

ア、ケーブルテレビや地デジ放送などに関する被害実態を明らかにされたい。

イ、県は、国に嘉手納基地における電波障害の実態調査を実施するよう求めたことがあるか伺います。

(5)、MV22オスプレイの沖縄配備と東村高江のヘリパッド建設について。

ア、県はしきりに安全性に関するデータを求め、今の状況では配備反対に変わりはないと含みを残した言い回しに終始している。いかなる理由があれ、配備には明確に反対とこの場で断言すべきである。見解について伺います。

イ、配備の伝達先には東村など北部の基地所在市町

村が含まれています。高江のヘリパッドで運用されるのも確実と考えますが、知事の見解について伺う。

ウ、東村高江のヘリパッド建設に関し沖縄防衛局から県に、7月から工事を始めたいので現場に重機を搬入したいとの連絡があったのは間違いないか。事実関係と県の回答を明らかにされたい。

(6)、自衛隊艦船の民間港利用について。

ア、知事は6月12日に自衛隊艦船を視察したようだが事実ですか。公務日程に反映されていないのはなぜですか。

イ、知事公室長は、地元的那覇市が問題視していない以上、県も入港自体に反対する立場にないとの見解を述べている。県の姿勢は地元自治体の意向に左右されるということか伺う。

ウ、自衛隊や米軍艦船の民間港入港に対する県民のアレルギーは相当に強いものがあると考えますが、知事の見解について伺う。

エ、関連して、陸上自衛隊の音楽隊が6月10日宮古島市の小学校で開いた演奏会で、来場者に「自衛隊採用試験案内」などが配布された。学校現場で自衛隊の広報活動がなされたことに対する県の見解について伺う。

(7)、基地跡地から民有地へ搬入された汚染土の問題について。

沖縄防衛局がキャンプ桑江北側の返還跡地内に埋まっていた汚染土を沖縄市の民有地に搬入、保管していたことが判明した。

ア、返還跡地で見つかった汚染土と知りながら、なぜ県は民有地への搬入を容認したのか理由を示されたい。このような事態となった経緯とあわせて答弁を求めます。

イ、沖縄防衛局は、8月以降12月までに撤去との考えを示しているようだが、即刻、撤去を求めていくべきではないか伺います。

(8)、日米地位協定の改定問題について。

ことしはいつにも増して日米地位協定が障害となっている事件・事故が発生し社会問題化している。去る6月25日に北中城村で開催された抗議集会がその象徴であります。

ア、長年にわたって地位協定改定を訴えているが一向に進まない。県として戦略の見直しを迫られているのではないか。

イ、5月22日からの知事公室長の訪米出張について、成果と課題を具体的に示されたい。

2、同額入札問題について。

(1)、土木建築部と農林水産部が発表した2010年度発

注工事に絡む同額入札調査の結果に対する知事の評価を伺う。

(2)、県として再調査を実施させる考えはあるか、知事の見解を伺う。

(3)、県警発注工事の同額入札に関する調査結果を明らかにされたい。

3、教育・医療・福祉について。

(1)、6月15日に起こった少年らによる集団暴行事件について。

ア、事件発生後、現在までの県の対応及び県警の対応について伺う。

イ、同様の事件が起こるたびに、二度と事件が起きぬよう再発防止に全力を尽くすとの答弁が繰り返されるが、教訓が生かされているか伺う。

(2)、県立病院改革について。

ア、独立行政法人化について、平成22年度、県立病院の経営再建検証委員会の検証結果に対する知事の見解について伺う。

イ、去る2月議会の附帯決議を踏まえ、今年度中に定数条例を改正し適正な人員配置を行うべきと考えるが、知事の見解について伺う。

(3)、高齢者医療制度改革について。

ア、後期高齢者医療制度の廃止は政権交代の大きな目玉の一つでもある。廃止が進まない理由は何か。

イ、医療保険制度がうまくいってなかったことも医療制度の改悪につながったと思うが、保険制度の立て直しはどう進むか。

ウ、医療保険制度と後期高齢者医療制度の方向について。

(4)、急性出血性結膜炎の流行について。

県は去る6月15日、急性出血性結膜炎の患者が急増しているとして流行警報を発令した。現状と対策について伺う。

(5)、ハンセン病問題について。

ハンセン病療養所退所者50人への実態調査で、半数近くが健康・医療面に不安を抱えていることが明らかになった。

ア、実態調査に対する県の所見を伺う。

イ、退所者が何に困っていて、どんな支援を求めているのか、県はきちんと把握しているのか。具体例を挙げて説明されたい。

ウ、沖縄愛楽園のベッド4床がことし4月より「保険入院医療機関」に指定された。利用率を明らかにされたい。同様に外来診療の利用率についても伺う。

エ、沖縄愛楽園及び宮古南静園の「将来構想」策定における課題を示した上で、解決に向けた方策を明らかにされたい。

かにされたい。

(6)、県障害者権利条例について。

ア、条例制定に向けた取り組みの進捗状況について伺う。

イ、障害のある人もない人も輝く条例づくりの会から、県障害者権利条例制定に向け県が設置を予定している県民会議（仮称）の構成委員に障害者の権利・保障などの知識を持つ法律の専門家を含めるよう申し出を受けたようだが、県の対応について伺う。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 照屋議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、米軍基地問題に係る御質問の中で、在沖米海兵隊の意義や役割をまとめた冊子への質問に対する回答についての御質問にお答えいたします。

去る5月7日に北澤防衛大臣から示されました「在日米軍・海兵隊の意義及び役割について」、在沖海兵隊の作戦・任務や沖縄にまわって所在する理由など、その内容を検討したところ、県民の納得のいく説明ではなかったため、疑義を取りまとめ、6月1日に防衛大臣あて質問書を提出したものであります。防衛省としては、省内で精査した上で回答することでありましたが、現時点で回答はありません。

県としましては、政府に対し、速やかに回答するよう求めてまいりたいと考えております。

同じく米軍基地問題に係る御質問の中で、嘉手納統合案に対する知事の見解についての御質問にお答えをいたします。

嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は、断じて受け入れることはできないと考えております。

次に、米軍基地問題に係る御質問の中で、知事の自衛隊艦船視察に係る御質問にお答えいたします。

去る6月12日、私は自衛隊沖縄地方協力本部が主催する特別公開において、海上自衛隊艦船2隻を視察いたしました。同日程について、他の日程の関係から前日まで確定できなかったため、公務日程に反映されていなかったものと思いますが、私は何も逃げ隠れして、公表しないで見に行く、見に行かないなどというようなことはやりません。

そして次に、教育・医療・福祉に係る御質問の中で、県立病院の独立行政法人化及び経営再建検証委員会の検証結果についての御質問にお答えいたします。

病院事業の経営再建の取り組みは、検証結果報告のとおり、経営改善の実現に向けて第一歩を踏み出したものと評価しております。一方で、持続的な経営の健全化を図るためには、引き続き、経営全般にわたる改革に取り組む必要があると考えております。

なお、病院事業の経営形態につきましては、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、経営再建検証委員会による平成23年度決算の検証結果も参考にし、最終的に判断することといたしております。

次に、教育・医療・福祉に係る御質問の中で、後期高齢者医療制度の廃止が進まない理由についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国が平成22年12月に示しました高齢者医療制度改革案につきましては、多くの高齢者が加入することとなる国民健康保険の構造的な課題について抜本的な解決策が示されていないことから、全国知事会において、財源論を含めた本質的な検討を行うよう求めたところであります。これを受けて国は、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」の場を設け、現在、国と全国知事会等の関係団体との間で、持続可能な医療保険制度の構築に向け検討が進められているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、2プラス2日米合意の評価についての御質問にお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会文書において、嘉手納飛行場より南の施設・区域等の返還は、ロードマップに記されたように着実に実施されることを再確認したとしており、いわゆるパッケージ論が改めて示されております。

「再編実施のための日米のロードマップ」で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、沖縄の振興・発展のための貴重な空間であり、確実に実施される必要があります。そのため、県としましては、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、去る6月27日にも菅総理を初め、官房長官、外務大臣、防衛大臣に対し、強く求めたところであります。

次に、防災訓練への米軍参加についての御質問にお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会文書の内容について、沖縄防衛局に確認したところ、防災訓練へ米軍が

参加することにより、日米の関係がより良好な関係になるという認識を双方で確認したものである。その地域等について、特に本土とか沖縄とか限定するものではなく、沖縄も関連し得るものであるとの説明がありました。

次に、国頭村安波案に対する知事の見解についてお答えいたします。

国頭村安波区への移設案については、報道等により承知しておりますが、宮城国頭村長は、いかなる条件があっても受け入れる考えはないとのことであります。また、日米両政府においても正式に取り上げられたことはないと承知しており、県としての見解は差し控えたいと思います。

次に、沖縄防衛局からの現況調査の許可等申請についてお答えいたします。

沖縄防衛局から、平成23年5月23日付の文書で、現況調査に係る許可等の申請がありました。当該調査については、現在、関係法令にのっとり各部局で審査中ではありますが、県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能と考え、普天間飛行場の県外移設を求めているところであり、その方針も踏まえつつ、適切に対応したいと考えております。

次に、鳥島射爆撃場の移設先として硫黄島を検討していくことにつきましてお答えいたします。

去る5月に開催された沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会で、北澤防衛大臣から、鳥島射爆撃場を硫黄島へ移転することを検討しているとの発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容は決まっていないとのことであります。

県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。

次に、外来機飛来による被害実態についてお答えいたします。

県が実施した平成21年度の航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場周辺の15測定地点中9地点で、普天間飛行場周辺の9測定地点中3地点で、W値（うるささ指数）が国が定める環境基準値を超過しております。一方、沖縄防衛局は、平成22年4月1日から平成23年3月31日まで、嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査を実施しております。同調査によると、外来機と考えられる航空機の離着陸（タッチ・アンド・ゴー）等の回数は、年間約1万4000回で、嘉手納飛行場全体の約31%とされております。

次に、外来機飛来の原因についてお答えいたします。

嘉手納飛行場への外来機の飛来状況について、米軍から公表された情報によれば、岩国、三沢、韓国オサン、グアム、アラスカ及び米本土の基地から多数飛来しており、これらは、戦闘部隊の育成、部隊派遣の一環、訓練や給油等が目的とされております。これらの運用の増加が外来機飛来増の原因であると考えております。

次に、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

県は、これまで米軍を初め関係機関に対し、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の中止を強く要請してきましたが、それにもかかわらず米軍は今回、事前通告なしに同訓練を実施しました。嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は、周辺住民を初め県民に多大な不安を与えるものであり、まことに遺憾であります。

県は、パラシュート降下訓練は、例外なくSACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、通告のあるなしにかかわらず、今後も引き続き嘉手納飛行場において実施することがないよう、日米両政府に対し、強く求めてまいりたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場の電波障害調査についてお答えいたします。

電波障害に関しては、従来から軍転協を通じて、国に対して要請を行っているところであります。去る2月の軍転協要請においても「米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、地上デジタル放送への移行を踏まえ早急に調査を実施し、影響が認められた場合は、適切な措置を講じること」を国に求めたところであります。

次に、MV22オスプレイと高江ヘリパッドについての御質問、1の(5)のアと1の(5)のイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。沖縄県としては、当該機種が過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、当該配備について反対であります。去る6月24日、沖縄県は、北部訓練場への影響を含む、オスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に、高江ヘリパッドの工事に関連して、沖縄防衛局からの連絡についてお答えいたします。

去る6月15日、県は報道機関等から、同日夜、重機が搬入されるとの情報を得ましたが、沖縄防衛局から、重機を搬入するとの連絡を受けておりません。

次に、自衛隊艦船の入港に関する県の姿勢についてお答えいたします。

自衛隊艦船の民間港の利用については、国内法に基づき、港湾管理者によって判断されるものであり、県としましては、民間船舶の運航等に支障を来すことがない場合は、特に反対するものではないとの見解を示したものであります。

次に、同じく自衛隊や米軍艦船の民間港入港に対する見解についてお答えいたします。

自衛隊艦船の民間港の利用につきましては、先ほど答弁したとおり、国内法に基づき港湾管理者によって判断されるものであり、県としましては、民間船舶の運航等に支障を来すことがない場合は、特に反対するものではありません。しかしながら、米軍については、米軍基地が集中する本県においては、緊急時以外の米軍艦船による民間港湾の使用は自粛すべきであるというのが県の一貫した方針であり、ホワイト・ビーチ地区等の米軍施設を使用すべきであると考えております。

次に、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。現在、民主党政権では、「日米地位協定の改定を提起する」としてありますが、政府からはいまだに日米地位協定改定の方針等が示されていないことから、本年2月8日には軍転協を通じて、5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣に対して知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。

県としましては、引き続き、軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会等を通して、粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

次に、知事公室長の米国出張についてお答えいたします。

私は、去る5月23日から6月1日までの間、米国に出張し、米国政府、連邦議会関係者、シンクタンク、マスコミ関係者らと面談し、この中で沖縄の基地負担の軽減、とりわけ普天間飛行場の県外移設を求める沖縄県の考え方に対する受けとめ方や、米上院軍事委員長らが提示した辺野古移設の見直しについて情報収集

いたしました。

出張で得た課題といたしましては、米側に基地負担の軽減を求める沖縄の実情をこれまで以上に強く訴える必要があること、米国の情報を的確に収集する仕組みの必要があること等がございます。

今回の出張で得た成果を踏まえ、今後の知事訪米や米国に直接沖縄の実情を訴え、米国側の理解と協力を得る方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 米軍基地問題についての御質問の中で、嘉手納基地における電波障害の被害実態についてお答えします。

沖縄防衛局が嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の市町村を対象にして平成22年度に実施した「航空機による地上デジタル放送の受信障害に関する調査」によると、宜野湾市の一部及び沖縄市の一部については受信障害が発生する可能性があるとしており、うるま市、嘉手納町及び北谷町においては障害は確認されなかったとされております。宜野湾市については、国の補助によるケーブルテレビへの加入対策とアンテナ調整による対策、沖縄市についてはアンテナ調整による対策が講じられていると聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 米軍基地問題についての御質問で、学校における自衛隊の広報活動についてお答えいたします。

宮古島市の小学校で開かれた陸上自衛隊音楽隊の演奏会においては、参加者へ広報用のうちわが配布されたと宮古島市教育委員会から聞いております。

学校における自衛隊の広報活動については、他の官公庁や事業所の広報活動と同様に、学校長の判断と責任のもと適切に行われているものと考えております。

次に、教育・医療・福祉についての御質問で、事件発生後の県の対応等についてお答えいたします。

3の(1)アと3の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

八重瀬町で発生いたしました集団暴行事件につきましては、大きな衝撃を受けるとともに、強い憤りを感じております。このような人権を踏みにじるような行為は、絶対に許されるものではありません。

県教育委員会では、これまで学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、児童生徒の健全育成に努めてまい

りましたが、結果として、事件の防止ができなかったことは、まことに残念でなりません。なお、本事件が県警察においては捜査中であることや、被害者の一人が現在もなお意識不明の重体であることにかんがみ、被害者の御家族の精神的苦痛、心ない詮索や風評が広がらないよう配慮しているところでございます。

今後は、事件の捜査状況を見守りながら、これまでの取り組みを振り返り、いま一度すべての大人が子供を見守り育てる社会の構築に向け、再発防止の取り組みを県民総ぐるみで粘り強く推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 米軍基地問題についての御質問の中で、汚染土壌の搬入経緯についてお答えいたします。

キャンプ桑江北側返還跡地で見つかった汚染土壌については、アスベストや鉛などの有害物質を含んだ建築廃材などであることから、県はこれまで処理方法について沖縄防衛局と調整を行ってきております。3月14日に沖縄防衛局からは、3月中に汚染土壌等を地区外へ搬出したい旨の相談があり、県としましては、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法の基準に沿った地区外への搬出方法及び保管方法について指導助言を行っております。その後、4月21日に沖縄防衛局から沖縄市登川へ搬出し、保管しているとの事後報告を受けたことから、県としては、保管場所での状況等について現場確認を行うとともに、関係機関への報告・確認、適切な管理及び早期の搬出・処理を行うよう指導を行っているところであります。

同じく汚染土壌等の撤去についてお答えいたします。

汚染土壌の撤去につきましては、沖縄防衛局から、7月中に搬出・処理を行うと聞いております。また、アスベスト含有廃棄物については、県外への搬出を検討していることから、12月までに搬出・処理を行う方針であるとのことですので。

県としましては、沖縄防衛局に対し、引き続き適正な管理と保管場所からの早期撤去を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 同額入札問題についての御質問で、調査結果の評価についてお答えいたします。

今回の同額入札問題で、県民に疑念を抱かせるような状況が発生したことは、まことに遺憾であります。

県では、設計積算から予算執行にかかわった職員及び同額で入札した事業者に対して厳正な調査を実施しました。その結果、情報漏えい等の不正と認められる事実は確認されませんでした。

同額入札の要因としては、最低制限価格がほぼ予定価格の90%であること、積算ソフトの高度化と積算技術の向上等が考えられます。

同じく同額入札問題についてで、再調査の実施についてお答えいたします。

今回の調査結果については、第三者機関である公共工事入札契約適正化委員会に報告し、同委員会から調査内容はおおむね適正であるとの意見をいただいております。再調査の実施は考えておりません。

県では、今後二度と同様な事例が発生しないよう、改善策の実施にしっかりと取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部警務部長。

〔警察本部警務部長 磯 丈男君登壇〕

○警察本部警務部長（磯 丈男君） 県警発注工事の同額入札に関する調査結果についてお答えいたします。

県警発注工事の同額入札に関しては、2件あり、1件目については、第14回道路標識・標示設置工事、2件目については、宜野湾警察署大謝名交番新築工事設計業務であります。

それぞれの調査結果であります。第14回道路標識・標示設置工事については、入札参加申し込み業者が18社、うち2社が入札辞退となったため、実際に入札に参加した業者は16社となっております。16社中、最低制限価格2万で入札した業者が12社、有効入札となった業者が4社あり、その4社のうち落札した業者1社の入札金額が最低制限価格と同額となったものであります。

今回、最低制限価格と同額で落札した業者の平成22年度中に入札参加状況を調査したところ、入札参加が14回、辞退が1回、落札が2回となっており、そのうち1回だけが最低制限価格と同額となっております。

次に、宜野湾警察署大謝名交番新築工事設計業務についてであります。入札に参加した業者は18社、最低制限価格2万で入札をした業者が3社、有効入札のあった業者が15社であり、その15社のうち落札した業者1社の入札金額が最低制限価格と同額となっております。

設計業務において、最低制限価格と同額で落札した業者の平成22年度中に入札参加状況を調査したところ、入札参加は3回あり、落札したのは宜野湾警察署大謝名交番新築工事設計業務の1回だけとなっております。

これらの調査結果を踏まえ、県警におきましては、複数の業者が最低制限価格と同額となっていないこと、特定の者などからの談合情報等も一切ないことなどから、この2件の入札については地方自治法、沖縄県財務規則等関係諸法令に基づき適正に実施されたものと認識をしております。

次に、6月15日に起こった少年らによる集団暴行事件について、発生後から現在に至るまでの県警の対応についてお答えをいたします。

本件は、本年6月15日午後11時ごろから翌16日午前4時ごろまでの間、八重瀬町東風平在の運動公園内において被害少年2名が少年等10数名に取り囲まれて集団で暴行を受け、うち1名が脳及び肺挫傷、全身打撲等の傷害を負わされた事件であります。

県警察においては、事件覚知後直ちに糸満警察署に署長以下67名体制の捜査班を設置し、現場における鑑識活動、被害者や関係者からの事情聴取等所要の捜査を行い、これまで沖縄本島南部に居住する被疑少年7名を逮捕したところであります。

なお、逮捕した7名の少年以外にも犯行に関与した者がいることから、今後も被疑少年の取り調べや裏づけ捜査等を推進し、事件を解明したいと考えております。

次に、集団暴行事件の再発防止についてお答えをいたします。

県警察といたしましては、集団暴行事件等の重大な少年犯罪につきましては、捜査力を集中運用するなどし、厳正かつ迅速な捜査を行い、早期処理を図っているところであります。

集団暴行事件は、中学生間の事件が最も多く見られることから、学校等の関係機関・団体及び地域と連携した特定の中学校区をエリアに指定し、過卒非行集団の解体等を含むスクールエリア対策でありますとか、警察官OB等のスクールサポーターを非行グループ等の問題を抱えた中学校に派遣し、非行防止や健全育成の活動を行っているところであります。また、重大な少年犯罪については、大半が深夜徘徊や酒絡みで発生している実態を踏まえ、深夜の時間帯の警ら活動の強化、少年ボランティアと連携した街頭補導活動の強化を初め、公園、空き家等少年がたむろする場所の管理者に対する防犯指導、地域の非行防止や健全育成機運

の醸成に資する総決起大会の開催、合同パトロールの実施、少年の立ち直りに資する居場所づくりとして地域のボランティア等と連携したエイサーやハーリー行事等への参加、環境美化活動、農業体験等もあわせて行っているところであります。このような取り組みなどにより、県内における刑法犯少年は平成17年をピークに減少傾向となり、集団暴行についても平成21年以降減少するなど改善が見られる中、関係者等の地道な取り組みをないがしろにするような重大な集団暴行事件が発生したことは、まことに遺憾に思うところであります。

警察においては、少年非行の背景にある少年自身の規範意識の低下、家庭や社会の教育機能の低下など、社会全体で取り組むべき諸問題の解決に向け、引き続き学校、関係団体・機関、地域社会、ボランティア等との連携を図り、各種取り組みの強化に努めてまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 教育・医療・福祉についての御質問の中で、附帯決議を踏まえた人員配置についてお答えいたします。

人員配置については、医療提供体制の充実と経営への影響等を考慮する必要があることから、今年度、病院事業局内に人員体制検討チームを設置し、検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 教育・医療・福祉についての(3)のイとウ、保険制度の見直し及び後期高齢者医療制度を含む医療保険制度の方向について一括してお答えいたします。

我が国の国民皆保険制度は、これまで国民生活に欠くことのできない重要な制度として必要な医療の提供を支えてまいりました。しかしながら、高齢化の進行等に伴い、伸び続ける医療費や長らく不況等により各保険者の財政が悪化する中、財源等を含めた制度の抜本的な改革が求められております。このため、国は、今般の社会保障・税一体改革案の中で給付の重点化と制度運営の効率化を同時に行い、中長期的に持続可能な医療保険制度を実現すること、給付・負担の両面で世代間及び世代内の公平を重視した改革等を行うこと、さらなる低所得者対策を実施するなど、セーフティネット機能の強化を図ることとしております。

急性出血性結膜炎の現状と対策についてお答えします。

急性出血性結膜炎については、去る5月30日の週に南部福祉保健所管内において、医療機関からの患者報告数が急増しました。県としては、県全体の一定点医療機関当たりの患者報告数が3.40人と警報レベルを超えたため、6月15日にマスコミを通じて広く県民に注意喚起を行ったところです。直近（6月13日から6月19日）の報告では、一定点医療機関当たり11.50と患者報告数はさらに増加が続いており、引き続きその動向を注視するとともに、予防法等について県民への情報提供に努めているところであります。

なお、県においては、発生の多い医療機関からの検体を検査し、エンテロウイルスを原因とする急性出血性結膜炎と確認しております。

ハンセン病療養所の退所者への実態調査に対する県の所見についてお答えします。

ハンセン病療養所退所者50人への実態調査は、去る5月の「ハンセン病市民学会総会・交流集会 in 名護・宮古島」の開催に合わせて、宮古島実行委員会聞き取り調査班により調査が実施されたものであります。その調査結果は76%の方が社会復帰したことをよかった、64%の方が差別は現在もある、医療機関に必要なことは病気への理解であると44%の方が回答しております。今回の調査は、退所者の方々の置かれている状況に照らせば大方、思いが反映しているものと思われれます。

退所者がどんな支援を求めているかについてお答えします。

将来構想策定の過程における意識調査では、ハンセン病特有の後遺症に対する専門の医療体制の維持確保をすること、また老化に伴い医療や介護が必要となった際の療養所での対応、さらには入所者への終生在園保障と同様に、退所者が老後も安心して暮らせるようにしてほしいなどの要望があることを確認しております。

続きまして、沖縄愛楽園の「保険入院医療機関」の指定された病床及び外来診療の利用率についてお答えします。

沖縄愛楽園の「保険入院医療機関」に指定された4床については、現時点で利用実績はありません。また、地域住民の外来診療利用割合は、48.5%となっており、地域住民の外来診療に役立っているものと考えております。

続きまして、将来構想における課題及び解決に向けた方策についてお答えします。

沖縄愛楽園の将来構想は平成21年3月に、宮古南静園は同年5月に策定されております。

構想策定時における両園の課題は、入所者の減少に伴う施設機能の低下への適切な対応を前提として、医療・介護水準の維持確保、ハンセン病への理解向上、地域交流の充実に向けた取り組みの推進、入所者の意向を踏まえた園の有効活用とされております。

今後とも、入所者の意向を最優先かつ最大限に考慮した上で、名護市、宮古島市等関係機関と連携し、将来構想の実現に向け協力していくとともに、具体的な取り組みを国に要望していきたいと考えております。

続きまして、障害者権利条例の制定に向けた取り組みの進捗状況についてお答えします。

障害者の権利条例の制定に向けては、国における障害者基本法等の動向を踏まえつつ、当事者団体等との意見交換を行い、取り組んでおります。今年度においては、条例制定を求める団体等と意見交換を数回行うとともに、障害当事者等による障害者権利擁護のための会議に参加し、情報収集等を行っております。

続きまして、障害者県民会議（仮称）の構成員についてお答えします。

県では、障害者への差別事例に関すること、差別をなくすための取り組み方策に関すること、その他、障害者の権利擁護の推進及び方策に関することを目的とする障害者県民会議（仮称）の設置を予定しております。

当該県民会議の構成員に法律の専門家を含めることにつきましては、当事者団体等との意見交換を踏まえ、調整を行ってまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 最初に、集団暴行事件についてありますが、教育長、きょうの午前中ですか、子供たちの夢を実現する手助けを、夢の実現に向けて約束をしていきたいというようなことがありましたが、いまだ被害少年は意識不明の状態のようでありますので回復を祈りますが、その被害に遭われた家族についても含めてケアをしていただきたいというふうに要望を申し上げます。そして、加害者となる少年においても、加害者であっても少年ではあるんです。彼らにもやっぱりその夢があって、それに向かう時期もあったと思うんですね。そういうことも含めて命を大切にする教育というんですか、改めてやっていただきたい。つい先日もうるま市で同じような事件が起きて、まだわずかな時期だというふうな僕は認識があるんですね。そう

いう意味では、いま一度決意を新たに取り組んでいただきたい。これは要望を申し上げます。

それから今回の事件に対する県警のほうの対応ですが、早期な事件解決に努力をしていただきたい。

それから再発防止に向けて、さまざまなお話がありましたが、ことしの地元うるま市平安座のハーリー大会なんです、深夜徘徊や喫煙などを繰り返す沖縄市やうるま市の少年たちとうるま署の生活安全課、そういう人たちが中心になってハーリー大会に出場したんですね。平安座の大会とそれから屋慶名のハーリー大会に出場して、周りの地域の皆さんと練習をしながら、そういう取り組みに参加していった。地域の皆さんの評価も非常に高かったんですね。これを個別・具体的に全県的にあるのか、それをぜひやってほしい。子供たちももう悪いことはできないとか、地域に支えられているということを実感したというふうな子供たちの感想もありますので、こういうことがきっと再発防止につながると思います。ぜひそういうことにも全県的に力を尽くしていただきたいなというふうに思います。

それから、障害者の権利条例について、障害者当事者団体と意見調整をしながら県民会議にその団体の皆さんが要請をする、入れていくかどうかを検討するということですが、実際、団体の皆さんは県が後ろ向きではないかというような感想もお持ちです。先日、条例案制定のときにも県福祉保健部は大変な評価をしておりました。フォーラムを繰り返し、意見交換を繰り返し、署名活動などを展開されてきた当事者団体ですので、ぜひしっかりとその意見を聞いた上で、県民会議への参加人数を確保する。実際、中身を聞いたら、枠があってもうできないんだと、皆さんの意見は反映できないんだというようなことを言われたということで、苦しい胸のうちの告白もありました。そういう報告もありましたので、そういうことがないようにお願いを申し上げます。

これは答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 当事者団体から要望のある法律の専門家を入れるべきではないかという再質問にお答えいたします。

県といたしましては、当事者団体等の意見交換を踏まえ、障害者県民会議を設置することとしております。その構成員については、当該当事者を半数程度とすること、民間事業者や障害福祉の関係者等を検討しております。

当事者団体から要望のある法律の専門家については、現在検討をしております。

休憩をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 5 時 10 分休憩

午後 5 時 11 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時 11 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

会議録署名議員 嘉 陽 宗 儀

平成23年 6 月30日

平成23年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成23年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 3 号）

平成 23 年 6 月 30 日（木曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 3 号

平成23年 6月30日（木曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	山 内 末 子 さん	35 番	奥 平 一 夫 君
11 番	上 里 直 司 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	當 間 盛 夫 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	新 里 米 吉 君
21 番	新 垣 清 涼 君	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
23 番	新 垣 安 弘 君	48 番	大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	総 務 部 長	兼 島 規 君
副 知 事	上 原 良 幸 君	企 画 部 長	川 上 好 久 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	福 祉 保 健 部 長	宮 里 達 也 君

農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
商工労働部長	平 良 敏 昭 君
文化観光 スポーツ部長	平 田 大 一 君
土木建築部長	当 間 清 勝 君
企業局長	仲 田 文 昭 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君
会計管理者	米 蔵 博 美 さん
知事公室 秘書広報統括監	饒平名 知 成 君
総務部 財政統括監	新 垣 郁 男 君

教育委員会 委員長	中 野 吉三郎 君
教 育 長	大 城 浩 君
公安委員会委員	安 里 昌 利 君
警察本部 警務部長	磯 丈 男 君
労働委員会 事務局長	平 良 宗 秀 君
人事委員会 事務局長	岩 井 健 一 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	嘉 陽 安 昭 君	課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
次 長	鉢 嶺 元 君	主 査	佐久田 隆 君
議事課 長	平 田 善 則 君	主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長長翁良盛君は、別用務のため本日、7月1日、4日及び5日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び7月4日の会議に公安委員会委員安里昌利君、7月1日及び5日の会議に同委員会委員幸喜徳子さんの出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 おはようございます。

社大・結の会、新垣清涼、代表質問を行います。

知事の政治姿勢について。

(1)、基地行政について。

普天間基地の危険性除去について県の取り組みを伺います。

米軍は、嘉手納基地滑走路の改修工事を理由に、昨年9月22日から普天間基地でダイバートを実施しています。ジェット戦闘機が飛来するたびに、体に突き刺さるようなあの爆音は、私たち市民に恐怖と不安を与えています。爆音裁判でも世界一危険な基地と認定された普天間基地の危険性の除去について、県の取り組みとその進捗状況を伺います。

次に、知事は、普天間基地の県外移設を日米両政府

に求めるその姿勢に変わりはないと思いますが、最近お見えになったアメリカの上院軍事委員会のレビン委員長や北澤防衛大臣から、普天間基地の嘉手納統合案を示し提案されたことがありますか。提案では、嘉手納の負担軽減も示されたのでしょうか。嘉手納統合案についての知事の反対の決意を伺います。

次に、MV22オスプレイ配備について。

開発当初から墜落事故を多く起こし犠牲者を出しているオスプレイ配備については、欠陥や爆音のひどさが指摘をされています。普天間基地は市街地のど真ん中にあり、どんなに飛行経路を研究しても市民の上空を飛ばすには普天間基地から出ることはできません。危険と言われているオスプレイの普天間基地配備、そして普天間基地の固定化は絶対に認めることはできません。知事の御見解と決意を伺います。

米軍訓練水域、米軍射爆撃場問題について伺います。

鳥島射爆撃場を初め県内には多くの米軍射爆撃場があります。その返還が求められているわけですが、鳥島については、島の形状が大きく変わり、また、良好な漁場ということもあって多くの漁民の皆さんから強くその返還が求められています。政府との交渉はどうなっていますか。また、鳥島のかわりに硫黄島に訓練を移すという話もあるようですが、ここでも負担軽減ではなくて、県内への押し付けを政府はやろうとしています。断じて許せるものではありませんし、受け入れることはできません。知事の御見解を伺います。

自衛隊の先島配備について伺います。

マスコミ報道によると、政府は、国境警備を理由に

県内に自衛隊を増強しようとしています。また、町の活性化を目指し、自衛隊の常駐を検討している離島の自治体もあるようですが、政府から具体的な計画の提示があったのでしょうか伺います。国境の町は、自衛隊の配備ではなく文化交流や物流など人的交流を活発にして、お互いの発展を目指すべきだと思います。知事の御見解を伺います。

次に、地位協定について伺います。

米軍人・軍属による事件・事故の発生が後を絶たず、私たち県民の人権が不平等な扱いを受ける状況が続いています。去る6月26日、北中城村で開かれた「不平等な日米地位協定を許さない抗議集会」には、多くの国会議員を初め県議会議員、そして各自治体の関係者が参加されていました。知事のメッセージもありました。この地位協定の改定協議は、一体どこまで進められているのか、どこでとまっているのか、政府から米国との協議の進捗状況について県に説明はあったのでしょうか。

4月20日に社大・結の会派で地位協定の改定要請に外務省沖縄事務所を訪ねたとき、樽井大使は、私としては完全とは言えない部分もあるし、見直すべき部分もあるとコメントをされています。

日米地位協定の抜本的な改定、その実現を目指した全県的な取り組みが今求められていると思います。知事の御見解を伺います。

次に、基地交付金について伺います。

「基地交付金 固定資産税の半分以上」という見出しで4月25日の新聞は報じています。この国有提供施設等所在市町村助成交付金、この制度はどのような趣旨でいつできたのか。そして、その差額が出始めたのはいつからで、これまでにどのぐらいの金額になっているのか。県民に基地負担を押しつけ、それを補うはずの制度がいいかげんでは困ります。政府に対して強くその改正を求めるべきと思いますが、見解を伺います。

次に、防災計画・災害対策について伺います。

東日本大震災による県経済や県民生活に対する影響について。

3月11日に起こった東日本大震災は、被災した東日本の県ばかりではなく、日本全国にその影響を及ぼしました。亡くなられた方々の御冥福を祈り、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

大震災の発生で県内の菊農家の皆さんが菊の出荷ができなく、訴えがあり、県はその支援策を講じました。そのほかにも県民生活や経済活動に対する影響はどのようなことが起こっていますか。その対策はどの

ように取り組まれているか伺います。

次に、県の取り組みと今後の計画ですが、これまで東日本大震災被災地域への支援と県内へ避難してこられた皆さんへの支援に取り組まれておりますが、今後の取り組みについて伺います。途切れのない支援活動が求められていると思います。

次に、避難者支援としてのキャンプ瑞慶覧返還予定地について提案をしたいと思います。

宜野湾市のキャンプ瑞慶覧地区には、返還予定の家族住宅地域があります。あの住宅に被災者の皆さんを受け入れることはできないでしょうか。福島原発の事故で、家があるのに放射能の影響で帰れなく、避難生活を余儀なくされている皆さんがいます。政府は、被災者の生活を支援する責任があると思います。

キャンプ瑞慶覧の住宅を被災者支援に活用できないかという宜野湾市の提案に対し、アスベストの問題があるようですが、アスベストはいずれ撤去しなければならないものです。政府には先にアスベストを撤去してもらい、電気や水道などを点検・確認すればすぐに住めると思います。遠く離れることによって放射能のストレスからも解放されます。沖縄で一定の期間過ごしてもらい、再出発の計画をじっくりと立てることができればと思います。軍用地のままであれば地権者の負担にもならず、アスベスト撤去やその他整備が必要なことは地元企業に仕事が発生します。政府に提案する価値はあると思いますが、知事の見解を伺います。

次に、県の防災計画と災害対策について。

今回の東日本大震災は、私たちに多くの教訓を与えたと思います。宮城県東松山市、石巻市を視察して自然の力のすごさをまざまざと見せつけられました。1000年に一度とか想定外だったとかの表現は、あの津波のすごさを表現したものだと思います。県もいち早く被災地域への支援活動に取り組まれていますが、今回の東日本大震災を経験して、県の防災計画は大丈夫なのか気になります。台風、集中豪雨、津波、液状化現象などの防災計画、また、被害を受けたときの対策などについて県の取り組みを伺います。

(3)、新沖縄振興計画について。

県が求める新しい政策は何か伺います。

新たな沖縄振興の必要性について、日本全体を対象とする各種法律の適用や全国一律の対応では不十分として、沖縄の地域特性に対応した効果が期待できる独自の対策を展開することが必要とあります。県の取り組みについて伺います。

持続可能な新エネルギー政策の県の取り組みについて伺います。

東日本大震災による福島原発の事故は、まだ収拾のめどが立ちません。その被害はどこまで広がるのか、あるいは広がっているのかわかりません。

県は、新たな沖縄振興のための制度提言として、再生可能エネルギー等導入促進支援制度を提案されています。その概要について伺います。また、それらの企業誘致として期間を定めた県所有地の無償貸し出しなどは検討されているのでしょうか伺います。

県案の「災害援助拠点の形成」について伺います。

県が提案しているアジア・太平洋地域の「災害援助拠点の形成による国際貢献」について、その目的と概要について説明を求めます。また、マスコミ報道によると、北澤防衛大臣は、下地島空港を災害援助の拠点基地として自衛隊の配備をもくろんでいるようですが、政府から県に対してそのような提案はありましたか。県の計画とつながるようなことはないですね、確認のために伺います。

県民の交通権確保について伺います。

沖縄県は、離島県として本土から遠く離れている上に、さらに多くの離島を抱えています。資源豊かな日本の領海を守る意味でも、離島住民の定住を守る意味からも離島に住んでいる皆さんの生活コストの削減、支援が求められています。県の取り組みを伺います。

また、沖縄県は、戦前には軽便鉄道が走っていました。本土各県は戦後、国鉄などの恩恵を受けていますが、沖縄は受けていません。国鉄の恩恵が受けられなかった分の補償として、戦後処理の面からも国の責任で鉄軌道等の整備・導入を求めるのは当然と考えます。県の見解、取り組みを伺います。

(4)、観光行政について。

成長するアジア地域への誘客戦略について伺います。

3月末に社大・結の会派で中国を視察に行きました。沖縄から台湾経由で香港に入りましたが、空港では放射能チェックがありました。外国は敏感です。外国からすると沖縄も日本ですから同じ扱いになるかなと思いました。もしかすると、沖縄も放射能で汚染されていると思われるのかもしれませんが。平田新部長の誘客戦略を伺います。

宜野湾市西海岸地域・コンベンションエリアの位置づけについて伺います。

沖縄の観光振興地域として宜野湾市の西海岸コンベンションエリアには仮設避難港があります。あの地域の活性化のためには、仮設避難港の活用が求められています。今後の活用計画については宜野湾市からも提案があるとは思いますが、県の方針を伺います。

中国福建省沖縄友好会館の現状について伺います。

3月に福建省に視察に行き、琉球墓群、琉球館、福建・沖縄友好会館などを訪ねました。福建・沖縄友好会館は、その建設に関する協定書の精神として、お互いの友好・協力の永遠なる象徴として、また沖縄県民と福建省人民との間で文化、経済、その他の分野でも交流を行う拠点として福建省福州市内に友好会館を建設するとあるようです。その精神からしても、私たちは先人たちが残した友好のきずなを大切にする人的交流や経済成長著しい中国市場への参入の拠点として活用すべきだと思います。

4月からは管理形態が変わり、公的な人材配置がなされていないと思います。福建省と沖縄県の文化交流や技術交流などの取り組みには、どうしても公的な人材配置が必要ではないでしょうか。そして、友好会館の現在の活用状況について伺います。

文化遺産・世界遺産の保護策について。

県内には多くの文化遺産・世界遺産があり、その指定を受けたおかげで多くの観光客が訪れていると思います。観光客がふえるのは大変いいことですが、過剰利用は困ります。以前にも質問しましたが、斎場御嶽の参道の劣化や自然環境に変化が出て、その保護策が求められています。県は、観光地の環境保全管理体制の構築に向けた取り組みを進めると答弁がありました。その後の取り組みと進捗状況について伺います。

(5)番目に、農業行政です。

T P P 参加への影響とその対策について伺います。

T P P 加盟による県内農業、県民生活への影響について伺います。また、それ以外に県民生活に大きな影響を与えるおそれがあるものとしてはどんなことが考えられるのか伺います。

次に、食料自給率向上対策について伺います。

県の食料自給率はどうなっていますか、その取り組みについて伺います。

おきなわブランド確立・支援事業について伺います。

長寿県沖縄、薬草の宝庫沖縄、沖縄県産品、おきなわブランドづくりに頑張っている若い方々を支援するために県の取り組みについて伺います。その制度は使いやすく、利用しやすい制度になっていますか、説明をお願いします。

(6)、台風被害について。

ア、さきの台風2号による被害の実態を伺います。

さきの台風2号は、県内に多くの被害をもたらしたようですが、農作物や水産業、道路や家屋などその被害の実態について伺います。農作物など品目ごとに、

あるいは農家戸数、被害金額などもわかりでしたら
お示し願いたいと思います。

イ、その対策や取り組みについてお伺いします。

以上、答弁によって再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新垣清涼議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地行政に係る御質問の中で、県内移
設や統合案についての御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、地元の理解を得られない
移設案を実現することは事実上不可能と考えておりま
す。

嘉手納統合案については、嘉手納飛行場周辺市町村
は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに
負担が増加するような統合案は断じて受け入れること
はできないと考えております。

いずれにいたしましても、県としましては、日米両
政府において普天間飛行場の県外移設の実現に向けて
真摯に取り組むべきであると考え要求をしているところ
でございます。

次に、同じく基地行政に係る御質問の中で、自衛隊
の先島配備計画についてという御趣旨の御質問にお答
えいたします。

防衛省は、今年度から先島諸島への部隊配備につ
いて調査を進めております。自衛隊の配備につきまして
は、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観
点から、政府において適切に検討されるべきものであ
ると認識いたしております。無論、その配備に当たっ
ては地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をす
るべきであると考えております。

次に、新沖縄振興計画に係る御質問の中で、県が求
める沖縄らしい政策についての御質問にお答えいたし
ます。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、「強くしな
やかな経済の構築」と、第2は、「沖縄らしい優しい
社会の構築」を施策展開の基軸として「沖縄21世紀ビ
ジョン」で示された県民が描く将来像の実現に向け取
り組むことといたしております。

「強くしなやかな経済の構築」では、観光・リゾ
ート産業や情報通信関連産業に加え、沖縄の地域特性
に合致した臨空・臨港型産業の集積や知的・産業クラ
スターの形成などにより第3、第4のリーディング産業
を育てることといたしております。同時に域内産業を
活性化させ、経済社会の変動にも柔軟に対応できる経
済、そしてその基盤の再構築・強化に取り組んでまい

ります。

「沖縄らしい優しい社会の構築」という点では、子
供が健やかに生まれ育つ環境づくり、第2に、豊かな
自然環境のもと医療や福祉、そして保健、教育などが
充実をし、安全で安心できる社会の構築、そして離島
の定住条件の向上などに取り組んでまいります。

また、ビジョンで示されました将来像実現のため
には、沖縄の特殊事情から派生する固有課題でありま
す、第1に、「基地問題の解決と駐留軍用地跡地利
用」の拡大、そして「離島の条件不利性克服と国益貢
献」、そして第3に、「海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交
通ネットワークの構築」、第4に、「地方自治拡大へ
の対応」などに取り組むことが必要であると考えてお
ります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等
から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地行政についての御
質問の中で、普天間飛行場の危険性除去についてお答
えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去については、駐留部隊
の移駐や訓練の縮小、分散移転など普天間飛行場のへ
り等の運用を極力低減し、早期に危険性の除去及び騒
音の軽減を図ることをワーキングチーム会合等を通じ
政府に求めてまいりました。

去る5月の米軍基地負担軽減部会における軍転協要
請に対する回答の中で、政府は、昨年1月から本年3
月までに実施した飛行状況調査データの解析・整理等
を行っているところであり、運用状況を評価の上、公
表したいとしておりますが、まだ内容は公表されてお
りません。

県としましては、引き続き軍転協とも連携し、普天
間飛行場の危険性の除去について具体的な方策の提
案、実施に向け、さらに検討を加速させるよう政府に
強く求めていくことにしております。

次に、MV22オスプレイの配備計画についてお答え
いたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、
沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」があり
ました。

県としましては、当該機種が過去の開発段階におい
て死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱
いており、十分な情報が示されない現状では当該配備
については反対であります。

去る6月24日、沖縄県は、オスプレイの具体的な運

用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に、米軍射爆撃場についての御質問にお答えいたします。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還については、これまで累次にわたり日米両政府に対し要請してきたところであります。

去る5月に開催された沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会で、北澤防衛大臣から、鳥島射爆撃場を硫黄島へ移転することを検討しているとの発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容は決まっていないとのことであります。

県としましては、さらに情報収集を進めているところでございます。

次に、日米地位協定の抜本的改定についてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。現在、民主党政権では「日米地位協定の改定を提起する」としてありますが、政府からはいまだ協定改定の方針等が示されていないことから、本年2月8日には軍転協を通じ、5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣に対し知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう強く求めたところであります。

県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会等を通して粘り強く日米地位協定の見直しを求めていくこととしております。

次に、大震災の被災地支援と県内の避難者支援についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、東日本大震災発生後、直ちに東日本大震災沖縄県支援対策本部を設置し、被災地への人的・物的支援と被災者受け入れ支援を実施してきたところであります。

被災地への人的支援といたしましては、県職員を中心に市町村や民間医療機関等の協力を得て派遣チームを構成し、6月24日現在で緊急消防援助隊、県警広域緊急援助隊、保健師チーム、医療チーム、心のケアチーム及び建築・漁港・港湾技師等を494人、うち県職員165人を派遣したところです。また、被災地への物的支援といたしましては、毛布、おむつなどの生活物資を計6回送付したところです。

県内への被災者支援といたしましては、県内への一時的緊急避難に係る旅費・宿泊費の支援として、4月から6月までの3カ月間、往復の航空運賃及び3食つ

きの宿泊費用を260世帯、計576名に対し支援を行いました。また、6月以降は、中長期的な避難をされる方への支援策に移行しており、住宅・宿泊支援として民間賃貸住宅と付随する旅費・宿泊費の支援を実施するとともに、東日本大震災支援協力会議において「ニライ・カナイカード」を計480枚発行し、県内流通業界や交通機関等において割引等を実施しております。そのほか、避難者の生活費の支援として、受け入れ被災者支援見舞金1世帯20万円（単身者は10万円）を計155世帯に対し給付しております。

次に、同じく防災計画・災害対策についての御質問の中で、避難者支援としての返還予定地活用についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災における県内避難者への住宅の提供について、宜野湾市からキャンプ瑞慶覧の空き住宅を活用できないかという申し出があり、国・県、宜野湾市及び米軍の間で検討を進めてまいりました。

しかしながら、当該住宅は築後60年近くが経過し、電気や水道など大幅な改修に膨大な費用と時間を要すること等から避難者の住居としては適さないことが判明し、活用を断念いたしました。

なお、先ほど答弁いたしましたように、避難者への住宅支援として、県は、6月から民間賃貸住宅等の県費による借上げを行っているところです。

次に、沖縄県防災計画と災害対策についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、6月16日に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置するとともに、6月21日には市町村防災担当課長会議を開催し、県及び市町村の地域防災計画の見直し作業等を進めているところであります。

今後、国の防災基本計画の見直し状況等も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携の上、県内の災害対策の強化を図るべく検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新沖縄振興計画についての御質問の中の、県案の災害援助拠点形成についてお答えいたします。

県におきましては、新たな沖縄振興策として県内に国際的な災害援助拠点を形成できないか国に対し要望しているところでございます。具体的には、国内の防災・医療分野の人材・施設等を沖縄に一体的に集積し、アジア・太平洋地域の災害援助拠点を形成することを目的に、国際緊急援助隊の本部や防災教育・訓練施設等の誘致を図ることを内容とするものであります。

次に、台風２号による県内の被害状況についてお答えいたします。

台風２号による県内の主な被害状況は、人的被害が68名、住家被害のうち全壊が4棟、半壊が6棟、一部破損が27棟、床上浸水が3件、床下浸水が5件、船舶被害が4隻、車両被害が74台、停電が最大で27万8400戸となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 基地行政についての御質問の中で、基地交付金の制度内容と運用についてお答えします。

基地交付金は、米軍や自衛隊の施設が所在する市町村への財政上の影響等を考慮して、総務大臣が所在市町村に対して、毎年度の予算の範囲内において使途の制限のない一般財源として交付するもので、昭和32年に創設されております。

交付額の配分方法は、予算総額の10分の7を対象資産の国有財産台帳価格で案分し、10分の3を対象資産の種類、用途及び財政状況等を考慮して配分することとなっております。

次に、防災計画・災害対策についての御質問の中で、東日本大震災による県経済への影響についてお答えします。

東日本大震災の発生により、沖縄県においても旅行マインドの低下等による入域観光客の減少や県外出荷花卉の需要減少など、観光関連産業や農林水産業等への影響が生じております。また、サプライチェーン寸断に伴う減産が影響し、自動車など一部製品の納品に遅延が見られるなど、県内消費者の需要を十分に満たせない状況も発生しております。

一方で、東京電力、関西電力による節電要請を受け、企業による夏休み取得の推奨が予想されることから、沖縄への送客数増加が見込まれております。

県としましては、このような状況を踏まえ、菊農家の再生産に向けた取り組み支援などを実施するとともに、今議会の補正予算案において観光振興強化に関する経費約18億7000万円を計上しているところです。

次に、新沖縄振興計画についての御質問の中で、鉄軌道の整備及び離島住民の移動負担の軽減に係る取り組みについてお答えします。

鉄軌道の整備につきましては、「沖縄県総合交通体系基本計画」を策定する中でその位置づけなどについて検討を進めておりますが、その整備には膨大な費用を要することから、県としては、新たな振興計画への

位置づけについて特例的な制度の創設を国に求めているところであります。

また、離島住民の移動に係る負担軽減につきましては、船舶及び航空運賃の軽減が重要な課題であると認識しており、現在、国に対して運賃低減のための新たな制度創設を求めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 防災計画・災害対策についての御質問の中で、東日本大震災による県民生活への影響についてお答えいたします。

東日本大震災による県民生活の影響については、一時的にミネラルウォーターや乾電池などの一部商品が店頭から少なくなるという現象が見られましたが、県民の冷静な行動などもあり、便乗値上げ、売り惜しみ、買い占めなどによる消費生活への影響は、現時点では特に生じていないものと考えております。

県といたしましては、今後とも県民から寄せられる相談などの状況把握や生活関連物資の価格や需給動向などの情報収集に努めながら、消費生活への影響を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 新沖縄振興計画についての中で、新エネルギーに関連する県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、「新たな計画の基本的考え方（案）」において、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減等を図る観点から、クリーンエネルギーの導入・普及に強力に取り組むとともに、省エネルギーとエネルギーの地産地消を推進することとしております。

現在は、沖縄電力と連携し大規模な風力及び太陽光発電の効率的な電力系統接続の実証事業や導入コストの低減化等に取り組んでいるところであります。また、現在国と調整を進めています沖縄振興のための制度提言においては、民間事業者や一般消費者を対象とするグリーン税額投資控除——これは民間事業者、あるいは個人の皆さんが住宅に太陽光発電を導入したり、あるいは風力発電等を事業者が導入した場合に税額から控除するという制度でございますが——こういう新エネルギーの導入に対する支援の制度を要望しているところでございます。

続きまして、観光行政の中の、福建・沖縄友好会館の現状についてお答えいたします。

福建・沖縄友好会館は、平成10年のオープン以降、沖縄県産業振興公社福州事務所が同会館の沖縄県使用部分の管理運営を行ってまいりました。現在は、3社の日本企業の駐在事務所が入居しております。

平成22年3月に決定した「新沖縄県行財政改革プラン」において会館管理委託料の廃止が決定され、管理方法に関する見直しを行ってまいりました。その結果、同会館の利活用を促進するためには、民間のノウハウとネットワークを活用することが有効と考え、今年度から民間企業へ管理を委託しているところであり、また、今年度、同会館には委託駐在員を配置する予定で今作業を進めております。

今後は、同会館を拠点として管理委託企業や関係機関とも連携し、福建省と沖縄県の経済文化交流を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大ー君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大ー君） アジア地域からの誘客戦略についてとの御質問にお答えいたします。

沖縄県では、成長著しいアジア地域からの観光誘客に戦略的に取り組むこととしており、台湾、韓国、中国、香港を重点地域として積極的な誘致活動を展開しているところであります。

特に、中国につきましては、来る7月1日より県内での宿泊を条件とする個人観光数次ビザが創設されることから、沿岸部の大都市にとどまらず、周辺都市や内陸部を対象としたキャンペーンを強力に展開していきたいと考えております。

このほか、幅広く新規市場の開拓も行っており、シンガポールやタイなどの東南アジアについても旅行博覧会への出展やメディア招聘などの取り組みを進め、観光客の大幅な増加を図っていききたいと考えております。国際競争力のある文化力の育成と情報発信力の強化を進めつつ、沖縄の魅力がきちんと伝わるようなイメージアップ戦略にも努めていききたいと考えております。

次に、宜野湾市西海岸地域・コンベンションエリアの位置づけについてとの問いにお答えいたします。

沖縄県は、第3次沖縄県観光振興計画の中で、宜野湾市の西海岸地域をにぎわいのある都市型リゾート・コンベンション拠点に位置づけ、税制上の優遇措置などが受けられる観光振興地域に指定しております。同地域は、これまでにコンベンションセンター、マリーナ、ホテルなどの施設が整備され、リゾートコンベン

ションエリアとして成長しております。

昨年度、宜野湾コンベンションエリア内の主要施設の連携強化を目的とした「宜野湾コンベンションエリア連携体制整備連絡会」が発足しており、県としては、今後とも当連絡会と連携を図ってまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 観光行政についての御質問で、文化遺産・世界遺産の保護策についてお答えいたします。

文化遺産・世界遺産につきましては、国や県及び市町村が連携して維持管理を行い、適切な保護に努めているところでございます。

世界遺産の保護策につきましては、登録翌年の平成13年度に「世界遺産の保存・整備・活用に関する基本指針」を策定いたしまして、各資産の保護や活用に取り組んできたところでございます。また、世界遺産登録から10年が経過し、利用者の増加や資産の一部損傷も見られることから、県教育委員会では、資産の保存管理、地域住民の生活や観光との調和等について統一的方向性を示す「包括的保存管理計画」を平成24年度までに策定し、各資産の保護や活用に関今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業行政の中で、ＴＰＰの影響と対策についてお答えします。

ＴＰＰは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出ることが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出ることが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。そのため、県では、国民の食料安全保障の確保と国内農業への影響などの観点から、ＴＰＰ交渉に参加しないよう適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう万全の対策について農業団体等と連携し、国に対し強く要請したところであります。

国においては、東日本大震災の発生を受け、ことし5月に閣議決定された「政策推進指針」において、ＴＰＰへの交渉参加の判断時期が当初の6月から先送りしている状況にあります。

県としましては、今後ともＴＰＰ交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいります。

次に、食料自給率向上対策についてお答えします。

沖縄県としましては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立や生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化や地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。特に、耕作放棄地の再生利用による生産の拡大、学校給食や観光関連施設における県産食材の利用促進、「おきなわ食材の店」登録の推進、ファーマーズマーケット等農産物直売所の整備による販売促進、島野菜、カンショなど地域特産物の振興、量販店等におけるフードアドバイザーやコーディネーターの配置による地産地消の推進、新しい沖縄料理のメニュー約1400レシピのネット公開による県産食材の活用促進など、農業生産の拡大と地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、おきなわブランド確立支援事業についてお答えいたします。

県では、市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待される園芸品目、薬用作物、養殖魚介類などを戦略品目として位置づけ、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地の形成などによりおきなわブランドの確立に努めているところでございます。具体的には、ゴーヤー5地区、菊14地区、マンゴー7地区、肉用牛5地区、養殖魚介類5地区などの拠点産地88地区の認定、パイナップル、ゴーヤー等沖縄のオリジナル品種の育成・普及及び新技術の開発、農業用水源の確保やかんがい施設の整備などに取り組んでおります。

平成23年度は、さらに安定生産、販売対策として「園芸モデル産地育成緊急対策事業」により安定生産のための低コスト耐候性ハウス等の導入、「おきなわ型づくり育てる漁業推進事業」による海ブドウ等のブランド指針に基づく高度品質管理の実施、「県産農産物販売プロモーション対策事業」により、東京・大阪等の大都市におけるトップセールス及び量販店への販路拡大を実施するなど、おきなわブランドの確立に向けて各種施策を展開しているところでございます。

台風被害の中で、農作物等の台風被害対策についてお答えします。

農作物等の被害対策としては、農業改良普及センターに営農相談窓口を設置するとともに、被災農家に対し、病害防除の徹底や樹勢等の回復のための肥培管

理などの指導を行っております。

台風等の被害に対する補償としては、さとうきびについては畑作物共済、水稻については農作物共済、野菜等については園芸施設共済等があり、加入農家に対して、損害評価後に農業共済金が支払われることになっております。たばこについては、ＪＴから災害援助金が支払われると聞いております。船舶については、漁船保険制度により保険金が支払われることになっております。

国の災害復旧事業の対象となる農業用施設や林道・漁港施設等については、国への災害復旧申請を早期に行うための準備を進めているところでございます。また、農家の経営安定を図るため、農業制度資金等の償還猶予を行うとともに、6月補正予算において農林漁業セーフティネット資金借入れに係る利子助成を計上しているところでございます。

今後とも台風2号の影響による農家支援については、農家の要望等を踏まえ、関係機関等と連携し対応を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 台風被害についての御質問で、台風2号の被害の対策、取り組みについてお答えいたします。

土木建築部が管理する施設においては、保良西里線の冠水、石垣港伊原間線ほか2路線ののり面崩壊、伊平屋村前泊港ほか3港湾における防波堤の損壊、公園や県営住宅の倒木等の被害が発生しました。これらの被害対策については、速やかに応急措置を行うとともに、現在、災害復旧に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 台風2号による被害状況の中で、農林水産業の被害についてお答えいたします。

台風2号による農林水産業関係の被害総額は、6月10日現在で約70億6000万円と見込んでおります。

今回の被害は、特に農作物の収穫時期に当たる5月に台風が発生したため、葉たばこ、さとうきび、ゴー

ヤー、マンゴーなどの農作物が被害全体の約8割を占めております。被害の内訳は、葉たばこ等農作物が58億3000万円、ハウス等農業用施設関係が4億7900万円、家畜等畜産関係が3200万円、林道等林業関係が4000万円、水産業関係が6億7900万円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 それでは再質問させていただきます。

まず基地行政についてであります。知事は、去る6月1日付で防衛大臣に対し、「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」についてという質問書を提出されています。回答はまだということですが、防衛省が出したあのパンフレット、私も見たんですけども、全く納得できるようなものではありません。

このような状況の中で、日米両政府に対して強く県民の願いを訴えることが必要ではないかと思うんです。基地も押しつける、そしてさらに普天間には危険きわまりないオスプレイを配備しようとしている。射撃場の訓練地域についても返還するから、そのかわりをまた移したいという、本当に県内だけに、私たち沖縄県民だけに負担を押しつけている今の政府の流れについて、私たちはやはり知事を先頭に県議会そして基地のある市町村の首長初め議員団、あるいはこういういったことに不条理を強く感じている県民からも公募をして、やはり国会に沖縄県の代表団が来たと。そしてアメリカにも大統領に訴えるために来ているというような、ここでこういうインパクトのあるアピールをして何としてもアメリカ国民にもわかってもらわないといけなと思うんです。アメリカ国民はなかなか自分たちが豊かである、あるいは大国であるということで外国には余り興味を示さない国民性のようです。そういう意味ではいろんな情報でも、ああ、何だ遠い沖縄か、日本かというぐらいのことしか思わないところもあるようですので、やはりそこはしっかりと訴えていくということが大事だと思いますので、先に公室長もアメリカに調査に行かれたと思うんですが、ぜひこういうオール沖縄で、今、沖縄県民は諸悪の根源である地位協定は変えてほしいと、改定してほしいということを訴えているんだということで、もちろん日本国民にもそうです。政府だけではなくて日本国民にも含めて取り組むことが必要だと思いますが、知事の決意を伺います。

それから大震災で千葉県浦安市に行きました、あの

液状化現象。今、泡瀬についても県は推進の立場のようですけれども、あそこも僕は津波が来たら大変心配だなと思っています。そういう意味ではあそこはもう少し自然を大事にした、そしてもっと違う開発を考えたほうがいいのではないのでしょうか、御見解を伺います。

それから今回、風台風ということで、台風が過ぎて二、三日すると街路樹が真っ赤にというか、何か秋でも思わせるような形で木の葉が枯れています。作物も大変だろうと思います。そういう意味では葉たばこはちょうど収穫前ということなのですが、たばこは健康にもよくないということでありますので、風に強い農作物への転換などを県のほうから提案したらどうかなと思います。

それからあと1点、福建省の沖縄事務所ですが、管理体制が変わって民間の活用ということですが、この民間の活用に異議を唱えるものではありません。やはり企業は企業として自分たちの利益の追求をどうしても優先をします。そういう意味では公的なこれまで配置されていた県あるいは観光公社の方でしたか、公的な方がそこにいて、これまで福建省と沖縄は非常に結びつきがあったわけです。琉球墓群を見ても大事にちゃんと現地の方が守ってくださっている。このことに対して私たちはやはり感謝すると同時に、この長い結びつきを大事にするためには、あそこを中国の拠点として、向こうから北京や上海やいろんなところに波及していく、ここをやらなければいけないんじゃないかと思います。そういう意味ではぜひ人的配置をしっかりと県のほうから派遣をしていただいてその取り組みをしていただきたいと思います。

以上で終わります。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 新垣清涼議員の御提案ですが、特に1番目のオール沖縄で沖縄の米軍基地問題については日本政府——東京へは無論だけど、アメリカ国民に対してもしっかりと対応し訴えていったらどうかという御趣旨の御提案については、ぜひこれはきちっと受けとめさせていただきたいと思います。

私も知事になって4年半、いろんな米軍基地に係る課題の解決に少しでも前へ進め改善したいという強い意思を持って取り組んでいるつもりですが、なかなか

解決といいますが、改善といいますが、自分の思いどおりには1ミリも前に進みにくいというような感なきにしもあらずで、むしろ今度の2プラス2の結論にしてもいろんなことが書いてありますが、沖縄の部分を見るともとへ戻ってしまったということで、まことに残念かつ遺憾であり、基地負担の軽減については政策協議会というところで各関係大臣が入った部会までつくってはいるんですが、なかなかお話だけで結果が出ないという感なきにしもあらずです。ただ、前よりは基地負担の軽減、そして宜野湾の普天間の危険性の除去とかいろんな考え、こういうふうに取り組みたいという大臣の気持ちは出てはくるんですが、なかなか現実の結果が出ないという感を深く感じております。今度の2プラス2の共同発表の中の沖縄部分を見ますと、妙な部分だけがえらい具体的なことが書いてありますが、これも我々の思い、要求と結局違う方向に日米両政府で今のところ決めているということで、我々の思いがなかなか伝わらないという隔靴搔痒の感どころか、いら立ちすら覚える部分がありますが、しかしこれはきちっとしっかりと議員の御提案も含めて県民の力、県民のパワーもいただきながら、むしろ少しでも解決、改善に向かって取り組んでいこうという決意を新たにしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 東日本大震災を踏まえた泡瀬の計画についての考え方の再質問にお答えします。

まず津波につきましては、平成18年度に県がまとめました沖縄県津波・高潮被害想定調査において、津波浸水予測シミュレーションを行っております。その結果、泡瀬地区で最も影響が大きいと想定される沖縄本島南東沖マグニチュード7.8の地震が発生した場合を想定した津波最大遡上高さは、標高2.5メートルとなっております。その結果、当該埋立地の計画地盤高さは標高2.8メートル以上となっており、現予測のシミュレーションでは津波による浸水は起こらないこととなっております。しかしながら、今回の震災を受け、多くの知見をもとに今後県もそうですけれども、国において設計基準や防災計画の見直しが行われることから、液状化も含めまして県においては適切に対応していきたいと考えております。

当該泡瀬地区の埋立事業につきましては、本県の経済活性化を図る上でも重要な事業であることから、県としましては早期の工事再開に向けて環境保全にも配慮しつつ取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 台風に強い作物への転換の提案に対する再質問についてお答えします。

今回の台風では、農作物に大変被害を及ぼしている状況でございます。

県といたしましては、防風林の設置や台風に強いハウス等の整備に努めているところでございます。葉たばこにつきましては、地域の重要な作物であることから、さとうきびとの輪作体系、また防風林の設置などにより台風の被害軽減を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 福州事務所の民間活用だけではなく、公的な職員を配置すべきではないかという再質問にお答えいたします。

先生御指摘のとおり、福建省との人的交流あるいは経済交流は非常に重要であると、これは私ども県としても全く同じ認識でございます。

そうということで、先日、那覇市それから浦添市、宜野湾市、一応福建省と交流のある関係市町村を集めまして今後の経済交流、人的交流等について一層促進しようということで話し合いも行っております。

そうということで今年度から民間事業者に委託するというところでございます。そして当面交流の状況を見ながら、今年度は公的な職員ではなく嘱託職員を配置するというようにしておりますが、今後は先ほど申し上げました人的交流、経済交流等を踏まえて公的職員の配置、その状況に応じて検討してまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して代表質問を行います。

東日本大震災で亡くなられた人は1万5000人を超え、いまだに7000人以上の方が行方不明となっております。大震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表し、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

1、東日本大震災の被災者支援と沖縄県の防災対策について質問します。

日本共産党の立党の精神は、その時々国民の苦難を軽減し、国民の命と暮らしを守ることです。日本共

産党は、戦後未曾有の国難である大震災の支援と復興に全力を尽くすことを決定し、現地に対策本部を設置して全党を挙げて取り組んできました。全国で支援募金は6億7000万円が集まり、被災地にお届けをしています。支援ボランティアは6000名を超えています。

日本共産党県議団は、3月16日に沖縄県上原副知事に対して、1、最高レベルの支援体制を緊急に構築すること、2、県・市町村・自治会・企業・県民などの協力体制を構築すること、3、市町村とも協力し希望する被災者を可能な限り多く受け入れること、4、現地への人的支援、義援金、物的支援をさらに強化すること、5、未曾有の災害にかんがみ対策を県議会及び各党・各会派とも連携し、あらゆる知恵と力を結集することを申し入れました。

日本共産党は、全国の党組織を県別に支援地域を決めて被災者支援、復興の取り組みを行っています。沖縄県議会の支援地域は、宮城県石巻市地域となっています。党県議団は、5月30日から6月2日まで東日本大震災の被災現場の宮城県石巻市と千葉県浦安市でボランティア活動と被害調査を行ってまいりました。6月3日には赤嶺政賢衆議院議員とともに、泡瀬干潟埋め立て中止と沖縄の菊栽培農家への支援などを求める政府要請行動を行ってきました。

被災地の石巻市では、3カ月がたつというのにいまだに瓦れきの山と倒壊した家屋が累々としたさまに私たちは言葉を失い、茫然とするばかりでした。被災地は何とも言えない悪臭が漂っていました。

私たちは党の地域支援センターで全国から寄せられた支援物資を袋に入れる仕分けの作業をして、避難所から自宅に帰り始めた地域、住宅街3カ所で野菜、米などの食料、衣服、生活用品などの救援物資を届ける活動に参加しました。道端にブルーシートを敷いて支援物資を並べ、地元の女性の市会議員の方がハンドマイクで、日本共産党の支援物資のお届け隊です、支援物資をお届けに参りましたと呼びかけると、すぐに人々が集まりました。私たちは、トイレトペーパーは1人1個ですよ、ティッシュペーパーは1個ですよ、バスタオルは1人1枚ですと声をかけながら、支援物資をお渡ししました。支援物資は瞬く間に品切れになりました。津波でお店もなくなり、店も流されたりで買い物難民になっている住民が多数いるのに、被災地には住民生活に必要な具体的支援が行われていませんでした。このようなきめ細かな支援活動をしているのは共産党さんだけだ、ありがとうねとの年配の女性のお話に感動しました。翌日は住宅の瓦れき撤去、泥出し、家の修復などの支援活動に地域支援セ

ンターの皆さんと午前9時から夕方まで参加しました。作業する家の近くでも平屋の家の人は津波にのまれて6名亡くなったとのことでした。支援先の家主さんは、最初は下を向いてあいさつも黙って車いすに座っていました。私たちの瓦れき撤去作業が進み、家の1階や庭が片づけられていく中で表情が和らいでやっと会話ができるようになりました。沖縄県から来ましたと名刺を出してあいさつしますと、皆さんは沖縄の県議さんでしたか、本当にありがとうございますと明るい笑顔で話されました。しかし、周りのいまだ手つかずの住宅の余りの多さに圧倒されるばかりでした。家主さんの弟さんは失業中でした。

被災地は今なお救援・支援を求めている多くの被災者が残されています。瓦れきの中で苦悩している方々にあすへの展望を切り開いていくには、被災地の瓦れき撤去を一気にやり遂げる作業員を万人規模で確保して対応することが緊急に求められています。現地でのボランティア活動の最中に、菅首相の内閣不信任をめぐる民主・自民・公明などの国会をめぐる動きは、被災者や被災地の支援・救援・復興を求める人々の思い、苦悩が全く理解できていない空虚な出来事だと実感しました。被災者の支援、被災地の復興は地元住民の切実な願いにこたえるものでなくてはなりません。被災者の住民の立場と願いにこたえる政府の緊急対策の強化とともに、沖縄県としても物資支援を初めボランティアの派遣、被災者の受け入れなどさらに強化していくことが求められています。沖縄戦の戦場跡のさまのような被災地で生きる被災者の苦難の思いを沖縄戦で多くの犠牲を体験した沖縄県民は、心から共通の思いとして受けとめることができることを痛感しました。沖縄県からのボランティア支援活動と支援物資に多くの方々が涙を流していました。沖縄県はこれまでも避難者の引き受けなどで県民的な支援活動に取り組んでまいりました。今回の現地での支援活動や調査活動などを通じてさらに強化すべき点と、沖縄県での防災体制の強化について市町村とも協力して進めるよう以下の質問を行います。

(1)、東日本大震災に対する知事の見解と対応を問うものです。

(2)、被災地への食料、衣服、生活用品などの支援を現地とよく相談してさらに強化すること。沖縄に避難してきた被災者を励ますとともに、団地、民間アパートなどの仮設住宅入居者に1日1500円の食費、諸経費1人当たり1000円を支給するなど災害救助法にのっとった支援を行うこと。

(3)、公営住宅への入居期間については、災害救助法

の趣旨を踏まえた対応を行うこと。

(4)、沖縄は地震・津波が来ないという誤った安全神話を払拭し、津波・地震の防災対策を抜本的に強化する沖縄県防災対策の見直しを行うこと。防災意識の強化を急ぐこと。当面、各地での海拔表示、津波警報発令時に避難すべき近くの高台やビルなどへの確認及び避難経路などの周知徹底を急ぐこと。県庁や県議会棟などを津波避難ビルに指定するなどできるところから急いで行うこと。

(5)、海岸沿いの小中学校、幼稚園、保育園、高校など緊急避難訓練を実施すること。

(6)、防災行政無線の整備を緊急に進めること。

(7)、震災復興財源については、震災復興債を発行して大企業の244兆円に上る内部留保の一部を活用する制度をつくり、大企業に社会的な役割を果たさせる。また、大企業・大金持ち優遇の2兆円減税、辺野古新基地建設、グアム米軍基地建設などの米軍再編関連の3兆円、米軍への思いやり予算の1兆円など政党助成金320億円を震災復興に回すなどで財源を確保すべきであります。消費税増税はとんでもありません。知事の見解を問うものです。

2、東日本大震災の沖縄経済への影響と対応について。

(1)、経済的影響について具体的に調査を行っているのか。

(2)、どのような影響が出ているのか。また、今後の具体的な対応について当局の対応と見解を問うものです。

3、福島原発事故関連について質問します。

福島原発事故は、3カ月が経過しても被害が拡大し続け、日本の災害史上でも類を見ない深刻さを持つ災害となっています。原発事故は、放射性物質が外部に放出されるともはやそれを抑える手段は存在せず、被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼし、地域社会の存続さえも危うくする。他の事故には見られない放射能被害という異質の危険の恐ろしさを示しています。

(1)、危険な原発に対して我が党は繰り返し警告を発してきました。歴代政権は電力業界の経営陣とともに、日本の原発は安全とする安全神話にしがみつき、繰り返しの警告を無視して重大な事故への備えをとらなかったことが今回の福島原発事故の深刻な被害を拡大する結果をもたらすことになりました。福島原発事故に対する知事の見解と対応を問うものです。

(2)、国の原発依存のエネルギー政策を抜本的に見直し、自然再生エネルギーへの取り組みを抜本的に強化

すべきであります。沖縄に原発は立地すべきではありません。知事の見解と対応を問うものです。

4、米原子力艦船・原潜問題について。

(1)、県は、外務省に文書で原潜寄港の核密約問題で申し入れたが、その後の対応と見解を問う。

(2)、米原子力艦船自体がこれまで何度も重大な事故を起こしています。復帰前、那覇軍港では海水からコバルト60が検出され、奇形のカエルが発見されるなど大問題になりました。この際、県民の命を守るために危険な原子力艦船・原潜寄港に反対すべきではありませんか、知事の見解を問うものです。

5、米軍基地問題について、日米2プラス2の合意、共同発表について。

2プラス2は、「より深化し、拡大する日米同盟に向けて：50年間のパートナーシップの基盤の上に」と題する共同発表と、「在日米軍の再編の進展」、「在日米軍駐留経費負担」などの文書を発表しました。2プラス2で合意された一連の文書は、沖縄の普天間基地を名護市辺野古に移設する計画を確認し、新基地の滑走路の形状をV字型一本に絞り込んだ。新基地建設計画の破綻が明確になっているのに、移設が「2014年より後のできる限り早い時期に完了させる」とあくまで明記したのは、新基地に反対する県民を愚弄するものであります。新基地建設でも県内移設でもなく、普天間基地を無条件に撤去するしかありません。

以下、質問します。

(1)、県内移設反対、普天間基地の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設反対の民意を踏みにじり、基地押しつけの日米共同発表は断じて許せません。知事の見解を問うものです。

(2)、嘉手納統合案、安波移設の策動に知事は明確に反対の意思を示すべきであります。知事の見解を問うものです。

(3)、防衛省「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」のパンフの内容について、日本政府に見解を求めることについて知事の見解を問うものです。

(4)、危険なオスプレイを配備し、普天間基地の固定化をねらう日米両政府の対応は絶対許せません。約60カ所のヘリパッドやオスプレイによる飛行訓練が行われることは、全県民の生命と安全を脅かすものであります。オスプレイ配備反対の県民の総意を結集して配備を中止させる先頭に知事が立つべきであります。知事の見解を問います。

(5)、危険なオスプレイが訓練することになる高江ヘリパッドの建設は、住民の安全を守る立場から、この際、知事も反対すべきではありませんか。

(6)、嘉手納基地パラシュート訓練について。

「本日の降下は、伊江島における天候が要因ではありません。」「嘉手納基地は、日本政府に了承された降下地帯です。」との米軍見解は、訓練の恒常化を表明しているものです。危険なパラシュート降下訓練はすべて中止すべきであります。知事の見解を問います。

(7)、震災救助という名目で実質的に下地島空港を軍事利用することは許されません。知事の見解を問うものです。

6、自衛隊配備増強問題について。

(1)、民間の港、那覇新港の軍事利用はすべきではありません。外国貨物のトランシップ貨物ゼロの外貿への自衛隊潜水艦とイージス艦の寄港を容認したのは、破綻した那覇港湾計画のもとで今後も那覇新港を軍事利用の港にする考えか、知事の見解を問うものです。

7、米軍人・軍属等の犯罪と日米地位協定について質問します。

(1)、米軍などの飲酒も公務、米軍・軍属の事件・事故の公務中の日本の一次裁判権が及ばないということについて知事の見解を問うものです。

(2)、那覇地方検察庁の検察審査会は、被害者の家族の訴えに対して「起訴相当」との議決を行いました。議決内容に対する見解と日米地位協定の抜本的な見直しに向けての知事の決意を問うものです。

8、沖縄振興について。

(1)、沖縄振興計画についての基本的な考え方について。

米軍基地のない沖縄の実現を目指し、経済振興と米軍基地押しつけの基地とのリンクをきっぱりと拒否し、沖縄振興の初心としての「償いの心」の原点を踏まえ、沖縄県民が真に主人公となる振興計画にすることを基本とすべきであります。知事の見解を問うものです。

(2)、鉄軌道について。

日本共産党沖縄県委員会の前身の沖縄人民党が国政参加選挙に当たって1970年9月に沖縄本島を縦断する鉄道を国営で敷設するとの政策を発表し、国会、県議会でも提案し、沖縄振興計画についても毎回提案を行ってまいりました。

沖縄経済の発展と県民生活の向上の立場から、沖縄縦断の定時・定速・大量輸送の鉄軌道の実現が必要です。そのために県庁内に鉄軌道実現のプロジェクトチームを設置して当たるべきではないか、当局の見解を問うものです。

9、孤独死問題の対策の強化について質問します。

福祉医療を切り捨てる自民・公明の構造改革路線と、それを継承している民主党政権のもとで深刻な格差と貧困の広がりの中で長年、社会の発展のために御苦労されてきた高齢者がだれにもみとられることなく亡くなる孤独死が大きな社会問題になっています。孤独死をなくする対策と高齢者福祉対策の充実が求められています。

(1)、孤独死など県内の変死の状況（5年分）と、65歳以上の人数と各自治体別の状況と社会的背景について、警察当局の見解と対応を問うものです。

(2)、お年寄りの単身世帯の状況と孤独死対策についての現状と対応について、当局の見解を問うものです。

(3)、沖縄県は県警と連携をして独自の孤独死（変死）の分析を行い、市町村と協力してより効果的な孤独死対策に役立てるべきではありませんか、当局の対応と見解を問うものです。

10、文化行政について。

多くの文化・芸能関係者の強い要望である県立郷土劇場の実現について、当局の見解と対応を問うものです。

11、歴史教科書検定について。

(1)、沖縄戦の真実をゆがめる不当な教科書検定意見の根拠にも利用された「岩波・大江訴訟」は岩波・大江側が勝利しました。政府は、教科書検定意見を撤回すべきであります。知事と教育長の見解を問うものです。

(2)、戦争体験者から証言を直接聞く機会はやがて失われてしまいます。戦争体験者からの証言を掘り起こし、沖縄戦を継承する事業について当局の対応を問うものです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前田政明議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、東日本大震災に係る御質問の中で、東日本大震災に対する知事の見解と対応についてという御質問にお答えいたします。

3月11日に発生しました東日本大震災は、東北地方を中心として、死者・行方不明者が約2万5000人と言われる未曾有の災害であり、今なお約13万人の方が避難生活を余儀なくされております。お亡くなりになら

れた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

今回の震災は、想定されていた地震や津波の規模を超えるものであり、私も実際に被災地を訪問し被害の甚大さを目の当たりにして大災害の恐ろしさを実感するとともに、県民の生命と財産を預かる者として責任の重さを改めて認識いたしました。このため、沖縄県におきましては、東日本大震災の被災者支援に全力を挙げますとともに、今回の震災の教訓を踏まえた県内の防災体制強化を図るべく、国や市町村とも連携の上、防災計画の見直し等を強力に進めていく所存でございます。

次に、福島原発事故に係る御質問の中で、福島原発事故と沖縄への原発立地に対する知事の見解と対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。特に、この3の(1)のアと3の(1)のイは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

エネルギー資源の乏しい日本にとりまして、低廉で安定的なエネルギーの確保は不可欠でありますことから、国として原子力発電の導入を推進してきたものと理解をしております。しかし、今回の東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所が深刻な事故を引き起こし、我が国の経済・社会全般にわたり多大な影響を与えたことはまことに残念であります。私は、循環型社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する観点から、既に宮古島や本島北部において大規模な風力及び太陽光発電の実証事業等に取り組んでおり、引き続き取り組みを強化してまいります。

なお、原子力立地に対する知事の見解を問うとのことでございますが、沖縄県内における原子力発電の導入計画はないものと理解しており、今後とも我が国におけるエネルギーに関する技術開発の状況等を踏まえ、沖縄県に適したエネルギーの安定確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日米2プラス2の合意に係る御質問の中で、辺野古新基地建設反対の民意を踏みにじり基地押しつけの日米共同発表についての御質問にお答えいたします。

去る6月21日、日米安全保障協議委員会において、「沖縄における再編」等を含む共同発表があり、普天間飛行場の代替施設について、「位置、配置及び工法の検証及び確認を完了した。」とのことでありました。昨年5月の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する声が高まっている中で唐突に行われたものであり、

県民の間に大きな失望を招きました。その後、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を求めてまいりましたが、それらは依然として示されておりません。これまで日米両政府に対し、地元の理解を得られない移設案を実現することは事実上不可能であると、機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回、このような決定がなされたことはまことに遺憾であります。

県といたしましては、日米両政府は普天間飛行場の県外移設の実現に向け真摯に取り組むべきであると考え、強く要望してまいりました。

次に、同じく2プラス2に係る御質問の中で、嘉手納統合案、安波案に対する知事の見解についての御質問にお答えいたします。

嘉手納統合案につきましては、嘉手納飛行場周辺市町村が現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は断じて受け入れることはできません。また、国頭村安波区への移設案につきましては報道等により承知しておりますが、宮城国頭村長は、いかなる条件があっても受け入れる考えはないとのことであります。いずれにいたしましても、県としましては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であると考えており、引き続き普天間飛行場の県外移設に真摯に取り組むよう、日米両政府に強く求めてまいります。

同じく2プラス2に関連する御質問ですが、防衛省「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」のパンフレットの内容について、日本政府に見解を求めていることについての御質問でございます。

去る5月7日、北澤防衛大臣から示されました「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について、在沖海兵隊の作戦・任務や沖縄にまともして所在する理由等、その内容を検討したところ、県民の納得のいく説明ではなかったため、疑義を取りまとめ、6月1日に防衛大臣あて質問書を提出したものであります。防衛省としては、省内で精査した上で回答するとのことでありましたが、現時点で回答はいただいております。

県といたしましては、政府に対し速やかに回答するよう求めているところでございます。

歴史教科書検定に係る御質問の中で、教科書検定意見の撤回についての御質問にお答えいたします。

今回の最高裁の判決は、沖縄県民の思いを受けとめた判決であると考えております。教科書検定問題につきましては、平成19年の県民大会の後、検定意見の撤回等を要請し、その結果、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されたものと認識をいたしております。

す。

教科書検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 東日本大震災の被災者支援に関する御質問の中で、被災地への衣服、生活用品などの支援及び仮設住宅入居者に対する食費、諸経費の支援についてお答えいたします。

生活物資の支援につきましては、県では6回にわたり物資支援を行ってまいりましたが、4月初旬に全国知事会及び被災県から物資受け入れ一時停止の要請を受け、被災地への搬送は一時中断したところであります。物資支援の再開について、5月に岩手県、宮城県、福島県災害対策本部へ再度確認したところ、物資は充足しているとの回答を得ております。

物資支援については、今後とも全国知事会及び被災県の要請を踏まえて適切に対応していきたいと考えております。

災害救助法に基づく支援につきましては、現物給付を原則とするものであります。避難所におきましては、炊き出しなどの食費、光熱水費等の諸経費が支援対象となりますが、仮設住宅入居後は自立を促すこととなることから、食費及び諸経費は支援対象とはなりません。しかしながら、県としましては、沖縄県内へ避難している方々の生活を支援するため、独自に受け入れ被災者支援見舞金として、1世帯当たり20万円、単身者に対しては10万円を給付しております。

次に、歴史教科書検定についての御質問の中で、戦争体験者からの証言掘り起こしについてお答えいたします。

戦争体験者の証言記録の収集につきましては、沖縄戦の実相を正しく伝えていくため、戦後50年の節目である平成7年度から証言映像の収録に取り組むほか、各市町村の教育委員会や役所などから資料の提供を受け証言集を作成しております。収集した記録は、平和祈念資料館で展示するほか、平和学習の教材として貸し出しなどの活用を図っております。平成23年度は与那国島で映像収録を行い、これにより県内全域で証言記録の収集を終えることになります。

今後も引き続き証言が可能な戦争体験者を掘り起こし、県として積極的に収録に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 東日本大震災の被災者支援に関する御質問で、公営住宅への入居期間についてお答えいたします。

県営住宅への入居について、県は東日本大震災被災者への住宅支援の一環として、国土交通省の通達に基づき、一時入居を実施しているところであります。入居期間については原則6カ月としており、延長申請が提出された場合は必要に応じて延長が可能としております。入居期間経過後の対応については、被災者本人の意向を確認した上で適切に対処していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 東日本大震災の被災者支援と沖縄県の防災体制の対策についての御質問の中で、県の防災対策の見直し、避難経路の周知徹底及び県庁や県議会棟の津波避難ビル指定についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、6月16日に「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置するとともに、6月21日には市町村防災担当課長会議を開催し、県及び市町村の地域防災計画等の見直しに向けた作業を進めております。また、防災意識の強化を図ることは重要であり、市町村との連携のもと避難訓練を実施すること等により、県民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。また、避難路、避難所及び避難ビル等につきましては、県内市町村においては1295カ所の避難所及び26カ所の避難ビルが指定されておりますが、これらを市町村の防災マップに記載するなどにより、住民への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

県庁や県議会棟を津波避難ビルに指定するとの御提案につきましては、那覇市と調整してまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線の整備についてお答えいたします。

防災無線システムは、地震や津波等の災害発生時の避難指示・勧告等に有効な広報手段であり、国の中央防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線のネットワークにより構成されております。

県内の市町村防災行政無線は、平成23年3月31日現在、41市町村中32市町村で整備されており、県全体で

1194カ所に屋外拡声子局が設置されておりますが、未整備の市町村を含めさらなる整備促進に向けて市町村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、米原子力艦船・原潜問題についての御質問の中の、核密約についての御質問にお答えいたします。

いわゆる「密約」問題について、県の照会に対し、昨年6月に外務大臣から回答がありました。過去の核搭載艦船の寄港については、これまで公にされた米国の核政策に基づけば、核搭載艦船の我が国への寄港はないと判断し、また、菅内閣として非核三原則を堅持する方針に変わりないと回答しております。

県としましては、政府の説明を踏まえ、引き続き非核三原則を堅持するよう政府に対し強く求めているところであります。

次に、同じく原潜寄港に反対すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

県としましては、日米両政府においては、原子力艦船の安全性の確保に最大限の努力を払うべきであると考えております。

なお、県においては、国と協力して原子力潜水艦の寄港時に放射能調査を行い安全性の確認に努めるとともに、軍転協や渉外知事会を通じて地方公共団体への適時・的確な情報提供や、原子力事故対策について予防対策及び応急対策の両面にわたり、国が責任を持って対応すること等を要請しているところであります。

次に、日米2プラス2の合意、米軍基地問題についての御質問の中で、MV22オスプレイと高江ヘリパッドについて、5の(1)のエ、5の(1)のオは関連いたしますので一括してお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。

沖縄県としては、当該機種が過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。去る6月24日、沖縄県は、高江ヘリパッドを含む北部訓練場への影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

県は、これまで米軍を初め関係機関に対し、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の中止を強く要請してきましたが、それにもかかわらず米軍は今回、事前通告なしに同訓練を実施しました。嘉手納飛行場での

パラシュート降下訓練は、周辺住民を初め県民に多大な不安を与えるものであり、まことに遺憾であります。

県は、パラシュート降下訓練は例外なくSACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、通告のあるなしにかかわらず、今後も引き続き嘉手納飛行場において実施することがないよう、日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、下地島空港の軍事利用についての御質問にお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会共同発表では、地域の人道支援等の後方支援の拠点を日本に設置することの重要性につき一致したとされておりますが、災害救援に係る具体的な場所は示されていません。また、去る5月に開催された沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会で、北澤防衛大臣から、災害拠点として下地島空港の使用について発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容等については決まっていないとのことでありました。

県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。

次に、自衛隊配備増強問題につきまして、那覇新港の軍事利用についての御質問にお答えいたします。

今回の那覇新港への自衛隊艦艇の入港につきましては、海上自衛隊の艦艇広報活動及び乗員の休養の一環であると聞いております。自衛隊艦船の民間港の利用については港湾管理者によって判断されるものであり、県としましては、民間船舶の運航等に支障を来することがない場合は特に反対するものではありません。

次に、米軍人・軍属等の犯罪と日米地位協定についての御質問の中で、飲酒の公務扱いや公務中の事件・事故に第一次裁判権が及ばないことについての御質問にお答えいたします。

昭和31年3月の日米合同委員会合意によれば、米軍人及び軍属が出席を要求されている公の催しごとで飲酒後に自動車を運転した場合、公務中の扱いになるということです。しかしながら、飲酒運転は決して許されるものではなく、飲酒運転を公務扱いとするのは理解に苦しむものであります。

外務省によれば、飲酒の公務扱いについて米側に対して改正を求めているとしておりますが、政府においては、毅然たる姿勢で早期に見直すべきであります。また、公務中であれば加害者側に過失があっても、我が国が第一次裁判権を行使して刑事責任を問うことができないことから、公務中か否かの判断は厳格に行うべきであり、政府は個別の事案ごとに公務中とした理

由等について公表すべきであると考えております。

次に、検察審査会の議決に対する見解と地位協定の抜本の見直しに向けた決意についてお答えいたします。

米軍属男性が沖縄市で起こした交通死亡事故に関し、去る5月27日、那覇検察審査会は「起訴相当」と議決しております。現在、那覇地方検察庁において検討されていると承知しており、同議決に対するコメントは差し控えたいと思います。

県は、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、平成12年以降、11項目にわたる見直しを要請しているところであります。

県としては、引き続き軍転協や渉外知事会とも連携しながら、粘り強く日米地位協定の見直しを求めています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 東日本大震災の被災者支援と沖縄県の防災体制の対策についての御質問で、緊急避難訓練の実施についてお答えいたします。

平成22年度の学校における津波を想定いたしました避難訓練の実施状況は、小学校30.4%、中学校20.3%、県立学校13%でございます。平成23年度におきましては、6月29日現在、小学校で51校、中学校17校、県立学校2校が実施しております。

県教育委員会といたしましては、各学校へ津波を想定した避難訓練の実施に向けて周知をしており、今後、完全実施を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 東日本大震災の被災者支援と沖縄県の防災体制の対策についての中、保育所における緊急避難訓練の実施についてお答えいたします。

認可保育所及び認可外保育施設については、「児童福祉施設最低基準第6条」及び「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、非常災害に対する避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上実施するように求めています。

県といたしましては、津波を想定した緊急避難訓練を消防部局と連携して実施するよう、保育所等に対し指導助言を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、孤独死問題の対策の強化についての、高齢者の単身世帯の状況及び孤独死対策についてお答えします。

本県における高齢者単身世帯数は、平成22年10月の調査で5万4174世帯となっており、年々増加しております。

高齢者の孤独死対策といたしましては、市町村において、ひとり暮らしの要支援高齢者を対象に、福祉電話の設置や配食サービス並びに緊急通報体制整備事業等を行い、安否確認や孤独感の解消に努めているところであります。また、地域包括支援センターにおいては、高齢者本人や家族等からの相談に応じるとともに、見守りネットワークの構築などにより、高齢者と介護者を総合的・包括的に支援しております。

県としましては、今年度「地域支え合い体制づくり事業」を実施し、市町村等が行う高齢者の見守り等の取り組みを支援することとしております。

続きまして、孤独死の分析と効果的対策についてお答えいたします。

高齢者の孤独死については、調査・分析を行うことは困難であると考えております。

県といたしましては、今後、市町村、県警とも協力して発生状況の把握に努めるとともに、引き続き市町村が実施するひとり暮らし高齢者への施策に対して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中でありますが、ただいまの前田政明君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の前田政明君の質問に対する答弁を続行いたします。

総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 東日本大震災の被災者支援と沖縄県の防災体制の対策に関する質問のうち、震災復興財源についてお答えいたします。

去る6月20日に「東日本大震災復興基本法」が成立し、歳出の削減や復興債の発行による復興財源の確保が規定されたところであります。また、国が設置した「東日本大震災復興構想会議」でも復興のための財源確保について、既存歳出の見直しや基幹税を中心に臨時増税措置を検討すること等が提言されております。

今後、同会議の提言も踏まえ、国においてより適切な財源確保のあり方について検討されていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 東日本大震災の沖縄経済への影響と対応についての御質問の中で、東日本大震災による経済への影響調査についてお答えします。

県では、4月に中小企業関係団体の会員企業など約4万社を対象とした「東日本大震災の県内企業への影響に関するアンケート調査」を実施し、県内商工分野における震災後の現状把握を行ったところです。

その調査結果によりますと、震災の影響があったと答えた企業は56.7%になっており、業種別で見ると旅行業100%、宿泊業88.9%、卸売業80.3%、小売業66.7%、製造業60.0%となっております。

主な影響としましては、旅行業や宿泊業については、旅行マインドの低下による予約のキャンセルや客数の減少があり、卸売業や小売業については、サプライチェーン寸断による原料調達や製品納期のおくれが生じたとの結果になっております。

次に、同じく東日本大震災の経済的影響と県の対応についてお答えします。

東日本大震災の発生により、沖縄県においても旅行マインドの低下等による入域観光客の減少や県外出荷花卉の需要減少など観光関連産業や農林水産業等へ影響が生じております。また、サプライチェーン寸断に伴う自動車など一部製品の納品に遅延が見られ、県内消費者の需要を十分に満たせない状況も発生しております。一方で、東京電力、関西電力による節電要請を受け、企業による夏休み取得の推奨が予想されることから沖縄への送客数増加が見込まれております。

県としましては、このような状況を踏まえ、菊農家の再生産に向けた取り組み支援などを実施するとともに、今議会の補正予算（案）において観光振興強化に関する経費約18億7000万円を計上しているところで

す。

次に、沖縄振興についての御質問の中で、沖縄県民が主人公である計画とすることについてお答えします。

復帰40年を経て沖縄を取り巻く環境は、国と地方の役割の見直し、一括交付金化等の地方分権改革等の進展に加え、グローバル経済の進展等大きな時代の節目にあります。こうした中、県では、昨年3月に県民とともに20年後のあるべき沖縄の姿を描いた「沖縄21世

紀ビジョン」を策定いたしました。新たな計画は、県民が望む将来像の実現を図るため、県民と一体となった県民主体の県計画として策定するものであります。この計画では、「強くしなやかな地域経済の構築」と「沖縄らしい優しい社会の構築」を基軸として施策展開することにより、「沖縄21世紀ビジョン」で県民が望む将来像を実現していきたいと考えております。

次に、鉄軌道実現のプロジェクトチーム配置についてお答えします。

「沖縄県総合交通体系基本計画」における検討状況、国が行う2年間の可能性調査の結果を踏まえながら、必要な体制については、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部警務部長。

〔警察本部警務部長 磯 丈男君登壇〕

○警察本部警務部長（磯 丈男君） 孤独死問題の対策の強化についての御質問の中で、孤独死など県内の変死の状況、65歳以上の人数と各自治体別の状況、社会的背景についてお答えします。

県警察におきましては、孤独死についての統計はございませんので、警察が取り扱う死体の統計に基づいてお答えをいたします。

初めに、警察が取り扱う死体には、その死亡が犯罪によらないことが明らかな死体、その死亡が犯罪によることが明らかな死体、その死亡が犯罪によるかどうか明らかな死体があります。変死体とは、その死亡が犯罪によるかどうか明らかな死体を言います。

過去5年の死体取り扱い総数と65歳以上の死体取り扱いについては、平成18年は総数1606体のうち734体、平成19年は1612体のうち814体、平成20年は1612体のうち813体、平成21年は1724体のうち836体、平成22年は1687体のうち854体となっております。過去5年間における死体取り扱い総数は8241体で、65歳以上は4051体、全体の49.2%となっております。

各自治体別の統計については、持ち合わせてございませんが、平成22年中における各警察署の65歳以上の死体取り扱いは、那覇警察署が204体、沖縄警察署が90体、浦添警察署が65体、名護警察署が61体、うるま警察署が58体、糸満警察署が55体、与那原警察署が51体、宮古島警察署が46体、宜野湾警察署が45体、豊見城警察署が44体、八重山警察署が38体、石川警察署が34体、本部警察署が33体、嘉手納警察署が30体となっております。

次に、65歳以上の孤独死の社会的背景については、

一般論で申し上げますと、都市化の進展や地域社会における連帯意識の希薄化、核家族化等、家族構成の変化などが考えられます。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 県立郷土劇場の実現に関する見解と対応についてお答えしたいと思います。

沖縄の文化の振興を図る上で、県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流の拠点となる施設は、重要なものと認識しております。そのため今年度は、「文化発信交流拠点環境整備調査」で県民を初め、観光客、県内で活動する文化団体等のニーズを把握するとともに、関係団体、専門家等で構成される検討委員会を設置し、基本的なコンセプト、運営計画等を含めた基本構想を取りまとめることとしており、今後整備に向けた議論と検討を加速させていきたいと思っております。

○前田 政明君 答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 1 時 31 分休憩

午後 1 時 32 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 前田議員の質問の中で、海拔表示との質問への回答が漏れておりましたのでここで答弁いたします。

海拔表示につきましては、宜野湾市の一部で県内では実施されていると承知しております。

こういうことも含めまして、県としましては市町村とも連携し、避難訓練を実施する等の防災対策を強化してまいりたいと考えております。

以上、失礼をいたしました。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 再質問を行います。

大城教育長、教科書検定意見について見解をお伺いいたします。

先ほど公室長からありました海拔表示についてですが、自分のいる場所、勤めている場所、住んでいる場所が海拔何メートルなのかとわかる表示は大変大事だと思います。専門家の加藤琉大名誉教授が具体的に提案しているんですけれども、沖縄電力と協力して電信柱に、この場所は大体海拔何メートルだとう

いう表示をやることはすぐできるんじゃないかと。そうすれば大体何メートルだなというふうに自覚ができるんじゃないかという具体的な提案がありますので、これはもう元電力の会長でありました知事、速やかにお話をして直ちにできることですので、まず具体的な問題としてこのことについて実現をしていただきたい。知事の決意をお伺いいたします。

それから辺野古は不可能であると、移設は不可能であると。これは大事なことだと思います。ぜひ知事、振興策と基地とリンクして辺野古移設は絶対ないということで、このことについては知事から答弁がなかったものですから、改めて知事の御決意、振興策と基地とリンクして移設を認めることはないという決意を改めて確認したいと思います。

それからオスプレイ配備について、宜野湾市長と連名で質問を出されたことは、本当に僕は県民を激励していると思います。中身も大変鋭い視点で追及していることに対しては、大変評価したいと思います。そういう面で危険なオスプレイの中身で、例えば高江の問題で論じておりますけれども、高温を排気するガスによって山火事があつたりとか、それでまた自然環境が破壊されるとそういう視点も火災リスクについても質問を出しております。それから下降気流が激しいと、重いのは上がりますから、そういう面ではCH46と比べても大変じゃないかと。だからN-4は県道に近いし、これはオートバイ事故などを含めて危惧されるんじゃないかというふうに指摘をされております。この指摘はまさに正しいことだと思うんです。

そういう面で、これまでの高江のヘリパッドはオスプレイパッドになりますので、これまでのヘリパッド建設推進という立場を見直すべきじゃないかということでお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 1 時 36 分休憩

午後 1 時 38 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田議員の再質問に答弁いたしますが、辺野古への移設の話と振興策等は、リンクしないというのをきっちり知事もしっかりそういう決意を開陳せよという御趣旨の御質問だったと思うんですが、無論、きのうも申し上げましたが、辺野古への普天間基地の移設というのは、米軍普天間基地が危険であるから、そして騒音も大変であると。今の宜野湾にあること自身、非常に問題が大きい。したがっ

て、一日も早く移設・返還を進めたいというのが私の公約でもあり、目的がそういうことです。

そして、もう一つ我々のこれからの沖縄振興法であるとか、振興計画をつくるということは、4つの条件これはもう40年余り変わっておりませんが、沖縄の歴史的な事情、そして沖縄の地理的な事情、自然的な事情、そして最後は基地が集中しているという社会的な事情、ここがある限り、実はこの40年余り変わっていません。ですから、無論一部には経済がかなりよくなった、社会資本が整備されたとあるんですが、この4つの事情と申しますか、特殊な沖縄の事情というのは基本的には変わっていません。ですからこれはこういうことを中心に、さらに現在ないしはこれから先の我々のビジョンを実現していく上で必要なことを盛り込んで延長を要求していくものですから、目的と必要性が全く違うと思いますので、リンクすることはあり得ないと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 再質問にお答えいたします。

まず、海拔表示の問題ですけれども、建物や電柱への海拔表示につきましては、住民の避難意識を高める効果があるものと考えておりまして、県内では宜野湾市の一部で実施されております。この海拔表示も含めまして、避難経路や避難訓練のあり方等も含め、この防災計画の見直しの中で、市町村、電柱を管理している企業とも十分相談をしてみたいと考えております。

次に、オスプレイと北部訓練場、ヘリパッド移設の関連ですけれども、議員御指摘のように、オスプレイに関しましては29項目の質問状を出しております。その中で、北部訓練場の関連では3項目の質問になっておりまして、その回答を早急に県としては政府に求めているところでございます。

いずれにしましても、県としてはS A C Oの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 再質問にお答えいたします。

教科書検定問題につきましては、平成19年9月に県

民大会が開催され、県や実行委員会及び県教育委員会が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請してまいりました。その結果として高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での日本軍の関与の記述が回復されたとともに、沖縄戦における集団自決の背景の説明や県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまで同様に学習ができるものと考えております。

今回の最高裁の判決は、沖縄県民の思いを受けとめた判決であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 再々質問になっておりますけれども、電柱ですね、海拔。知事、単純明快なので余り中途半端なことじゃなくて、本当に県民の安全を守るためには一番わかりやすい、自覚しやすいものだと思うんです。ですから、これはすぐできることなので、このところは公室長も答弁しましたけれども非常にあいまいなので、この電柱に対する海拔表示、これはぜひ実現していただきたいと思いますので、これについては知事の御答弁をお願いしたいと思います。

私どもは、今大事なこの時期に知事が沖縄のどこにも基地は受け入れられない、辺野古は不可能だという立場で最後まで県民とともに歩んでいただきたい。そういう面では高江のヘリパッドも質問の中身からしますと、私は見直すべきだと思いますので、このことも含めて沖縄の苦難を軽減するために、今、私たちが一致団結して頑張るべきだと思います。日本共産党も県民・国民の皆さん、議員の皆さんと一緒に基地のない沖縄を目指して頑張ってまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再々質問にお答えしたいと思うんですが、確かに一つのお考えだと思いますし、あの電柱というのは、私がいた時代も実は広告から始まっているんなことが書き込まれております。これ

は、すぐれて電力会社にお願ひし相談するしかありませんので、私のほうでちょっと相談をかけて、書けるものなら書いたらどうかという提案まではしてみようかと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

公明党・県民会議を代表して質問をさせていただきます。

まず初めに、今回東日本大震災で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、また被災者の皆さん方には衷心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

では、質問に入ります。

1、新たな沖縄振興に関する取り組みについて伺います。

本年度で期限切れを迎える沖縄振興計画に続く、新たな振興法・新計画の議論が展開されております。県は、これまでその準備に鋭意取り組んで国にも要請をしてきました。公明党・県民会議としても、実現に向けて共同責任を果たすつもりで、党中央に沖縄問題を取り扱う「沖縄21世紀委員会」所属の衆参国會議員5人に沖縄に来ていただき、新たな振興法や「沖縄21世紀ビジョン」、新たな駐留軍用地跡地利用推進法案など勉強会を重ねてまいりました。その上で実現に向け、内閣府への要請も行ってきました。

今、まさに政治力が問われております。このテーマについては、ぜひ与野党の立場を超えて、県民の立場に立って実現させたいものであります。

以下、質問をいたします。

(1)、新たな振興法・新計画の進捗状況はどうか。また、実現に向けての県の戦略をお示しいただきたいと思います。

(2)、新たな振興法や新計画の要望と平成24年度予算要求との兼ね合いをどのように取り組んでいきますか。

(3)、「新成長戦略「元気な日本」復活のシナリオ」と銘打ち、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限生かすことを目標に「総合特区制度」が創設されました。「国際戦略総合特区」、「地域活性化総合特区」の2つのパターンがあります。「総合特区」の認定を受ければ県の条例で上位法を修正することも可能と聞いておりますが、積極的に活用すべきではないでしょうか。県の新たな振興法、振興計画推進との併用も検討すべきではないかと思っておりますけれども、県のお考えをお聞かせ

ください。

(4)、県が求める一括交付金について3000億円を要求しておりますが、政府を説得するに当たって、3000億円の積算根拠を明確にする必要があります。そのことについての方針をお聞かせください。

次、基地問題について伺います。

(1)、普天間飛行場の移設問題について。

普天間飛行場の移設について「最低でも県外」との党首発言を受けて、県民は県内移設に反対し、県外移設を求める決断をいたしました。しかしながら菅政権は、さきの日米安全保障協議委員会（2プラス2）で辺野古沿岸域にV字型の滑走路をすることを確認したと報道されております。先日、仲井眞知事が菅総理に県外移設を要請した際に、総理は普天間飛行場の固定化を持ち出して知事に圧力をかけたとされております。

これまで菅総理から、沖縄県民に対して感謝するとか、謝罪するとか、ざんきにたえない等々の発言がありましたが、それらがいかにか表面的で空虚なものであったかが明らかであります。

我々沖縄県民が主張していることは、国土面積0.6%の小さな島に74%の米軍基地を集中させて平然としている日本政府の方針を見直せ、整理縮小により基地負担の軽減をせよということであります。沖縄の経済自立の観点から考えても米軍基地は、特に中南部の基地は、県経済発展の阻害要因になっていることは明らかであります。米軍基地から見込まれる県民所得や雇用効果よりも、返還させて県民がみずから活用することのほうが所得の面からも雇用の面からもはるかに上回ることは、新都心やハンビー・美浜地区の例からも明瞭であります。

一方、現実的解決策として、根拠のない騒音軽減を前提とした嘉手納統合案や基地内移設のシュワブ陸上案、果ては地域振興と引きかえに純真な住民をもてあそぶ国頭村安波案など、県民世論を分断し、暗躍する県選出の国會議員がいるとの報道がありますが、言語道断であります。沖縄県民は、金銭や条件次第でどうにでもなるとの誤ったメッセージを日本政府やアメリカに発信することになりかねない行動は厳しく糾弾すべきであります。

そこで知事に伺います。

2プラス2で確認された辺野古案や嘉手納統合案、シュワブ陸上案、国頭村安波案などの県内移設案に関し、知事の見解をお聞かせください。

(2)、普天間飛行場へのオスプレイ配備について、知事の見解を求めます。

(3)、日米地位協定の改定について、実効ある見直しへの取り組みをどうするかお答えいただきたいと思います。

(4)、固定資産税のかわりの財源となる基地交付金が固定資産税相当額の半分以上しか交付されていないことが沖縄市の調査で明らかになったと報道されております。2009年度の差額は27億円にも上るとされております。県としてこの問題にどうかかわるのか、関係市町村との連携の上、国に適正額を要求すべきではないでしょうか。

3、東日本大震災への対応について。

3月11日の東日本大震災は、かつてない甚大な被害をもたらしたという意味で、今後の地震や津波に対する防災対策に決定的な影響を与えることになることは間違いありません。

私ども公明党・県民会議も今月13日から16日までの間、福島県庁、岩手県宮古市、宮城県気仙沼市を訪問し、県民からお預かりした義援金もお届けしてまいりました。テレビや新聞などのマスコミ情報で予備知識はあったものの、現実を目の当たりにしたとき、余りの被害の大きさにアキサミヨー、アキサミヨーという以外の言葉が出てきませんでした。この機会に、我が沖縄県としてもこれまでの防災計画をいま一度再検討し、いざというときに想定外という言葉で片づけることのないよう、準備を徹底していかなければなりません。

以下、質問します。

(1)、沖縄県地域防災計画について、地震や津波、火事などをどう想定するか。そして、電気、通信などの確保、避難計画や避難訓練等どのように見直していくのか、今後の取り組みについて伺います。

(2)、県の防災計画と市町村の計画は連動しており、整合性が求められます。市町村との連携のとり方や地域自治会などコミュニティの意識啓発などの取り組みをいかに進めていくかお答えください。

(3)、今回の大震災で浮き彫りになったこととして液状化の問題があります。県内の液状化が懸念されるマップを作成し、長期的視点からの対策を検討すべきではないでしょうか。

(4)、地震発災時を想定した行政の業務継続計画について県計画はどうなっているか。例えば発災後何分、何時間で何人の職員が集まるとか、また、国や市町村との連携をどうするかいろいろあると思います。御説明をお願いします。

(5)、阪神大震災の後、兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムが高い評価を受け、総務省から

全国の各自治体への導入促進が図られております。県内市町村の導入状況はどうでしょうか。

4、経済振興政策について。

(1)、中国人向け数次ビザ発給を観光誘客にどう生かすか。

政府は7月1日から沖縄県を訪問する中国人観光客に対し、有効期間内なら何度でも使用できるビザを発給することを決めました。最初の旅行で沖縄を訪問することが発給の条件とのことであり、中国人誘客への期待が高まっております。今後の誘客活動について御説明をお願いします。

(2)、「ビジットおきなわ」計画について。

ア、平成19年度から毎年観光誘客の目標値を設定して取り組んできましたが、今年度は、東日本大震災の影響で数値目標の設定を再検討しているとのことであります。数値の設定についてどのように取り組んでおられますか。

イ、東日本大震災の影響により、観光客数の減少が懸念されます。その影響を極力抑えるために「沖縄観光緊急特別対策」を実施することとしておりますが、具体的な取り組みを御説明をお願いします。

(3)、格安航空会社について。

全日本空輸などが設立した格安航空会社「ピーチ・アビエーション」が関西空港を拠点に事業展開することになりました。この格安航空会社的那覇空港への就航誘致の取り組みはいかがでしょうか。

5、病院経営、健康・長寿、子育て支援について伺います。

(1)、県立病院の経営改革の取り組みについて。

病院事業局は、2010年度の決算見込みを発表し、経常収支が2年連続で黒字化、しかも過去最高の18億円余を記録したとの報道があります。7対1看護を導入した南部医療センター・こども医療センターは10億円余を初め、精和病院を除く各病院でも黒字化に成功したということであります。2011年度までの再建目標を予定より早く達成できたことはまことに喜ばしいことではありますが、一方で過去の経営のあり方への率直な分析も必要だと考えます。

以下、質問します。

ア、黒字化の要因は何でしょうか。そこから見えてくる病院経営の重要ポイントをどのように分析しておりますか。

イ、これまで慢性的に赤字経営だった県立病院が短期間で黒字化に成功したことは、逆の視点で考えると、従来の経営のあり方に大きな疑問符がつくのですが、どのように分析しておりますか。

ウ、今後の経営のあり方として、独立行政法人化による経営、公営企業法全適による経営についてどのように考えますか。

エ、中部病院の7対1看護導入の進捗状況と成果について御説明ください。

オ、今後の他の県立病院への7対1看護体制の導入計画について御説明をお願いします。

(2)、がん対策条例の制定について。

がんは、病気による死亡の最大原因となっており、今日3人に1人ががんで死亡している状況であります。県民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることを考えれば、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者がひとしく科学的知見に基づく適切な医療を受けることができるよう、医療提供体制が整備されることは非常に重要であります。そのためには、県としての責任を明確にし、がん対策への積極的取り組みの方針を県民に示すために、がん対策条例の制定が求められております。県のがん対策条例に対する方針をお聞かせください。

(3)、子宮頸がん予防ワクチン接種、ヒブ、小児用肺炎球菌の予防ワクチン接種の取り組み状況について御説明をお願いします。

6、文化芸術、観光振興について。

平田部長、文化観光スポーツ部長への就任、改めてお喜びを申し上げます。また、仲井眞知事の英断に心から喝采を送るものであります。県民だれもが賛嘆し、敬意を払う平田部長のこれまでの文化芸術分野での活躍は県内のみならず、県外・国外にまで鳴り響き、高い評価がなされております。南島詩人・平田大ーさんの文章に次の一節があります。「戦いの力」ではなく「文化の力」で琉球をまとめ上げていく。」「時代の架け橋、次代の息吹」とは「伝統と未来」。どちらも大切なのである。自信に満ち溢れた「文化」に人は集う！僕が思う「文化」の可能性は無限に広がる。」とあります。実践に裏づけられた表現には、力強い説得力があります。

沖縄の文化振興、経済振興にこれまでの経験を思う存分発揮され、大いに貢献されんことを願って、以下質問をいたします。

(1)、沖縄の伝統芸能、舞踊、音楽、空手などの文化振興と沖縄の観光産業を含めた経済振興との関係性について、平田部長の見解をお聞かせください。

(2)、文化芸術振興条例の制定について、文化芸術は、県民の誇りと自信を喚起し、心豊かな人間性を養い、次代を担う人材育成にも大きな役割を持つものであります。特に、他の都道府県と比べてみても文化芸

能や音楽、舞踊、空手など独特な世界を持つ沖縄において、文化芸術振興に関する理念と指針を明確にすることは大きな意義があります。

そこで、文化芸術振興条例を定め、県民挙げて文化芸術振興への思いを共有していくことが求められております。県の考えをお聞かせください。

(3)、県立郷土劇場再建の進捗状況について御説明をお願いします。

(4)、空手道会館建設の進捗状況について御説明をお願いします。

(5)、公式サッカー場建設について。

ア、県総合運動公園に建設予定の公式サッカー場建設の取り組みがおくれております。地元沖縄からJ2を目指して頑張っているサッカーチームがあり、多くの県民のファンから早期の公式サッカー場の建設が期待されております。今後のスケジュールの御説明をお願いします。

イ、他の都道府県のサッカーチームの場合、地元自治体の物心両面からの支援体制により成績の向上、人材育成、地域経済への貢献がなされております。県としても、金額の多少にかかわらず具体的支援策としてF C琉球への出資をすることで後押しをすることが求められております。ぜひ御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

7、エネルギー政策について。

「沖縄県エネルギービジョン」については、県は、平成22年7月に「沖縄県エネルギービジョン」を策定しました。本ビジョンは、エネルギー自給率の向上や低炭素社会への方向性を目指すものとなっております。

以下、伺います。

ア、東日本大震災後、全国的に節電や再生可能エネルギー利用の促進が叫ばれるようになりましたが、県は、再生可能エネルギー拡大に向けてどのように取り組んでいきますか。

イ、このビジョン実現に向けて市町村や民間、消費者との連携、啓発活動などどのように取り組んでいきますか。

ウ、最近注目を集めている液化天然ガス(LNG)発電について県の考え方はいかがでしょうか。

8、観光行政について。

(1)、公共関与最終処分場建設についての進捗状況を御説明ください。

(2)、沖縄市倉敷の産廃ごみ問題について県の対応を御説明ください。

9、教育政策について。

ア、県教育委員会は、日本語力に支障のある海外帰国生徒に配慮する高校入試特別枠についてどのように考えておりますか。

イ、県内中学生の中で、帰国子女や基地内学校から転校した生徒など、高校入試の特別枠を必要とする生徒の実態調査を実施したことがありますか。

ウ、全国的にはこの制度の実施状況はどうでしょうか。

エ、今後、海外帰国生徒の高校入試特別枠の設置が必要と考えますがいかがでしょうか。

(2)、教育の情報化ビジョンについて。

文科省は、本年4月に「教育の情報化ビジョン」を発表しております。21世紀に生きる子供たちに求められている能力をはぐくむために、情報技術を活用した教育はますます重要になってきております。子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び、わかりやすい授業を進める上で極めて重要なツールであります。

以下、質問します。

ア、学校現場での情報端末、例えば電子黒板やデジタル教科書等の導入状況はどうか。

イ、校内LAN整備率、光ファイバー接続状況はどうか。

ウ、特別支援教育への情報通信技術の活用状況はどうか。

エ、教員の情報技術活用の現状と技術力アップの取り組みについて伺います。

(3)、幼稚園の3年保育について伺います。

ア、3年保育に対する教育長の認識を伺います。

イ、県内の3年保育実施状況はどうか。2年前に質問したときからどう進展したのか。

ウ、全国の幼稚園3年保育の実施状況はどうか。

エ、3年保育実施のためには、市町村の財政や人的配置がきになります。その課題をいかに克服していきますか。

10、土建部関連について。

(1)、沖縄市山里地区再開発事業への県の支援策について御説明をお願いします。

(2)、中城湾港での定期船就航実験事業についての御説明をお願いします。

11、農水産業について。

(1)、香港やシンガポールなど東南アジアに輸出する県産の牛肉の屠畜が県内の食肉センターではできず、県外に移送した上で処理し、その上で輸出するという仕組みになっているようです。なぜでしょうか、理由を伺います。

12、離島振興策について。

離島住民の交通、輸送、医療、教育など生活コストの低減化について県の方針を御説明ください。よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城勉議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、新たな沖縄振興に関する取り組みに係る御質問の中で、新たな計画の進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新たな計画につきましては、去る4月18日の沖縄県振興審議会におきまして、私から審議会会長へ「新たな計画の基本的考え方」の諮問を行ったところでございます。その後、各専門部会の審議も終了し、6月21日の正副部会長会議におきまして、各部会における調査審議概要の報告や「新たな計画の基本的考え方」の修正内容等につきまして審議がなされたところでございます。

今後は、審議会会長からの答申を踏まえ、「新たな計画の基本的考え方」を決定する予定となっております。

一方、国に対しましては、沖縄県が策定する新たな計画への支援や一括交付金、そして各種制度の実現などを要請しているところであります。菅総理大臣は、6月23日の沖縄全戦没者追悼式におけるあいさつの中で、沖縄県が主体となる計画などについて述べられております。

沖縄県といたしましては、議員各位の一層の御理解、そして御協力をお願い申し上げますとともに、県選出国会議員の皆様や各政党に対しても新法制定の必要性や新たな計画についてしっかり説明をし、御支援をいただきながら、新たな法律制定の実現に向け取り組んでまいり所存でございます。

次に、基地問題に係る御質問の中で、日米安全保障協議委員会における辺野古案確認についての御質問にお答えいたします。

去る6月21日、日米安全保障協議委員会において「沖縄における再編」等を含む共同発表がありました。普天間飛行場の代替施設について、位置、配置及び工法の検証及び確認を完了したとのことでございます。

昨年5月の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する声が高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招きました。その後、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を求めてまいりましたが、これらは依然として示されておられませ

ん。これまで日米両政府に対し、地元の理解を得られない移設案を実現することは、事実上不可能であると機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回このような決定がなされたことはまことに遺憾であります。

県としましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設の実現に向け真摯に取り組むべきであると考え、この旨要請をしているところであります。

基地問題に係る御質問の中で、辺野古案以外の県内移設案についての御質問にお答えいたします。

辺野古以外の県内移設案につきましてさまざまな提案があることは、報道等により承知いたしております。しかし、具体的な内容につきましては把握いたしておりません。

いずれにしても、日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設を求める県の考え方に変わりはございません。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興に関する取り組みについての御質問の中で、平成24年度予算要求との兼ね合いについてお答えします。

沖縄県は、新たな沖縄振興に向け、52の制度と沖縄振興一括交付金の創設等を国へ要望しているところであります。

現在、総務部と企画部が連携し、平成24年度予算要求に向けて必要となる国庫総額について調査・整理しているところでございますが、県民が求める将来像実現に向け、産業、雇用、社会資本整備、教育、医療・福祉など「沖縄21世紀ビジョン」計画に盛り込んだ施策を展開する新たな計画初年度にふさわしい概算要求資料を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、総合特区の新たな振興法、振興計画との併用についてお答えします。

総合特区制度は、地域の包括的・戦略的な取り組みについて、規制・制度の特例措置、税制及び財政・金融上の支援措置を総合的に実施することを盛り込み、海外に対して競争力のある産業を育てることを目的とした「国際戦略総合特区」、地域の活力を高めることを目的とした「地域活性化総合特区」の2つのパターンが法定されております。

沖縄県としましては、現在国に求めている制度提言を踏まえつつ、沖縄振興策の一つとして総合特区制度の導入についても検討してまいりたいと考えておりま

す。

次に、沖縄振興一括交付金の積算についてお答えいたします。

沖縄振興予算は、全国の公共事業費の削減と連動して、ピーク時の平成10年度最終予算の4713億円から平成23年度当初予算では2301億円と半減してきており、今後さらに沖縄振興予算が削減されることを非常に危惧しているところであります。また、沖縄県は、全国と異なる社会構造の中で産業振興、雇用、離島、教育、子育て、医療・福祉などさまざまな課題を今なお抱えており、これらの課題解決に向けた施策を展開するために必要な財源を確保していく必要があります。

これらのことから、沖縄県としては、現行の内閣府沖縄担当部局予算の国直轄事業費や補助金等の一括交付金に加え、従来の補助金等では対象とされていない交通・物流コスト対策、待機児童の解消、離島の定住支援などの新たな沖縄振興のための予算額を加算することを国へ要望しているところであります。

次に、基地問題についての御質問の中で、基地交付金の交付額は固定資産税相当額の半分以上ということについて、県はどうかかわるかという趣旨の御質問にお答えします。

基地交付金は、米軍や自衛隊の施設が所在する市町村への財政上の影響等を考慮して、総務大臣が所在市町村に対して、毎年度の予算の範囲内において使途の制限のない一般財源として交付するものです。

県としましては、「基地が所在することで市町村財政に著しい影響があることに対する措置」という基地交付金制度の趣旨を踏まえ、基地所在都道府県や県内の基地所在市町村と連携しながら適切に対応していきたいと考えております。

次に、東日本大震災への対応、今後の防災計画についての御質問の中で、「被災者支援システム」の県内市町村への導入状況についてお答えします。

「被災者支援システム」は、平成7年の阪神・淡路大震災を踏まえ、地震や台風などの災害発生時における被災者支援業務のためのシステムとして、兵庫県西宮市において開発、導入されております。

平成21年1月に、総務省より「被災者支援システム」の積極的利用を呼びかける文書及び同システムのCD-ROMが都道府県及び市町村に配布されており、現時点において県内市町村における導入実績はありませんが、検討中とするものが6団体となっております。

県としましては、東日本大震災において同システムが有効に活用されていると聞いており、今後、県内市

町村において同システムの活用が図られるよう、導入事例の紹介など積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、経済振興政策についての御質問の中で、格安航空会社（ＬＣＣ）の那覇空港への誘致についてお答えします。

全日本空輸などが出資して設立した格安航空会社「ピーチ・アビエーション」は、関空から４時間圏内の都市への就航を想定しており、平成24年３月に福岡と札幌、同５月にソウルの３路線からスタートする計画であると聞いております。

県としましては、国内及び国際観光客の増加につながり、観光産業の振興に資することから、同社についても新規路線開拓の要望も含め、誘致活動を行っていききたいと考えております。

次に、離島振興政策についての御質問の中で、離島住民の交通及び輸送コストの低減化についてお答えします。

離島の定住条件を改善し、その振興を図っていくためには、離島住民の交通コスト及び輸送コストの軽減は重要な課題であると認識しております。そのため、県では、国に対し船賃及び航空運賃の低減及び離島住民の割高な生活コストを軽減するための新たな制度の創設を求めているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、MV22オスプレイの配備についてお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る６月６日、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。沖縄県としては、当該機種が過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

去る６月24日、沖縄県は、オスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。現在、民主党政権では、「日米地位協定の改定を提起する」としてありますが、政府からはいまだ改定の方針等が示されていないことから、本年２月８

日には軍転協を通じ、５月７日には防衛大臣、５月28日には外務大臣に対して知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。

県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会等を通して粘り強く地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災への対応、今後の防災計画についての御質問の中で、県の地震・津波の想定及びライフラインの確保策、避難計画・避難訓練についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、６月16日に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置するとともに、６月21日には市町村防災担当課長会議を開催し、県及び市町村の地域防災計画の見直し作業等を進めているところであります。この中で、災害時における電気・通信などライフラインの確保策や住民の避難計画・避難訓練のあり方等についても市町村や関係機関と連携して検討を行い、県や市町村の地域防災計画の見直し等に反映させていきたいと考えております。

次に、防災意識の向上に係る県の取り組みについてお答えいたします。

県におきましては、災害時の被害を最小限に抑えるためには、県や市町村の取り組みだけではなく、住民の防災意識の向上や地域ぐるみの防災活動が重要であると考えております。これまで各市町村との連携のもと自主防災組織の結成や活動の支援などを行ってまいりましたが、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災訓練や防災教育等の取り組みを強化し、市町村、県議会とも連携しながら県民の防災意識の普及啓発に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、液状化への対策についてお答えいたします。

東日本大震災においては、埋立地など地盤の弱い地域で液状化現象が起り、家屋が傾くなどの被害が発生いたしました。液状化現象が起こるような地盤の弱い場所が県内のどの地域にあるのかにつきましては、今後ボーリング調査などによる詳細な調査が必要と考えられております。

県としましては、専門家の意見を積極的に聴取しつつ、国・市町村等関係機関と連携し、今後の東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の見直しの中で液状化現象への対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、地震等の災害発生時における県の業務継続計画についてお答えいたします。

地震等の災害発生時における業務継続計画につきましては、各部局において計画を策定し実施することとしております。

また、地域防災計画では、災害の発生または発生のおそれがある場合には、その規模に応じた職員が定められた場所に登庁し、災害対策本部の業務などあらかじめ定められた災害対策を推進することとしており、県におきましては、４段階の災害対策要員配備体制を定めております。

災害発生時における国や市町村、関係機関・団体との連携につきましては、県に設置される災害対策本部に関係機関が参加して調整を図るとともに、防災行政無線等により連絡を密にとっていくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 数次ビザ発給と観光誘客についての問いにお答えいたします。

沖縄を訪問する中国人個人観光客への数次ビザ発給につきましては、沖縄の国際観光振興に大きな追い風になると考えております。

沖縄県では、ビザ創設に伴うキャンペーンを官民一体となって展開するため、６月７日に観光関係事業者を対象に当該制度やキャンペーン内容についての説明会を開催しております。キャンペーンとしましては、「沖縄から始まる日本の旅～３年間日本自由旅行～」をキャッチフレーズに、中国におきましてもトップセールスを実施するほか、中国国内メディアでの沖縄情報の発信や上海及び新たに就航予定の北京定期便の利用の促進等に取り組むこととしております。

本県では、これらの取り組みの拡充を図るため、本議会において補正予算を計上したところであり、数次ビザ発給制度の創設を最大限活用した観光誘客の展開をこれからも積極的に図っていきたいと考えております。

続きまして、今年度の「ビジットおきなわ計画」の数値目標の設定に関する取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県の入域観光客数は、４月と５月の２カ月間の合計で対前年度と比較して約１８万人の減、マイナス１９．３％の厳しい状況となっております。しかしながら、今後は、国内企業の電力需要の調整による夏季休暇の長期化や本土―那覇間の航空路線の増便などが予定されていること、また、海外につきましては、中国人観光客に対する数次ビザの発給開始や北京―那覇路

線の新設など航空路線の拡充が予定されていることから、回復基調に転ずるものと考えております。

県としましては、このような状況を踏まえ、今年度の目標値について入域観光客数６００万人、うち外国人４０万人と設定することとしております。目標の達成に向けては、文化・スポーツ・医療などを活用した新たな観光メニューの開発を促進するとともに、国内外に対する情報発信や誘客キャンペーンなど官民一体となった取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、沖縄観光緊急特別対策についてお答えいたします。

沖縄県では、４月１２日に「東日本大震災に伴う被災者支援及び沖縄観光振興緊急対策」を発表し、県内対策や国内対策、海外対策に取り組んでまいりました。県内対策としましては、ホテルのウチナーンチュプランの県民周知や利用依頼等により県民向け需要喚起を行ったほか、６月１６日には災害対応の意識の高揚を図るための「沖縄観光危機管理セミナー」を開催しております。国内対策としましては、修学旅行運賃の引き下げ等を航空会社に要請をしたほか、旅行社の沖縄プロモーションへの支援等を実施しております。また、海外対策としましては、重点市場である台湾や香港、中国、韓国を中心に、有力メディアを招聘しての沖縄情報の発信等に取り組んできております。さらには、国際観光振興のため、一定以上の所得者のビザの免除や着陸料等の免除を政府に対し要請していたところ、５月２８日に沖縄を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザ制度が創設されております。

続きまして、文化芸術、観光振興について、文化振興と経済振興との関係性についてお答えいたします。

琉球舞踊や組踊、空手などの沖縄文化は、その芸術性と精神性において世界的に高く評価され、ワッターシマウチナーの大きな魅力となっております。これらに代表された沖縄独自の文化をさらに発展させ世界へ発信することにより、沖縄観光の競争力強化につながるとともに、文化産業関連の雇用創出等にも寄与するものと確信しております。

ところで、私は、以前から「感動産業」という沖縄の新しい仕事の形を提唱しておりました。文化やスポーツは「感動体験」そのものであり、磨き方によっては、それは強烈な磁力を持った「マグネットコンテンツ」と呼ばれるものになります。その「マグネット」に引き寄せられた「人の交流」が活発になると「観光産業」となり、訪れた人たちが出会った「本物の感動」を持ち帰りたいとなれば、そこで関連の商品

やグッズが売れて「経済振興」が図られます。「文化振興」というその「マグネット」をより強くすることで、それに関連する新たなコンテンツ・産業をつくり出していく。この関係性を「感動産業クラスター構想」と位置づけ、相乗効果を発揮していく中で経済振興も図られるものと考えており、思うに「文化観光スポーツ部」という新設された我が部の意義もそこにあると認識しております。

続きまして、文化芸術振興条例の制定に関する県の方針と進捗状況についてお答えいたします。

現在、本県では沖縄県文化振興指針を策定しており、それに基づき「平和で安らぎと活力のある文化の薫り高い県づくり」を目標として施策を進めているところであります。

文化芸術振興条例につきましては、県議会で「文化議員連盟」が結成され、議員提案による同条例制定の動きもあると伺っており、今後は関係者等との意見交換などを踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、県立郷土劇場再建の進捗状況についてお答えいたします。

県立郷土劇場にかかわる新たな文化発信、交流の拠点となる施設の整備に向けて今年度調査検討を行うこととしており、早速専門家から意見を聞き、施設のあり方についての検討委員会設置に向けた準備を進めているところであります。

今後の取り組みといたしましては、県民、観光客、県内で活動する文化団体のニーズ把握や県内外の公立文化施設の実態調査などを行うこととしております。あわせて検討委員会で議論を重ね、今年度中に基本的なコンセプト、運営計画等を含めた基本構想を取りまとめることとしております。

次に、空手道会館建設の進捗状況についてお答えいたします。

空手道会館の建設につきましては、沖縄伝統空手を振興する観点から、これまで空手関係団体等と意見交換を行ってまいりました。今年度は、沖縄伝統空手の歴史的・文化的意義の整理を初め建設のコンセプトや必要な機能等に係る調査を実施することとしております。今年度の調査を踏まえ、次年度は建設に向けてふさわしい立地環境や具体的運営方法について検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、公式サッカー場建設の進捗状況についてお答えいたします。

公式サッカー場建設につきましては、県総合運動公園陸上競技場を改修し、暫定的にＪ２公式戦に使用す

るための調査をことし１月に実施したところ、改修内容についてＪリーグから多くの指摘を受けたことから、改修計画に係る調査を継続しているところであります。

今後、Ｊリーグとの調整を経て、早期に県総合運動公園陸上競技場の改修に係る実施設計を完了し、改修工事を実施する予定であります。また、Ｊ１公式戦が開催可能なサッカー場の整備に向けて、今年度サッカーの観光活用の可能性やスタジアムに必要な機能等に係る基礎調査を実施してまいります。

ＦＣ琉球への県の出資についてとの問いにお答えいたします。

ＦＣ琉球につきましては、マスコミ報道等にもありますとおり、ＪＦＬの上位２チームに与えられます天皇杯サッカー全日本選手権大会のシード権を獲得するなど、その活躍は目覚ましいものがあります。県は、ＦＣ琉球に対し、これまでホームタウン宣言を初め練習場の確保及び集客のための広報活動への協力・支援を行ってきたところであります。

県からの出資につきましては、ＦＣ琉球を応援する県民機運の高まりやＦＣ琉球の地域への貢献などを考慮し、運営母体である株式会社ドリームファクトリーと意見交換を行いながら引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 病院経営、健康・長寿、子育て支援についての御質問の中で、黒字化の要因と経営分析についてお答えいたします。

平成22年度は、一般会計からの繰入金増額による支援の継続、診療報酬改定、南部医療センター・こども医療センターでの７対１看護配置基準の取得、入院患者数の増加等により収益が増加した一方で、給与費等の費用を抑制したことで利益が拡大したと分析しております。

病院事業においては、地域において必要とされる医療を適正に提供することにより収益性を向上させるとともに、明確な経営目標を設定することにより職員の意識改革を図ることが重要と考えております。

次に、経営のあり方についてお答えいたします。

過去、４次にわたる健全化計画の策定を行ってきましたが、実効性のある経営改善には至らず、経営状況は悪化を続けてきました。要因の第１は、患者数の減少傾向への取り組みや設備投資による元利償還金の増加等にあると分析しております。このため、７対１看

護の導入など経営環境の変化への柔軟な対応や必要な設備投資の適切な実施により、持続的な病院事業の運営を目指してまいりたいと考えております。

次に、中部病院の7対1看護体制導入の進捗状況等についてお答えいたします。

中部病院では、ことし5月から7対1看護体制を実施しております。病院現場からは、ゆとりを持って一人一人の患者のケアができるようになった、夜勤体制が厚くなり、より安全に看護ができるようになった、新人の指導、サポートに当たる時間がふえたなど評価する声が上がっています。

次に、今後の7対1看護体制の導入についてお答えいたします。

県立北部病院等への7対1看護体制の導入については、南部医療センター・こども医療センター及び中部病院での実施状況や経営への影響等を考慮する必要があることから、病院事業局内に人員体制検討チームを設置し検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 県立病院事業の経営形態についてお答えいたします。

県立病院の役割である地域において必要とされる医療を持続的・安定的に提供していくためには、病院経営の自立性と健全性を高めることが重要であり、県立病院の経営形態は、このことを踏まえ検討を行う必要があります。

県においては、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、病院事業局の「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組みの成果を検証しているところであり、病院事業の経営形態については、経営再建検証委員会による平成23年度決算の検証結果も参考にして最終的に判断することとしております。

続きまして、がん対策条例の制定方針についてお答えいたします。

沖縄県がん対策推進条例（仮称）につきましては、平成23年度中を目途に制定することで取り組んでいます。

条例案の検討に向け、去る5月20日に関係団体等に意見を伺ったところ、医療関係者、患者関係者及び県民各層で構成する条例検討会を設けてほしいとの要望があり、現在、その設置に向けて調整しているところであります。

続きまして、子宮頸がん予防ワクチン等の接種の取り組み状況についてお答えいたします。

県内の市町村においては、7月に事業開始予定の1村以外のすべての市町村で3種のワクチン接種事業が開始されております。

県としては、市町村及び医療機関と連携を図りながら、新聞広告やポスターにより同ワクチンの接種を県民に広く広報しております。なお、市町村においても説明会の開催、広報誌への掲載等により対象者への周知を図っているところであります。

続きまして、離島住民の医療に係る生活コストの低減化についてお答えいたします。

本県の離島においては、当該地域の医療機能等から本島の医療機関を受診せざるを得ない患者がおります。県としては、これらの患者等に対し本島への受診に係る交通費負担の軽減を図るため財政支援を国に要望しているところであります。また、離島地域において可能な限り治療が行えるよう遠隔医療や専門医による巡回診療の実施を検討しているところであり、その財政支援についても国に要望しております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） エネルギー政策の中で、再生可能エネルギーの拡大に向けた取り組み、もう一つは市町村等との連携、啓発活動の取り組みについて、これらは関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

平成22年度に県が策定した「沖縄県エネルギービジョン」では、1次エネルギーに占める新エネルギーの導入割合を2020年で4%、2030年で10%とすることとしております。

県は、新エネルギーの普及促進のため、平成23年度から「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、4メガワットの風力発電、1メガワットの太陽光発電の整備等に取り組んでおります。また、「新たな沖縄振興のための制度提言」におきましては、民間事業者や一般消費者等を対象としたグリーン投資税額控除等の新エネルギー導入に対する支援制度を要望をしているところであります。

県といたしましては、本ビジョンの目標達成に向けて市町村等と連携し、再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでいく考えでございます。

続きまして、液化天然ガス発電に関する県の考え方についてお答えいたします。

液化天然ガス、いわゆるLNGを燃料とした発電は、石炭に比べ発電コストは割高なもの、燃焼時における硫黄酸化物やばいじんの発生がないこと、二酸

化炭素の排出量が少ないことからクリーンなエネルギーであると考えております。

LNGを燃料とする沖縄電力吉の浦火力発電所が平成24年に運転開始される予定となっておりますが、これにより県内の二酸化炭素排出量が大幅に削減されるものと理解しております。また、燃料を多様化することで電力の安定供給に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 公共関与産業廃棄物処分場の建設についての進捗状況についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備に向けては、最近のリサイクルの進展などに伴い産業廃棄物の最終処分量が減少していることなどを踏まえ、平成16年度に策定した基本構想について、昨年度、施設の規模及び事業採算性などの見直し作業を行ったところであります。

同事業の推進に当たっては地元の理解を得ることが重要であることから、継続的に住民説明会などを開催するとともに、本年3月、地権者等関係者による先進地視察を行ったところであります。また、事業主体となる会社の設立に向け、関係団体等と調整を図っているところであります。

県としましては、今後とも公共関与による産業廃棄物最終処分場の早期整備に向け取り組んでいく考えであります。

次に、沖縄市の産廃問題への対応についてお答えいたします。

県では、沖縄市の産廃問題について、当該事業者に対し平成16年12月に警告書を発出し、安定型最終処分場の改善を強く指示しております。当該事業者は、安定型部分については、本年7月までに地主であります沖縄市に土地を返還するため改善作業を進めております。また、管理型最終処分場の廃棄物につきましては、平成22年10月に超過廃棄物を適正に処理するよう改善命令を発出しており、安定型部分の改善が終わり次第、本格的に作業を開始することとなっております。

県としましては、今後とも早期に問題を解決できるよう当該事業者を指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育政策についての御質問で、帰国子女等の高校入試特別枠についてお答えいたします。9の(1)アと9の(1)エは関連しますので、一括してお答えいたします。

県教育委員会では、現在県立高等学校入学者選抜において、帰国子女等の特別枠は実施しておりませんが、配慮願を受け、問題文にルビをふるなどの配慮を行っております。また、入学定員の枠や通学区域等については弾力的に取り扱い、高等学校長の判断で入学定員の枠外での合格を認めることができることとしております。

今後とも帰国子女等の受け入れにつきまして柔軟な対応に努めていきたいと考えております。

次に、生徒の実態調査についてお答えいたします。

実態調査は実施しておりませんが、配慮を必要とする生徒は、入試出願の際に生徒の在籍する学校から、「学力検査等に際しての配慮願い書」を志願先高等学校長へ提出できることとなっております。配慮願い書を受け、志願先高等学校、中学校及び県教育委員会で調整し具体的な配慮事項を決定しております。

次に、全国的な実施状況についてお答えいたします。

平成23年度公立高等学校入学者選抜におきましては、特別に定員枠を設定しているのが17都道府県、定員枠を設定していないのが30県となっております。

次に、電子黒板等の導入状況についてお答えいたします。

平成23年3月1日現在、県内公立学校における電子黒板の導入状況は、小学校が54.0%、中学校が58.1%、高等学校が11.7%、特別支援学校が12.5%となっております。

デジタル教科書の導入状況につきましては、小学校が13.0%、中学校が8.4%、特別支援学校が6.3%となっております。

次に、校内LAN整備率等についてお答えいたします。

平成22年3月1日現在、校内LANの整備率は、小学校では76.5%、中学校では69.1%、高等学校では100%、特別支援学校では95.6%となっております。

光ファイバーの接続率は、小学校では66.9%、中学校では63.0%、高等学校では83.3%、特別支援学校では75.0%となっております。

次に、情報通信技術の活用状況につきましてお答えいたします。

特別支援学校におきましては、手や指に障害のある

児童生徒に対しまして、マウス操作を補助する支援機器を利用し、コンピューター操作を可能とするなど、児童生徒の障害の実態に応じ、コンピューターやインターネットなどを活用した授業が行われているところがございます。

次に、情報技術の活用等についてお答えいたします。

平成21年度の文部科学省の調査によりますと、教材研究等で情報技術を活用できる教員が本県では84.9%で、全国3位となっております。また、授業での情報技術の活用等、その他の調査項目につきましては全国5位と高い水準にあります。

技術力アップにつきましては、県立総合教育センター等において授業における情報技術活用や教員の指導力向上を図る情報技術に関する研修を実施してございます。

次に、3年保育に対する教育長の認識についてお答えいたします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでございます。幼稚園の3年間の長期的な見通しを持った教育課程の実施が求められております。

県教育委員会といたしましては、平成22年3月に策定いたしました「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」に基づき、市町村や関係機関等と連携して3年保育の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3年保育実施状況等についてお答えいたします。

本県の3歳児、4歳児、5歳児の保育実施状況は、平成20年度は3歳児が7.7%、4歳児が15.6%、5歳児が80.7%、平成21年度は3歳児が7.3%、4歳児が17.3%、5歳児が80.8%、平成22年度は3歳児が7.8%、4歳児が17.1%、5歳児が80.5%となっております。

次に、全国の幼稚園3年保育の実施状況につきましてお答えいたします。

文部科学省の学校統計調査によりますと、平成22年度における全国の3年保育の実施状況は、3歳児が41.0%、4歳児が52.3%、5歳児が55.6%となっております。

次に、3年保育実施の課題克服についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、人的配置等に必要な財源につきまして、全国都道府県教育長協議会等を通して地方交付税措置の充実などを関係省庁に要請して

いるところでございます。また、施設等の整備につきましては、幼稚園の設置者であります市町村に対しまして、学校施設環境改善交付金などの補助制度の活用等について助言をしているところでございます。

次に、離島振興政策についての御質問で、教育コストの低減化についてお答えいたします。

離島住民の教育に係る費用の負担軽減を図ることは、重要なことだと考えております。現在、離島等における教育面の支援には、高度へき地修学旅行費の補助金制度等があります。

平成24年度以降の新たな計画での制度提言では、「離島・へき地支援のための教育振興総合対策」における交通費の負担軽減、「離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）の設置」を国に要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築部関連についての御質問で、沖縄市山里地区再開発事業への県の財政支援についてお答えいたします。

当該事業は、沖縄市が平成21年に策定した「中心市街地活性化基本計画」の要素事業の一つとして位置づけられている事業であります。現在、沖縄市と県において財政支援のあり方等について調整を行っているところであります。

県としましては、今後の調整状況を踏まえ、必要な助言・協力等を行っていきたいと考えております。

同じく土建部関連についてで、中城湾港への定期船就航実験の進捗状況についてお答えいたします。

県では、中城湾港（新港地区）で定期船就航実験を行うため、平成22年度に背後圏の企業調査を実施し、貨物や航路等について港湾利用者等のニーズを把握しました。今年度は、実際に船舶を運航させる社会実験の実施に向け、関係者と調整を行っているところであります。この実験の中で、定期船就航に向けた課題の把握と対応策を検討し、定期船就航の実現を目指す考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農水産振興の中で、県内で屠畜した牛及び豚の輸出についてお答えいたします。

我が国から牛肉及び豚肉を輸出する場合は、厚生労働省等による食肉輸出取り扱い施設としての認定を受

けていること、農林水産省動物検疫所の輸出検疫証明書の発行を受けることなどの条件を満たす必要があります。豚肉については、沖縄県食肉センターが輸出取り扱い施設として認められており、複数の食肉業者が香港へ輸出を行っております。

県産豚肉の輸出実績は、平成22年度で約8トンとなっております。牛肉については、現行の県内の食肉センターではHACCP対応の施設となっていないことなどから、輸出の認定を受けておりません。そのため、県産牛肉については、一たん輸出取り扱い施設のある鹿児島県に出荷し、屠畜処理後に県外業者が買い取り、香港・マカオ等へ輸出している状況にあります。県産牛肉の輸出実績は、県外業者からの聞き取りによりますと、平成22年度で約2トンとなっております。

県としては、肉用牛の生産振興の観点から、牛肉の輸出ができるようHACCPシステムの構築に向けて関係部局・団体等と連携し取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 知事公室長に1点だけ再質問をいたします。

ことし1月の成人式の帰省の際に、米軍属のアメリカ人と相手が事故を起こして、そして亡くなった事件。このことは残念ながら公務中ということで控訴ができなかった、告訴ができなかった。そういうことがあって、この日米地位協定においては抜本的な見直しというものを進めるということは前提としながらも、今許されている18条8項においてこの刑事事件で問えない場合、民事事件の手続において仲裁人を介して、公務中か公務外かということの裁定をして、それが最終的に確定すればその罪が問えると、そういう規定となっております。

この18条8項の規定を今日まで使った例がないというふうに聞いておりますけれども、県として今後このような事件・事故の対応の仕方について、この地位協定の17条と18条との関係においてきちとした対応で県民の人権を守る必要があると思いますけれども、いかように考えるか御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、日米地位協定第18条8項では、米軍人等による損害についての民事手続を定めて

おり、米軍構成員等の不法行為が公務執行中にされたものかどうか等について紛争が生じた際、その問題を仲裁人に負託し仲裁人の裁定を最終的なものとする旨規定されております。

県としましては、去る1月に発生した事故の御遺族の心情や議員御指摘の点も踏まえつつ、引き続き政府に対し公務中か否かの判断を厳格に行うよう求めていると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 改革の会を代表いたしまして代表質問を行います。

まず沖縄振興（新生）計画について。

私たちはこれまで沖縄のリーディング産業である観光、そして大型公共工事、コールセンター等の企業誘致など外部依存の成長戦略を策定してきております。しかし、持続可能な本物の強さを得るためには、全国一律の政策ではなく、沖縄の特殊事情に対応した効果が期待できる沖縄独自の政策を展開することが重要ではないでしょうか。沖縄の人々が創造的に活躍し、地元企業が元気になる産業振興、物流コストの低減化、また次代を担う子供たちを夢と人材として、子育て、教育、医療などのソフト事業も今回の計画の中心とすることで特別扱いの沖縄から特別な沖縄に変革していかなければならないと思います。

今回の計画が日本とアジア諸国に貢献し、日本の復興に寄与する役割を積極的に担う沖縄であるべきであると思いますが、実情は県の計画にしても一括交付金にしても退陣をする菅総理が実現をしていくと言われても進展が見えません。また、国会議論は東日本大震災であり、沖縄振興や基地問題は棚上げ状態ではないでしょうか。その中で、理論構築も納得いく説明もなく、ただ民主党の公約だからでは策がなさ過ぎます。4つの特殊事情でやって当たり前の交渉では振興策と基地がリンクするということを沖縄が示しているようなものではないでしょうか。

(1)、沖縄振興計画における県の主体的役割と国の責務について伺う。

(2)、振興一括交付金で対応する項目と政府の見解を伺う。

(3)、県が主体となる新たな計画の個別政策提言について政府の対応を伺う。

(4)、総合事務局の事務・権限を沖縄県へ移譲することへの政府の対応を伺う。

2、東日本大震災について。

3・11、この未曾有の大震災は、世界の歴史にも刻まれ、私たちも忘れることはありません。復旧・復興の道筋が不透明な中、被災地の皆様は自力で立ち上がるために一生懸命に歯を食いしばりながら頑張っています。いまだ8000名近くの皆様が行方不明の状況に、一日も早く自宅へ戻れることを願っております。お亡くなりになりました方々、そして被災地の皆様に改めてお悔やみを申し上げるものであります。

私たちは、被災地の皆さんとともに前に進まなければなりません。明治維新、第二次大戦が日本の変革期であったように、今回の大震災が第三の改革・変革期であることを認識してこれまでの日本のシステムを大転換していく決断をすべきです。しかし、原発事故や民主党政権での政治空白が復興や大転換の足かせになっていることは残念でなりません。沖縄においてもこれまでの概念を捨て、新たな経済システム構築と想定外を想定する防災対策を早急に整備していかなければなりません。

(1)、県の支援状況と今後の取り組み、体制について伺う。

(2)、公務員等の「ボランティア休暇」の活用で継続的な支援体制について伺う。

(3)、地域防災の重要性から、県内の消防広域化と消防団の状況と対策を伺う。

3、基地・防衛問題について。

辺野古が不可能であることは、これまで自民党・公明党と一緒にあって辺野古推進をしてきた仲井眞知事が県外移設と言ったことで日米両政府はあきらめるべきであります。しかし、沖縄側にもカードも対応策もないことが現状ではないでしょうか。また、米国が基地機能、運用を提供基地内へ移転することを沖縄が阻止することができるのか、疑問でもあります。

(1)、アメリカ議会からの嘉手納統合案について、知事の見解を伺う。

(2)、災害拠点基地で南西諸島・下地島空港活用について見解を伺う。

(3)、米軍発注工事の現状は、県民から大きな反響があります。県のこれまでの取り組み状況と今後の対策を伺う。

(4)、中国の弾道ミサイルの先制攻撃に、嘉手納基地、普天間基地、自衛隊那覇基地が対象との報道がありますが、知事の見解を伺います。

(5)、中国国家海洋局の海洋権益拡大について、認識と県域の安全対策を伺います。

4、沖縄電力と自然エネルギーについて。

沖縄電力の役割は大きなものがあります。しかし、

それは沖縄県民のためになるものでなければなりません。県民生活や中小企業振興のためにどこよりも電気料金が軽減されている地域でなければ振興策を沖縄電力に制度をとることは無意味です。今回の振興策でも、物流コストの軽減を産業振興の重点に挙げておりますが、電気料金の低減、値下げをすることが最も効果が上がるのではないのでしょうか。140万県民の電力会社がどの地域よりも電気料金が安いという政策をつくらなければなりません。

(1)、電気安定供給支援制度でのこれまでの負担軽減状況と、電気料金の割高が改善されない原因と沖縄電力の経営状況を伺う。

(2)、県庁や学校等の電気料金の状況と節電対策を伺う。

(3)、風力・太陽光・バイオマスの自然エネルギー導入を加速する必要性について、状況と計画の見直しなど今後の方針を伺う。

(4)、家庭からのCO₂排出削減や節電の推進から、太陽光発電、エコ製品に対する助成制度は重要である。国・県・市町村の取り組みと今後の方針を伺う。

5、新たな高齢者医療制度及び国民健康保険の広域化について伺います。

(1)、現状と課題について伺います。

(2)、市町村国保の財政状況と構造的な問題への対応について伺います。

(3)、事業と財政の広域化での課題と今後の方針を伺います。

6、観光振興について。

ことしの入域観光客数は、私案ではございますが、昨年に比べて約50万人から70万は減少するのではないかと予想されております。知事の掲げる1000万人はますます遠のくことになってますが、受け入れ体制強化や海外観光客プラン200万人ということを大胆に変革していくことも重要であります。制度はもらったが、単なる通過地点になったのでは減少の歯どめはきかない。基地問題、領土問題、海洋圏域など中国や台湾とは多くの問題がありますが、観光は平和のパスポートという観点から沖縄がどこまでできるかが問われてきます。

(1)、震災後の沖縄観光の現状と対策、入域観光客の見通しを伺う。

(2)、数次ビザが本県だけに許可された要因を伺う。

(3)、観光は、平和のパスポートである。中国や台湾の動向などを踏まえ、取り組み、対策を伺う。

(4)、銀聯カードの状況と問題点、支援等の取り組みを伺う。

(5)、国際線ターミナル増強が計画されております。県が目指す観光客1000万人との整合性はあるのか。空港施設は公共財産との認識で支援を行うべきではないでしょうか、伺います。

(6)、JTAは本来の「県民の翼」に戻さなければなりません。状況と対策を伺う。

最後に、離島振興について。

(1)、社会資本整備総合交付金による離島町村の船舶購入に対する支援について伺いをいたします。

(2)、離島振興や生活安定の観点から、離島の新造船建造は県が担うべきであるとこれまでも指摘してきましたが、取り組みをお伺いいたします。

答弁により再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの當間盛夫君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の當間盛夫君の質問に対する答弁をお願いします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當間盛夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1問目の沖縄振興計画についての御質問の中で、新たな沖縄振興の県の主体的役割等についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

復帰40年を経て沖縄を取り巻く環境は、国と地方の役割の見直し、そして一括交付金化などの地方分権改革等の進展に加え、グローバル経済の進展など大きな時代の節目に来ております。このような時代変革を踏まえ、県では昨年3月に、県民とともに20年後のあるべき沖縄の姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」を策定いたしました。新たな計画は、県民が望む将来像の実現を図るため、県民と一体となった県民主体の計画とすることが必要であると考えます。また、今後の沖縄振興につきましては、鉄道網、鉄軌道で結節している本土各県とは経済発展の道筋が異なることや、発展著しい東アジアの中心に位置すること、さらには日本全体が人口減となる中、しばらく人口増が続くことなど、全国一律ではない沖縄独自の施策が必要ともされております。このため、新たな時代にふさわしい、主体的な施策を盛り込んだ県計画が必要であり、国においては、沖縄の特殊事情を踏まえるとともに、沖縄の

さらなる発展のための制度や財源等について支援する必要があると考えております。

次に、同じく沖縄振興計画に係る御質問の中で、新たな計画に係る個別制度提言への政府の対応についての御質問にお答えいたします。

「新たな沖縄振興のための制度提言」については、全国一律とは異なる新たな仕組みの構築を求めるものであります。枝野官房長官兼沖縄担当大臣から、沖縄振興部会等において、必要に応じて政務レベルに引き上げて検討していくとの発言がありました。また、首相から、去る6月23日の全戦没者追悼式において、一括交付金、県が主体となる計画への支援、跡地利用に関する法律の制定、出先機関の見直しなど、地元の方々の声に耳を傾けながら実現してまいりますとのあいさつをいただいたところであります。政府においては、沖縄県の考えを可能な限り取り入れた検討がなされていくものと期待をしております。

沖縄県としましては、引き続き制度の実現に向け政府に対して働きかけてまいりたいと考えております。

同じく沖縄振興に係る御質問の中で、総合事務局の沖縄県への移譲に係る政府の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国の出先機関改革は、昨年末に閣議決定された「アクション・プラン」に基づき、出先機関単位ですべての事務・権限を移譲することを基本として、沖縄総合事務局も対象機関となって進められております。

沖縄県としましては、沖縄政策協議会の振興部会などの場において、政府に対し、沖縄総合事務局の事務・権限の県への移譲を要望したところであります。

今後は、政府において、関西広域連合や九州地方知事会が移譲を求める国の出先機関と沖縄総合事務局とをあわせて検討し、本年秋ごろに移譲対象機関が決定され、平成24年通常国会における法案成立、そして平成26年度中の移譲を目指して作業が進められることになっております。

基地・防衛関係に係る御質問で、嘉手納統合案に対する知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

レビン米国上院軍事委員長らが、沖縄の現状を踏まえて辺野古移設を「実行不可能」と判断したのは、米議会の中で、現行の辺野古移設案に対する疑問が生じてきたものと受けとめております。しかしながら、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は断じて受け入れることはできません。

県としましては、日米両政府に対し、引き続き

普天間飛行場の県外移設に真摯に取り組むよう強く求めてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興（新生）計画についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金で対応する項目についてお答えします。

沖縄振興一括交付金は、内閣府沖縄担当部局予算の国直轄事業費や補助金等の一括交付金化に加え、従来の補助金等では対象とされていない「交通・物流コスト対策」、「待機児童の解消」、「離島の定住支援」などの新たな沖縄振興のための予算額を加算することを国へ要望しているところであります。また、沖縄県のこの要望に対し、今月23日の沖縄全戦没者追悼式において、菅首相から一括交付金、県が主体となる計画への支援などの実現についての発言もなされたところであります。

沖縄県としては、これらの動きも踏まえつつ、新たな沖縄振興に必要な財源として沖縄振興一括交付金の創設を引き続き強く求めていきたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中で、国際線ターミナル増築と観光客1000万人との整合性及び県の支援についてお答えします。

国際線ターミナルビルについては、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、那覇空港ビルディング株式会社が事業計画を立て、段階的に整備を進めているところであります。国の計画では、ターミナル規模は2025年度の需要予測に相当する国内旅客1900万人、国際旅客50万人（いずれも乗降客数）となっておりまして、うち国際旅客については航空ダイヤを効率的に設定することで150万人の旅客にも対応が可能であり、観光客1000万人という目標に対しても対応できるものと考えております。さらに、アジア地域の急速な発展に伴い旅客需要が急増することも想定し、設計当初から拡張しやすいような施設設計となるよう調整を行っております。また、新国際線ターミナルビル建設への県の支援のあり方については、今後検討してまいります。

次に、JTAを県民の翼に戻すことについてお答えします。

JTAは、JAL及びその関連グループとの間で、株式の関係のみならず営業、機体整備、ハンドリング業務や運航管理システムなど多岐にわたり連携し、一

体となって業務を行っております。JTAの株式については、日本航空会長から経営改革を2年ほどかけて進めた後、地元資本の割合を引き上げる報道がありましたが、具体的な時期等は明示されておりません。

県は、JTAの経営の健全性及び県民の利益が確保されることが重要であると考えており、JTAの今後の動向を注視しながら適切に対応していきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、離島の新造船建設に係る県の取り組みについてお答えします。

離島航路は、離島住民の生活及び産業活動を支える生命線であり、その確保・維持は重要な課題であると認識しております。離島航路につきましては、利用環境及び収支構造の改善など抜本的な構造改革が必要であると認識しており、新造船建造のあり方についても検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 東日本大震災についての御質問の中で、県の支援状況と今後の取り組み・体制についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、東日本大震災発生後、直ちに東日本大震災沖縄県支援対策本部を設置し、被災地への人的・物的支援と被災者受け入れ支援を実施してきたところであります。被災地への人的支援といたしましては、県職員を中心に市町村や民間医療機関等の協力を得て派遣チームを構成し、6月24日現在で緊急消防援助隊、県警広域緊急援助隊、保健師チーム、医療チーム、心のケアチーム及び建築・漁港・港湾技師等を494人（うち県職員165人）を派遣したところであります。また、被災地への物的支援といたしましては、毛布、おむつなどの生活物資を計6回送付したところであります。

県内への被災者支援といたしましては、「県内への一時的緊急避難に係る旅費・宿泊費の支援」として、4月から6月までの3カ月間、往復の航空運賃及び3食つきの宿泊費用を260世帯計576名に対して支援をいたしました。また、6月以降は中長期的な避難をされる方への支援策に移行しており、住宅・宿泊支援として民間賃貸住宅と付随する旅費・宿泊費の支援を実施するとともに、東日本大震災支援協力会議において「ニライ・カナイカード」を計480枚発行し、県内流通業界や交通機関等において割引等を実施しております。そのほか、避難者の生活費の支援として、「受入被災者支援見舞金」を1世帯20万円（単身者は10万

円)を計155世帯に対して給付しております。

今後も被災者の避難生活に係るニーズを十分に勘案の上、東日本大震災支援協力会議と連携し、官民一体となって被災者支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、消防広域化と消防団の状況と対策についてお答えいたします。

消防広域化につきましては、本年4月に県内38市町村による「消防広域化推進協議会」が発足し、平成25年度からの消防広域化の実現に向けた協議を行っているところです。また、県内の消防団の状況につきましては、平成22年4月1日現在で30団、118の分団が組織され、消防団員数は1625人となっており、これは全国の中で最も少ない状況となっております。

県としましては、引き続き消防広域化への実現に向けた支援や調整等を行うとともに、消防団員の確保等について住民への広報啓発等を行うなどにより、今後も国や市町村との連携のもと、消防防災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、消防広域化推進協議会の参加を見送っている3市につきましては、県として今後も参加を呼びかけてまいります。

次に、基地・防衛問題についての御質問の中で、災害拠点基地としての南西諸島・下地島空港の活用についてお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会共同発表では、地域の人道支援等の後方支援の拠点を日本に設置することの重要性につき一致したとされておりますが、災害救援に係る具体的な場所は示されておられません。また、去る5月に開催された沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会で、北澤防衛大臣から、災害拠点として下地島空港の使用について発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容等については決まっていないとのことであります。

県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。

次に、中国の弾道ミサイルの対象についての御質問にお答えいたします。

報道によれば、米国のシンクタンクの見解として、普天間飛行場・嘉手納飛行場などが中国の弾道ミサイルの標的になるとの予測が示されておりますが、詳細については承知しておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 東日本大震災に関する質

問のうち、ボランティア休暇活用による継続的な支援体制についてお答えいたします。

県では、被災地の要望に基づく国や全国知事会等からの職員派遣要請を受け、これまで165名の職員を派遣しているところであります。ボランティアによる被災者への支援につきましては、職員が被災地で支援活動を行う場合のボランティア休暇の付与日数を、現行の5日から2日拡大して7日まで取得できるようにしたほか、被災者を受け入れている地域での支援活動についても休暇の対象とするなどの改正を行ったところであります。

今後は、ボランティア休暇の周知を図り、ボランティアによる被災者への積極的な支援活動を促進することとしております。

次に、沖縄電力と自然エネルギーに関する質問のうち、県庁の電気料金の状況と節電対策についてお答えいたします。

本県では、省エネを目的としたE S C O事業を導入し、冷房設備や照明設備の高効率化等を実施することにより、厳しい財政状況に対応したコスト削減を推進しております。さらに、環境対策としてのC O₂削減を図るため、全庁的に節電対策に努めております。

具体的には、冷房期間を5月中旬から10月中旬までの5カ月間とし、勤務時間外冷房を行わないこと、昼休みの消灯の徹底、ノー残業デーの推進等に取り組んでいるところであります。その結果、平成22年度の電気料金が2億5875万円となっており、E S C O事業導入前の平成19年度の3億440万円と比較して4565万円の節減となっております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 基地・防衛問題についての御質問の中で、米軍発注工事の取り組み状況と今後の対策についてお答えいたします。

県では、米軍発注工事の受注における最も大きな課題は、ボンド枠の確保と考えていることから、在沖米軍に対しこれまで2度にわたり県内企業への優先発注やボンド率の縮減、分離・分割発注等について要請を行ってきました。その際、米軍側からは米国の法律との兼ね合いや規模の利益が受けられないとの理由で対応困難との回答がありました。しかしながら、県では、米軍発注工事において県内企業の参入機会の拡大は重要であると認識しており、関係機関への要請活動の強化や新たな沖縄振興に向けた制度として、保証事業会社等によるボンド支援制度の創設を国に要望して

いるところであります。

次に、離島振興についての御質問の中で、社会資本整備総合交付金による船舶購入についてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金には、基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業の3つの事業があります。

効果促進事業は、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業であり、全体事業費の2割以内での制約があります。船舶購入については、基幹事業を道路事業とする効果促進事業で対応することになりますが、多大な費用を要することから道路整備の進捗に支障を来します。そのため、社会資本整備総合交付金による船舶購入は予算的に厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 基地・防衛問題の中で、中国国家海洋局の海洋権益拡大に伴う漁業への影響と安全操業の確保についてお答えします。

本県の周辺海域は、マグロ・カツオ類やマチ類などの好漁場が多く形成されております。最近、中国国家海洋局が東シナ海等において海洋権益の拡大を計画しているとの新聞報道がありますが、これにより本県周辺海域において漁業の操業が妨げられるようなことがあってはならないと考えております。

県といたしましては、我が国の領海及び排他的経済水域内における漁業者の安全操業の確保の観点から、外務省や国土交通省などに対し、去る6月15日から17日にかけて安全操業に対する適切な対応や取締船等の強化など、抜本的な対策を講じることについて要請したところでございます。

今後とも、漁業者の安全操業の確保について適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 基地・防衛問題の中で、中国国家海洋局の海洋権益拡大に対する認識についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の周辺海域には天然ガスや石油に加えて、これまで多数確認されております海底熱水鉱床、その周辺には有望な鉱物資源が豊富に賦存すると言われております。これらの貴重な海洋資源は、沖縄県ひいては我が国の経済発展に大きく貢献することから、沖縄県

の立場としては、国と連携し国益かつ県益に沿って対応していくことが重要であると認識しております。

続きまして、沖縄電力と自然エネルギーの中で、沖縄県の電気料金の割高さと沖縄電力の経営状況等についての御質問にお答えいたします。

沖縄電力に対するこれまでの負担軽減状況は、現行の沖縄振興計画の期間において、年平均約25億円の税制上の特別措置がなされております。この特別措置による軽減額は、電気料金の低廉化を通じて県民へ全額還元されているとの説明を受けており、県としてもそのように理解しております。

電気料金が割高な理由としては、地理的・地形的及び需要規模の制約により化石燃料に頼らざるを得ないこと、本土の電力系統と連系されておらず広域融通の枠外にあるため、本土の電力会社より高い供給予備力を持たなければならないこと、広大な海域に島々が多数点在しており、供給コストの高い離島を多く抱えていることという構造的な不利性を有していることが挙げられます。また、沖縄電力の経営状況は、平成22年度の決算説明資料によりますと、売上高が1508億9600万円、経常利益が92億4000万円となっております。

続きまして、自然エネルギー導入を加速することに関する県の方針についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成22年度に「沖縄県エネルギービジョン」を策定し、「石油依存度低減」、「エネルギー源の多様化」、「エネルギー自給率の向上」を図るため、2020年までに新エネルギー導入割合を2007年度比の0.2%から全国並みの4%に、また2030年までに10%程度引き上げることを目指しております。

現在の取り組みとしては、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、4メガワットの風力発電、1メガワットの太陽光発電を整備し、系統安定化のための実証事業などを実施しており、今後とも自然エネルギーの導入・普及の促進に努めてまいります。

エネルギービジョンの見直しについては、国のエネルギー政策や自然エネルギー導入に伴う系統安定化及び低コスト化などの技術動向等を踏まえ柔軟に対応していきたいと考えております。

同じく太陽光発電に対する国・県・市町村の取り組みと今後の方針についての御質問にお答えいたします。

国は、住宅用太陽光発電に係る設置補助とあわせて平成21年度より電気事業者に対し余剰電力の買い取りを義務づける制度を実施しております。また、家庭用

以外に新たに全量固定価格買い取り制度を盛り込んだ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」が今国会に提出されているところでもあります。

県内における住宅用太陽光発電補助制度については、沖縄県が平成23年度（今年度）予算で800万円を計上しているほか、那覇市を初め6市町においても約2000万円の予算措置がなされております。

県としては、このような助成制度だけではなかなか自然エネルギーの導入が飛躍的に伸びることが厳しいと感じていることから、「新たな沖縄振興のための制度提言」においては、民間事業者や一般消費者を対象としたグリーン投資税額控除等の新エネルギー導入に対する支援制度を要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 沖縄電力と自然エネルギーについての御質問で、学校の電気料金の状況等についてお答えいたします。

県立学校の電気料金の実績は、平成22年度で約9億8700万円となっており、対前年度比で約290万円、0.3%の減となっております。また、節電対策としましては、各学校において昼休みや放課後の消灯、空調設備の稼働期間や温度設定の工夫及び照明器具類の交換等の省エネ改修を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 沖縄電力と自然エネルギーについての御質問の中で、エコ製品に対する国・県・市町村の取り組みと今後の方針についてお答えいたします。

エコ製品に対する助成制度につきましては、グリーン家電やエコ住宅に対するエコポイント制度などがあります。国において実施しておりますグリーン家電に対するエコポイント制度は、平成23年3月に終了しておりますが、住宅エコポイント制度は継続しております。

県におきましては、平成22年度から住宅及び市町村の公共施設からの二酸化炭素排出を削減することを目的に、外壁の高遮熱塗装及び窓の遮熱化を実施する工事に対して補助制度を設けております。

県としましては、今後とも国の新たな支援の動向等を踏まえながら、支援制度のあり方について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 新たな高齢者医療制度及び国民健康保険の広域化についての中、新たな高齢者医療制度案の現状と課題についてお答えいたします。

新たな高齢者医療制度につきましては、後期高齢者医療制度の廃止を前提に、国の高齢者医療制度改革会議において議論が進められ、平成22年12月に改革案が示されたところであります。同改革案により多くの高齢者が加入することとなる市町村国保では、年齢構成が高く医療費水準が高いこと、所得水準が低いこと、小規模市町村では財政運営が不安定であることなどといった構造的な課題を抱えております。これら市町村国保の課題について、その抜本的な解決策が示されていないことから、全国知事会等の理解が得られていない状況にあります。

次に、市町村国保の財政状況と構造的な問題への対応についてお答えいたします。

平成21年度の本県の市町村国保の決算収支は、県全体として76億7664万円の赤字で、赤字保険者数は17市町村となっております。国においては、厳しい市町村国保の財政状況に対し国保財政基盤強化策を延長し、国・県による財政支援を行うとともに、財政運営の安定のため運営の広域化を推進することとしております。また、社会保障と税の一体改革においてさらなる低所得者対策等を行うことが検討されております。

続きまして、国民健康保険制度の広域化における課題と今後の方針についてお答えします。

市町村国保の広域化に当たっては、保険税の賦課方式や賦課額の標準設定、医療機関の偏在等による1人当たり医療費の格差、都道府県や市町村国保等の関係機関の役割分担の明確化など、解決しなければならない課題があります。

県としましては、これらの課題について、県内の市町村国保で構成される各地区協議会の代表者を委員とする沖縄県国民健康保険広域化等連携会議において意見交換を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 震災後の沖縄観光の現状と対策、入域観光客数の見通しについてお答えいたします。

沖縄県の入域観光客数は、東日本大震災の影響を受け、3月から5月までの累計では、対前年同月と比較して約29万人、19.5%の減少となっております。そのため、県としては、緊急対策として、国内の需要回復に向け各航空会社に対する修学旅行運賃の引き下げ等を要請したほか、各旅行社の沖縄プロモーションに対する支援等を実施いたしました。また、海外対策としては、重点市場である台湾や香港、中国、韓国を中心に有力メディアを招聘し、沖縄情報の発信等に取り組んでおります。

県としては、沖縄観光に対する需要は、航空路線の拡充などにより回復基調に転ずるものと考えております。

今後とも、さらなる需要の拡大に向け、もう一泊滞在キャンペーンや国内外のチャーター便に対する支援、中国人観光客の誘客キャンペーン等を一層強化してまいりたいと考えております。

次に、数次ビザが本県だけに許可された要因についてお答え申し上げます。

沖縄県では、新たな沖縄振興に関する制度要望の一つとして、ビザ制度の要件緩和を求めてきたところがあります。5月10日には、東日本大震災に伴う我が国への外国人観光客の大幅な減少を踏まえ、政府に対し国際観光の振興のため、一定以上の所得者のビザの免除や着陸料等の免除を要請しております。これらにつきましては、県内観光事業者からも強い要望があったほか、政権与党からも同様の要請が政府になされております。

数次ビザが本県だけに許可された要因につきましては、沖縄と中国との長い歴史的関係や、沖縄県の国際観光振興に対する取り組み等も踏まえ、政府において沖縄県のさらなる観光振興と日中間の人的交流促進への期待などがあったものと考えております。

続きまして、中国や台湾の動向などを踏まえた取り組み・対策についてとの質問にお答えいたします。

アジアのクロスロードに位置する沖縄は、中国、台湾を初めとしたアジア地域と古くから交流してきた歴史的な特性を有しており、万国津梁の鐘の銘文にもうたわれているところであります。

「沖縄21世紀ビジョン」におきましては、「世界に開かれた交流と共生の島」を目指すことを将来像として掲げ、沖縄が担うべき地域外交として、地理的優位性や歴史的特性を生かしつつ、我が国とアジアのかけ橋として地域交流やネットワークづくりに積極的に取り組んでいくこととしております。

本県としては、新たに数次ビザの発給が開始さ

れる中国や、これまでも交流が深い台湾に対し、今後とも文化・スポーツなどを通じた観光交流を推進してまいりたいと考えております。

次に、銀聯カードの状況と問題点、支援等の取り組みについてお答え申し上げます。

中国人観光客の海外での利用がふえている銀聯カードにつきましては、ホテルやショッピング施設を中心に、県内でも約570台の対応端末が設置されていると聞いております。県が実施した調査では、利用可能店舗が少ないことや、店舗を事前に知ることができなかったこと等が指摘されております。

沖縄県では、昨年度、銀聯カード端末の導入経費を支援するなど、利用可能店舗の拡大に努めてきたところであります。また、今年度は数次ビザ制度の導入や北京からの定期便就航等による中国人観光客の増加も見込まれるため、利用可能店舗のさらなる拡大支援を行うとともに、銀聯カードとタイアップした積極的なプロモーションを展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 答弁ありがとうございました。

それでは3点質問させていただきます。

まず、沖縄振興計画の中での振興一括交付金であります。自由度の高い予算ということは、私もそれは重要だというふうに思っているんですが、県が言うこの3000億という中身、各市町村もそうなんですが、県民がちょっと中身がわかりにくいということなんです。そこで今皆さんが出している一括交付金、27項目が一括交付金だということを国に示しているんですけども、この総額は幾らなんだろうということですね。

そして、一括交付金、今年度は約2300億なんです。県の一般会計予算というのは約6000億なんですけれども、今度出されている一括交付金と県の一般会計予算との違いというのが何なのかがちょっと見えてこない。市町村分をどのように考えているのかということ。そして今度その一括交付金を要求している27項目の中に不発弾処理が入っているわけですね。でも不発弾処理というのは50年、70年かかるということで、これまで国の責務だったというはずなのに、これを一括交付金に入れた理由というものが何かということをお聞きしたいと思います。

そしてまた、これから平行滑走路もつukらないといけません。港湾の整備ももちろん大型のものをやらな

いといけません。糸満から本部までの鉄軌道もやるといっているわけですから、この大規模社会資本整備はこれは県が担うということになるのか。そしてこの予算は、皆さんどれくらいだと見積もっているのかをちょっとお聞きいたします。

そしてまた、3000億という予算ですから、この大きな予算が出てくると知事は大きな権力を握ることになるんですね。ということは、もう国ではなくてこれから県は霞が関化するということになるわけですから、そういう心配を市町村はしているわけですよ、知事。ならないんじゃないかと市町村はそういう心配をしているわけですから、その懸念がないのであればないということをやってください。

そして最後に、一括交付金と出先機関も廃止をするということであれば、権限も責任も県が担うということになるわけですから、沖縄県は特別道州制を求めていることを私は大前提で要求すべきじゃないかと思うんですが、その件についてお尋ねをいたします。

2点目なんですが、きょうの朝の新聞でもありました。8月の沖縄電力、8月の電気料金117円値上げということであります。九州電力、48円しか値上げしておりません、料金で6439円。沖縄は117円、料金として7774円、これだけの差があるわけですよ。先ほども答弁にあったように、負担軽減で年間25億、26億という分の負担軽減をする中でのこの沖縄の今の現状であるわけですから、原油価格の高騰で117円値上げということがあります。原料価格の変動だけでしかないのか、この経営努力はどういうふうになっているのか、全く見えてきていません。沖縄県民の平均所得が200万円だというのに、沖縄県が最も高い電気料金を負担をしています。一方で、沖縄電力の会長、社長の年収は5000万円だと言われている。県職員でも沖電に就職すればよかったなと思っている方々も多いんじゃないかと思うんですが、そこで沖縄電力の従業員1人当たりの平均年収と、沖縄県の一般行政職の皆さんの平均年収を比較するとどうなるのかお答えください。これは沖電も有価証券報告書や県も人事委員会のデータを公表しておりますので、平均年齢や勤務年数もあわせて答弁をいただければありがたいです。

そして最後になりますが、離島振興、離島振興といいながら、船一隻も沖縄県はつくったことがありません。それからすると、私は以前も離島の船というのは県がしっかりと責任を持つべきだということを訴えております。この離島航路で公設民営化方式を実現すれば、リース料金も安くなり、黒字化する航路も出てくると考えます。そうなれば県の補助金も不用になる時

期が早まると思いますが、これは企画部と土建部が一緒になって離島航路の船舶建造計画や港湾整備を作成し、離島市町村の支援を本格的に行うべきではないかと思いますが、これは土建部、企画部ともにお答えを願いたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 再質問にお答えいたします。

幾つかございますので順次お答えをしたいと思います。まず1点目、一括交付金3000億というのが27項目の総額なのかというふうなお話でございますけれども、これは実はきのうもお答えしたとおり、3000億のこの中身というのは、現行の国直轄経費それから市町村の事業費を含めた内閣沖縄担当予算の全額に加えて、今後の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に盛り込まれた施策の展開に必要な財源を対象とすると、これが3000億という考え方です。

そのおおむねの内訳でございますけれども、現行の2300億のうち1000億は国直轄事業の予算額になっております。そしてまた県・市町村の補助事業分が1300億と。今後、新たな沖縄振興の中で那覇空港の整備、それから交通物流コストの低減、待機児童の解消、離島の定住支援など、新たな沖縄振興に係る事業分、この中で那覇空港の整備を除けば27項目に係るような部分、それが約700億円程度あるというふうなことでおおむね3000億というふうなことでございます。これが1点目でございます。

それから2点目は、一括交付金と一般会計の関係、その国庫支出金2300億が県と市町村にどのように配分されているかということでございますけれども、確かに県のこの予算額は6000億でございます。その財源がちょっと手元にございますけれども、ざっとこの内訳を見ますと、大体2000億余りが地方交付税、そしてまた1000億の県税、そしてまた国庫とか起債とかそういうふうになっております。その中で一括計上予算の2300億のうちまず県のほうに913億、これは23年の予算で来ております。それからまた市町村のほうには337億、そして国直轄予算として1057億とそのような関係になっております。

それから3点目に、市町村分というふうなものをど

のように考えていくのかというふうなことでございますけれども、県のほうは市町村分も含めた内閣府沖縄担当予算の全貌を沖縄振興一括交付金とすることを求めています。市町村分につきましては、市町村の当然この自由裁量というのを損なわないように、市町村にゆだねていくというふうな考え方が出てくると思います。市町村間の協議において検討されていくというふうなことを考えております。その中で必要があれば、沖縄県としてはその協議の中で市町村の求めに応じた助言等を行っていきと、そういうふうな考え方を整理をしていきたいというふうに考えております。

それから4点目は、不発弾でございます。

不発弾につきましては、これは当然、戦後処理の一環として国の責任のもとに実施されるべきでございます。今般これをこの一括交付金の中に入れてございますけれども、国の責務とは何かというふうなことは、当然それは国がその財源をすべて措置するというふうなことで国も国の責務としてあると。そういうことで、一括交付金の中に入れてございますけれども、これは国の責務はないというふうなことではなくて、そういうこの財源をすべて公費で賄うというふうなことで責務があるというふうな形で整理をさせていただいております。

それから5点目に、空港、港湾などの社会資本整備の件でございますけれども、今後出てくる大きな事業としては基地跡地の整備、それから鉄軌道等がございます。これはまさしく戦後処理に起因をして国の責務で実施する必要があるというふうに考えています。そしてまた、これまでの沖縄振興開発予算の枠を大幅に超えてしまう。そういうふうな資金需要が想定されることで、これは別途、国による資金の確保が必要だということで、今回のこの一括交付金の枠の中に考え方としては入れてはございません。そういう形で整理をさせていただいております。

それから、知事の権限、霞が関化するのはないかというふうな話がございましてけれども、これは先ほども申し上げましたとおり、その市町村のほうの一括交付金については、当然市町村の枠を市町村のほうの裁量にゆだねるというふうなことでそのところは不安はないものというふうに考えております。

それから、特別道州制に関連する質問でございますけれども、一括交付金の導入と出先機関の移管というのは、現在の都道府県制度を改革する地域の主体的な経営を可能とする一つの政策にはなるかと思えます。しかしながら、道州制そのものはこれはもう既にいろんな議論がございましたけれども、国の形を根本

的に変えていく。外交・防衛以外の国の権限、それから税財源、一部の立法権、課税権を地方に移す大きな改革だというふうに言われておりまして、これにつきましては今後他都道府県との動きも見ながら、制度導入というものは検討していく必要があるかと思えます。

道州制の意向につきましては、現在のこの地域主権改革の進展、それから道州制議論——最近はこの議論少し動きがとまっているような状況もございますけれども——その具体化の動きを見ながら進めていく必要があるかというふうに考えております。

それから離島航路の件でございますけれども、これにつきましてはまさにこれまでの決算補助だけではなくて、新たな方策についても検討していく必要があるかというふうに思います。

公設民営化を含めて新造船に係る議員のこの御提言につきましては、これは他県の取り組みだとか、あるいはまた関係市町村、また関係部局との意見交換も含めながら、その新しい方策をまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 再質問の中で、沖縄電力の従業員と沖縄県庁の行政職給料表の職員の年間給与の比較という御質問でございました。

まず、沖縄電力は平成21年の有価証券報告書、それから沖縄県は平成22年の給与等に関する報告及び勧告——これは沖縄県人事委員会が昨年10月7日に出した資料で、これに基づいてお答えいたします。

まず、沖縄電力のほうですが、平均年齢が35.9歳、平均勤続年数が14.4年、平均給与——これは1000円単位で四捨五入して申し上げます——735万8000円でございます。それから、沖縄県の行政職給料表のほうは平均年齢が41.6歳、平均勤続年数が18.9年、年間平均給与がこれも1000円単位で四捨五入して申し上げますと、566万8000円となっております。

比較するとこういうことになりますが、聞くところによりますと、沖縄電力の給料は全国の電力会社の中では一番低いということも聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 離島振興のための船舶購入についての再質問にお答えいたします。

離島振興のために、港湾整備の推進とともに船舶の

運営維持は重要と認識しております。しかしながら、予算枠の関係で社会資本整備総合交付金での対応は厳しいものがありますが、他府県で実施している事例もわずかながらあることから、その事例を含めて船舶購入のあり方を企画部と連携して研究していきたいと考えます。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わ

りました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明7月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時42分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

会議録署名議員 嘉 陽 宗 儀

平成23年 7 月 1 日

平成23年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成23年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 4 号）

平成 23 年 7 月 1 日（金曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 4 号

平成23年 7 月 1 日（金曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第15号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第15号議案まで

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 9 号議案 土地の取得について

乙第10号議案 交通事故に関する和解等について

乙第11号議案 交通事故に関する和解等について

乙第12号議案 国土交通大臣の作成する大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について

乙第13号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第14号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第15号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	8 番	渡久地 修 君
副議長	玉 城 義 和 君	9 番	瑞慶覧 功 君
1 番	上 原 章 君	10 番	山 内 末 子 さん
2 番	島 袋 大 君	11 番	上 里 直 司 君
3 番	中 川 京 貴 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	13 番	當 山 眞 市 君
5 番	平 良 昭 一 君	14 番	吉 元 義 彦 君
6 番	仲 村 未 央 さん	15 番	座喜味 一 幸 君
7 番	照 屋 大 河 君	16 番	佐喜真 淳 君

17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 新 垣 清 涼 君
 23 番 新 垣 安 弘 君
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん

33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 与世田 兼 稔 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君
 福 祉 保 健 部 長 宮 里 達 也 君
 農 林 水 産 部 長 比 嘉 俊 昭 君
 商 工 労 働 部 長 平 良 敏 昭 君
 文 化 観 光 平 田 大 一 君
 ス ポー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 当 間 清 勝 君
 企 業 局 長 仲 田 文 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君
 会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん

知 事 公 室 秘書広報統括監 饒平名 知 成 君
 総 務 部 監 新 垣 郁 男 君
 財 政 統 括 監 中 野 吉三郎 君
 教 育 委 員 会 長 大 城 浩 君
 教 育 長 幸 喜 徳 子 さん
 公 安 委 員 会 委 員 磯 丈 男 君
 警 察 本 部 長 平 良 宗 秀 君
 警 務 部 長 岩 井 健 一 君
 労 働 委 員 会 長 又 吉 春 三 君
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 長
 人 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君

課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事上原良幸君は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案までを議題とし、質疑に入ります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

質問及びただいま議題となっております議案に対す

る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。
渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん おはようございます。

知事、おはようございます。

社民・護憲ネットの渡嘉敷喜代子です。所見を述べながら一般質問を進めていきたいと思います。

3月11日の東日本大震災は、想像を絶する未曾有の災害でした。犠牲になられた方々に哀悼の意を表したいと思います。また、3カ月たってもいまだに避難生活を余儀なくされている皆さんが一日も早くもとの生活に戻るよう、そして福島原発の早急な終息を願うばかりです。

さて、6月21日、日米安全保障協議委員会（2プラス2）が行われました。北澤防衛大臣は、民主政権で初めて開催されたことにより日本の政治勢力の80%以上がコミットにおいて次の50年に向けて意義深いものであるとコメントしました。80%だったかどうかわかりませんが、国民の多くが民主党にゆだねて政権交代ができました。しかし、民主党政権に国民が求めたものは、日米同盟の再締結だったのでしょうか。

現地の記者会見で日本人記者から、普天間問題については自民・公明連立政権時代のものに回帰しただけではないかとの問いに対して、北澤防衛大臣は、前政権下で行われた合意について、しっかり検証し検討した結果の合意であり、時間のロスであったとの論評があるとすれば政権交代に基づく民主主義のコストだと理解していると述べました。

民主党政権は、普天間基地の移設について、いつ、どれだけ検証し検討したのか、その形跡もないまま自民政権下で合意されたことを継承・発展させるならば、政権交代の意味は全くありません。これ以上の裏切り行為はありません。

今回の2プラス2は、辺野古移設のSACO最終合意の確認と思いやり予算に関する協定をしっかりと取りつけました。被災地復興に向けて財政的に厳しい日本への米国の災害支援の継続性は、思いやり予算を辞退することではないでしょうか。

ケビン・メアの言葉をかりて言わせてもらえば、米国こそ「ゆすりとかかりの名人」と言わざるを得ません。

質問いたします。

知事の政治姿勢について。

(1)、日米安全保障協議委員会（2プラス2）について。

ア、普天間飛行場の返還・移設について2014年まで

の移設期限を撤回し、「できるだけ早い時期に完了させる」と辺野古V字型で合意した。知事の所見を伺います。

イ、また、沖合移動の微修正を考慮し得るとの以前の知事発言を意識したともとれる文言について、知事の所見を伺います。

ウ、合意された案について、公有水面埋立許認可の対応（可否）についてお尋ねいたします。

東日本災害救済支援における米軍と自衛隊との共同活動をした「トモダチ作戦」は、核戦争を想定した訓練であったことは米本国大手新聞にその成果が報道されました。その成果を踏まえて、合意文書の中に自治体を実施する防災訓練に米軍が参加することが明記されました。災害援助に名をかりて、自治体を含む民間人をもテロ政策や米国が仕掛ける戦争に巻き込まれかねない極めて危険なものであります。

そこでお尋ねいたします。

エ、東日本大震災に伴う米軍の災害支援「トモダチ作戦」への知事の所見を伺います。

オ、地方自治体による防災訓練への米軍の参加についての所見を伺います。

(2)、2011年版男女共同参画白書についてお尋ねいたします。

ア、クオータ制に対する知事の所見と知事の女性政策について伺います。

2、基地問題について。

(1)、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についてお尋ねいたします。

同訓練について、国は事前通告を義務づけてはおりません。事前通告がなければ例外的な事案かどうかの検討は不可能であります。例外でなく、SACO最終報告の趣旨に沿い実施されるべきとの県の見解はどう担保できるのか伺います。

(2)、レビン米上院軍事委員長の提案した嘉手納統合案に対して、知事は「交渉の入り口」との見解を示しました。その真意をお尋ねいたします。

(3)、オスプレイの配備による普天間飛行場の危険性と固定化が懸念されます。今後の県の対応、戦略はどうなのかお伺いいたします。

県は、地位協定改定を国に要請して久しい。今日ほど地位協定の改定が求められていることはありません。1月12日に沖縄市で起きた交通事故は、一方的に相手方の米軍属に過失があったにもかかわらず、公務中で不起訴になり、5年間の免停とは余りにも理不尽です。公務中の範囲を明確にすること、第1次裁判権の奪回は県民の人権を守る緊急課題です。

そこでお尋ねいたします。

(4)、県が国に対して示した日米地位協定改定の要望11項目のうち優先項目は何か、国との交渉の状況などをお尋ねいたします。

3、沖縄振興計画についてお尋ねいたします。

(1)、(2)は削除いたします。

(3)、私ども社民・護憲会派は、6月9日に内閣府、それから厚労省、文科省に対しての子育て支援、そして総合的な振計についてそれぞれ時間をとってミーティングをしてまいりました。その中で出てきたことは、新振計について、国は来年2月国会に提案していくという方針であるようであります。法の制定をという見解ですけれども、つなぎ法案で処理されかねないという懸念があります。県の所見を伺いたいと思います。

4、図書館司書採用試験についてお尋ねいたします。

(1)、今年度より各学校に学校図書司書定数1を配置しました。その配置数のうち、本務、臨任、賃金はそれぞれ何名ですか。

(2)、今回配置された臨任のうち、受験対象外となる28歳以上の人は何名ですか。

(3)、「学校事務」の図書司書の受験年齢を、沖縄県公立学校教員候補者選考試験実施要綱に準じて45歳にすることが必要であります。どう考えているのかお尋ねいたします。

(4)、図書館司書の資格者で、学校図書司書や公立図書館等で臨任や非常勤職員として従事していた者に対して、その実績等を勘案し、採用試験科目の一部を免除することについてお尋ねいたします。

照屋大河議員の代表質問との関連で、1つだけ質問させていただきます。

中部病院7対1施行に関連して、適正な人員配置がされていないことで現場では過重な労働が強いられております。夜勤の状況、年休行使、病休の状況などについてお伺いいたします。また、医師の勤務状況などもお伺いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

渡嘉敷喜代子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の返還・移設の期限を撤回し辺野古V字型で合意したことについての御質問にお答えいたします。

これまで日米両政府に対し、地元の理解を得られな

い移設案を実現することは事実上不可能であると機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回このような決定がなされたことはまことに遺憾であります。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去であり、早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

県といたしましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むべきであると考え、その旨強く要請しているところであります。

同じく知事の政治姿勢の中で、沖合移動の微修正に対する知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、当時、代替施設の建設位置について地元の意向や環境に配慮する観点から、可能な限り沖合へ寄せてほしいと政府に対し求めておりましたが、それと今回の日米共同発表に「この計画の微修正を考慮し得る」と記述されたこととの関係につきましては承知いたしておりません。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、いわゆる東日本大震災関連での「トモダチ作戦」についての御質問にお答えいたします。

今回の未曾有の東日本大震災において、在日米軍は人員2万名以上、艦船約20隻、航空機約160機を投入したと承知しております。これらの米軍による活動は、被災地での人道支援及び災害救援に大きな役割を果たしたものと認識いたしております。

同じく知事の政治姿勢の中で、クオータ制に対する所見と知事の女性政策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県におきましては、男女共同参画社会の実現に向け、審議会等への女性委員の積極的な登用、そして男女共同参画センターにおける意識啓発事業の実施など、市町村、関係団体と連携を図りながらさまざまな事業に取り組んでいるところでございます。

平成22年4月の調査によりますと、県の管理職に占める女性職員の割合は7.3%で全国5位、県議会における女性議員の割合は14.6%で全国4位と高い状況にあります。しかしながら、町村議会においては女性議員がいない議会の割合は70%で全国最下位の状況もございまして、男女共同参画社会の実現には至っておりません。

県におきましては、今年度、新たな男女共同参画計画を策定することといたしており、同計画の中で意識

の啓発、女性の社会参画の促進強化など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

クォータ制につきましては、県の男女共同参画審議会の委員構成に採用いたしており、その他の審議会におきましても女性委員の登用率の目標を定め、積極的な登用に取り組んでいるところでございます。

次に、基地問題に係る御質問の中で、嘉手納統合案に対し、交渉の入り口との見解を示したことについてという趣旨の御質問にお答えいたします。

レビン米上院軍事委員長らの提案につきまして、これまで再三にわたって反対してきた嘉手納統合案が含まれていることから、実効性のある負担軽減が前提でなければならないという趣旨で申し上げたものでございます。

なお、「負担が減るなら入り口になる」という趣旨の発言につきましては、撤回いたしております。

次に、基地問題の中で、オスプレイの配備による普天間飛行場の危険性と固定化の懸念についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去であります。早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

なお、オスプレイにつきましては、去る6月24日、具体的な運用上の問題等につきまして質問文書を防衛省へ提出し、回答と説明を求めています。27日に上京した際には、私から防衛大臣と外務大臣に反対を表明し、データの提出等を求めたところでもあります。

県としましては、今後とも総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいります。

次に、沖縄振興計画に係る御質問の中で、つなぎ法案に対する県の所見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県が新たな沖縄振興のための法律に盛り込むよう提言しております諸制度は、県民が求める将来像実現のため、離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、豊富な若年労働力、東アジアの中心に位置する地理的優位性などを最大限発揮できる施策の展開を目指すものでございます。

沖縄県の要望につきましては、去る6月23日の全戦没者追悼式における総理大臣のあいさつ及び同24日の官房長官の沖縄振興開発金融公庫の存続に関連する発言に見られますように、来年4月以降には県が求める諸制度を盛り込んだ新たな法律がスタートするものと

認識しております。

県としましては、つなぎ法案はないものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、公有水面埋立承認の対応についてお答えいたします。

現時点で、政府から埋立承認願書が提出される時期等については示されておりません。仮に提出された場合には、関係法令にのっとり検討することになります。県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、防災訓練への米軍参加についてお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会文書では、「地方公共団体によって実施される防災訓練への米軍の参加が、米軍及び基地を受け入れているコミュニティとの間の関係の強化に資するとの認識を共有した。」と示されております。これについて沖縄防衛局に確認したところ、防災訓練へ米軍が参加することにより日米の関係がより良好な関係になるという認識を双方で確認したものであり、その地域等について特に本土とか沖縄とか限定するものではなく、沖縄も関連し得るものであるとの説明がありました。

県としましては、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」において、米軍との相互連携や協力について定めております。東日本大震災においては、米軍の支援活動が一定の評価を受けていることも勘案し、米軍の防災訓練への参加のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中の、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

パラシュート降下訓練については、平成8年のSACO最終報告において、伊江島補助飛行場へ移転することが合意されております。パラシュート降下訓練は、地域住民に不安を与えていることから、例外なくSACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであり、県としましては、通告のあるなしにかかわらず、今後も引き続き嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施することがないよう、日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、日米地位協定見直しの優先項目と国との交渉状況についてお答えいたします。

県が要請している日米地位協定の見直し11項目については、平成12年に県議会や市町村の意見も聴取しながら検討を重ね、見直しが優先されるべきものとして取りまとめたものであります。現在、民主党政権では、同協定の改定を提起するとしておりますが、政府からはいまだ改定の方針等が示されていないことから、本年2月8日には軍転協を通じて、5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣に対して知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。

県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通して粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 図書館司書採用試験についての御質問で、学校図書館司書の配置状況等についてお答えいたします。4の(1)と4の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

平成23年度の学校図書館司書配置状況につきましては、県立高等学校全日制課程におきまして本務16名、臨時的任用職員44名、定時制課程におきましては賃金職員8名となっております。また、特別支援学校におきましては本務が2名、臨時的任用職員が6名、賃金職員7名となっております。

受験対象外となる28歳以上の臨時的任用職員の人数につきましては、高等学校において34名、特別支援学校におきましては4名となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会事務局長。

〔人事委員会事務局長 岩井健一君登壇〕

○人事委員会事務局長（岩井健一君） 図書館司書採用試験についての御質問の中の、受験年齢についてお答えします。

学校に勤務する職員のうち、教員の採用につきましては、教育公務員特例法に基づき教育長が年齢などの資格を定めるとともに選考を行っております。教員以外の事務職員の採用につきましては、地方公務員法に基づき原則として人事委員会が実施する競争試験によることとなります。

今回の「学校事務」の試験区分は、県立学校において司書資格を有し学校図書館事務にも従事する学校事務職員を採用したいとの教育委員会の要望があり、

職員採用中級試験において新たに設けたものであります。

沖縄県職員採用試験においては、上級、中級及び初級のいずれの試験でも長期勤務によるキャリア形成を図るとの趣旨から、職務経験を問わないで新規学卒者等を対象とした受験資格として年齢の制限を行っております。「学校事務」の試験は中級試験で実施するため、その上限年齢は27歳であります。

次に、試験科目の一部免除についてお答えします。

地方公務員法において、競争試験は、「受験の資格を有するすべての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。」こととされています。

学校事務及びの試験種目は、第1次試験で教養試験と専門試験としての行政事務、第2次試験で論文及び面接となっており、いずれも平等に実施することが求められております。

このように、人事委員会が実施する競争試験において、勤務経験を有すること等を理由として一部試験科目を免除することは困難であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 我が会派の代表質問に関連しての御質問の中で、中部病院における看護師の夜勤状況、医師の勤務形態等についてお答えいたします。

中部病院においては、ことし4月から7対1看護体制に必要な人員を配置し、5月から実施しております。

平成23年4月から6月までの看護師1人当たりの平均夜勤回数は月8.2回で、平成22年の同時期に比べて0.8回減少しております。有給休暇の取得については、平成23年4月から6月までは1人当たり月平均0.48日で、平成22年は0.44日となっております。

また、医師の勤務形態について時間外勤務の状況で説明しますと、平成22年度の1人当たりの時間外勤務時間数は月49.2時間となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん まず教育長のほうからお尋ねしたいんですけども、今回の定数1ということは、高校標準法の第12条第2項に従った配置ということですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） そうでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 人事委員会のほうにお尋ねしますが、今回の人事委員会からの答弁は、図書教育の充実を図るために、県立学校に司書資格を持つ学校職員を配置するための「学校事務」を設けて試験をするということでありますけれども、それに事務職を採用するものではありませんと、必ずしも図書館事務だけではなくて一般の事務も従事することになりかねないというようなことで、相反した、矛盾した言い方なんです。人事委員会からの答弁を得ていますけれども、そのあたりどうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（岩井健一君） 職員の採用試験におきましては、あくまでも任命権者からの要望を受けまして試験採用計画をつくっております。

今回の学校事務職員につきましては、教育委員会から県立学校において従事する学校事務職員で、なおかつ図書館勤務の事務も行うことのできる司書資格を有する職員を採用したいということで、試験の職種と内容を決定しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 教育長、私は、2009年の11月議会からこれまでずっとこのことに対して質問をしてきました。そして、本務がいなくなる中で本当に学校図書が成り立つのかということで、今回の試験採用になったわけですね。そして、12学級以上の学校については1人の司書を置くということの定数の中に入っています。そのことを今回は入れなかったのかどうか、今の人事委員会からの答弁のように、教育委員会として本当にこのことをどう受けとめて人事委員会に投げかけたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、基本的には高校標準法という中で、いわゆる学校における事務職についての定数の措置がなされていることは渡嘉敷議員も御承知かと思います。そういう中で、その事務職員を司書にするかどうかは学校の御判断で対応している状況でございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん いかに学校司書の影響力が子供たちの学力の問題とかに出てくるかということは、これまでもあるお互いに討議した中で、またこのようにして異動によって一般事務にもなりかねないと。そういうことであるならば、その司書の免許を持っている人、せっかく彼女たちは司書になりたい、そしてこれ

まで何年も従事してきたわけですよ。そういうことを人事異動によってまた学校事務に異動するということがいかなものかということなんです。本当に教育長はそのような状況でいいのかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私は、基本的にはやはり学校にはさまざまな職種がありまして、子供たちの学力向上等々いろんなことを育成していくための場所であると、そういう視点でございます。そういう中で、本県におきましては、実は昭和43年でしょうか、たしか全県立学校のほうに県単で司書が配置されていたと、そういう事情も承知しております。そういう中で、平成11年に行財政改革の一環の中で、このいわゆる県単での司書については退職不補充と、そういったことが出てまいりまして、個人的には大変残念な気もしております。

ただし、また平成11年でしょうか、学校図書館法の改正がございまして、この中で学校図書館の事務をいかに効率的に機能していくかという視点で司書教諭という職が新たに出てまいりました。ですから、司書と司書教諭の連携した取り組みをしていく中で、学校図書館活動をより効果的に機能していこうと、そういった観点から学校図書館法が改正されたでしょうから、その司書教諭と事務職として採用された学校の実態に依じてのいわゆる司書との連携がいかに大事かということを今現在痛感をしております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 何か教育長が言っていることはよくわかりません。ちょっと時間がありませんので、このことはもうこれで終わりにしたいと思います、司書教諭、人事委員会では特別に27歳というふうにして年齢を制限しているんですけれども、これを外すことはできないという答弁がありました、一般公務員試験を免除した例というのはあるわけでしょう、どうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（岩井健一君） 事例はございません。

○渡嘉敷喜代子さん ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん スポーツ部門、芸能部門につい

ては一部免除するということになっているんですけれども、そのことはどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（岩井健一君） 渡嘉敷議員がおっしゃっていることは、教員採用試験における免除だと思います。先ほど答弁しましたように、教員採用試験におきましては、教育公務員特例法に基づいて教育長が選考を行うということでありまして、人事委員会の権限外でございます。

人事委員会につきましては、学校であれば事務職について原則として競争試験で実施するというところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 勤務年数も勘案しないで、このまま本当に27歳で切ってしまうということにいかに関心があるかということで、先ほど教育長からの報告がありましたように、今50名の臨任が配置されております。そのうちの38名ですか、その人たちが受験資格がないわけですね。そのことについて臨任の皆さんの勤務年数、年齢とか調べてみましたけれども、教育長はそのあたりは把握していらっしゃるでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 把握しております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 例えば、36歳のこの人は14年間公立の図書館に勤めております。そして、学校には6年間勤めております。そして、もう一人32歳の人は、10年間公立の図書館に勤めておりまして、学校では4年間。そして、46歳の人は11年間公立図書館に勤めていて、今回配置された学校司書は1年ということになりますけれども、このように、県が二十何年間も採用試験をしなかった、この人たちは本当に被害者なんです。そういう勤務年数も勘案しないで、一律に27歳で切ってしまうことについて人事委員会のほうにお尋ねしますが、そのことについて勤務年数とかそういう経験とかということを含めて勘案しないでもよろしいのでしょうか。教育長にもお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほど人事委員会のほうからも御説明がありましたように、あえて27歳という年齢制限を置いている理由につきましては、私も理解をしているところでございます。ただ、昨年度、教員採用試験につきましては受験年齢についてさまざまな御議論がありまして、改善をしてきた状況でございます。そういう中で、今回のいわゆる学校事務についての受験年齢の制限につきましては、所管外ですのでこ

れ以上言及することは避けたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（岩井健一君） 人事委員会における職員の採用試験の計画につきましては、あくまでも各任命権者からどのような職種を採用して、何名採用したいかという要望を受けて、その職種の採用見込みがあれば試験として実施するものでございます。

過去に試験が実施されていないということにつきましては、それはそういった職種の採用予定がないということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん ちょっと問題発言ですよ。これまで定数枠に入れないで県単で雇ってきたわけです、臨任とか賃金で。そういうことで二十数年間も試験をしなくて、その定数がないから、教育委員会からそれがなかったからという、これは開き直りじゃありませんか。教育長、どうですか。教育長として、やはりそのことをしっかりと人事委員会に言うべきではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） さまざまな課題があることは承知しておりますので、今後、人事委員会とも協議をしながら、いい方向で対応していければ幸いです。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 今、人事委員会からの答弁を聞いて、いかに教育長が丸投げしたかということがよくわかりました。

そういうことで、その臨任の皆さんを何としても教員と同じように試験の年齢制限を45歳まで引き上げていくというようなことと、それから経験を生かしてしっかりと一部の免除をしていくということを人事委員会に投げかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） さまざまな課題があることは承知しておりますので、これからどういう改善ができるか人事委員会等とも協議をしてみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん もう一つ教育長にお願いしたいことは、これまで本当に図書館司書というのは学校教育にかかわってきた人たちなんですよ。そして、その中でも学校司書教諭もいるわけです。そういうことで、いかに沖縄の学校の学力にかかわってきたかとい

うことであれば、教員と同じように扱っていかねばいけないと思うんです。

先ほど人事委員会のほうからは、それは特別に教員でしようというような言い方がありましたけれども、そのあたりについてやっぱり教育長としてしっかりと認識していただきたいと思いますが、その件についてどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私は、学校図書館といえますのは、いわゆる読書センター、そして情報センター、あとは学習センターという視点があるかと思います。そういう中でいかに読書活動が大事かということは痛感しております。また、「本は文明の運び人」とかそういった言い方もございますので、そのためには、その中心になっておりますいわゆる司書を初め司書教諭等の役割は大変大きなものがあると痛感しております。

したがいまして、そういう観点から、今の渡嘉敷議員の御要望等につきましても人事委員会とこれから協議ができれば幸いです。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 知事にお尋ねします。

これまで私たちは普天間飛行場の県外移設について、名護市長選、それから2・24の県議会での決議、そして4・25の県民大会、そして名護市議選での与党圧勝というふうにして、私たちは本当に民意を出してきました、何度も何度も。それにもかかわらず、今回の2プラス2においてもまた辺野古回帰というのが出てきました。それは一体何なのかということで、私はずっと疑問に思っていました。ごり押ししてくることが何なのかということを考えておりまして、こういう記事をちょっと拾いました。6月12日の毎日新聞「反射鏡」の中で「政策決定論から見た「普天間と民主党」」、論説委員としての岸本正人さんが書いていることをちょっと読みたいと思います。「外交・安全保障に関する政策決定は政府の専権事項であり、他の組織や世論を考慮すべきでない、という議論もある。しかし、一般的な外交方針、安全保障政策を策定するケースならいざ知らず、特定の地域に負担を求める基地の建設、特に外国軍の基地建設・移設となれば事情が異なる。」のではないかと。「普天間問題では、沖縄の「関与」を重視せざるを得ない。」というようなコメントをしております。そのことについて、知事はどうお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員のお読みになった文

章を私は読んでおりませんので、正確に受けとめたかどうかちょっとはっきりしないところはあるんですが、あえてその中で外交、そして防衛は国の専管であるというのは、私は前から専管というのはどこにも書いてないし、それは防衛の、例えば自衛隊のようなものは各県が持つというよりは1カ所に集めたほうがいいだろうとか、戦前戦中の反省を踏まえて、むしろ防衛問題の基本、外交の基本は国だけではなくて、日本全国、知事会も含めて、当然これは意見を言うべきものだと思っておりますし、さらにまた、基本でなくて地元に関係するような基地の部分というのは、当然これは地元も当事者であるというふうに私は考えております。

今、お読みになったことで、特に外国の軍隊に係るものだからという点はちょっとまだよくわかりませんが、それであろうとなかろうと、防衛・外交は当然国の専管ではあり得ないと思いますし、むしろ意見を言わなきゃいけない。そしてまた、各地域に直接関係する施設を置く、置かぬというようなことも、当然我々は当事者ですから意見を言うべきもので、専管的なものではないというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん これまでの知事の発言というのが余りにもあいまいであったと。そのことが今回の2プラス2でも沖合移動も微修正は得られるものですよというようなことが出てきているわけですね。そして、嘉手納飛行場についても、本当にあれは本音だったのじゃないかという気がしました。ぼろっと本音というのは出てくるものですよ。嘉手納統合案も、これも交渉の入り口ではないかというようなことを、それは後で打ち消しましたけれども、本音というのはぼろっと出てくるものですよ。

そういうことで言葉の使い方、あいまいさ、このことが日米両政府に対して誤ったメッセージを送っているんじゃないかという思いがしてならないんです。

それで、今回また7月9日、10日に超党派で知事を説得するということで自民党の皆さんが来るということですけども、このような形で本当に押しつけてくる可能性が出てくるわけですね。そういうことに対して本当に知事が耐えられるのかどうか。今、本当に私たちオスプレイの情報についてもそうなんです。情報を提供してくださいというけれども、じゃ安全だといふのであれば受け入れるのかというような、また誤ったメッセージを送りかねないんですね。そのことについて、やはりだめなのはだめだとしっかりと言うべきではないかと思います。いかがでしょうか。（発言す

る者多し)

○池間 淳君 議長。

○議長(高嶺善伸君) 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長(高嶺善伸君) 再開いたします。

渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 自民党などの皆さんが9日に来て、名護とか、それから知事に会って説得するということがきょうの新聞に載っていました。そのようにごり押ししてくることに對して、知事ははっきりとノーと言う、今こそ県内移設反対だということを言うべきではないでしょうか。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

○知事(仲井眞弘多君) 渡嘉敷議員からの御意見といたしますか、アドバイスとして受けとめておきますけれども、私は私で自分の信念に従って物は言い、やってきたつもりです、念のため。

○議長(高嶺善伸君) 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん なぜそれほど誤解を招くようなあいまいな言葉を発するかということなんです。ですから、知事は知事でそういう思いかもしれませんが、誤解を与えないように、じゃ今回、本当に県内は厳しいですよじゃなくて、県内移設反対ということを断言していただきたいと思います。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

○知事(仲井眞弘多君) 県内移設反対ということ断言せよという渡嘉敷議員の御下命を、わかりましたと言うわけにはいきません。私は、私の信念に基づく考えで、去年の選挙の前から申し上げてきて、要するにフィージビリティの問題だということを前から申し上げてきています。特に普天間の一日も早い危険性の除去、普天間の移設・返還、ここが原点ですから、これに沿って、今の辺野古というのは事実上不可能ですよとも申し上げてきました。ですから、県外を探すほうが早いですよと申し上げてきました。これ以上でもこれ以下でもありません。

以上です。

○議長(高嶺善伸君) 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 今回の「トモダチ作戦」で、普天間飛行場でヘリを洗ったという情報もあります。宜野湾市は、オスプレイの配備、そして放射能を洗ったと、その洗った水が大山の田んぼに流れていくんですよ。そういうことで、本当に怒りを感じています。そのことに對して、県として何か抗議しましたか。

○議長(高嶺善伸君) 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○議長(高嶺善伸君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(又吉 進君) ただいま御質問の普天間飛行場で米国の海兵隊の機体を洗ったという報道は承知しておりますけれども、その事実についてはまだ確認しておりませんで、現時点で抗議は行っておりません。

○渡嘉敷喜代子さん 終わります。ありがとうございました。

○議長(高嶺善伸君) 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、おはようございます。

民主党の新垣です。

質問に入る前に、一言所見を述べさせていただきます。

中央の政界は、御存じのとおり菅総理の去就をめぐる騒動が続いておりましたが、ここに来て少し落ち着いたような感もあります。これからどのように展開していくのか予想もつきませんが、きっと落ちつくところに落ちつくとは思っております。人が歴史をつくるのか、目に見えない歴史の歯車がそのときに応じて人を使うのかわかりませんが、歴史の転換点においてある人物が中心にいて、歴史に名を残したりすることもあるのでしょうか。

未曾有の大震災と原子力発電所の事故、それをきっかけとして自然エネルギー、再生エネルギーへの大きなエネルギー政策の転換がなされようとしております。そこに菅総理自身の個人的な思いと動機はどうであれ、目に見えない歴史の歯車はここ数カ月の間、この人物を必要としているのかもしれない。

永田町の政争の底流には、政策論争以外にも好きか嫌い、損か得かの感情も働いてその人たちの判断と行動に影響している部分もあるでしょう。私も世俗の価値観を離れて、大きな歴史の流れがどこに向かおうとしているのか、その正しい方向性を見失わないような判断をできるようになりたいものです。

沖縄県議会においては、好きか嫌い、損か得かの感情や計算を超えて県益確保のために党派を超えて仲よく力を合わせて対政府との交渉に成果を上げるよう頑張っていこうではありませんか。

それでは質問に移ります。

初めに、安全保障と基地の問題について伺います。

沖縄県の知事は、他府県の知事にはない基地問題という大きな問題を抱えざるを得ません。同時に、他府

県と違った特殊な立場にあるがゆえに県民の安全保障問題についてもまさに先ほど知事が述べられたように、外交安全保障は国の専管事項だからといって国任せにできない立場にあるとも言えるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

(1)、昨今の南シナ海や東シナ海をめぐる国際情勢について知事の見解をお聞かせください。

(2)、総合安全保障に関する研究機関設置に向けての進捗状況はどうなっていますか。

(3)、米国における情報収集の拠点設置について伺います。

(4)、安全保障の観点から中国における拠点の必要性についてはどうでしょうか。

(5)、有事や災害時における自衛隊や米軍との連携はどうなっていますか。

(6)、南西諸島を災害救援のための拠点として整備する政府方針についての見解を伺います。

(7)、国連と連携した災害救援部隊の構想を練り上げていくこともあっていいと思いますが、見解をお聞かせください。

次に、学校教育と人材育成について伺います。

本県の未来を切り開いていくには、人材を育てていくしかありません。そのことをどれだけ自覚し、かつ具体的に取り組んでいるのかが問題です。

そこで伺います。

(1)、全国学力テストの結果が最下位だったことを受けてとった対策とその成果を伺います。

(2)、島尻教育事務所的那覇への統合計画はないものと受けとめてよろしいでしょうか。

(3)、名護を中心とする北部地域への進学校設置の要望に対する見解をお聞かせください。

(4)、海外留学支援の予算と派遣に際しての条件等について伺います。

(5)、産業振興における専門学校の果たす役割について。

(6)、県民が誇りとする郷土の偉人の記念館、顕彰施設は県内に何カ所ありますか。

3番目に、広域都市計画について伺います。

(1)、東日本大震災の実情を踏まえた防災・減災対策は、広域都市計画の見直しにも及んでくるのでしょうか。

(2)、都市機能と人口が那覇市に集中しています。近隣の市町村の市街化調整区域の見直しが必要ではないでしょうか。

(3)、南城市が那覇広域から抜けた主な理由はどこに

あるのか伺います。

4番目に——昨日までの質問の中にも取り上げられておりましたが——県立郷土劇場について伺います。

(1)、県立郷土劇場の再建計画について。

(2)、旧県立郷土劇場の果たした役割と課題は何であったのか伺います。

(3)、理想とする県立郷土劇場のあり方はどのようなものでしょうか。

5番目に、久米島の海洋深層水施設についてです。

今まで何度も取り上げてまいりましたが、部長もかわったことですし、より前向きな取り組みが期待できそうですので、改めてお尋ねいたします。

(1)、施設の今後の運営計画と方針について伺います。

(2)、沖縄とハワイとの新エネルギー開発事業のその後の経過はどうなっているのでしょうか。

(3)、久米島町が目指す海洋温度差発電について、改めて県の認識を伺います。

最後に、農水産業について伺います。

(1)、那覇市の生活用水を利用して南部地域の農業用水とする国営の再生水活用計画は頓挫しました。代替策として地下ダムの受益面積の拡大が必要ではないでしょうか、見解を伺います。

(2)、県または漁業組合が設置するパヤオ(浮き魚礁)における他府県の漁船の操業に対する対策を伺います。

以上。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 新垣安弘議員の御質問に答弁いたします。

第1に、学校教育と人材育成に係る御質問の中で、海外留学支援の予算等についての御質問にお答えいたします。

平成23年度の予算は、「国外留学生派遣事業」が約5100万円、そして「高校生の国外留学生派遣事業」が約4600万円となっております。派遣に際しての条件は、「国外留学生派遣事業」では、沖縄県に本籍を有する者またはその子弟等で、一定水準の語学能力を有し、原則40歳以下の者となっております。

「高校生の国外留学生派遣事業」では、県内の高等学校に在籍をし、英語検定準2級以上相当の英語力を有し、学校長が推薦する心身ともに健康な者となっております。

次に、同じく学校教育に係る御質問の関連ですが、専修学校等の果たす役割についての御質問にお答えい

たします。

沖縄県内における専修学校及び各種学校は90校で、生徒数は約1万1000名となっております。また、専修学校の分野別生徒数を見ますと、看護や理学療法等を含みます「医療関係」が最も多く、次に国際言語やデザイン関連の「文化・教養」関連、そして情報処理や観光等ビジネス関連の「商業実務関係」の順となっております。

専修学校等は、産業界の人材ニーズに対応した科目設定がなされております。そして実践的な職業教育や専門的な技能を習得する教育など沖縄県人材の育成に大きく貢献をいたしております。平成23年3月卒業の就職内定率も83.7%と比較的高くなっております。また、沖縄県の職業能力開発校におきましても専修学校等と連携し、人材の育成に取り組んでいるところでございます。

このように、専修学校等は、即戦力となる多くの人材を輩出しており、県の産業振興に大きな役割を果たしております。

次に、県立郷土劇場に係る御質問で、県立郷土劇場の再建計画いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の文化の振興を図る上で、県立郷土劇場にかかわる新たな文化発信交流の拠点となります施設は重要なものであると認識いたしております。このため今年度は、文化発信交流拠点環境整備調査で県民意見を把握いたしますとともに、関係団体、そして専門家などで構成されます検討委員会を設置し、基本的なコンセプト、そして運営計画等を含めた基本構想を取りまとめることといたしております。また、次年度以降は、その取りまとめた基本構想を踏まえ新たな文化発信交流の拠点となる施設を速やかに整備してまいりたいと考えております。

次に、海洋深層水施設に係る御質問の中で、沖縄とハワイの新エネルギー開発事業の経緯についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力の一つとして、平成22年11月に久米島町において1回目の海洋エネルギーに関するワークショップを開催いたしました。ワークショップでは、ハワイ州政府や日米の民間企業、そして大学等が参加をし、海洋温度差発電に取り組む意義や課題等につきまして活発な意見交換が行われております。ことし3月には、ハワイ州におきまして2回目のワークショップが開催されました。関係機関と海洋温度差発電の実証事業の可能性につきまして議論を交わす予定でしたが、3月11日に発

生しました東日本大震災の影響により今のところ延期されております。現在、2回目のワークショップ開催につきまして、9月開催をめどに関係機関と調整を行っているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 安全保障と基地の問題についての御質問の中で、昨今の南シナ海や東シナ海をめぐる国際情勢についてお答えいたします。

報道等によれば、南沙諸島の領有権をめぐる中国とベトナムの対立など、南シナ海や東シナ海においては、近年、周辺国による主権と国益をめぐる問題が顕在化しつつあるものと認識しております。これらの地域における今後の国際情勢を予測することは難しい面もありますが、県としましては、万が一にも有事が発生しないよう、周辺諸国間の不断の外交努力が重要であると考えております。

次に、総合的安全保障の研究機関についてお答えいたします。

県としましては、日米の国防・安全保障政策や今後の国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた県としての考え方を取りまとめていく予定であります。現在、県庁内のプロジェクトチームにおいて、組織のあり方を含め、基地負担の軽減や普天間飛行場の県外移設に向けた理論構築、さらに米国政府への対応など効果的な施策や手法について検討を進めているところであります。

次に、米国における情報収集拠点についてお答えいたします。

県は、米政府や連邦議会、米軍等の動向を適時・的確に把握するため、県独自の情報収集を強化する必要がありますと考えております。現在、拠点の設置を含め、情報収集の具体的な方策について検討をしているところであります。

次に、中国における拠点の必要性についてお答えいたします。

御質問の沖縄県として安全保障の観点での中国における拠点を設置することについては、現時点では検討をしておりますが、本県の地理的特性を踏まえ、今後、中国の国防政策や軍事力の動向等については、適宜研究してまいりたいと考えております。

次に、有事や災害時における自衛隊や米軍との連携についてお答えいたします。

いわゆる有事であります武力攻撃事態などの際、住

民の避難・救援等のため必要がある場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、知事は防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができることとなっております。また、大規模災害発生の際には、人命または財産の保護のため必要がある場合には、「自衛隊法」に基づき、知事は防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができることとなっており、連携して応急対策を実施することとなります。

災害時における米軍との連携に関しましては、平成14年1月、県と在沖米軍との間で「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を定め、これについては沖縄県地域防災計画にも位置づけ、大規模災害時の被災者の救援や被害の拡大防止等の活動において、相互に連携・協力することとなっております。

次に、南西諸島を災害救援拠点として整備する政府方針についての御質問にお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会共同発表では、地域の人道支援等の後方支援の拠点を日本に設置することの重要性につき一致したとされておりますが、災害救援に係る具体的な場所は示されておられません。また、去る5月に開催された米軍基地負担軽減部会で、北澤防衛大臣から、災害拠点として下地島空港の使用について発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容等については決まっていないとのことであります。

県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。

次に、国連と連携した災害救援部隊の構想についてお答えいたします。

県におきましては、新たな沖縄振興計画に盛り込む制度要望として、国際緊急援助隊や援助物資の備蓄基地などを誘致し、県内に災害援助拠点を形成できないか検討をしているところであり、その場所等も含めた具体的な内容につきましては、現在、調査研究を行っているところであります。

国連機関と連携すること等につきましては、この調査を進める中で御提案として受けとめたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 学校教育と人材育成についての御質問で、全国学力・学習状況調査の結果等についてお答えいたします。

本県においては、「わかる授業の構築」と「基本的生活習慣の確立」に課題があることが明らかになっております。

県教育委員会といたしましては、授業改善プロジェクト研修会等、教員研修の充実や家庭、地域、関係機関と連携した「早寝早起き朝ごはん」などの取り組みを推進しております。その結果、小学校におきましては、正答率や無解答率ともに全国平均との差が着実に縮まっており、中学校におきましても、沖縄県学力到達度調査により記述式問題の無解答率が平成21年度の53.8%から平成22年度は29.8%と改善しております。

次に、教育事務所の統合についてお答えいたします。

教育事務所の見直しにつきましては、市町村による主体的な教育行政の推進、県と市町村の役割分担、教育事務所の効率的な運営という観点から検討しているところでございます。現在、教育事務所の事務事業の見直しを進めているところでございまして、教育事務所のあり方につきましては、今後とも市町村との意見交換に努めてまいりたいと考えております。

次に、北部地域への進学校設置についてお答えいたします。

現在、平成24年度からの次期県立高等学校編成整備計画を策定中であり、その計画の中で既存の高校の検証も含めて検討していきたいと考えております。

次に、顕彰施設についてお答えいたします。

県教育委員会では、県内の偉人記念館等の顕彰施設の実数は、現段階では把握してございません。なお、石垣市内に大濱信泉記念館が設置されていることは承知しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 広域都市計画についての御質問の中で、広域都市計画の見直しについてお答えいたします。

都市計画による津波に対する防災・減災対策としては、用途地域の指定や見直しによる住宅の立地制限等が考えられます。しかしながら、これらの規制の導入・強化は、個人財産権の制限や社会経済活動への影響が大きく、住民の合意形成が課題となることから、国及び他県の動向を見ながら慎重に検討する必要があると考えております。

同じく広域都市計画についてで、市街化調整区域の見直しについてお答えいたします。

那覇広域都市計画区域は、昭和47年に都市計画決定され、昭和49年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分を行っております。本区域は、人口や都市機能が最も集積し、今後も人口増加が見込まれることから、効率的な行政運営とともに、郊外に残される緑地や農地等の自然環境との共生・調和を図っていくことが重要であります。そのため、県としては今後も区域区分を継続する考えであります。また、市街化調整区域の定期的な見直しについては、都市計画基礎調査等を踏まえ必要に応じて行っていきたいと考えております。

同じく広域都市計画についてで、南城市が那覇広域から抜けた理由についてお答えいたします。

合併後の南城市は、土地利用状況、地形等から那覇広域との一体性が相対的に弱まる一方、旧4町村の社会的一体性が強まり、都市活動に必要な施設等が一定程度市内で充足できる状況となっております。また、市及び市民みずからの土地利用の規制・誘導等により、すぐれた自然環境及び歴史・文化資源を保全していく機運が高まるなど、まちづくりへの積極的な取り組みが進められていました。

以上のことを総合的に判断し、県としては、南城市単独で「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」と見なすことができるようになったことから、県都市計画審議会の審議、国土交通大臣の同意等の手続を経て南城市単独の都市計画区域を新設することとしたものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 県立郷土劇場について、県立郷土劇場の果たした役割と課題についてとの問いにお答えいたします。

県立郷土劇場は、平成2年に開館し平成21年3月に閉館するまでの19年間、琉球舞踊を初め沖縄芝居、琉球古典音楽、琉球民謡、民俗芸能等を上演し、沖縄の伝統芸能の振興・発展に寄与したものと考えております。一方、もともと同劇場は、国が建設した労働福祉会館の舞台を改修して整備したものであったため、舞台、楽屋、駐車場等の利便性が悪かったことや、類似機能を持つ文化施設が県内各地に新設され、競合したことに加え、自主公演の集客の伸び悩みなどが主な課題としてあったと認識しております。

理想とする県立郷土劇場のあり方についてとの問いにお答えいたします。

県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流の拠点となる施設の理想とするあり方としましては、何よりも

重要な視点だと認識しておりまして、今まさにこれからその議論を深めていく中で、そのあり方における基本中の基本を定めていく方針であります。

ただ、考えられる一つの要素としましては、これからの時代に合ったコンセプトと機能を擁した施設であるべきと考えております。例えば、国際競争力のある文化の発信拠点の施設であること、あるいはユニバーサルデザインを実現させた施設であること、そして何より最も重要なポイントだと思いますが、施設運営において自主財源を生み出すアート及びホールのマネジメントが確立しており、いわゆる箱物行政にならないことなどが挙げられると思います。無論、この理想のあり方につきましては、ほかにもさまざまな意見が想定されます。よって、今年度実施されます文化発信交流拠点環境整備調査により県民や観光客のニーズを把握するとともに、関係団体、専門家等で構成される検討委員会で今年度しっかりと議論を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 海洋深層水施設についての御質問の中で、運営計画と方針についてお答えします。

海洋深層水研究所は、海洋深層水の総合利用の推進を図り、本県の産業振興に寄与することを目的に、水産及び農業分野での研究開発を行うとともに、工業利用を促進するため企業に海洋深層水を分水しております。

県としましては、海洋深層水の水産及び農業分野における研究と技術開発、工業分野における利活用を積極的に推進するため、平成26年度を目標とした沖縄県海洋深層水研究所第3次中期事業計画を策定し、引き続き民間企業や研究機関と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 同じく海洋深層水施設についての中で、久米島町が目指す海洋温度差発電についての御質問にお答えいたします。

久米島町では、平成22年度に総務省の事業を活用しまして、海洋温度差発電と海洋深層水の複合利用を図る可能性調査を実施しております。調査結果では、海洋深層水を発電に利用するだけでなく、水産業や農業、製造業等への複合利用により、さらなる産業の振

興及び雇用の拡大が可能であることが示されております。当該事業を具体的に実施するには、多大なコストが想定されることから、県といたしましては今後、低コスト化・高効率化に向けた研究開発が加速することを期待しております。今後、ワークショップなどを通して、日米両政府やハワイ州と情報を共有するとともに、海洋温度差発電の実証事業の実施に向けて、国や関係機関に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農水産業についての中で、地下ダムの受益面積の拡大についてお答えいたします。

国営かんがい排水事業本島南部地区は、平成4年度に着手し、1352ヘクタールの農地を対象に、地下ダム2基を含む水源施設等の整備を行い、平成17年度に事業を完了しております。同地区では、現在関連事業として畑地かんがい施設等の整備を進めているところでございます。

本島南部地区への新たな受益地の編入については、現受益農家の同意が必要であることや、既存施設の取り扱いなどの課題があることから、国及び関係機関と調整を図り、対応を検討していきたいと考えております。

次に、沖縄のパヤオで操業する県外漁船の対応についてお答えします。

沖縄のパヤオにおける県外漁船の操業については、沖縄と宮崎の漁業団体同士が調整し、宮崎のカツオ船が沖縄のパヤオで操業しない旨の申し合わせを、平成20年4月に水産庁及び両県の立ち会いのもとで締結しております。しかし、最近、沖縄のパヤオ周辺において宮崎のカツオ船による操業が確認されたことから、平成23年4月に、再度、漁業団体・水産庁及び両県で調整し、お互いの指導を強化したところでございます。

県といたしましては、今後ともこの申し合わせが遵守されるよう、パヤオ周辺における県外漁船の操業実態の把握を行うとともに、適切な対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事、お伺いします。

最初の質問の2点の件ですが、安全保障に絡む関係なんですけれども、知事は先ほどの渡嘉敷議員の答弁の中にも外交・安全保障、防衛に関しては国任せでは

いけないとそうおっしゃっていました。私は沖縄は特にそうだと思うんですね。また、この普天間の問題がこれだけこじれてきた、そういう政府と沖縄とのやりとりを見ても、これは県民の安全保障に関しては、本当に他府県と違って知事がしっかり責任・信条を持たないといけないし、我々もまたしっかりそのことを考えていかないといけないと思うんですね。

そういう意味で、いわゆる安全保障関係の研究機関が前に出されたんですが、それに対して先ほど公室長からの答弁がありました。すごく物足りない感じがします。まだ余り進んでないのかなというか、以前の議会で聞いたときの構想はそういう感じではなかったと思うんですが、その点をもう一回ちょっと知事に御確認したいということと、もう一点は、アメリカにおける施設の話ですね。これは公室長が行かれて新聞記事にも載っていました。必要性を感じられたと思うんですね。これはすごくいいことだと思います。これは副議長からも前回の議会で出されていまして。これに関しても2つ合わせて単なる沖縄の基地の負担軽減のためのそういう交渉の機関であり、アメリカの施設ではなくて、沖縄の安全保障の問題をしっかりと主体的に考えていくための機関であり、また出先の施設であるべきだと思うんですが、そこら辺の意気込みといいいますか、それが余り伝わってこないんですね。単なる県内の基地被害の縮小のためだけのものでは私はないと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 担当部長としての知事公室長が今しっかりと取り組んでおりますが、もしそういう物足りないという印象を受けられたとすれば、彼の持つ慎重さなるがゆえだと思います。

まず1点目につきまして、この外交・防衛を含む研究所、いろんな安心・安全に係る研究機関ないしは研究施設を県の中につくるべきだと思っておりますし、今これは準備を進めております。遅くとも来年の4月1日にはスタート、この9月には議会の予算があれば議会のお許しを得て、まず活動からスタートしたらどうかと思っておりますが、これは無論、防衛いわゆる国といいますか地域といいますかこの防衛の話から、アジア・太平洋の話がいつも出てまいりますから、ここら辺の安全保障環境について我々は我々なりにどういうふうに把握するか。そしてまた最近は、インターネットの世界の中でハッカーの話であるとか、いろんな話があります、そういうもの。そして沖縄は台風常襲地帯でありますから、大規模自然災害対応、これは地震・津波も含めてこういう面での危機管理的

な部分、そしてまた新型インフルエンザに象徴されるような南からのそういうものの侵入に対する研究的なことなどなど、結構地球規模でいろいろなことがどうも起こっている感があります。そういう中で、いわゆる狭義の防衛問題に限らず、我々は自分たちの地域、生命財産をみずから守るためにやれることはきちっと研究し、打てる手はぜひ打ちたい。しかも、これは切りなくお金と人間が必要になりますから、ここは基本的にはオープンシステムの人材アウトソーシング的なイメージのものでしっかりやっていきたいというところでございます。今、これは構想を練って研究そのものではできれば9月ぐらいからやっていきたいと考えておりますし、組織の形は遅くとも来年の4月にはスタートできるようにしたいということで、これはしっかりやってまいりたいと考えております。

そしてまた、アメリカでも今のオバマ政権がスタートしたときに、ハードパワーとソフトパワー合わせてスマートパワーというような表現をしていましたが、沖縄の持っているソフトパワーと言うんでしょうか、歴史といいますかこういうものも含めて我々は産業を通じ、文化交流を通じて我々なりにこういう安心・安全を確保するための我々独自の能力、経験も持っていると思いますから、ここら辺を踏まえてみずからの安心・安全はみずから確保する。無論あわせてこれは日本全体にも貢献できるようなものにもなるかもしれないというような気持ちで取り組んでまいりたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、2番目のたしか玉城議員からの御提案だったと思うんですが、ワシントンD.C.かアメリカのどこかにこういう安全保障を中心に、世界全体のことを考えている地域の考え方がいろいろ変化していますから、これをきちっと的確にとらえて、特にアメリカ政府の考え、アメリカの政府機関、安全保障に係る関係機関というのがたくさんあるようですから、いろんな情報を集め、これを消化してできれば沖縄県の基地問題への改良・改善に役立つような方向というのをおわせて作り出していきたい。そのために駐在員というのをぜひ置きたい——研究員といいますか——と考えております。これも可能であればなるべく早目に選任して置いていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 安全保障問題を公室長に再度お伺いしたいと思うんですが、中国の昨今の南シナ海の話とかいろいろ聞いたんですけれども、もう今や中国のア

ジアにおける軍拡の問題で近隣諸国との摩擦の問題、どんどん情報が出ているわけですよ。これは沖縄のいわゆる平和を愛する気持ちも心も私はすごく大事だと思うんですが、かといって県民の安全保障を考えたときに、沖縄の基地を全部なくせばいいやと、どんどん基地負担軽減していけばいいやと、それだけ言っていればいいというものではないと思うんですね。そういう状況の中で、国は南西諸島への自衛隊の話もどんどん持ってきている。

そういう中で、公室長としては今回アメリカにも行かれて、アメリカはアメリカで国益を中心に考えていると思いますから、そういう状況の中で置かれている沖縄のことを考えたときに、そこら辺沖縄県民としてあるいはいわゆる政治にかかわる者として、今、沖縄の目前に迫っている取り巻く環境の中での安全保障の議論はどういうふうにして進めていったらいいというふうに感じておられるか、そこら辺ちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員の御質問に答えるだけの材料を私が今持ち合わせているかということ、甚だ心もとないところがございます。しかしながら、米国出張もいたしまして、米国の事情等いろいろ考えてまいりました。

議員のおっしゃるように、中国の軍事活動の拡大につきましては、防衛白書等で政府も認めているところでありまして、沖縄県民としてはそういうものも勘案しなければならない。その一方で、一定の抑止力というんですか、軍隊の持つ、自衛隊の能力といったものもそれは念頭に入れつつも、やはり沖縄が過重な基地負担を負ってその軽減を図らなければならない等、さまざまな要素がここにありまして、やはり日米両政府その議論の中に沖縄がコミットしていくという仕組みをやはり早急に沖縄県としては考えなければならないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 土建部長、お伺いします。

先ほど南城市の件、お伺いしました。土建部長いろいろ答えておられましたけれども、南城市が那覇広域から抜けるに当たって、地元で説明した市がつくった資料があるんですよ。（資料を掲示） これを見ると、明らかに長年那覇広域に入っていて、南城市の面積からしたら余りにも市街化区域が少ない、長年変更もないと。市街化調整区域でなかなか思うようにまちづくりができない一番の原因は、私はそこにあると思っています。私も八重瀬町ですから、先般企業

誘致の件で知事や副知事の御理解もいただいていい方向に進めてもらってこれは感謝しておりますけれども、県と近隣の市町村、南城市もそうでしたし八重瀬町、糸満、恐らくこの那覇広域のまちづくりの考え方に関して結構問題があるんじゃないかと思っているんですよ。ですから、糸満からも今回陳情が出ていますよ。これはやはり調整区域の問題。

そこで部長にお伺いしますよ。

平成19年にいわゆるまちづくり三法が変わって、それに関して市街化調整区域で計画的な大規模な開発はできなくなるけれども、ただし地区計画に適合するものは許可の対象になりますと。それに合わせて県は19年に地区計画のガイドラインをつくりました。この1カ所でもガイドラインを利用した地区計画がなされたところがあるかどうか、それだけちょっとお答え願えますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） これまでは1件もありません。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 この市街化調整区域に地区計画を導入してやれるというのは、いわゆる市街化調整区域でなかなか開発しようにも開発できなくて困っている地域があるから、そのために何とかして活路を開いてあげようということで、規則もつくりながらの地区計画ガイドラインなんですよ。ですから、ある意味で県の姿勢は近隣の例えば那覇広域の市街化調整区域が占めているところに対して、このガイドラインを使ってまちづくりをしてくださいと、それぐらいの気持ちで県は臨むべき姿勢も必要だと思うんですが、私から見ると、完全にそういうのはほとんどないと。とにかく規制をかけていくというか、そういうふうに県と市町村との関係は見えるんですよ。このガイドラインの趣旨というのは、私はこういう趣旨だと思うんですが、部長、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 地方分権に伴って、そういったまちづくりは地域の市町村が主体的に行うという趣旨から言えば、このガイドラインは正しいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 やはり国と県との関係もそうなんで

すけれども、まちづくりは地元のほうが県の職員よりは詳しいですよ。切実に感じている部分というのはあると思うんです。そこと向き合うときには県は県で、県のやはり役割、使命というのがあると思うんです、全体的な構想を見て。ただ、やはり地域は地域で困っている部分がありますから、そこは真摯に地域とは向き合った対応をしないと私はいけないと思うんですね。ですから、そこがないと南城市みたいにこれは長年、全然市街化区域がふえない、調整区域ばかりと。そういうことで抜けたんですよ。そこはぜひ理解していただいて、緑を残せばいいというものじゃないですから。那覇は人口過密、交通渋滞、それで近隣は家もつくれないから那覇に來ると、こんな話はない。全体での発展ということを考えたら、やはりもっと那覇広域の考え方は私はもうちょっと検討してしかるべきだと思います。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに、柔軟にまちづくりの主体は市町村であるということを踏まえて、そういった面で可能な限り取り組んでまいりますが、1点だけ述べさせていただきます。

先ほど糸満市のほうから一応市街化調整区域での移動集落の過疎化の問題で、都市計画法の第34条の11号、12号の要請があります。県土木建築部としましては、初めてですけれども12号に関しては、積極的に取り組む所存でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 ぜひ親心で体してくださいね。

あと商工労働部長にお伺いします。

海洋深層水の温度差開発の件で、今度、大規模取水管の開発と発電効力の向上等を名目に予算をつけてやろうとしているというか、メニューを出そうとしているが、それはお聞きになっていませんか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） はい、承知しております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 久米島町は、この深層水に町の発展をかけているんですよ。しかし、県が久米島町と同じ気持ちで取り組んでくれないという思いがあるんです。だから、そこはぜひこういうメニューをしっかりとるにもやはり久米島町と県がその思いを一つにして、ぶつかって取り組んでいただきたいと思いますので、決意をぜひよろしくお願いしますね。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 今年度、めどが10億

円の予算措置をして、向こう5年間こういう今議員がおっしゃったような大規模な案を実現するための取り組みをやるということで、非常にまだ技術的に未解決の部分もかなりありますが、当然ながらせっかく久米島町には海洋深層水研究所、こういう海底600メートル付近から取水しておりますので、これを有効に活用する方向を久米島町とともに連携しながら取り組んでいきたい、このように考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 教育長、教育事務所の件でお伺いしたいんですが、これは地元と相談しながら検討していくという話なんです、糸満からも八重瀬からも南城からも陳情が上がっていますよね。地域の皆さんと意見交換というか、このことについての話し合いは持たれたんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） はい、持っています。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 地域の皆さんの反応を教育長はどういうふうに今受けとめていますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 統合につきましては、さまざまな反対の意見がございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 南部農林と南部工業の合併の件も教育庁は一応方針を出したんですけれども、結局地元の反対でなくなったんですね。今回もまた方針を出して地域からまとまって反対の動きになっていますと。これは私はほぼ不可能だと思うんですが、教育長はどういうふうに思っていますか。地域としては余り引きずりたくないんですよ。やはり早く決着をつけたいと思っていますと思うんです。そここのところを再度お伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの件につきましては、実は平成22年5月に教育事務所の方針の策定をしております。この中で、見直しの方針につきまして策定をしている状況がございます。その中で、背景とかあるいは基本的な考え方を4本ばかり策定いたしまして、その1つに、実は市町村における教育行政及び学校の運営の自主性の尊重とか、あるいは本庁等との役割分担の見直しとか、事務事業の見直しの推進とか、あるいは簡素で効率的な組織体制の構築とか、4本の基本的な考え方が示されました。ただし、教育事務所の見直しにつきましては、まだ案の段階なんです。ですから、そういう中で事務事業とか、今、組織体制

を鋭意、関係機関と協議を進めながら進めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 北部における進学校の話なんです、以前、県は北山高校を進学校にするというふうな方針も出されたいんですが、そういうことがあったのか。もしあったとしたら、その後の経過はどうなっているのか、そこをちょっと教えてもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 本県の高校につきましては、県立高等学校編成整備計画の中でさまざまな編成方針が示されてまいりました。その中で、北山高校にいわゆる理数科を設置していく中で、今の学力の問題については対応していこうとそういった経緯がございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 この北部における進学校は、既成の今ある北山高校とかを使って進学校という形にもっていくのか、それとも新設で考える余地もあるのか、そこら辺どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、来年度からスタートいたします県立高等学校編成整備計画の中でさまざまな議論がただいまなされておりますけれども、まだ具体的には今議員がおっしゃったみたいなおことについては、さまざまな御意見も拝聴しながら方向性を決めていこうという考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 あと郷土の誇る偉人の記念館の話なんです、石垣のほうに大濱信泉先生の記念館があると。そこだけなんです、教育長として郷土の誇れる人の記念館があってもしかるべきだと思えるような人はいますか。あるべきだというのはありますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私は、個人的には実は程順則という方がおりまして、まさに今人間のきずな、かわりが少ない時代の中で、この人がいわゆる沖縄に残した業績は大変大きなものがあると思っております。名護市教育委員会では、その程順則のさまざまな教材等を活用しながら、いわゆる親子の関係とか人間的なかわりとかそういったことを推進している事例がございます。

そういった意味では、もし可能ならばという気もでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 恐らく資料は少ないでしょうね。

その件、知事にもちょっとお伺いしたいんですが、知事が県として青少年の教育のためにこの人の記念館、資料館はあってしかるべきだと思うような人というのはいらっしゃいますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論たくさんいるんですが、これはいろんな人、それぞれまたいろんな見方あると思いますので、今ここでこの人、この人、この人というのはちょっと控えたいと思います。たくさんおられると思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 時間もありませんので、沖縄にとっては政治がすごく大事だと思うんです。私利私欲を捨てた政治家がやはりこれから出てこないといけない。そういう意味では東風平・謝花昇ですね、民権運動の父。私は何とかそういう資料館、記念館ができたかなと思っています。これは東風平だけの問題、八重瀬だけの問題ではなくて、全県下の子供たちが学びに来られるような、精神を受け継ぐようなそういうのがあったらいいと思うんですが、ぜひ知事もお金じゃなくていいんですけども、側面からの御支援を、最後に一言お気持ちだけ。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 沖縄県民がまずほとんど同じく評価——評価といったら大変失礼だけど——できる方のお一人だとは思いますが。無論、応援団に回りますから。

○新垣 安弘君 はい、ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子です。

一般質問を行います。

東日本大震災は、巨大地震と津波による甚大な被害の上に福島原発事故の被害が加わり、その被害は戦後未曾有の規模に達しています。多くの被災者が心身ともに深い苦しみのもとに置かれております。犠牲になられた多くの方に深い哀悼とともに、すべての被災者の方々へ心からのお見舞いを申し上げます。国民が力を合わせ、国の総力を挙げてこの大震災を乗り越える

とともに、それを通じて国民だれもが安心して暮らせる新しい日本を築くことが求められております。

最初にそのことを申し上げて質問をいたします。

1、硫黄島島への米軍射爆撃場移転反対、鳥島射爆撃場と久米島射爆撃場、訓練水域の無条件全面返還について。

(1)、防衛省は沖縄政策協議会で久米島の鳥島射爆撃場で行われている米軍の実弾射撃訓練を久米島町の硫黄島島へ移転することを検討していると明らかにしています。中継給油地として伊江島補助飛行場の活用も考えていると言われております。硫黄島島への移転は、新たな基地負担の増大であり、絶対に容認できません。知事は、断固反対の立場を表明すべきであります。

(2)、県は、鳥島射爆撃場と久米島射爆撃場、訓練水域の無条件全面返還を要求すべきであります。

2、沖縄振興計画と農業・水産業の振興について。

(1)、次期振興計画の中で日本唯一の亜熱帯気候である本県の特徴を生かした農業・水産業の振興を本県振興の柱に位置づけることについて伺います。

(2)、沖縄の研究機関ではイモゾウムシの根絶事業、ヤイトハタ（アラーミーバイ）の養殖漁業に大きな成果を上げています。その果たしている役割に照らして体制が強化されるべきであります。3年間の研究機関の予算と人員について年度ごとに明らかにしてください。

(3)、イモゾウムシの根絶事業では、イリムサーが根絶されると芋は沖縄で二十数億円市場と言われております。沖縄農業発展の可能性を秘めています。イモゾウムシ根絶事業の進捗状況はどうなっていますか。いつまでに根絶できますか、期限を決めて取り組むべきであります。

(4)、農業試験場、県海洋研究センター、ミバエ対策事業所等、研究機関の充実強化を図ることが農業・水産業の振興にとって重要であります。予算と体制の拡充、今後の体制について伺います。

(5)、研究機関の担当部局を農林水産部に移して普及体制を図ることについて伺います。

3、自然エネルギー（再生エネルギー）の普及・促進について。

日本共産党は、5年から10年以内を目標に原発から撤退するプログラムを政府が策定することを提起しています。原発からの撤退と同時並行で自然エネルギーの本格的導入と低エネルギー社会に向けて国を挙げた取り組みを行うべきであります。

(1)、沖縄県の自然エネルギー導入の現状について伺

います。

(2)、県内への自然エネルギー導入可能性調査を実施し、各地域への風力・太陽光などの実現を目指すことについて伺います。

(3)、風力・中小水力・太陽光・バイオマス発電等の自然エネルギー導入促進を目指し、数値目標を明確にしたプログラムを策定し推進を図ることについて伺います。

(4)、太陽光発電の住宅への支援を拡充し普及を図ること。

(5)、小中学校等、公共施設での太陽光発電の普及・促進について伺います。

4、住宅リフォーム助成制度について。

(1)、東日本大震災で住宅の耐震化の重要性が指摘されています。住宅リフォーム助成制度は、住宅の耐震化、太陽光発電の導入を促進していく上でも重要な制度になっていると考えます。「沖縄自主戦略交付金」を活用して実施するとの答弁でしたがどうなっていますか、答弁を求めます。

5、台風被害対策について。

経済労働委員会として7項目の申し入れを行いました。その後の対応について伺います。

6、花卉生産農家への支援について。

沖縄県の菊生産農家は、東日本大震災の影響を受け価格の大幅下落、出荷停止で13億円以上の被害を出し大きな打撃をこうむっています。花卉生産農家が安心して生産を継続していくためには、価格安定保障制度を創設することが必要です。岩手県ではリンドウ、青森県では輪菊等の県独自の安定対策事業を実施しております。花卉生産の価格安定保障制度を国に働きかけると同時に、沖縄県として実施することについて伺います。

7、就学援助制度について。

(1)、就学援助の2008年から2009年の認定件数、認定率はどうなっていますか。

(2)、県内小中学校の給食費への市町村の助成状況について伺います。

(3)、県独自で学校給食費に助成を行い無料化を実施することについて伺います。

(4)、国に全額国庫負担を求めることについて伺います。

8、子供の医療費無料化の拡充について。

(1)、各市町村の子供の医療費無料化の実施状況について伺います。

(2)、2月定例議会で県答弁は、市町村の意向を踏まえて、対象年齢や給付方法等について総合的に検討し

ていくとのことでした。市町村の意向調査は実施したのですか。その結果について答弁を求めます。

(3)、子供の医療費無料化を、入院については中学校卒業まで、通院については段階的に無料化に踏み出すべきだと考えますが、実施時期について伺います。

(4)、現物給付制度の実施について伺います。

(5)、国に「子供の医療費無料化制度」の創設を求めることについて伺います。

9、南部病院の救急体制について。

県立南部病院の救急医療の民間移譲で救急患者の受け入れが大幅に減少し、市民から、生命・安全が守れない、救急体制を早急に整備してほしいとの悲鳴の聲が上がっています。「県立南部病院の移譲に関する基本協定書」で、新病院は県立南部病院が主として行ってきた救急医療、小児救急医療を実施すると明記しておりますが、基本協定書は遵守されているのでしょうか。県が責任を持って救急医療を確保すべきではありませんか。

10、沖縄陸軍病院南風原壕群の保存・継承について。

沖縄戦当時、沖縄陸軍病院南風原壕と炊事場を結び、女学生らが食料や水を運んだ「飯あげの道」の一部を県道の拡幅工事に伴い埋め立てる計画が進められております。平和ガイドや元ひめゆり学徒隊の宮良ルリさんは、当時の様子がわかる場所を残してほしいと訴えています。南風原町文化財保護委員会も、平成19年当時トンネルを埋め立てる問題が起きたときに、県道下のトンネルを閉鎖して「飯あげの道」を遮断する案には賛成できない、炊事場からトンネルを通過して壕群へと至る「飯あげの道」はぜひ確保していただきたいと報告書を提出しています。

沖縄陸軍病院南風原壕は、全国で初めて戦争遺跡群として文化財指定を受けた地域です。戦争遺跡群を保存して後世に平和のとうとさを伝えていくのは県民の大きな責務です。沖縄陸軍病院南風原壕の「飯あげの道」を保存・継承することについて、県の認識と今後の対応を伺います。

11、我が党の代表質問に関連して。

危険なオスプレイ配備反対と高江ヘリパッド建設を見直し、中止することについて。

知事は、安里宜野湾市長との連名で、防衛大臣に対するオスプレイの配備に関する質問状で、「ディフレクターの不具合や舗装されていない地面への着陸等における火災リスクが危惧される」とし、オスプレイは高温排出ガスの問題に加え、ヘリコプターモードの際に回転翼が発生させる下降気流が普天間基地に配属さ

れているCH46ヘリコプターよりも激しいという指摘をし、北部訓練場に関連して説明を求めています。知事は、菅首相との会談で配備反対の意向を伝えております。その理由の一つに挙げたのが同機の高温排ガス問題です。オスプレイ配備により高江ヘリパッドで訓練が行われると、生物多様性豊かなヤンバルの森が破壊されることになるではありませんか。高江のヘリパッド建設は見直し、中止すべきであります。知事の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、沖縄振興計画と農業・水産業の振興についての御質問の中で、次期振興計画の中で農林水産業を本県振興の柱に位置づけることについての御質問にお答えいたします。

沖縄の農林水産業は、食料の安定供給や国土の保全、そして観光資源などに加えて地域経済を支える重要な産業となっております。

沖縄県といたしましては、農林水産業を次期振興計画の中で重要な柱と位置づけ、第1に、亜熱帯性気候等の優位性を生かしたおきなわブランドの確立、第2に、農林漁業者の担い手の育成確保及び経営安定対策等の強化、第3に、亜熱帯・島嶼性に適合した農林水産業の基盤の整備、第4に、観光と連携をした6次産業化による新市場開拓や国内外を見据えた流通・販売・加工対策の強化など、フロンティア型農林水産業の振興など各種施策に取り組んでまいり所存でございます。

次に、自然エネルギーの普及・促進に係る御質問の中で、自然エネルギー導入可能性調査の実施と導入実現についてという御質問にお答えいたします。

自然エネルギーの導入可能性調査につきましては、「沖縄県エネルギービジョン」の策定に当たり、2007年に賦存量の推計を行っております。これによりますと、風力、太陽光、太陽熱利用、そして廃棄物等につきまして導入可能性が高いとされております。

県におきましては、地域への自然エネルギーの導入を加速するため、「新たな沖縄振興のための制度提言」におきまして、民間事業者や一般消費者を対象としたグリーン投資税額控除等の新エネルギーの導入に対する支援を要望しているところでございます。

同じく自然エネルギーに係る御質問の中で、小中学校等公共施設での太陽光発電の普及・促進についての御質問にお答えいたします。

沖縄県内の小中学校等への太陽光発電の設置状況につきましては、平成22年7月現在で34校となっております。

県といたしましては、学校や公共施設への太陽光発電の導入は大きな課題と認識いたしております。このため、国に対する「新たな沖縄振興のための制度提言」におきまして、太陽光発電などの新エネルギーの導入・普及に関する支援策を要望いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 硫黄島への米軍射爆撃場移転反対等についての御質問の中で、質問の1の(1)、1の(2)は関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

去る5月に開催された米軍基地負担軽減部会で、北澤防衛大臣から、鳥島射爆撃場を硫黄島へ移転することを検討しているとの発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容は決まっていないとのことであります。

県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。また、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除につきましては、これまで累次にわたり日米両政府に対し求めているところであり、今後とも久米島町、軍転協、漁業関係団体とも連携しながら、あらゆる機会を通じ求めてまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問に関連して、オスプレイ配備と高江ヘリパッドについての御質問にお答えいたします。

沖縄県としては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

去る6月24日、沖縄県は、北部訓練場への影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告において同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興計画と農業・水産業の振興についての御質問の中で、農業・水産業関係研究機関における３年間の予算と人員及び今後の予算と体制について、これは２の(2)、２の(4)でございますけれども、関連しますので一括してお答えいたします。

農業研究センター、水産海洋研究センター及び海洋深層水研究所における平成21年度から平成23年度までの予算額は、当初予算ベースで平成21年度が19億5600万円、平成22年度が20億1200万円、平成23年度が21億6100万円で、人員は、平成21年度が177人、平成22年度が174人、平成23年度が172人となっております。また、今後の試験研究体制については、振興計画等の目標実現に寄与するため、試験研究評価システムによる適正な評価と重点研究課題の設定などに基づく予算及び人員の適切な配分に努めてまいります。さらに、近年、多様化・高度化する研究ニーズには人材の育成、各試験研究機関との連携を図ることにより対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 沖縄振興計画と農業・水産業の振興についての中で、イモゾウムシ根絶事業の進捗状況と根絶事業計画についてお答えいたします。

イモゾウムシ等根絶防除事業については、久米島と津堅島において実施しております。久米島のアリモドキゾウムシについては、平成22年８月から国による駆除確認調査を実施しております。この調査の中で、急峻な岩場で人の出入りが困難な一部地域で野生虫が確認されたことから、駆除確認調査地域から切り離れた特別調査地区として応急防除を実施するとともに、新たにトラップの増設や寄主植物除去等の取り組みを強化し根絶を目指しております。

イモゾウムシにつきましては、平成14年度から島の一部地域で不妊虫放飼法による防除を実施しており、アリモドキゾウムシ根絶後、防除地域を拡大していく計画であります。津堅島のアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶防除は、平成19年11月から開始し、アリモドキゾウムシについては平成23年６月現在、ほぼ発生ゼロの状態となっております。また、イモゾウムシについても一部地域を除き発生がないことから、根絶を目指し防除を強化しております。

今後の計画としては、アリモドキゾウムシとイモゾウムシの大量増殖技術確立や低コスト人工飼料の開発、イモゾウムシの密度抑圧防除技術とモニタリング技術の開発などを行い、宮古、八重山、沖縄本島に防除地域を拡大する考えであります。

次に、病害虫防除技術センターの予算と体制の拡充についてお答えします。

病害虫防除技術センターにおける平成21年度から平成23年度までの予算額は、当初予算ベースで平成21年度が10億400万円、平成22年度が９億9000万円、平成23年度が10億6100万円となっております。人員は、平成21年度が25名、平成22年度が25名、平成23年度が24名となっております。なお、ゾウムシの担当者はそれぞれ16名となっております。

今後の事業実施体制については、次期振興計画やイモゾウムシ等の根絶事業の規模拡大等を踏まえ、予算と人員の確保に努めてまいります。

台風被害対策の中で、経済労働委員会による台風被害農家の支援７項目の申し入れへの対応についてお答えします。経済労働委員会による台風被害農家の支援７項目については、関連しますので一括してお答えします。

無担保・無保証人、無利子については、農林漁業セーフティネット資金を借り入れる被害農家に対し、利子助成の予算を６月議会に計上するとともに、公庫では弾力的に無担保・無保証人に対応することとしております。資材・燃料費等必要経費については、農林漁業セーフティネット資金で対応できることとなっております。返済猶予については、公庫等と連携し農業近代化資金等の制度資金借り入れ農家に対し償還猶予を行っているところであります。公庫等の支援としては、既に制度資金を借り入れた農家の償還猶予、農林漁業セーフティネット資金借り入れ時の無担保・無保証人等について弾力的に対応しているところであります。沖縄型農業共済制度の創設及び輸送コストの軽減については、「新たな沖縄振興に向けた制度提言」の中で国へ要望しているところでございます。強化型ハウスについては、被害軽減の観点から、市町村等の意向を踏まえて導入を検討してまいります。

今後とも、台風２号の影響による農家支援については、農家の要望等を踏まえ関係機関等と連携し対応を検討してまいります。

花卉生産農家への支援についての中で、花卉の価格安定保障制度についてお答えします。

国の価格安定保障制度については、農業の振興や食料自給率の向上を図る観点から、野菜、果樹、畜産物

などの特定品目が対象となっており、花卉については制度化されていない状況となっております。

県としては、花卉価格安定保障制度について、花卉の生産・価格動向や他府県の実施状況、市町村等の要望を踏まえて検討していきたいと考えております。

なお、国に対しては、東日本大震災に伴う菊への被害状況を伝えるとともに、花卉生産農家の経営安定化対策について提案をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 沖縄振興計画と農業・水産業の振興に関する質問のうち、研究機関の農林水産部への移管についてお答えいたします。

本県の農業研究センターなどの試験研究機関は、客観的・統一的な評価結果を優先的に研究予算に反映させるとともに、分野の異なる研究機関相互の連携を図ることを目的に、平成17年度に企画部に一元化しました。しかしながら、一元化の結果、試験研究と普及との連携が不十分だという声もあり、現在、一元化のメリットを生かしつつ、組織再編も含めた連携を強化する方策について検討しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 自然エネルギーの普及・促進についての中で、沖縄県の自然エネルギー導入の現状についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の自然エネルギー導入の現状については、個別の家庭あるいは企業等の状況を把握することが困難でありますので、沖縄電力の発電電力量の構成比に占める比率で申し上げますと、平成22年度実績で約2%となっております。

それから、同じく自然エネルギーに関するプログラムの策定と推進についての御質問にお答えいたします。

平成22年度に策定した「沖縄県エネルギービジョン」では、2020年を目標年として、新エネルギーの導入割合4%、エネルギー自給率1.5%、石油依存度5%低減、省エネルギー効率10%改善という数値目標を設定しております。また、この目標達成のため、風力、太陽光、バイオマス発電等の分野ごとにモデル指標を設定しております。これによりますと、2020年までに風力で14万キロワット、太陽光で15万キロワット、木質バイオマスで6万トン等の導入を目指すこととしております。

続きまして、住宅への太陽光発電の普及についての御質問にお答えいたします。

県内における住宅用太陽光発電に対する補助制度は、沖縄県が平成23年度予算で800万円を計上しているほか、那覇市を初め6市町において約2000万の予算が措置されているところでございます。

住宅等への太陽光発電は、自然エネルギーの導入比率を高める上で非常に重要であることから、その加速に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 住宅リフォーム助成制度についてで、住宅リフォームの沖縄振興自主戦略交付金の活用についてお答えいたします。

平成23年度の住宅リフォーム助成制度の実施については、沖縄振興自主戦略交付金の活用を検討しましたが、補助率が45%と低く、県負担分が大きいことなどから対応できませんでした。しかし、県としては、今後、国の住宅市場活性化のためのリフォーム関連施策の取り組み等について注視しながら、住宅リフォームの支援を検討していく考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 就学援助制度についての御質問で、認定者数等についてお答えいたします。

市町村における就学援助の認定者数、認定率は、平成20年度（2008年度）は2万2706人、15.18%、平成21年度（2009年度）は2万3918人、16.09%となっております。

次に、市町村の給食費助成についてお答えいたします。

県内小中学校の給食費へ助成を行っているのは7市町村であります。助成の方法は主に3とおりで、食材費への一部助成、給食費への一部助成、給食費への全額助成等となっております。

次に、給食費の無料化についてお答えいたします。

学校給食法の規定によりますと、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者であります市町村が負担いたしまして、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。学校給食費の無料化を県単独で実施することにつきましては、現行制度上困難でございます。

なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食や学用品等の就学援助が行われております。

次に、全額国庫負担についてお答えいたします。

要保護児童生徒への就学援助は、国庫2分の1の補助が行われております。また、準要保護児童生徒への就学援助は、平成17年度から国庫分について税源移譲及び交付税措置が講じられまして、市町村の単独事業となっております。

今後とも、市町村において必要な就学援助が行えるよう十分な財源措置につきまして、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通じまして国へ要請してまいります。

次に、沖縄陸軍病院南風原壕群の保存・継承についての御質問で、「飯あげの道」の保存と継承についてお答えいたします。

沖縄陸軍病院南風原壕群は、平成2年に南風原町が戦跡文化財に指定した戦争遺跡でございます。「飯あげの道」は、動員された当時の学徒らが食料や水を運んだとされる炊事場から各壕を結ぶ道で、当該遺跡を理解する上で重要であるとしております。

現在、南風原町におきましては、「飯あげの道」の取り扱いに関しまして協議がなされていると聞いております。

県教育委員会といたしましては、地域の文化財は地域において適切に保護・活用していくことが基本と考えており、その推移を見守りつつ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 子供の医療制度無料化の実施状況についてお答えいたします。

平成23年4月1日現在の県内市町村における乳幼児医療費助成事業の実施状況は、入院は高校卒業までが1町、中学校卒業までが19市町村、小学校卒業までが1市、就学前までが20市町村となっております。また、通院は、中学校卒業までが3町村、就学前までが11市町村、5歳年度末までが1村、4歳児までが4市村、3歳児までが22市町村となっております。

続きまして、子供の医療費無料化制度における市町村調査についてお答えします。

県においては、ことし4月から5月にかけて、乳幼児医療費助成事業に関して全市町村を対象に調査を実施しました。その結果、入院では高校卒業まで要望する市町村が1カ所、中学校卒業までが24カ所、小学校卒業までが2カ所、就学前までが14カ所となっております。また、通院では中学校卒業まで要望する市町村が9カ所、小学校卒業までが5カ所、就学前までが16カ

所、3歳児までが11カ所となっております。所得制限については、必要と考える市町村が22カ所であり、一部自己負担金については、必要と考える市町村が13カ所となっております。給付方法については、現物給付方式を要望する市町村が4カ所、自動償還方式が16カ所、現行の償還払い方式が22カ所となっております。

続きまして、子供の医療費無料化制度の対象年齢の拡大についてお答えします。

乳幼児医療費助成事業については、現在、入院は就学前まで、通院は3歳児までを対象に市町村が助成した医療費に係る自己負担分の2分の1を県が補助しております。乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大については、県財政や他の医療費助成制度とのバランス、市町村調査の結果等を踏まえ、対象年齢や給付方法、所得制限、一部自己負担金等の助成要件と実施時期を総合的に検討してまいります。

続きまして、現物給付制度の実施についてお答えします。

県といたしましては、乳幼児医療費助成が子育て支援の観点からも必要な事業であると認識しております。しかし、現物給付方式を導入した場合、国は、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の財政運営に与える影響が大きいため、現状では難しいと考えております。

続きまして、国による子供の医療費無料化制度の創設についてお答えいたします。

乳幼児医療費助成事業は、国からの財政支援のない単独事業であります。現在、すべての都道府県で実施されておりますが、制度に対する考え方や財政状況等により制度内容には大きな違いがあります。しかしながら、同事業は全国で一定の水準を確保することが望ましいことから、国に対し乳幼児医療費の負担軽減についてさらなる措置を講じるよう全国知事会等を通して要望しているところであります。

医療法人友愛会南部病院の救急医療体制についてお答えいたします。

友愛会南部病院は、平成18年度に開院されており、移譲に関する基本協定書を踏まえ、救急医療や小児救急医療を実施しているところであります。南部医療圏における救急医療については、救命救急センターである県立南部医療センターを中心に豊見城中央病院や南部徳洲会病院等14カ所の救急病院がそれぞれの機能により連携を図りながら対応する必要があります。友愛会南部病院についてもその一翼を担っており、救急告示病院としての役割は果たしているものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

まず最初に、南部病院の救急体制についてでありますけれども、救急の受け入れは実施していると、その役割を果たしているという答弁がありましたけれども、しかし、皆さん、南部病院の救急受け入れの実態について調査したことがありますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 友愛会南部病院の救急体制ですが、夜間10時までやっていると聞いております。

○玉城 ノブ子さん 10時までのことを聞いているんじゃないですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 南部病院の救急体制ですけれども、一般の患者は夜10時まで受け入れ、自院に通院している患者は24時間受け入れているというふうになっております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ですから、実態としては、要するに10時以後の救急患者の受け入れについては、心肺停止の患者だけしか受け入れないという状況になっているんですよ。ですから、この周辺の老人福祉施設の職員の皆さんとか市民の皆さんが10時以後に救急で病院に行っても受け入れてもらえないという事態があるわけなんですよ。それで、みんなこれではもう生命の安全が守れないというふうな悲鳴の声が上がっているわけなんですよ。一分一秒を争う救急患者の受け入れの問題ですから、これは非常に大事な問題であるわけなんですよ。ですから、これは県立南部病院の民間移譲の問題が出たときに、この救急医療がなくなるんじゃないかということで真っ先に市民の間から不安の声が上がったわけです。ですから、そういう意味で私たちは、これは救急医療を何としても残していかなきゃならないんだということで、多分そういうことがあって南部病院の医療に関する基本協定書で、新しい病院は救急医療、小児救急医療を実施するというこの基本協定書を結んでいるというふうに思うんですよ。それが今、実態として実施されていないと、その中身で実施されてないということであるわけですから、県として実施させると、救急医療の受け入れをさせると

いう責任があるんじゃないでしょうか。それをやるべきだということを言っているんです。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 南部病院に問い合わせましたところ、我々は救急医療をやっておりますというお答えですので、基本的にこういう議論のときに、日本の医療体制というのは、保険制度で決まっています、機能を選択してフリーアクセス、どこの病院に行ってもいいわけです。それとその病院までのアクセスの仕方がどの程度住民にとって許容度があるか、いろんなので決まると思いますので、その中で今、現状があると理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 皆さんは現状は、実態の調査はなさっていらっしゃるんでしょう。私たちは調査したんですよ。そうしたら消防の職員も、当初は救急を受け入れてもらえますかということで電話をして問い合わせしていたんですけども、しかしなかなか受け入れてもらえないということがあって、今ではもう南部病院ではなくてほかの医療機関、他市町村に行かなくちゃいけないということで、他市町村に今運んでいるというのが実態なんですよ。そういう実態を調査してきちんと対応すべきですよ。知事、民間移譲のときに皆さんはちゃんと基本協定書を結んでいるんですよ。乙は、救急医療、小児医療を実施するという基本協定書を結んでいるんですよ。糸満市長も、何度も訴えてもなかなかこれが実施されないということを言っているわけですよ。知事には責任があるんじゃないですか。この救急医療をちゃんと確立するという責任があるんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員御指摘の基本協定書には、乙は救急医療、小児救急医療を実施するものとするというふうに記載があります。そういうことを受けて、今現在、平成22年度ですけれども、救急車搬送状況で言いますと、153人の入院を受け入れているという現実もありますので、救急医療は行われていると理解します。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 私は、これは皆さん方、10時以後の救急受け入れの実態ではないというふうに思います。ですから、実態をぜひ調査してください。知事、

実態を調査して、ちゃんと基本協定書に基づいた救急受け入れをやってもらおうと、させるということを知事が責任を持ってそういう医療体制を確立するというふうにしてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 県立の時代から深夜の救急患者数とかはそれほど多くなくて、かつしかもアクセスがいいために機能のいい病院に皆さん選択して行くという実態、いろいろどういう状況なのか、あるいは地域の住民からこういう意見がありますよということをお伝えして情報交換はしようと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 情報交換の問題じゃなくて、実態として市民の間から……。消防署の職員もそういうふうに訴えています、なかなか受け入れてもらえないという、そういう実態があるわけですから。皆さん、糸満市長もずっとそう言っているわけですよ、10時以後の救急医療体制でなかなか受け入れてもらえないということを言っているわけですよ、知事。調査して、ちゃんとそれに実態に見合うような救急医療の受け入れをやってもらおうということを知事として責任を持って答弁してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員のおっしゃるように、今の件はもう一度実態を調べてみましょうね。そして、今は南部病院についておっしゃったような当時の申し合わせみたいなものがあるわけですが、現実には10時以降というのは非常に少ないということも現実のようです。そしてそれがあったら受け入れているという話ですし、そのときは県立病院へ南部医療センターへ運んだりしているようですから、これはどこでなければいけないというのを決めつけるというののもいがかとは思いますが、まずこの実態のところは確かに調べてみましょうね。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん じゃ、ぜひそれは実態調査をなさっていただきたいと思います。

次に、沖縄陸軍病院南風原壕と「飯あげの道」ですね。これについて教育長は現場調査に行かれてこの陸軍病院と「飯あげの道」というのは一体のものとして非常に重要な役割を担っているということでありました。これは、この沖縄陸軍病院南風原壕、「飯あげの道」は全国で初めて戦争遺跡群として指定を受けた地域であるわけです。それは一体のものとして保存・活用をしてほしいというのが市民の皆さんを初めボランティアガイドの皆さん、ひめゆり学徒隊の皆さんの訴えであるわけです。県としても、戦争遺跡群を県の文化財保護に指定するということで979カ所候補地を挙げているということで選定作業を進めているというふうなことでありますので、これについて、沖縄陸軍病院南風原壕と「飯あげの道」はこの文化財保護、皆さん方が挙げているこの候補地に挙げているんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今現在、この「飯あげの道」については候補に挙げておりません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん それはやっぱり一体のものとして文化財保護として選定していくという方向性があるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、まず候補に挙げるか否かにつきましては手続がございます。まず1点目は、地方の文化財保護審議会のほうがその地権者の同意を得ながら、いわゆる文化財として適当かどうかについて御判断をした後で県のほうに上がってくると、そういう手続でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん この沖縄陸軍病院の南風原壕は、南風原の文化財保護委員長の吉浜先生を初め5名の方が本を書いているんですけども、その後書きのほうにこういうふうに述べているんですよ。戦跡を保存する最も有効な方法が文化財指定である、戦跡は文化財保護を指定されることが目標達成ではないと、保存した戦跡をどう活用するかを視点を持って取り組みを進めなければならないと、そうしないと生きた文化財にはならないんだということをおっしゃっているんです。まさしくそのとおりだというふうに私は思うんですよ。これを保存して戦跡をどう活用するかということが生きた文化財にしていく大変重要なところだというふうに思うんです。そういう意味ではこの「飯あげの道」を保護して、本当に戦争遺跡群として次の世代に引き継いでいくと、平和のとう

とさをそれを通じて訴えていくということが非常に重要だろうというふうに思うんですね。ですから、県としてぜひ南風原町のほうにも教育委員会としてこのことの大事さを、「飯あげの道」と一体となってこれを残して継承し活用していくことが大事なんだということをぜひ県のほうからも表明をしていただきたいというふうに思うんですが。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私も今回、実はこの「飯あげの道」を拝見いたしまして、その道が平和学習にとって大きな役割を担っているということを改めて認識をした次第でございます。ただ、文化財の指定等につきましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり町のほうから地権者との同意等々を得ながら県のほうに上がってまいりますので、そういう手続を踏まえながら、今、我々はしっかりと町の推移を見守っていると、そういう状況でございます。そういう中で我々県教育委員会ができることがありましたら、また積極的に対応していこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 子供の医療費の無料化なんですけれども、各市町村の流れは、例えば無料化を入院については中学校卒業まで、これが20市町村に広がっている。これは1年間で2倍以上に広がっているんですよ。そして通院についても小学校入学前まで、就学前までの無料化を実施する市町村がふえている。これが市町村の流れであるわけです。ですからぜひ、これは知事の公約の中にもあります。ぜひそれは公約を実践するという意味から言っても、この無料化の拡充を早目にぜひやっていただきたいということで知事の決意を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私の公約でも考え方が似たるものがあります。無料化の拡大については、今、実務的にちょっと詰めておりますので、拡大の方向が出てきた段階でまた御披露できればと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では通告しておりますので、一般質問を行います。

1つ目でありますが、日米安全保障協議会（2プラス2）について伺います。

(1)、6月23日慰霊の日の直前、日米安全保障協議委員会が開催をされ、県民の意思を無視し、普天間飛行場の移設先を辺野古へV字型とすることで再び合意をしております。沖縄戦では、住民を本土防衛の盾として多くのとうとい犠牲者を出しております。戦後66年、またしても普天間基地を県内に閉じ込め、県民を本土防衛として安全保障の犠牲にしようとしております。沖縄県民へ差別と犠牲を押しつける政府への怒りが込み上げてまいります。知事の所見を伺います。

(2)、今回、ロードマップで示した普天間移設とグアム移転の2014年の期限を撤回しており、普天間基地の固定化が懸念されます。知事の見解を求めます。

(3)、米軍再編の普天間基地移設とグアム移転と嘉手納基地以南の基地返還は、パッケージの枠組みを維持するとしております。知事が主張するパッケージ分離をどう実現していくのか伺います。

(4)、埋立工法をV字型滑走路として、「微修正を考慮」と明記されておりますが、滑走路の沖合移動を示したものとされており、知事はかつて沖合移動を主張したことがありましたが、今回はぶれることなく毅然と対処できるか伺います。

(5)、南西諸島への災害対応の国際物流拠点化は、島嶼防衛による自衛隊配備がもくろまれ、軍事強化となります。知事の所見を伺います。

2、10・10大空襲、艦砲射撃等による民間被害者に対する国家補償についてであります。

(1)、沖縄戦で空襲、艦砲射撃等による一般民間住民の戦死者の実態調査はされているか伺います。

(2)、ドイツやフィンランド等の諸外国では、民間の戦災被害者に対して軍人・軍属と分け隔てなく補償されております。沖縄戦では、一般民間戦争被害者は、戦闘参加者と認定された場合に限られ、その他の住民は放置をされております。憲法の定める法のものとの平等に反し不条理であり、最大の人権・人道問題とされており、県の見解を伺います。

(3)、未補償のまま放置されている民間戦争被害者救済のため、特別立法と援護法の適用改善を求める動きが起こっておりますが、県の見解を求めます。

大きな3、沖縄振興計画の策定について。

(1)、これまでの4次をどう検証し、新しい制度へどう生かそうとしているか伺います。

(2)、県は、内閣府の沖縄関係予算一括計上分すべてを求め、過去10年の平均から約3000億円の一括交付金化を求めています。その根拠は十分説得力を持ち得るのか伺います。

(3)、全国的には、まだ沖縄振興が必要なのか、なぜ

特別扱いするのかとの声があると聞きます。そのことへの対処として、県民運動の世論形成づくりや政治的な働きかけは万全か伺います。

大きな 4、原発から自然エネルギーへの転換について。

(1)、福島第一原発が被災をし、コントロールを失い、複合的な原発震災となっております。大量の放射能放出や大規模停電などの二次的被害が事態を深刻化させております。もはや原子力に固執する選択肢はありません。早急に脱原子力にかじを切り、自然エネルギーへの活用に転換を図るべきではないか、県の見解を伺います。

(2)、県が進めている天然ガス資源開発の進捗状況はどうなっているか伺います。

(3)、沖縄電力の原子力発電所研究は、2009年 7 月、小型原子力発電の導入の可能性の研究に取り組むとして研究員を派遣をしております。また、福島第一原発の被災以降もその態度を変えようとはしておりません。県の原子力への考え方と同社への指導についてあるか伺います。

大きな 5、海ブドウの養殖事業について。

海ブドウは、陸上養殖を成功させてから生産量を伸ばし、沖縄県を代表する水産物となっております。生産者は、「沖縄県生産者組合協議会」を設立をし、安心・安全を心がけ、沖縄海ブドウブランドを確立しようとしております。県の連携と支援が求められております。

では、伺います。

(1)、共同出荷などの生産施設の整備を図られないか伺います。

(2)、加工、新商品の開発等支援策を伺います。

(3)、沖縄海ブドウのブランドの P R の支援策を伺います。

(4)、海ブドウ専用のえさの研究、開発はできないか伺います。

大きな 6、カヌー練習場の環境整備について。

沖縄のカヌー競技の選手は、日本代表として世界選手権にも出場する全国トップレベルにあります。そのカヌー選手の練習場が糸満市を流れる報得川にありますが、ヘドロが堆積し悪臭が漂い、水質の汚濁が著しく悪い環境にあります。また、カヌーの船揚げ場がなく、1メートル前後のフェンスを乗り越え、危険な状況で河川におりております。さらに、鉄骨の階段にもさびが入り、けがする危険性があります。県の環境整備が求められています。

それでは伺います。

(1)、報得川の水質調査と浄化対策を早急にすべきではないか伺います。

(2)、河川へ通じるカヌーの船揚げ場の整備を図るべきではないか伺います。

7、指定管理者制度について。

(1)、指定管理者制度は、新自由主義政策のもと「官から民へ」と「地方公共団体の施設」の管理についても民間事業者へ任せられるよう2003年 6 月に地方自治法を改正して導入された制度であります。それによりコスト削減が優先をされ、指定期間及び公募原則によって労働者の有期雇用化と低賃金化が進み、自治体みずからワーキングプアを生み出し、専門性が破壊をされ、施設の安全性や公共サービスの質の低下をもたらすことなどが明らかになっております。したがって、指定管理者制度の抜本的見直しが求められております。

では、伺います。

こうした状況の中で、沖縄県男女共同参画センター(ている)の契約職員 9 名が来年 3 月で雇いどめの状況にあると言われております。10年以上専門職として勤務してきた状況を考慮もせず、指定管理者制度の矛盾の犠牲を受けようとしております。雇用の継承を図るべきではないか伺います。

再質問は、指定の席で行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 崎山嗣幸議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第 1 に、日米安全保障協議に係る御質問の中で、普天間飛行場の移設先を辺野古へ V 字型で再合意したことについての御質問にお答えいたします。

昨年 5 月の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する声が高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招きました。その後、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を求めてまいりましたが、それらは依然として示されておりません。これまで日米両政府に対し、「地元の理解を得られない移設案を実現することは、事実上不可能である」と、機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回、このような決定がなされたことはまことに遺憾であります。

県といたしましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設の実現に向けて、真摯に取り組むべきと考え、その旨要請をしているところであります。

次に、同じく日米安全保障協議委員会に係る御質問

の中で、普天間移設とグアム移転の2014年期限の撤回及び普天間基地の固定化についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去であります。早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

県としましては、今後とも総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいる所存でございます。

同じく日米安全保障協議委員会に係る御質問の中で、「微修正を考慮」に対する知事の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、当時、代替施設の建設位置について、地元の意向や環境に配慮する観点から、可能な限り沖合へ寄せてほしいと政府に対し求めておりましたが、それと今回の日米共同発表に「この計画の微修正を考慮し得る」と記述されたこととの関係につきましては承知いたしておりません。

次に、沖縄振興計画策定に係る御質問の中で、沖縄振興に係る世論形成づくりや政治的な働きかけについての御質問にお答えいたします。

沖縄の振興につきましては、沖縄が戦後26年余りにわたり国の施政権外にあった歴史的事実や、米軍施設・区域が集中している社会的事情などの地域特性にかんがみてさまざまな施策が図られてきましたが、県民所得の向上や雇用の確保、離島振興、戦後処理、さらには基地跡地利用などの課題は、いまだに解決されておられません。引き続き、国の責任による沖縄振興が必要だと考えております。また、世論の形成につきましては、県民各界各層の連携・協力が重要であることから、市町村長との意見交換や県民意見の聴取などに努めているところでございます。

各政党に対しましては、県議会議員及び県選出国会議員を通して、沖縄県が求める形での新たな沖縄振興策の実現を要望してきたところであります。各政党においては具体的な検討が行われているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 日米安全保障協議委員会（2プラス2）についての御質問の中で、パッケージ分離の実現についてお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会文書において、嘉手納飛行場より南の施設・区域等の返還は、ロードマップに記されたように着実に実施されることを再確認したとしており、いわゆるパッケージ論が改めて示されております。「再編実施のための日米のロードマップ」で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、沖縄の振興・発展のための貴重な空間であり、確実に実施される必要があります。そのため、県としましては、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、去る6月27日にも菅総理を初め官房長官、外務大臣、防衛大臣に対し強く求めたところであります。

次に、災害対応の拠点化についての御質問にお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会共同発表では、地域の人道支援等の後方支援の拠点を日本に設置することの重要性につき一致したとされておりますが、災害救援に係る具体的な場所は示されておられません。また、去る5月に開催された沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会で、北澤防衛大臣から、災害拠点として下地島空港の使用について発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容等については決まっていないとのこととあります。

県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 沖縄戦における一般民間住民の戦死者の実態調査についてお答えいたします。

沖縄戦における一般民間人の戦死者の実態調査については実施されたことがありませんが、昭和32年当時の琉球政府において戦没者数の推計値が示されております。その推計値によると、一般県民の戦没者数は9万4000人とされております。

続きまして、沖縄戦での一般民間戦争被害者に対する補償の範囲に関する認識についてにお答えいたします。

沖縄戦で一般県民で戦闘参加の実態がある戦没者及び戦傷病者については準軍属の戦闘参加者として「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が適用され、遺族給付金または障害年金が支給されております。

戦争被害に対する補償については、対象者の範囲も含め、その制度のあり方については、基本的に国にお

いて対応すべき事項であると考えております。

続きまして、新特別法と援護法の適用改善を求める動きについてお答えいたします。

国に対して新特別法と援護法の適用改善を求める動きがあることについては承知しております。戦争被害に対する補償については、対象者の範囲も含め、その制度のあり方については、基本的に国において対応すべき事項であると考えております。

県といたしましては、今後の国における対応状況を注視していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興計画の策定についての御質問の中で、これまでの計画の検証等についてお答えします。

沖縄振興については、これまでの40年にわたる県民各位の不断の努力の結果、社会基盤は一定の水準に整備され、観光・リゾート産業や情報通信関連産業等、沖縄の地域特性を生かした産業分野が発展してまいりました。新たな計画では、このような成果をさらに継承・発展させる考えであります。

一方、復帰40年を経た現在、沖縄を取り巻く環境は、地方分権改革やグローバル経済の進展など大きな時代の節目にあります。東アジアの著しい発展により沖縄が地理的優位性を持つようになり、また、日本全体が人口減となる中、しばらく人口増が続くことなど、沖縄の潜在力が顕在化しております。さらに、県民が沖縄の将来に求める姿も従来の社会資本整備の重視から、自然や伝統文化の保全・継承、安全・安心な暮らしなどソフト的なものへと移りつつあります。

このようなことから、新たな計画では、「強くしなやかな経済の構築」と「沖縄らしい優しい社会の構築」を施策展開の基軸に、「沖縄21世紀ビジョン」で示された県民が描く将来像の実現に向けて取り組むとともに、「基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用」や「離島の条件不利性克服と国益貢献」など固有課題の克服、解決を図ってまいります。

次に、沖縄振興一括交付金の積み上げ根拠についてお答えします。

沖縄県は、現行の国直轄経費及び市町村の事業費を含めた内閣府沖縄担当部局予算の全額に加え、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に盛り込まれた施策の展開に必要な財源を沖縄振興一括交付金の対象とすることを国へ求めているところであります。

沖縄県としては、現行の事業等に係る経費として国

直轄事業分1000億円程度、県・市町村の補助事業分1300億円程度に、那覇空港の整備や交通物流コストの低減、待機児童の解消、離島の定住支援などの新たな沖縄振興に係る事業分700億円を加えたおおむね3000億円程度が必要であると考えております。

次に、海ブドウの養殖事業についての御質問の中で、海ブドウの肥料の研究開発についてお答えします。

海ブドウの肥料の研究開発については、平成20年度から平成22年度までマリンバイオ産業創出事業において、県内の肥料企業との共同研究により実施しております。その結果、基礎的な知見が得られたことから、今年度は、沖縄県産業振興重点研究推進事業の一環として引き続き実用化に向けた技術開発を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 原発から自然エネルギーへの転換についての御質問の中の、福島原発事故を踏まえた自然エネルギーへの転換に対する県の見解についてお答えいたします。

沖縄県内において、原子力発電の導入計画はないものと理解しております。

沖縄県としては、新エネルギーの導入を加速していくため、「新たな沖縄振興のための制度提言」において民間事業者やあるいは一般消費者等を対象としたグリーン投資税額控除等の新エネルギーの導入に対する支援制度を要望しているところでございます。

県といたしましては、引き続き市町村等と連携し、新エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでまいります。

それから、原発から自然エネルギーへの転換の中で、天然ガス資源開発調査事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、有望な地産エネルギーとして期待される水溶性天然ガスの賦存量の把握や有効活用を目的として、沖縄本島中南部及び宮古島市において「天然ガス資源開発緊急調査事業」を実施しているところでございます。4月下旬に現地調査を開始しまして、宮古島市においては6月初旬に終了しております。それから沖縄本島中南部においては、現在調査中であり、今月中旬には終了を予定しております。また、有識者らで構成する「天然ガス資源有効活用検討委員会」におきまして、有効な利活用方法を検討しております。

県といたしましては、民間事業者等の参入を促進す

るため、調査結果を広く公表するとともに、有望な場所については、次年度以降、試掘を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、県の原子力に対する考え方と沖縄電力への指導についてお答えいたします。

沖縄電力では、日本原子力発電株式会社へ職員を1人派遣しておりますが、その目的は、原子力に関する情報収集であるとの報告を受けております。電力の安定供給の責務を負う電気事業者の立場として、さまざまな発電技術について積極的に情報収集することは重要であり、原子力についてもその一環のものであると理解しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 海ブドウの養殖事業の中で、海ブドウの生産施設整備や加工・新商品の開発、ブランドのPR支援については、関連しますので一括してお答えします。

沖縄県では、各地で海ブドウ養殖が盛んに営まれており、平成21年度の生産量は約230トンとなっております。

県では、平成22年5月に海ブドウのブランド化に取り組むために設立された「沖縄県海ブドウ生産者協議会」に対し、衛生管理等の技術的支援を行っているところであります。また、同協議会と連携し、ブランド化指針を策定し、さらに海ブドウの適切な品質及び衛生管理を行うためのマニュアルを現在作成しているところでございます。

海ブドウの販売促進につきましては、県内のイベントへの出展、ポスター等の作成・配布などの支援を行うとともに、品質保持のための県外輸送試験及び商品の衛生管理のための調査等を実施する計画であります。

加工品・新商品の開発や共同集出荷施設の整備につきましては、地元の要望を踏まえ、関係機関と連携し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） カヌー練習場の環境整備についての御質問の中で、報得川の水質調査と浄化対策についてお答えいたします。

報得川については、水質汚濁に係る環境基準を設定し、水質状況の常時監視を行っております。平成22年度の環境基準点におけるBOD測定結果は、4.8ミリ

グラムパーリットルと、環境基準値の10ミリグラムパーリットルを下回っており、水質状況は改善が見られております。

報得川の浄化につきましては、主な汚濁負荷の要因が生活排水及び畜舎排水であることから、流域生活排水対策重点地域に指定し、糸満市などと連携して家庭からの汚濁負荷低減の普及啓発、畜舎排水の監視パトロールなど水質保全に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き報得川の水質状況を監視するとともに、関係市町、環境活動団体などと連携を図りながら、報得川の水質環境の改善に努めていきたいと考えております。

次に、指定管理者制度についての御質問の中で、男女共同参画センターの指定管理者職員の継続雇用についてお答えいたします。

男女共同参画センターにおける指定管理者制度は、平成18年度から導入しております。第1期は、財団法人おきなわ女性財団、第2期は、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体が指定管理者となっております。

職員の継続雇用につきましては、第1期から第2期への移行に際し、第2期の指定管理者が職員を募集し、第1期指定管理者に雇用されていた職員9名のうち、応募した4名が採用されております。

県としましては、男女共同参画センター指定管理者の職員の採用などについては、当該指定管理者の責任において判断されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 崎山嗣幸議員御指摘の、カヌー練習場の環境整備に関するカヌーの船揚げ場の整備についてお答え申し上げます。

我がスポーツ振興課を通じ現地確認をしたところ、報得川は、県立沖縄水産高校カヌー部の練習場として現在も活用されているほか、糸満市のカヌー体験活動のイベント会場としても大いに活用されており、議員御指摘の現状も確認できました。

今後、県としましては、カヌーの船揚げ場を含め、練習環境等の改善に向けて、県立沖縄水産高校、糸満市、沖縄県カヌー協会など関係者との意見交換を踏まえた上で、庁内関係各課と対応を協議していきたいと考えております。

以上です。

○崎山 嗣幸君 議長、答弁漏れがあります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、再質問をします。

1番目の日米安全保障協議会のところであります。普天間基地の固定化についてであります。知事の答弁も総理、大臣とか面談をして県外ということでありましたけれども、まずは2014年を撤回をして普天間基地の固定化ということで脅しをかけられていると私は思っていますが、普天間基地の返還について知事の3年の公約は実現が図られなかったんですけれども、これは、今回めどは示さないのかということが1点。それから、解決を図るための道筋を示す行動計画であります。この中に世論を動かす運動の中身というのか、行動計画案を持っているのか2点目。3点目、先ほど私は知事が県外移設に転換をしたことによって沖合移動の知事の考え方は消滅をしたと私は理解をしているんですが、違うのかどうか。これは知事に見解を求めたいと思います。とりあえず3点お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） お答えいたします。

まず第1点の、3年めどの閉鎖状態と申し上げていた点についての御質問ですが、これは確かに3年めどで、あれから4年を超えてまいりました。まことに残念ではあるんですが、ただ、あの趣旨はやはり民主党、それから一時は社民党さん、そして国民新党の連合の政権ができて後の変化も踏まえ、今は官房長官を議長とする政策協議会の中で基地負担軽減部会の中で実現を図るべく続けてこの実現に取り組んでいるところであります。

そして2点目の、世論を喚起するための行動と申しますが、これについてはこれから県外へという部分の実現のためにいろんなことを今検討しております。そういう中で、今検討中ということでございます。

そして私は県外へということなので、今のV字案と申しますか辺野古案の可能な限り沖合と言っていた部分というのは自動的にこれは消滅しているんですねということに對しましては、そういう連携、関連という見方もできるかもしれませんが、私はいずれにしても事実上辺野古は不可能だ、したがって県外だという

うことを言っておりますから、そういう意味では事実上不可能ということでありますから、辺野古の微調整とかというようなことはもうカウントする中には入っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 普天間基地の返還の時期のめどは今回答しないのかについては、知事、いかがでしょうか。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと済みません。

○崎山 嗣幸君 3年というのが期限切れましたけれども、今回めどは示さないかということでお伺いしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 厳密には前回といいますか、3年めどの閉鎖状態の実現というのは返還が完成するというような意味合いでは無論なくて、閉鎖状態の実現ということで私は一生懸命やってきたつもりですが、今なお実現していないという点は先ほど申し上げたとおりであります。

そして今度の普天間、それと対比というか並べて普天間飛行場の返還について返還のめどは示さないかと言われても、これは対比の中身が違います。私は、閉鎖状態を実現するめどということを経年申し上げてきて、閉鎖して移転し返ってくるまでにはまたさらに時間がありますということは申し上げてきたつもりですから、厳密には今のは比較はできませんが、めどというものについては、今示しておりません。一日も早い移設、返還というのを追及しているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 何かめどを示さないということを含めて、後退するかなという感じもしますが、また沖合移動の考え方については消滅をしたと私は受けとめておきたいと思います。

次に、移ります。

それから、10・10空襲の件であります。先ほど一般戦争被害者が推計で9万4000人ということで聞きましたけれども、5万5000人が援護法の適用を受けたというふうに私も聞いていますが、残りの一般援護法とか、その他補償が受けられていない方が、空襲、艦砲で亡くなられたり、被害を受けた方々が4万人余りいるというふうに言われておりますが、それ以外に一家

全滅、それから調査がなくて、あるいは建物とか壊されたことを含めた想定をして10万人いると言われていて、これの国家補償を求めている運動でありまして、このことを何か先ほどは国の事項であり注視をしたいということで答弁でありましたが、沖縄戦のそういった悲惨な補償を何も受けなくてほったらかされている一般県民のことを考えるならば、県はやっぱりそういった運動に対して国家補償を求める動きをバックアップすべきだと私はと思いますが、再度見解をお願いをしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 県は、これまで沖縄戦被災者補償期成連盟からの陳情を受けて、国や国会へ要請してきましたが、63年以降はそういう動きがなくなりまして、それ以後は議員の指摘しているような国への要請等はないんですけれども、ただそういう経緯の中でいろいろ援護法の拡大は行われてきた経緯はあるようです。今また新たにそういうふうな拡大すべきだという動きがあるようですので、これは基本的には国がそういうことをどう考えるかということなんですけれども、当然、我々も注視していきたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 いずれにしても、戦後66年たった今日、この何の補償もない方々が訴えを起こしておりますので、私は県が無関心でいられるわけないと思いますので、ぜひ注目をして可能な限り情報の提供だとか、バックアップできる限りはそれをやっていただきたいと。また私はそれは当然な行政の責務だと思いますから、実態調査も含めて、ぜひ国家補償を求めるそういった被害者の皆さんの立場に立ってもらいたいということで、これは要望を申し上げておきたいと思えます。

それから次行きますが、原発の問題であります。冒頭、県の考え方として振興計画にもそれから21世紀ビジョンにも、将来導入計画はないと。それから新エネルギーへの転換だということで当初は言っておりましたし、私も21世紀ビジョン、20年構想にも10年の振興計画にも原発導入はないということで考えておりますが、それからするならば県の立場は明白であると私は思っております。しかしながら、巷談、沖縄電力の原子力研究の件は、答弁によりますと情報収集だから、

これは研究だからいいんじゃないかという答弁でありましたが、実は電力がやっている研究開発は、将来エネルギーが枯渇するから今から研究しておくということで、将来の実用化に向かっての研究でこの研究者を派遣をしているんですね。これはだから県の方針と私は矛盾するんじゃないかと思っていますので、ただ研究してやらないわけじゃない。これは将来に向かってエネルギーがなくなるから、これはこれから研究して用意するんだということで言っています。社民党が電力に要請するときにもとても強硬な姿勢で話も聞かないような態度だったんですが、これは県とこの電力の方針は私は違うと思うんですが、この辺の矛盾も含めて県の方針に沿って電力に対して、今はその時期ではないということ指導する立場に立つお考えはないんですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問ですが、確かに今現在原子力政策とか原子力の事故、原子力発電所の事故が起こったためにいろんな議論が起こっています。ですが、日本全体として原子力をやめようという結論は必ずしも出ておりません。

そして、沖縄電力のようなスケールデメリットの大きい電力会社が苦勞しながら今やっているのは、石油、石炭、LNGそして幾つかの新エネルギーにトライしておりますから、そういう中で、数十年先に来るかもしれない電力のシステムがもっと大きくなって原子力が入られるかもしれない——今は全くだめだと思います、サイズの——時期が来るかもしれないことにかんがみているんな技術情報を研究する、収集するということは、決してこれは排除すべき話ではなくて当然のことだと私は思っておりますし、県はさらにかてて加えて新エネルギーとか新しいエネルギーの研究開発もしっかりと進めていこうという中ですから、県の考えと電気事業者の考えには何のそごもないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 現在の福島原発の放射能の放出によって全国民の生活や産業にも大きな深刻な事態が起こっていることは知事も御承知だと思います。そして、各自治体によっても脱原発とか、それから新エネルギーへの転換についてはそういったことも含めて国

民の動きがありますけれども、それから今知事がおっしゃるようないずれ原発を使うかもしれないということの答弁の仕方に感じますが、これは我々からするならば、今の時勢の中において原子力から脱却をするということが求められているんであって、知事が何もそごがないということは、県の方針がそういう方向に向かっているとしか私は思えないんですが、再度知事はそういう方向で県もいずれ、唯一全国の中で原発を使っていない沖縄電力ですよね。そういったことでいずれ使うかもしれないということの答弁なんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうも崎山議員の御質問を正確に理解し切れていないんですが、原子力というのが世界じゅうで使われている中で、直ちにこれをノーというほどの知見を日本人、しかも沖縄県が率先して持つ理由というのも難しいですよ。沖縄みたいにエネルギー資源が限られている地域でどうやってエネルギーをつくっていくかということで苦労している中で、まず技術情報を集めるということ忌避するということはやっぱりそれはおかしいと思いますよ。むしろ電気事業者の責任を果たすためには、あらゆる情報というものは集めるべきであって、何も今こういう原子力発電所事故が起こっているから、直ちに反射的にノーという方向に行かなければならないという判断もこれは先走り過ぎていると私は思います。ですが、いずれにしましてもあらゆる情報を集めて県民のニーズにこたえられるように準備しておくというのは当然のことだと私は思っております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 実用化しないものを研究開発、情報収集することは無駄なことであると思います。見解が違いますので、改めてまた次の機会にしたいと思っています。

それからカヌーの練習場の件であります。水質が改善をされているということでありますが、私も現地に行ったんですが、やっぱりおうし、ヘドロが堆積をしているし、その場の中において日本代表となってアジア大会、世界選手権に向かっていくということで、知事も施策的に文化観光スポーツ部というのをつくって力を入れた割には、現場を見たら船をおろすところもないということからするならば、私は極めてこういったことに対して余りにもよくないなということを感じました。先ほど文化観光スポーツ部長の、話によっては関係者と意見交換したいということで私は前向きに受けとめましたけれども、できるなら部長みず

から現地に行かれるということに対してその気持ちがあるかどうかお答えをお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） ぜひ現地に出向いてその現場を見てみたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、よろしくをお願いしたいと思います。

最後に、指定管理者制度についてであります。採用は当該指定管理者が決めることであると言っていますが、これは9名の男女共同参画センターの職員、来年3月、これはJVの管理運営によって雇われておりますが、きょうの冒頭、我が会派の渡嘉敷喜代子県議の中で、知事はこう答えたんですね。男女共同参画の社会に向かって意欲的な発言をすることは私は述べたと思いますが、この男女共同参画の仕事をするところがその「ている」、今やっているところなんですが、そこが意識啓発、女性の地位向上、女性の社会活動の支援をする場所なんですよ、この方々なんですよ。この方々の地位を今回3月に雇いどめしようということなんですよ。知事、みずからのセクションを男女共同参画のための女性の地位向上、地位を守ということを知事が言ったことをみずからのところでその解雇をするということは私はおかしいんじゃないかと思っておりますが、これは施策的にも知事は冒頭言われたことも含めて、現場と知事の方と私は違うのではないかと。9名解雇すること、これは1回目、2回目、三巡目に回っていますね。委託職員にして、指定管理者に回して、今度指定管理者が受注できないから解雇されるということで、私はそのことについて県の姿勢は最初から指定管理にもって行って解雇するようなこれは手法ですよ。そういった手法でいいかということなんですよ、この問題は。まず、冒頭、知事の男女共同参画のためのこの「ている」の運営について拠点にすることについてのその現場の女性職員の皆さんを図書業務、管理運営の皆さん方の身分が切れることに対して足もとのところからそういったことを切っていいかについては、認識はいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） お答えします。

男女共同参画センター「ている」ですけれども、お話のとおり今年度中で第2期の指定管理が終わりま

して、第3期に来年4月から移るわけですが、お話の男女共同参画を推進するという拠点としての機能は、指定管理をするからなくなるということにはならないと思います。当然、指定管理に移行した目的の一つも多様化する住民ニーズに対応してサービスを向上させるという視点で指定管理も行っていますので、そういったことを次期の指定管理の中でもしっかり指定を受ける団体が選定されて実行していけるというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 これは、みずから囑託の皆さんをそこに追いやっていると言っているんですが、でも総務大臣がこう言っているんですよ。指定管理者制度はコストカットを優先をしてきた誤りがあって、一番のねらいは行政サービスの質の向上にあると言っているんですよ。だから、図書館は指定管理者になじまない。これはちゃんと直営すべきだということを総務大臣は言っているんですが、これは部長、御存じですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 片山総務大臣が記者会見で述べた図書館が指定管理になじまないという趣旨は、いわゆる図書館法とかしっかり法律に位置づけられた図書館では、しっかりとした専門職を配置してやるべきだと、そういう視点で指定管理にはなじまないという発言をしているのであって、「ている」の男女共同参画センターの図書室は図書資料室という位置づけで、いわゆる公立の図書館というふうな位置づけをされていないものですから、趣旨が少し違うと思います。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 認識がやっぱり違うんですよ、公立ではないと言っていますが、県は公立でしょう。そういった公営の図書館を民間に指定管理で投げられるからと言って私関係ありませんみたいな発想なものだから、先ほど知事が冒頭、これは県の外郭団体でしょう、男女共同参画センターについては。

最後に聞きます。2009年2月議会で指定管理制度を見直し、管理委託制度に移行するという事で私に答弁をしているんですが、これは検討をしたんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 一たん地方自治法の中でこれまでの委託業務を指定管理に変えたわけですので、それを再度、委託管理に回すということはこれは法律上禁止されておりますので、再度委託にすることはできません。直営にするかどうかという論議の余

地はありますけれども、今の我々の考えでは指定管理を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 私が聞いているのは、前の部長はこう言っているんですよ。今後、センター設置目的や運営上の課題に基づいて次の指定管理期間中、2009年、2011年に早い時期に検討するということを検討したかと私は聞いているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 今の件も含めまして、ちょうど来年のその指定管理に向けて、男女共同参画センターの指定管理者制度運用委員会というのを開いておりまして、第1回の会合は終わりましたけれども、その運用委員会の中でしっかり今の件は議論されていくというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 行政で進んでいるところは東京の町田市なんです。94人囑託がいるんですが、産前産後休暇、介護休暇、育児休暇、ほとんどそういったものが保障されて図書館業務に携わっている皆さんの身分継承と待遇改善が図られているんですよ。だから、私は県の認識が図書館業務、そういったものがおろそかにされているんじゃないかということがあって、この方々は8年から10年勤めているんですよ。これを皆さん、指定管理者が応募しないからということで身分が切れる。本人の都合じゃないですよ、皆さんの都合によって解雇されるんですよ。いかがですか、それは。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 指定管理者制度というのは、そういう視点もあります。業務を見直すことによるサービスの向上という視点もありますので、そういったいろんなことを踏まえて、新たなこの指定管理者制度運用委員会の中で論議されていくというふうに考えております。

○崎山 嗣幸君 はい、終わります。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党の渡久地修です。

宮城県石巻市へ被災者支援活動に行ってきましたが、国民がこんなに苦しんでいるときに、国会では米軍への思いやり予算を5年間で1兆円支出することが

決まり、大企業には2兆円の減税を行おうとしていることに怒りを覚え、戦後続いたアメリカ言いなり、大企業優先の政治を今こそ変えなければならないと強く思いました。その立場から質問します。

1、基地問題について。

米軍が沖縄に居座る理由は、沖縄を守るためや抑止力でもなく、思いやり予算など日米軍基地維持費の約70%を日本政府が負担していて、米本国に基地を置いているより日本・沖縄に置いていたほうが安上がりだからです。思いやり予算をなくせば、沖縄からも米軍は出ていくでしょう。思いやり予算を削って被災地救援に回すべきです。知事の見解を伺います。

最近の米国議会や米国内での沖縄の基地問題での議論や世論についての知事の認識を伺います。

基地押し付けをはね返すためにも知事の行動が注目されています。知事は、県民の立場から積極的な行動を行うべきであると思いますが、具体的な計画を伺います。

これまで米国や日本本土の新聞への意見広告を提起してきましたが、いつ実行するのか。また、知事、県議会議長が呼びかけて抗議の座り込みなどを行ったらどうでしょうか。

基地の押し付けや日米地位協定で県民の人権が踏みにじられ、犠牲になっていることを国連人権委員会に県として提訴して世界に訴えるべきです。

オスプレイが危険と言われている理由と、普天間基地に配備されたらどうなるのか。

2、被災地支援問題と沖縄の防災について答弁を求めます。

東日本大震災への支援と被災者への対応について。

今後の被災地支援と沖縄への避難者の対応について。

福島からの避難者がふえる傾向にあるというのが対応について。

防災意識の向上と地域防災計画の見直し及び緊急課題について。

沖縄県庁を初めとした行政及び県民の防災意識についての現状認識と今後の課題について。

今回の大震災から現行の沖縄県地域防災計画の不備な点と見直しが求められている点について。

緊急地震速報が沖縄の公共施設、学校などで整備されていないのは重大ではないか。急いで整備する必要があるのではないか。

防災行政無線の整備状況、特に海岸線、河川沿いなどで住民が住み働いている場所をどれだけカバーしているのか。整備を急ぐべきであります。

海拔表示と避難経路、避難訓練について。

消防士の増員について。

沖縄の消防士の国指針による必要数と現在の配置数と割合、全国順位、不足人数は何人か。これで災害時に県民の命の安全を守れるのか。消防士を指針どおり確保すべきであります。

消防士の震災派遣時の手当がついていないのはなぜか。手当をつけるべきではないか。

防災ヘリの導入を以前に提起したが、その後の検討状況について。

警察行政について。

災害地派遣とその後の警察官のメンタルケア、災害派遣時の手当について。

警察官の定数と現状。

首里交番については、県議会での陳情採択どおり現地建てかえすべきです。

3番目、ヤンバルの山の皆伐を中止して、それにかわる雇用の確保及び別の視点での雇用創出の推進について。

県は、皆伐を中止して自然を守り、自然と共生した雇用の場の確保に全力を挙げるべきです。

学校給食やホテル、飲食業などの食器に地元木材を活用した琉球漆器を使用すれば、大きな経済効果、雇用効果があると提起してきました。見解と進捗状況を伺います。

マンガースの駆除は、地元へ委託して地元雇用につなげてはどうか。

地元雇用で、ヤンバルテナガコガネなど野生生物の密猟取り締まりなどを強化すべきではないか。

ヤンバル地域の遊休農地・耕作放棄地の面積と対策について、植林を行うことは可能か。遊休農地・耕作放棄地にハンノキ、月桃等の薬用成分、機能性成分などを含んだ有用樹種やウラジロエノキなどの早生木などを植樹し活用することによって、経済効果、雇用効果が期待できるのではないか。そのことによって、現在の天然林皆伐をしなくても済むようになるが、見解を伺います。

ヤンバルの森には、薬用などに活用できるような菌類、植物などが豊富だと言われていますが、その研究にもっと力を入れるべきではないか。

国立公園に指定し、世界自然遺産に登録し、その維持管理を地元へ引き受けてもらうことが大きな経済効果と雇用効果につながるのではないか。

水源基金の廃止の方向だが、内容を改めて、水源と涵養林の保護、地元の雇用などを目的とした基金に発展させるべきではないか。

4、県が全島緑化運動を提唱しながら、県道の街路樹帯などをコンクリートで固め、街路樹を丸刈りにしていることに県民から強い疑問と批判の声が出ている。除草などを失業対策事業などで行い、雇用の場にすべきではないか。全島緑化県民運動推進会議会長、沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部本部長の知事の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地修議員の御質問に答弁いたします。

第1に、基地問題についての御質問の中で、思いやり予算についての御質問にお答えいたします。

県としましては、在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算につきましては、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から、我が国が負担しているものであると理解をいたしております。

思いやり予算のあり方や震災対応に必要な予算につきましては、今後も国政の場で十分に議論を深めていただきたいと考えております。

次に、ヤンバルの山の皆伐中止及び雇用に係る御質問の中で、国立公園指定と世界自然遺産登録による地元への経済効果と雇用創出についての御質問にお答えいたします。

ヤンバル地域は、豊かな亜熱帯林を有し貴重な動植物の宝庫であることから、その自然環境を保全し、世界自然遺産へとつなげていくことが重要だと考えております。

そのため、県におきましては、ヤンバル地域の国立公園化に向け、外来種対策を進めるとともに、琉球弧自然フォーラムの開催など世界自然遺産登録に向けて地元の理解を深める活動に努めているところであります。

今後、ヤンバル地域が世界自然遺産として登録されることにより、公園施設の整備や管理運営などにおける地元への経済効果のみならず、世界から注目されること等により観光客など来訪者が増加するなど、地域の雇用拡大と活性化にもつながるものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、米国における沖縄基地問題の議論につい

てお答えをいたします。

最近の米国における沖縄の基地問題については、米国議会においてレビン米上院軍事委員長らが辺野古移設を実行不可能とするなど、米議会の中でも現行の辺野古移設案に対する疑問が生じてきたものと受けとめております。その一方で、米国政府は辺野古移設案を日米安全保障協議委員会でも再確認しており、現行案を変更する動きはありません。

県は、今後県独自の情報収集を強化し、米政府や連邦議会、米軍等の動向を適時・的確に把握する必要があると考えております。

次に、新聞広告及び座り込みについてお答えいたします。

県は、沖縄の基地問題について、これまでホームページや毎年発行する統計資料集、5年ごとに発行している「沖縄の米軍基地」、県の電光掲示板などを活用し、さまざまな情報発信を行ってまいりました。今年度後半に外部有識者を招聘した県外大都市圏におけるシンポジウムを開催するなど、また、新聞広告、配布用パンフレットの作成等を検討しております。

なお、抗議の座り込みにつきましては、現在考えておりません。

次に、国連人権委員会への提訴についてお答えいたします。

沖縄の米軍基地問題については、日米安全保障条約に基づいて施設・区域の提供者たる我が国政府と米国政府が責任を持って解決すべき問題であると考えており、県としては日米両政府に対し、沖縄の基地負担の軽減を引き続き求めてまいる立場でございます。

次に、オスプレイの危険性と普天間飛行場への配備についての御質問にお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。

沖縄県としては、当該機種が過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

去る6月24日、沖縄県は、普天間飛行場への影響を含めオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に、震災支援問題と沖縄の防災についての御質問の中で、東日本大震災の被災地に対する支援等についてお答えいたします。

沖縄県においては、東日本大震災発生後、直ちに東

日本大震災沖縄県支援対策本部を設置し、被災地への人的・物的支援と被災者受け入れ支援を実施してきたところであります。

被災地への人的支援といたしましては、県職員を中心に市町村や民間医療機関等の協力を得て派遣チームを構成し、6月24日現在で緊急消防援助隊、県警広域緊急援助隊、保健師チーム、医療チーム、心のケアチーム及び建築・漁港・港湾技師等を494人、うち県職員165人派遣したところです。今後は、7月に保健師チームの派遣と来年3月までの漁業技師の派遣について、被災地の要望を踏まえた派遣を検討しているところです。

また、被災地への物的支援といたしましては、毛布、おむつなどの生活物資を計6回送付したところであり、現在は追加の要望はない状況にあります。今後とも被災県の要望に応じて対応してまいります。

県内への被災者支援といたしましては、県内への一時的緊急避難に係る旅費・宿泊費の支援として、4月から6月までの3カ月間、往復の航空運賃及び3食つきの宿泊費用を計260世帯、576名に対して支援を行いました。また、6月以降は、中長期的な避難をされる方への支援策に移行しており、住宅・宿泊支援として民間賃貸住宅と付随する旅費・宿泊費の支援を実施するとともに、東日本大震災支援協力会議において「ニライ・カナイカード」を計480枚発行し、県内流通業界や交通機関等において割引等を実施しております。そのほか、避難者の生活費の支援として、受入被災者支援見舞金として1世帯20万円（単身者は10万円）を計155世帯に対して給付しております。

今後とも東日本大震災支援協力会議と連携し、官民一体となって被災者支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、福島からの避難者への対応についてお答えをいたします。

県において6月以降実施している中長期的な避難支援策の支援決定者88人のうち81人、約92%が福島県からの避難者となっております。これら福島県からの避難者につきましては、避難の長期化が見込まれるため、県におきましては、民間賃貸住宅の借り上げによる住宅支援を実施するとともに、東日本大震災支援協力会議において「ニライ・カナイカード」を発行し、県内流通業界や交通機関等における割引の実施等を行っております。

今後とも東日本大震災被災者支援協力会議と連携し、避難者のニーズを十分勘案の上、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、行政や県民の防災意識の現状と今後の課題についてお答えいたします。

県や市町村におきましては、災害対策基本法に基づき地域防災計画を定め、これに基づき予防・応急などの災害対策を講じております。また、災害時の被害を最小限に抑えるためには、行政の取り組みはもとより、住民の防災意識の向上や地域ぐるみの防災活動が重要であると考えております。

県におきましては、これまで各市町村と連携し、防災訓練や地域住民に対する防災講習会等を実施してまいりましたが、今後は東日本大震災の教訓を踏まえた防災訓練や防災教育を実施するなどにより、さらなる県民の防災意識の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄県地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、6月16日に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置し、沖縄県地域防災計画の見直し作業等を進めているところであります。

東日本大震災においては、それまでの想定を超える津波が発生し大きな被害が生じたことから、今後、専門家の委員の皆様の知見や国の防災基本計画の見直し状況等も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携し、島嶼県としての津波対策のあり方等について検討してまいりたいと考えております。

次に、緊急地震速報の整備についてお答えいたします。

緊急地震速報は、震度5弱以上の地震により揺れが予想される場合に気象庁から発表されるものであり、テレビ・ラジオなどのマスメディアや携帯電話、専用受信端末等により広く周知が図られることとなっております。

県としましては、今後の東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の見直しの中で、緊急地震速報の適切な伝達方法等についても研究・検討してまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線（同報系）の整備についてお答えいたします。

県内の市町村防災行政無線は、平成23年3月31日現在、41市町村中32市町村で整備されており、県全体で1194カ所に屋外拡声子局が設置されております。各市町村においては、管内の全世帯をカバーするように屋外拡声子局を配置しているとのことであり、

市町村防災行政無線は、住民の津波避難対策に有効

である一方、設置環境により伝達範囲が異なるなどの課題もあることから、今後、地域の実情に合わせた整備の促進について市町村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、海拔表示と避難経路、避難訓練についてお答えをいたします。

建物や電柱への海拔表示につきましては、住民の避難意識を高める効果があるものと考えられ、県内では宜野湾市の一部で実施されております。昨日、知事が答弁申し上げたように、今後電柱を所有する企業、沖縄電力、NTT等と相談をしてまいりたいと考えております。

また、避難経路や避難訓練につきましては、市町村の地域防災計画において定めるとともに、防災マップや防災訓練等を通じて住民に対する避難経路や避難場所等の周知が行われていると承知しております。

次に、消防士の配置数等についてお答えいたします。

消防庁が平成21年度に実施した消防施設整備計画実態調査によると、県内における消防職員数について国の指針に基づく目標数では2826人と算定されておりますが、実際の配置数は1500人となっております。目標数に対する充足率は53.1%で、不足人数は1326人となっております。全国との比較につきまして、政府の統計は公表されておらず、県が照会したところ、回答のあった沖縄を含む35県の中で沖縄県が最も低い充足率となっております。

県としましては、消防職員の定数が市町村の条例で定められるものであり、また、現在進められている消防広域化による現場要員の増加効果等も勘案しつつ、今後の東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の見直しの中で、消防職員の増員の必要性につきまして県内市町村等と連携し検討してまいりたいと考えております。

次に、消防士の震災派遣時の手当についてお答えいたします。

県が、東日本大震災において緊急消防援助隊を派遣した消防本部に対し派遣に係る手当支給の状況を調査したところ、すべての消防本部において時間外手当の支給はされておりましたが、特殊勤務手当の支給はございませんでした。関係市町村において、大規模災害発生時における緊急消防援助隊の出動を想定した特殊勤務手当に係る規定が整備されていないことがその要因と考えられます。

県としましては、緊急消防援助隊の活動が通常の消防活動以上に困難性が高いことやその派遣費用を国が

負担することとなっていることから、今後の活動においては特殊勤務手当が支給されることが望ましいと考えております。このため、県におきましては、去る6月20日、関係消防本部に対し緊急消防援助隊の出動に係る特殊勤務手当規定の整備を検討するよう通知するとともに、市町村防災担当課長会議におきましても各市町村にも依頼をしたところでございます。

次に、防災ヘリの導入についてお答えをいたします。

東日本大震災におきまして、各都道府県の消防防災ヘリが被災地における救助・救援活動に貢献したことは承知しております。一方、消防防災ヘリの導入には、機体購入費を初め操縦士や航空隊員などの人件費や機体の維持管理費等について、県や市町村における多額の財政負担が必要となるなどの課題もあります。

県としましては、市町村等関係機関とも連携し、今後の東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の見直しの中で、消防防災ヘリ導入の必要性につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部警務部長。

〔警察本部警務部長 磯 丈男君登壇〕

○警察本部警務部長（磯 丈男君） 震災支援問題と沖縄の防災に関する御質問の中で、東日本大震災に伴う被災地への派遣等の状況についてお答えをいたします。

県警察では、これまで被災県へ遺体検視や遺族等の支援に従事する緊急援助隊刑事部隊36名、避難所や仮設住宅における防犯活動に従事する第2機動隊75名、信号が機能していない交差点における交通整理に従事する交通部隊6名、合計117名の警察官を派遣しており、今後も派遣が予定されているところであります。

派遣警察官に対しては、派遣前の健康管理指導のほか、帰県後の健康管理チェック、健康管理医によるメンタルヘルスチェック等を実施しております。これまでのところメンタル面で過度なストレスを受けた者はありませんが、今後とも派遣警察官に対しては、定期的にフォローをしてまいります。

また、派遣警察官に対しては、被災地への派遣を理由とした手当の支給はありませんが、死体処理作業手当や警ら作業手当等、勤務実態に応じた特殊勤務手当を支給しております。

次に、警察官の定数と現状についてお答えをいたします。

本県の警察官の定数は、沖縄県警察職員の定員に関する条例で2578人——これは平成23年4月1日現在で

あります——と定められております。

現状は、年度途中の退職等による欠員はあるものの、ほぼ定数どおり、6月20日現在で99%の充足率となっております。

次に、首里交番の現地建てかえについてお答えをいたします。

首里交番につきましては、交番前の県道29号線の拡幅工事に伴い、交番の建てかえまたは移転が必要になっているものであります。

同交番については、長きにわたって現地に所在しており、地域住民の方にも親しまれ、地域の治安維持に大きく貢献しているものと認識をしております。

県警察といたしましては、現所在地あるいは現所在地に近接する場所での建てかえを前提に、現在、那覇市と敷地の確保の調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） ヤンバルの山の皆伐中止及び雇用創出についての中で、自然と共生した雇用の確保と耕作放棄地の活用について、3の(1)と3の(5)は関連していますので一括してお答えします。

ヤンバルの森は、希少な動植物が生息・生育することから重要であると認識しております。一方、林業は地域の主要な産業となっており、雇用や定住化に重要な役割を果たしております。

このことから、ヤンバルの森林については、自然環境の保全と利活用との調和を図る観点から、択伐などを含め収穫伐採方法等の検討を図っているところでございます。

また、耕作放棄地等の活用については、機能性成分を含むハンノキなど特用樹の植栽や成長の早い早生樹の植栽を進め、持続可能な林業・木材産業を振興することにより雇用が期待できるものと考えております。

さらに森林の新たな利用として、豊かな森林資源を生かした森林セラピーや森林ツーリズム等の自然体験活動を推進し、自然と共生する雇用の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） ヤンバルの山の皆伐中止及び雇用創出についての御質問の中で、学校給食等への琉球漆器導入の効果に対する見解と進捗状況についてお答えいたします。

学校給食やホテル等の食器に琉球漆器の導入が進むことにより県内での需要が増加していくことは、琉球漆器の生産・流通等において経済効果と雇用効果が期待できるものと認識しております。

他方、学校給食やホテル等への導入を促進するためには、食器洗い機でも洗えるような改良、あるいは製造コストの低減が必要であります。そのため、県では、県産材を用いた食器洗い機対応型漆器の開発に取り組んでいるところであり、現在、漆器の製造工程の簡素化と高耐久性漆器の試作品開発を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） ヤンバルの山の皆伐中止及び雇用創出についての質問の中で、マングース駆除の地元委託についてお答えいたします。

マングースの防除につきましては、低密度化した地域での捕獲、マングース探索犬の導入、希少種の生息調査など専門性の高い業務も含まれていることから、技術力の高い企業が受注している状況にあります。また、マングースの捕獲には多くの人員を必要とすることから、捕獲従事者のほとんどを北部地域から採用しており、平成23年度は27名の雇用となっております。

県としましては、今後とも地元の雇用創出が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地元雇用により密猟防止の取り締まりを行うてはどうかという御趣旨の質問にお答えします。

ヤンバル地域におけるヤンバルテナゴコガネの密猟防止については、国や県、地元自治体で協議会を組織し、夜間巡視などを行っているところであります。そのほか、野生生物の密猟防止の取り組みとしては、環境省や林野庁の巡視員、県の鳥獣保護員や文化財保護指導員による巡視が行われております。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、密猟防止の取り組みを強化するとともに、地元での人材の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） ヤンバルの山の皆伐中止及び雇用創出についての御質問の中で、薬用などに活用できる菌類、植物などの研究についてお答えします。

ヤンバルの森林は、未利用の亜熱帯固有の資源に恵まれており、主な植物については既に機能性成分も明

らかになっております。例えば、オオバギには、抗菌・抗酸化作用がある「ニムフェオール」が確認され、にきび予防や消臭剤としての利活用が期待されております。さらに、オオバギなどに寄生するリュウキュウツトリモチに含まれるポリフェノールは、メラニンの生成を抑制する美白効果のあることが確認されております。

県としましては、今後とも企業、大学、試験研究機関と連携して未利用の森林資源について各種機能性成分に着目した試験研究を推進してまいりたいと考えております。

次に、水源基金の見直しについてお答えします。

財団法人沖縄県水源基金は、ダム建設に伴い、県と水源地域の関係機関との間で締結された覚書に基づく事業が平成24年度で終了することや、現在建設中の億首ダム以外に新たなダム建設が予定されていないことから、財団の存続期間を平成24年度までとしたところであります。

当財団は、県内における多目的ダム建設を促進し、建設に伴う地域への影響の緩和と振興を図るため、水源地域市町村の行う事業に対し助成を行ってまいりました。沖縄県、県企業局及び23受水市町村の負担金に基づく助成額は、昭和54年から平成22年度まで総額約95億円となっております。このうち、森林資源の造成及び水源地域の振興に対する永続的な助成措置の要望を受けて、平成元年から当該市町村が設置する基金に対し助成事業を行っており、助成総額は約24億円となっております。

財団廃止後においても、これまで市町村に設置された基金を活用することにより水源地域の振興が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 県道の街路樹等の整備についてで、県道の街路樹の剪定、雑草対策及び失業対策事業についてお答えいたします。

県道の街路樹の剪定や雑草対策については、これまで道路構造の工夫やボランティア団体の協力などのコスト削減を図りつつ取り組んでいるところであります。しかしながら、歩行者や車の安全確保を図るため、植樹帯の透水性材料による張りコンクリートでの一部施工や定期的に街路樹の伐採を行っております。

また、失業対策事業としては、緊急雇用創出事業臨時特例交付金により各土木事務所において非常勤職員として13名を採用し、除草などの道路美化作業を実施

しております。

今後もコスト削減を図りつつ、必要な予算を確保して観光立県にふさわしい道路管理に努めてまいります。

○渡久地 修君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、今度の大震災は、これまでの防災体制、これを見直して抜本的に強化するということは国・県ともに求められていると思いますけれども、まずその辺の基本的な見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御指摘のとおり、この東日本大震災を踏まえて、県としましても地域防災計画の見直しによって防災体制を強化していく必要があると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それで、防災体制の中心である消防力についてちょっとお尋ねします。

消防職員の増員問題について質問しますが、これは第一義的には市町村の問題だということを重々承知の上で、国・県の責任も大きいものがありますので、その立場から質問したいと思います。

これは、先ほど知事公室長が答弁したのをグラフにしてみました。（資料を掲示） 消防士の国の必要数2826人だけでも、現行は1500人で53%、沖縄は1326人不足していると。皆さん方の調査で、回答があったところで35県中、沖縄は53%で最下位だというのが先ほどの答弁ですね。

それで公室長、なぜそうなったのか。警察はほぼ100%ということなのになぜそうなったのかというその理由を教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 精密にその要因というものを分析するというのはなかなか難しいんですが、県としましては、やはり施政権が27年、切り離されていたことにより基盤整備といったものがおくれたことが最も大きな要因だと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 なぜこうなったかというのは、私は3つの理由があると思うんですよ。

1つは、知事、今公室長が言った復帰後から今日までの消防士の配置の伸びを県からもらった資料でグラ

フにしてみたんです。一番大きいのは、やっぱり戦後27カ年間日本から切り離されて消防組織法が適用されなかったというのが一番大きいと思うんです。復帰のときにはたった437人しかいないんですよ。それで、このグラフを念のために第1次、第2次と振興開発計画ごとに区切ってみたんです。第1次振興開発計画では、10年間、結構頑張って2.4倍まで伸ばしているんです。ところが、第2次のときからは1.14、次1.17、ほぼ横ばいに行くんですよ。なぜそうなったのかというのを考えないといけな。僕は、ここに2番目の理由があると思う。

実は、この1981年の3月に例の臨調行革、第2次臨調行革が始まって、行政機構統廃合、定員削減、これが地方に押しつけられて、沖縄は、このおくれを取り戻すために振興計画をやらうとするのに全国一律のこの臨調が押しつけられて、低いままでこれが押しつけられてきたというのが2番目の理由だと思うんです。

これに関して、我が党の佐々木憲昭衆議院議員が質問しましたら、消防庁は、「全国の消防職員の充足率が75%程度で推移している」。この75%というのは、全国の充足率が75%ですから、そうになっているのは、「各市町村における厳しい財政状況や行政改革に基づく定員管理等により、大幅な消防職員の増加が困難なことによるもの」と、行革が理由だと認めているんですよ。ですから、沖縄は大目標である振興計画がこの行革によって押しつぶされてきたというのが、僕は2番目の理由じゃないかなと思うんです。

3番目の理由は、やっぱり僕は防災意識の問題、これがどうだったのかと。市町村は財政基盤が弱い。結局、防災問題が後回しになっていったんじゃないかというふうに私は思っているんです。そういう意味では、今度の震災で消防の強化をしないといけません。国も当然そういう動きになると思います。ですから、次期振興計画でこれをきっちり入れて、この不足している消防士の問題も、国はちゃんと支援していくという責任があるんですよ。各市町村を指導して助言して、支援してまいりたいと答弁しているんですから、次期振興計画にきちんと入れて、僕はこれは、知事、ぜひ頑張ってほしいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 消防力の強化は、県民の安心・安全に直接かかわるものでございまして、当然安心・安全な島を形成するという意味において振興計画に盛り込まれるべきものだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、ぜひこの消防士の増員の問題、知事自身が先頭に立ってやっていただきたいと思います。

次に、オスプレイの問題について知事にお尋ねします。

知事、これまで基地の負担増、機能強化は認められないと言ってきましたけれども、オスプレイは航続距離が1627キロ、今までのヘリの4倍、空中給油を受けることができるんですよ。これは何倍にもなる。それどころか、オスプレイ自身、空中給油機能を持つこともできると言われているんですよ。積載重量が2万1500キロ。これはもう明らかに沖縄の基地負担増、機能強化になると思います。そういう意味からも、これは絶対容認できないと思いますけれども、知事の見解をお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御指摘のとおり、オスプレイはさまざまな意味で現行のCH46からその仕様がかわっているわけでございまして、さらに県としましては、開発初期に事故を起こしたと、県民が不安を抱いているということから配備には反対しております。

先ほども答弁申し上げたように、6月26日に政府に対して質問書を出しまして、その具体的な配備の計画、内容等について聞いているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 オスプレイは大変危険だと言われている。これまで5回重大な事故が起こっていると言われているけれども、知事公室長、この5回の事故の具体的な内容を教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御指摘のとおり、県におきましてもさまざまな情報ソースからこの5回の事故については情報収集してございます。

申し上げますと、まず1991年6月に、デラウェア州のウィルミントン工場で試作5号機が初飛行の際に墜落し、搭乗員2名が軽傷を負っております。原因は、電子機器の配線ミスでございます。それから、1992年7月、試作4号機が94回目の飛行試験中にバージニア州のポトマック川に墜落し、乗っていた7名が全員死亡しております。これは、エンジンナセルから出火したことが原因とされております。次に、2000年4月、アリゾナ州にある空港で墜落をいたしまして、搭乗員と兵員輸送の実用試験のために搭乗していた海兵隊員、合わせて19名全員が死亡しております。この原因といたしましては、着陸時に自機の下降気流に巻き込

まれるいわゆるボルテックス・リング状態というものに陥って墜落したということでございます。次に、2000年12月、ノースカロライナ州ジャクソンビル郊外で訓練を終え基地に帰投中に墜落し、乗員4名全員が死亡しております。これは、エンジンナセルの油圧管が破裂したものとされております。最後に5点目ですが、これは昨年2010年4月に、アフガニスタンに実戦配備の空軍型のC V22が墜落し4人が死亡しております。この原因については把握しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ここに航空の専門誌があるんですけども、（資料を掲示）ここに公式資料で分析したという評論家を書いていますが、今あったように、知事、5回のうち、最初は離陸のときに墜落しているんです。残りの4回は、着陸時と着陸に移行するときに落ちているんです。全部着陸なんです。だから、これが配備されると普天間基地はもう本当に危険が物すごくふえるんですよ。それから東村もですよ。だから、これは本当に認められないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員がおっしゃった御懸念、雑誌の記事等も入手しておりますが、そういった懸念が県にもあることから、先ほど申し上げましたように政府に対して29項目の質問状を出しておるところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 公室長、このオスプレイについて、アメリカ議会の公聴会で専門家からこれは危険だと指摘されている。2009年6月23日、米下院監視・政府改革委員会でオスプレイに関する公聴会が開かれています。そのことを知事公室はちゃんとつかんでいますか。

○知事公室長（又吉 進君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員がおっしゃったことにつきましては、聞き及んではおりますが、ちょっと正確な記事が今手元にございません。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 議事録を取り寄せました。

議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

渡久地 修君。

○渡久地 修君 2009年6月23日に米下院監視・政府改革委員会でオスプレイに関する公聴会が開かれています。航空専門家のリボロ氏という人が証言しています。この方は、1992年6月から2009年3月まで国防分析研究所（IDA）でオスプレイの主席分析官として、主にオスプレイの飛行テストや技術データの分析・評価をしていた人物です。この方は、証言の中でオスプレイが抱える重大問題の一つとしてオートローテーション能力の欠如というのをここで指摘しています。オートローテーションというのは、ヘリコプターに備わっている機能で、万が一エンジンがとまったら、墜落を避けるために主回転翼が風の力で空転して揚力を生み出して着陸する方法で、いわゆる飛行機という滑空というんですか、グライディングのヘリコプター版と言われているんですけども、リボロ氏は、V22は安全にオートローテーションができず、このことは製造者や海兵隊も認めてきたと指摘しています。

V22がもし民間輸送機であれば、米連邦航空局（FAA）の規則が定める基礎的な耐空性基準——これは航空機の安全性を確保するための基準ですが——を満たすことができないとここで証言しています。そして、同時に、このFAAの耐空性基準は軍用機には適用されないけれども、過去にはこれに相当する基準が乗員輸送の軍用機には課されていたと指摘して、こうした国防総省の政策から初めて逸脱したのがこのオスプレイだと言って、兵士の命を軽視するものだということで強くここで非難しているんです。

オスプレイが航空史上どの航空機よりも安全な記録を持っているとしても危険な航空機なのかと問われて、このリボロ氏は、そう思っていると答えているんですよ。

知事、こんなものは断じて沖縄に配備させてはならないと思いますけれども、知事、ぜひ配備させないという決意を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 総理にも申し上げてきましたけれども、このオスプレイの配備については反対であるというのをしっかりと申し上げてまいりました。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 このオスプレイは本当に危険で、そしてまた機能強化につながるもので、これはもう断じ

て許されないということで、大きな県民運動をやったり知事を先頭に起こすべきだと思います。

次に、沖縄の基地をめぐる問題について、知事にこの情勢認識についてお尋ねします。

知事は、昨日、代表質問の答弁で1ミリも動いていないような感じがする、我々の思いが伝わっていない、隔靴搔痒だとおっしゃいました。その気持ちはもう十分わかるような気がするんですけども、しかしまた、同時に私としては我々の県民運動が大きく世論を変えてきたという点で確信にすべき点もあるんじゃないかなというのもあるんです。

実は、私は2年前の9月議会、この場で、アメリカは巨額の財政赤字を抱えて、アメリカの学者・研究者の中からも、もう海外の米軍基地は縮小・撤去すべきだという声が出ていますよと、これが広がっていますよということを知事に聞いたんですよ。で、やりとりしました。そのときには、アメリカの政府や議会の中ではこういった議論は多分まだ起こっていなかったと思います。私の耳にはそのときは入っていませんでした。ところが、これが今回2年たつと、ちょっと表にしてみたんですけども、（資料を掲示）これが2年前、もうアメリカは圧倒的に沖縄の辺野古V字型、これを押しつける。これがこの2カ年間で、ゲーツ長官やケビン・メア元日本部長とかはまだこれに固執していますよ。しかしその後、沖縄から海兵隊を撤退すべきだというバーニー・フランク議員たちが出てきましたね。そして今度は、辺野古は不可能だ、非現実的だというようなレビン軍事委員長らのグループが出てきているんです。で、このレビン軍事委員長らは、県内移設という点ではこの辺一緒なんです、県内移設という点では。しかし、辺野古移設はだめだという点でまたこの辺で一緒なんですよ。ですから、なぜ2カ年間でこんなふうになったのかといたら、やっぱり沖縄の名護市長選挙の結果、去年の4月25日の県民大会、そして、県内移設はもうだめだというふうに知事も変わったと、こういうものもあると思うんです。もちろん、アメリカの巨額の財政赤字というのは根底にあると思うんですけども、私は、こういった問題はきちんと確信にして、やっぱり県民が一層団結して、アメリカの世論、日本の国民の世論にも訴えて、今こそ本当に意気軒高に頑張るときだと思うんですけども、知事はそういう立場で僕は頑張ってほしいと思うんですけども、知事、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の理路整然たるお話には傾聴しております。結果として、今おっしゃったような形があらわれておりますし、県民のいろいろな思い、気持ち、行動が影響を与えたであろうということも想像ができます。

そして、この間、2年間に民主党政権や連立政権が出てきたり、いろんな政策が展開され、行きつ戻りつしたという部分もあります。そして、おっしゃったアメリカの巨額の財政赤字も含めているような要因が考えられます。私は、7カ月前の県知事選挙で申し上げました私の公約実現に向かって、共同発表の見直しと県外へということと、一日も早い普天間の移設・返還ということにしっかりと頑張っていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 最後に、知事、被災地の支援の問題ですけども、私は、あの瓦れきの山に立って本当に涙が出るばかりでした。だから、今、全国から支援が急がれていると思います。沖縄は、支援協力会議をつくって頑張っていますよね。それで、沖縄から支援に行きたいという人はいっぱいいるんですよ、ボランティアで行きたいという人も。ですから、この支援協力会議にも呼びかけて、知事、飛行機をチャーターして500名、1000名と、みんなボランティアに呼びかけて送ろうじゃありませんか。私は、それがとても大きな支援になると思いますけれども、知事の決意を教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 既にもう沖縄から多くのボランティアの方がいるんな形で、医療の分野であるとか、JCであるとか、あとは政治家の先生方も、各市町村も含めているんな方と私は現地でもお目にかかりました。

そういうことで、さらになお一層、チャーター便で送ってはどうかという点は、御提案として受けとめさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 一般質問を行います。

東北の被災地で瓦れきの山を見て本当に言葉もありません。被災者の皆さんの一日も早い復興を祈りたいと思います。

(1)、普天間移設問題についてでございます。

民主党政権初の日米安保協議委員会が開催されて、

普天間移設についてのV字型案を追認をしました。また、2014年の期限も撤回されております。知事の見解を問います。

今回の合意で、「この計画の微修正を考慮し得ることを決定した。」としておりますが、これについてはどうでしょうか。

(2)、知事訪米に関して。

知事公室長の訪米の意義、内容（面会者等）、成果を問います。

知事訪米の予定についてはどうでしょうか。

(3)、日米地位協定の改定に関して。

この間、知事はどういう取り組みを行い、どういう成果を上げたか。また、地位協定改定に応じない理由は何だと考えるか。それをどのように打開していくか。

(4)番は削除します。

(5)番、米軍兵員の数の掌握について。

県としては、米軍兵員の数について正確な掌握が必要だと思うがどうか。

2、観光振興について。

(1)、長期低落傾向にあった個人消費額が平成21年で昭和48年以降初めて7万円台を割り6万6000円になっております。極めて深刻な事態をどう受けとめていますか。

(2)、入域客にしても平成22年12月から6カ月連続で前年を下回っています。原因は何だと考えますか。

(3)番は、後ほどに譲ります。

(4)番、国外観光客の誘致のために国際線ターミナルの整備は急務であると思いますが、どうですか。

(5)、コンベンションビューローと県の観光部門との位置づけをどのようにいたしますか。

(6)番、沖縄観光にとって海洋レジャーは重要な商品であります。一方で水難事故が相次いでおりますが、海の安全について県の対応はどうでしょうか。交通事故が死者47名に対して水難事故は43名とほとんど差がありません。

(7)番、カジノ導入についての見解を伺います。

(8)番、予算の組み方について。

これは「目」の観光費であります。当初予算とその後の補正予算のあり方を問うております。

3番、交通政策について。

(1)、「沖縄21世紀ビジョン」で位置づけられた鉄軌道の導入については、ポスト4次振計では本島縦断鉄道として明確にされるべきだと思うがどうか。つまり本島縦断鉄道というところに意味があります。

(2)番、沖縄自動車道は6月20日から有料になりました

たが、北部地域出身の我々県議団は超党派で——山内さんも含めて——無料の継続を何回も企画部長に要請しました。国に働きかけましたでしょうか。

(3)番、慢性的な交通渋滞は沖縄県の社会経済的な面に相当の影響を及ぼしているが、どのような方策をとっているか。

4、教育問題について。

(1)、小学校における英語教育はどうなっておりますか。

(2)、教職員の休職の状況とその内容を明らかにされたし。

(3)番、北部地域（金武以北）から中南部の進学校——いわゆる進学校と言われる私立も含めて——に入学している生徒はいかほどか。

(4)番、県立高校の敷地（施設）のうち、私有地及び各種団体所有地は何件か。その面積はいかほどか。有償・無償別にはどうか。

5番、墓地行政について。

本県における墓地のあり方について、県はどのように考え、また指導しているか。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題に係る御質問の中で、日米安全保障協議委員会で前政権時代のV字型案を追認し、2014年期限も撤回されたことについての知事の所見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昨年5月の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する声が高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招きました。その後、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を求めてまいりましたが、それらは依然として示されておりません。これまで日米両政府に対し、「地元の理解を得られない移設案を実現することは、事実上不可能である」と機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回、このような決定がなされたことはまことに遺憾であります。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早いこの飛行場の危険性の除去であり、早期に解決を図る必要があることから固定化は決してあってはならないと考えております。

県としましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むべきと考え、その旨要請を行っているところであります。

す。

同じく基地問題の中で、微修正を考慮にという表現に対する知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、当時、代替施設の建設位置について、地元の意向や環境に配慮する観点から、可能な限り沖合へ寄せてほしいと政府に対し求めておりましたが、それと今回の日米共同発表に「この計画の微修正を考慮し得る」と記述されたことの関係については承知いたしておりません。

次に、同じく基地問題の中で、知事の訪米についての御質問にお答えいたします。

今年度の訪米につきましては、去る5月の知事公室長による米国出張の報告等を踏まえ、沖縄の基地問題の解決に向けて米政府等へ効果的に働きかけることができるよう、時期及び活動内容について検討をしているところでございます。

次に、観光振興に係る御質問の中で、カジノ導入に係る御質問にお答えいたします。

カジノは、世界120カ国以上で合法化され、観光振興や地域の活性化、そして雇用の創出、税収の確保など、経済的波及効果の面で多くのメリットがあると言われております。現在、超党派の国会議員による議員連盟において、各省庁のヒアリングを行うなど「カジノを合法化する法律」の制定に向けた検討が進められております。また、同議員連盟におきまして、東日本大震災からの復興策の一つとして東北地域へのカジノを含む統合リゾート設置について提案がなされております。

沖縄県へのカジノ導入につきましては、こうした国の動向等、これらを見ながら昨年度検討を行いました新たな「沖縄統合リゾートモデル」について、説明会の開催等を通じ県民意見を踏まえつつ、今後、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育関係に係る御質問の中で、小学校英語教育についての御質問にお答えいたします。

子供たちが21世紀を生き抜くためには、英語のコミュニケーション能力を身につけることが不可欠であると考えます。平成23年度、初めて小学校から外国語活動が必修として導入されました。沖縄県では、平成21年度から全国に先駆け、すべての小学校で英語教育を積極的に実施いたしております。

このような状況の中、今までとは違った外国語教育施策をしっかりと策定し、実施することによりまして、国際社会で主体的に活躍できる人材育成に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、知事公室長の訪米についての御質問にお答えいたします。

私は、去る5月23日から6月1日までの間、米国に出張し、米国政府、連邦議会関係者、シンクタンク、マスコミ関係者らと面談し、この中で沖縄の基地負担の軽減、とりわけ普天間飛行場の県外移設を求める沖縄県の考え方に対する受けとめや、米上院軍事委員長らが提示した辺野古移設の見直しについて情報収集いたしました。

今回の出張で得た課題といたしましては、米側に基地負担の軽減を求める沖縄の実情をこれまで以上に強く訴える必要があること、米国の情報を的確に収集する必要があること等でございます。

今回の出張で得た成果を踏まえ、今後の知事訪米や、米国に直接沖縄の実情を伝え、米国側の理解と協力を得る方策を検討していきたいと考えております。

次に、日米地位協定見直しの取り組みと成果についてお答えいたします。

県は、これまで軍転協等と連携して日米両政府に対し、日米地位協定の抜本的な見直し要請を行ってきたところであります。平成21年には、渉外知事会と連携して訪米し、環境特別協定の締結を強く求めてきたところであります。その結果、昨年5月の日米共同発表や軍転協要請に対する政府の回答では、「環境に関する合意について、速やか、かつ真剣に検討する」としており、昨年12月には日米両政府の作業部会が設置されております。現在、民主党政権では、「日米地位協定の改定を提起する」としておりますが、政府からはまだ改定の方針等が示されていないことから、本年2月8日に軍転協を通じて、また、5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣に対してそれぞれ知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。

次に、日米両政府が日米地位協定見直しに応じない理由と打開策についてお答えいたします。

従来、政府は日米地位協定について、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」と説明しており、県としては、このことが同協定が見直されなかった大きな理由と考えておりま

す。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、同協定を抜本的に見直す必要があると考えております。現在、民主党政権は、「日米地位協定の改定を提起する」としていることから、県としては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通じて粘り強く見直しを求めてまいります。

次に、在沖米軍兵員の数把握についてお答えいたします。

在沖米軍は、これまで在沖米軍人・軍属の軍種別の数を公表しておりましたが、平成22年から軍人・軍属・家族数について公表しないとしております。

県としましては、米軍基地の実情を正確に把握するためには、在沖米軍人等の人数の把握は重要であると考えていることから、在沖米軍四軍調整事務所に対し公表を申し入れるとともに、渉外知事会とも連携して公表するよう求めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 個人消費額が7万円台を割り込んだことについてとの問いにお答えいたします。

平成21年度の観光客1人当たりの県内消費額は、新型インフルエンザの流行や景気低迷による個人消費の停滞等を背景に、旅行商品の低価格化等が進展し、対前年度比8.4%の減少となりました。項目別に見ましても、宿泊費や交通費、土産費などすべての項目について対前年度比でマイナスとなっており、県経済に大きな影響を及ぼしたものと認識をしております。

県としましては、沖縄の持つさまざまな資源を活用し、文化資源活用型観光、スポーツ・ツーリズム、医療ツーリズムなど、付加価値の高い観光を推進するとともに、観光消費額の高い外国人観光客の誘致強化を図り、消費額の向上を図っていききたいと考えております。

なお、昨日公表しました平成22年度の観光客1人当たりの消費額につきましては、7万536円と対前年度比6.2%の増加となっておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、入域観光客数が6カ月連続で前年同月を下回っている原因についてとの問いにお答えいたします。

入域観光客数の減少は、国内客につきましては、羽

田空港の国際化と円高による海外旅行の増加や、本土―沖縄間の航空路線の廃止・減便、機材縮小に伴う提供座席数の減少が主な要因と考えております。また、3月以降は、東日本大震災による旅行の取り消しや手控え等が大きな減少要因となっております。一方、外国人観光客につきましては、香港路線の拡充や、中国、台湾などからのチャーター便の増加により2月までは堅調に推移したものの、3月以降は震災や原子力発電所の事故等の影響を受け減少に転じております。これらの要因により、入域観光客数は平成22年12月から6カ月連続で前年同月実績を下回って推移しております。

次に、コンベンションビューローと県の観光部門との位置づけについてお答えいたします。

財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、観光業界の意向を集約しリードする組織であるとともに、沖縄観光の総合窓口、観光客の誘致及び受け入れ、各種コンベンションの推進等について観光分野における新たな戦略を構築するなどの先導的役割を担っております。一方、沖縄県では、民間事業者等が力を発揮できるよう中長期的なビジョンを描くとともに、観光に関する調査・分析を行い、効果的な観光振興施策を実施する役割を担っているものと考えています。6月27日に開催されましたコンベンションビューローの臨時理事会では、新たな会長の就任が承認されており、その中でこれまで以上に発信力の高い組織を目指す旨の抱負が述べられております。

県としましては、コンベンションビューローが今後ますます多様化する観光ニーズに対応し得る自主的かつ創造的な組織体制を確立できるよう、お互いの立ち位置、役割をきちんと分析、整理しながら、連携強化を図っていききたいと考えております。

次に、予算の組み方についてとの問いにお答えいたします。

観光振興対策に係る予算につきましては、当初予算に加え、ここ数年補正予算を計上しております。

その理由といたしましては、社会情勢の変化に伴い緊急的な措置を要する経費や、多様化する観光ニーズに対応するための経費について、年度中途において国の沖縄特別振興対策調整費を活用して予算化しているものであります。昨年度につきましては、世界的な景気低迷や新型インフルエンザ、円高等への影響への対策として、今年度は東日本大震災による影響への対策として補正予算を計上しております。

県としましては、観光振興に資するさまざまな取り組みを推進するため、補正予算の円滑かつ迅速な執行

に今後も努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 観光振興についての御質問の中で、国際線ターミナル整備への取り組みについてお答えします。

国際線ターミナルビルについては、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、那覇空港ビルディング株式会社が事業計画を立て、段階的に整備を進めているところであります。

同事業計画によりますと、第1段階として、現国際線ターミナルビルを使用しながら平成25年末の供用を目途に、旧貨物ターミナル敷地に現在の約3.7倍となる地上4階建て、延べ床面積約2万4000平方メートルの新国際線ターミナルビルが整備されることとなっております。第2段階としては、新国際線ターミナルビル完成後、引き続き連結部の整備を行っていくこととしており、平成28年度末の供用を予定しております。また、現国際線ターミナルビルについては、混雑の軽減を図るため保安検査機器増設を前提としたロビー及び検査場の改修工事に着手しており、7月初旬には完成する予定であります。

県としては、今後とも空港利用者の利便性向上のため、那覇空港ビルディングや国等の関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、交通政策についての御質問の中で、鉄軌道の導入についてお答えします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入については、沖縄県総合交通体系基本計画や国の鉄軌道導入調査における検討を踏まえ、沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備、低炭素社会及び人間優先のまちづくりなどを実現する観点から、「新たな計画の基本的考え方」の中に位置づけていきたいと考えております。

次に、沖縄自動車道の料金に係る国への働きかけについてお答えします。

高速道路の無料化社会実験の凍結について、県では、東日本大震災の復旧・復興の財源確保のためやむを得ないものと判断したところであります。しかしながら、沖縄自動車道は唯一の高速移動手段であり、定時・定速性の確保や北部振興に大きな役割を果たすなど重要な社会基盤であることや、また北部地域からの強い要望などを踏まえ、NEXCO西日本及び国土交通省に対し、無料化社会実験前の料金以下にするなど独自料金を設定するよう要請を行うと同時に調整を進

めてきたところであります。その結果、ETC車の一部の時間帯を除き、無料化社会実験前と同じ水準の料金が適用されることとなったものであります。

次に、交通渋滞に対する方策についてお答えします。

交通渋滞緩和の方策として、はしご道路等のハード整備を着実に進めるとともに、骨格的な公共交通軸の形成に向けて、短・中期的にはバスなどの既存ストックの活用、中長期的には軌道系システム等の検討を行うこととしております。また、ソフト施策として、定時・定速性が確保され、利用者の利便性の向上に資する基幹バス導入に向けた取り組みを行っており、今年度はバスレーンの延長、IC乗車券システム導入等のバスの利便性向上に取り組むとともに、公共交通に対する県民意識の変化を促す取り組みをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部警務部長。

〔警察本部警務部長 磯 丈男君登壇〕

○警察本部警務部長（磯 丈男君） 観光振興についての御質問の中で、海の安全に関し県内の水難事故の状況と県警察の対応についてお答えいたします。

県内の水難事故につきましては、過去5年間の平均で申し上げますと、年間57件発生し36名の方が死亡または行方不明となっております。そのうち、観光客の水難事故は発生が19件、死者・行方不明者は10人となっております。これらを行方別に見ますと、県民では魚とり中の事故、観光客ではシュノーケリング中の事故が最も多くなっております。

このような状況を踏まえ、県警察では海浜パトロールや広報活動の強化をしているほか、水上安全条例に基づく事業所への立ち入り、水難救助員による安全講習等を実施しております。また、警察本部及び警察署に水難事故防止協議会を設置し、関係機関・団体、事業所等との連携を強化しているほか、財団法人沖縄マリンレジャーセーフティービューローを活用した水難救助員やシュノーケリングインストラクターの育成、マリンレジャー事業所間の連携強化を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育関係についての御質問で、教職員の休職の状況等についてお答えいたします。

平成22年度の教職員の休職者数は397人で、そのう

ち精神性疾患は161人、身体的疾患は236人となっております。

次に、中南部の進学校への入学者数についてお答えいたします。

本島内北部地域から中南部の県立高等学校普通科に入学した生徒数は、過去3年間、平均90名程度となっております。

次に、県立高校の敷地の状況についてお答えいたします。

県立高校60校の敷地は、平成23年4月1日現在で約429万2000平米となっております。そのうち、個人からの借用地は17校で約9万8000平米、全体の2.3%となっております。学校後援会などの団体からの借用地は5校で、約19万3000平米、全体の4.5%となっております。また、有償による個人及び団体からの借用地は21校で、約26万7000平米、全体の6.2%でございます。無償による借用地は1校で約2万4000平米、全体の0.6%でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 教育関係の質問のうち、北部地域から中南部の私立高校に入学している生徒数についてお答えいたします。

生徒数は、平成23年5月1日現在32名となっております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 墓地行政についての御質問の中で、墓地のあり方、指導についてお答えいたします。

本県における望ましい墓地のあり方については、「沖縄県墓地公園整備基本指針」を平成12年に策定し、市町村による公営墓地の整備を基本とし促進をしてきております。市町村においては、平成23年3月末現在、17市町村で32カ所の公営墓地を設置しております。また、墓地の許可については、市町村の土地利用とのかわり合いが深いことや、住民に身近な行政サービスとして対応することが望ましいと考えており、市町村長への権限移譲を積極的に進めていきたいと考えております。

県としましては、今後とも市町村と連携を図りつつ、本県の望ましい墓地行政の推進に向け努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○玉城 義和君 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 失礼をいたしました。答弁を補足いたします。

政府関係では、国防総省にてシーファー国防次官補代理及びボスティーグアム政策上級顧問と面談いたしました。また、議会関係といたしましては、レビン、ウェッブ両上院議員の事務所等で専門スタッフと面談をしたところでございます。大学シンクタンク関係では、外交問題評議会のスミス上級研究員、戦略国際問題研究所のグリーン上級顧問、ジョージワシントン大学のモチヅキ教授のほか、ハーバード大学のボーゲル名誉教授などと面談をいたしました。このほか、マスコミ関係では、ウイークリー東洋経済のワシントン通信員でありますピーター・エニス氏と面談をしてございます。これが主な面談者でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 答弁ありがとうございました。

知事、現在の普天間をめぐる状況というのは、私は2プラス2の合意をめぐる全体状況は、アメリカにしても日本にしても辺野古移設は非常に難しいと、もはや不可能だというそういう状況だと思うんですね。それにもかかわらず、さもできるかのようにそれを可能のように文書化していくというそういうことをやったんだろうと、これは一種の虚構の上に立っているのではないかと思うんですね。恐らく4名の当事者にしても本当にできるとは思っていないんですね。日本の特に外務・防衛の大臣だってそうは思っていないと思うんですね。それで頼みの綱は、どこかで仲井真知事が適当に妥協してくれることを望むしかないという状況だと思うんです。

そこで、ほかの議員からもずっと出ています。私はこの15年間、辺野古の移設についてずっと厳しく大田県政を含めて対応してまいりましたが、ここに至って私は今一番重要なことは、沖縄県知事がぶれずに県内はだめだということを旗幟鮮明にして内外に示し続けること、ここが一番のポイントだと思うんですね。そのことが私は今の困難だと見える状況を切り開く唯一の道ではないかというふうに思うんです。だから、議会も市町村も知事もこんなにそろったことはないわけで、そういう意味では知事の方針をきっちりと

一切ぶれることなく、高く掲げて、沖縄140万県民を背にしてきっちりと日本政府に向かい合うと、このことが今の状況を切り開く私は一番の政治的な方法ではないかと思うんですね。改めて知事の御決意を御披露ください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時30分休憩

午後5時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の玉城議員のサジェスチョンといいますか、私が表現としては、県内ノーということを言えとこういう御趣旨のような感じがしますが、ほぼ似たような表現で私は県内は事実上不可能であるということを選挙の期間中も言い続けて、特に私はそれ以上でも以下でもないつもりでやっておりますし、私の県知事として県内ノーという、いろんな政党がお使いになっている表現を使えというところは、それがキーだというのは私は必ずしも賛成ではありません。ですから、辺野古は事実上不可能だということを私は言っているんですから、これで十分じゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 私は、そういうことを言っているわけじゃないんで、我々の要望と一緒にならいなさいと言っているわけじゃないんで、申し上げているのは辺野古はだめだということ、そして県内にもうつくる余地はありませんと。お互いに表現の差は少しあってもこの大枠で県知事がぶれないで、そういうことをきちっと表明すると、このことが重要だということを申し上げているわけで、そこに県議会も市町村長も沖縄県民の全体の意思を流し込んで固めていくと。このことが日本政府にとってもアメリカにとっても一番大きく政策を変えていく大きな要素になるだろうということを申し上げているだけで、細かいことを申し上げているわけではありません。

次に進みます。ぜひそういう意味で今度の議会は非常に大きな私は流れがあると思います。そういうことを酌み取っていただいて、しかとひとつ県民の県益のためにいろんな誘惑があるかもしれませんが、一切そういうものに惑わされず筋を通していただきたいと思いますということですから、短く簡単にどうぞ。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ぶれてる、ぶれてると何かしきりとおっしゃいますけれども、私は何度も言ってきたでしょう、幾つかの要因を。そういうことで県内

は事実上、不可能に近い、不可能だということで県外だということをずっと言っているんですから、それをそのまま同じように言っていただくことなんじゃないですかね。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 知事を激励しているつもりでありまして、そこは素直にもっと受け取っていただきたいとこういうふうに思います。一緒にこれはやろうとこういうことを言っているわけで、誤解のないようにしていただきたい。

知事の訪米についてでございますが、いろいろ報道もあるようですが、公室長、私はことしの1月にワシントンに参りましてダニエル・イノウエ上院議員とか、バーニー・フランク——先ほど出ましたが——下院議員だとか、あるいはケント・カルダーとか、マイク・モチヅキとかそういういろんな下院議員、上院議員にお会いしてきました。その感想は、知日派と言われる人一部を除いてはほとんど沖縄のことについては知らないということが現実だと思うんですね。だから、歳出委員会だとか、軍事委員会の特別の人を除いては沖縄のことをわかりませんよというのが彼らの口をそろえての話でありました。

そういう意味では私は、先ほどからも出ておりますが、ワシントンにやはりどうしてもそういう情報を収集したり、発信したりする機関を置いて日常的に持続的にやる必要があると思うんですね。これまでの知事訪米の最も欠陥は、単発的だったということなんですよ。知事が行かれてだれだれに会いましたと言って報告をする。ああそうですかと話がそれで終わっちゃうわけですね。西銘知事からそれをずっとやっているわけです。ところが、蓄積がないんですよ、積み重ねがない。だからそういう意味では、やはりこれはロビー活動も含めて、ワシントンにきちっと事務所を置いて、県人会もありますからなるべく金をかけないよういろいろな考えながらやっていくということで、ぜひこれは知事が今度訪米されるときに準備室ぐらいはできるようなそういう段取りをしていただきたいと思いますというふうに思うんですね。どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） もともと玉城議員からの御提案が一番の引き金になっているわけですが、ぜひ早目にそういう日常活動的にできるものを置ければと思っておりますが、ただ今度私が行くことになるまでに姿形が整うかどうかというのは、必ずしも今自信を持って申し上げられません。ただし、秋口までにはある程度絵を描いて、遅くとも4月1日には正式にス

タートする。しかしそれではちょっと時間がかかり過ぎですから、何らかの形で活動は開始できるようにしてみたいというふうには考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 アメリカの会計年度は10月から始まるわけですが、今ちょうど予算のいろいろ議論の最中にあるわけですね。そういう意味では、5月か6月ごろに知事訪米があったほうが私は一番タイミングとしてはよかったんじゃないかと思いますが、一部報道もあるようですが、今の訪米の心づもりはいつごろでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 訪米の時期は、文字どおり今検討中で、早くとも9月以降になるのではないかと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 それでは米軍の兵員の数についてでございますが、ことし23年からアメリカが発表しないということですが、これは日米地位協定の合意議事録によって日本政府はアメリカから定期的に兵員の数と種別について通報を受けることになっていますよね。それについては認識がありますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 承知しております。しかしながら、その合意議事録は必ずしもこれまで県が把握しておりました軍種別の人員とは限らないというふうに説明を受けておりまして、今年度からその数字が入手できなくなったことにつきましては、米側に強く申し入れているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 せんだって地位協定の件で、外務省の北米局の方々とお目にかかってヒアリングをしました。その中で、平均3カ月に一遍ぐらいで米軍から報告を受けているということなんですね。そういう意味で言えば四軍調整官云々に聞くという話がありましたが、むしろ外務省が把握をしているのであればきちっと全国を含めて外務省にきちっと聞くということが必要じゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 外務省にもこの状況については伝えておりまして、県としましては軍種別の数字が欲しいということも申し上げております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 話が食い違っていますが、私どもの聞いた話では四軍の軍種も含めて外務省には報告されているということでありましたので、その辺はもう少しきちっと外務省と調整をしてみてください。

それから観光振興についてであります。国際線ターミナルの整備の答弁がございました。この7月以降、中国は9往復便から15便拡大されるわけですね。そういう意味で言えば現在1基しか設置されてない航空保安機器、いわゆるセキュリティーゲートの増設が業界も含めて非常に強い要請があるわけですが、客がふえていって1基ではこれは間に合わないわけですね。だから、7月以降これを増設する必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この件については、那覇空港ターミナルビルディング株式会社と調整をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 調整をしているというのはつくるといことですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） その方向で検討しております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 はい、ありがとうございました。

観光予算の組み方についてですが、平成21年度で言えば当初が16億円、補正が8億、22年度は当初が14億で補正が18億と上回っているわけですね。23年が当初が22億で、今日まだ6月で補正で19億5000万、そういう状況なんですね。これは業界からも非常に使いでが悪いというやり方では。コンベンションビューローなどの実際にコンベンションなどを行っている人たちからも、何とかならないかというのはずっと前からあるわけですね、この予算の組み方については。これは調整が云々という話があって、いろいろ国とのやりとりはあるようですが、同じ税金を使うわけだからもうちょっと合理的に使える方法を考えまさんと、補正6月でやれば使えるのは9月からですよ。すると、半年でもう全部使わなきゃならぬというそういうことでは私は観光部局の本気度が問われると思いますね。だから、どうせ使う金なんだからもう少し工夫を凝らして知恵を出すべきじゃないですか、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 議員御指摘のとおりです。

非常にこの予算のことにしましては、当初予算を組んだ後に補正予算でかなりの額が組まれてくるわけですが、しかしながらこれは特別調整費というちょっとまた緊急対策的な予算を今使っていることもありまして、非常に我が部だけではなかなか難しい調整もあるかと思いますが、非常にそういった面ではいろいろと検討を本当にやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 検討をやっていかなきゃならぬなどというのはどういう意味ですか。要するに、この政府との関係も含めて調整費の使い方もあるわけですが、この3年間見てもそうですね、年度途中からみんな入れているという。それではやはり具体的に計画を立ててやるという、実際に金を使う側からすれば、非常にこれは使いでが悪いわけですね。コンベンションセンターの皆さんもそう言っているんです。業界の皆さんからもそういう注文は前からあるんですね。それが直らないわけでしょう。その辺、知事どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かに、我々がこれから期待している観光関連の産業につきましての支援の事業費というのは本来当初予算できちっと措置すべきものだという点は重々わかっておりまして、これからはさらに心して当初予算に入れたと思うんですが、ただ本来調整費というのはそういうものも含めてもう少し使い勝手のいいものであったはずのものが、逆に経済対策用の途中の対応用に使われてしまっている。もっともっとこちらの要求に合う形でそもそもが措置されるべき予算であったであろうと私は思っておるんですが、こういう途中でやる経済対策的なものに今使われてしまって、そこで促進事業みたいなものを組み込んでいっているというのは、確かに実は正常な形ではないと思います。

そういう意味では、当初予算の中にもっともっと取り入れることと、さらに一括交付金を実は要求している中にはそういうことも含めて、もっともっとこちら側が使い勝手のいい形で本来調整費というようなものも使われるべきだというような意味も込めて我々は一括交付金の導入というようなものに取り組んでいます。ただし、観光関係についてはもう少し心して当初予算で取り組めるように頑張っていきたいと思いま

す。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 役所というのは、こういうものに知恵を出すためにあるわけで、要するに税金ですから、ひとつ知恵を絞って有効にできるようにやっていただきたいと。

それで県立高校の敷地の問題でございますが、個人の所有地についてはすべて有償と、市町村有地についてはほとんど全部が無償ですね。それ以外の団体、高校の同窓会、後援会に借りているのが5校あります。ちょっと教育長聞きたいんですが、その5校の中で名護高校の後援会は2万3633平米の土地を1982年からずっと貸しているわけですね。ほかの首里とか、知念とか、糸満とか、北部農林は全部有償になっているんですね。なぜ名護高校の後援会だけがただなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後5時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 確かに5校が後援会のほうでいわゆる借用地として借用している状況ですけれども、その中で名護高校だけが今無償で提供しているとそういう状況でございます。その背景についての御質問かと思しますので、御説明申し上げます。

まず、これまで名護市と名護高校と後援会がさまざまな意見交換をしてございます。そういう中で、教育委員会の中でも県立学校の跡地利用検討委員会というものが開催されまして、その中でまた要望等を踏まえながら検討してまいりました。その結果、実は保留地という言葉を使いたいんですけれども、同委員会のほうで保留地との交換ができない旨を決定いたしました経緯がございます。その理由は、土地取得の必要性がないということと、それから交換した場合には残地利用に支障が生じ処分が困難となるといった状況でございます。

それで今の御質問につきましては、名護高校だけがなぜ無償かということですが、これは名護高校の後援会の方々が実は無償契約をした経緯がございます。これは昭和51年12月ですけれども、そういうことでの状況がずっとこれまで続いているとそういうことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 首里高校がこれは養秀同窓会というんですか、2万平米ですね。名護高が2万3000平米で

すね。首里高校には749万円年間払っているんですね。これは別に首里高校をうらやんで言っているわけじゃないんですが、北部農林が1200万という話がある。そういう意味では、余り深く言いませんが、1982年からこれは30年ぐらいいるわけですね。名護高校の後援会もいろんな困っているところがありまして、何回もこれまで県の教育庁といろんな交渉をしようとしてもなかなか受け付けてくれないんですね。法的に敷地があるんだから、どうぞ何かあるならお引き取りくださいとこういう話まであるわけですよ。これは教育庁としてあるまじき話ですよ。人の土地を30年も使っていてどうぞ足りているからとってください。これは野球場に今使っているわけですよ、名護高校は。野球場とか会館があったり、部室があったりして使っているわけです。

それで教育長、この件については教育長の責任で名護高校の同窓会も含めて後援会も含めて、少しどうするかという問題を彼らも非常に困っておりますので、名護高の同窓も困っておりますので、引き続きひとつ教育長の責任でこの問題についてはやると、こういうことでいいですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの件につきましてさまざまな課題があることは私も承知しておりますので、ぜひそのためにまた検討委員会等々を発足していく中で検討してみたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 これは本会議でやるほどの話でもなかったかもしれませんが、この数年間私も一緒に絡んでやっております、なかなか前に進まないということもありましたので取り上げました。教育長、ひとつ今の御発言を含めて責任を持って解決に向けて御努力をいただきたいと。よろしいですね。

それで高速道路の料金についてであります、私はずっと北部の議員団でこのただの料金体系を続けなさいとこう言ってきたわけですが、この前国土交通省の高速道路課長に会ったら、沖縄県からは何の申し入れもありませんとこう言っているんだけれども、どうですか、これ。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この高速道路の無料化につきましては、震災で実験が中止になるというふうな動きを得て、その後、北部のほうからの要請、また北部の県議団のほうからも要請がございましたけれども、それを受けるような形で5月19日、そして20日、国土交通省、それからNEXCO西日本に要請をして

おります。もちろんその間、事務的な調整、NEXCOのほうにも職員を派遣をしたりしながら、私も行きましたけれども、そういう形で調整をしてきたところでございます。

○玉城 義和君 ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

○玉城 義和君 高速道路課長は、県から要請はありませんと、下地代議士を含めて代議士のほうからは話がありましたとこういうことを言っておりました。そういう意味で、私は沖縄県がみずから500円にしなさいと言った経過もあったりして、本当にこれは県としてはもっと強力にやるべきだったんだろうと私は思うんですね。ちなみに、知事、沖縄自動車道は57.3キロなんですよ、許田から那覇まで。この距離は東京から神奈川の茅ヶ崎までなんですよ、茅ヶ崎まで58.6キロ。これを6カ月の定期で買うと13万6000円なんですよ。これを180で割ると1キロ当たり750円なんですよ、片道370円ですね。これを大体東京近郊の人が1日使っているわけですね。

そういう意味で言えば、どうしてもただが言えないというのであれば、せめてこれぐらいのレベルですよ、根拠としては。ガソリン代もかかるから単純に比較できませんよ。そういう意味で、私は原則はただにすべきだと思いますが、どうしてもそれがだめだというのであれば、せめてこれぐらいの根拠はつくって往復で500円とかそれぐらいにすべきじゃないですか。だから、その担当課長は、これからでも県から要請があれば検討しますとこう言っているんですね。だから、私はもう一回県としてもその辺のところはひとつヤンバルの住民の気持ちも考えて、せつかく3割上上がったわけですよ、下がすいたんですよ。下はまたもとどおり込んでいるんですよ。また上はがらで下がぎゅうぎゅうなんですよ。こんなことをやっちゃいけませんよ。だから、そこのところが行政の知恵であって、それをやらないのは本当におかしいですよ。ぜひ知事、これからでもやってください、どうぞ。

○知事（仲井眞弘多君） これは質問ですか。

○玉城 義和君 はい、そうです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のような言われ方されると心持ち心外なところがありまして、何も北部の人に迷惑をかけるようなつもりでやったわけじゃなくて、無料化実験をし、そして東日本の大震災が起り、有料化をし、そのお金は東日本に持っていくんだということについて私たちはほかの県同様、まず賛成だと。何もその時点で値切れという話は我々は無論やっておりません。それは高速道路の株式会社が本来やるべきことであって、そしてその会社がかかなり高いレベルだったのを御存じのように調整費でもって手当てしていたわけですね。

ですから、私たちは有料化するに当たってそのお金が東日本の震災対策に使われるということは賛成だと。あわせて今度は値下げを沖縄のためにやれという同時にはだめです。ですから、これは自分たちの気持ちをしっかりあらわしながら、そしてそれを5月にきちっと無料化実験が始まる前のレベルまで戻してくれというのをやっているわけで、某代議士だけが言ったなどということというのはPRにすぎないと私は思っておりますし、ぜひこれは正確に理解をしていただいて御質問はいただきたい。

ですから、私たちは東日本へやるべきお金として沖縄県民もちゃんとやるものはやる、そして同時に値下げしてくれなどということはとても言うべきものじゃないと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 言っていることはわかると思いますので、ぜひひとつよろしく。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後6時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 きょう最後の質問になりますけれども、どうぞ最後までおつき合ひよろしく願いいたします。

私は、今度の震災、5月と6月、宮古市とそれから仙台、石巻、雄勝町、そういう地域を視察をしてまいりましたけれども、本当に息をのむような光景に立ち尽くすばかりでありました。

例えば、スーパー堤防だと言われたあの田老町のスーパー堤防の上に乗ってあたりを見回しますと、まさに人知を超えた自然災害の猛威というものを非常に

実感をいたしましたし、それから雄勝町の小さな集落なんですけれども、そこも本当に巨大な津波が奥深くまで集落をのみ込んだという現実を前にして、本当に驚くばかりでありました。

ですから、そういう意味で今回の大震災がまさにこれまで続いた日本の文化やあるいは文明の歴史をひっくり返したというふうに感じたものであります。そういう意味ではこの大震災が文字どおり日本の歴史を変えていく、あるいは日本の進むべき道を分岐点にしてしまったという、ある意味でそういう大惨事かなというふうには思っております。

それに加えて、福島原発問題、文字どおり我々のこの日本列島に被曝をし続けております。きのう、きょうのニュースでも、福島県内の子供たちの内部被曝が明らかにされました。これから恐らく放射能の被曝という被害が大きく拡大をされていくだろうというふうには非常に心配をいたしております。

一般質問する前にもう少し所見を述べさせていただきます。

人間は1日に約20から25グラムの空気を吸います。およそ4畳半から6畳の部屋いっぱい空気を体内に入れて、そしてそれを吐き出していくわけでありまして。その空気の中にはO₂すなわち酸素は21%ぐらいあり、そのO₂がないと人間の血液中のヘモグロビンがうまく働きません。頭で考えることも体を動かすこともできない。そして人間は考えたり体を動かしたりするとCO₂、二酸化炭素を出します。人間だけではなくてほとんどの動物はO₂を吸ってCO₂を出して生きているわけでありまして。その動物が出したCO₂を吸って、逆にO₂を出しているのが植物であります。したがって、植物がいないと人間を含めた動物は呼吸さえままならなくなり死んでしまいます。CO₂を確実に吸収するためには、森が健全な状態になっていなければなりません。人間はまた、水を飲まないと体調を崩してしまいます。それもきれいな水でなければなりません。震災に遭った東日本の復興の大きなかぎもこの水にあり、その水を提供する森の大切さを忘れてはいけないと思います。

この一文は、作家でもあり芸家でもあります稲本正さんという方が、今度の3・11を機に書かれた「緑の国へ 生まれ変わる日本のシナリオ」という本から引用しました。

私たちは、これまでの近代文明や文化の見直しを迫られているかもしれません。未曾有の自然災害の破壊力と、とてつもない被曝拡散を続ける原子力に思い知らされている今こそ、これまでの日本のありさまを振

り返り学び直して、そして目を覚ますべきではないのかと思います。日本という国が持続可能な国へと大きくかじを切るチャンスがやってきたととらえるべきだというふうに思っております。

そこで質問をしてみたいです。

1、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、県が提案するアジア・太平洋地域の災害援助拠点形成による国際貢献を逆にとり、災害救助で軍をカムフラージュし下地島の軍事基地化をねらった国際災害拠点なる日米合意案は決して認められるものではありません。新たな沖縄振興計画で沖縄が提案するアジア・太平洋地域の災害拠点形成による国際貢献とは、沖縄にその救助隊を常設配備をし、災害援助や人材育成、防災、医療技術の供与を通してアジア・太平洋地域の平和と安全に寄与するものと理解をしております。ところが、北澤防衛大臣は東日本大震災を一つの契機として下地島を念頭に、南西諸島に災害対応の国際的なものをつくることを日米2プラス2で合意したと発表いたしました。文字どおり災害対策に名をかりた軍事拠点づくりを表明したものであります。知事の見解を伺います。

(2)、県立病院経営再建計画の再建目標である不良債務の解消、資金不足の解消、経常収支の黒字化の達成を今度の決算で達成したことについて知事の見解をお聞きしたい。また、改めて経営形態のあり方についても伺います。

(3)、3・11を境に間違いなく日本は大きな岐路に立たされております。求められているのは、日本のこれまでのありさまを振り返り、学び直して新しい出直しへのシナリオをどう変えていくかであります。言えることは、東北大震災を契機に日本のエネルギー政策が大きくかじを切るだろうということでありです。継続し拡散する死の灰への恐怖と原発事故の余りに大きいダメージとリスクに政府も国民も思い知らされております。当然すべての原子力発電を廃炉にし、文字どおりクリーンなエネルギー、再生可能なエネルギーへと政策転換を図っていかなければならないと考えます。しかしながら、菅総理が浜岡原発の停止を明言した途端に永田町や業界、メディアを中心とした原発推進派、利権集団からの「菅おろし」が一斉に声を上げております。きのうの報道でとうとう福島の子供たちの尿から放射性物質セシウムが検出をされました。日本の進むべき道は、どのような困難があろうとも脱原発を進めていくことであろうと思います。

そこで伺います。

県は、原発の資料収集や研究をやめさせ、むしろ火

力発電から再生可能エネルギーを中心としたエネルギーへのシフト転換を目指すことを新たな沖縄振興計画に位置づけるべきだと思うがどうか。知事の見解を伺います。

(4)、新たな振興計画において、「旅客船の先島航路早期再開」の追加記述について知事の見解を伺います。

(5)、離島における県立病院経営において大きなネックでありハンディとなっているのが特地及び準特地勤務手当であります。離島医療を維持するためにも国に対し「離島増嵩費」として国に求めるべきではないのか、知事の見解を伺います。

大きい2番目、県がん対策推進条例について。

(1)、条例制定に向けた県の取り組みへの経緯と日程について伺います。

(2)、県民に開かれた意見の集約はどのように行われているのか。

(3)、準拠点支援病院における支援センターの設置について伺います。

(4)、島嶼県として離島・僻地在住者の負担軽減策をどのように検討されているのか伺います。

大きい3番目、県立病院の課題について。

(1)、医師の確保について。

ア、研修医の本務採用について伺います。

(2)、看護師、コメディカル職員の確保について。

ア、看護師の定数は、本来必要な10対1を満たす数にも足りない。最低でも10対1に必要な看護師を確保して中部や医療センター、北部の休床を解消すれば収益は上がると思うがどうか。

イ、7対1看護体制後における育休や産休、病休の代替職員の充足と有給休暇の取得率について伺います。

ウ、民間病院ではコメディカル職員が多く採用され収益を上げていると言われております。県立において医療ソーシャルワーカーやリハビリ職種職員の増員ができない理由を示してください。

(3)、県立病院のあり方基本構想において、市町村に対し県立病院運営への参画について提案をし協議を進めるとしているが、経緯を伺います。

(4)、県立宮古病院の課題について伺います。

ア、未曾有の大震災後、国内における病院建設では免震構造への変更や検討が進められております。新宮古病院においても免震構造への変更を検討すべきではないか伺います。

イ、新宮古病院建設に伴う研修医宿舎の建設整備について伺います。研修に訪れた医師や看護師、学生な

どの宿泊施設として利活用され、地域医療を学ぶための環境を整備し、ひいては離島で不足している医師や看護師などを育成し、安定確保に向けて建設すると聞いている。進捗状況はどうか伺います。

ウ、宮古病院における医師の確保について経緯を伺う。脳神経外科医・眼科医・小児科医・精神科医についてであります。

大きい4番目、下地島空港及び空港周辺公有地利活用の方策について。

(1)、宮古島市が提案するアイデアモデルについて見解を伺う。また、県としてどのような方策を検討しているのか伺います。

5番目、我が会派の代表質問との関連で、新垣清涼議員の2の(3)の再質問との関連で、沖縄市の泡瀬地区の土地利用計画において、今回の3・11のような災害規模は想定をされていたのか。地震による液状化や津波の被災現場を見ると計画の見直しは当然必要であると思うがどうか伺います。

それから6の(1)との関連で、今回の台風被害は強風と塩害によるものが大きいと思います。強風による葉タバコの飛散によって牧草被害が出ております。被害の状況と畜産農家への支援について伺います。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 奥平一夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、火力発電からクリーンエネルギーへの転換を新たな振興計画に位置づけることについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県における電気エネルギーは、平成22年度実績で石炭が約77%、石油が約21%、その他が約2%となっており、そのほとんどが石炭や石油を燃料とする火力発電により供給されております。このように、現状としては沖縄県は化石燃料に頼らざるを得ない状況にありますが、電気の安定供給を図りながら、今後はクリーンエネルギーの導入比率を高めていく必要があると考えます。このため、県は「新たな沖縄振興のための制度提言」において、民間事業者や一般消費者を対象としたグリーン投資税額控除等の新エネルギーの導入に対する支援制度を要望しているところでございます。

次に、県立病院の課題についての御質問の中で、新宮古病院の免震構造への変更についてという御質問にお答えいたします。

新宮古病院は、災害拠点病院として災害直後から病院機能が発揮できるような耐震構造となっております。一般的に、免震構造は地震による建物機能への影響が少ないとされておりますが、新宮古病院の耐震性につきましては、東日本大震災のような大地震においても、人命の安全確保と病院機能の確実な維持ができるよう設計されております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、北澤防衛大臣の国際災害拠点発言に対する知事の見解についてお答えいたします。

今回の日米安全保障協議委員会共同発表では、地域の人道支援等の後方支援の拠点を日本に設置することの重要性につき一致したとされておりますが、災害救援に係る具体的な場所は示されておられません。また、去る5月に開催された米軍基地負担軽減部会で北澤防衛大臣から、災害拠点として下地島空港の使用について発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容等については決まっていないとのことであります。

県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 知事の政治姿勢についての中、県立病院経営再建計画及び経営形態についてお答えいたします。

県立病院事業の平成22年度決算については、平成21年度に引き続き収支が改善され財務面の健全性の回復が進んできたものと認識しており、このような経営改善は病院現場の経営努力に加え一般会計からの支援等によるものと考えております。

なお、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、経営再建計画に沿った経営全般にわたる改革の取り組みによる経営改善の実現については、毎年度、経営再建検証委員会により検証を行うこととしております。このため、今後開催する平成23年度の検証委員会において、3つの目標の達成状況等を初め具体的な経営改善の状況等を多角的・多面的に検証していただくこととしております。また、病院事業の経営形態につきましては、基本構想に基づき経営改善の実現及び持続的な経営の健全化の達成見込みについて、検証委員会による平成23年度決算の検証結果も参考にして最

最終的に判断することとしております。

続きまして、がん対策推進条例制定の取り組みについてお答えします。

平成23年4月1日現在、15府県においてがん対策推進条例が制定されております。このような中、本県においても患者等関係者から条例制定を求める動きがあり、今後、一層のがん対策を推進する観点から条例制定に向けての検討を行っているところであります。

条例案の検討に当たり県民意見を聴取するための会議を開催することとしており、現在、会議メンバーの選及び日程等について調整しているところであります。10月ごろまでには県民意見を集約し、条例案を検討して、平成23年度中を目途に策定したいと考えております。

続きまして、がん対策推進条例制定に向けた県民意見の集約についてお答えします。

条例案を検討するに当たり、医療関係者やがん患者関係者を初め市町村関係者、教育関係者等で構成する会議を開催して意見を伺うこととしております。また、パブリックコメントを実施するほか、沖縄県がん対策検討委員会からの意見聴取等も行うこととしております。

続きまして、がん連携支援病院における支援センターについてお答えします。

沖縄県では、地域医療再生臨時特例基金を活用し、がん診療連携支援病院である北部地区医師会病院、県立宮古病院、県立八重山病院で行う医療従事者研修事業、相談支援事業等に対し、1病院当たり500万円の補助金を交付しております。また、これらの支援病院では相談支援センターに相談員を配置して、電話、対面での相談が行われております。

続きまして、離島・僻地在住者への負担軽減策についてお答えします。

本県の離島においては、当該地域の医療機能等から本島の医療機関を受診せざるを得ない患者がおります。

県としては、これらの患者等に対して、本島への受診に係る交通費負担の軽減を図るため、財政支援を国に要望しているところであります。また、離島地域において、可能な限り治療が行えるよう遠隔医療や専門医による巡回診療の実施を検討しているところであります。

県立病院の課題についての、市町村の県立病院運営への参画についてお答えします。

「県立病院のあり方に関する基本構想」において

は、地域医療を安定的かつ効果的に提供していくため、市町村を含めた地域全体で県立病院を支える体制を構築したいという考えから、市町村に対し県立病院運営への参画について提案し協議を始めることとしております。

平成21年度には、各市町村に対して「県立病院運営参画に関する方策案」を提案し検討を要望いたしました。また、平成22年度には、他都道府県における市町村の県立病院等への運営参画状況調査を実施しております。

今後は、これまでの提案に加え、他都道府県における事例紹介を行うとともに、市町村の要望や病院現場の意見等も聴取し、県立病院運営への参画について協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、旅客船の先島航路早期再開の追加記述に対する展開についてお答えします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画（素案）」に対する「航路による移動については、その対象者の拡大の可能性について検討を行うものとする。」という追加記述につきましては、旅客航路再開の困難さを踏まえながらも、移動手段の選択の幅を広げたいという沖縄県振興審議会離島過疎地域振興部会における議論の結果を反映したものであると認識しております。

県としましては、審議会の答申及び関係機関等の意見を踏まえ、その対応について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、離島増高費を国に求めていくことについてお答えいたします。

特地勤務手当などは、離島などの生活が著しく不便な公署に勤務する職員に対して支給する手当であり、病院事業を運営していくためには必要な経費であります。

当該手当は経営に一定の影響を与えている状況にありますが、地方公営企業法の趣旨に基づき、経営の収入をもって充てることに努めるとともに、今後、関係部局と財政負担のあり方について議論を深めていきたいと考えております。

次に、県立病院の課題についての御質問の中で、研

修医の本務採用についてお答えいたします。

研修医については、現在、嘱託職員及び臨任職員として採用しております。病院事業局においては、医師の養成・確保の観点から研修医の採用形態について、今年度、人員体制検討チームを設置し検討を進めることとしております。

次に、看護師の確保と休床についてお答えいたします。

看護師については、平成22年度と平成23年度に条例を改正し、南部医療センターと中部病院において7対1看護体制を実施し、その他の病院については10対1看護体制をとっております。休床している中部病院の52床を再開した場合は収益増につながり、南部医療センターの14床については損失を見込んでおります。北部病院については、運用上、一時病床を休止していましたが、現在は看護師配置により再開しております。

次に、育休等の代替職員の充足等についてお答えいたします。

平成22年5月より7対1看護体制を導入した南部医療センター・子ども医療センターにおけることし6月1日現在の看護師の育休者、産休者及び休職者は44名となっております。これらの休職者については、臨任看護師18名を配置したほか、嘱託看護師で補充しております。有給休暇の取得状況については、平成21年度9.8日、導入後の平成22年度11.3日となっております。

次に、医療ソーシャルワーカーやリハビリ職員を増員できない理由についてお答えいたします。

病院事業局における人員体制については、医療提供体制の充実と経営への影響等を考慮する必要があることから、今年度、病院事業局内に人員体制検討チームを設置し検討を進めているところであります。医療ソーシャルワーカー等の配置については、人員体制検討チームによる見直しの中で検討していきたいと考えております。

次に、新宮古病院建設に伴う研修医宿舎の建設整備についてお答えいたします。

研修医宿舎については、宮古病院における研修医の採用、要請を円滑に行うという観点から、その必要性について今後病院事業局で検討することとしております。

次に、医師確保についてお答えいたします。

宮古病院においては、脳神経外科医師1名、小児科医師4名を配置し、地域の医療ニーズに対応しております。また、精神科については医師3名を配置し、眼科については琉球大学からの週1回の応援医師で対応

しております。精神科医師及び眼科医師については欠員を生じていることから、病院事業局としては、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業等の医師確保に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 下地島空港及び空港周辺公有地利活用の方策についてで、市提案への県の見解及び方策についてお答えいたします。

平成20年3月に宮古島市が策定した「下地島空港等利活用計画書」において、空港の新たな利活用方策として国際的な航空関連教育の拠点づくりと国際緊急支援活動等の2つのアイデアモデルが提案されております。

県としましては、平成25年度の伊良部大橋の開通に伴って、下地島空港及び周辺公有地の利活用の重要性が高まることから、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、関係機関と調整し利活用の方策について検討していきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連で、泡瀬埋立事業の震災を想定した計画の見直しについてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、今回の震災を受けて見直しを行っているものではありませんが、今回の震災での知見をもとに設計基準や防災計画の見直し等が検討されております。

今後、設計基準等の変更に伴い、直ちに施設設計の見直しを行う必要があるかどうかも含め適切に対応する考えであります。

なお、大津波に対しては構造物で対応するには限界があり、現実的な対応としては、避難経路の確保及びショッピング施設やホテル等の屋上を利用した避難施設の確保が重要と考えております。また、液状化については、当該埋め立てに用いる土砂が主に新港地区のしゅんせつ土砂で、その多くは液状化しにくい粘性土であります。埋立完了後に土質調査を実施し、想定される地震動に対し解析を行い、液状化すると判定された場合には適切に対応する考えであります。

泡瀬地区埋立事業は、本県の経済活性化を図る上でも重要な事業であることから、環境保全にも配慮して早期の工事再開に向けて取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 我が会派の代表質問との関連質問の中で、台風2号による葉たばこ飛散に伴う牧草被害についてお答えします。

宮古島市と多良間村で台風の影響により、肉用牛農家の採草地内にたばこの葉が飛散している箇所が複数件確認されております。国内で葉たばこによる牛の中毒発生の事例はありませんが、ニコチンが一定量牛の体内に取り込まれた場合、中毒症状を引き起こす可能性があります。このため、家畜保健衛生所、農業改良普及課が相談窓口となり、パンフレットや防災無線により飛散したたばこ葉は丁寧に除去するよう指導し注意喚起を行っております。

なお、現在、葉たばこによる牛の中毒は報告されておられません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは再質問をいたします。

2プラス2で合意をされた災害拠点の発言は、今地元で非常に大きな懸念を生じております。下地島を名指して発言をされているわけですから、非常にただごとじゃありません。実はこれは県が今、新しい振興計画に提案をしている拠点、いわゆる災害拠点と同等だというふうにとられがちなんです。そういう意味で県が今提案している国際災害拠点というのはどういうものであるのか。防衛省がいわゆる2プラス2で合意をされたそのこととどう違うのか、その辺を少し御説明ください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県が現在、新たな振興計画の中で検討している国際的なアジア・太平洋地域の国際援助拠点の形成といいますのは、我が国が国際貢献の一環としてアジア・太平洋で大災害が起きたときに、その物資の集積、援助の拠点を沖縄県に置けないかという考えのもとに今、構想されているものでございます。

議員今御指摘のとおり、2プラス2での議論、2プラス2では場所は特定しておりません。ただ、北澤防衛大臣の下地島という発言がございました。しかしながら県といたしましては、この県の考え方を実現するのは防衛省というよりも、むしろ外務省であったり、そういう政府のさまざまな部門で実現される、そこに要望していくものだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そういうことからするならば、今、非常に懸念を抱かせている2プラス2の合意を、県が

提案をしているものとは全く物が違うんだということと、それをぜひ明言をしていただきたいということと、それから下地島空港を名指して災害名目で拠点化しようというそれを断じて軍事基地化をさせないと、軍事利用をさせないということとをぜひ明言すべきじゃないかと思うんですが、知事、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時58分休憩

午後6時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 2プラス2のほうにつきましては先ほど来申し上げておりますように、その具体的なものは全く見えておりません。しかしながら、下地島につきましては当然ながらこれまでの県の方針どおり軍事利用は県としては認めないという方針を貫いてまいります。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 これはいわゆる2プラス2での合意案は、災害を目的としたという拠点づくりなんですね。そういう意味では災害を目的としたとしても軍事利用させないというそういう意味だというふうにとらえていいですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県としましては、従前どおり下地島の軍事利用につながる計画というものは認めておりません。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それじゃ、しっかり軍事利用させないということを堅持をしていただきたいし、2プラス2で話しているような代物と違うんだということとをぜひ明言をしていただきたいというふうに思うんですが、知事、いかがですか。いわゆる2プラス2で言っていることが本当に今、非常に誤解があって、宮古島市民の間では物すごく懸念が広がっているんですよ。ですから、そういう代物ではないんだということとをぜひ知事のほうから明言していただけないか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時59分休憩

午後7時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のいろんな疑念といいますかお考えはよくわかりますが、ただ、今、私どもが考えている大災害に対する物資を中心とした拠点として沖縄地域に置けないかという話は昔から出たり消

えたりしておりましたけれども、たまたま宮古島市につくられた計画がパイロットの教育と、あわせて今の災害緊急支援というような趣旨の中身ですが、ただ、これらは我々の分も含めて実はこれから中身を詰めていかなければいけません。詳細には一体どこがどんなふうに、どんな内容でというのは。ですから、今の御心配は御心配としてここに置いて、我々も2プラス2の中身は何ですかというのはまだよく聞いておりません。ですから、こういうものは言葉として先行している感がないわけではありませんが、ただ、我々のはこの間の東日本の例などを見ていると、やっぱり物資集積というのは我々もアジアにつくりましたように、いろんな形で必要だということもよくわかっています。ですから、実は内容は恐らく宮古島市の緊急支援の何かというのも内容的にはこれから詳細を詰めるはずですし、我々自身のもそうしていきたいと思えますから、ただ、この詰めるに当たって宮古島市のお考えもよく尊重し、議員の御心配の点というのもきちっと真っ正面に据えて中身をまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ですから、僕らが懸念をしているのは、そういう自衛隊や米軍があの下地島空港を拠点にするということに懸念を抱いているんですね。そういう意味では今回の問題が惹起したんだけど、改めて知事がきちんとそういうことはさせないということを明言しないことには、ちょっと申しわけないが公室長では物足りませんので、ぜひ知事のほうで明言してください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） この明言というのがどれほど言えば明言なのか少しあれですが、まずこの2プラス2で言う中身は、我々もよく詳しく聞いておりません。ですから、まずこれをよく確認します。ですから確認もしないままどうだこうだということもあれですし、そして私ども自身が今考えている物資集積を中心としたものについてもこれからです、実は中身を詰めていくのは。ですから、そういうプロセスの中でひとつぜひ議員ともよく意見交換をしながらまとめていけたらと思いますし、そのときに今、御心配をしておられる基本的な考え方について軍事利用はさせないと、昔から歴代知事が言ってきたことをどういうふうの実現していくか、このプロセスの中でひとつよく研究していければと考えておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは次に、県立病院の再建計画

についてお伺いをしたいと思っております。

今度の決算を見ますと、1年前倒しで目標達成できたということでもありますけれども、その要因、そして何でこれまでそういうことができなかったか、その原因等、検証をしてあると思うんですが、お答えいただけますか。

ちょっと休憩お願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時4分休憩

午後7時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） それではお答えします。

平成22年度は一般会計からの繰入金の増額による支援、それから診療報酬改定、南部医療センター・こども医療センターでの7対1看護配置基準の取得、入院患者数の増加等により収益が増加した一方で、給与費等の費用を抑制したことで利益が拡大したと分析しております。

病院事業においては、地域において必要とされる医療を適正に提供することにより収益性を向上させるとともに、明確な経営目標を設定することにより職員の意識改革を図ることが重要と考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それではお伺いいたします。

今、不良債務いわゆる債務をクリアしたというけれども、違うと知事はおっしゃるわけですから、どれぐらいそれは残っているんですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時7分休憩

午後7時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 不良債務はございません。そして、一時借入金もございません。一時借入金で100億円あったものが、一部が長期に変わっておりまして、長期の借入金が約70億足らずという状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 知事、まだ残っていると言いましたよね。何が残っているんですか、じゃ。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） ですから、長期の借

入金が残っているということです。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それは、借り入れしていかなきゃ事業展開できないわけですから当然残りますよ。それは年々の償還計画でみんな払っていくわけですからね。それは残っているなんて言ったらどうにもならないですよ。経営なんかできませんよ。

次に、じゃ、平成20年度の内部留保金は幾らになっていますか。

○病院事業局長（伊江朝次君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時8分休憩

午後7時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 内部留保金は34億円でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 改革2年目で34億の留保金はどう評価いたしますか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 予想以上の成果だというふうに考えております。

○奥平 一夫君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時10分休憩

午後7時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それから、原発の研究継続をしていくという答弁は、知事と崎山さんとの質疑の中で出てまいりましたけれども、今、これだけの被曝が拡大している中で、原発研究を導入するかもしれないというような言い回しの答弁はいかがなものかと思うんですが、知事いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今のような御質問が極めて間違った信号を与える可能性があります。1つは、原子力発電所が東京電力の管内であいう事故を起こしているということと、それからエネルギー政策上、世界でこれだけたくさん使われている原子力エネルギーを反射的に一切ノーだということに反応するというのは早過ぎますよ。もっともっとサイエンティフィックに見て、一体この必要なエネルギーは何か、そしてどういう政策が必要なのかを踏まえた上でいいの悪いの、どうするの、変更するのというのはやるべきで

あって、いわんや沖縄における——たまたまこれは民間企業である沖縄電力さんを抜きにして話をするのはちょっと気が引けるんですが——原子力技術だろうとどういう技術でもエネルギーに関係することを前もってよく勉強しておくというのは否定されるべきものじゃないでしょう、むしろやってなきゃだめですよ。ですから、今度は原子力エネルギーについては東京電力さんの事故を踏まえて、なかなかこれは厳しいという状況が発生しているということであって、沖縄だって全部化石燃料ですよ、ほとんど。そういう中でどうやって新エネルギーの方向をとっていくかということであって、原発を即今、入れる入れないという話とこんがらがるとおかしいと思うんです。ですから、原子力に関係するいろんな情報を集めておくということ自身は何にも悪いことじゃないし、沖縄の電力事業をしっかりやっていき、市民サービスをやるためには重要な勉強だと私は思っておりますよ。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それこそ僕はナンセンスだと思っています。

○知事（仲井真弘多君） ナンセンスとはどういうことですか、失礼な。

○奥平 一夫君 知事も見解が違うとおっしゃっていましたが、見解が違うんですね。

○知事（仲井真弘多君） 見解の違いは結構ですよ。ナンセンスとは何ですか、ナンセンスとは。

○奥平 一夫君 現在、被曝も継続をしていく中で、むしろ研究をストップして、じゃ、その経緯を見ますという話ぐらいはやらなきゃならないですよ。

○知事（仲井真弘多君） 逆でしょう。研究を何でストップするんですか。

○奥平 一夫君 話を変えます。お聞きします。

次は、旅客船の先島航路の早期再開の追加記述についてということでちょっとお聞きしたいと思うんですが、先島への新たな誘客のための再開と住民のための安価な運賃での旅客サービスを提供すべきではないかというふうに僕は思っています。ですから、そういう意味で離島振興というのは住民の交通を確保すること、ですから海路もそれから空路も生活の交通路としてしっかりと実現をしていくというふうなことをすべきだというふうに私は思うんです。航空運賃の低減も当然、皆様方の努力があります。提案するというものでしょうけれども、そのことについてもお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先島航路の再開の話でご

ざいますけれども、まさに離島振興という観点から船便、それから飛行機を含めてこれを確保するのは非常に重要な話だというふうに認識をしています。そういうことで今回、沖縄振興特別措置法、それから次の新しい法律、それから計画の中では、離島のネットワークの確保と、それから航空運賃の低減、あるいはまた船賃の低減というふうなものを大きなテーマとしているところです。

今、お話のあった宮古・八重山、それから沖縄本島間の旅客の部分というのは、そうではありながらも、それをやはり運航していくための経営的な条件がどうなのかというのはやっぱり現実的にチェックをしていかなきゃいけない。そういうふうな観点から見ると、現段階で旅客輸送実績、船舶による割合というのはすべてを通して約1%というふうな状況になっております。この状況の中で有村産業が撤退したわけがございますけれども、この間、船便の改善状況としては23年の1月から、御承知のように身体的に航空機で移動ができない者に対しては船舶での移動が可能になったと。

今回の審議会での意見というのは、これは拡大してくれというふうな話になります。今回の新しい法律の中で要望している話は、航空運賃のさらなる低減化というふうなものが一つ出ております。そうしたときに、それが実現した場合に、船賃とこの航空運賃がほぼ同じような金額になってしまう可能性がある。そのときに実際に船舶としてそれが旅客船として経営が可能かどうか、その辺のところは少し検証しながらここ

は進んでいく必要があるかと思えます。

もちろん船も飛行機も非常に重要だというふうな認識には立っていますので、そこは今回の審議会、専門部会の意見を踏まえながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 離島増嵩費なんですけれども、これは離島の県立病院の先生方が一様におっしゃる。どんなに黒字を出してきても全部こういう人件費を自前で払わなきゃならないという苦しさがあると。そういう意味ではこの増嵩費というのはむしろ国へ要求していくという姿勢をしっかりと示すべきだと思うんですが、知事、いかがでしょう、こういう考え方は。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 病院事業局としては、不採算に係る事業については、地方公営企業法の趣旨に基づき、財政負担のあり方について関係部局との調整を行っていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ちょっと理解不能でありますけれども、これで終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、7月4日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

会議録署名議員 嘉 陽 宗 儀

平成23年 7 月 4 日

平成23年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成23年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成 23 年 7 月 4 日（月曜日）午前 10 時 0 分開議

議 事 日 程 第 5 号

平成23年 7 月 4 日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第15号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第15号議案まで

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 9 号議案 土地の取得について

乙第10号議案 交通事故に関する和解等について

乙第11号議案 交通事故に関する和解等について

乙第12号議案 国土交通大臣の作成する大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について

乙第13号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第14号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第15号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	8 番	渡久地 修 君
副議長	玉 城 義 和 君	9 番	瑞慶覧 功 君
1 番	上 原 章 君	10 番	山 内 末 子 さん
2 番	島 袋 大 君	11 番	上 里 直 司 君
3 番	中 川 京 貴 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	13 番	當 山 眞 市 君
5 番	平 良 昭 一 君	14 番	吉 元 義 彦 君
6 番	仲 村 未 央 さん	15 番	座喜味 一 幸 君
7 番	照 屋 大 河 君	16 番	佐喜真 淳 君

17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 新 垣 清 涼 君
 23 番 新 垣 安 弘 君
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん

33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	会 計 管 理 者	米 蔵 博 美 さん
副 知 事	上 原 良 幸 君	知 事 公 室	饒平名 知 成 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	秘書広報統括監	
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	総 務 部	新 垣 郁 男 君
総 務 部 長	兼 島 規 君	財 政 統 括 監	
企 画 部 長	川 上 好 久 君	教 育 委 員 会 長	中 野 吉三郎 君
環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君	教 育 長	大 城 浩 君
福 祉 保 健 部 長	宮 里 達 也 君	公 安 委 員 会 委 員	安 里 昌 利 君
農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君	警 察 本 部 長	磯 丈 男 君
商 工 労 働 部 長	平 良 敏 昭 君	警 務 部 長	
文 化 観 光 長	平 田 大 一 君	労 働 委 員 会 長	平 良 宗 秀 君
ス ポー ツ 部 長		事 務 局 長	
土 木 建 築 部 長	当 間 清 勝 君	人 事 委 員 会 長	岩 井 健 一 君
企 業 局 長	仲 田 文 昭 君	事 務 局 長	
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次 君	代 表 監 査 委 員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
次 長	鉢 嶺 元 君	主 査	佐久田 隆 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第 15 号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 社民・護憲ネットの新里米吉です。一般質問を行います。

1、基地問題について。

(1)、2005 年 8 月宮城前嘉手納町長は、マスコミインタビューで、嘉手納統合案にとっても受け入れられる状況にない、普天間は沖縄からの全面撤去もしくは国

外、アメリカが引き取るということが本来あるべき姿と述べている。知事の感想を伺いたい。

(2)、県選出衆議院議員の某氏は、選挙中は持論の嘉手納統合案等を封印、断念しながら、当選すると持論を主張し、最近では、嘉手納統合案、キャンプ・シュワブ陸上案、国頭村安波案を唱えている。知事の所見を伺いたい。

(3)、ウィキリークスの米外交公電によると、「彼女（小池百合子氏）は防衛相として環境影響評価が終了した後なら、政府は滑走路を50メートル沖合へ移すことに同意するとの非公式な「約束」を知事に対して与えていたと認めた」、また、小池氏は09年までには違う政権ができてから、我々が彼（仲井眞知事）にこれまで何を約束したかは問題にはならないと返答したとあるが、知事の所見を伺いたい。

(4)、ウィキリークスの米外交公電によると、「鳩山首相、平野官房長官、岡田外相、北澤防衛相、前原氏は2009年12月8日夕方に会談し、普天間代替施設で前進を得られなかったのは連立相手の社民党のせいだと一致した」、12月9日前原氏は「もし現行案以外のあらゆる代替案に米国が賛成しなければ民主党は現行の再編計画を進め、必要ならばゴールデンウィーク後に連立を解消する」と選挙中に約束した国外、「最低でも県外」を実行せず、2009年12月には社民党との連立を解消して現行案強行の姿勢をルース大使に伝えていた。このような民主党政権によるアメリカ追従の現行案強行姿勢について知事の所見を伺いたい。

(5)、これまで現行案を推進してきた拓殖大学院教授のM氏や外交評論家のO氏は、最近、「海兵隊は必ずしも沖縄にいる必要はない。沖縄にいないければ抑止力にならないという議論は絶対におかしい」、「沖縄にいる必要はないが日本のどこかにいなければならない」とインタビューに答えている。知事の感想を伺いたい。

(6)、防衛省への県質問要旨は、私が県内外で主張し説明してきた内容と多くの点で一致しており、一定の評価をしたい。今回の質問は知事も了解した内容か伺いたい。

(7)、去る6月25日「不平等な日米地位協定を許さない抗議集会」が開催された。米軍属が軍法会議にかけられず、第1次裁判権の行使もされない。県民の人権無視が続いている。歴代知事と県議会、県民が長い間、地位協定抜本改定を要求してきたが前進していない。前進しない理由は那边にあるのか、知事の所見を伺いたい。

2、原発について。

(1)、共同通信の世論調査によると、菅首相が中部電力に浜岡原発の全面停止を要請したことについて、「評価66.2%」、「評価していない29.7%」となった。国民世論と浜岡原発停止について知事の所見を伺いたい。

(2)、ドイツが脱原発に政策転換し、イタリアの国民投票では、「反原発約94%」、「原発再開約6%」、ドイツ、イタリア、スイス、オーストリアが脱原発を明確にし、ヨーロッパで脱原発の動きが高まっている。知事の感想を伺いたい。

(3)、福島原発事故について、東京電力と経産省原子力安全保安院は、当初「想定外の大津波」と言って説明をしました。しかし、今日では「地震の揺れによる損傷」があり、大津波は平安時代の貞観地震が指摘されております。「想定されていたが無視してきた」ことが明らかになっています。政府と電力会社が「原発の安全」を喧伝してきた「安全神話」は崩壊したと考えています。「安全神話」の崩壊について知事の認識を伺いたい。

(4)、2010年度の環境省調査によると、沖縄は風力発電に関し、北海道、東北地方に次いで高い優位性を保持しているとのことである。沖縄県として風力を初め再生可能な自然エネルギーの研究開発に力を入れる考えはないか伺いたい。

(5)、省エネの努力を重ね、自然エネルギーの開発と普及を進めながら、「原発については新設を行わず、運転中の炉については安全対策を徹底し寿命を迎えた炉から順次廃炉にする」との姿勢が求められていると考える。知事の所見を伺いたい。

3、沖縄振興計画について。

(1)、沖縄公庫を存続させる方向で検討に入ったとのことと評価したい。最後の詰めを要望したい。沖縄振興一括交付金については、政府関係者は厳しい姿勢であるが、現状を伺いたい。また、現状をどのように打開する考えか伺いたい。

(2)、上原副知事は、6月14日の県議会沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会で、「法律をつなごうかという話が出てこないとは限らない」と述べ、暫定的に単純延長する可能性もあるとの認識を示したとのことだが、県として暫定延長も考えているのか。また、政府との協議の進捗状況はどうなっているか伺いたい。

(3)、県振興審議会総合部会で、「計画を県がつくってもそのすべてを国の法律に依拠するならば、その法律について県と国の綱引きが始まり、従来の繰り返しになる」と委員から指摘されている。既に政府と県の協議で綱引きが始まっていると感じるが、実態はいか

がですか。

(4)、「新たな計画の基本的考え方(案)」の9ページには、「海洋島しょ圏である沖縄は、交通に関する不利性を抱えており、交通ネットワークの構築に当たっては、こうした不利性を克服し、東アジアの中心に位置する優位性を生かす諸条件を整備し、ヒト・モノ・情報が円滑に交流し共生するしくみが必要である。」としている。しかし、制度提言では「不利性の克服」について強く大きく述べているが、「優位性を生かす」ことについて非常に弱いと感ずる。県の所見を伺いたい。

答弁の後、再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新里米吉議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地問題についてですが、宮城前嘉手納町長インタビューについての御質問にお答えいたします。

宮城前嘉手納町長はインタビューの中で、御質問の内容以外にも、普天間飛行場移設問題は、地域と県、防衛庁、外務省それぞれが最善の方向を見出せるよう真摯に努力すべきと提言しておられます。

私といたしましては、宮城前嘉手納町長の考え方に賛同するものでございます。

同じく基地問題に係る御質問の中で、県選出衆議院議員による県内移設案についての御質問にお答えいたします。

辺野古以外の県内移設案についてさまざまな提案があることは、報道等により承知いたしておりますが、具体的な内容につきましては把握しておりません。

いずれにいたしましても、日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設を求める県の考えは変わりありません。

同じく基地問題に係る御質問の中で、ウィキリークスで報道された「小池元防衛大臣発言」についての御質問にお答えいたします。

日米両政府とも不正な方法で入手した文書については、コメントも確認も一切しないとのことであります。

なお、私は、当時、代替施設の建設位置について地元の意向や環境に配慮する観点から、可能な限り沖合へ寄せてほしいと政府に対し求めておりましたが、県から具体的な距離等について言及したことはありません。

次に、同じく基地問題の中で、ウィキリークスで報

道された民主党政権のアメリカ追従の現行案強行姿勢についての御質問にお答えいたします。

日米両政府とも、不正な方法で入手した文書については、コメントも確認も一切しないとのことでございます。

県といたしましては、地元の理解を得られない移設案を実現することは事実上不可能と考えており、引き続き政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設に取り組むよう強く求めているところでございます。

次に、原子力発電に係る御質問の中で、ヨーロッパでの脱原発の動きの高まりについての御質問にお答えいたします。

エネルギー資源の乏しい我が国にとって、低廉で安定的なエネルギーの確保は不可欠であることから、国として原子力発電の導入を推進してきたものと理解をいたしております。

ヨーロッパにおける脱原発の動きは、それぞれの国の事情を反映したものと考えております。

同じく原子力発電に係る御質問の中で、安全神話の崩壊に関する知事の認識いかんという御質問にお答えいたします。

今回の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が深刻な事故を引き起こし、我が国の経済社会全般にわたり多大な影響を与えたことは、まことに残念であります。

次に、沖縄振興に係る御質問の中で、つなぎ法案の可能性及び政府との協議の進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県が新たな沖縄振興のための法律に盛り込むよう提言しております諸制度は、県民が求める将来像実現のため、離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、豊富な若年労働力、そして東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限発揮できる施策の展開を目指すものであります。

沖縄県といたしましては、これまで沖縄政策協議会を通じて新たな沖縄振興のための諸制度の実現を政府に要望してきたところであり、去る6月23日の全戦没者追悼式における首相あいさつ及び同24日の官房長官兼沖縄担当大臣の沖縄振興開発金融公庫の存続に関連する発言に見られるように、来年4月以降には、県が求める諸制度を盛り込んだ新たな法律がスタートするものと認識いたしております。

県としましては、単独延長やつなぎ法案はないものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等

から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての、海兵隊は沖縄にいる必要はないとの見解についてお答えいたします。

県としましては、海兵隊が沖縄にいないといけない理由について、去る5月7日、北澤防衛大臣から示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について、その内容を検討したところ、在沖海兵隊の作戦・任務や沖縄にまともって所在する理由等、県民の納得のいく説明ではなかったため、疑義を取りまとめ、6月1日に防衛大臣あて質問書を提出しております。

いずれにせよ、県としましては、在沖米軍の中で最も大きな比率を占める海兵隊兵力の大幅な削減が必要であろうと考えております。

次に、防衛省への県質問要旨についてお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、去る5月7日、北澤防衛大臣から示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」については、その内容を検討したところ、県民の納得のいく説明ではなかったため、疑義を取りまとめ、知事調整の上、6月1日に防衛大臣あて質問書を提出したものであります。

次に、日米地位協定の見直しが前進しない理由についてお答えいたします。

従来、政府は、日米地位協定について、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡るさまざまな問題を解決するためには、その時々の問題について、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」と説明しており、県としては、このことが地位協定が見直されなかった大きな理由と考えております。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる地位協定の運用改善だけでは不十分であり、同協定を抜本的に見直す必要があると考えております。現在、民主党政権は、「地位協定の改定を提起する」としていることから、県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通じて粘り強く地位協定の見直しを求めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 原発についての御質問の中で、国民世論と浜岡原発停止に関する知事の所

見についてお答えいたします。

中部電力の浜岡原子力発電所については、想定される東海地震とそれに伴う大規模な津波襲来の切迫性という特別な状況を踏まえ、一層の安心を確保するため、例外として国は運転停止を求めたものと聞いております。

共同通信社の世論調査結果は、今回の東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所が深刻な事故を引き起こし、我が国の経済社会全般にわたり多大な影響を与えたことを大きく反映したものと理解しておりますが、一方で、浜岡以外の原発の停止についての部分では、電力不足への不安から賛成が57%、原発を停止しないことについて賛成が57.9%となっているという事実もあり、国民としてはやはり電力不足への不安というものを踏まえて揺れているのではないかと理解しております。

続きまして、同じく原発の中で、風力等の再生可能エネルギーの研究開発についてお答えいたします。

沖縄県においては、2010年度の環境省調査で風力発電の優位性が報告されております。しかしながら、電力系統が小規模であることによる風力発電等の不安定な電源が系統に与える影響の大きさや、台風常襲地域であることによる設備の強度を高める必要性などの課題があります。このため、今年度より、県は、沖縄電力と連携し、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」の一環として、沖縄本島北部において4メガワットの風力発電の実証事業等に取り組んでおります。また、沖縄電力は、台風等を避ける可倒式風力発電設備を波照間島と南大東島に設置しております。

沖縄県としては、このような実証事業等を通して、電力系統の安定化対策等の知見を蓄積し、県内における再生可能エネルギーの普及を強力に推進していきたいと考えております。

続きまして、同じく原発の中で、省エネ、自然エネルギーの開発・普及を進め、寿命を迎えた炉から順次廃炉にすることに対する知事の所見についてお答えいたします。

エネルギーは、国民生活や経済活動の基盤であります。今後の原子力発電のあり方については、今回の事故を踏まえた国のエネルギー政策の見直しの中で、エネルギーの安定供給の確保、環境への影響及び経済性の観点から議論されていくものと理解しております。

県としましては、自然エネルギーの導入比率を高めていくための取り組みを加速化していくと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興計画についての御質問の中で、沖縄公庫の存続と沖縄振興一括交付金の対応についてお答えします。

沖縄振興開発金融公庫の存続については、去る6月24日に枝野官房長官が、沖縄振興の観点から、他の機関と一体化することにはまだまだ問題があるのではないかと認識を示し、沖縄公庫の存続について言及しております。

沖縄県としては、沖縄公庫の担う政策金融の役割は今後も重要であると考えており、引き続き政府に対し、現行の機能及び組織形態の存続を要望していきたいと考えております。また、沖縄振興一括交付金については、去る6月23日の沖縄全戦没者追悼式における首相あいさつ及び翌24日の官房長官の沖縄振興一括交付金の創設に係る発言などから、今後国においてその実現に向けた検討が進められていくものと考えております。

沖縄県としては、新たな沖縄振興に必要な財源として沖縄振興一括交付金の創設を引き続き強く求めていると考えております。

次に、新たな計画の法律への位置づけに関する国との協議についてお答えします。

新たな計画は、「沖縄21世紀ビジョン」で県民とともに描いた将来像の実現や固有課題の解決を目指し、県独自に策定する計画であります。この計画は、いわゆる総合計画であることから、これに盛り込まれる施策には、国の支援を得ながら県や市町村によって推進されるべき施策はもとより、沖縄の特殊事情に由来する「基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用」や「離島の条件不利性克服と国益貢献」など、国の責任において克服・解決を図るべき施策も含まれることになります。現在、これらの施策が円滑に実施できるよう、国に対して「従来制度の深堀り」や「沖縄振興一括交付金（仮称）の実現」に向けて要請しているところであります。このことに関し、去る6月23日、菅総理大臣は、沖縄県が主体となる計画への支援などについても述べられました。今後は、政府において、沖縄県の考えを取り入れた検討が進められるものと期待しております。

次に、沖縄の優位性を生かす制度提言についてお答えします。

「新たな計画の基本的考え方(案)」では、沖縄がアジアのダイナミズムを取り入れ、我が国の成長の一翼を担う地域としての発展可能性を沖縄振興の必要性の

一つとしてとらえております。すなわち大きな時代変動の中、沖縄みずからの発展はもとより、日本経済がアジアの活力を取り込むための橋頭堡としての役割を担い、日本と世界を結び、アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する先駆的地域を形成するなど、強くなやかな経済を構築することを基軸の一つとしてとらえております。この地理的優位性を生かす制度としては、国際物流拠点の形成、臨空・臨港型産業の育成、世界に開かれた研究開発・交流拠点の基盤づくりなどに関する提言を行っております。今後、これらの施策展開により、沖縄の発展とアジア・太平洋地域への貢献につなげることを目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 再質問を行います。

まず、基地問題についてですが、ウィキリークスの件で、日米両政府とも不法にとってきた情報についてはコメントしないということのようですが、ただ、これは朝日新聞でかなり大々的に取り上げられたわけです。朝日新聞はウィキリークスが暴露したこの公電について、信憑性を確認した上で厳選して公開したと言っているんです。だから全部を公開したんじゃないくて、その中でも信憑性を確認した上で厳選して公開した。これはマスコミとして相当自信を持って公開しているということをやまずとらえなければならない。そしてそれだけじゃないんです。それにかかわったアメリカのクローリー前国務次官補、何と言っているか。米国の国際関係をほぼ網羅する25万の公電がウィキリークスの手に落ちた時点で、国務省は予想される影響を各国駐在の米大使館に分析させたところ述べています。そして、日本政府にも各大使館を通して、あるいは国務省を通して説明もしたと。これを見たとき、いかにこれが信憑性が高いか、真実であるか、私は非常に明らかなと思うんです。それだけにアメリカの外交に対する信頼性が失墜するものだからコメントできないと。日本政府も追隨してコメントできない、こう言っているんじゃないかと思うんですが、知事の御感想を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ウィキリークスの公電につきましては、議員おっしゃるようにマスコミによって暴露されたというんですか、非常に大きな話題

になったということは承知しております。ただ、その内容等につきまして、県の立場としましては、それではこの内容が真実かどうかという形は県だけで判断できるわけではございませんで、当然、これは日米両政府に対してその確認を求めるわけですが、先ほど申し上げましたように、一切このことについてはコメントもしないというような状況でございますので、県としてはその内容について、その真偽については公式に確認するすべがないというのが現状でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 確認をするしないの問題じゃなくて、そういうことが裏で行われていたと。そして、日米両政府が沖縄の基地問題についてこういう姿勢でやっていたということが明らかになってきているわけですから、これは県にとって今後の政府とのかわりについて非常に重要な参考資料になるだろうと思うんです。とりわけ私が質問した中でも(4)番目の5名の閣僚が集まって相談をしていた。そしてこれは前原氏が2009年の12月9日にルース大使と会って話をした内容というのは、その後そのとおり動いているんですよ。もう100%と言っていいくらいこのとおりになっているじゃないですか。連立を解消します、解消した。それだけじゃなくて、アメリカがはいと言わなければ、現行の再編計画どおり進めていくと言っているんです、そのとおり進んでいる。昨年の日米共同発表、先日2プラス2、そのとおりでしょう。これをどう受けとめていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員のおっしゃった論点につきましては、ウィキリークスがそういう背景があったということを伝えていることについては、大変興味深いとは考えておりますが、しかしながら公式にやはり日米両政府が昨年5月28日の日米共同発表で、辺野古への移設を取り決め、また今般の2プラス2で取り決めたというこの事実に対して、県としましては県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求めると言っておるわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 この点については、それだけで済ませておきたいと思いますが、次ですね、6番目の防衛省への県の質問ですね。これを2回読んでみたんです

が、読めば読むほど私の感想としては、県内移設を許さない、県外・国外を求める、こういう姿勢が文章の中に貫かれている、質問の中に貫かれている。非常に鋭く政府の言っているうそ、あるいはごまかしについて、私などもこれまで講演とか県外に呼ばれてそのことを言ってきましたが、かなり一致する点が多いんですよ。その姿勢は何かというと県内移設は許さないと、県外・国外を求める。とりわけ海兵隊が沖縄に駐留する必要があるのかどうかと、ないんじゃないかというような視点が私は強く感じられるんです。知事も了解した内容だということがありましたので、知事、どうですか。そういう姿勢がこの皆さんのものには貫かれていると私は思っているんですがどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の新里議員のお考えはお考えとして、これは私たちがかねてから申し上げてきたことで、特に民主党政権になって悪くとも県外と言われた鳩山さんのころから、つまり県内やまた全く同じところへ舞い戻ってきた納得のいく説明と納得のいく解決策をずっと求めていまして、議会でもそういう答弁を去年の5月前後からずっとしているわけですが、その線上にある考え方でこの海兵隊の戻ってきた理由をただしているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 単にUターンしてきたから問題だということじゃないんですよ、この文章は。それだけだったら、こんなに見事な文章は書けないですよ。これは副知事と公室長や知事公室の皆さんがそういう姿勢で立派につくって、知事は少し姿勢が弱いのかなと感じざるを得なくなります、今の話だと。皆さん、見事なことを言っていますよ。他の都道府県に駐留した場合、迅速に展開できなくなるのか、強襲揚陸艦の配備地域、長崎県佐世保など、国内他地域に駐留する米軍基地との整合性はあるのか。Uターンの話じゃないんだ、根本的な話を皆さんは追及している。在沖海兵隊を他の都道府県に移しても、沖縄には米空軍や陸軍、海軍のほか、自衛隊の基地が存在しており、軍事的なプレゼンスが低下することはないのではないか。海兵隊を移しても軍事的なプレゼンスは沖縄は落ちないでしょうと、ここまで見事に言っているじゃないですか。そして強襲揚陸艦地域は、付近に在沖海兵隊が駐留した場合、日本の安全確保に懸念が生じることはないのではないか。沖縄には、東アジア最大の空軍基地がある嘉手納飛行場を初め2万3000ヘクタールを超える広大な米軍基地が存在しており、面積でわずか

2%にすぎない普天間飛行場をハワイやグアムに移転することが本当に国際社会に誤ったメッセージを送ることになるのか。国内の他の都道府県に移設することは、国際社会に誤ったメッセージを送ることにはならないと考えていいか。見事じゃないですか。そこまで言っているのにUターンしたから言ったんじゃないですよ。さっきから私が言っているとおりのことを、やはり流れとして姿勢として持って書かないとこれだけのことは書けないですよ。私、これ一定の評価していますよと。一定よりもちょっと上ぐらい言いたいのだけれども、与党だったら相当褒めていますよね。だから、知事、素直にそういう姿勢を言ってくださいよ。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうも新里議員は、私の答弁に御不満でそれを書いた人は納得がいておられるようですが、私はいずれにしても民主党さんがもともと悪くとも県外と言っていたのが辺野古に戻ってきた。これの納得いく説明をずっと求めていたわけでして、それが先ほどの海兵隊に関する防衛省のパンフレットですから、これでは納得いきませんよと。疑義をただしますということでやったのがその中身で、私は余りどうも評価されていないようですが、副知事を初めとする職員はぜひこれはこれで苦労しながらつくっていますから、ひとつ評価してください。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 今の基地問題、アメリカの上院の歳出委員会、軍事委員会で、グアムへの移転費が削除される。さらにアメリカの中でもこの間から指摘がありますように、1年半前には海兵隊撤退論が議員の中から出てきました、有力議員の中から出てきた。ことしになってから嘉手納統合案や現行案が出てくる。一枚岩じゃないですね。アメリカがこんなに一枚岩じゃない、ぶれたことはかつてなかったと思います。

そして先ほど話しましたように、これまで日本の国内で自民党政権のときに、現行案を一生懸命推進してきた論客と言われる人たちにも変化が見られる。これは日米両政府が非常に追い込まれている証拠だと思うんですよ。このようなときに、我々がとるべき態度は、この間から言われているように知事が毅然たる態度を常にとる、アメリカに行っても日本政府に対しても。このことが非常に今求められているし、もう一つは、県民が一丸とならぬといかんときだと思うんです。アメリカもぶれているけれども、沖縄内の我々もぶれたんじゃ、これはこの絶好の機会に沖縄に基地を押しつけられる、あるいは普天間にそのまま押しつけ

られるということになってしまう。今こそみんなが一致団結すべきときだと思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 県民が難しい問題に対して一丸となるというのは、もう当然これは必要なことだと思います。そして今の新里議員のお考えはお考えとして承っておきますが、確かに辺野古移設というものについてのいろんな議論が出ているということもこれもおっしゃるように確かのような感じはしますよ。

そういう中で、我々はこの普天間の危険性を固定化させないで一日も早くどうやって動かすか、そして返還させるか、ここのところをよく考えながらこれからも一丸となって展開していく必要があるというふうには考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 次、原発について質問をします。

2カ月ほど前、テレビを見ていましたら、東京電力の下請の社長が、私は国と東京電力を信用して原発は安全だと言って、親、親族、地域の人々をだましてしまった。二度と原発の仕事はしたくない。しかし、今は放射能汚染をとめなければならない。作業をしている人は若い人たちだと言って泣いて訴えていました。

知事に伺いたいんですが、この下請社長の悲痛な声をどう感じますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の新里議員の御質問にどうお答えするかというところですが、電力事業というのは大勢の人が一緒になっているんな形でつくり上げている事業ですし、資源のない日本、沖縄も含めてですが、なかなかみんな苦労しながらやってきている。そして一生懸命やってきた原子力発電所の事故がこういう大地震の結果として起こっているということに対して、先ほどから答弁していますように極めて残念だということも当然ですし、ただその受けとめ方というのは人それぞれあると思いますから、非常に悲惨な声を上げておられる人もおられるし、またマクロにエネルギー問題をあとどう考えていくか、いろんな方がいろいろおっしゃっておられます。ですから、これはこれ

からの日本のエネルギー政策というのをよく見ながら、私たちは冷静に安全性が確保でき続けられるのか、非常に無理があるのか、そこら辺の判断をしながら、待ちながら考えをまとめるべきだと私は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 このような発言をしたのは、知事がまだあれだけの大きな事故が起きて、原発の安全性についての安全神話の崩壊について質問しても、明確にお答えにならぬものだからこれを言ったわけです。

ところで、きのうテレビを見ていましたら、世界的な学者でどこにも属さずに市民の立場で最終的には活動された高木仁三郎さん、よくわかりだと思えます。テレビでやっていましたが、16年前に今の事態を完璧に予測して当てているんです。地震が起きたときには、地震、津波、大火に備えるべきだと言っている。そしてメルトダウンについても予測しているんですよ、既にそのときに。だから予想外のことだなんて言える話じゃないんです。さらには、原子力委員会の中でも委員の中の2名の方は、貞観地震のことを話してきたけれども、取り上げてくれなかった、無視されてきたと言っている。私たちはそのことを大いに反省していかなければならないだろうと思えますね。

そのことを申し上げて終わります。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 おはようございます。

民主党の上里直司でございます。

それでは質問通告に従いまして順次質問をいたします

1番目の現行の沖縄振興特別措置法にかわる新たな制度要望についてお伺いいたします。

(1)、税の特例や規制緩和等の要望を「全県特区」としてまとめる必要があるかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(2)番目、新たな計画実施後にも国と協議を行う場の創設を求めていくべきではないかとお伺いいたします。

(3)番目、新たな法律の名称を県から提起すべきだと前議会でも提案し、そのような考え方を示されましたが、現状での取り組みについてお伺いをいたします。

再生可能エネルギーへの対応についてお伺いをいたします。

今議会でも各議員から代表質問、一般質問で再生可能エネルギーについての質問が出ております。当然これは進めていくべきではありますが、設備の導入というのは、今事業者が進めております。しかし、その設

備の導入というのは非常にお金がかかってしまう、時間もかかってしまう。そんな中で、需要側の技術革新というものは、まさに日進月歩と言われるぐらいに今進んでおります。その点で、県が今年度から進めております「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」、ここにおける実施施策、需要面での実施施策を決定する組織——私は今仮称として沖縄環境未来都市協議会という名前で提起をしておりますが——早目にこの設置等開催を急ぐべきだと思いますが、見解をお伺いをいたします。

(2)つ目、宮古島市が先行している再生可能エネルギーへの取り組みを各島々での実施を検討できないかどうかお伺いいたします。また、「美ぎ島・美しゃ市町村会」からどのような意見が出ているかお伺いをいたします。

3番目、企業誘致についてお伺いいたします。

(1)、震災後の節電による影響を回避しようと、日本企業の生産及び研究施設を海外に移転させるという動きを見せております。これに歯どめをかけて、沖縄への企業誘致を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(2)番目、現在の沖縄電力の電力供給体制では、これらの企業誘致にどの程度対応できるのかどうかお伺いをいたします。

4、図書館行政についてお伺いいたします。

(1)、図書館人材の採用について。

現状での有資格者の割合及び正規・非正規の割合についてお伺いをいたします。

次に、今回「学校事務」において、司書資格を有する者を若干ながら採用予定としていることは率直に評価をしたいと思います。ただ、今後は図書館職として採用試験を実施し、司書を学校や県立図書館等に配置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(2)つ目、「今後の沖縄県の図書館の在り方」への教育長の見解と沖縄県全体の図書館行政の中で県立図書館が指導的な役割を担うべきかと考えていますが、いかがでしょうか。

5、住宅政策についてお伺いいたします。

(1)、県内での住宅建設及び改築等の推移及びその経済波及効果についてお伺いいたします。

(2)、沖縄県の耐震化診断と耐震化改築への取り組みがおこなわれている理由についてお伺いいたします。

(3)、沖縄型環境配慮住宅の建設推進の取り組みとモデルハウスの建設についてお伺いいたします。

(4)番目、古民家再生事業への取り組みについて。

今年度の県の取り組みをお伺いいたします。

古民家再生や沖縄の住宅建設を担う人材育成をすべきであるかと考えていますが、現状の取り組みについてお伺いいたします。

6、被災地支援についてであります。

被災地の子供たちを何とか沖縄で滞在させるようなプログラムを今沖縄本島全島で、いろんな地域で、この問題に対応されている市町村や団体がいらっしゃいます。これは県が旗を振って、こういう被災地の子供たちを沖縄で受け入れるという、そういうプログラムを実施すべきだと私は思っていますが、いかがでしょうか。

現状でこのような動きをどのように把握をされているのかも伺いをいたします。

7、海外との交流推進に向けて。

(1)番目、中国人観光客のマルチビザ制度が7月1日から実施をされておりますが、この先行実施後の制度構築についての考えをお伺いいたします。

続いて、(2)、今後の海外展開に向けて現状の海外事務所の人員と人材育成の検討についてお伺いいたします。

(3)番目は、海外の姉妹都市、各国の領事（名誉領事含む）、交流関係の締結国は何力所あるのか。また、仲井眞知事就任以来、知事を訪ねた各国要人・大使は何力国になるのかお伺いいたします。

最後に、(4)、感染症研究施設の設置というものは、新たな制度要望の中にも盛り込まれていますが、現状についてどのような状況なのかお聞かせください。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、新たな制度要望についてという御質問の中で、税や規制緩和などの要望を「全県特区」としてまとめる必要はないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在の沖縄振興特別措置法に基づく経済特区制度は、特別自由貿易地域、そして情報通信産業特別地区、さらに産業高度化地域などなど沖縄本島の一部を中心に、極めて限定的に指定されているところであります。

沖縄県といたしましては、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けまして、地域の特性に合った産業の振興や今後の沖縄経済を牽引する戦略産業の育成、そして誘致を図る観点から、離島を含む県全域を対象として税制措置や規制緩和等の制度創設が必要と考えており

ます。この実現のため、現在、県全域を対象に県内地場産業のイノベーションを促進する「産業イノベーション制度」と、今後の沖縄経済を牽引する戦略産業の集積を促進するため、税制を深掘りをした「おきなわ・新成長産業振興制度」の創設を国に要望しているところでございます。

今後とも県全域を対象とした制度の実現に向けて国と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、新たな制度要望に係る御質問の中で、国と協議を行う場の創設についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国と沖縄県とが沖縄に関する基本施策を協議する場としましては、首相を除く全閣僚と沖縄県知事とで構成する沖縄政策協議会が平成8年9月に閣議決定に基づき設置されております。新たな沖縄振興のための法律や沖縄振興一括交付金の創設などにつきまして、この協議会及び沖縄振興部会において協議が重ねられているところであります。

沖縄県といたしましては、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げました将来像の実現と固有課題に対応するためには、沖縄県と国との協議の場が引き続き必要であると考えており、現行の沖縄政策協議会の活用とあわせて、新たな協議の場の設置につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致に係る御質問の中で、震災後、節電の影響を受けた企業に対する沖縄への誘致についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

東日本大震災後の県外企業の誘致につきましては、製造業では流量計製造企業、そしてIT関係ではソフトウェア開発企業の県内立地がございまして。また、電力不足や被災リスクの回避を検討する県外企業からの問い合わせが数多く寄せられております。このうち、十数社が県内のデータセンターにサーバーを移設しております。

沖縄県といたしましては、企業の分散投資や新たな事業展開を考える県外企業の立地ニーズに適切かつ迅速に対応していきたいと考えております。このため、今年度は例年9月に東京・大阪で開催いたしております企業誘致セミナーにつきまして、7月中旬に前倒して開催を予定いたしております。

次に、海外との交流推進に係る御質問の中で、ノービザ制度の先行実施後の制度構築の考え方いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、5月10日に東日本大震災に伴う我が国への外国人観光客の大幅な減少を踏まえ、政府に対し、国際観光の振興のため一定以上の所得者のビザの免除や

着陸料等の免除を要請いたしております。このような中、5月28日に沖縄を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザ制度の創設が発表されており、一定の前進が図られたものと認識いたしております。

今後、より一層の国際観光の振興を図る上で、中国のみならず、新規市場として開拓に取り組んでいるロシアやタイ、そしてマレーシア等、現在日本入国に際しビザを要する国々につきましてもさらなる緩和を図ることが重要と考えております。

県といたしましては、引き続き政府に対しビザ制度の要件緩和を求めてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな制度要望についての御質問の中で、新たな法律の名称についてお答えします。

現在、新たな法律の内容について国と調整を進めているところでありますが、法律の名称についてはまだ議論に上っておりません。今後、新たな沖縄振興策に係る国との調整等も踏まえ、法律の理念や内容にふさわしい名称を県からも提案していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 再生可能エネルギーへの対応についての御質問の中で、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」の実施組織の設置についてお答えいたします。

今年度から実施している「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」は、太陽光発電や風力発電を導入した場合の電力系統に対する安定化対策の検証、電力の供給側と需要側が連携したエネルギー需給管理技術の実証、さらには亜熱帯型省エネ住宅の普及やEVバスなどの生産に向けた体制づくりなどの基盤構築を内容とするものでございます。

本事業を円滑に実施するため、建築部会、EVバス・交通部会、エネルギーマネジメントシステム部会、宮古島部会の4つの作業部会を設置するとともに、本事業を総括するため、県や関係事業者、有識者等で構成する組織の設置を予定しております。

同じく再生可能エネルギーへの対応についての御質問の中で、離島における再生可能エネルギーの取組

み及び「美ぎ島・美しや市町村会」からの意見についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、沖縄電力と連携し、平成22年に宮古島、多良間島、与那国島及び北大東島に太陽光発電設備を整備しました。また、台風等を避ける対策として可倒式風力発電設備を波照間島及び南大東島に整備しており、今後も各島々の地域特性に即した再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。

次に、「美ぎ島・美しや市町村会」は、平成22年1月に「沖縄21世紀ビジョン」に関する要請を行っており、その中で「離島社会の持続的な発展のためには、クリーンエネルギーの活用等が重要」との意見が出されております。これを受け沖縄県は、「新たな計画の基本的考え方（案）」において、宮古・八重山圏域では再生可能エネルギーの導入を推進することとしております。

続きまして、企業誘致についての御質問の中で、現在の電力供給体制でどの程度の誘致が可能かについてお答えいたします。

沖縄電力の「平成22年度決算の経営参考資料集」によりますと、電力の供給力は184万キロワットとなっております。平成22年度の最大電力が138万キロワットであることから、約45万キロワットの供給予備力が確保されているものと理解しております。供給予備率は32.8%でございます。また、平成24年度には液化天然ガス、いわゆるLNGを燃料とした吉の浦火力発電所の1号機（25万キロワット）が運転を開始することから、新規企業立地のための電力は十分にあるものと理解しております。

続きまして、海外との交流推進に向けての御質問の中で、海外事務所の人員と人材育成についてお答えいたします。

沖縄県産業振興公社が設置している香港、上海事務所には、それぞれ所長1名、現地スタッフ2名を配置しております。また、台北事務所には、所長1名、現地スタッフ1名を配置しております。なお、海外事務所長は、商工・観光行政経験のある人材を配置し、現地スタッフは日本語が堪能で、現地の商習慣あるいは文化等に精通した人材を配置しております。

海外事務所の人材育成に関しましては、派遣前に海外事務所の業務と関係のある課に配置し、知識の習得に努めるとともに、派遣後は、随時関係機関等との海外展開事業に関する意見交換を行い、職員の能力向上に努めております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 図書館行政についての御質問で、司書有資格者の割合等についてお答えいたします。

平成23年6月現在の沖縄県立図書館に勤務する職員60名中、司書有資格者は16名で、割合は27%であります。その内訳は、正規職員が24名中7名で29%、非正規職員が36名中9名で25%となっております。なお、非正規職員36名のうち22名は、国の緊急雇用創出事業等による期限付きの職員であります。

次に、図書館職での採用試験の実施についてお答えいたします。

図書館は、学校や地域における読書活動や学習・情報の拠点として重要な役割を担っております。図書館がその機能を十分に発揮するために、司書資格を有する事務職員の果たす役割は重要と考えております。

本年度の県職員採用中級試験においては、司書資格を条件とする「学校事務」を設けたところであり、今後とも司書資格を有する事務職員を計画的に採用し、図書館行政の充実に努めてまいります。

次に、県立図書館の役割等についてお答えいたします。

図書館は、学校や地域における読書活動や学習・情報の拠点として重要な役割を担っております。県全体の図書館のあり方につきましては、社会の変化に対応するために検討する時期に来ているかと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも県立図書館が中核となり、学校を含めた各機関と連携して一層のサービス向上に努めるとともに、住民のニーズにこたえる課題解決支援機能やレファレンス等、市町村の支援に努めてまいりたいと思います。

次に、被災地支援についての御質問で、滞在プログラム等についてお答えいたします。

県教育委員会といたしましては、現在、被災地の児童生徒を夏休み中に一定期間受け入れられる滞在プログラムの実施に向けて計画をしているところでございます。

なお、被災地の子供たちを受け入れる滞在プログラムにつきましては、沖縄国際ユースホステルが計画していると伺っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 住宅政策についての御質問で、県内での住宅建設及び改築等についてお答

えいたします。

持ち家、共同住宅等の住宅建設戸数は、住宅着工統計によれば、平成18年度の1万6233戸をピークに、19年度は改正建築基準法等の影響で9614戸と減少しております。その後、20年度1万3148戸と持ち直し、21年度1万1231戸、22年度1万914戸となっております。また、改修工事等の直近5カ年間の戸数は、住宅・土地統計調査によれば、平成10年1万7800戸、15年1万8900戸、20年4万8800戸となっており、増加傾向にあります。

住宅建設等の経済波及効果については、木材、鉄筋、内外装、設備等の資材や労働力はもとより、家具、電化製品等の消費も伴うことから、その効果はかなり大きいものと考えております。

同じく住宅政策で、沖縄県の耐震化の取り組みがおくれている理由についてお答えいたします。

沖縄県においては、鉄筋コンクリート造の建物の占める割合が他県よりも高く、その耐震診断・耐震改修費用は木造に比べ高額であり、県民の経済的負担が大きいために耐震化の取り組みがおくれている要因の一つと考えられます。また、本県は塩害による建物の劣化が著しいことから、耐震補強よりも建てかえ等による建物の更新が多いことも要因と考えられます。

そのような中で、県は、今年度から新たに「民間住宅耐震診断補助制度」を創設したところであり、窓口となる市町村においても補助制度の整備が必要であることから、現在、市町村に対して補助要綱を策定するよう働きかけているところであります。耐震改修工事等の費用についても、住宅所有者の負担軽減が図られるように補助制度の創設を検討していく考えであります。

同じく住宅政策で、沖縄型環境配慮住宅の建設推進についてお答えいたします。

沖縄型環境共生住宅の建設推進に向けて、平成21・22年度に行った環境共生住宅推進事業の省エネ効果等の調査成果をもとに快適で環境と共生する住宅の普及を図るため、今年度から建築士や関係団体に説明会を実施していく予定であります。また、モデルハウスの建設については、今後、独立行政法人建築研究所やNPO団体等と連携する中で、その推進方策を検討していきたいと考えております。

同じく住宅政策で、今年度の古民家再生事業の取り組みと人材育成についてお答えいたします。5の(4)のAとイは関連しますので一括してお答えします。

今年度の取り組みとしましては、古民家とその景観を守ることを目的に市町村や個人などを対象として、

平成21・22年度の調査成果の説明会を県内各地で開催し、地域に根差した古民家の再生・活用の働きかけを行っているところであります。さらに、建築士やNPOなどの関係者に対して「古民家の保全・再生・活用マニュアル」の説明会を行い、地域の古民家再生の取り組みを促すこととしております。

また、古民家再生等を担う人材育成については、NPOなどの主体的な取り組みを支援しながら、今後の展開について検討する考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） おはようございます。きょうも一日よろしくお願いいたします。

上里議員御質問の海外との交流推進に向けての中の、海外との交流関係及び海外要人訪問についてお答えします。

沖縄県におきまして、現在、姉妹都市を提携しているのはアメリカ合衆国ハワイ州、ブラジル連邦共和国南マットグロッソ州、ポリビア多民族国サンタクルス州、中華人民共和国福建省の4地域となっております。

また、領事に関しましては、アメリカ、ブラジル、ポリビア及びペルーなど9カ国が県内10カ所において設置されております。

海外からの大使等要人につきましては、駐日フランス大使など33カ国、72名が知事就任以来訪れております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 海外との交流推進の中の、感染症研究施設の設置についてお答えいたします。

県としては、現在、「新たな沖縄振興のための制度提言」として、感染症対策の強化を初めとする健康危機管理体制の確立を国に要望しております。その制度の中心として健康危機管理情報センターを設置し、県内の健康危機管理に関する情報の一元化、感染症等の侵入に対し、東南アジア等の近隣諸国を含むサーベイランスの強化を図りたいと考えております。同センターの設置により、アジア地域の技術職員等の交流活性化や技術移転等の国際貢献にもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは、順を追って再質問をいたします。

先ほど知事から御答弁いただきまして、県全域を対象にした制度を創設するとおっしゃってありました。こうなると、私たちも財政措置は一括交付金化で、税の特例や規制緩和をある意味全域をカバーするものでやっていけば、ひとつ車の両輪として沖縄県をどう運営していくのかということが見えやすいだろうなと思っていたんですね。その意味では、今までの制度要望を少し変更し、新たな主張を強化しているわけですから、改めてこのことについて政府に説明し、政策協議会で取り上げていただくよう要望する考えはございませんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これにつきましては、現在、制度提言した内容というふうなものを若干組みかえる形で全域という形にしておりますので、それはまた追加して説明をしていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 これまでの制度要望の一つ一つを積み上げていくとこういう形になるというのではなくて、沖縄県としての姿をこういうふうに見せていくんだという意味ですから、やっぱり少しテストというか、変わってきているはずですから、これは修正というよりは新たに強化した考えですということをやっぱり申し上げるべきだと私は提言したいと思っていますので、ぜひ知事、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員おっしゃるように、また、民主党の皆様からもある意味でサジェスションもいただいておりますが、確かにこれまで40年間、いろんな税の優遇、税の制度、そして規制緩和がいろんな分野で、ITであるとか、製造業であるとか、高度化であるとか、いろんな形で入ってきておりますが、これを全県一区——全県一区というのは変ですが——やっぱり各地それぞれいろんな特色を持っていますし、ある意味でITであればこの地域でもできるというよさもあります。

ですから、そういうことで逆に全県一区で税をもう少し競争的な深掘りをするというような形で沖縄全域で取り組むというむしろ面としての体制をとりながらも、各地域のテストが入ってきますから、むしろ議員からの今のサジェスションを踏まえた方向で何とかまとめていければと思っておりますので、ぜひともお力添えをいただきたいと思いますし、一国二制度に近

い——一国二制度とは何かというと、なかなかこれは難しい部分があるんですが——そういう方向性も持った形でお願いしてまとめたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは続きまして、再生可能エネルギーへの対応についてお聞かせください。

この「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」という事業の目的というのがあるはずですよ。部長のこれまでの議会での答弁は、太陽光発電の設置、風力施設の設置ということがメインに出ていますが、それは一部でありまして、本当はもう少し事業の目的というのがあるはずですから、ぜひこの事業の目的というのは何なのかというのを御答弁いただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） おっしゃるとおり、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」というのは、単に太陽光発電を入れたり、風力を入れたり、それは全体の中の一つだと理解しております。基本的には、やはり現行の環境負荷を落としていくためにいろんな取り組みが想定されます。そのために自然エネルギーの導入比率を高めていくと、こういう観点から一番今現実的に対応が可能な太陽光発電、それから風力発電等に取り組んでいるというのが現状でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 部長、この事業の目的は、都市計画や地域外交まで非常に大きな概念を含んでいるんですよ。

そういうことから、私は、登壇してお話した場合でも、電力事業者にすべてをお願いするというのは、これは不可能なんですよ。それは無理な話であって、ただ、これは進めるべきだという主張は根底に持ちつつも、今や民間レベルでの技術革新の流れをいかに取り入れるかというのがこの事業の目的なはずですよ。その意味で、先ほど答弁ございました親協議会というか、民間も入れてやる協議会の設置を要請しているという話をされていまして、これはぜひ主体的に、もうこれは事業は始まっているわけですので、近いうちに設置するというような答でぜひ御答弁いただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 先ほど答弁したのは、要請しているではなくて、予定していると答弁したつもりでございまして、そのように考えておりま

す。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 わかりました。

これは、私も新聞報道でしか見ていないんですけれども、トヨタ自動車は、2014年には主力車をEVカーにするというんですね。でも、今現状では、ある商品なんかは非常に普及はしていますけれども、あと3年ぐらいには主力を置くという話をしています。例えば、ホンダという会社も同じような形をとろうとしています。世界各国、EVカーについての技術革新を進めていますし、ある意味でこの技術革新の核となるのは蓄電技術、それをどう進めていくかということでもありますので、発電施設をつくるのが目的じゃなくて、この民間投資を呼び込むことが重要ですので、ぜひそのことを配賦に入れて進めていただきますよう、これは要望したいと思っています。

続けて、企業誘致。

私、再質問をしようと思った部分を知事にお答えをいただきまして、7月の中旬ごろに企業セミナーというのをやられるというふうな話を聞きました。これまでの企業誘致セミナーがどういうものであったか、私は存じ上げないのでありますが、ぜひ沖縄電力さんに同行して、我が沖縄県の電力供給体制はこういうものなんだということをぜひアピールというか、紹介をしていただきたいと思います。

これは、なぜこういうことを申し上げるかと言うと、要するに、沖縄県に今企業誘致というのはこの前からずっとある我々の課題でありますけれども、沖縄じゃなくて日本の企業の海外移転を食いとめるという、日本政府からしても本当に課題となっているものでありますので、ぜひそういう意味では、政府の経産省が補助金を出してまでも海外移転を食いとめるというものを今検討しているみたいですので、ぜひそういう意味でのセミナーの開催を検討できないか、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の御質問はほとんど御提案に近い形で、ぜひ丸ごと入れさせていただきたいと思いますし、今やっている沖縄振興法の施策の延長の中にも世界と競争できる、少なくとも企業誘致上も競争できる条件を何とかもっともっと整備したい。

一方で、おっしゃったように、日本から出ていく企業を食い止めたいという政策が出てくるとすれば、これは国の政策ともどこかで当然合うと思いますから、ぜひまた御指導いただいて取り入れていきたいと思えます。

それから、沖縄電力と一緒にいくというのも、私も前に沖縄電力に勤めておりましたから非常に容易なことであり、どういう形でやっていくかということもいろいろな工夫は新しく年々歳々やっておりますので、今の沖縄電力も一緒にしてもらおうということも悠々可能だと思いますので、ぜひまたいろいろと御提案いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは教育長、図書館行政についてお尋ねをいたします。

図書館の機能とサービスがいかに地域社会と展開していくのかということをお私は主眼に置いてこれまで取り上げてまいりました。先ほどの教育長の御答弁でも、社会での重要性というのは十分認識をされているというような趣旨だと私は受けとめております。

そこで率直にお伺いするんですけれども、図書館は地域の諸課題に役立つ社会施設なんですけれども、実際にこの施設や機能やサービスが地域住民に十分浸透しているのかどうか。教育長、どう考えていますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 確かにこれまでの図書館行政とこれからの図書館行政を考えた場合には、今議員がおっしゃったみたいに、地域住民の課題解決の支援策、もしくは地域住民への開放等々という視点から果たして十分だったかといいますと、やはり若干課題はあったという思いです。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 これも率直にお尋ねしたいんですけれども、なぜそれが浸透しなかったのか、していないのか。教育長、どうお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 難しい質問ですけれども、本来は、図書館は地域の知の拠点といいますか、やはりそういう意味合いがあると思うんですね。ですから、今の御質問は県立図書館のみならず、市町村においての図書館の役割等についても聞いていますと思えますけれども、そういう視点での回答でいいんですか。

○上里 直司君 いいです。

○教育長（大城 浩君） 結局、図書館の設置率が市町村でもそんなに多くはございません。そういうこともありまして、先ほど言いましたように、これまでの

図書館はやはり資料の収集、そして提供等をしていく中で県民への支援があったかもわかりませんが、これからは新たな課題が出てきていると思います。ですから、この新たな課題をいかにして周知していくのか、これこそが大きな課題であるかなという思いです。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 まさにおっしゃっている地域の課題等々について、やはり今ほとんど対応できていないんですよ。なぜそういうことになっているかという、それに対応する人材が図書館にいないからなんです。つまり、図書館司書の資格を持っている有資格者、そういう専門職がこの図書館にはいないわけなんですね。これは、学校図書館についても共通している課題だと思うんですよ。つまり、図書館と言えるもの及びサービスというものについては、専門的な人材が必要なんだという決定的な視点が必要なんです。それに欠けているからこそ、学校図書室においての事務職員の対応についても非常に短い期間、あるいは県立図書館でも非常に割合が少ないということになっているんですね。

今答弁を聞くと、「学校事務」で職員を採用していくということをおっしゃっていましたが、私が申し上げているのは、図書館職として採用して一部は県立図書館にも配置をされる、一部は学校図書室にも配置される、こういう採用ができないかどうかを問うているわけでありまして、そこについてもう一度、これが検討できないかどうかお答えいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ことし初めて県採用試験の中級試験で「学校事務」、そういう試験が実施されて、その中で司書の資格を持っている方を採用していくと。そういうことからして、いかに我々がいわゆる図書の専門的なお仕事をなさっている司書の役割が大きいかということは十分認識しております。したがって、「学校事務」の中で新たにことしから司書の資格を持っている方を採用していこうという、その意気込みはどうぞ御理解ください。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 最初に意気込みは評価していると申し上げたじゃないですか。それでは角度を変えますよ。これは私だけの質問じゃないんですよ。これは、去年県立図書館から同じような趣旨の要請がありませんでしたか。それについて皆さんどう対応されましたか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 確かに専門職としての方々を採用したらどうかということがあったと聞いております。

○上里 直司君 どう対応したんですかと聞いているんです。

○教育長（大城 浩君） ですから、それにつきましては、ことしから「学校事務」という試験の中で、司書の資格を持っている方を優先的に採用していこうと、そういう立場でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 その前段階にあるんですよ。皆さんは、希望に基づいて5年から8年図書館に配置して、司書資格を有する県職員についてそういう話をするので、まずは段階的に対応しようという話もされているんですね。「学校事務」で採用するということは、これは学校事務じゃないわけなんですよ、県立図書館は。私が言っているのは、図書館としての司書採用についてどうなのかと言っていますので、教育長、これはもう一度検討していただきたいんですよ。そういうことが、先ほど教育長も言ったように、沖縄県内における県立図書館が指導的な役割を担う意味でも、この人材をどう活用するののかも含めて、県が図書館サービスを発揮し得るかということにつながっていく話になりますので、ぜひもう一度、来年度検討できないか御答弁だけお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 少なくとも新しい制度が導入されたときには、私は、3年から5年ぐらいは様子を見るといいですか、検証していく必要があるかと思えます。したがって、今の御提案は御提案として伺っておきますけれども、今回「学校事務」の中での採用につきましては人事委員会のほうで対応してもらいましたので、今の御提案も加えながら、どういう採用が可能かどうか研究をしてみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 「学校事務」を人事委員会に任せるのは、別にその話をきょうしているわけじゃないんですよ。図書館から要請が出ている話も含めて、今後、今出ている陳情も含めて対応するには、今の制度では満足いく答えは出ないですよ。だから、そのことについて改めてぜひ研究を進めてください。よろしくをお願いします。

それでは飛びまして、被災地支援について伺いたいと思いますが、これも何か、沖縄国際ユースホステル云々で、ちょっと私は余り聞き取れなかったんですけども、私が言っているのは、県内各地で結構受け入れたいという人たちが今動いているんですよ。その方々のネックになっているのは、やっぱり渡航費用をどうしたらいいのかということを考えあぐねているわけなんです。そこを県がチャーター便を飛ばすなり、何かをして飛ばしてくれるならば、地域で受け入れたいという、そういう方々がいるので、ぜひそういうことを検討していただけないかということの趣旨なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、今回のこの受け入れ事業なんですけれども、知事初め副知事等々の多大な御支援のもとで、今回私も県教育委員会のほうで企画をいたしまして対応した事業でございます。特に予算等につきましては、文化観光スポーツ部の多大な御支援がありました。と同時に、知事部局との数々の連携の中で今回の事業が誕生したということなんですけれども、正式な名称は「東日本大震災被災者児童生徒 夏休みスタディツアー」と、そういう名称でございます。対象者が福島県、つまり被災により避難所で生活をしている児童生徒でございます。こういう方々を夏休み期間中に4泊5日の予定で受け入れようと、大体人数にして150名ぐらいを上限として考えております。費用等につきましては、実は、県外の移動費、県内の宿泊費・移動費等は沖縄県が負担いたしまして、各県内の集合地までの移動費は参加者負担と、そういう中でぜひ元気づけたいと、そういう思いでのスタディツアーでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 知事や知事部局の皆さんにも絶大な御協力をという話をされています。本当にどうもありがとうございます。

知事は、もういち早く震災発生後、受け入れるということを大きくおっしゃっていただいて、それが流れになってこういう事業にもこぎつけたのかなと思っています。

私は、この大震災が起きて、当然悲惨で、さらに早目の復興を望むものでありますけれども、少し沖縄県内で変わってきたなという何か雰囲気を感じるんですよ。というのは、何とか被災地や被災者の皆さんを支援をしていこうという心というか、そういう気持ちが県民に物すごく明確に芽生えてきたような気がします。それはもともとあったものが芽生えてきたもの

だろうと思っていますし、私は、そういう気持ちというか、そういう県民のマインドというのは、これは被災地支援だけでなく県政全般に取り入れるべきだろうと思っていて、それを私は海外の交流推進というところにも絡めているんですよ。もちろん事業のメニューとしてはほとんどないと思うんですよ、今までない事業ですから。ただ、こういう沖縄県民の気持ちを何とか事業に生かせるようにぜひ工夫をしていただきますよう、これは要望にとどめておきますのでお願いをいたします。

それで最後に、感染症対策、ここはまさにその延長線なんですけれども、沖縄ならではの事業というか、研究が進められると思うんですね。今、「健康危機管理情報センター」という名称で政府に対して交渉を進めていらっしゃるんですけども、私は、ずばり感染症対策の名称をつけるべきだと思うんですよ。これは健康危機管理となると、沖縄県民の健康危機管理にとどめてしまうんじゃないかと、見た瞬間そう思うわけなんですよ。そうではなくて、沖縄県で感染症の研究や、また交流を深めていくという名称に変えて、やっぱり政府と交渉すべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 県としましては、今現在、沖縄県が国際都市であること、あるいは今後とも人的な交流が進むこと、あるいは亜熱帯地域であるということ、また温暖化が進むために気温が上昇する等で東南アジアの感染症等が沖縄で発生するリスクもありますし、また、それが万一発生したときにきちっと対策をとるためのモデルもつくらないといけないわけですから、そういう意味で、感染症だけに特化しているわけでもないんですけども、感染症は非常に大きな分野として、そういう「健康危機管理情報センター」みたいなものを今調整しているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 部長、それはわかるんですけども、見せ方として、そういうものが沖縄にフィットするんだと。部長は医師ですから感染症についてはよく御存じだと思いますけれども、これは政治的に言っても、2000年の沖縄サミットというのは感染症サミットでもあるんですよ。世界の感染症に苦しんでいるところに基金を拠出しようという、そういう取り組みをこの沖縄の地で始めたわけなんですよ。

そういう意味では、商工労働部長のところでもシンポジウムをやったりとかされていまして、これは

感染症ということをもっと名称を上げてアピールというか、ぜひ交渉を進めていただきたいと、これは要望にとどめておきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

東日本大震災の犠牲者や被災者の方々に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

共産党県議団は、大震災の被災現地で瓦れきやヘドロの撤去、ボランティア作業を行ってきました。一人一人の被災者の破壊された生活の基盤を回復して、自分の力で再出発できるように支援をするために、救援、復旧・復興に国力を総結集すべきことを痛感しました。

人の命を大事にする、福祉と防災に強い政治、当たり前に憲法25条の生存権、13条の幸福を追求する権利が生かされる新しい政治への根本的な見直しが強く求められています。

質問します。

1、福祉・防災の県づくりについて。

6月20日、文部科学省が行った震災による学校の被害調査で、地震・津波の被害に遭った岩手、宮城、福島県ではなく、茨城県の学校の被害が最も多かった調査報告が出されました。なぜでしょうか。茨城県は、学校の耐震化率が低い、耐震対策がなされていない学校が多かったことが指摘されています。

(1)、幼稚園、小中学校、県立学校の耐震化の現状と早急に耐震化することについて。

(2)、公立保育園の耐震化の現状と早急に耐震化することについて。

(3)、民間住宅の耐震診断に補助制度を創設したが、県民への広報や周知の徹底と予算額の拡充及び耐震改修工事や老朽住宅の撤去費用にも補助制度を創設することについて。

(4)、現行の防災計画で津波被害の想定される低地の学校は何カ所ありますか、早急に安全対策をとることについて。

(5)、地震と津波から障害者と高齢者を守る防災の施策はどうなっていますか。対策をとることについて伺います。

2、県立病院について。

(1)、夜勤回数が14回もあるなどの看護師の過労は、患者の命にかかわる問題です。看護体制の強化など対

策が必要と考えるが、改善策を伺います。

(2)、作業療法士などの医療技術者は、同規模の民間病院に比べて少ないのが現状です。県民の必要とする医療を行うために職員をふやすべきではありませんか。

(3)、公立病院の民営化や統廃合が進められた結果、東日本大震災の被災地では、必要な医療が受けられず大きな問題となっています。県民がどんなときにも安心して必要な医療が受けられるように県立病院の存続と拡充が必要です。

3、高齢者福祉について。

(1)、老人福祉法は、市町村が窓口になって65歳以上の低所得者の養護老人ホームへの措置入所を定めています。高齢者の生活困窮が拡大していて措置入所の対象者は増加していると思うが、養護老人ホームへの入所者の推移と入所希望者の人数、待機者の実態を伺います。実態調査と適正な措置を実施することについて。

(2)、特別養護老人ホームの待機者数と実態について、増設計画について。

(3)、在宅の老老介護の世帯数、介護疲れによる虐待や自殺など深刻な実態があります。県の支援策について伺います。

4、国保制度について。

(1)、保険料の引き上げや医療費の抑制、強制徴収を強化する国保の広域化を中止すること。80年代から減らされた国の負担金をもとに戻して、だれでも安心して医療が受けられる国民皆保険の制度として充実させることについて。

(2)、国民健康保険法の44条は、医療費を払えない人の減額・免除の制度です。国保法44条に基づく医療費の減額・免除は、国から半額の交付金措置ができました。必要な人が利用できるように市町村の規定などを改善させることについて。

5、住宅行政について。

老朽化した神森団地で天井が落下して、外出していて難を逃れた人がいます。南風原団地は、危険なのでヘルメットをかぶって風呂に入っているという声を聞きます。

(1)、県営住宅の耐震化・老朽化の現状はどうなっていますか。緊急に補修すべきではありませんか。策定中の改築計画で昭和56年以前の県営住宅の改築年度を何年に予定していますか。早急に改築をすべきです。

(2)、全国平均より2万戸少ない県営住宅は、入居を希望する県民のニーズに対応できていません。県営住宅の増設を急ぐこと、当面、民間アパートに住んでい

る低所得者に家賃補助を行うことについて。

(3)、民間アパートの入居契約で、不動産から連帯保証人と保証会社が要求されていますが、保証会社の保証を受けられず、入居ができない問題を改善することについて。また、県の公的な保証制度を創設することについて。

6、米軍施設や新基地建設への県の対応について。

(1)、那覇港（浦添埠頭地区）公有水面埋立事業における移植を行ったホソエガサやオカヤドカリなど、それぞれの保全状況について伺います。現状はどうなっていますか。

(2)、浦添市の負担で米軍牧港補給基地の中に退役米軍人施設を新築中であるが、建設を中止させるべきです。

(3)、県が費用負担をして米軍基地内に施設を建設してきているが、建設年度、場所、どのような施設が建設され、総費用額は幾らですか、具体的に伺います。

(4)、県道港川道路建設のために米軍牧港補給基地の一部返還をしているが、返還に至る交渉の経過と具体的な合意内容の説明を求めます。

(5)、米軍牧港補給基地内に米軍ゲートを設置し、米軍郵便局を新築移転するのはなぜですか。米軍基地内に県民の税金を投入しての米軍施設建設は中止をすること。

(6)、知事は、新基地建設反対の県民の総意を受けて、県外・国外を公約しました。浦添西海岸を埋め立てる新基地の軍港建設はやめさせるべきではありませんか。浦添軍港建設の環境アセスのための1億7300万の予算執行をやめさせるよう政府に要請することについて。

7、障害者権利条例の制定について。

障害者権利条例づくりの会は、3万1371人の署名を携えて、具体的な条例案を作成して知事や県議会に要請をしています。当事者の会と連携をして条例制定を進めるべきです。

8、我が党の代表質問に関連して。

知事は、我が党の代表質問に対して、高江ヘリパッド建設を容認しています。北部訓練場で訓練を行っている普天間米軍基地のCH46ヘリにかわって配備されようとしているのがオスプレイです。高江のヘリパッド建設を認めることは、紛れもなくオスプレイの配備・訓練を認めるものであり、答弁は矛盾していません。SACO合意の実施という言い逃れは通用しません。高江ヘリパッド建設に反対を表明すべきです。

以上、質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの西銘純恵さんの質

問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の西銘純恵さんの質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、高齢者福祉についての御質問の中で、特別養護老人ホームの待機者数などについての御質問にお答えいたします。

沖縄県における高齢者福祉施設等の整備については、市町村計画等を踏まえまして沖縄県高齢者福祉計画を策定し、計画的に取り組んでいるところでございます。特別養護老人ホームの平成21年11月末時点の入所申込者数は1901人で、そのうち施設入所の必要性の高い高齢者は865人となっております。前年同時期に比べまして765人の減となっております。

沖縄県といたしましては、待機者解消のため、同計画の期間であります平成23年度までに市町村等と連携をし、特別養護老人ホーム等を1021床整備することといたしております。施設入所の必要性が高い方については、おおむね対応ができるものと考えております。また、平成24年度以降の施設整備につきましては、高齢社会の進行の状況も踏まえ、市町村と連携をして入所需要を的確に把握し、次期計画を策定することといたしております。

次に、国保制度についての御質問の中で、国保法第44条に基づく一部負担金の減免制度に係る市町村の規定の整備についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

一部負担金の減免等につきましては、国から平成22年9月に技術的助言として減免に係る基準が示され、市町村にその周知を図ったところであります。

県といたしましては、減免を行った市町村に対し、国の交付対象とならない減免につきまして助成を行うとともに、一部負担金に係る運用が適切になされるよう、今後とも市町村に対し助言をしてまいりたいと考えております。

次に、住宅行政に係る御質問の中で、県営住宅の耐震化そして老朽化の現状と改築の予定についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昭和56年以前の県営住宅は178棟で、そのうち119棟が新耐震基準を満たしております。残り59棟は基準を満たしていません。また、老朽化した県営住宅につきましては、指定管理者からの報告を受け、緊急性の度合いにより、順次修繕を行っております。

今後、耐震化・老朽化対策につきましては、現在、「沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画」の見直しの作業を行っており、その中で建てかえまたは改善等を総合的に検討しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 福祉・防災の県づくりについての御質問で、学校施設の耐震化についてお答えいたします。

平成22年4月1日現在、文部科学省の耐震改修状況調査によりますと、本県の公立学校施設の耐震化率は、幼稚園が61%、小中学校が73.9%、高等学校が87.7%、特別支援学校が84.6%となっております。

学校施設の耐震化につきましては、これまで沖縄振興特別措置法に基づく高率補助制度を活用いたしまして、学校施設の改築事業による耐震化に取り組んでまいりました。

県教育委員会といたしましては、児童生徒が安全で充実した環境で学習できるよう、今後とも早期耐震化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、海拔10メートル未満の学校と安全対策についてお答えいたします。

平成23年6月現在、学校の立地状況等調査によりますと、海拔10メートル未満に設置されている学校は、小学校が89校、中学校が45校、県立学校18校で合計152校となっております。なお、県内すべての公立学校におきましては、東日本大震災を受け、津波を想定した避難経路、避難場所を明記した危機管理マニュアルを策定しております。

県教育委員会といたしましては、津波を想定した避難訓練の実施に向けて各学校に周知しており、今後とも完全実施を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉・防災の県づくりについての中、公立保育園の耐震化についてお答えいたします。

本県公立保育所の耐震化の状況は、平成21年4月1日時点で、120施設のうち昭和57年以降の建物等で耐震性があるとされている施設数は58施設で、耐震化率は48.3%となっております。保育所は、特に配慮が必要な乳幼児が日常的に多数利用していることから、耐震化を促進する必要があると考えております。

県としましては、市町村等と連携し、保育所の耐震化の促進に努めてまいります。

続きまして、県立病院についての中、県立病院の存続についてお答えします。

医療は、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な機能であり、地域において必要とされる医療提供体制を確保することは地方公共団体の責務であると認識しております。したがって、どのような経営形態であっても県立病院の果たすべき役割である離島医療、救急医療、小児・周産期医療等地域において必要とされる医療を提供する体制は堅持することとしております。

なお、病院事業の経営形態については、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、経営再建検証委員会による平成23年度決算の検証結果も参考にし、最終的に判断することとしております。

続きまして、高齢者福祉の中、老人福祉法で定められている高齢者の養護老人ホームの措置の状況についてお答えします。

養護老人ホームは、環境上及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を老人福祉法に基づき市町村の措置権限により入所させるための施設であります。県内6施設の養護老人ホームの定員は300人となっており、入所者状況としましては、平成21年252人、22年255人、23年243人と定員割れの状況にあります。

平成22年度の市町村における養護老人ホームに関する相談件数は74件で、そのうち14件については入所措置、25件についてはほかのサービスの活用、23件については相談のみとなっており、入所待機者については2件との報告を受けております。

措置入所の要否の判断は、市町村の権限で行われるものでありますが、県においては、養護老人ホームの入所者が減少傾向にあること、相談のみの対応件数が31%を占めること、市町村の対応に不満の声があること等から、市町村の対応状況等に関して状況調査を行っているところであります。

県としましては、調査の結果を踏まえ、市町村に対し必要な助言を行っていきたいと考えております。

在宅の老老介護の世帯数及び県の支援策について。

国が実施した平成19年度国民生活基礎調査によると、全国では、同居している主な介護者が70歳以上である割合は35.2%となっております。在宅での介護を希望する高齢者につきましては、自宅での暮らしを支えるため、市町村において、訪問介護や通所介護など、必要な居宅サービス等の給付を行っているところであります。また、介護している家族の負担軽減を図るため、地域包括支援事業や家族介護支援事業などを実施し、高齢者と介護者の支援を行っているところであります。さらに、高齢者世帯等が地域の中で孤立化することを防ぐため、見守りネットワークの構築等にも取り組んでいるところであります。

県としましては、これら見守り等の取り組みを支援する観点から、今年度「地域支え合い体制づくり事業」を実施することとしております。

続きまして、国保制度の中、国保の広域化を中止することについてお答えいたします。

沖縄県としましては、国が国保の広域化について方向性を示していること及び市町村国保の安定的運営、特に小規模保険者の財政基盤の安定を図る観点から、将来的な国保の広域化を図る必要があると考え、市町村国保の意見を踏まえ、昨年12月に「沖縄県広域化等支援方針」を策定したところであります。また、広域化だけでは解決されない、財源を含めた国保の構造的課題があり、その解決については引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

国の負担金を戻して国民皆保険の制度として充実させることについての問いにお答えします。

国民健康保険における公費負担につきましては、平成17年度から新たに県調整交付金が設けられたことにより、国・県合わせて50%の負担割合となっております。また、国においては、厳しい市町村国保の財政状況に対し、国保財政基盤強化策を延長し、国・県による財政支援を行っているところであります。

県としましては、国民皆保険のかなめである市町村国保の安定的運営を図るため、本県の所得水準を考慮した国費による財政支援機能の拡充強化について国に対し求めているところであります。

障害者権利条例の制定についてお答えします。

当事者団体が策定した条例案につきましては、各障害者団体等が意見交換会等を通じて策定されたものであり、多くの障害者の声を反映した条例案であると考えております。

県としましては、条例を制定する際には、県民生活に密接に関連することから、十分な県民議論等を踏まえて取り組んでまいります。また、条例制定のスケ

ジュールにつきましては、当事者団体や民間事業者等との関係者との間で、障害者への差別事例の把握、差別をなくするための取り組み方策等を検討する必要があります。それは一定の集約期間が必要であります。また、国における障害者基本法等の動向を踏まえつつ取り組む必要があります。

このようなことから、条例制定に向けての取り組みを進めていく中で、制定時期も見込むことができると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 福祉・防災の県づくりについての中で、民間住宅耐震診断補助制度の周知や予算額の拡充及び耐震改修工事等についてお答えいたします。

沖縄県では、新たに今年度から民間住宅耐震診断補助制度を創設したところでありますが、住宅所有者へ補助するには、窓口となる市町村においても補助制度の整備が必要であることから、現在、市町村に対して補助要綱を策定するよう働きかけているところであります。

県では、市町村の対応を踏まえて、耐震診断補助制度の県民への広報及び周知を図ることとしており、今後は、住宅所有者の負担軽減が図られるように、予算額の拡充や耐震改修工事等の補助制度の創設について検討していく考えであります。

次に、住宅行政についての中で、県営住宅の増設や家賃補助についてお答えいたします。

本県は、本土におくれ、復帰時に住宅建設5箇年計画を策定し、公営住宅の建設に取り組んでまいりました。そのうち、昭和50年代に建設した大量の県営住宅が建てかえ時期を迎えていることから、新設や増設については、予算の制約上、厳しい状況にあります。しかしながら、本県は、全国に比べ低所得者階層の割合が大きいことから、民間アパートに住む低所得者については、今年度に見直す「沖縄県住生活基本計画」の中で民間賃貸住宅の借り上げ等を検討していきたいと考えております。

同じく住宅行政の中で、民間アパートの保証問題と県の公的な保証制度の創設についてお答えいたします。

民間アパートで保証人がないために入居できない方々を支援するため、国の住宅セーフティネットの中で、家賃債務保証制度があります。これは、高齢者や障害者等が民間アパートに入居できないという事態を

解消するための制度で、高齢者住宅財団が家賃等の債務保証を行っております。

県においては、民間アパートの所有者・管理者に対して本制度の周知に努めてまいります。

次に、米軍施設や新基地建設への県の対応についての中で、ホソエガサやオカヤドカリなどの保全の現状についてお答えいたします。

那覇港浦添埠頭の公有水面埋立事業は、浦添市土地開発公社と那覇港管理組合が事業を実施しております。ホソエガサを含むカサノリ類の分布状況については、埋立工事の着手前、工事中、工事完了後にそれぞれ調査を行っており、工事着手前の状況と比較したところ、工事中及び工事完了後ともに分布状況の減少はほとんどなかったこと、また、オカヤドカリについても、埋立工事着手前と工事中に調査を行っており、工事着手前に比べ個体数の減少はないと報告を受けております。

なお、オカヤドカリの埋立工事完了後の調査については、ことしの夏ごろに行う予定であり、今後も引き続き事後調査を着実に実施し、生息状況の把握を行い、環境保全に努めていくとのことであります。

同じく米軍施設や新基地建設への県の対応で、県が米軍基地内に建設した施設の種類や費用等についてお答えいたします。

県道事業に関して、移設工事の事例を調査したところ、平成8年、宜野湾北中城線において住宅3戸、3億2600万円、道路等移設物8400万円、会議棟1億6800万円、合計5億7800万円となっております。また、平成10年に沖縄嘉手納線で住宅18戸、11年に具志川環状線で燃料貯蔵タンクの移設工事を行っておりますが、金額については不明であります。また、平成16年、沖縄環状線において、泡瀬クラブハウス約1億6700万円、泡瀬ハウス約5400万円、事務所等約1500万円、合計約2億3600万円となっております。

同じく米軍施設や新基地建設への県の対応についてで、牧港補給基地の一部返還に至る交渉経過と具体的な合意内容についてお答えいたします。

県道港川道路の整備に関する牧港補給基地の一部返還に至る交渉経過については、平成17年6月に沖縄防衛局へ一部返還申請を行い、平成20年11月の日米合同委員会で一部返還承認を経て、同年12月に沖縄防衛局から承認通知を受けております。主な合意内容については、郵便センターを移設する、ゲート3を移設し、またゲート4を改築する、交通信号及び左折、右折レーンを設置する、周回保安さく及び境界標を設置する、雨水処理をするための排水システムを提供すると

なっております。

同じく米軍施設や新基地建設への県の対応で、牧港補給基地内にゲートや郵便局を移設することについてお答えいたします。

西海岸道路と国道58号を連結する県道港川道路を整備するには、牧港補給基地の用地を一部取得し、基地までの既設取り付け道路とゲートを移設する必要があります。この取り付け道路等の移設について米軍と交渉した結果、郵便局が支障となるため、「沖縄県の公共事業の施工に伴う公共補償基準」に基づいて移設補償を行うものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 福祉・防災の県づくりについての御質問の中で、障害者と高齢者の防災対策についてお答えいたします。

災害時における障害者や高齢者等、いわゆる災害時要援護者の避難支援につきまして、市町村は「災害時要援護者避難支援計画」を策定し、あらかじめ避難支援者や避難経路を決定し、災害時の迅速な避難支援対策について事前に定めておくこととなっております。

県内の市町村における災害時要援護者の避難支援の取り組み方針（全体計画）の策定状況は、平成23年4月1日現在で15団体（36.6%）が策定済みとなっておりますが、今年度中に策定予定の団体を合わせると36団体、87.8%となります。また、災害時要援護者の名簿の整備状況は、平成23年4月1日現在で9団体、22.0%が策定済みとなっており、策定中の団体と合わせると30団体、73.2%となります。さらに、個々の要援護者ごとの避難経路や避難支援者などを記載する個別計画は、平成23年4月1日現在で6団体、14.6%が策定済みとなっており、策定中の団体を合わせると22団体、53.7%となります。

県としましては、このような状況も踏まえ、災害時の障害者や高齢者の避難支援策等につき市町村と連携し、強力に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、米軍基地や新基地建設への県の対応についての中で、退役米軍人施設の建設中止についてお答えいたします。

米軍施設の建設につきましては、日米合同委員会で合意され、浦添市と米軍との間で調整が行われ実施されていると承知しており、県としましては、浦添市の意向を尊重すべきであると考えております。

次に、浦添西海岸への軍港建設をとめさせることについてお答えいたします。

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設については、平成8年のSACO最終報告で合意され、平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」においても、移設を条件に全面返還されることとなっております。また、平成13年11月には浦添市長が受け入れ表明を行い、平成15年1月の第4回那覇港湾施設移設に関する協議会では、浦添埠頭地区への移設を浦添市、那覇市ともに了承しております。

県としましては、那覇港湾施設の返還を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が実現されれば基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しており、今後とも国・地元自治体等と連携して那覇港湾施設の移設に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問に関連しての中で、オスプレイ配備と高江ヘリパッドについてお答えいたします。

去る6月24日、沖縄県は、北部訓練場への影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しており、今回県が提出をいたしました質問とは矛盾しているとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院についての御質問の中で、看護師の夜勤回数についてお答えいたします。

看護師の夜勤回数については、人事異動等により夜勤体制の編成が困難な4月から5月にかけては、集中治療室等の特殊部門において夜勤回数の偏りが見られる場合があります。そのため、改善策として、新規採用者や転勤者が円滑に夜勤に従事するための教育プログラムの充実等に取り組んでいきたいと考えております。

次に、作業療法士などの医療技術職の増員についてお答えいたします。

病院事業局における人員体制については、医療提供体制の充実と経営への影響等を考慮する必要があることから、今年度、局内に人員体制検討チームを設置し、検討を進めているところであります。

作業療法士などの医療技術職の配置については、人員体制検討チームによる見直しの中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 再質問を行います。

6番の米軍施設関連についてですけれども、先ほど平成8年から沖縄県が米軍施設内の建設を負担してきたと。今回、日米合意をされたから沖縄県が負担をすると言われました。日米合意の中に沖縄県が施設建設をするという文言が明記されているのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） お答えいたします。

今、手元にはございませんが、平成20年11月13日に日米合同委員会で返還が承認されたということは書類として聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 質問したことにきちんと答えてほしいんですよ。承認をされた合意事項は知っています。その中身に沖縄県が施設負担をすると、沖縄県民の税金でつくっていいということが書かれているのでしょうか、合意されたのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 沖縄県知事のほうから沖縄防衛局に返還申請をして、そのときの照会の中に、20年9月5日に施設分科委員会に提案したところ、米側から下記の条件を付して同意する旨の回答がありましたということで、こちらから県として道路事業として必要ですということを申し入れて、それに対して防衛局を通してその合意がなされたということで私たちとしては県の事業としてできるということで、もちろん直接的には書かれておりませんがそういうふうに解釈しております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今、県が解釈をしているとおっしゃいました。そうだと思うんですよ。日米合意というのは、日本とアメリカの国と国との合意ですから、地方自治体が何を負担するとか一切書かれるはずない

とっているんですよ。ですから、皆さんが防衛局から来た文書を持って米軍から出された交換条件として郵便局もつくる、いろいろつくってあげるとそれを沖縄県が了承したのでそれを防衛局が米側に言ったらオーケーしたということを言われていますけれども、私は日米合意の内容について明確に答弁をいただきたいんですよ。日米合意の中でそれが明記されたのか、ここが肝心なんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに、その中に明記されてはおりません。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 日米合意の中に明記をされていないのに、沖縄県がそれも県民の税金を使ってつくっていくということに根拠はないということなんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 沖縄県としましては、県道の新設に当たって米軍施設及び物件が支障になるということで、それで一部返還を防衛局を通して調整しその中で承認されているということで、その中で沖縄県の公共事業としてはやはり公共補償基準に基づいて用地を取得して事業を執行する必要があるということで、私たちとしては県事業として移設補償費及び用地買収を今進めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 公共事業として県道をつくるためにやったと。そしてこれは平成8年に数字が出てきた、県民負担が出てきた、負担額を出してきたんです。私、県の考え方を知事にお尋ねしたいんですけども、このスタートの時点から間違っていると思うんですよ。沖縄県が県道をつくるためにお願いをした、申請をした、そこが間違えていると思います。沖縄県のこの米軍基地というのは、県民の土地が戦争で取り上げられたわけでしょう。一方的に取り上げられたんですよ。そして沖縄県の道路もつくれない、経済も振興できない、産業にも影響がある、生活にも影響がある。こんな中で県道を返してくれということは当然なんですよ。道路をつくるからお願いします、返してください。だから、交換条件が出てきたらそれに応じます。こんな考え方では県民納得しないですよ。

私は先ほども言いましたけれども、ハーグ陸戦法規

というのは1907年にできている法律ですよ。沖縄の米軍基地、取り上げられた基地の接收については、この法規によっても違法行為だと占領軍は占領地の法律の尊重や主権の尊重、略奪の禁止などを義務づけられている。戦闘行為が継続している場合に限って軍用地接收、基地建設などが例外的に認められているにすぎない。沖縄県の今米軍基地に使われている土地はすべて戦後なんですよ、戦後取り上げられて銃剣とブルドーザーで、さらに50年代に強化をされていった、追加されていった、それが沖縄県の土地じゃないですか。これがあって沖縄県は66年間、経済も振興しない、失業率も全国より2倍高い。この県土を取り戻していくというのが日米地位協定にもありません。ちゃんと返還は無条件で返還申請ができる。沖縄県がその立場を貫いてきたんですか、そこをお尋ねしたいんですよ。県道をつくるから、交換条件で返してください。こんな卑屈な立場をこれまでとってきたということについて、知事にこの件について答弁をいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

米軍がその施設を占有しているのは、当然ながらこれは日米安全保障条約、また日米地位協定に基づいてその部分を我が国が提供しているわけでございます。したがって、その部分の一部返還あるいは条件を付してというところにつきましては、これは地位協定の第25条に基づきまして、この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府の間の協議機関として合同委員会を設置すると、そういった規定もございまして、その合同委員会で合意されたという形で今回の事業がなされておりまして、その処理に当たっては県の道路建設に当たる諸例規でありますとか、諸法制を適用して処理をしたというふうに理解をしております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私は、沖縄県が沖縄の米軍基地の整理縮小・撤去、返還これを真剣にやってきたのかどうか、今もそうなのかどうかということをお尋ねしたいんですよ。

日米地位協定は、ちゃんと日本国が提供している施設というのは、常に返還それについても見直しをできるということがちゃんと2条に明記されているわけで

しょう。そしてこの協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも日本国に返還しなければならない。日本の国からも必要だというときには返してくれと、この協定に明記されているんですよ。この立場でちゃんと沖縄県が生活ができない、道路がつくれない、だから返還を求める。この港川の県道の部分ですよ。牧港補給基地のどこの部分ですか、ど真ん中ですか、そして施設があるところですか、お尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 牧港補給基地の北側の部分のへりのほうに当たります。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん へりの部分と言われました。本当に端のほうなんですよ、北側の端。この県道で使われるその部分は一切建物がありません。施設が全くありません。そこに県道をつくるということで基地を少し返還をさせた。これが今の経緯なんですよ。それをすべての交換条件をつけて沖縄県が新しい米軍施設の負担をしていく、そこは本当に県民も納得しないんですよ。知事もそういうやり方をこれまでとってきたことに対してもそのまま踏襲するのか、いやだめだと。基地の整理縮小という立場から言ってもこういう道路が必要だから、返してくれということに交換条件をつけられること自体とんでもないという立場でちゃんと地位協定に基づいて一部返還を求める。そういう立場に立ってないですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず基地の整理縮小を求める県の立場というのは、御承知のとおり変わっておりません。しかしながら、個別に県がやはり県民生活の需要に応じて所要の施設をつくっていくという求めにつきましては、これは地位協定の中の合同委員会合意にゆだねるという形になっておりまして、そこで県の立場を主張いたしまして合同委員会で合意がなされたという形でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん アメリカの言うとおりで何でも従いますというこの姿勢を改めてほしいんですよ。日米地位協定で先ほど言いました合同委員会の合意では、日米地位協定の4条でも軍用地の返還条項があるんですよ。合同委員会で返還されるんですよ。そしてこの4条の2項には、返還をする土地の上に米軍施設建物があったときに、日本国は補償はしない、補償の義務はないと明記されているんですよ。そして3項には、この補償の義務はないけれども、話し合いによっては特別な取り決めで日本国が負担してもいいと。この取り

決めによって日本国が負担してもいいというのを沖縄県が負担するということにすりかえられている。日本国の経費負担が沖縄県民の税金にすりかえられているというところをもっと厳しく見て、こんな理不尽はだめだということを言わなければならないと私は思うんですけれども、だから知事にどうしても答弁いただきたいんです。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員の御質問は、合同委員会の合意では日本政府が補償できるものをなぜ沖縄が補償しなきゃいけないのかという御質問と理解しましたけれども、この道路建設あるいは所要の整備につきましては、これは沖縄県がやはり県民生活の必要上求めていったということでございまして、沖縄県としましては通例というか、一般の道路施設建設に係る補償といった観点から処理をしているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今、道路には建物は何もないということを私はさっきも言ったんですけれども、ないものに補償はできないわけですよ。そこを問いたいんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 御質問の趣旨は、郵便局等が道路にはかかっていないけれども補償するという趣旨だと思います。それで、その調整の中でゲートを移設する際の条件として、その取り付け道路に郵便局が支障になるとそういう形で補償対象としてございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 国内法で補償しているというこの問題は2月議会でもやりましたけれども、ちょっときょうは時間がないので次に回します。浦添の退役軍人施設、これは基地の中にあるものを7000万以上でつくってあげるというもっと無法なものですよ。そして退役軍人というのは、地位協定に言う合衆国の構成員ではないんですよ。その施設をつくることについて、知事どうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） そのあたりは、すぐれてこれは日米合同委員会の中で合意をされているということでございますので、日米の間でこれは所要の施

設だというふうに結論が出たものと承知しております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん さっきも日米合同委員会で明記しなかった、浦添市が負担するということも明記していない、これは明らかでしょう。これを見てください。（資料を掲示） この浦添につくられる退役軍人施設、これは占領時につくられたコンセットなんですよ。もう老朽化してさびて、これを7000万かけてつくりかえるというんですよ。これは浦添市がなんですよ、県民がなんですよ。同じようなことを沖縄県がやるから浦添市も沖縄県がやっていますということでこういうものをつくり出しているんですよ。今後、どれだけの国の肩がわりを県民がするということになるか、ここは本当に重大問題だと私は思っています。

ですから、この問題は国内法に沿ってやったと、補償したと。これも全く国内法の根拠はないんですよ。それは次にやりますけれども、お尋ねします。監査委員にお尋ねします。この法的根拠もない財政支出、これが財政法にのっとってどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 代表監査委員。

○代表監査委員（又吉春三君） 監査委員の又吉でございます。

現在、直接にこの件については監査しておりませんので、回答はできません。

○西銘 純恵さん また次にさせてください。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 県民の皆さん、こんにちは。

議席18番、社民・護憲ネットの仲宗根悟であります。よろしくお願いします。

県民の皆さんは、「艦砲め喰えーぬくさー」を御存じでしょうか。6月23日を前後してこの「艦砲め喰えーぬくさー」、今、小学校の平和教育であったりあるいは地域でそういった「艦砲め喰えーぬくさー」を題材にしながら平和教育がなされている。

金曜日にはNHKの「沖縄の歌と踊り」の中で紹介もされておりましたが、一つ一つ歌詞をひもといてじっくり見ますと、戦後の私たち沖縄でどういことが起こっていたのか、そして戦後をたくましく生きてきたオジーやオバー、そしてオトー、オカーたちの姿がかいま見られるのではないのかなというふうに思いました。県民の皆さん、どうぞお買い求めいただきまして、この歌をじっくり聞いて、そしてまた将来、未

来にわたっての私たち沖縄県の村づくり、あるいは地域づくりに役立てるんじゃないのかなという思いで宣伝をさせていただきました。この「艦砲め喰えーぬくさー」を作詞作曲したのが読谷村楚辺の御出身、比嘉恒敏さんであります。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

さて、それでは具体的な質問に移りたいと思います。

1、知事の政治姿勢に関してであります。

(1)、基地問題についてであります。

ア、垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの普天間飛行場配備は、危険性の除去を求める中で断固として許されるものではありません。知事の見解を問うものであります。

(2)、観光行政について。

ア、3・11東日本大震災、福島原発事故以降、国内観光の自粛、そして風評被害での外国人観光客の落ち込みは、県経済への影響に大きいものがあります。入域観光客の回復策の強化対策にどのようにして臨むのかお伺いをしたいと思います。

イ、世界のウチナーンチュ大会に向けての取り組み、進捗状況を伺いたいというふうに思います。

(3)、第1次産業の強化でありますけれども、私たち社民・護憲ネット会派では、3月末に県の栽培漁業センター、そして農業研究センター、畜産研究センター、そして森林資源の研究センター、それぞれ視察をしてまいりましたけれども、それぞれの産業振興に資する取り組みがなされているということを強く感じております。行政改革のあおりを受けまして職員が減らされて研究技術員も少数で、寝る間も惜しんでいるというようなのが現在の状況であります。もっと強化してこの産業振興で雇用の拡大につなげられるというふうに思いまして質問をしたいと思います。

第1次産業の強化で雇用対策につなげられてくると思うが、そのための研究分野の強化が不可欠であります。その施策について伺いたいと思います。

(4)は、遺骨収集事業についてであります。県の取り組み状況はどうなのか伺いたいというふうに思います。

2番目、トリイ通信施設内の海岸における工作物に関してであります。

読谷村の人々は、昔から海を生活の母として生きてきました。サンゴ礁に囲まれた海は、読谷村が誇れる自然であります。この身近な海はさまざまな海藻や魚介類をはぐくみ、海の花畑と言われてまいりました。これらを背景に読谷村では、豊かな自然を守り育てて

いくことを基本に、自然と調和をした村づくりを推し進めています。今回の自然を破壊する行為は許しがたい行為であります。

以下、お聞きをいたします。

(1)、米軍によって海岸に積み上げられた砂や石をどのように県はとらえているのか伺います。

(2)、県は、外務省沖縄事務所、そして沖縄防衛局、在沖米陸軍基地管理本部へ要請を行っておりますが、その内容、そしてその対応はどうだったのか、その辺を伺いたいと思います。

(3)、作業をした係は、陸側の別の工事箇所から搬出した土砂も含まれているというような説明を堂々としておりますが、これは海岸法に抵触をすると思うんですがいかがでしょうか。

3、台風2号における被害に関してであります。5号でも宮古島あるいは八重山地域に被害をもたらしましたが、今回、台風2号に特化したその台風被害対策等についてお聞きをしたいというふうに思います。

(1)、被害状況について伺います。

(2)、農林水産関連での支援策を伺いたいというふうに思います。

(3)、倒木や飛ばされてきた瓦れきの処理を市町村やあるいは地域で行っているところもございます。その処理費の一部でも支援ができないかどうか伺いたいというふうに思っています。

大きい4番、土木行政に関してお聞きをいたします。

(1)、道路行政について。

ア、県道6号線読谷村内の渋滞緩和策をどう図るか伺いたいというふうに思います。

イ、県道12号線の渋滞は、県道6号線との接続交差点改良で緩和できると思うが、その取り組み方についてお聞きをしたいと思います。

ウ、嘉手納弾薬庫内を通過するはしご道路、これはもう何名かの議員も質問しておりますけれども、その取り組みがあるのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

(2)、下水道事業についてです。

ア、県内の流域、公共の整備状況について伺います。

イ、中部流域下水道伊佐浜処理区読谷側の管渠の延伸についてどうなのか、伺いたいと思います。

5番目の我が会派の代表質問との関連でございますが、照屋大河議員の嘉手納基地・普天間基地における訓練激化についての中で、県は外来機激増の原因についてどのように分析しているかという点について、

今、米軍専用施設の中で実弾演習場が国内で唯一、鳥島の演習地であるということが判明をいたしました。その実弾演習のために外来機が飛来をしてくるといような状況だというふうに思っているんです。であるならば、やはり久米島射爆撃場あるいは鳥島射爆撃場の返還要求を加速するべきではないかということでもあります。また、今回、代替地も取りざたされておりますが、硫黄島も受けてはならないというふうに思うんですが、見解を伺いたいと思います。

(2)、県立病院改革についてです。

こちらでも照屋議員の質問の中からですが、2月定例会の附帯決議を踏まえて今年度中に定数条例を改正し適正な人員配置を行うべきであるがということで、理学療法士、作業療法士といったコメディカルの数も現状は少ないというふうに思っています。そこで医師や看護師の負担が相当な増になってくるというように思っているんですね。そこで、そのメディカルという部分での適正配置が求められていると思うんですがどうか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根悟議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、入域観光客の回復策についてという御質問にお答えいたします。

県では、4月12日に「東日本大震災に伴う被災者支援及び沖縄観光振興緊急対策」を発表し、入域観光客の回復に向け取り組んでいるところでございます。

国内対策としましては、各旅行会社の沖縄プロモーションへの支援や県外の沖縄関連イベントにおけるPR等を実施いたしております。また、海外対策としましては、台湾や中国でトップセールスを実施しているほか、重点市場を中心に有力メディアを招聘しての沖縄情報の発信等に取り組んできております。特に中国につきましては、今般、数次ビザ制度が創設されたところであり、県では、ビザ創設に伴うキャンペーンを官民一体となって展開することといたしております。

沖縄県としましては、これらの取り組みの拡充を図るため、本議会におきまして補正予算を計上しお願いしたところであり、入域観光客の回復に向け全力で取り組んでいるところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、世界のウチナーンチュ大会に向けての取り組み、そして進捗状況についての御質問にお答えいたします。

第5回世界のウチナーンチュ大会は、「世界に開か

れた交流と共生の島」づくりに向け、海外県系人約5000人の参加者を想定し、県民との交流を促進すべく約3万人規模で沖縄セルラースタジアム那覇をメイン会場に実施いたす予定でございます。

主要行事といたしましては、前夜祭パレード、そして開閉会式、ステージイベントが楽しめるチャンブル交流祭、首里城での琉舞・空手の奉納等があります。現在、参加者及び出演団体と調整を行っているところであります。また、世界エイサー大会とも連携を図り、10月の本番に向け諸準備を進めているところでございます。

先月は大会への参加を呼びかけるために、私も県の職員と一緒にしまして北米キャラバンを行ってまいりました。現地における県系人の活躍に感銘を受けるとともに、大会に対する大きな期待を強く感じたところでございます。また、8月にも南米4カ国を訪問するキャラバンを計画いたしております。

特に、今大会は東日本大震災による被災者を含む全国民に対し、世界のウチナーンチュから元気を発信する大会にしたいものと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、これは第1次産業に係る御質問の中で、研究分野の強化についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

第1次産業の発展に寄与する試験研究を強化するため、試験研究評価システムによる適正な評価と重点研究課題の設定などに基づく予算及び人員の適切な配分に努めているところでございます。また、効率的な試験研究を推進するためには、施設や測定機器の整備など研究環境の充実を図る必要があります。このため、老朽化した水産海洋研究センター及び森林資源研究センターにつきましては、平成25年度の供用開始に向けた移転整備を行う予定でございます。さらに、近年、多様化し高度化する研究ニーズには、人材の育成、そして各試験研究機関との連携を図ることによりまして対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、MV22オスプレイの配備についてお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。

沖縄県としましては、当該機種が過去の開発段階に

おいて死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

去る6月24日、沖縄県は、オスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に、台風2号における被害に関しまして、その被害状況についてお答えいたします。

台風2号による県内の主な被害状況は、人的被害が68名、住家被害のうち全壊が4棟、半壊が6棟、一部破損が27棟、床上浸水が3件、床下浸水が5件、船舶被害が4隻、車両被害が74台、停電が最大で27万8400戸となっております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての中で、久米島射爆撃場等の返還及び硫黄島島についてお答えいたします。

県としましては、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除について、引き続き久米島町、軍転協、漁業関係団体とも連携しながら、あらゆる機会を通じ求めていきたいと考えております。

硫黄島島については、去る5月に開催された米軍基地負担軽減部会で北澤防衛大臣から、鳥島射爆撃場を硫黄島島へ移転することを検討しているとの発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容は決まっていないとのことでありました。

県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 遺骨収集事業の取り組み状況についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集事業は、一義的に国が行う業務となっております。

県においては、国から委託を受けた業務の一部を実施しており、平成23年度から戦没者の遺骨情報収集体制の構築及び遺骨収集を行うボランティア等に対する支援等業務を拡充したところであります。

なお、これまでの収骨状況は、平成23年3月末現在、18万4411柱となっております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） トリイ通信施設内の海岸における工作物についての中で、トリイ通信施設

内の海岸工作物の砂や石をどのようにとらえているかについてお答えします。

トリイ通信施設内の海岸工作物は、砂と岩石で積み上げられており、台風等が襲来した場合、漁場等への影響が懸念されることが考えられます。

要請内容と要請先の対応についてお答えします。

県では、トリイ通信施設内の海岸工作物の原状回復について、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局、在沖米陸軍基地管理本部に対し、去る4月26日から27日にかけて、基地内工事の事前の情報提供、工作物の漁業活動に影響がないよう撤去を含めた対応などについて要請してきたところでございます。

要請に際し外務省沖縄事務所からは、要請内容を外務大臣へ報告する、要請内容について米陸軍側へ申し入れるとのコメントがありました。

沖縄防衛局からは、基地内の工事について事前に説明するよう働きかける、読谷村・漁協・地元関係者から意見を聞き、撤去を含めた解決方法を米陸軍側と相談するとのコメントがありました。

在沖米陸軍基地管理本部からは、今後、工事を行う場合は、事前に地元に連絡する、ビーチ施設の一環として整備しており、漁業活動に影響があった場合は対応するとのコメントがありました。

県としては、今後とも地元関係機関と連携を図り、漁業活動に影響を及ぼさないよう対応していきたいと考えております。

陸側からの土砂使用に対する海岸法の抵触についてお答えします。

海岸法では、法第8条「海岸保全区域における行為の制限」により、土石、砂の採取、水面においての施設等の新設の行為においては海岸管理者の許可を受けることとなっております。しかし、沖縄防衛局からは、今回の土砂採取箇所及び工作物設置箇所は、日米地位協定第2条に基づく米軍への提供施設・区域内であることから、海岸法を含む国内法は適用されないとの説明を受けております。

次に、台風2号における被害に関しての中で、農林水産業の被害状況についてお答えします。

台風2号による農林水産業関係の被害総額は、6月10日現在で約70億6000万円と見込んでおります。

今回の被害は、特に農作物の収穫時期に当たる5月に台風が発生したため、葉たばこ、さとうきび、ゴーヤー、マンゴーなどの農作物が被害全体の約8割を占めております。

被害の内訳は、葉たばこ等農作物が58億3000万円、ハウス等農業用施設関係が4億7900万円、家畜等畜産

関係が3200万円、林道等林業関係が4000万円、水産業関係が6億7900万円となっております。

農林水産業への支援策についてお答えいたします。

農作物等の被害対策としては、農業改良普及センターに営農相談窓口を設置するとともに、被災農家に対し病害防除の徹底や樹勢等の回復のための肥培管理などの指導を行っております。

台風等の被害に対する補償としては、さとうきびについては畑作物共済、水稻については農作物共済、野菜等については園芸施設共済等があり、加入農家に対して損害評価後に農業共済金が支払われることとなっております。

葉たばこについては、ＪＴから災害援助金が支払われると聞いております。漁船については、漁船保険制度により保険金が支払われることになっております。国の災害復旧事業の対象となる農業用施設や林道・漁港施設等については、国への災害復旧申請を早期に行うための準備を進めているところでございます。

また、農家の経営安定を図るため、農業制度資金等の償還猶予を行うとともに、6月補正予算において農林漁業セーフティネット資金借入れに係る利子助成を計上しているところでございます。

今後とも、台風2号の影響による農家支援については、農家の要望等を踏まえ関係機関と連携し対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 台風2号における被害に関連する質問の中で、瓦れきの処理費に対する市町村等への支援についてお答え申し上げます。

市町村等が災害のために実施した生活環境保全上必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分する事業に対しては、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金制度がございます。県では、各市町村及び一部事務組合に対し、台風2号による被害状況の調査を行うとともに、当該災害等廃棄物処理事業費国庫補助金制度の活用について助言を行っているところであります。

なお、当該補助金の交付内容については、市町村や一部事務組合が実施する40万円以上の事業に対して、その経費の2分の1を交付するものとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木行政についての

中で、県道6号線の渋滞緩和についてお答えいたします。

県道6号線は、読谷村字伊良皆からうるま市石川東恩納を結ぶ延長約20キロ、2車線の幹線道路であります。現在、読谷村においては、国において国道58号読谷道路、村において村道中央残波線等の整備が進められているところであります。

県道6号線の渋滞緩和策については、当該道路等の供用後の交通状況を勘案して検討していきたいと考えております。

同じく土木行政についてで、県道12号線と県道6号線の交差点改良についてお答えいたします。

県道12号線と県道6号線との交差点については、主に朝夕の通勤通学時に渋滞が発生していると認識しております。当該交差点の改良については、村において整備を進めている村道中央残波線等の供用後の交通状況を勘案して検討していきたいと考えております。

同じく土木行政で、嘉手納弾薬庫を通過するはしご道路についてお答えいたします。

読谷村から嘉手納弾薬庫を通過し沖縄自動車道に至る道路計画については、基地内を通過することから、今後の米軍提供施設の返還の状況を踏まえ、将来の交通需要の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

同じく土木行政で、県内の流域及び公共下水道の整備状況についてお答えいたします。

沖縄県における平成22年3月末現在の下水道人口普及率は約66%となっており、流域関連公共下水道が約77%、公共下水道が約41%となっております。

同じく土木行政で、中部流域下水道事業の読谷側の管渠延伸についてお答えいたします。

流域下水道は、2以上の市町村の下水を排除、処理するものであり、終末処理場、幹線管渠等の整備及び維持管理を県が行い、幹線管渠に接続する枝線管渠の整備及び維持管理を市町村が行うこととなっております。県が整備を行う幹線管渠の終点は、流域下水道の計画区域の末端に位置する市町村の処理区域の面積もしくは流入水量が3分の1となる地点と定められております。読谷側の幹線管渠の終点は、ほぼ基準どおりの位置となっていることから、延伸の予定はありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、理学療法士、作業

療法士といったコメディカルの適正な人員配置についてお答えいたします。

病院事業局においては、地域の医療ニーズにこたえる観点から医療提供体制を整備してきたところであり、コメディカル職員については、病院現場の業務量等を考慮して平成23年度の定数を297名とし、職員を配置しております。コメディカルの人員体制については、医療提供体制の充実と経営への影響等を考慮する必要があることから、今年度、局内に人員体制検討チームを設置し検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それでは再質問をさせていただきたいと思います。

まず、下水道事業について土木建築部長、よろしくお願いたします。

今、御説明がございましたとおり、今、伊良皆まで実質来ていて、それから求めているのは喜名地区、北側のほうを布設してくれないかというような内容なんですけれども、こちらは末端の下水道が全体の3分の1となる地点までというように限られているんだと。それは基準どおりということはわかることはわかるんですが、こちらのほうも皆さんからいただいた下水道の資料をばらばらとめくって中を見えますと、他の市町村に比べると末端市町村というのは非常に不利益だと思うんですね。中間、もう全部100%通っていくわけですから。その点、末端になると布設状況を見ると、非常に不公平感はあるんじゃないかというような思いがあるんです。やはりこの下水道事業というのは国の補助金の対象であるわけですから、これもぜひ県が独自に整備することは可能だというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 末端の市町村は、おっしゃるとおりかなりその3分の1の部分まで公共下水道を引かなければいけないという負担は承知しておりますが、やはりこれは基準でございますので、県としては、この基準どおり一応、今実施しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 基準どおりだと3分の1で現在のところまで基準どおり行っているというような説明ではあるんですが、今度、沖縄県への市町村が負担をする負担金についてなんです、末端市町村である読谷村は、先ほども聞きましたけれども、処理面積、水量の全体の3分の1となるというように緩和をされてい

るわけですが、この試算をされたのは3分の1やると喜名地区まで、北側まで含めての処理面積あるいは水量が計算をされているんじゃないのかなと。ところが、整備されているのは伊良皆地区までだということで、これはどうしても不公平感がある。この負担金にしてもあるんだというふうに思うんですが、その辺をあとの残りを県に整備を求めるのは不自然かなと思うんですがいかがですか。求められるんじゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに統計の数値でも面積とかそういうのでかなりいろいろ異なるところもあります。それで、議員おっしゃったように、九州ブロック会議とかそういった場で全国でも同じような事例もありますので、そういった中で少し研究させていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 この辺についてもぜひ担当者の皆さん、その市町村とも十分話し合いをしていただきたいというような思いなんです、また、この喜名地区、読谷村の地形は58号を通して皆さんおわかりいただけたと思うんですが、標高差が58号で一番高い位置がオキハムの前道路、そこが58号では一番高いと言っています。それから南のほうへ嘉手納に向かって長田川、比謝川のほうが一番低くなると。それから嘉手納のほうにまた上っていくというような地形のあり方なんです。

先ほどから申し上げています喜名地区、読谷のもっと延伸してほしいという部落は、もうこの数年間、また人口もふえますし、汚水や生活雑排水というのがこの東側の弾薬庫の黙認耕作を通じて取水河川であるこの長田川へ流入している、注いでいるんだというようなことで、環境の面においても、また企業局の取水のコストも考えたら、ぜひ設置はしていかなきゃいけないだろうと。ところが、村自体そのものというのが今、それかけられるだけのお金がない、財政力が乏しいということでこの支援をぜひとも県にお願いしたいというようなことなんです、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 読谷村と少し話し合って、ただ、基準のところもありますので、そこは少し他府県の状況とか、総合事務局を通して国の意見もそういった特殊な事情がある場所でどういうふうな知恵を出しているか、そういうのも少し研究させていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よろしく願います。

皆さんのこの下水道の手引の中にも、下水道事業の環境の採択要件の中にもきちっと「湖沼水質保全特別措置法」というものもあるわけですから、この流れていく長田川は県民の水がめ、取水栓でありますから、河川でありますから、早急な対策といいましょうか、その布設をぜひ村とも相談をしながら実現していただきたい、努力を重ねていただきたいというふうに思います。

それでは、今度はこのはしご道路の件なんです、この地域はやはり生活や交通の利便性だけではなく、東の沖縄市、あるいは与勝半島、これから開発します中城湾港地区での西側を結ぶ大変重要な経済活動に大きく寄与する道路になり得るであろうというふうに思うんですが、中部広域あたりでもマスタープランのほうに位置づけ、強く要望されている道路なんです、県としてこういった考え方についてどのような受けとめ方をされているかお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 以前、平成6年に構想という考え方で一応検討した経緯はございますが、やはり現在、予算も厳しくなっておりますし、どうしても基地の返還が必要だということがありますので、このはしご道路のネットワーク上、議員が提案している道路の必要性は、それをやるとかなり効果があるということは存じておりますが、やはり米軍基地内ということと、まだそういうところまで今踏み込んだ形の道路計画にはなっていないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 部長の気持ちもよくわかりました。こちらは返還予定地に含まれていないので、マスタープランへの位置づけは非常に困難だと、これはもう前から聞かされてはいますが、返還地じゃないので非常に難しいですよというようなお話なんです、私は将来にわたって、未来にわたって部長がおっしゃったように十分必要な道路になり得るであろうと、そしてそういったものを描きながら、軍用地であっても計画だけはきちっと今からでも差し込んでしかるべきじゃないのかなというふうに思うんですね。読谷村でもかなりこういった軍用地のところに計画を入れて実現したのが15年後あるいは20年後、それ以上にスパンをかけてでき上がったというような部分もあるんですよ。ですから軍用地だからといって全く考えていませんというよりもむしろそこに計画をいたしました、で

すから部分的にも返していただけないですか、あるいは共同使用させていただけないですかというような、僕は起こってくるかもしれないというような非常に夢を描いているんですが、その辺の計画だけでも線を引いておくということができないのかどうか、部長いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今、県としては、嘉手納以南の返還ということで、そこに対する道路の計画はすべて入れ込んでいます。しかしながら、嘉手納以北の分はどうしても計画には入れられない今の状況で、それとあわせて基地内の共同使用という手もあるんですけども、やはりそこは弾薬庫ですので、いろんな重要な施設があるという認識もあって、そこまで将来にわたってこれを計画するというのは今のところできない状況です。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 これは共同使用すると賃貸料が発生してくるわけですから、今度は、じゃ、県道じゃなくて国道をまたお願いできないかと国に要請したりもできると思うんですね。だから、軍用地内だから道路ができないというよりも、むしろ軍用地の中にどういった道路ができるのかという工法も今の技術だとできると思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 技術的な土木建築技術としては可能ではあるんですけども、やはり基地内でどういう施設がそこに存在するか、いろんな不透明なところもございますので、私たちとしてはやはり安全・安心な道路の整備ということではやはり嘉手納以南の計画までだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 県道6号線の渋滞なんですけれども、今、部長は朝と夕にしか混雑頻度はないというようなおっしゃりをしておりますが、都屋から県道6号線の大木、古堅小学校バス停入り口までの間は、あそこは朝夕にかかわらず非常に混雑しています。部長は村道の中央残波線が入ってくるんだ、それを見きわめた上で検討したいというようなお話の仕方をされておりますが、その出口がまさに県道6号線に来るわけですよ。もっと分散している箇所よりももう少し北側のほうに路線が出るということになれば、この道を大分使う、農協まで使う車の数が非常に多くなるという意味ではぜひともこの三差路の改良は必要だというふうに思っています。その辺もぜひ市町村の担当とも十分協議を重ねていって、いい方向に導きたいなと思う

んですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今回、その現場をつぶさに道路・街路の担当者が見て、やっぱり右折が多かったということを承知しています。しかしながら、交通量がかなり村道等の整備で変わってくるものですから、その状況を見たいんですけれども、もう少し状況を踏まえてこれ以上かなり混雑が激しい状況が続くのであれば、右折帯をつくる場合に暫定的にその幅員の中でできる可能性があるところもあるかもしれませんが、そこら辺はうまくその道路の幅員を生かしながらいろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひよろしく御検討いただきたいと思います。

トリイ通信施設内の海岸工作物の件であります、部長からお話がありましたとおり、22日に早速現地において米軍の当事者、そして防衛局、沖縄県、読谷村、そして漁協関係者、地域の方々と現場調査をしながら話し合いが持たれたわけなんです、それを終えて農林水産部は26日、27日に早速関係要路に要請に行かれております。迅速な対応をしていただいて高く評価を申し上げたいというふうに思っていますが、海岸法は提供施設内、提供水域内だから撤去できないというような施設局のお話なんです、ここにまで来て地位協定かというような感が否めないんですが、ヤーカヤーが勝手に物をふやしたりあるいは壊したり、そしてヤーヌヌーシは手も足も出ない。余りにも理不尽だと、もう本当にこんなことがあっていいのかなと思っています。本当に国側の説明は非常に乱暴だなと、国内法は適用しませんよというようなことであるんですが、5・15メモやそれから地位協定16条には、日本の法令を厳守しなさいということもあるんですが、その辺について、これからどんどんこういった事例が起こりかねないと思うんですが、知事公室長、その地位協定あるいは5・15メモについてどういう見解か、お聞かせいただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員おっしゃいましたように、日米地位協定第16条には、駐留軍に対して日本国の法令を尊重し云々とあるわけでございます。とりわけこの環境関連の汚染等につきましては、これはかねてから申し上げておりますように、地位協定が策定されてから50年たちますけれども、一切顧みられていないというところは県としても問題にしております、引き続きこの環境関連の規定につきまして

は、きちんと地位協定の見直しの中で盛り込むように強く申し入れているところでございます。引き続き、日米両政府に対してその旨の見直しを行うよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 通告に基づき質問します。

初めに、米軍基地問題についてです。

去る6月21日、慰霊の日を前に県民に挑戦するかのよう、日米合同委員会は辺野古へのV字案を正式に発表しました。この新たな日米合意は、ア、県民の「普天間基地の県内移設反対」の総意を力ずくで踏みじめるものであり、絶対に許されません。これは県民ぐるみの闘いでしか打開できないと考えます。知事はその先頭に立って頑張るべきだと思いますが、決意を伺います。

イ、去る沖縄戦は、国策によるものであります。今回の新たな基地押しつけも同じであります。沖縄は植民地ではありません。まさに県民の命運がかかった日本国憲法で保障された民主主義を確立する闘いです。知事が明確な態度を表明すべきです。御所見を伺います。

(2)、日米地位協定について質問します。

ア、日米地位協定の目的は何ですか。知事は必要だと考えますか。

イ、日米地位協定を廃止すると、米軍に与える影響はどうなると考えますか。

ウ、県民を守るためには日米地位協定は廃止すべきではありませんか。

(3)、ヤンバルの自然保護について。

ア、小笠原諸島が世界遺産登録をされました。次はヤンバルです。ヘリパッドが建設されたらヤンバルを世界自然遺産登録させることは困難になると思います。知事の所見を伺います。

イ、ヤンバルの自然は地球上でもまれな亜熱帯性雨林を有する世界の宝であります。それを守るのは知事の責務です。直ちにヘリパッド工事の中止を申し入れるべきです。決意を伺います。

ウ、現在生物多様性の宝庫である国頭村で皆伐が行われています。直ちに中止させるべきだと思います。決意を伺います。

エ、松くい虫駆除のために農薬散布が行われ、ノグチゲラやヤンバルクイナなど希少動植物に重大な影響が出ていると訴えがありますが、実態はどうなっていますか。直ちに農薬散布を中止すべきです。対応をお聞きます。

(4)、米軍普天間基地へのオスプレイ配備について。

ア、県と宜野湾市がオスプレイ配備について29項目の説明を防衛局に求めています。これは県民の不安や疑問を解明する上で評価できるものです。その経緯と目的について御説明を求めます。

イ、なぜオスプレイの配備か、理由を説明してください。

ウ、C H46とオスプレイの違い(機能、諸元等)について説明してください。

エ、オスプレイの配備によって普天間基地の固定化と危険性が増大すると思いますが、配備計画の撤回を求めるべきです。決意を伺います。

2、東部海浜開発事業について。

(1)、埋立地用途変更に関する公有水面埋立免許の承認申請が提出されましたが、審査の内容を説明してください。

(2)、知事が知事に承認申請を提出して適正な審査が行われる保証はあるのですか、あれば説明してください。結局、埋め立てありきの県民だましの手法ではありませんか。

(3)、東日本大震災を受けて、事業計画では液化現象などの対策はやっていますか。

(4)、需要予測が大幅に落ち込んだ中で、経済的合理性のある計画と判断した根拠を明確に示してください。

(5)、無駄な公共工事である東部海浜開発事業は中止すべきです。決意を伺います。

3、教育問題について。

(1)、高校再編計画について。

ア、今回の再編計画は、従来の高校教育の多様化政策と矛盾するものとなっていると思いますが、見解を伺います。

イ、これまでの編成整備計画に関する総括はありますか。教訓は何ですか。

(2)、私学助成について。

私学の公教育に果たしている役割は甚大なものがあり、当然、公的な助成が図られるべきであります。現在までの助成の実態と今後の方針を伺います。

4、沖縄市北部の産業廃棄物に係る問題について。

(1)、私はこれまでごみ山問題をたびたび取り上げましたが、いまだに解決していません。それどころか、現在トラックでごみが運び込まれてますます高くなっていますが、なぜそうなっているんですか。

(2)、この間、倉敷環境に対する警告、改善命令はやってきましたか。効果がない理由は何か説明してください。

(3)、北谷の米軍返還跡地から排出された鉛汚染土壌やアスベスト含有廃棄物の沖縄市登川への不法投棄について、事実を明らかにしてください。

(4)、これは廃棄物保管基準にも違反しているのではありませんか。

5、遺伝子組み換えパパイヤについて。

(1)、台湾から輸入された遺伝子組み換えパパイヤは伐採処分されたが、その根拠は何ですか。生産農家への補償はどうなっていますか。

(2)、政府はハワイ遺伝子組み換えパパイヤを来年度から輸入する方針だが、問題はないですか。問題があれば政府に明確に意思表示すべきではありませんか。

最後に、ATL(成人T細胞白血病)の治療について。

(1)、ATLはどのような病気ですか。

(2)、患者の実態はどうなっていますか。沖縄に患者が多いのはなぜですか。

(3)、適切な治療法はありますか。

(4)、シークワサー果皮に含まれる新機能成分「ベータ・カリオフィレン」に抑制効果があると沖縄科学技術振興センターが発表していますが、その内容の説明を求めます。

(5)、これは画期的な発見であると思います。実用化は進んでいますか。

(6)、ウイルス感染者に対してこの成果の活用を図る必要があります。決意を伺います。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍基地問題についての御質問の中で、県民の総意を踏みにじる新たな日米合意についての御質問にお答えいたします。

これまで日米両政府に対し、「地元の理解を得られない移設案を実現することは、事実上不可能である」と、機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回、このような決定がなされたことは、まことに遺憾であります。

県といたしましては、日米両政府に対し、引き続き普天間飛行場の県外移設の実現に取り組むよう強く求めているところでございます。

次に、同じく米軍基地問題の中で、ヘリパッドの建設と自然遺産登録についてという御質問にお答えいたします。

「琉球諸島」が世界自然遺産の国内候補地とされているのは、ヤンバル地域、奄美大島、西表島等、「琉

球諸島」全体としての自然の価値が総合的に評価されたためと認識いたしております。

世界自然遺産の登録に当たっては、その価値が損なわれないよう国内法による保護担保措置として国立公園化等による保全が必要であると考えております。ヤンバルの国立公園化に向けては、返還予定地を含めたヤンバル地域全体の自然環境の状況を勘案して検討されるものと考えております。

今後も環境省や地元自治体等関係機関と連携を図りながら、琉球諸島の世界自然遺産登録に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東部海浜開発に係る御質問の中で、東部海浜開発事業を中止すべきとの意見についての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の経済活性化を図るための経済振興策として地元からの強い要請に基づき進めてきたものであります。また、この事業は新港地区における港湾整備とも密接に関連しており、新港地区東埠頭背後地における企業誘致にも寄与することから、埋立免許等の変更手続を進めているところであります。免許の許可及び承認がなされ次第、早期に工事再開できるよう努めていく考えでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、基地問題に対し知事の態度を明らかにすることについてお答えいたします。

沖縄県には、戦後66年を経過した今なお広大な米軍基地が存在し、S A C Oや再編協議の合意に基づく大規模な基地の返還が実現した後も依然として過重な基地負担が続く状況にあります。このため、県としては、日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて、本県の過重な基地負担の軽減を求めるとというのが県の基本的な姿勢でございます。

次に、日米地位協定の目的と必要性についてお答えをいたします。

外務省によれば、「日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定したもの」とされております。

県としては、外国の軍隊が他国に駐留する際には、外国軍隊の地位を明確に規律する必要があるもの

と承知しており、日米安全保障条約によって米軍の駐留が認められている以上、地位協定は必要なものと考えております。

次に、日米地位協定の廃止についての御質問の中で、1の(2)のイ、1の(2)のウは関連しますので一括してお答えいたします。

日米地位協定では、米軍に対する施設・区域の提供手続、我が国にいる米軍人等に対し、出入国や租税、刑事裁判権や民事請求権などの事項について規定しております。仮に、日米地位協定が廃止された場合の米軍に対する影響は、県として正確に把握しておりませんが、日米安全保障条約第6条において米軍が使用することを許されている施設・区域の範囲や管理権が不明確になること、第17条関連といたしましては、米軍人等が罪を犯した場合の公務中、公務外の取り扱い等が不明確になる等が考えられます。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、県としましては、日米両政府に対し同協定の抜本的な見直しを求めているところであります。

次に、ヘリパッド工事の中止についてお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、S A C O最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、S A C Oの合意案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。しかしながら、ヘリパッドの移設においては、国による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

次に、MV22オスプレイの配備についてお答えいたします。1の(4)のアと1の(4)のイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。防衛省によると、CH46のMV22への換装は、老朽化した航空機を同種の新しい機種に更新するものとのことであります。沖縄県は、去る2月の沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請を初め、機会あるごとにMV22オスプレイの配備の有無を含め、政府は県民に十分な説明を行うよう求めてまいりまし

た。お知らせによれば、MV22オスプレイは、2012年の遅くから第3海兵機動展開部隊のCH46と代替することになるであろうとされており、同部隊が駐留する普天間飛行場周辺を初め運用が予想される北部訓練場等への影響について十分な説明を求める必要があることから、6月24日質問文書を防衛省に提出し、速やかな回答を求めたところであります。

次に、CH46とオスプレイの違いについてお答えいたします。

CH46とオスプレイの機能等について、防衛省の資料によると、最大速度は、CH46が時速267キロメートル、オスプレイが時速509キロメートル、搭乗人員はCH46が12名、オスプレイが24名、航続距離はCH46が676キロメートル、オスプレイが3892キロメートルとなっております。

次に、オスプレイ配備計画の撤回についてお答えいたします。

沖縄県としましては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

先ほど来答弁いたしておりますように、去る6月24日、沖縄県は、配備計画の修正を含め、オスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中でありますが、時間の都合もありますので、嘉陽宗儀君の質問及び質疑に対する残りの答弁は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の嘉陽宗儀君の質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 米軍基地問題についての中で、国頭村における皆伐の中止についてお答えいたします。

ヤンバルの森は、希少な動植物が生息・生育することから、重要であると認識しております。一方、林業地域の主要な産業となっており、雇用や定住化に重要な役割を果たすとともに、木材やキノコ等の林産物の供給を通して、他産業の振興や県民生活にも寄与して

おります。このことから、ヤンバルの森については、自然環境の保全と利活用との調和を図ることが必要であると考えております。

国頭村における森林伐採につきましては、国頭村が村有林の収穫のために行っているものでありますが、環境保全の観点から、国頭村及び伐採事業者に対し、収穫伐採方法や保全対策の実施など適切に対応するよう指導しているところであります。また、収穫伐採方法等につきましては、択伐も含め環境保全対策の実施に向けて関係機関と連携し検討を行っているところでございます。

松くい虫対策の薬剤散布による希少動物への影響についてお答えします。

松くい虫防除対策の薬剤散布は、公益的機能の高い保全松林において予防対策として実施しております。実施に当たっては、薬剤散布開始の前に、散布場所及び時期について地元公民館へ文書により通知するとともに、行政マイクによる呼びかけを行い、また散布区域内に散布時期を記載した看板等の設置を行っております。

松くい虫の防除に使用する薬剤は、「毒物及び劇物取締法」に定義されている「毒物」または「劇物」には該当していない「普通物」であり、野生鳥類、水産動物、昆虫及び土壌生物に及ぼす影響が少ないとされております。

なお、松くい虫薬剤散布については、国や県の環境行政機関、市町村及び地元公民館に確認したところ、現在苦情は寄せられておりません。今後とも情報収集に努めてまいります。

遺伝子組み換えパパイヤの中で、伐採処分の根拠と補償についてお答えします。

国は、「カルタヘナ法」第10条に基づき、生物多様性への影響を防止するため、遺伝子組み換え生物等の回収や使用等を中止することを命ずることができています。また、「カルタヘナ法」に基づく未承認遺伝子組み換えパパイヤの伐採処理に伴う損失については、補償の規定はないとの説明をしております。しかしながら、生産農家からは、平成15年に同法律が制定されてから約8年の間、遺伝子組み換えパパイヤの検査方法が確立されていないことから、国内侵入防止対策の強化や伐採に伴う補償を求める意見があります。このため、県は、5月と6月に農林水産省や関係機関等に対し早急な原因究明、検査技術の確立と技術移転、国内侵入防止対策の強化、伐採処理に伴う補償など「カルタヘナ法」の運用の見直しを含め、抜本的な対策を講じるよう国に強く要請したところでござい

ます。

県としては、パパイア生産農家に対する補償については、国が行う必要があると考えておりますが、パパイアの生産振興を図る観点から、緊急的に伐採作業と苗の配布など関係機関等と連携してパパイア生産農家の経営安定に取り組んでまいります。

ハワイ産パパイアの輸入についてお答えいたします。

ハワイ産遺伝子組み換えパパイアについては、平成16年にハワイパパイア産業協会から「カルタヘナ法」に基づいて申請がなされ、平成22年に国の「生物多様性影響評価検討会」において、生物多様性への影響がないとの判断がされております。

食品としての安全性については、国の「食品安全委員会」において評価がなされ、平成21年に人の健康を損なうおそれがないものと判断されております。現在は、食品表示に関して消費者庁において検討が進められていると聞いております。

県としては、今後とも遺伝子組み換えパパイアの輸入動向等について注視していくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 東部海浜開発事業についての中で、埋立用途変更に関する審査の内容についてお答えいたします。

審査の内容は、公有水面埋立法の審査基準である国土利用上適正かつ合理的なこと、環境保全及び災害防止につき十分配慮していること、埋立地の用途が港湾計画等の上位計画に违背していないこと、埋立地の用途に対する公共施設の規模や配置が適正なこと、埋立地の処分計画や予定対価が適正なこと、出願人の資金力に問題がないことの6つの項目となっております。

同じく東部海浜開発事業で、適切な審査が行われているかについてお答えいたします。

公有水面埋立の審査に当たっては、港湾管理者の長である知事として実施しております。また、審査は法律に基づく基準に沿って実施し、変更申請書を公告・縦覧して一般利害関係者の意見を聴取するとともに、海上保安庁や地区税関等の関係機関及び地元市町村への意見照会等を行っております。これらの意見を踏まえた上で、埋立地の用途変更の必要性や環境保全への配慮等について適切に判断しております。

同じく東部海浜開発事業で、東日本大震災を受けた液状化等の対策についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業の液状化については、当該埋め立

てに用いる土砂が主に新港地区のしゅんせつ土砂で、その多くは液状化しにくい粘性土であります。埋め立て完了後に土質調査を実施し、想定される地震動に対し解析を行い、液状化すると判定された場合には、適切に対応する考えであります。また、津波については、今回の震災を受け、「中央防災会議」や「国土交通省交通政策審議会港湾分科会」等において地震・津波対策を検討しているところであり、これまでのハード整備中心の考えからハード・ソフト両面から成る総合的対策の確立が求められております。

県としては、これまで想定しなかった大津波においても人命は守られるよう避難場所や避難経路の確保など、国・沖縄市と連携し対応していきたいと考えております。

なお、沖縄総合事務局が県内主要港湾において、総合的な津波対策の方針をまとめるために設置した「地震・津波防災対策検討協議会」に沖縄県も委員として加わり、地震・津波対策の検討を行うこととしております。

同じく東部海浜開発事業で、経済的合理性のある計画と判断した根拠についてお答えいたします。

県としましては、控訴審判決を踏まえた経済的合理性の有無については、収支の見通しが統計データや調査報告書等、根拠を有する資料を基礎としたものになっているかどうかなどで判断されるものと考えております。沖縄市が作成した土地利用計画見直し案は、入域観光客数や各種施設の需要予測、施設規模等について、各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもとに算出されております。したがって、算出方法は根拠をもって整理されており、妥当性を欠くものではないことから、控訴審判決を踏まえた経済的合理性を有するものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育問題についての御質問で、次期編成整備計画についてお答えいたします。

県教育委員会といたしましては、「沖縄21世紀ビジョン」を踏まえ、先見性に富み、グローバルな視点で沖縄の発展を支える人材の育成を目指して、平成24年度からの次期県立高等学校編成整備計画を策定してまいります。

次に、編成整備計画の総括等についてお答えいたします。

現在の県立高等学校編成整備計画の実施においては、社会のニーズや変化を見据え対応してまいりまし

た。現在、策定中の次期編成整備計画におきまして、現計画の課題や国の動向、本県の社会状況の変化を踏まえるとともに、地域や生徒・保護者の意見の反映に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 教育問題に関する質問のうち、私立学校への助成の実態と今後の方針についてお答えいたします。

県内私立学校は、建学の精神に基づく特色ある教育を実践し、本県の人材育成に多大な貢献をしております。県では、私立学校が公教育に果たす役割の重要性にかんがみ、かねてより私立学校の運営費や伝統文化教育など特色ある教育を行う学校に対する助成を行っており、平成23年度当初予算においては、31億9860万円を措置しております。また、現在国に対し、新たな沖縄振興のための制度として、私立学校の老朽化施設の改築に係る支援制度の創設を提言しているところであり、今後とも県内私立学校の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 沖縄市北部の産業廃棄物に係る問題についての御質問の中で、廃棄物が高く積み上げられていることについてお答えいたします。

当該事業者が設置している最終処分場は、埋立処分が終了した安定型区域及び管理型区域と、供用中の管理型区域の3区域であります。当該処分場に搬入された廃棄物は、焼却処分や供用中の管理型区域で埋立処分がなされており、埋立処分が終了している安定型区域及び管理型区域では、新たな廃棄物の埋立処分は行われておりません。管理型最終処分場が高くなっているのは、当該事業者が県の警告書や改善命令を受け、改善作業の一環として一時的に積み上げたためであります。

県としましては、今後とも早期に問題を解決できるよう、当該事業者の指導を強化していきたいと考えております。

同じく沖縄市北部の産業廃棄物に係る問題に関連して、事業者に対する警告、改善命令及びその効果についてお答えいたします。

県では、当該事業者に対し、平成16年12月に警告書を発し、安定型最終処分場の改善を指示しておりま

す。また、平成22年10月には、管理型最終処分場の超過廃棄物を適正に処理するよう改善命令を発しております。

当該事業者においては、改善命令などを受け、安定型区域については改善に向けた計画を策定し、本年7月末までに改善すべく作業を進めております。管理型区域については、安定型区域の改善が終わり次第、本格的に作業を開始することとなっております。現在、当該事業者においては、自社施設での焼却処分、関連企業や県外搬出による委託処分などを進めておりますが、結果的に十分進んでいない状況があります。このため当該事業者においては、新炉を設置し8年以内に超過廃棄物を処理するという誓約書を沖縄市に提出し、計画を進めている状況であります。

次に、北谷の返還跡地の汚染土壌等の搬入経緯についてお答えいたします。

キャンプ桑江北側返還跡地で見つかった汚染土壌等については、アスベストや鉛などの有害物質を含んだ建築廃材などであることから、県はこれまで処理方法について沖縄防衛局と調整を行ってきております。また、3月14日に沖縄防衛局から3月中に汚染土壌等を地区外へ搬出したい旨の相談があり、県としましては、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法の基準に沿った地区外への搬出方法及び保管方法について指導助言を行っております。その後、4月21日に沖縄防衛局から沖縄市内への搬出、そして保管しているとの事後報告を受けたことから、県としましては、保管場所での状況等について現場確認を行い、沖縄市を初め関係機関への報告・確認、適切な管理及び早期の搬出・処理を行うよう指導を行ってきたところであります。

次に、同じく北谷の返還跡地からの廃棄物保管基準違反についてお答えいたします。

アスベスト含有産業廃棄物の保管基準につきましては、周囲に囲いがあること、掲示板を設置すること、保管している廃棄物の飛散・流出・地下浸透などの防止策を実施することなどがあります。

本件につきましては、現地調査の結果、保管基準が満たされており、県としましては、適正に撤去されるまでの間、監視指導を行っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 成人T細胞白血病についてお答えします。

成人T細胞白血病とは、血液のがんである白血病の一種で、ヒトT細胞白血病ウイルスいわゆるHTLV

V-1の感染により発症するとされています。感染経路は母乳を介しての乳児への感染がほとんどであり、感染後は40年以上の潜伏期を経て発症します。ヒトT細胞白血病ウイルスキャリアのうち5%程度が生涯において成人T細胞白血病を発症するとされています。

続きまして、成人T細胞白血病患者の実態等についてお答えします。

患者数については、全国の中でも沖縄及び南九州での発生が多くなっており、沖縄県がん登録事業のデータによりますと、県内では年間70人から90人程度の患者が発症しております。年代としては高齢者に多く、約半数が70歳以上となっており、男女による差は認められておりません。

沖縄及び南九州に患者が多い理由は不明ですが、この原因ウイルス自体は古くから人類と共存してきたものとされています。

続きまして、適切な治療法についてお答えします。

現在のところ、標準的な治療法は確立されておりましたが、抗がん剤による化学療法などが行われております。最近では、抗がん剤と併用して骨髄移植が成績を上げているとの報告があります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） ATL（成人T細胞白血病）の治療に関連して、シークワサー果皮に含まれる成分の抑制効果についてお答えします。

シークワサーの果皮に含まれる新機能成分「ベータ・カリオフィレン」に関する研究は、財団法人沖縄科学技術振興センターが沖縄県の補助を受け、大分大学医学部及び琉球大学農学部などとの連携により実施されたものであります。大分大学医学部では、「ベータ・カリオフィレン」が成人T細胞白血病ウイルスの感染細胞を抑制するという結果が得られたことから、創薬等への産業化を踏まえ、琉球大学と共同で平成22年9月に特許出願を行っております。

次に、成果の実用化とその活用について一括してお答えいたします。

本事業の研究成果は、「ベータ・カリオフィレン」が成人T細胞白血病を抑制する可能性があることを発見したもので基礎的な研究の段階であります。当該成分がATLの治療薬として活用されるためには、製薬企業のもとで薬理学的研究、毒性研究などの基礎研究、動物を対象とした非臨床試験、人を対象とした臨床試験を経て、有効性、安全性及び品質を検証し、その後、厚生労働省の審査・承認を得る必要があります。

す。

県としては、研究成果の実用化に向けて、琉球大学、財団法人沖縄科学技術振興センターなどの関係研究機関との連携を図り、継続して研究が実施できるようフォローアップ等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○嘉陽 宗儀君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 嘉陽議員のおっしゃっておりますこの矛盾云々の言葉が私はよくわかりません。この矛盾という言葉がですね。といいますのは、これまでも我々は学力向上を最重要課題といたしまして取り組んできた経緯があります。ですから、これまでもそうだし、これからもそうであるということで、この矛盾するものになっているということは私はそう思っておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 再質問します。

1つは、基地問題について、知事に、私がさきの日米合同委員会の2プラス2の通達の態度は沖縄県民の総意を力づくで踏みにじるものであるんだが、知事の認識を伺いたいということを聞きましたので、知事の認識だけちょっと答えてください。どう思うか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の御質問が踏みにじるものかどうかという御質問だとすると、それに対して踏みにじる、踏みにじらないという答弁はできるかできないかよくわかりません。

先ほどこの質問に答えたとおりなんですけど、もう一度申し上げます。これまで日米両政府に対し、「地元の理解を得られない移設案を実現することは、事実上不可能である」と、機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回、このような決定がなされたことは、まことに遺憾であります。

県といたしましては、日米両政府に対し、引き続き

普天間飛行場の県外移設の実現に取り組むよう強く求めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 どう取り組むかというのを聞いたんじゃないんですけれども、まあいいです。

さらに基地問題を聞きますけれども、6月30日、米上院歳出委員会は、在沖海兵隊のグアム移転費を全額削除しました。これは、明確にSACO合意の破綻を示すものであり、県民の負担軽減どころか、今のままでは世界一危険な普天間基地が固定化されることになります。この際、知事は改めて県民の意思を明確に日米両政府に表明すべきです。決意を伺います。これまで県民意思を尊重して、辺野古は事実上不可能だ。したがって県外だと頑張っておられることは極めて重要だと考えます。現在、知事を先頭とする辺野古移設反対への県民運動が日米両政府を追い詰めています。

かつて沖縄の復帰闘争が島ぐるみの運動として発展する中で、日米両政府は県民の戦いを分断するために、さまざまな攻撃をしてきました。復帰をすると芋とはだしになるとか、教育権やさまざまな分離返還論などを振りまいてきました。それに対して沖縄県民は、屋良朝苗主席を先頭に団結し、さまざまな分断攻撃や懐柔策をはね返して不可能と言われた施政権の返還をついに実現させました。まさに歴史的な偉業です。県民の総意である世界一危険な普天間米軍基地の一日も早い返還のために、現在、知事には、屋良主席が果たしてきた役割を引き受けて頑張ることが歴史的に求められていると思います。歴史は繰り返されるとよく言われます。県民の辺野古移設反対の闘いが前進する中で、一部に県民の闘いを分断し、日米両政府を側面から支援するかのような新たな移設論という歴史の逆流も生じています。しかし、これは大きな歴史の本流の中で泡沫として消え去る運命にあります。

今、重要なことはそのような動きに左右されず、県民総意の立場で確固として知事が頑張ることです。知事の奮闘が米軍普天間基地問題を解決し、歴史を動かした政治家として歴史に大きく刻まれることになります。

改めて知事の決意を伺います。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私の考えは、先ほどから申し上げているとおりでございまして、普天間の危険性を一日も早く除去し、一日も早く移設、そして返還を実現するというところでございまして、今、嘉陽議員の言われた屋良先生とか復帰運動のころのあのうねりというものは抜きにしましても、私のほうは再三申し上げてきましたように、今の辺野古というのは事実上不可能だと。したがって、県外を求めていったほうが断然早いですよという私の県外への主張をしっかりと両政府に申し上げていきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 知事の決意はたびたび聞いているんですけれども、今のようない県外移設を求めるという路線も必ず破綻せざるを得ない。やはり、歴史の審判は、普天間基地は即時無条件撤去せよ、こう行くしかないと思うんですよ。ただそれまでにはいろいろ過程があるので、そこに到達するまでに我々としては頑張る必要がありますけれども、知事も少なくとも見通しとしてはそうならざるを得ないということは頭の片隅には入れていてください。これは答弁要りません。

それから、次に、ATLについて聞きます。

先ほどの部長の答弁を聞きますと、70人から90人が発症しているということでしたけれども、県独自に実態調査をしているんですか、この問題について。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 先ほど申しましたように、がん登録というのがありまして、それで患者数を把握して70人から90人程度の年間の発症者がいるというふうに調べております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 今の部長の答弁を聞いて非常にびっくりしています。これを今、インターネットで調べてみたら、全国的に国会でも大問題になっていて、九州だけでも毎年500人以上死亡しているというニュースになっていますけれども、しかもその九州でも大半は沖縄だと。風土病ですよ、風土病。だからそれから見たら先ほどの部長の答弁は、本当に実態を反映していない中身になっている。それについては一般のがん患者扱いじゃなくて、ATLということで今九州各県ともさまざまな取り組みをしているんですよ。県はATLについて独自の取り組みをしていますか、これ。部長、明解に。県として独自の取り組みをしていますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） ATLは、一般的に古くから沖縄とか南九州地域に多いものなんです。そ

れで感染経路は、通常母乳感染が主だと言われております。その母乳感染に関して産婦人科で検査して、それなりに対応を妊婦と相談してやっていくということです。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 今、国を挙げてこれは重要だということで、国会でも実は決議をされています。有効な治療薬がないと。例えば前の宮城県知事が頑張って、治療薬についてはまだ承認されていないけれども、早目に承認するようにという取り組みをしていますね。だから、国会でも国会決議さえもやっている。それが各都道府県にも具体的にこの対策をとりなさいという指示も厚生省から出ている、私の調査では。そういうことなんですよ。特に沖縄は何もやっていないような感じがするもんだから、あえて今回この議会で問題にしました。

私が調べてきましたら、九州に多いということで、九州各県とも独自に対策をとっています。ここに鹿児島島のものを1つ調べてきましたけれども、これは「鹿児島A T L制圧10カ年計画」、その実践での報告書があるんですけれども、これを見たら、1977年からやっていて「鹿児島A T L制圧10カ年計画」ができたために、母子感染を5%以内に抑えろとか、発症した場合でも抗がん剤を含めてさまざまな治療方法をやっ、毎年減らしてきているということで、福岡もそうですし、熊本もそうですし、長崎もそうですし、あちこちこのA T Lについては本当に大変な病気だと。しかも治療薬がないという状況で非常に深刻な事態になっているのに、がん調査のついでにこれだけの人数でしたというのでは、担当部長としてやっぱり問題があると思うんですよ。今後、やはり沖縄県民がこの問題で苦しんでおられる。しかも、私どもの周りで見たらあれはどうもA T Lで亡くなったんじゃないかと思われる人たちがたくさんいるんですよ。しかも、発症したら余命3カ月。しかも、どんな治療をしても2カ年以内に命を絶たれるという恐ろしい病気ですよ。しかも、沖縄が非常に多いというのであれば、沖縄県として本腰を上げて感染経路も母子感染はしっかりしていますし、それから鹿児島とかよその県では乳児のときにちゃんと精密検査をして、菌をウイルスを持っているかどうかということも全部やっているんですよ。ところが、沖縄はやっていない。だから、発生も少ないように言っているけれども、実際上はこれという病気をわからずに亡くなるという方が非常に多いと思うんですよ。だから、そういう意味で改めて私、この問題を取り上げてどうしても何とかしたいという思いが

あって提起しますので、ぜひこれは改めて実態調査をして、しかも40年から50年というわけですから、風土病で。沖縄の経済状況が苦しい中で、40年、50年前に感染したのが今発症して、しかも発症したらこれは致命的な問題で、例えば骨髄移植で前宮城県知事は治ったけれども、これがお年寄りだったら骨髄移植もできない、60歳以上だったら手術できない。結局は今治療薬もない、ほったらかしでしょう。だから、こういうのは医療行政としてはあってはならないと思うんです。それで、私、この問題に興味を持って調べてみましたら、非常に勇気の出るような話で、シークワサーの「ペータ・カリオフィレン」ががんを抑える力を持っていると。これは大分大学の医学部の先生と琉大の農学部がやりましたけれども、私、直接話をしました。非常に有望で、国のほうも今この承認を持っているけれども、沖縄にあるじゃないかと。シークワサーのそのアロマの成分でそれで治療に大きな効き目があるという実践的になっているわけだから、少なくとも県として企画部も含めて、今この沖縄県で生み出したこの治療薬にもっと光を当てて普及していく必要があると思うんですよ。よその県の治療対策を見たら、要望はあるけれども治療がないんですよ、治療が、抗がん剤だけで。ところが、これは普通の抗がん剤では効かない、この白血病は。ところが、沖縄だけはシークワサーのおかげでこれから新しい計画をつくれば、沖縄独自の抑制効果がつくり出せると、これが明らかになれば多くの県民が希望を持つんですよ。そういう面では、ぜひこの問題について知事も含めて重視をして取り組んでほしいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） A T Lの抗体陽性率は、献血者の状況を調べているのがあるんですけれども、昭和63年、8.3%のキャリア率だったんですけれども、平成19年には0.5%、平成22年度には0.3%と既に減少してきているんです。

それともう一つ、先ほどから話しましたようにこれは母子感染なんですね。しかも母乳が主な要因だろうと言われていました。そういうことで、御説明のあった国の指針等も新しい考え方等も示されたりして、去年も専門家を集めて検討会を行ったりしました。その中で母乳をどう取り扱うかというのは極めて重要な課題ですので、なかなか軽々しくこうだというふうには言えないところがあります。

それと効能効果に関しては、一定の手続を経ないと公然と言うレベルには、今のところは試験管レベルの

話だと思しますので御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 今、感染者がどれだけいるかという問題については、これは少なくとも本格的に母子検査を含めてやればもっと網に引っかかってくるのに、ほとんどそれが素通りされている。ここに大きな問題があるという問題意識です、私は。だから今までの検査の方法だけではなかなか数字は上がらんでしょうけれども、ただ客観的に政府も、それから九州各県の話でも沖縄が一番多い、九州の半分以上は沖縄じゃないかというこういうデータでしょう。ところが、肝心の沖縄ではそれをつかんでいない。よそのほうでは10カ年計画とかいろいろ計画を持ってそれを撲滅する、そういうことまでやっているけれども、とにかく治療法がない。沖縄はさっき言ったシークワサーを含めて沖縄県民の白血病治療という面ではこの有望な展望があるわけだから、それを最大限活用して制圧するという展望はぜひしっかり示してほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員が言われるその研究につきましては、これは平成20年から22年にかけてマリンバイオ資源の利活用事業というふうなものでやられたものでございますけれども、一定の成果が出たわけでございますけれども、先ほど福祉保健部長のほうからもございましたけれども、これの実用化にはまだ少しこの研究を続けていかなきゃならない状況もございます。

県としては、継続して研究ができるような形でフォローアップを今後また続けていきたいというふうに思っています。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この沖縄の亜熱帯性の気候というのは、非常にいろんな有用生物が発見されていますけれども、これはシークワサーだけではなくてモズクにも含まれているとかいうふうにどんどん出ていますね。だからそういう意味では、本当に沖縄の自然の有効性活用を図っていけば、沖縄でこのA T Lの克服というのは九州の中でも先進県になる可能性を非常に秘めていますから、知事として決意して、ぜひ沖縄も少なくとも他府県に劣らないように計画をつくって、その誘致対策のために頑張ってもらいたいと思うんですが、決意を聞いて終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽議員のお話で大変勉強させていただきましたが、まことに恐縮ですが、今、福祉保健部ともう少し詰めて今のA T Lの克服、撲滅といいますが、今それに取り組んでいるつもりではいるんですが、おっしゃるように、まだやりようがあるんじゃないかと。しかもその治療薬の手がかりが沖縄にあるのではないかという御指摘を受けて、これは総合的にもう少し腰を据えて一歩でも二歩でも前へ進められるのではないかとともに思います。

ですから、ちょっとこれはもう一度この御意見を受けて少し専門家も含めて研究させてください。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん こんにちは。

社大・結会派の比嘉京子です。

緒言を述べさせていただき、一般質問を行います。

まず初めに、昨年の6月議会を振り返ってみますと、私は、一つのテーマのみで初めて質問をいたしました。それは、基地と経済というテーマでした。その理由は、本県の発展の妨げとなっている最大の原因は基地であり、基地による不利益が多大であるという認識からでした。

しかしながら、きょうの朝本県のホームページを見てみしてもこのような発信はなく、むしろ基地収入の割合は減っているが、額としては依然として大きいという発信です。

基地から派生する諸問題は、議会の質疑の中のかなりの割合を占め、そのことによって議員も執行部も多くの時間を割いています。基地は、人権問題であると同時に雇用・経済問題である。もちろんその他の環境問題等さまざまあります。そういう観点からの質問でした。

私は、本県が基地によって不利益をこうむっているすべての事項を数値化し、可視化すべきではないかと考えて昨年の質疑をいたしました。その後、県議会事務局の試みの試算を初めとして嘉手納以南の返還予定地の雇用・経済効果の数字が明らかになりました。私は、これから嘉手納以北の試算も必要であると考えています。

21世紀ビジョンは、基地のない沖縄を描いています。この1年間の試算はほんの一步にすぎません。基地あるがゆえの不利益を数字により可視化することは、まだまだ多くの項目が残されています。それと同時に、戦後強制的に接収され、今日まで損失、いわゆ

る逸失利益をも算出すべきであります。そして、政府を初め全国民への周知を図ることが急務ではないかと考えています。そのことを今日まで怠ってきたことこそ反省しなければならないのではないのでしょうか。なぜなら、いまだに全国知事会や議長会でさえ、沖縄は基地と引きかえに財政的な優遇を受けている。さらに、沖縄は基地がなくなるとやっていけないのか、本音は基地が必要ではないか、基地反対というのは建前で、より以上の予算を引き出すためにごねているだけではないかという誤った認識があることは否定できません。

数字は人を説得するのに大いなるツールであります。ホームページは、県の窓として見解を訴える最大、最強の手段ではないのでしょうか。重要性を再確認し発信するよう要望いたします。加えて、最低でも日本語、英語の発信をお願いしたいと思います。

では一般質問を行います。

まず1番目、観光行政について。

(1)、2009年の「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」では川平湾が三つ星に、石垣島が二つ星にランクされています。さらに2010年、世界最大の旅行ガイドブック(ロンリープラネット社)の「知られざる島々」部門で八重山諸島が世界第3位に評価されています。八重山の世界的評価をどのように生かしていくのか、施策を伺います。

(2)番目に、毎年実施している観光客の満足度調査について伺います。

その目的について。

そして、その結果はどのように活用されているのか。

そして、その満足度を高める施策は行われているのかどうか伺いたいと思います。

2番目に、教育行政について。

(1)、学校図書館司書について多くの質疑がありました。

ア、私は、学校図書館司書の専門性や役割、必要性をどのように認識しておられるのか伺います。

イ、今年度の採用試験における図書館司書の位置づけはどうなっているのか伺います。

ウ、本県では財政難を理由に20年以上にわたり司書を採用してこなかったわけですが、学力を初めとして児童生徒へ与える影響について調査・分析したことがあるかどうか伺います。

(2)、幼稚園教育における人的配置について。

ア、本県の幼児教育振興アクションプログラム——実施期間が平成22年から23年度——によると、「職員

配置の改善」を明記しております。その進捗状況について伺います。

イ、「(特に臨時的任用教員の学級担任の抑制)に努める。」と明言をしていますが、それが改善されているかどうか伺います。

3番目、病院行政について。

(1)、2010年度決算の黒字の要因と評価について伺います。

(2)、経営健全化へのさらなる課題とは何か伺います。

(3)、病床の休床状況について伺います。

ア、休床の過去3年間の推移を示されたい。

イ、休床に対する認識と対策をどう考えておられるのか伺います。

ウ、休床が解消されると、1年間の診療報酬は幾らぐらい増額するのか伺います。

(4)、中部病院の7対1体制の実施状況と課題について伺います。

(5)、コメディカルの人員不足は深刻な状況にあると認識しておりますが、次の点を伺います。

ア、コメディカルの必要人員は何名か。

イ、人員を確保するためにどのような方策を考えておられるか。

ウ、必要な人員を確保することでどのような成果が期待できるのか伺います。

(6)番目に、D P C 機能評価係数 に見る県立病院の評価についての認識を伺います。

4番目に、福祉保健行政について。

(1)、看護師養成について伺います。

ア、医療以外も含めた看護師の需給見通しについて伺います。

イ、浦添看護学校民間移譲採決時における動議——5つあったと思いますが——の進捗状況について伺います。

ウ、県の修学資金の給付状況と他の機関の奨学金の給付状況の動向について伺います。

以上です。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 比嘉京子議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、観光行政に係る御質問の中で、世界的なガイドブックで八重山が評価されたことの活用施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

ミシュランやロンリープラネット社が発行する旅行ガイドブックは世界的に著名であり、非常に高い影響

力を持っていると認識をいたしております。これらガイドブックにおいて八重山諸島が評価されたことにより、世界に向けて八重山の魅力が大きく発信されたものと考えております。

沖縄県といたしましては、この評価を最大限活用し沖縄の観光誘客につなげるため、先日発売されました「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン2011」において川平湾の風景を生かしました沖縄観光に関する広告を行ったところであります。今後とも、海外の旅行博への出展や海外メディアの招聘、そして沖縄観光情報ウェブサイト「おきなわ物語」等によりまして情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

同じく観光行政に係る御質問の中で、満足度調査の目的は何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の実施いたしております観光客満足度調査は、観光客を対象に沖縄観光に対する満足度や潜在的なニーズを把握することを目的といたしております。具体的には、最も印象に残った活動や観光施設、宿泊施設などに対する満足度について、年代別、年収別や目的別などさまざまな角度から調査を実施いたしております。

なお、平成21年度に実施いたしました調査におきましては、旅行全体に対し「満足」または「やや満足」と答えた割合は96.6%に達しており、観光客からそれなりに高い評価を得ているものと認識いたしております。

次に、病院行政に係る御質問の中で、平成22年度決算の黒字要因と評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成22年度は、繰入金が増額による支援、そして診療報酬改定、さらには南部医療センター・こども医療センターでの7対1看護体制の導入、入院患者数の増加などによりまして収益が増加した一方で、給与費などの伸びを抑制したことにより利益が拡大したと考えております。

病院事業におきましては、将来長きにわたって安定した経営を維持するためにはさらなる改革を進める必要があると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光行政についての中で、満足度調査の結果の活用についてとの問いにお答えいたします。

沖縄県では、満足度調査の結果を分析することにより、沖縄観光の課題の抽出や対応方策の検討など施策立案の基礎資料として活用しております。また、観光産業や関係団体における満足度向上に対する取り組みを促進するため、調査結果について説明会を実施しております。さらに、概要をまとめたパンフレットを作成し、一般県民の観光に対する理解の促進に努めているところです。こちらが満足度調査の基礎資料であり、これが概要をまとめたパンフレット版でございます。（資料を掲示）

続きまして、満足度を高める施策についての問いにお答えいたします。

沖縄県では、調査結果をもとに観光客からの要望が高い自然環境の保全について、市町村との連携による地域の観光資源の利用ルールの策定や環境に配慮した木道等の整備を推進し、持続可能な観光地づくりに向け取り組んでおります。また、前回の調査と比較して満足度が向上した「文化体験」や、「スポーツ・レジャー」につきましては、さらなる魅力の向上に向けて、新たな文化資源を活用した観光メニューの開発やスポーツ・ツーリズムの推進などに取り組んでおります。

一方、平成22年度に実施しました外国人観光客に対する満足度調査におきましては、外国語対応能力や案内表記、両替の利便性などに対する要望が挙げられております。そのため、地域限定通訳案内士の拡充や多言語による観光案内表示板の設置、携帯端末による多言語観光案内、銀聯カード端末の整備など、外国人観光客に対する安全・安心・快適なサービスが提供できる観光地づくりに取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、学校図書館司書の専門性等についてお答えいたします。

学校図書館司書は、図書館サービスの提供及び学校図書館庶務・会計等に従事しているものでございます。これまで本県学校図書館の活性化に果たしてきた役割は大きなものがあると考えております。

学校図書館法の改正により、平成15年度以降、学校図書館の専門的職務を担当させるため司書教諭が配置され、現在は、学校図書館司書と連携して学校図書館活動の充実に取り組んでおります。

次に、学校図書館司書の位置づけについてお答えいたします。

本年度、人事委員会が実施する県職員採用中級試験において、新たに「学校事務」の試験区分を設け、司書資格を有する事務職員として採用する予定であります。

次に、児童生徒への影響調査等についてお答えいたします。

これまで学校図書館司書を採用しなかったことによる児童生徒への影響について、調査したことはございません。

次に、職員の配置改善等についてお答えいたします。2の(2)アと2の(2)イは関連しますので一括してお答えいたします。

県教育委員会といたしましては、平成22年3月に「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」を策定いたしまして、各市町村と連携して職員配置の改善を図ってきたところでございます。学級担任の本務教員は、平成22年度が59.5%、平成23年度は60.2%と改善されております。また、副園長等の配置は、平成22年度が47.9%、平成23年度は54%と改善されております。

今後とも「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」に基づき、市町村へ「幼児教育政策プログラム」の策定を促してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 病院行政についての御質問の中で、経営健全化の課題についてお答えいたします。

病院事業においては、診療報酬改定への柔軟な対応、医師、看護師等の安定的確保、企業債等借入金の縮減、給与体系の見直し等が経営上の課題と考えております。

今後とも持続的な経営の健全化のため、これらの課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、休床に対する推移と認識等についてお答えいたします。3の(3)のアと3の(3)のイは関連しますので一括してお答えします。

看護師不足による休床は、中部病院で平成21年2月より52床、南部医療センター・こども医療センターは平成19年11月から14床となっております。休床している病床の再開については、看護師確保の見通し、経営への影響、地域の医療環境等を踏まえて検討していきたいと考えております。

次に、休床解消による診療報酬についてお答えいたします。

中部病院と南部医療センター・こども医療センターの休床再開による収益について試算すると、中部病院において年間約6億3000万円、南部医療センター・こども医療センターにおいて年間約1億4000万円の収益が見込まれます。

次に、7対1看護体制の実施状況と課題についてお答えいたします。

中部病院では、7対1看護体制に必要な看護師を配置して、ことし5月から実施しております。

7対1看護体制を円滑に運用していくためには、看護師の確保と定着を図る必要があることから、病院事業局としては、新任看護師の教育・指導の充実や育休者等の補充に努めていきたいと考えております。

次に、コメディカルの必要人員と確保についてお答えいたします。3の(5)のアと3の(5)のイは関連しますので一括してお答えします。

病院事業局においては、地域の医療ニーズにこたえる観点から医療提供体制を整備してきたところであり、コメディカル職員については、病院現場の業務量等を考慮して平成23年度の定数を297名とし、職員を配置しております。

コメディカルの人員体制については、医療提供体制の充実と経営への影響等を考慮する必要があることから、今年度、局内に人員体制検討チームを設置し検討を進めているところであります。

次に、人員確保の成果についてお答えいたします。

コメディカルで必要となる人員数については、今後、患者への医療提供の内容や業務量、病院で取得する施設基準の種別等を考慮して検討していくことから、現時点で経営への影響等の成果を見込むことは困難と考えております。

次に、DPC機能評価についてお答えいたします。

救急医療や僻地医療、周産期医療、災害医療などの医療機能の提供状況を指数化したDPC機能評価係数について、平成23年3月の係数を全国等と比較すると、県立病院の平均0.0287に対し、県立を除く県内の平均は0.0249、全国の平均は0.0224となっており、県立病院の係数が高くなっております。

機能評価係数 から見ると、県立病院は地域の中核的な基幹病院として高く評価されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉保健行政についての中、医療以外も含めた看護師の需給見通しにつ

いてお答えいたします。

平成23年1月に公表した「第七次看護職員需給見通し」は、医療機関のみならず介護保険関係や社会福祉施設等をも含めたものとなっております。同需給見通しでは、需要に対する供給の不足数は平成23年が約500人、最終年の平成27年が約200人になると見込んでおります。その内容としては、7対1の看護体制等による需要の増加見込みがある一方、名桜大学、ぐしかわ看護専門学校、那覇看護専門学校、県立浦添看護学校からの新規卒業者による供給の増加が見込まれ、需給のバランスは年々改善する見通しとなっております。

続きまして、浦添看護学校の民間移譲採決時における付随意見への取り組みについてお答えします。

付随意見の内容については、修学資金の拡充、同資金条例の免除規定に急性期病院を盛り込むこと、院内保育所等勤務環境の改善、通信制の導入、看護師養成・確保対策等の5項目から成っております。修学資金については、平成23年度の当初予算として約1億円の措置をしておりますが、第二次地域医療再生基金において、平成23年度から25年度の分として1億2960万円の増額を申請しているところであります。修学資金貸与条例の免除規定については、2月議会において急性期病院を盛り込んだところであります。院内保育所の整備については、希望のあった6カ所の医療機関に対して、地域医療再生基金による予算措置を申請しているところであります。通信制については、施設や教員の確保に課題があるとして、当面は修学資金で負担軽減を図っていくこととしております。また、潜在看護師の再就職支援事業やナースプール事業等に取り組む等、全体的な看護師確保対策を強化していきたいと考えております。

続きまして、県修学資金の給付状況、他の奨学金の給付状況の動向についてお答えします。

沖縄県看護師等修学資金の貸与状況は、平成21年度の貸与人数が86人、22年度が144人、23年度が243人となっております。

その他の奨学金の貸与状況については、平成23年3月末の養成校からの報告によれば、日本学生支援機構による者が623人、沖縄県国際交流・人材育成財団による者が34人、その他による者が5人となっており、県修学資金の貸与者数を含めると養成校の全看護学生の1545人中、約5割が奨学金等を活用しているものと考えております。

なお、奨学金については、現在申請中の者のいることや、県修学資金についても地域医療再生基金の内示

後追加募集を行うこととしており、今後、全体的な給付状況の把握に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、再質問をさせていただきます。

まず観光行政についてお伺いしたいと思っております。

まず、この満足度調査が毎回出るたびに思っていることですが、沖縄県は数値目標をよく挙げますが、数値を追うのもとても大事ですが、やはりリピーターが7割以上いる沖縄県の観光行政を見ますと、やはり質と、いかに単価、収益を上げるかということが非常に特化すべき課題ではないかなと考えています。

そのことからしますと、この満足度をどれだけ上げられるかということは、リピーターにとっても再度来るためのとても大きな目安になるだろうと。データはとってみますけれども、そのデータがどう変化して、どう改善されていったのかということをつかぎたいことができません。そのためにどれぐらいの回数その調査が行われて、1回の調査にどれぐらいのまず予算が使われているのかお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 比嘉議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。今後沖縄観光を考える上では、リピーターをいかにふやすかということは非常に重要な課題だと認識しております。

今の御質問ですが、この調査そのものは平成15年度から実施しておりまして、3年に1回の割合で調査をしております。

調査の内容でございますけれども、年に4回、例えば平成21年には6月と、それから8月、11月、2月と年に4回になりますけれども、その月の金曜日と日曜日に調査をします。これは、アンケートを飛行機に乗るお客様全員に渡して、後ほどそれを郵送で回収するというような方法をとっていると聞いております。

金曜日にアンケートを実施する理由の一つに、沖縄から出発をする主に県内の方を対象、それから日曜日に実施する分につきましては、今度は沖縄から帰る旅行者を対象にアンケートを実施しているというふうに聞いております。

平成18年度に関する予算につきましては、この満足度調査とあわせて観光消費額等の調査も実施しておりまして、これは含めて委託をしております。ですか

ら、約1700万円。3年後の平成21年度には、この満足度調査と観光消費額等の調査にあわせて、今度は観光産業の実態調査等もやっておりますので、このときには2300万円となっております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 非常に大きな枠のお話は伺えたんですけれども、その満足度調査の細かい、高い評価、低い評価あると思うんですね。その中で、今回はどこに特化をして、どのような手段で、それを何%上げる努力をしようというようなきめの細かい施策は講じられたことがあるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化観光スポーツ部という新しい部になりまして、いよいよこれから、まさに今おっしゃっていることを形にしていって作業をしていこうというふうに思っております。ですから、ちょっと今何%という数字まではこちらで今は提示はできませんけれども、主に私もこのアンケートの調査結果を見た結果、やっぱり体験型のレジャー、特に海とかそれから自然景観、そういったものに関する部分は非常に高い評価を得ておりますけれども、食事とかお土産等に関する期待感の割にはそれがちょっと低いというところで、今後課題はそこら辺にあるのかなというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 競争力の激しい、そしてさまざまな社会情勢に変動のある観光行政ですから、ぜひ沖縄がほかのところとの差別化、そして私は質を高めるという努力をもっときめ細かくやるのが、やっぱりペイしても満足できる、落としていく気になる、そういうような観光になると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

引き続きまして、教育行政についてお伺いいたします。

まず図書館行政、3名の方々が質問されたと思うんですが、特に私は、学校図書館における位置づけ、専門性、それから教科との関連性、そういうものの位置づけがいま一つではないかなという感を今までの質疑の中で感じております。いま一つその点について、学校教育課程の中における教科と図書館行政のあり方、関連性、そういうものについてお答えいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

今の教育課程とのかかわりでお話しいたしますと、

実は学習指導要領、その総則のほうでは、いわゆる図書館の資料については、計画的な利用、計画的な活用、そういったことをするようにとうたわれております。したがって、各教科を通していく中で、教科の特色を生かしながら計画的な活用をしているものと認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この事務職の中に分類されていることそのものが、私はやっぱり図書館司書というのは大学ではそれなりの単位を取得して資格を取るわけですよね。そのプラスアルファの専門性というのをお墨つきいただくわけですよね。そうすると、今の事務職に入っていくということというのは専門性というのが評価されていないんじゃないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり学校図書館を充実していくためには、当然専門性を持っていらっしゃる方の配置が必要であることは私も承知しております。ただ、今現在、沖縄県におきましては、ことしからスタートいたしました県の採用試験の中級試験におきまして、いわゆる司書の資格を持っている方を採用していくという大きな方針が出されました。この中で、なぜ事務職なのか。これは、高校標準法という大きな法律がありまして、この中で事務職員しか採用できない、そういう状況でございます。したがって、事務職員として採用している状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 人事委員会にお聞きしたいと思います。

採用の入り口が一緒なんですけれども、司書資格を持っている人も事務職に回されるということはありませんよね。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（岩井健一君） お答えします。

人事委員会において、教育庁のほうの職の設置について確認いたしましたところ、いわゆる学校司書という職の設置はございません。すべて学校図書館の事務を行うのも学校事務職員としての職の設置でございますので、今回の採用試験計画におきましても、教育庁のほうから学校図書館の運営について充実を図りたいということで、これまで学校図書館事務については、事実上司書資格を持っている方も従事してまいりましたし、中には学校司書の資格を持っていない方も従事していた事例もあろうかと思っておりますけれども、そういっ

た状況の中で学校図書館事務の充実を図っていききたいということで、司書資格を有する事務職員を採用したいという要望がございましたので、人事委員会においてそういう「学校事務」の試験を実施するというようにした次第でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 図書行政がさまざま議論されてきましたが、フィンランドへ私たち文教厚生委員会がことし2月に視察に行きましたときに、フィンランドは学力が世界一高いというPISAの学力調査で大変有名でありますけれども、生まれたときからまず図書館行政が非常に発達している国なわけですが、もちろん寒い国ということもありますけれども。地域に非常にたくさんの図書館があるわけなんです。ゼロ歳児から本に親しむ環境がもうでき上がっているわけなんです。今、本県が学力問題云々をするときに、さまざまなそれにかかわる因子を洗い直していく必要があると思うんですね。

私は、今事務に位置づけているということは、すなわち本の貸し出しぐらいしか見ていないのではないかと。どういう本を、どの学年の、どの教科に提案をしていくことがいいのか、子供たちが宿題をする、レポートを書く、それから読書感想文を書く、そういうときにどういう図書を今推薦したらいいのか、また表に出したらいいのか、それと同時に分類をどうするか、さまざまな専門性があるはずなんですね。そのことがすっぽりと評価の中に欠けている。そのために事務職の中に分類されてもいたし方ないというような扱いを本県がしているのではないかと。本県は、かつてもっと開架式の図書館運営をしてきたはずなんですよ。ですから、私はいま一度、学校の図書館のありよう、位置づけ、専門性に対する適正なる評価、そういうことをしていただいて、本当にこの採用の入り口がいいのかどうか再検討をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほども少し触れましたけれども、学校図書館のいわゆる充実強化につきまして、学校図書館法の中でいわゆる司書教諭がスタートした経緯がございます。これはたしか平成15年だったと思いますけれども、その方々は、まずこういった条件かといいますと、教員の免許を持っていられまして、なおかついわゆる司書教諭としての修了のための条件も持っていられまして、ですから、かなり専門性を持っている方がいらっしゃるわけなんです。そういう方々を、今比嘉議員がおっしゃったみたいに、

学校現場に計画的に配置していく方法も一つの選択肢ではないのかなということでございます。

ただ、この司書、そして司書教諭のいわゆる連携と申しますか、そういったことが今学校現場では十分に行われているという認識なんですけれども、もしそれが不十分であれば、またお互い研究をしていこうと思っておりますけれども。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これはぜひ再検討を要する課題として重く受けとめていただきたい、そのように思います。

次に、幼稚園教育についてお伺いいたします。

この幼稚園教育の担任でさえも6・4の割合で臨雇用をしていると、そういうような実態を微増なりとも変えられたという評価をされておられるようですが、この一、二年の間に0.何%の何名かが本務になったからという評価は、私は余りにも低いのではないかなというふうに感じています。

そういうことを考えますと、皆さんがそのアクションプログラムの33ページの交付金の使い方をきちんと市町村に言うべきではないかと私は思うんですね。なぜかということ、調べましたら、幼稚園の教育について1人当たりの園児に交付金の算定基準としては36万2000円ついているわけです。そうすると、大体平均して35名1クラスとしても1000万円以上の交付金がついているはずなんです。その中において150万円程度の臨雇何を何年も続けてやっているということに対して、県がきちんとした位置づけ、それから県がきちんとした幼稚園教諭のありようを言っていない、その実態について責任を感じるべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 幼稚園教育につきまして、今御指摘のとおりさまざまな課題があることも承知しております。県の役割、そして市町村の役割、そして国の方向性、そういったことが今さまざまに論議されている状況でございます。特に、国の場合におきましては、以前は「子ども家庭省」と申しますか、そういった呼び名の新しいものをつくっていこうという案もございました、今はもうなくなりましたけれども。また、「こども園」という形の新しい発想もございます。そういう中で、幼稚園と保育所の相互乗り入れ等ございました。

そういう中で、市町村の役割、県の役割がありますけれども、私どもは、今議員がおっしゃったみたいに、できる限り市町村と連携をしながら取り組んでい

ければいいのかなという思いです。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今まで幼稚園教育の問題をやり、こういう市町村の問題だとずっと言われてきたわけなんです。しかし、この3月に前教育長が準教育課程だと位置づけられたわけです。そうしますと、今、県のアクションプログラムに見習って市町村のアクションプログラムの作成率というのは幾らぐらいになっているんですか。

○教育長（大城 浩君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時18分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 市町村における幼児教育の政策プログラムの策定率ですけれども、これは13市町村で31.7%、これは平成23年の5月現在の数字でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ2年間の実施期間の中でこの進捗状況ですので、もう少し力を入れていただきたいと要望いたしまして次の質問をいたします。

まず病院行政です。

予算特別委員会でも知事が総括質疑にも出ていらしてお話をさせていただいたんですが、私、まず第1番目に、今回のDPC、県立病院の6病院の平均値を先ほど局長がおっしゃっていただいて、各病院よりも高いんだというお話がありました。ネットで今回の23年度の100ランキングというのが出ていますよね。100位ランキングが出ていますが、まず何といっても快挙だと思うんですよ。まずトップ100の中に、これは全体の病院の数が1334件、その病院の中で中部病院が4位なんですよ、4位。そうですよね、局長。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） ことはちょっとワンランク下がったんですけれども4位だったと、去年は3位だったというふうなことです。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 知事、ちょっと小さいんですけれども、全国で1334の病院の中で、中部病院がことしか7対1体制をやっていないわけですね。（資料を掲示） その7対1以前の10対1の体制の中で、全国で1334の病院のうちの4位にいるということは、これは高く評価をして、私は、現場の職員たちに知事みずからエールを送ってほしいと思うんですが、いかがです

か。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 病院事業局長とは一心同体ですのであれですけれども、我々は同じ沖縄県庁の中にいて、同じ目的で仕事をしておりますから、局長と私は違うに違いないという予断を持って判断をされるのはぜひ避けていただきたいと思います。

確かにおっしゃったように、もともと中部病院を初め県立病院というのが日本全国でも初任者研修といたしますか、お医者さんになったばかりの研修も含めて、いろんな意味で高い評価を受けているというのはだれでもよく知っていることです。そういう中で、私、これはまだ正確に理解をしていないのでまことに申しわけありませんが、この機能評価というところですばらしい評価を受けているということは非常にうれしいことで、エールを送るどころか、これは私も県知事として誇りを感じ持っているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 局長が今のコメントをするのと、知事がなさるのでは、現場から見ますと大変な違いだと思うんですね。ですから、知事が評価をし誇りに思うというこの御発言というのは、現場にとって大きなモチベーションになるだろうと思います。

もう一つですけれども、トップ100の中に県内の病院が5つしか入っていないんですよ。それぐらい非常に価値ある、評価すべき——3位から4位になったわけですけれども——まだまだ10対1の中でよくぞ頑張ったというように評価をしなければなりません。

そして、サンゴと県立病院は沖縄の宝だと、失ってから気づいては遅いんだと言った人がいます。まさにそのとおりだと思うんですね。知事、ぜひ県立病院の今後の継続的な運営をお願いしたいと思います。そのために、やっぱり今問題になっているのは、本当は私は利益、経営の面からは議論したくないんですが、皆さんがその経営面を非常に前に出して議論されるものですから、それに準じてやろうと思いますが、私は、今、病院事業局長がコメディカルも含めて検討中であるとおっしゃいましたね。今、看護師の10対1でさえも足りないわけですよ、何名足りないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

一応、定数に対しては、いわゆる看護師の数は14人多いというふうな形になっております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん それで運営に支障を来しているというのは、一定の割合で育休等をとるからではないですか。一定の割合で休職をする人がいるからではないですか、どうですか。休床になっているのに、それで充足されているということですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 育休とか病休の方々の補充というのは、いわゆる育休補充という形で臨任等というふうな身分で、あるいは足りない部分は嘱託という形で一応カバーしているという状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 人件費比率を落としていくということは、収入をアップさせなければ、分母をアップさせなければいけないわけですね。私は、無尽蔵に人員をふやすということを言っているわけではなく、民間病院は人を多くとっていて収益を上げているわけなんです。ちょっと見にくいんですが、本県の特に理学療法、それから作業療法、本当にけたが違うんですね、民間と。（資料を掲示） 民間病院が10名、20名単位でとっているところを1人、2人だのというようなところ、このことは、人がいなくて収益が上がらないパターンになっているわけなんです。例えば、早く退院をさせるために人が必要なわけでしょう。それなのに、人がいなくて収益が上がらない。そのことが人件費比率を上げている。このことをぜひ一定数の定数をふやしてほしいと思うんですが、総務部長、見解をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 定数については、病院事業局から総務サイドに対して要望があって、それを経営等々含めてその辺の判断をして適切に判断しますので、まだ病院事業局からそのあたりの要望が来ておりませんので、現在のところは答弁は控えさせていただきますと思います。

○比嘉 京子さん 終わります。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 まだ明るいので、皆さん、こん

にちは。ラストです。よろしくお願いします。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

去る3月7日のマスコミ報道で、アメリカン大学の良識ある学生らの告発によってケビン・メア米国務省日本部長の沖縄と日本への差別発言が明るくなり、大問題となりました。メアは日本部長を更迭され、その後何の謝罪もないまま米国務省を退職しています。果たしてこの問題、このまま終わらせていいものでしょうか。作家の佐藤勝氏によりますと、発言が伝えられた当初、防衛省内では多くの官僚がメア発言は本当だと喝采を叫んだとのこと、そのこと自体見過ごせない問題ではないでしょうか。

このような発言をメアにさせた背景には、歴代の日本政府、政治家や官僚たちの沖縄に対する構造的差別が大きく影響しています。それと同時に、ケビン・メアが沖縄総領事のころにつき合っていた者たちの責任も大きいのではないのでしょうか。つき合いを通して彼の目には、ウチナンチュは怠慢でごまかしとゆすりの名人と映っていたわけですから、つき合った心当たりのある方はウチアタイしてほしいと思います。

伺います。

(1)、ケビン・メアによる沖縄差別発言への対応と見解について。

(2)、日本政府に対し発言内容の照会を求め、その背景を検証させるべきと思いますが、見解を伺います。

(3)は取り下げます。

(4)、普天間飛行場の嘉手納基地統合案についての見解と、下地衆議院議員の一連の言動が県内外に与える影響について伺います。重複するので答弁は結構です。

去る6月25日に「不平等な日米地位協定を許さない抗議集会」が、「與儀功貴君の遺族を支える会」の主催で北中城村中央公民館において開催されました。当日は、台風5号の強風域にもかかわらず大勢の皆さんが参加しました。県関係の国会議員8名中6名の方が参加し、参加できなかったお二人からはメッセージをいただきました。仲井真知事からのメッセージを朗読させていただきました。また、高嶺議長、玉城副議長初め県議会議員20名が参加していました。そのほか、中部地域の首長や議員の皆さんの参加とメッセージが多数寄せられました。抜本的な見直しに向けての闘いはこれからです。県民一丸となって頑張りましょう。

(5)、差別的な日米地位協定の抜本的な見直しを求める見解と決意については、重複しますので答弁は結構です。

(6)、嘉手納基地周辺5市町村の住民2万2058人が原

告となった第三次嘉手納爆音訴訟について見解を伺います。

(7)は取り下げます。

2、基地問題について。

私たち日本国民にとって差別的な内容の日米地位協定、沖縄県民はその弊害によって米軍構成員による多くの事件・事故に巻き込まれ、屈辱を強いられ続けています。その責任は沖縄県民の声を黙殺し、アメリカに何も言えない日本政府にあることは明白です。しかし、我々沖縄県民の怒りが一つになれなかったことも改善されなかった要因だったかもしれません。沖縄は、あめとむちで何とかなる、そう思われてしまったのではないのでしょうか。今回の被害者二十歳の與儀功貴君のお母さんは、息子の死を無駄にしたくない、その一心で立ち上がっています。補償は当然ですが、お金の問題ではありません。今日の沖縄ではいつ我が身に起きてても不思議ではありません。

伺います。

(1)、米軍属による交通死亡事故不起訴への抗議と、地位協定の抜本的見直しなどを求める決議を採択した市町村の状況について。

これまで多くの県民が事件・事故に巻き込まれ、命を奪われ、重傷を負っても個人の問題とされ、犯人が米国に帰って賠償もされなかったり、後遺症で苦しんでいる方がたくさんいるのではないのでしょうか。防衛局に相談窓口はあると思いますが、残念ながら県民を守る立場にありません。被害者に対し、防衛局の職員が弁護士はつけないほうがいいですよとささやくようです。

伺います。

(2)、県は、米軍構成員等に起因する事件・事故に巻き込まれた県民のために対応する部署を設置すべきではないか、見解を伺います。

(3)は取り下げます。

(4)、嘉手納基地が返還され跡地利用が図られた場合の雇用経済効果について伺います。

(5)、日米両政府の言う負担軽減は口先だけ、外来機が大学飛来し、危険な訓練を行い昼夜関係なく騒音をまき散らし、パラシュート訓練もやりたい放題。県は県民の命と暮らしを守る立場から、嘉手納基地の返還を日米両政府に求めるべきではないのでしょうか。見解を伺います。

3、東日本大震災に関連して。

(1)、県内から寄せられた義援金額と使途方法について伺います。

(2)、全国から寄せられた義援金額と使途方法につい

て伺います。

(3)と(4)は取り下げます。

担当課に事前に確認したところ、情報がつかめないとのことでした。私が(3)で外国からの義援金について尋ねたのは、台湾からの義援金が5月12日現在で171億8000万円が寄せられていることを知ってもらいたかったからです。言うまでもなく、金額では断トツです。もちろん金額だけの問題ではありませんが、それにしても人口2300万人の台湾ですごいではないでしょうか。もともと親日家の台湾ですが、1999年の台湾大地震で日本に大変お世話になったという思いが強いようです。来る8月2日から3泊4日の琉中親善友好使節団でしっかりと感謝の意を示してきましょう。

次に、4、第5回世界のウチナーンチュ大会について。

世界のウチナーンチュ大会を成功させるために、仲井眞知事は6月1日から10日間に及ぶ北米キャラバンに行っておりませんが、大変お疲れさまでした。

(1)は取り下げます。

(2)、現時点での参加申し込み状況と最終予想人数を伺います。

(3)、期間中に各市町村独自で歓迎交流事業等を計画している自治体の状況を伺います。

(4)、今日の米軍基地問題を初めとする沖縄の抱える課題を世界のウチナーンチュで共有するため、グローバル学生会議などの中でテーマとして取り上げるべきだと思いますが、見解を伺います。

5、平成23年度沖縄県職員採用試験について。

(1)、現在の林業と水産業部門における専門職の職場欠員状況について伺います。

(2)、今年度の上級試験の区分で、林業と水産の試験を実施しないことが県人事委員会から発表されたが、理由と説明を求めます。

(3)、採用試験の中止は、研究員など専門職の継続的な育成を停滞させ、結果的に林業・水産技術の衰退につながるものであると思います。見解を伺います。

(4)、採用試験の中止は、結果として琉球大学農学部、森林科学・林学系の学科や理学部海洋自然科学科の存続に影を落とすのではないのでしょうか。見解を伺います。

(5)、林業・水産部門は、沖縄県にとって今後より強化されるべき分野である。追加募集を真剣に考えていただきたいと思います。見解を伺います。

6、琉台技術研究交流会について。

(1)、琉台技術研究交流会の目的と経過、成果について伺います。

(2)、ことしで琉台技術研究交流会を廃止することになった理由を伺います。

(3)、県が台湾側へ提示した今後の技術交流のあり方とそれに対する台湾側の反応と対応を伺います。

(4)、ことし1月、沖縄で開催された琉台技術研究交流会の事業費について伺います。

7、米軍構成員に起因する交通事故について。

(1)、米軍構成員に起因する交通事故発生状況、その総数と過去10年の平均について。

(2)、米軍構成員に起因する飲酒絡みの交通事故発生の実態、過去10年の平均について。

(3)、県民の運転に起因する事故件数と飲酒絡みの事故件数の割合と、米軍構成員に起因する事故との比較分析を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧功議員の御質問に答弁いたします。

第1に、東日本大震災に係る御質問で、県内から寄せられた義援金額と使途方法についてという御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

これまでに県に寄せられました義援金は6月末現在で約4億2200万円となっております。このうち、4月末までに寄せられました3億8500万円につきましては、日本赤十字社の配分割合を参考に配分を決定し、宮城県、福島県、岩手県、茨城県、千葉県、青森県、栃木県の7県に対し贈呈を行っております。特に被害の大きかった宮城県、福島県、岩手県につきましては、5月10日から5月12日にかけて現地を訪問し、私から被災地の知事さんたちに対し、沖縄県民の思い、気持ちを直接伝え、義援金を贈呈いたしました。

贈呈した義援金につきましては、被災県に設置されました義援金配分委員会から被災市町村を經由して被災者の方々に配分されたと聞いております。

なお、県知事は沖縄赤十字社の代表も兼ねておりますが、6月末現在、あらあら今申し上げた県に直接来た金額の約倍、9億以上がさらに集まっていると聞いておりますことを御報告させていただきます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、メア発言への対応と検証について、1の(1)と1の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

メア氏の発言内容が事実であれば、沖縄県民の尊厳を著しく傷つけるものであり、極めて遺憾であります。

去る3月23日、県は、来県された駐日米国大使に対し、米国政府の責任において事実関係を解明し公表するとともに、米国政府として適切な対応を行うよう強く求めたところであります。大使からは、報道された発言内容は、米国の見解を反映したものではないとして、発言に対する謝罪と遺憾の意が伝えられたところであり、これは米政府の公式見解であると受けとめております。

同問題をめぐっては、大使が直接沖縄を訪問、謝罪し、また、メア氏も国務省を退職したとのことであり、県としましては、米国は傷つけられた信頼関係が早期に回復するよう引き続き努力すべきと考えております。

次に、知事の政治姿勢につきまして、第三次嘉手納基地爆音訴訟についてお答えいたします。

去る4月28日、嘉手納飛行場周辺住民による第三次嘉手納基地爆音訴訟が那覇地裁沖縄支部に提訴されました。最近の嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練の移転が実施されておりますが、外来機のため重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時配備などに、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、今回の訴訟を大きな関心を持って見守っていくとともに、今後とも引き続き、日米両政府に対し、嘉手納飛行場の騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、市町村での米軍属不起訴に対する抗議、地位協定見直しを求める決議の状況についてお答えをいたします。

ことし1月に沖縄市内で発生した交通死亡事故で米軍属が不起訴処分となったことを受け、去る4月14日、北中城村議会が日米地位協定の改定を求める決議及び意見書を可決したのを初め、7月1日現在、22市町村の議会において決議または意見書が可決されております。

次に、事件・事故対応のための部署設置についてお答えいたします。

御質問の米軍構成員等による事件・事故に巻き込まれた県民への対応については、被害者の心情にも十分配慮した上で、国の責任において誠実に実施されるべきであると考えております。

なお、県としましては、知事公室において関連情報を収集し、県民の不利益になる事態については、強く

日米両政府に解決を求めてまいります。

次に、嘉手納基地の返還についてお答えいたします。

県は、これまで騒音を初めとする嘉手納基地周辺住民の負担の軽減が図られるよう、政府に対して、総理及び関係閣僚等が来県の際に要請を行うなど、機会あるごとに日米両政府に対し強く要請しております。また、これまで2度にわたり知事が訪米し、米国政府等に対して要請を行いました。今回の日米安全保障協議委員会文書においては、騒音規制に関する平成8年の日米合同委員会合意へのコミットメントを再確認したとされております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、嘉手納基地を含む米軍基地の整理縮小を粘り強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 基地問題についての御質問の中で、嘉手納基地が返還された場合の雇用・経済効果についてお答えします。

県では、平成18年度に嘉手納基地より南の普天間飛行場など5つの基地について、都市的土地利用を想定し、その経済効果等について試算していますが、嘉手納基地が返還された場合の経済効果等については算出しておりません。

嘉手納基地については、返還の時期等が不明であり、返還後の土地利用の方法や、土地需要についての予測が難しいため、現段階での経済効果等の定量的分析は困難であると考えております。

次に、琉台技術研究交流会についての御質問の中で、琉台技術研究交流会の目的、変遷及びその成果についてお答えします。

琉台技術研究交流推進事業は、亜熱帯の気象条件下にある沖縄県と中華民国（台湾）が農林水産業の分野で共通の課題を有していることから、双方の人的交流及び技術交流を組織的に進め、科学技術の振興や研究開発の推進に寄与することを目的に実施してまいりました。本事業は、昭和63年度から2年に一度、沖縄県と中華民国（台湾）で相互に開催する「琉中農林水産業交流会議」を9回実施しております。平成17年度からは、「琉台技術研究交流会」と名称を変更し、平成22年度までに3回実施をしております。これまでの成果としましては、台湾のマンゴー交配技術の研究成果、タマカイの成熟促進技術、フクギの立ち枯れ病に

関する研究手法などの情報提供、タマネギ、ゴーヤー等の野菜や暖地型牧草の導入など、各分野での情報や技術の交流・移転及び品種の導入を通して、積極的な試験研究開発が推進されております。

次に、事業廃止の理由及び今後の技術交流のあり方に対する反応と対応について、これは6の(2)、(3)、一括してお答えをさせていただきます。

琉台技術研究交流推進事業につきましては、これまでの技術交流のノウハウを通して、情報収集や技術移転など個別に対応することが可能であると判断されたことから、平成22年度をもって終了いたしました。しかしながら、今後とも技術交流を拡大・発展させることは、双方の科学技術の振興及び研究開発の推進に大きく貢献するものと考えております。そのため、これまでの交流の持ち方を改め、協定書の締結並びに産業技術交流調整会議の設置を平成23年3月7日付で提案したところであります。その後、平成23年4月に中琉文化経済協会を通じて行政院農業委員会に台湾側の考え方について確認したところ、同年5月に現在検討中であるとの回答があったところでございます。

次に、平成22年度琉台技術研究交流事業費についてお答えします。

平成22年度琉台技術研究交流推進事業の予算は、90万8000円であります。なお、経費の主なものは、通訳及び翻訳手数料、歓迎式典に要する経費であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 東日本大震災に関連いたしまして、全国から寄せられた義援金額と使用方法についてお答えいたします。

日本赤十字社によりますと、同社に寄せられた義援金は、6月20日現在で約2542億円となっております。義援金の募集につきましては、日本赤十字社以外にも共同募金会やNHKなどさまざまな団体が行っていることから、全体の総額については把握できない状況にあります。使用方法につきましては、先ほど知事からの答弁にもございましたように、同様の方法で配分されることになります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 第5回世界のウチナーンチュ大会についての中、現時点での参加申し込み状況、国・地域ごとの人数と最終予想人数についてお答えいたします。

海外からの参加申し込み人数は、6月末時点で297名となっており、その内訳は国別でアメリカ239名、カナダ45名、ポリビア12名、ベネズエラが1名となっております。なお、県人会からの情報によりますと、ハワイからは1000名を超える多数の方が参加を希望しており、また、ブラジルにつきましても、前回大会を大きく上回る約800名の参加者を見込んでいるとのことです。そのため、県としましては、今後も参加申し込みが順調に推移するものと予想し、最終的には、前回大会の約4300名を上回る5000名が参加すると考えております。

続きまして、各市町村独自の歓迎交流事業等の計画状況についてとの問いにお答えいたします。

各市町村が開催する事業の主な内容としましては、北谷町の「世界のチャナンチュ歓迎事業」や金武町の「第5回世界のシマヌチュ大会」、今帰仁村の「世界のナキジンチュ歓迎会」などがあり、歓迎会や観光、記念植樹などが予定されております。これらの歓迎交流事業を予定しているのは、6月末時点において26市町村となっております。

県としましては、市町村と連携しながら全県的に大会を盛り上げていきたいと考えております。なお、計画を予定している26市町村の詳細のリストにつきましては、大会ホームページで閲覧することができるとともに、直接、大会事務局にお問い合わせすることによっても御確認いただけます。

次に、沖縄が抱える課題をグローバル学生会議のテーマとして取り上げることにについてとの問いにお答えいたします。

県内の大学生が主体となって実施する「グローバル次世代プロジェクト」は、ウチナーネットワークとアイデンティティーを次世代に継承し、世界に向けた新たな展開を推進することを目的に実施しております。

本プロジェクトは、ことし3月から毎月1度実施され、ウチナーネットワークの可能性や沖縄の未来像を初め沖縄の抱える課題等についても議論が重ねられているところであります。昨日7月3日には、琉球大学を会場に大学生や海外の県系人、ジュニアスタディツアーに参加する高校生など約50人が「沖縄の海外移民を知ろう」をテーマにグローバル次世代プロジェクトの7月度の会合が開催されたところであります。明るい沖縄の未来をつくるためには、今ある難しい課題にも取り組むべきと考えます。

県としましては、あくまでも学生たちの主体性を尊重しながら、議員御提言のテーマにつきましても検討がされ、新たなビジョンの創出へつながることを

期待しております。

なお、本日7月4日が10月12日のウチナーンチュ大会開催まであと100日ちょうどに当たることを御報告申し上げます、答弁を終わります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 平成23年度沖縄県職員採用計画に関する質問のうち、林業及び水産の専門職員の欠員状況についてお答えいたします。

林業職及び水産職は、専門職であることから、人事配置できる部署が研究機関等に限られております。そのため、人材登用などの観点から、これらの部署以外にも広く配置しているところであります。その結果、2つの職の職員数は、現在、個別には欠員が生じている部署もありますが、全体としては不足している状況にはありません。

次に、採用試験中止による影響及び追加の募集についてお答えいたします。5の(3)と5の(4)、それから5の(5)につきましては、関連しますので一括してお答えいたします。

職員の採用に当たっては、職種ごとの職員数や業務の見直し状況等を踏まえた上で、不足が見込まれる場合、人事委員会に採用試験の実施を依頼し、合格者のうちから採用しているところであります。このことから、林業職及び水産職についてもこれまで採用試験を実施しなかった年度があり、今年度も職員数の不足が見込まれないことから、採用試験の実施依頼を見送ったところであります。したがって、追加募集の予定もございません。

なお、次年度以降の採用試験につきましては、職員数の増減見込みや業務の見直し状況等を踏まえ、検討することといたしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会事務局長。

〔人事委員会事務局長 岩井健一君登壇〕

○人事委員会事務局長（岩井健一君） 平成23年度沖縄県職員採用計画についての御質問の中で、林業と水産の試験を実施しないことについてお答えします。

沖縄県職員採用試験計画につきましては、各任命権者から次年度の採用予定職種と採用予定人数の聞き取り調査を行い、3月末の人事委員会において決定しております。林業及び水産の試験区分につきましては、今年度の試験では任命権者からの要望がなかったため設置しておりません。

任命権者において採用予定がない職種につきまして

は、過去においても年度によって実施しなかった試験区分もございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部警務部長。

〔警察本部警務部長 磯 丈男君登壇〕

○警察本部警務部長（磯 丈男君） 米軍構成員に起因する交通事故についての御質問の中で、米軍構成員による交通事故の発生状況、総数と過去10年間の平均値についてお答えをいたします。

平成22年中の県内における交通人身事故の発生件数は6501件で、そのうち米軍構成員を第一当事者とする事故は187件、2.9%となっております。また、平成13年から平成22年までの10年間ににおける全交通人身事故の平均値は6254件で、米軍構成員を第一当事者とする事故の平均値は159件、2.5%となっております。

次に、米軍構成員による飲酒絡み事故の発生実態、過去10年間の平均値についてお答えをいたします。

平成22年中の県内における飲酒絡みの交通人身事故は154件で、そのうち米軍構成員を第一当事者とする事故は3件、1.9%となっております。また、平成13年から平成22年までの10年間ににおける全飲酒絡み人身事故の平均値は253件で、そのうち米軍構成員を第一当事者とする事故の平均値は7.7件、3.0%となっております。

次に、県民による事故と米軍構成員による事故の比較分析についてお答えをいたします。

平成22年中の県内における交通人身事故は6501件で、そのうち154件、2.4%が飲酒絡みの事故となっております。また、昨年中の米軍構成員を第一当事者とする交通人身事故は187件で、全事故に占める割合は2.9%、酒絡みの交通人身事故は3件で、全飲酒絡み事故に占める割合は1.9%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

初めに、県職員採用計画について。

公務員試験を目指す者は数年がかりで備えるはずで、それを試験のわずか3カ月前にこじは試験ないですよというのは余にも酷な話だと思うんですね。先ほど人事委員会のほうからもあったんですけど、やはりこの責任というのは総務部にあるんですね、さっきの話を聞くと。受験生やまたその関係者にこのことを説明して本当に謝罪しないといけないぐらいの内容じゃないのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど申し上げましたけれども、職員採用というのはやはり需要があって必要性があってしか採用できないわけですね。この職、業務というのは決まっていますので、その業務が一定程度達成できる事業については確保するわけですね。それ以上の余剰人員を確保しますと、それだけ職員については職員費もかかりますので、それもまた一たん採用しますと35年間採用しなきゃいけないという状況がございますよね。そういったことも勘案しながら、どうしても採用していかなくちゃいけないものですから、それも職員が途中でやめたりといったケースもいろいろございますので、やはり確かに直前でしか決定できないところはあるかもしれませんが、そこは琉大の大学関係者も少しは御理解いただけたらと思います。

先ほど少し御説明しましたように、今年度中止しましたけれども今後全部中止するというわけではなくて、年度ごとにこれは見直しといいますか、それをしてやりながらやっていきますので、そこに少し理解いただきたいというのと、それからもちろんその点につきましては、琉大にもし必要があれば私どもとしてこういった採用計画というのを持っていますよという御説明については、やってもいいのかなという感じはします。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 これはいろんな今の説明があるんですけども、やはりありませんということが3カ月前にしか知らされないというのは、これは問題はないんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 琉球大学がそういう形で人材育成の観点で、そういった職を設けて沖縄県に期待しているということは大変人材登用の面から言いますとうれしい限りでありますけれども、やはり私どもとしてはそういった試験のない年度もあるんだということも少し琉大の方々にも理解していただいて、そういった体制で受験生についてもいろいろ指導していただければと思います。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 この採用計画、そこら辺のところをもっと事前に知らせることができるような体制をぜひつくっていただきたいと思います。

また、水産海洋研究センターの移転のため、ことし決議も求められましたけれども、やはり箱物だけではなくて人をつないでいく、育てていくというのが大事なことだろうと思います。ことしはまた国際森林年ということで、森林緑地課の謝名堂課長さんも新聞投稿

で林業緑化の推進の理解を思いを込めて寄稿されてい
ましたので、知事も答弁でヤンバルの世界遺産登録と
か、国立公園に向けて決意を述べておりましたし、先
ほども仲宗根議員への答弁で、人材育成の重要性とい
うのをおっしゃっているのにこういう中止というのは
ちょっと矛盾するんじゃないかというふうに思ったわ
けです。ぜひ年度末になろうがここはぜひ追加募集と
いう形ですべきと思いますけれども、どうでしょう
か。これをもう一度。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど少し御答弁さしあ
げましたけれども、要するに不足が生じた場合に私ど
もとしては採用するということなんですね。現在不足
が生じていない段階で採用する計画はないわけですか
ら、そういう関係でいいますと、追加する募集も予定
がないといいですか、今のところ私どもとしては必要
性がないというふうに判断しています。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に移ります。

琉台技術研究交流会についてですけれども、琉台技
術研究会のこの成果は答弁にもございましたけれど
も、沖縄県の産業発展にはかり知れない功績をもたら
したと思います。今回、県が財政当局の事務事業見直
しを理由に廃止を決めたこと、当然ながら台湾側は大
分気分を害しているように聞いております。それは県
が台湾側へ提示した今後の技術交流のあり方に対する
対応からもわかるんですけれども、正式な返事はまだ
とのことでしたけれども、台湾と沖縄の外交関係も含
まれているので慎重に検討したいというようなことを
中琉文化経済協会を通じて伝言されているわけです
ね。このことをどう受けとめればいいんでしょうか。

お尋ねしますけれども、2月下旬に台湾の農業試験
場研修に参加した県の農業研究センターの研究員4名
が正式なルートでの研修受け入れを台湾当局の農業委
員会から拒否されているということを聞いたんですけ
れども、事実でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今の話は承知をしており
ません。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 事実ですので、ぜひ確認なさってくだ
さい。

そして次に、台湾側ですね、これからの交流につい
ての沖縄県の提案は、協議する必要がある場合に開催
するというふうに書いてあるので、はっきりしないの
で、これからは日本政府の農林関係者を通じて年一度

の日台経済会議の議題にのせてほしいとの意向と。つ
まり今後沖縄県から独自の交流は受け付けないという
ことになるんですね。もとの交流ができるように、
ここは知事、ぜひ中華民国に直接行かれて、もとの交
流に戻すように頑張ってもらいたいんですけれども、知
事、お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時11分休憩

午後6時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私も中琉文化経済協会の沖
縄側の会長などをやらせていただいたこともあって、
大変大事だと思っています。それでこれまで特に農業
分野を中心にいろんな交流で実のあることが随分昔か
らやられてきていますし、むしろ東京経由じゃない交
流を沖縄が直接台湾とやるということに重点を置いて
やってきていますから、ちょっとこれはどういう行き
違いがあったのか、私きちっとチェックしたいと思い
ますから、ちょっと預からせてください。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 よろしくをお願いします。

次に、米軍構成員に起因する交通事故と県の対応部
署の設置についてと関連して、米軍構成員によるこの
交通事故は確実に起こっているわけです。毎年県民が
2.4名ですか、命を落とされている。そして200名以上
がけがをさせられている。そのほか凶悪犯罪も七、八
件発生しております。県はそのことをもっと真剣に受
けとめて、対応するべきだと思います。先ほど公室長
からありましたけれども、これは国の云々ではなくて、
情報収集だけの話ではないと思うんですね。これ
だけの多くの毎年被害者が出ているわけですから、こ
れはもう個人の問題という片づけ方ではいけないと思
うんですよ。やはりちゃんとその後、巻き込まれても
どういう対応がされたのか。これは県として窓口を
ちゃんと設けて僕はやるべきだと思います。これは改
善されればそういうこともないんですけれども、今の
状況ではもっとそういうのを強化していくべきではな
いかと思うんですけれども、もう一回お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員の御指摘には
幾つかの論点があると思います。

まず、事件・事故これを減らしていくと、認めない
と、そういうことを米軍に対して強く求めるという観
点、それから交通事故等に関しましては、これは今回
の與儀君の事件で言われている公務の範囲内があいま

いであるといったところをただしていくということ。
さらに、これは地位協定第18条に絡むんですが、起きてしまった事故については適正な補償がなされること
というこの3つの観点を持っていると考えますが、その
いずれにつきましても県は機会あるごとに直接軍転
協と連携して米軍、それから日米両政府に対して求め
ているところでございます。

そういう観点からしますと、知事公室は常にそういう
立場に立って、常に知事を先頭にして申し入れをし
ているところでございまして、県は県の役割を果たし
ていくということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 言うまでもなく、その基地あるがゆ
えの事件・事故ですけれども、しかしこの状況を変え
切れない県とか私たち議員にも責任が問われるんでは
ないかというふうに思います。

知事、9月以降訪米されるということなんですけれ
ども、日米地位協定の抜本の見直しを一つに絞って、
本島南部、中部、北部それと宮古・八重山、全沖縄で
一斉に県民総決起大会を開催していきましょうよ。そ
れも平日に、学校も、仕事も休んでゼネスト状態で決
行するということが大事だと思うんですよ。その先頭
に立っていただだけませんか、どうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時16分休憩

午後6時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かにこの地位協定は民主
党政権となったときに、改定を提起するというふうに
なっていましたが、なかなかスタートする気配が見
えないということもあり、我々も長年11項目に絞って
結構いろいろやってきているんですが、なかなかこれ
が前へ進まないという点を見ますと、まさに議員おっ
しゃるようなことも考えざるを得ないかという気もい
たしますが、きょうのところは御提案として受けとめ
させてください。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に、世界のウチナーンチュ大会で
の沖縄の課題を共有する提案ですけれども、前向きに

ということを言ってもらったんですけれども、私はや
はりケビン・メアを退職に追い込んだ県系4世のトー
リ・ミヤギさん、彼を沖縄に招いてやる、彼らのおか
げでアメリカに対しても良心や良識を感じることがで
きたんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時17分休憩

午後6時18分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ミヤギさんにつきまし
ては、私が先日米国出張した際に、実は会う約束をし
ておりました。残念ながら、先方が忙しいということ
でお会いできなかったんですが、私からは大変立派な
行動であるというメッセージをお伝えいたしました。
大変将来ある若者ですので、そういうことを期待して
いるということも申し上げました。

お呼びするということはまた御提案として受けとめ
たいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 最後になりますが、下地衆議院議員
の言動についてですが、皆さん何ではっきり言わない
のかなと、県選出の某議員とかS議員とか。本人はマ
スコミのインタビューで堂々と持論を主張しているわ
けですから、県もコメントを差し控えるんじゃなくて、
はっきり県の主張を述べて異議を唱えるべきだと思
います。

私は、下地衆議院議員のバイタリティーあふれる行
動力は大変すごいと思います。それをもっと沖縄県民
の心情に寄り添った言動で生かしてほしいと願ってお
ります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議
案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明5日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

会議録署名議員 嘉 陽 宗 儀

平成23年 7 月 5 日

平成23年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成23年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 6 号）

平成 23 年 7 月 5 日（火曜日）午前 10 時 0 分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成23年 7 月 5 日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第15号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第15号議案まで

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 9 号議案 土地の取得について

乙第10号議案 交通事故に関する和解等について

乙第11号議案 交通事故に関する和解等について

乙第12号議案 国土交通大臣の作成する大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について

乙第13号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第14号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第15号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

出 席 議 員（47名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	8 番	渡久地 修 君
副議長	玉 城 義 和 君	9 番	瑞慶覧 功 君
1 番	上 原 章 君	10 番	山 内 末 子 さん
2 番	島 袋 大 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
3 番	中 川 京 貴 君	13 番	當 山 眞 市 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	14 番	吉 元 義 彦 君
5 番	平 良 昭 一 君	15 番	座喜味 一 幸 君
6 番	仲 村 未 央 さん	16 番	佐喜真 淳 君
7 番	照 屋 大 河 君	17 番	玉 城 満 君

18 番	仲宗根	悟	君	34 番	玉 城	ノブ子	さん
19 番	崎 山	嗣	幸 君	35 番	奥 平	一 夫	君
20 番	西 銘	純	恵 さん	36 番	比 嘉	京 子	さん
21 番	新 垣	清	涼 君	37 番	金 城		勉 君
23 番	新 垣	安	弘 君	38 番	糸 洲	朝 則	君
24 番	前 島	明	男 君	39 番	翁 長	政 俊	君
25 番	新 垣	良	俊 君	40 番	浦 崎	唯 昭	君
26 番	仲 田	弘	毅 君	41 番	池 間		淳 君
27 番	照 屋	守	之 君	42 番	新 垣	哲 司	君
28 番	辻 野	ヒロ	子 さん	43 番	具 志	孝 助	君
29 番	嶺 井		光 君	44 番	當 間	盛 夫	君
30 番	赤 嶺		昇 君	46 番	新 里	米 吉	君
31 番	当 銘	勝	雄 君	47 番	嘉 陽	宗 儀	君
32 番	渡嘉敷	喜代	子 さん	48 番	大 城	一 馬	君
33 番	前 田	政	明 君				

欠 席 議 員（１名）

11 番	上 里	直 司	君
------	-----	-----	---

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞	弘 多	君	知 事 公 室	饒平名	知 成	君
副 知 事	上 原	良 幸	君	秘書広報統括監			
副 知 事	与世田	兼 稔	君	総 務 部	新 垣	郁 男	君
知 事 公 室 長	又 吉		進 君	財 政 統 括 監			
総 務 部 長	兼 島		規 君	教 育 委 員 会 長	中 野	吉三郎	君
企 画 部 長	川 上	好 久	君	教 育 長	大 城		浩 君
環 境 生 活 部 長	下 地		寛 君	公安委員会委員	大 幸	喜 徳	子 さん
福 祉 保 健 部 長	宮 里	達 也	君	警 察 本 部 長	磯		丈 男 君
農 林 水 産 部 長	比 嘉	俊 昭	君	警 務 部 長			
商 工 労 働 部 長	平 良	敏 昭	君	労 働 委 員 会 長	平 良	宗 秀	君
文 化 観 光	平 田	大 一	君	事 務 局 長			
ス ポー ツ 部 長				人 事 委 員 会 長	岩 井	健 一	君
土 木 建 築 部 長	当 間	清 勝	君	人 事 務 局 長			
企 業 局 長	仲 田	文 昭	君	代 表 監 査 委 員	又 吉	春 三	君
病 院 事 業 局	吳 屋	幸 一	君				
病 院 事 業 統 括 監							
会 計 管 理 者	米 蔵	博 美	さん				

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽	安 昭	君	課 長 補 佐	上 原	貴 志	君
次 長	鉢 嶺		元 君	主 査	佐久田		隆 君
議 事 課 長	平 田	善 則	君	主 査	嘉 陽		孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた病院事業局長伊江朝次君

は、一身上の都合により本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として病院事業局病院事業統括監呉屋幸一君の出席を求めました。

また、6月17日から30日までに受理いたしました陳

情 7 件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第 15 号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん おはようございます。

社民・護憲ネットの仲村未央です。

いろいろ申し述べたいこともありますが、大事な貴重な時間ですので抑えて、通告に従い一般質問を行います。

1 番、普天間基地の閉鎖と嘉手納統合案をめぐる知事の考えを伺います。

(1)、普天間 3 年閉鎖どころか、オスプレイまで配備される展開となりました。知事の公約は結局どうなったのでしょうか。今日の考えを伺います。

(2)、嘉手納基地への統合、安波への基地建設などは知事の県外移設公約に相入れません。にもかかわらず再燃した嘉手納統合案について、当初、検討の入り口になると発言したのはなぜでしょうか、発言の真意を伺います。

(3)、嘉手納基地を抱える 3 自治体で構成する三連協は、2 万 2000 人余りの嘉手納爆音訴訟原告団とも連携し住民大会を開いて嘉手納統合拒否を明確に意思表示する方向です。知事の見解を伺います。

2 点目、高失業の要因と県の雇用政策について伺います。

(1)、一貫して全国平均を大幅に上回る高失業の要因をどう分析し、何を克服すべき課題としてとらえていますか伺います。本県の特徴について全国との比較もあわせて示されたい。

(2)、県が推進する「グッジョブ」の定義は何でしょうか。離職率を抑えることは本県の失業率の低下に大きな役割を果たすと考えますが、県の雇用政策の方向性を伺います。

3 点目、指定管理者制度の問題について。

(1)、指定管理している男女共同参画センターでは、県の指導のもと、雇いどめをサービス向上のためとしているが、疑問はないか。

(2)、実際にはだれも適用要件を満たすことができない「育児休業規定」を置いています。何のために設けているのでしょうか。建前か、育児休業の取得率を伺います。

(3)、常務は県職員の天下り、プロパー不在の運営だが、専門性の維持、質の向上は図られるか。

4 点目、農林水産業の新たな展開について伺います。

(1)、海外展開を含む新たな市場の開拓が期待されます。機能性食品の開発、加工拠点の整備、国際認証施設の整備などに重点的に投資すべきと考えるのがいかがでしょうか。

(2)、モズク、海ブドウなど食品メーカーとの連携や学校給食を通じた全国展開の可能性について伺います。

(3)、離島の産業支援には、輸送コストとあわせて定期航空貨物便の運航が欠かせません。地域航空会社との連携を戦略的に図っていく必要があるが、政策的な位置づけはどうなっていますか。

5 点目、基地跡地から民有地へ搬入されたアスベスト汚染土について伺います。

(1)、発生地、北谷町、持ち込まれた沖縄市への情報提供、説明はどのように行われましたか。

(2)、廃掃法における法的な事業者は防衛局か、委託業者か。

(3)、当該地域では、県の環境行政下で巨大な「ごみ山」が積み上げられ解決されていません。二重、三重に市民の不安と怒りが大きい。県の対応は適切だったか伺います。

6 点目、比謝川の二級河川格上げについて。

(1)、国道 330 号より上流側の二級河川格上げについて、進捗と課題、見通しを伺います。

(2)、浸水地域の解消が待たれますが、二級河川への格上げで解消に向かうでしょうか。

(3)、支流の与那原川においても浸水地域を抱えていますが、下流の米軍基地に阻まれ工事が開始できない状況です。米軍との協議、今後の事業の見通しについて伺います。

7 点目、食材の安全確保について。

原発事故の風評被害に惑わされないためにも、安全性がどのように確保されているかを正しく知る必要があります。

(1)、流通する食材の安全性の確保はどうなっていますか。放射能検査を行う体制はどこで構築され実施されているのか伺います。

(2)、特に学校給食の食材の安全確保についてはいか

がでしょうか。全国の自治体の動向、国の対応を伺います。本県においても何らかの体制を整える必要があるのか伺います。

8 点目、助産師の活動拠点「沖縄県助産師母子未来センター」の整備について。

(1)、母子保健の向上に期待される同センターの役割、県・市町村との連携で展開される事業について伺います。

(2)、県地域医療再生計画における位置づけ、施設整備への基金交付、建設スケジュールについて伺います。

9 点目、会派代表質問との関連におきまして、病院経営形態の方向性について知事から答弁をいただいております。あり方構想に基づいて検証委員会で最終年度となる23年度、その決算を参考に最終判断したいというのが知事の答弁の趣旨ですが、与世田副知事に伺います。

4 月 1 日付の沖縄タイムス、就任のインタビュー、この中で与世田副知事は、担当副知事として次のように述べています。

「県立病院の独立法人化が途中で挫折しているが、これは大きな問題だ。」、これは知事の先ほどの答弁と非常に内容が異なっておりますので、真意を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

仲村議員の御質問に答弁いたします。

まず第 1 に、普天間基地の閉鎖と嘉手納統合案をめぐる知事の考え方という柱の中で、普天間 3 年めどの閉鎖の知事公約についてどうなっているのかという御趣旨の御質問に答弁いたします。

私は、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去が必要であるとの趣旨で、3 年めどの閉鎖状態を公約として掲げたものであります。現在、沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会において具体的な方策の提案、実施を強く求めているところでございます。

県といたしましては、引き続き軍転協とも連携をし、普天間飛行場の危険性の除去につきましてさらに検討を加速させるよう政府に求めてきたところでございます。

同じく普天間基地の閉鎖に係る御質問の中で、嘉手納統合案に対する検討の入り口となるとの発言及び住民大会に対する知事の見解についてという御質問にお答えいたしますが、1 の(2)と(3)は関連しておりますの

で、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

レビン米上院軍事委員長らの提案については、これまで再三にわたって反対してきた嘉手納統合案が含まれていることから、実効性のある負担軽減が前提でなければならないという趣旨で申し上げたものであります。

なお、負担が減るなら入り口になるとの発言につきましては撤回いたしております。嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は断じて受け入れることはできません。

県といたしましては、日米両政府に対し、引き続き普天間飛行場の県外移設に真摯に取り組むよう強く求めているところでございます。

次に、高失業率の要因に係る御質問の中で、「グッジョブ」の定義と雇用政策の方向性についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「みんなでグッジョブ運動」とは、完全失業率の全国並み改善を目標に、企業、教育機関、そして行政等が連携しながら、産業と雇用の拡大に一丸となって取り組む続ける県民運動であります。

沖縄県といたしましては、引き続き「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして、企業誘致や産業振興によります雇用の場の創出、そしてキャリア教育や職業能力開発の充実などによるミスマッチの解消及び若年者の就業意識の向上を推進してまいり所存でございます。また、「新たな沖縄振興のための制度提言」におきまして、雇用環境の改善や就業意識支援等に関する雇用対策基金制度を盛り込むなど、完全失業率の全国並み改善に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

次に、農林水産業の御質問の中で、機能性食品の開発や加工拠点の整備、そして国際認証施設の整備についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、亜熱帯性気候等を生かした特色のある農林水産業の振興を図るため、多様な地域資源を生かしました機能性食品の開発や、海外展開を含めました新たな市場開拓を図ることが必要と考えております。

具体的には、第 1 に、県産農林水産物を利用した機能性食品やサプリメントの開発など、付加価値の高い加工品の開発や加工拠点の整備、第 2 に、効率的な移輸出に対応した物流拠点の整備、第 3 に、海外展開を含む新たな市場開拓に向けた国際認証の取得、H A C C P 対応施設の整備、第 4 に、観光産業と連携をした交流体験型農林水産業テーマパークの整備、第 5 に、

海洋資源の探索・活用技術の開発など、新たな農林水産技術の開発などの施策・事業に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、比謝川の二級河川格上げに係る御質問の中で、比謝川上流の二級河川指定の進捗等についての御質問にお答えいたします。

比謝川の国道330号から上流1.4キロメートル区間にしましては、沖縄市が管理する普通河川となっております。当該区間は浸水被害が発生していることから、抜本的な対策といたしまして、沖縄市から県管理二級河川としての拡幅整備の要請があります。現在、二級河川指定に向けまして、沖縄市において地権者等の合意形成作業を進めており、県といたしましては、引き続き沖縄市と連携をしながら二級河川指定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 会派代表質問との関連のうち、県立病院の独立行政法人化に関する新聞記事についてお答えします。

当該新聞記事は、今年4月に副知事に就任する際、新聞社のインタビューを受けて、担当することとなった医療分野の課題への取り組みについて答えたものであります。

その背景は、平成20年4月に独法化した那覇市立病院の状況や、私のこれまでの経験等をもとに県立病院改革に向けた当時の私の考えを述べたものであります。

病院事業の経営形態については、県立病院の役割である地域において必要とされる医療を持続的・安定的に提供していくためには、病院経営の自立性と健全性を高めることが重要であり、県立病院の経営形態はこのことを踏まえ検討を行う必要があると考えております。

現在、県においては「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、病院事業局の「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組みの成果を検証しているところであり、病院事業の経営形態については、経営再建検証委員会による平成23年度決算の検証結果も参考にして最終的に判断することとしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） おはようございます。

高失業率の要因と県の雇用政策についての御質問の中で、高失業率の要因の分析と克服すべき課題についてお答えいたします。

総務省が平成19年に行った就業構造基本調査によりますと、雇用者に占める非正規就業の割合は、沖縄県が40.8%、全国が35.5%となっております。沖縄県が約5%高い状況です。それから転職者比率は、沖縄県が7.5%、全国が5.6%、職業訓練・自己啓発を自発的に行った者の割合は、沖縄県が12.5%、全国が13.8%となっております。

また、労働力調査によりますと、完全失業者の離職理由のうち、自発的失業の割合は、平成22年平均で沖縄県が37.3%、全国が31.1%で、沖縄県が約6ポイントほど高くなっております。自発的理由は言いますと、主に家庭の都合、それから労働条件のウエートが大きくなっております。

そのほか、厚生労働省等が行った調査によりますと、有効求人倍率は、平成22年平均で沖縄県が0.31倍、全国が0.52倍となっているほか、平成22年3月の新規大学卒業者の無業者比率は、沖縄県が33.0%、全国が16.1%、これはかなり開きがございまして。平成19年の大学卒業者の3年以内の離職率は、沖縄県が45.4%、全国が30.9%となっており、これも14ポイントほど沖縄県が高くなっております。

このように、高失業率の要因としては、雇用の場の不足や労働条件等のミスマッチによる早期離職、若年者等の就業意識の低さなどが考えられます。

沖縄県としては、このような課題を克服するため、企業誘致の促進や産業振興による雇用の場の創出、求職者に対する職業訓練や就職相談の実施、若年者の職業観形成に向けたキャリア教育の推進などの支援に取り組んでいるところであり、また、経営者側においても労働条件の改善、あるいは人材育成等に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 指定管理者制度の問題についての御質問の中で、男女共同参画センターの雇いどめについてお答えいたします。

沖縄県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入している目的は、一定期間ごとに指定管理業務を時代のニーズに対応させながら見直すことにより、住民サービスの質の向上と設置目的の効果的達成を図るこ

とであります。職員の雇用については、指定された指定管理者の責任において、住民サービスの質の向上と設置目的達成の観点から判断されるものと考えております。

次に、育児休業規定についてお答えいたします。

沖縄県男女共同参画センターは、民間の事業者が指定管理者として維持管理しております。当該指定管理者の育児休業規定の内容及びその取得については、関係法令等に基づき適切に対応されるべきものと考えております。

同じく指定管理者制度の問題に関連して、専門性の維持、質の向上についてお答えいたします。

沖縄県男女共同参画センターの維持管理は、沖縄県男女共同参画センターの指定管理者制度運用委員会において、「提供する公共サービス水準の効果の検証」などに関する委員からの評価や意見などを踏まえて選定されております。したがって、指定された指定管理者は、男女共同参画センター設置目的を十分に達成できるものと考えております。

次に、基地跡地から民有地へ搬入されたアスベスト汚染土についての御質問の中で、沖縄市等への情報提供についてお答えいたします。

キャンプ桑江北側返還跡地で見つかった汚染土壌等については、3月14日に沖縄防衛局から、3月中に汚染土壌等を地区外へ搬出したい旨の相談があり、県としましては、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法の基準に沿った地区外への搬出方法及び保管方法について指導助言を行ってきております。その後、4月21日に沖縄防衛局から沖縄市内へ搬出し保管しているとの事後報告を受けたことから、県としましては、保管場所での状況等について現場確認を行い、沖縄市を初め関係機関への報告等を行うよう指導を行ったところであります。

これを受けて沖縄防衛局は、5月16日に沖縄市への説明を行ったと聞いております。また、県においては、沖縄市を初め地元登川自治会や沖縄市農業委員会へ経緯や保管状況についての説明を行ったところであります。

次に、廃掃法における事業者についての御質問にお答えいたします。

廃棄物処理法では、建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者は、当該工事の元請業者となっております。したがって、本件アスベスト含有産業廃棄物の排出事業者は、沖縄防衛局から工事を受託した民間事業者となります。しかしながら、発注者である沖縄防衛局には本件廃棄物が適正処理されるまでの間、事業者

の監督責任があると考えております。

次に、県の対応についての御質問にお答えいたします。

県は、沖縄防衛局に対してアスベスト廃棄物等の保管方法に関する法令上の基準について指導助言を行っていたところでありますが、沖縄市内への搬出後に同局からの報告があったことは遺憾であると思っております。また、沖縄防衛局においては、アスベスト廃棄物等の搬出・保管に当たり、市はもとより地域に対しあらかじめ説明し理解を得る必要があったと考えており、同局の今回の対応は残念でございます。

県としましては、沖縄防衛局及び排出事業者に対し早期に搬出するよう強く求めるとともに、引き続き搬出までの適正な管理についても監視・指導をしていく考えてございます。

次に、食材の安全確保についての御質問の中で、流通する食材の安全性確保と放射能検査体制についてお答えいたします。

食材の安全性確保については、事故が発生した原子力発電所周辺環境から放射性物質が検出されたため、国は食品衛生法上の暫定規制値を定め、これを上回る場合は食用に供しないよう流通を制限しております。したがって、県内で流通している食材の安全性は確保されているものと理解しております。

沖縄県としましては、衛生環境研究所で大気中の放射線量などを常時調査しており、平常値を超えた値を検出した場合には、県産食材についても同研究所で検査することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の新たな展開の中で、モズク、海ブドウなどの全国展開についてお答えします。

県では、モズクの新たな販路開拓のため、平成22年度から「産地漁協水産物販路開拓事業」に取り組んでおります。

事業の内容といたしましては、従来のカップ入り酢モズクと競合せず、スープの具材や海藻サラダとして活用できる食材としての「生モズク」の販路拡大を、全国チェーンの大手量販店や首都圏の学校給食関係団体と提携し全国展開を図っているところであります。

平成22年度の「生モズク」の販売量は、県外量販店及び学校給食向けに約330トンとなっております。また、平成23年度の販売量は約1270トンを見込んでおります。

今後とも、モズク販路の全国展開につきましては、関係機関と連携して取り組んでまいります。

海ブドウにつきましては、ブランド化の一環として、高品質で安全・安心な商品の確立のため、品質及び衛生管理基準を策定しているところであります。海ブドウは、夏場の高温期の養殖や冬場の低温期の県外出荷が課題となっていることから、平成23年度より夏場の粒つきの改善や輸送方法の試験を計画しているところであり、この成果を踏まえて県外出荷の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 農林水産業の新たな展開についての御質問の中で、離島の産業支援のための定期航空貨物便の運航についてお答えします。

離島の持つ活力の維持向上に向けて、観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、離島に根差した産業の総合的な振興を図るためには、物流コストの軽減を図ることが重要な課題であると認識しております。

定期航空貨物便の運航につきましては、恒常的にそれを就航させるだけの貨物の需要が必要となりますが、航空貨物の実態も含めて定期航空貨物便の必要性、就航に際しての課題など、地域航空会社と連携を図りながら慎重に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 比謝川の二級河川格上げについての中で、浸水地域の解消についてお答えいたします。

比謝川上流の区間は、沖縄市の下水道事業により雨水調整池などが整備され、10年に一度の降水確率に対応できると聞いております。

今後、二級河川指定に伴い、県の河川事業で整備を行った場合は、50年に一度の降水確率に対応する施設となることから、浸水被害の軽減に大きく寄与すると考えております。

同じく比謝川の二級河川格上げで、与那原川の整備に係る米軍との協議及び事業の見通しについてお答えいたします。

与那原川は、比謝川水系の支川として機能しており、最上流部には倉敷ダムが整備されております。

当該河川の整備については、河川整備の手順とし

て、下流側の嘉手納弾薬庫地区内に位置する比謝川本川部分から拡幅整備を進める必要があることから、現在、比謝川本川部分の早期事業化に向けて米軍と調整を進めております。

なお、与那原川上流部の浸水被害を軽減するため、暫定改修についても検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 食材の安全確保についての御質問で、学校給食食材の安全確保についてお答えいたします。

国においては、原発事故による放射性物質が検出された地域において農水産物等に出荷制限をかけているため、放射性物質に汚染された食材が市場等に流通することはないと考えております。

全国の自治体におきましては、学校給食食材の放射性物質の検査を実施しているのは横浜市の1市となっております。

本県の学校給食食材についての放射性物質の検査は、本県環境生活部の示す方針に基づき対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 沖縄県助産師会母子未来センターについてお答えいたします。

沖縄県助産師会においては、地域医療再生基金を活用した母子未来センターの整備を計画しております。同センターは、助産師の活動拠点として、関係機関と連携し本県の周産期に係る課題解決のため母子保健事業を総合的に行うこととしております。

予定されている事業内容は、助産師の育成や母子保健事業の実施・普及啓発、助産所の運営等となっております。これらの事業については、市町村や県と連携を図りながら実施されるものと考えております。

続きまして、県地域医療再生計画における位置づけ等についてお答えします。

沖縄県においては、沖縄県助産師会からの要望を踏まえ、同会が整備する母子未来センターについて、第2次の地域医療再生計画において周産期医療体制の整備を図るための事業として位置づけており、現在、国と調整中であります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは環境のほうでアスベスト

が沖縄市へ持ち込まれた件について、県の環境行政の対応について伺いますが、この問題は県のこれまでの答弁ですと、今の管理状態はアスベスト等が飛散しない状態で適切だというふうな答弁がなされておりますが、では、なぜ沖縄市から県に対して5月24日付で抗議が出されたのか。これは明確に沖縄市北部地区に保管された米軍基地のアスベスト含有廃材及び鉛、含有土壌の早期撤去についての抗議というふうになっておりますが、この件についてはどのように認識されますか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） お答えします。

基本的にはやっぱり地元の地域の皆さんに事前の説明なしに搬入されたということに対しての抗議だと思います。保管状況とかそういったことについてもお話がありました。我々も現場確認をしておりますけれども、保管状態としては適切であるというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん この問題は突然起きたことではないんですよね。去年の8月の段階で北谷町のキャンプ桑江北側返還跡地、ここに大量のアスベスト、鉛を含む汚染土が発覚をした。これ自体が5カ月も放置されて北谷町に知らされてなかったということがその時点で大問題になっております。これを受けて、この廃棄物の処分、アスベストを含んでいて、しかもこの時点で県内では処分できないということが判断をされた。これも防衛局は翌年の3月までには片づけますということで、その時点で跡地利用に支障が出ないようにということも表明をされたわけですね。先ほど部長の答弁でありましたが、3月になって防衛局から県に相談があったんでしょう。この汚染土を搬出をするんですが、これについてはどういうふうにするればよいのか。保管はどうすればよいかということで3月に問い合わせがあった。この時点で、先ほど部長は、それは一般的な飛散しないようなやり方の指導をしたがということでしたが、このときにこの汚染土、大量に発見された北谷のものがどこにどう処分されるんですかと、県内では当然処分の行き先がないわけですから、どのように適切に県外に搬出されたのですかということを聞かなかったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 3月の防衛局の相談は、搬出のやり方、方法とか、保管の方法、法令上のそういう方法について相談を受けたということで、その時点でどこに搬出するというようなことの相談は受

けておりません。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 皆さん、私が聞いているのは、防衛省石綿廃材を放置、鉛も検出、5カ月放置と、去年の8月の時点で北谷の返還跡地にこのようなものが発見されたということが報道された。その後、3月になって防衛局から、このアスベストを含むものをどこかに撤去したいんですがどうでしょうかと相談があったら、このことだとまず思うはずなんですよ。防衛局からだから基地絡みですよ。どこからの土ですか、どこからの汚染土ですか、アスベストが入っているということは北谷のものでしょうか、あれはどうなりましたかということは聞かなかったんですか。そしてその時点で県内ではこれを処分することができないということも十分それは県も承知の上ですよ。これをどこに持っていくんですかと、本当に聞かなかったんですか。県内のどこに持っていくんですかと聞かなかったんですか。県外に持っていくんですかと聞かなかったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） その段階では特に防衛局から相談を受けていませんので、そういったことまでは県は指導はしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それが先ほど言った沖縄市の抗議の趣旨なんですよ。当たり前ですよ。これだけ問題があって、2003年には——これは初めてではないんですね——キャンプ桑江で同じようにPCBのコンデンサ300余り見つかって、これも大問題になった。そして去年の4月にはキャンプ瑞慶覧で工事廃材からアスベストが発見されて、これもどこに持っていきましょうかと。常々このような問題があるのが沖縄県の環境行政が迫られている現実なんですね。知事は、これについて、基地からの環境汚染について訪米までされて、地位協定の改定、米軍の排出者責任が問えないということの問題にして、そもそも国内法の適用をさせるべきだということも含めて、地位協定の最大の課題の一つとしてこういう取り組みもされているんでしょう。それが足元で起こった、北谷でアスベストがどこに持っていかれるんですかということも聞かないようなこういう対応で、気づいたら沖縄市にこっそりと運ばれていた。これが発覚したから地元は非常に憤りがあるわけですよ。この件について対応いかがでしたか、もう一度部長、教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 当然アスベストとか

鉛汚染土壌がどういう場所で最終的に処分されるかということは当然県としては大まかに把握できます。それはしかし、受け入れ事業者とかいろんな問題もありますし、アスベストに関しては県外ということもありますので、特に最終処分されることについての相談がない限り、県としてはもちろんそういう許可をとってちゃんとした法令にのっとって処分できるような場所で処分すべきであるということは言いますけれども、場所までの言及はしないということでそこまでは言っていないということです。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ひどい答弁だと思います。

知事、こういった基地から発生する汚染の、しかも県内で処理ができないということを十分に認識しながら、どこに持っていくんですかとすら聞かない。しかも、県内で処理できないとすれば、せめて基地内に保管の策がないのか、次善の策がとれないのかということも何の働きかけもしていないわけですよ、防衛局に対しても、米軍に対しても。それについて、知事は地位協定の改定で環境を3条、4条を求めています、こういった現場の対応、いかがだと感じますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） やっぱり基地の中のそういう汚染物質、環境汚染を引き起こすような物質を基地外に出すということは、県民の生命とか財産の保護という観点から極めて注意しないといけないというふうに我々考えておりますし、そういった観点から防衛局に対しても、まず基地から外に出す場合には常に関係国内の関係法令を遵守しなさいと、そういうことを指導しておりますし、事前にしっかりと説明をしてもらいたいということをやっております。今後とも、これに関しては、もちろん基地の中にあつた場合でもそれが飛散するとかいろんな状況を想定しながら、県としてもコメントしたいと考えておりますし、これまでもそうしてきておりますけれども、今後ともやっぱり防衛局に対してはしっかりそこら辺は指導していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 防衛局への指導は当然です。ただ、今回、私が言っているのは、やっぱり跡地利用を進める市町村や地主、そこに寄り添うような環境行政であってほしいということなんです。こういった返

還地から汚染土が出て、その搬出先も問わない、監視もしない、どこに持っていったかということと言われるまで知ろうともしないというのが今回非常に地元に不安をもたらした。しかも、皆さん、この置かれた場所のはあのごみ山の隣、本当にほど近い場所です。こういったところで二重、三重に住民を怒らせてしまう対応、これはもう重ね重ね指摘をしておりますが、この問題、一刻も早く片づけさせること——もう起こってしまっていますから——これについて県はどういうふうに今後監視を続け、そして早く撤去させるように働きかけをするのでしょうか。そしていつまでにそれを片づけさせるのか、お尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） おっしゃるとおり、現在は中間的な保管と、一時保管という形で置いておりますけれども、そういった状態でも周辺の皆さんに不安を与えているという面もありますので、早急に撤去してもらいたいということでお話をしております。鉛汚染土壌についてはたしか7月いっぱいか8月ぐらいでしたか、そういう時期に片づけると。それからアスベストについては、県外を想定しておりますので年内ということで回答をしております。いずれにしても早期に撤去して住民不安を払拭するように指導していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 進みます。

指定管理者制度の件、きょうは環境生活部長にたびたびお尋ねすることになりますが、先ほど(2)で質問をしました。センターで働く職員、指定管理者のみならず財団のほうも含めて育児休業の取得率は何%ですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 男女共同参画センターの民間の事業者が今指定管理者として維持管理しておりますけれども、育児休業規定は策定したと聞いております。それについては取得もそうですけれども、やっぱり関係法令に従って適切に対応されるべきだと考えておりますけれども、取得率については把握はしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 通告してあるのに把握をしてないということは、どういう趣旨の答弁ですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） あくまでも指定管理者、事業者が関係法令を遵守するというのは当然でございますので、特に取得率を把握する必要はないとい

う観点から把握はしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 男女共同参画センターは、男女共同参画の拠点の施設であるということで、仲井眞知事のマニフェストにもしっかりと男女共同参画取り組みますと。だれもが安心して出産できる優しい社会を目指します、ワーク・ライフ・バランスを進めます。その拠点施設の男女共同参画センターで取得率がゼロ%、職員が育児休業をとれないのは、育児休業があったにしてもなきがごとき、だれも対象にならないような育児休業規定なんですよ。ここで働く人のだれひとりも対象にならない。過去にお一人、財団の職員の中で育児休業を取得したいと申し出た方がいました。この方は認められなかったんですね。育休をとって働き続けたいと希望しましたが、雇用の継続は更新を認められなかったんですね。これについて沖縄労働局は発表していますが、妊娠・出産で解雇相談25%、県内ではその相談が占める割合が4年連続で全国を上回って、意識の低い事業者が目立つという指摘まで労働局から出ている。これについて、本当に知事、このような形でいいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 取得率は、今議員がおっしゃるように結果的にはゼロというふうになっておりますけれども、そもそも有期雇用に関するいろんな労働関係の法令の整備について厚生労働省がガイドラインを出したのが平成20年の9月なんですね。それを受けまして、各県で例えばそういう指定管理などで有期契約をする場合に、そのガイドラインに沿って規定をつくるわけですけれども、現在の指定管理者が第2期の指定管理をスタートしたのが平成21年の4月。ですからガイドラインができて次の年度に指定管理をスタートしているということで、21年4月から21年度にガイドラインを参考に規定を整備したというような経緯になりますけれども、22年度の1月、22年度中に自分たちの規定を策定しています。そういったことで結果的に規定ができて取得するまでの間が3カ月しかなかったということで、その間に1歳未満の乳幼児を持っている雇用者がいなかったと。結果としてそういう取得ができないという状況は生じたかもしれないとは思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 全然違いますよ。有期雇用の範疇では、今の規定ではだれもとれません。

ところで、女性センターで働く人はみんな2年、3年の有期雇用、理事長も常務も2年交代で、県の出向

職員も2年、3年人事なんですね。これで専門性が保たれるんですかと再三お尋ねしています。DV相談とか啓蒙・啓発、自立の課題を抱えている方へのいろんなアドバイス、米兵との間の問題という国際問題もこのセンターが扱います。そういったセンターとしての機能とか情報の蓄積、専門性、図書室も単なる情報発信ではなくてレファレンスにも対応している司書がいるわけですね。こういった専門スタッフが全員3年未満の雇用という形で専門性は維持されますか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） そもそもこの女性財団を設置した目的というのは、基本的に男女共同参画を推進するような職員、人材をたくさん輩出するという視点で設置しているわけです。そういう視点で言いますと、男女共同参画センター自体はコーディネート機能が十分あればいいというふうに我々は考えております。そこで例えば3年間雇用されて、男女共同に関する政策を十分勉強していただいて、それをまた地域に戻ってそこでまた生かしていただくと。そういう中で男女共同参画センターの役割というのは、そういう地域の皆さんを例えばたくさん集めて、男女共同に関する本当の学者とかそういった方を呼んできて講習をやったりして、そういう中でしっかり育てて地域に輩出していくとそういう役割を担っていると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん では、そうおっしゃるので本当に残念ですけれども、先ほどの育休の方、どうなりましたか。この方はやめざるを得なかったわけですね。結局育休を申し出たら、もう更新できませんと言われてやめざるを得なかったこの方はどうなったかということ、結局その方の専門性、この方は国際相談ですよ。その専門性を別の人材が探せなくてアドバイザーとして今、呼び戻して、毎月非常勤で入ってもらっているんですよ。出産・育児を理由に雇用の継続、更新が認められない。こういった中でやめてしまった方を、結局余人をもってかえがたいという専門性の高い人材を、結局は解雇して、後になってこういう不安定な雇用形態で来てもらう。これが専門性の維持なんですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 専門性の維持というのはいろんな分野でございます。当然そういう国際問題に関する相談もございますし、DVであるとかそういったものもあると思います。現に、男女共同参画センターで有期雇用を終わってほかの地域で活躍してい

るという方も事例はたくさんありますので、そういった意味でしっかりとした人材を育成しているというふうに私たちは理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 指定管理者というのは、民間のノウハウを生かすということを皆さんは再三おっしゃいますが、この民間のノウハウですけれども、先ほど言いました常務は県の天下り、2年交代と慣例で決まっているようなんですね。その方は今、財団の常務と指定管理者のセンター長、これを兼務している。その報酬は幾らですかと聞いたら、個人情報で言えないと言ったので、私、調べましたが、600万余り。そういう中でその民間のノウハウですが、男女共同参画センターは土・日は開館しています。月曜日は休み。利用者の利便に合わせて土・日のほうがむしろ忙しいんですね。まさに柔軟性を持って対応しているということなんでしょう。しかし、この常務は土・日は休み。センターが閉まっている月曜には出勤するんですね。それで報酬600万という、私にはこれが本当に民間のノウハウとして適切な2年交代の人事で、常務がこういうふうにいるということもよく理解ができない。しかも、指定管理者になって図書購入費幾らになりましたか。1期目、2期目おっしゃってください、図書購入費。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） それでは図書購入費をとりあえず平成18年——これは1期ですけれども——18年が126万3000円、19年が167万3000円、平成20年が151万8000円、第2期は平成21年度から始まりまされども69万円、平成22年度は決算額で66万7000円、今年度23年度は67万円計上しております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 図書購入費は160万、150万台から60万円台に落ちて、これで本当に本来の専門性の維持が果たせますかということを聞いているんですよ。こういった中で本当に雇用をぶつ切りにしていったって3年、3年で、中には財団時代から10年勤められている方もいらっしゃるんですよ。3年、8年、10年、こういった方々を本当に指定管理者、皆さんは契約社員でしょう。指定管理者が導入されたから、もうしょうがないんですよ、3年交代でというふうに本当に首を切るんでしょうか、知事。指定管理者の入れかえに伴ってこの9人、今、雇いどめの危機になっておりますが、今の状態で本当にこの方々、そのまま見放してしまうのか、お尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 今年度（平成23年度）で第2期の指定管理は終わります。来年度から第3期でございますけれども、その3期の指定管理を受けた事業者が採用については判断するものと考えております。

○仲村 未央さん ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 おはようございます。

社大・結の大城一馬でございます。

一般質問をいたします。

まず、基地問題について。

(1)、普天間飛行場問題について。

日米両政府は、普天間飛行場の2014年までの移設期限を事実上撤回したが、県の認識と今後の見通しについて見解を示していただきたいと思います。

滑走路2本のV字型決定と微修正も考慮することについて見解を伺います。

防衛局が県や宜野湾市に伝達したオスプレイ配備について知事の見解を伺います。

レビン上院軍事委員長が現行計画を非難するも、嘉手納統合案を提唱しています。知事の御所見をお伺いいたします。

日米両政府の動きは、普天間固定化につながる可能性が懸念されています。知事の御所見をお伺いいたします。

(2)、鳥島射爆撃場の硫黄島への移転計画は、基地負担軽減に逆行するものであり、地元久米島町も断固反対しています。知事もその立場であると認識していますが、決意をお伺いいたします。

次に、知事訪米について。

訪米時期について説明を求めます。

目的についても説明をお願いしたいと思います。

歴代知事の訪米回数と予算と主な成果について説明してください。

2、新たな沖縄振興計画について。

(1)、県要望5項目の重点事項について。

政府との協議の進捗状況についてお伺いいたします。

沖縄の要望は政府に十分に伝わっているとの認識ですか、知事の所見をお伺いいたします。

(2)大震災と政局の混迷によって今後の展開をどのように認識しているのですか、示してください。

3、新たな公共交通導入について。

(1)、国の鉄軌道導入調査について説明を求めます。

(2)、LRT（新型路面電車）導入の可能性について

お伺いいたします。

4、県立郷土芸能会館（仮称）建設について。

(1)、進捗状況について説明を求めます。

5、県の公共工事複数同額入札問題について。

(1)、調査結果の評価をお伺いいたします。

(2)、制度の改善策について説明を求めます。

(3)、県建設業協会が提示した長崎方式導入について、見解を示していただきたいと思います。

次に、公安委員会関連についてでございます。

(1)、交通安全施設の設置状況について。

信号機設置に対する住民からの要請はどのぐらいあるのですか。

住民からの要請に基づいて設置した信号機の数はいくつあるのですか。

信号機の未設置箇所に対する今後の対応について示していただきたいと思います。

(2)、飲酒運転と事故について。

平成22年、23年の摘発件数と事故発生件数の説明を求めます。

二日酔い運転の実態について説明を求めます。

飲酒運転根絶条例制定の効果が上がっておりませんが、今後の対策についてお伺いいたします。

次に、中城湾港マリン・タウン・プロジェクトについてでございます。

(1)、県所有地の利用（処分）状況について御説明を求めます。

8、県道241号、南風原町内の拡幅工事について。

「沖縄陸軍病院南風原壕群」と喜屋武集落を結ぶ戦争遺跡「飯あげの道」の存続の声が関係者から出ていくることについて県の認識をお伺いいたします。

9、福建省沖縄県交流事業について。

(1)、交流事業の今後の計画について説明してください。

(2)、福建・沖縄友好会館のあり方について説明を求めます。

最後に、沖縄全戦没者追悼式のあり方についてでございますけれども、去る6月23日の追悼式、一般参列者の受付場所で約5つの検問所が設置されております。あの光景を見ますと、炎天下で何らその防止策がなされていない。この追悼式に参列するのは、ほとんど高齢者の方々であります。あの光景を見てみますと、改善の余地があるのではないかと私は思っております。

セキュリティの改善についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 大城一馬議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題の関係で、2014年までの移設期限撤回及び普天間固定化の可能性についてという御趣旨の御質問にお答えいたしますが、1の(1)のAと1の(1)のBが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

去る6月21日、日米安全保障協議委員会におきまして、「沖縄における再編」等を含む共同発表がありました。普天間飛行場の代替施設の完了などが2014年には達成されないことが示されております。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去であり、早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないものと考えております。

県といたしましては、今後とも総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。日米両政府などへの働きかけを積極的に推進いたしております。

同じく基地問題の中で、滑走路のV字型配置と位置の微修正についての御質問にお答えいたします。

これまで日米両政府に対し、「地元の理解を得られない移設案を実現することは、事実上不可能である」と、機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回、このような案が決定されたことはまことに遺憾であります。また、私は、当時、代替施設の建設位置について地元の意向や環境に配慮する観点から、可能な限り沖合へ寄せてもらいたいと政府に対し求めておりましたが、それと今回の日米共同発表に「この計画の微修正を考慮し得る」と記述されたことの関係につきましては、承知いたしておりません。

同じく基地問題に係る御質問の中で、レビン上院軍事委員長らの提言についての御質問にお答えいたします。

レビン米上院軍事委員長らが沖縄の現状を踏まえて、辺野古移設を「実行不可能」と判断したのは、米議会の中で、現行の辺野古移設案に対する疑問が生じてきたものと受けとめております。しかしながら、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は断じて受け入れることはできません。

県といたしましては、日米両政府に対し、引き続き普天間飛行場の県外移設に真摯に取り組むよう強く求めてまいりたいと考えております。

次に、基地問題につきましての御質問の中で、訪米の目的及び時期についての御質問にお答えいたします。なお、1の(3)のＡと1の(3)のＢが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

私が直接、アメリカ政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え、そして理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。

今年度の訪米につきましては、去る5月の知事公室長による米国出張の報告等を踏まえ、沖縄の基地問題の解決に向けて、米政府等へ効果的に訴えることができるよう、訪米の時期及び活動内容につきまして検討していきたいと考えております。

次に、新たな沖縄振興計画に係る御質問の中で、重点5項目の政府との協議の進捗状況及び認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。なお、この2の(1)のＡと2の(1)のＢは関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

新たな沖縄振興に向けましての重点事項5項目につきましては、5月4日の民主党沖縄協議会、5月24日の沖縄振興部会等におきまして、民主党、そして政府へ重点的な取り組みを要請したところでございます。去る6月23日の全戦没者追悼式における首相あいさつでは、菅総理がこれらの5項目につきまして、新たな沖縄振興策に取り組んでいきたい、一括交付金、そして跡地利用に関する法律の制定、出先機関の見直しなど、さまざまな制度について地元の方々の声に耳を傾けながら実現していくとの発言があり、政府として、県の要望をしっかりと受けとめ、その実現に向けた強い姿勢を示されたものと理解をいたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、MV22オスプレイの配備への見解についてお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。

沖縄県としましては、当該機種が過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不

安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、当該配備については反対であります。去る6月24日、沖縄県は、オスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に、鳥島射爆撃場の硫黄島への移転についてお答えいたします。

去る5月に開催された米軍基地負担軽減部会で、北澤防衛大臣から、鳥島射爆撃場を硫黄島へ移転することを検討しているとの発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容は決まっていないとのことであります。

県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。

次に、歴代知事の訪米回数と予算及び成果についてお答えいたします。

歴代知事の訪米回数については、西銘知事が2回、大田知事が7回、稲嶺知事が2回、仲井真知事が2回となっており、これまで13回の訪米予算の合計は、約2億800万円となっております。

知事の訪米は、その時々における懸案事項について米国政府等に具体的な要請を行っており、SACOや米軍再編で示された県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土移転や海兵隊の削減など、日米両政府の基地政策に影響を与え、県民の過重な基地負担の軽減に一定の成果を上げているものと考えております。また、最近の仲井真知事の訪米では、渉外知事会と連携して環境特別協定の締結を求めており、昨年12月、日米両政府は、環境に関する作業部会を設置したところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興計画についての御質問の中で、今後の展開の認識についてお答えします。

新たな沖縄振興をめぐる今後の展開については、東日本大震災や原発事故の対応などさまざまな要因がありますが、沖縄の置かれた特殊事情等、国による沖縄振興の必要性は変わっていないと認識しております。このため、沖縄県では来年3月に期限を迎える現在の沖縄振興特別措置法にかわる新たな沖縄振興のための法律の策定に向けた作業を引き続き進めてまいりたいと考えております。政府はことしの夏ごろまでに、法律の骨格について一定の方向性を示していきたいと考えております。また、5月23日に開催された沖縄振興部

会において、枝野官房長官兼沖縄担当大臣から、沖縄の振興は沖縄だけではなく、アジアの発展を日本の発展につなげていくもの。今後の振興については県が主体となる方向で進める。一括交付金についても片山大臣が前向きに言われているので、各省大臣にも協力をお願いしたい。跡地利用については枠組みも含めて少し検討していきたい。そろそろ議論を実務レベルから政治レベルに押し上げて、夏ごろまでに骨格をまとめていきたいとの発言がございました。

県としても対応を強化し、県が求める要望事項の具体化が図られるよう努めてまいります。

次に、新たな公共交通導入についての御質問の中で、鉄軌道導入調査についてお答えします。

国は、平成22年度において需要予測モデルの構築を行うとともに、鉄道やLRTの需要及びその特性等について調査しております。その中で、都市間連携を強化し都市構造の再編誘導を目指す場合には、鉄道のようにできるだけ速達性を重視し、一方、各中心都市の圏域形成を目指す場合には、LRTのように比較的駅密度を高くしてきめ細かいサービスをしていく視点が重要と評価しております。平成23年度には、整備効果、総事業費、事業採算性等の調査及び新たな公共交通システム導入の実現化に向けた課題の整理等を行う予定とのことであります。

次に、LRTの導入についてお答えします。

県民及び観光客の利便性の向上、県土の均衡ある発展を支える観点から、沖縄本島を縦断し、広域移動を支える新たな公共交通システムの導入が必要であると考えております。

路面を走行するLRTについては、所要時間から計算した表定速度が時速10キロから15キロ程度とバスと同等以下になるため、長距離の公共交通基幹軸としては厳しい面があると考えております。

なお、LRTについては、利便性の高い公共交通ネットワークを構築する観点から、公共交通基幹軸の主要拠点に結節するフィーダー交通として位置づけることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

県立郷土芸能会館（仮称）建設につきまして、県立郷土芸能会館建設の進捗状況についてお答えいたします。

旧県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流の拠点

となる施設の整備に向けて、今年度調査検討を行うとしており、早速、専門家から意見を聞き、施設のあり方についての検討委員会設置に向けた準備を進めているところであります。

今後の取り組みといたしましては、県民、観光客、県内で活動する文化団体のニーズ把握や県内外の公立文化施設の実態調査などを行うこととしております。あわせて、検討委員会で議論を重ね、今年度中に基本的なコンセプト、運営計画等を含めた基本構想を取りまとめることとしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 県公共工事複数同額入札問題についての中で、調査結果の評価についてお答えいたします。

今回の同額入札問題で県民に疑念を抱かせるような状況が発生したことは、まことに遺憾であります。

県では、設計積算から予算執行にかかわった職員及び同額で入札した事業者に対して厳正な調査を実施しました。その結果、情報漏えい等の不正と認められる事実は確認されませんでした。同額入札の要因としては、最低制限価格がほぼ予定価格の90%であること、積算ソフトの高度化と積算技術の向上等が考えられます。

同じく複数同額入札問題で、制度の改善策についてお答えいたします。

今回の同額入札問題の改善策としましては、最低制限価格に1%の幅を設けることや総合評価方式の改善、拡充及び公共工事入札契約適正化委員会でのフォローアップ等を実施することとしております。

県では、今後二度と同様な事例が発生しないよう、改善策の実施にしっかりと取り組んでいく考えであります。

同じく複数同額入札問題で、長崎方式の導入についてお答えいたします。

今回、業界団体から提案がありましたいわゆる長崎方式は、設計金額に機械的に任意の係数を二段階に分けて乗ずることによって最低制限価格を算出するものであります。提案内容を検討したところ、算出された数字が偶発的であることや県の電子入札システムに組み入れるとシステムが複雑となることなどから、同方式の採用を行いませんでした。一方、県の改善策では最低制限価格に1%の範囲で、決裁権者が工事の実情に応じた任意の数値を乗じて最低制限価格を算出でき、システムの改修を行わないでの対応が可能であり

ます。

次に、中城湾港マリン・タウン・プロジェクトについて、県有地の処分状況についてお答えいたします。

中城湾港マリンタウン地区の公共及び民間を含めた県有地全体の分譲状況については、平成23年5月末現在、分譲対象地93.7ヘクタール中、74.6ヘクタールを分譲しており、分譲率は約80%となっております。また、ホテル用地やコンドミニアム用地等民間への分譲対象地21.5ヘクタール中、2.4ヘクタールを分譲しており、分譲率は約11%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部警務部長。

〔警察本部警務部長 磯 丈男君登壇〕

○警察本部警務部長（磯 丈男君） 公安委員会関連の御質問の中で、交通安全施設の設置状況について一括してお答えいたします。

信号機の設置に対する要請件数につきましては、各警察署が住民からの要請を受け、警察本部に上申された件数が平成23年5月末現在で101件ございます。

次に、住民からの要請に基づいて信号機を設置した数についてお答えをいたします。

平成20年度は、新設23基中12基、平成21年度は、新設21基中8基、平成22年度は、新設16基中8基となっております。

次に、信号機未設置箇所に対する今後の対応についてお答えをいたします。

先ほど申し上げたとおり、県内全域から多数の設置要請があることから、要請箇所の事故発生の頻度、事故の発生形態及び交通量等を総合的に調査検討し、緊急性の高い箇所を優先的に設置してまいります。

こうしたことから、信号機未設置箇所に対しましては、道路管理者とも連携して信号機以外の交通安全施設の設置を図るとともに、今後の交通状況を見きわめながら緊急性や必要性に応じ、信号機が設置できるよう検討してまいりたいと思います。

次に、飲酒運転の検挙件数と飲酒絡みの人身事故の発生件数についてお答えをいたします。

平成22年中の県内における飲酒運転の検挙件数は2269件で、飲酒絡みの交通人身事故は154件となっております。また、平成23年5月末現在では飲酒運転の検挙件数は625件、飲酒絡みの交通人身事故の件数は52件となっております。

次に、二日酔い運転の実態についてお答えをいたします。

平成22年中に県内において発生した飲酒絡みの交通

人身事故は154件で、そのうち二日酔い運転と思われる午前6時から午前10時までの時間帯における事故は43件となっており、全体の27.9%を占めております。

次に、飲酒運転根絶条例に基づく今後の対策についてお答えをいたします。

県警察では、平成21年10月1日に施行された沖縄県飲酒運転根絶条例に基づき、自治体や事業者、地域のボランティア等と連携し、毎月1日の飲酒運転根絶の日における広報啓発活動、大型ショッピングセンター等におけるチラシ配布やパネル展示、学校、自治会、老人会、事業所等に警察官が出向いての飲酒運転根絶マニュアルを活用した交通安全教育、飲食店に対する二日酔い防止ステッカー等の配布等、二日酔い運転防止キャンペーン、米軍人等に対する交通安全教育などの施策を推進し、飲酒運転の根絶に取り組んでいるところであります。その結果、飲酒絡みの交通死亡事故が15年連続していた全国ワーストワンを昨年脱しておりますが、依然として飲酒絡みの交通人身事故は全国ワーストで推移をしております。

飲酒運転の根絶は一朝一夕になし得るものではなく、息長く対策を継続する必要があると考えております。今後とも、飲酒運転の徹底した取り締まりはもちろんのこと、関係機関・団体との連携を一層緊密にしてこれまでの対策を強化するとともに、創意工夫を凝らしたあらゆる取り組みを行い、飲酒運転のない安全・安心な沖縄県を実現するため県民の皆様と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 県道241号（南風原町）拡幅工事についての御質問で、「飯あげの道」の存続についてお答えいたします。

沖縄陸軍病院南風原壕群は、平成2年に南風原町が戦跡文化財に指定した戦争遺跡でございます。

「飯あげの道」は、動員された当時の学徒らが食料や水を運んだとされる炊事場から各壕を結ぶ道で、当該遺跡を理解する上で重要であるととらえております。現在、南風原町におきましては、「飯あげの道」の取り扱いに関して協議がなされていると聞いております。

県教育委員会といたしましては、地域の文化財は地域において適切に保護、活用していくことが基本と考えており、その推移を見守りつつ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 福建省沖縄県交流事業についての御質問の中で、福建・沖縄友好会館のあり方についてお答えいたします。

福建・沖縄友好会館は、平成10年のオープン以降、沖縄県産業振興公社福州事務所が同会館の沖縄県使用部分の管理運営を行ってまいりました。現在は、3社の日本企業の駐在員事務所が入居しております。平成22年3月に決定した「新沖縄県行財政改革プラン」において会館委託料の廃止が決定されたため、管理運営に関する見直しを行ってまいりました。その結果、同会館の利活用を促進するためには、民間企業のノウハウとネットワークを活用することが有効と考え、今年度から、民間企業へ管理を委託しているところでございます。

今後は、同会館を拠点として、管理委託企業や関係機関とも連携し、福建省と沖縄県の経済文化交流を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 追悼式の会場におけるセキュリティの改善についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式において、総理大臣等の要人が参列する場合には、要人及び会場内の安全確保を図るため県警との調整の上、セキュリティ対策を行っております。その一つとして、追悼式会場の入り口において原則として参列者全員の金属探知機の検査を行っていることから、高齢の皆様は御負担をかける結果となっております。今後は、関係機関と調整し、御高齢者の参列に配慮した式典運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 済みません。答弁漏れがありましたので、改めて答弁の機会をいただきたいと思っております。

福建省沖縄県交流事業についての中、沖縄県と福建省の今後の交流についてお答えいたします。

県では、福建省との交流に向け、先月、那覇市、浦添市、宜野湾市と「福建省関係行政機関等連絡会議」を設置し、関係機関が連携して今後の経済交流・人材交流等について一層促進することを確認したところであります。また、来年は沖縄県と福建省の友好県省締結15周年の節目に当たるため、相互の友好協力関係の

さらなる発展に向けた記念事業を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 まず、最初に追悼式のあり方について質問させていただきます。

先ほど申し上げましたように、あの日の炎天下、私はこういう追悼式、死者を祭るこの式にあれだけの部外者、たとえ総理がこれに参列すると言ってもテロは起こりませんよ。余りにも私は過剰な思い込みだと思っているんですね、あの光景を見ますと。総理がいらっしゃるときにはちゃんとしっかりとしたSPがついているんじゃないですか。ましてやあの会場を見て本当にこういう不審者を今の調子で完璧に押さえられるか。ロープ一本で全部回して、一般入場者のこの部分だけが結局は金属探知機で——それも金属探知だって県の福祉保健部の職員がやっているんでしょう、道具は県警から借りて。私は、やはりこの部分、当然総理が来る場合は、あの周辺でSPにしっかりと警護してもらおう。あの検問所は廃止すべきじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 確かに議員御指摘のように、あの状況の中でテロ等が起こる蓋然性あるいは可能性がどの程度あるかというのは、それぞれ疑問もあるかもしれませんが、一定の要人が参加しての式典においては、それなりのセキュリティの中でやるようにということです。周辺の環境整備に努めることで少しでも負担を軽減できないかと考えているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 やはりあの場所のあの設定の仕方はまずいと思います。ぜひ改善の方向で進めてください。

次に、いわゆる「飯あげの道」の件ですけれども、御承知のようにこの間の一般質問でもその問題が取り上げられました。教育長も実際、現場に行って体験したと、私も体験してきました。やはり今、平和ガイドの会とか関係者から、そしてまた地元の有志からも県のほうに陳情が出ていますけれども、ぜひ保存していただきたい。そして教育長は、あくまでも地元の意向がまず第一に優先だろうということで、それはそれとして私はそのとおりだと思っているんですけれども、ただ、このトンネルというのがこの間の質問の中でも、教育長から地権者の同意ということも出ていましたので、このトンネルというのは県道241号線にか

かる部分は、もともとこれは里道で、今、管轄は県になっているんですよ。このトンネルの部分の里道は県が管轄しているわけですね。ですから、やはり私はこの件につきましては、いわゆる地権者の立場からすると県も一定の方向性を出していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 県道の拡幅工事の件なんですけれども、基本的には県道は県土木建築部が所管をしております。そういう中で、今回この事案が出てきた経緯は私も十分に承知しております。ですから、今後この県道の拡幅工事につきましても県土木建築部と調整していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 この県道の拡幅は2013年度から始まりますから、もう実施設計に入るわけですよ。そして、これが約32メートルぐらい、当然トンネルもそのぐらいになりますけれども、ぜひ私はやはり地元に残せる云々ではなくて、県の全体的なそういう戦争遺跡の保存、平和学習の立場から、ぜひ一定の方向性は県教育庁としても出してほしいということを重ねてお願いしておきたいと思います。

それでこの保存ですけれども、実は2003年、こういう答申が出ているんですね。「南風原陸軍病院壕群整備検討委員会」というのが立ち上がっております。2003年にこの「飯あげの道」の復元をぜひやるべきだという答申で当時の助役が委員長です。そして、今現町長が当時の助役です、委員長。要するに、現町長のもとでこの答申がなされているわけですね。その中では、やはりコンクリートも全部はがして普通の石畳、かつての復元をすべきだということもちゃんと答申されていますから。そういったことも踏まえてやはり県教育庁と地元としっかり協議して、そして教育庁の方針これを示してもらえばというふうに思っております。

次に、中城湾港マリン・タウン・プロジェクトなんですけれども、残念ながらこの県の処分用地、今残っているのが19ヘクタールですね、約19万坪。このマリンタウン地区も市町村、西原・与那原を含めてほとんど分譲完了なんです。もう与那原はマリンタウンの事務所の案内所を閉めましたよ、96%の分譲ということで、西原も86%です。そしてこの県有地の19万坪ですね、肝心なところにあるんですよ、真ん中に。あの一帯は、西側ほとんど北側まで商業施設やあるいはまた高層マンション等ができて、そしてまた、その前には例のマリンパークですか、いわゆるきらきらピー

チ、目の前にこの広大な県有地が雑草もそのまま伸びて——この間の日曜日も見てきましたけれども——向こうは観光地です、県の地域指定なんですよ。そういう中であれだけの膨大な用地が残されて処分できないと。私はこういうことが望まれると思うんですね。私は、港湾課では企業誘致とか無理な話じゃないかなと思っているんですよ。以前に担当部長に処分、利用については観光商工部やあるいは教育関係あるいは産業公社とか、そういった横の連携をとっていい知恵を出してプロジェクトチームをつくってやるべきじゃないかと。そうせぬといつまでもこのまま残りますよという話をやったことがあるんですね、直談判で。

ですからやはり、港湾課は、とにかく埋めて造成した技術屋ですよ。なかなかセールスは私は無理な話があるというふうに思うんですね。ですから、これはやはり一考をしてもらって、あれだけの膨大な広大な用地ですから、ぜひ早目にこの土地利用についてしっかりやってもらいたいと思いますけれども、もう一度決意をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築部においても大きな懸案事項ということで、部を挙げてこれに取り組もうということで、今、検討会議も発足しました。

先ほど申し述べたんですけれども、11%しかないということでちょうど真ん中の19ヘクタールをどうするかということで、今年度から改めてもう一度、分割も含めて、あとはいろんな手法、もちろん分割する方法とか、あといろいろ用途とか、あと賃貸も含めていろんな形で私たち検討して、今後企業誘致を進めますが、議員提案のように、観光、教育庁とか産業関連も含めて他の関係部局とも連携を深めて、何とか一歩でも進めていきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 ぜひ早目の対策をお願いしたいと。県債残高60億ですよ、60億。これも考えてぜひ早目の土地利用をお願いしたいというふうに思っています。

次に、新たな振興計画なんですけれども、私はいろんなそういう報道でしかこのことを関知しておりませんけれども、どうもきょうの新聞にも例えば民主党の沖縄協議会ですか、一括交付金についてももう段階的にというような記事も出たりして、果たして今のこの政権で沖縄県が求めるこの振興計画が十分に完結できるかどうか。ましてや今政局も混迷。先ほど答弁がありましたように、大震災、原発問題が起きる中で、今の政権も8月末にはやめるとかあるいは解散するとか

いろんな話が出ていますよね。そういう状況の中で、政府レベルで本当にこの新たな沖縄振興計画にちゃんと県の要望を反映させることができるのかどうか、極めて疑問に思うわけですね。場合によってはこれはもうそのまままた官僚に丸投げということになれば最悪ですよ。やはり今の状況をよく見ると、しっかり政府の今後の展開を把握しておかないと大変だなと思うんですけども、知事もう一度その件につきまして見解をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、大城一馬議員の御心配は理解できますし、我々も今、日本国のこの政治が政局化している。それから東日本の話から膨大な赤字財政とか、いろんな話が出て政権が安定しないという中でこの沖縄法の期限が来年来る、軍転法も来年の3月末で切れるというそういう時期に遭遇しておりますから、私どもも結局、この政権与党たる民主党さんを中心にいろいろ意見を交換し要請をしながらも、野党といえますか、県政では与党の自由民主党、公明党さんとも相談をし、社民党さんとも相談をし、各政党、——共産党さんにもお願いに行っています。つまり沖縄の関連する政党会派の皆さんに要請をし、お願いをして、来年切れる法律に間に合うように法律を延長し、予算を獲得していきたいということで我々も取り組んでおります。

ですから、確におっしゃるようないろんな動きがあるもんですから、我々も非常に細かくいろんな政党会派、そして政府の中のお役人の方々とも意見交換しながら、確実に前に進んでいると理解をいたしております。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 各政党にきちっと要請していると。ついでに社大党の国会議員もいますから、ぜひ要請してください。お願いします。

それと、次に普天間問題ですけども、確かに昨年の9月、そして県知事選挙、それ以来、知事が県外移設ということでかじを切って強く発信しております。私もあれは随分知事もいろんな発信の仕方、表明の仕方、言葉の使い方が随分変わったなというふうに認識しておるんですよ。やはり、私は今、日本政府やアメリカ政府にこの普天間基地問題を訴えるためには普通の要請では、紳士的な要請ではやっぱりなかなか前に進まないんですね、かつてやったこともあると思いますけれども。やはり怒りを示す、沖縄県知事が強い口調でアメリカ政府でもどんどん批判してください、日本政府でもどんどん批判してください。強い口調でしっか

り訴えて、そしてこれは県民に連鎖する、反応が来る。そうすれば、大きな怒りが起きて日米両政府を動かすというふうになると思うんですね。ですから、ぜひこれはやはり知事が先頭に立ってしっかり発信することが大事ですから、その件についてぜひ頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん こんにちは。

6月30日、宮森小学校ジェット機墜落事故、それから52年目の夏を迎えました。遺族の生きててほしかった、この苦しみは私たちだけで終わらせてという悲痛な叫びと、児童は二度とこのようなことがないようにと平和の鐘を打ち鳴らしました。その音色をかき消すように、その日も上空ではすさまじい米軍のジェット機の爆音。青い空、白い雲、セミの声がうるさく聞こえる、そういう中で平和の鐘が鳴り響く慰霊祭が行われる日を目指して、さらなる努力を決意いたしているところです。

といったやさきに、先ほど驚く一報が入ってまいりました。

先ほどのニュースでF15戦闘機が墜落した可能性があるとの報道がありました。質問通告後に報道されたことではありますが、重大な問題でありますことから、議事課に連絡をしてありますので、先例を踏まえ質問をいたします。

那覇空港から飛び立ったF15戦闘機の尾翼らしきものが海上で見つかったとの報道がありました。詳細について、関係部局の説明をいただきたいと存じます。

以下、質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

普天間移設に関して、アメリカ議会で辺野古は非現実的と予算を否決しました。実現性のない2プラス2合意、いよいよ沖縄の本気さ、知事の真価が問われてきます。

(1)、日米安全保障協議委員会における頭越しの「辺野古崎V字型滑走路」の建設決定。今後、評価書への知事意見、公有水面埋立許可権者としての知事の審査という大きな役割があるが、どのような方向性で準備を進めようとしているのか伺います。

(2)は割愛します。

(3)、地位協定改定について、見直しが進まない現状を今後どう打破していくのか。県民の総意を政府にどう訴えていくのか具体策を示してください。

(4)、知事公室長の訪米成果と今後の知事訪米の計画について。

2、防災対策について。

(1)は割愛します。

(2)、現状の課題を検証し、実効性のある計画を策定しなければなりません。新防災計画は、より細かな対策の必要が迫られております。と同時に、より強固にしていくために以下の詳細を「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に盛り込む用意があるのか伺います。

ア、津波対応避難場所の設置について。

イ、災害に応じた避難誘導経路について。

ウ、災害に応じた避難訓練の実施について。

エ、地域単位の防災無線の整備について。

(3)、今回の原発事故、放射能汚染の不安は世界を震撼させ、いまだ終息のめども立っていません。原潜の入港するホワイト・ビーチ、周辺住民の不安はこれまで以上に高まっています。避難訓練の実施計画はどうなっているのか伺います。

(4)、特別防災地区として指定されております「県石油コンビナート等総合防災訓練」について、今回の災害を受けこれまでの訓練のあり方を見直し、より実践的な訓練の実施が求められておりますが、計画を伺います。

3、東日本大震災被災者支援について。

(1)、国民挙げて支援の輪が広がっておりますが、福島県での原発事故による放射能汚染による不安はますます広がっています。子供たちの支援の一つとして、夏休み期間だけでも沖縄の太陽のもと思い切り遊ばせてあげたいと、民泊・ホームステイの事業の取り組みが望まれています。私も委員会等でも取り上げ、今、作家の奥野修司さんらと準備を進めているところです。県の対応を伺います。

(2)は割愛いたします。

4、再生可能エネルギーの推進について。

再生可能エネルギーの推進については、これまでの議論の中で県の積極的な取り組みの答弁があります。具現化することが大事だと考えます。

そこで、(1)、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」への風力、太陽光、バイオマス、小水力発電等の開発、設置の反映と決意を伺います。

(2)、電力事業について国民の関心が高まっています。そこで発電、送電の分離に対する県の方向性を伺います。

5、ハーグ条約締結について。

国際結婚が破綻すると子供の扱いをめぐって国境を越えた争いが起き、それに対処するために国際ルールを定めたのがハーグ協定です。日本はまだ批准はしてありませんが、欧米から強く加盟を求められ、このほど閣議決定をいたしました。国際結婚の多い本県、その影響は少なくありません。課題を整理し、県民理解が必要だと思っておりますが、認識を伺います。

6、住宅防音工事規定の見直しについて。

昨年より地域住民とともに民主党沖縄県連の協力のもと政府への要望等をいたしてまいりました。ことし4月よりW値80地域の防音建具復旧工事が認められ——成果の少ない民主党県連に敬意を表します——喜んでいただいておりますが、さらに前進させていきたいと思っております。

(1)、嘉手納飛行場周辺、普天間飛行場周辺の爆音被害はさらに増加をしていることはデータが如実に示しております。防音工事エリア内における告示の撤廃についての県の見解を伺います。

(2)、防音工事エリアの見直しに対する具体的な計画について伺います。

7、県有財産の処分について。

(1)、旧石川保健所は、閉所から約10年もたっておりますが、今も建物が放置され、防犯、防災管理上大変危険性が高くなっております。地元の不安が大きくなり、また、まちづくりの観点からも早急な整備が求められております。計画を伺います。

(2)、県内の放置、未処分、あるいは未利用になっている県有財産の状況とその処分計画を伺います。

8、観光振興について。

本県のリーディング産業として観光政策の強化は待ったなしです。世界に誇れる文化と地理的、気候的、人材的魅力の可能性の高いスポーツ振興とのコラボ等、文化観光スポーツ部としての観光振興の課題と対策を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内末子議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、再生可能エネルギーの推進についての御質問の中で、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」への風力発電等の開発、設置の反映と決意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、21世紀ビジョンの基本計画となります「新たな計画の基本的考え方」におきまして、エネル

ギー使用に伴う環境負荷の低減やエネルギーの安定供給等を図ることとしております。そのため、太陽光発電や風力発電などのクリーンエネルギーにつきまして、実用化に向けた研究開発や実証事業等に取り組みながら導入・普及を推進することとしております。

今後は、これらの取り組みを加速いたしますとともに、「新たな沖縄振興のための制度提言」におきまして、民間事業者や一般消費者を対象としましたグリーン投資税額控除等の新エネルギーの導入に対する支援制度を要望しているところでございます。

同じく再生可能エネルギーに係る御質問の中で、発電、送電の分離に対する県の方向性についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

電力の発電、送電の分離につきましては、一般的には競争促進による電気料金の低減や分散型電源の導入促進が期待されるものの、安定供給が十分に保証されるかどうか、そして、ユニバーサルサービスが保障されるかどうかの意見がいろいろと出されております。今後、国のエネルギー・環境会議において発電、送電の分離が議論されていくものと聞いております。

沖縄県といたしましては、国の議論の動向や沖縄県が多くの離島を有していること、系統電力が小規模であることなどの特殊事情を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、観光振興に係る御質問の中で、観光振興の課題と対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄観光が今後とも成長のエンジンとして県経済を牽引していくためには、国内外からの新たな観光需要の創出と付加価値の向上による観光収入の増大を図っていくことが重要であると考えております。そのため、空港や港湾等のインフラ整備を促進いたしますとともに、国内の新規市場の開拓や中国を初めといたしましたアジア、欧米、ロシアなど外国人観光客の誘致を強化し、新たな観光需要を創出していく所存でございます。

また、観光を軸に文化、スポーツ、医療などと連携をした沖縄独自の高付加価値型観光メニューを創出し、観光収入の増大を図ってまいりたいと考えております。

さらに、環境と共生する観光地づくりを推進いたしますとともに、観光と農林水産業や製造業などと連携強化に努め、経済波及効果を増大し、雇用の創出と安定に寄与する総合産業としてさらなる成長を目指してまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての中で、今後の評価書や公有水面埋め立てに対する方針についてお答えをいたします。

現時点で、政府から評価書や埋立承認願書が提出される時期等については示されておられません。仮に、提出された場合には、関係法令にのっとり検討することになりますが、県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、日米地位協定の見直しについてお答えをいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。現在、民主党政権では同協定の改定を提起するとしておりますが、政府からはいまだ改定の方針等が示されていないことから、本年2月8日には軍転協を通じ、5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣に対して知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。

県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通して粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいります。

次に、知事公室長の米国出張と知事訪米についてお答えいたします。

私は、去る5月23日から6月1日までの間、米国に出張し、米国政府、連邦議会関係者、シンクタンク、マスコミ関係者らと面談し、この中で沖縄の基地負担軽減、とりわけ普天間飛行場の県外移設を求める沖縄県の考え方に対する受けとめ方や米上院軍事委員長らが提示した辺野古移設の見直しについて情報収集いたしました。

面談相手といたしましては、政府関係では国防総省におきましてシーファー国防次官補代理及びボスティグラム政策上級顧問と面談しました。また、議会関係ではレビン、ウェッブ両上院議員の事務所等で専門スタッフと面談をしたところであります。大学シンクタンク関係では外交問題評議会のスミス上級研究員、戦略国際問題研究所のグリーン上級顧問、ジョージワシントン大学のモチヅキ教授のほか、ハーバード大学ボーゲル名誉教授などと面談をいたしました。このほか、マスコミ関係ではウイークリー東洋経済のワシントン通信員であるピーター・エニス氏と面談をしたと

ところでございます。

今回の出張で得た課題といたしましては、米側に基地負担の軽減を求める沖縄の実情をこれまで以上に強く訴える必要があること、米国の情報を的確に収集する必要があること等がありました。今回の出張で得た成果を踏まえ、今後の知事訪米や米国に直接沖縄の実情を訴え、米国側の理解と協力を得る方策を検討していきたいと考えております。

次に、防災対策についての御質問の中で、防災対策の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」への反映についてお答えをいたします。2の(2)のア、同じくイ、ウ、エは関連いたしますので一括してお答えをいたします。

避難所や避難経路の設置、避難訓練の実施及び防災無線の整備等は、いずれも災害時に県民の生命を守るために重要であると考えております。これらについては、災害対策基本法に基づき市町村がそれぞれの地域防災計画において定め対策を講じております。

東日本大震災を踏まえ、県及び市町村においては、地域防災計画等の見直しを進めており、想定される地震・津波の見直しや住民の避難対策等の強化を市町村と連携し進めていくこととしております。

「新たな計画の基本的考え方(案)―沖縄21世紀ビジョン基本計画(素案)―」におきましては、「災害に強い県土づくりと防災体制の強化」として、実行力のある組織体制等の強化や住宅・建築物の耐震化対策等に加え、関係情報の一元化やハザードマップ等のソフト対策の強化を掲げており、今後、新たな計画の策定に反映させてまいりたいと考えております。

次に、ホワイト・ビーチにおける避難訓練の実施計画についてお答えいたします。

県におきましては、沖縄県地域防災計画に基づき、平成22年2月にうるま市、沖縄県警察及び第11管区海上保安本部等関係機関の参加により、原子力艦による原子力災害時の住民避難を想定した図上訓練を実施しました。今後は、この成果を踏まえ図上訓練を重ねて実施するとともに、実際の避難訓練につきましても、実施に向け関係機関と調整してまいりたいと考えております。

次に、石油コンビナート等総合防災訓練の実施計画についてお答えいたします。

県におきましては、沖縄県石油コンビナート等防災計画に基づき、県、関係市町村、消防、警察、海上保安庁及び特定事業所などの関係機関参加のもと、大規模災害発生時におけるコンビナート地区の火災や油漏れを想定し、消火、避難及び救護等の実動型総合訓練を毎年実施しております。今年度は、11月にうるま市

平安座地区特別防災区域での実施を予定しておりますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、さらに実践的な訓練となるよう、今後、各参加機関と連携の上、訓練内容を調整してまいりたいと考えております。

次に、住宅防音工事規定の見直しについての中で、住宅防音工事に係る告示の撤廃についてお答えいたします。

県は、これまで涉外知事会や軍転協を通じて、政府に対し、告示日以降の新築・増改築住宅への制度の拡充や住宅防音工事の対象区域の拡大などを要請しております。軍転協要請に対する去る5月の政府回答においては、第1種区域指定後に建設された告示後の住宅防音工事の助成措置の拡大について、今後の全国における同工事の実施状況等を踏まえつつ検討していくとしております。

県としましては、今後とも涉外知事会や軍転協と連携し、あらゆる機会を通じ騒音対策の強化・拡充を求めてまいりたいと考えております。

次に、防音工事エリア見直しの具体的計画についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域(第1種区域)の見直しについては、米軍再編に伴う一部訓練移転の影響もあることから、引き続き調査を行うとのことでありま。なお、見直し時期については、現時点では明らかではありません。

次に、航空自衛隊那覇基地所属のF15戦闘機の情報不明という事案にお答えをいたします。

本日午前、航空自衛隊那覇基地所属のF15戦闘機が久米島北方海域で消息を絶ったとの連絡を受けております。現在、発表されている資料によれば、発生日時は本日、平成23年7月5日午前10時33分ごろ、発生場所は那覇の北西100マイル、約160キロでございます。部隊名としましては航空自衛隊で、83航空隊204飛行隊、操縦者は37歳の3等空佐でございます。機種はF15戦闘機1機でございます。

これ以上の情報についてはまだ報告を受けてございませんけれども、人命が第一ということで、搭乗員の安否の確認に最大限努力をしていただきたいというのが現状でございます。今後、さらなる情報を自衛隊等から収集したいと考えております。

以上でございます。

○議長(高嶺善伸君) 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長(大城 浩君) 東日本大震災被災者支援についての御質問で、夏休み中の受け入れについてお答

えいたします。

県教育委員会では、福島県の避難所等で生活している児童生徒等150名程度を対象に、8月に5日間の滞在プログラムを計画しているところでございます。プログラムは、伝統文化体験、歴史学習、自然学習等を通して被災地の子供たちを勇気づける内容となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） ハーグ条約加盟への認識についてお答えいたします。

ハーグ条約への加盟につきましては、海外で暴力（DV）を受け、避難帰国してきた母子の邦人を保護できなくなるなど、国内にも異論があることは承知しております。政府ではこれに配慮し、法案作成に当たっては、返還手を統括する「中央当局」を外務省に置き、法案に子供の返還命令のための裁判手続を新設することや子供の返還を拒否できる内容を盛り込むことを検討していると聞いております。

県としましては、子供にとっての最善の利益が何かという観点に立って検討が行われる必要があると考えており、引き続き国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、県有財産の処分についての中、旧石川保健所跡の利活用についてお答えいたします。

旧石川保健所については、閉所した平成14年、当時の石川市から施設譲渡の要請があり、協議を進めておりましたが、改修費用や国庫補助金の返還費用等の課題があり進展しませんでした。その後、平成18年度にはうるま市から旧石川保健所の跡地の利用について打診があり、意見交換を進めてきたところであります。

平成20年度には厚生労働省の財産処分承認基準が改正され、一定の条件のもとにおいて国庫補助金の返還を要しない扱いが示されました。旧石川保健所についてもこの条件に該当しており、現在、当該跡地の利用についてうるま市と調整を進めているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県有財産の処分に関する質問のうち、県の未利用財産の状況と処分計画についてお答えいたします。

県での未利用地は、約370万平方メートルの下地島空港残地など全体で約429万平方メートルでありま

す。

県においては、普通財産の保有は必要最小限にとどめ、行政上将来にわたって保有する必要がないと判断される財産についてはこれを漸次処分するという運用方針に基づき、毎年度の目標額を設定し処分に努めているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

山内末子さん。

○山内 末子さん まず、冒頭お聞きいたしましたF15の件ですけれども、きょうの午前中のことですので、今のところこういった感じかなと思うんですけれども、まさに人命が一番大事だと思っております。早急にまた原因究明、そして再発防止策、しっかりと県も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

それから、知事訪米について。

この件につきましては、まだ計画が具体化されておりませんが、やはり今回のこの知事訪米は、今後この沖縄を変えていく大きな訪米になるかと思えます。何を、どこに、どう訴えていくのか。そして、それによって何が伝わって、どういう流れが変わっていくのか。そういう意味ではとても意義のある訪米になるかと思えます。まだ予算もついておりませんが、私も予算はしっかりと認める気持ちであります。

そのことを踏まえて、実は、先日レビン議員が来沖をした際に、玉城副議長がレビン議員のほうへ、本国への知事あるいは県議会議長の公聴会への出席・参加、あるいはまたほかの委員会での証言等そういうことが可能かどうか伺ったということで、そういう中でレビン議員は、招待状を出すわけにはいかないが、しかし、来てくれるのであれば歓迎しますという、そういう返事があったようです。このことは、まさにこのときにそういうようなところで知事がしっかりと公聴会でこの沖縄の現状を伝えられるとなれば、先ほど知事公室長もおっしゃっていましたが、しっかりと沖縄の現状を訴えていくことの必要性、本当にいいステージがつくられていくんですね。そういった意味で、この公聴会に参加をするということを少し模索をさせていただいて、ぜひ実現に向けて頑張っていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の山内議員の御提案ですが、米議会の公聴会などに出席するというのはどうか

という点ですが、いろんなことを少し検討してから行きたいと思いますので、今の御提案もちょっと受けとめさせていただきます。

公聴会に出るとなると、アメリカの様子、防衛・日米同盟についても一体どう考えているかも含めてかなりの下準備が要ると思いますので、ここを踏まえて、出るならプラスになるようなことが重要ですから、ちょっとこれは今まだきちんと出る、出ないのお答えはできませんが、御提案として承っておきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん これまでに何度も歴代知事が訪米をいたしております、本当に予算も大きくつぎ込んだ中で、沖縄の問題が動かないという、そういうところを考えますと、やはりこれは本当に新しい方法、戦術を考えていかないといけない。そういう意味での公聴会という言葉を出しましたが、ほかのいろんな委員会なり、そういった形でのアメリカ議会あるいはアメリカ政府に対してのこれまでのやり方ではなくて、新たな戦術について模索をしていただきたいということでの提案でございます。

ちょっと前ですけれども、トヨタの社長が公聴会に出席いたしました。そういった意味では全世界に向けて、アメリカの公聴会というのは本当に世界じゅうに反響を及ぼしますし、それから日本のマスコミがなかなかこの沖縄問題に対して本腰を入れてやっていない。そういうことを考えると、アメリカで知事がしっかりと訴えるという姿は、いやが上にもマスコミは取り上げますよ。そういったところを含めてぜひ御検討を、受けとめるだけではなくて、しっかり実現をしていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それから、地位協定の件です。

もう何度も私たちは聞いております。知事公室長も何度も同じく、引き続き粘り強く求めていく。どう求めていくかを私たちは聞いているんです、どう求めていくか。そういうことで、例えば例を言いますと、1月の米軍属の件、米兵とも軍属とも対応が違う。そういう米側の処遇の問題の中で、幾らでも米側のほうに都合のいいような協定について、重要事故を起こしても軍法会議にもかかけられない。そういった事態があるということ、法の専門家であります与世田副知事、どのような感覚でこのことを受けとめておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 日米地位協定の改定の交渉当事者は、基本的には日本政府と米国でございます。沖縄県は、日米地位協定の矛盾点について、前回11項目、例えば環境条項等を踏まえた条項についての改定の要求も正式に申し渡しまして、さまざまな場面の中で改定すべきだと、こう申し伝えてきております。

また、諸学者等を含めて日米地位協定の問題点というのはさまざまに指摘されておまして、例えばボンの条項の中にある規定、例えば環境条項等は他国であるにもかかわらず日本でないんじゃないかとか、さまざまな議論というのがなされている中で、特に民主党政権が誕生した段階においては、民主党の公約の中に日米地位協定の見直しというのが明記されているんですよ。そういう中においては、沖縄県民としては大変期待していたところでございますが、なかなか政治というのが御承知のとおり、鳩山政権から始まって次から次へとかわっている中で、正直なところなかなか進展しない状況だと。そうであったとしても、沖縄県としては問題点、基地を持っている地域というのは沖縄県だけじゃございませんが、基地が所在する全国知事会等の中を踏まえて一丸となって地位協定の問題は訴えていきたいと、このように考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん まさに地位協定改定という言葉が固有名詞になっていて、スローガンだけになっているんですよ。本当に具体的に内容にどうやって攻め込んでいって、どこをどうすればいいかというところを、実は沖縄県も11項目については改定してくださいとは言っていますけれども、細かいこと、具体的なことは何にもやられていないというのが実はわかってきました。

せんだって、私たち、玉城副議長と会派で外務省の地位協定担当幹部——本当にトップです——と意見交換会を行いました。その中で、大変これはもう厳しいところですけども、やっぱり地位協定は安保の問題と相互的に補完をし合いながら、構造的な点から手をつけなければならないと、安保条約に手をつけなければならないということを明言しているんですよ。だけど、技術的には可能だという言葉をおっしゃっています、技術的には可能だと。ですから、これはあくまでも私見ではありますが、責任ある立場の発言ですので、こういった外務省の一貫した考え方をどうやって県が対処していくのか、県の認識についてまずお伺い

いたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員がおっしゃった点につきましては、日米地位協定というのは、日米安全保障条約を締結している中において、米軍人の地位、あるいは提供施設等を決めているということです。今議員がおっしゃったように、安全保障条約と密接なつながりがあるというのはこれは確かでございます。

ただ、どのような発言かは承知しておりませんが、県としましては、その11項目につきましては法的側面、あるいは人権、あるいは沖縄の経済的影響等からかなり検討を重ねまして、当初10項目だったんですが、それに1項目を足して現在11項目の改定要求と、見直し要求ということになっております。

政府は、その技術的というところがよくわかりにくいんですが、運用の改善で対応できるという立場を一貫してとっておりまして、それに対しては県としても常に反論をしているわけでございます。したがって、県としましては、引き続きこの11項目の見直しを強く求めていくという立場でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 政府は、まさに運用改善でやっていきたいということをおっしゃっています。その改定の要求がなぜ進まないのか、どこに原因があるのか、これをしっかりと検証して明確にしなければなりませんよね。そういった意味では、実務者レベルでの会議がまさに必要かと思うんですけれども、お聞きしたところ、実務者レベルでの会議、意見交換会がまだ一度もないということをおっしゃっていましたけれども、それは事実でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） その実務者レベルの会議というものの内容がよくわからないんですが、私も、機会あるごとに私のレベル、あるいは職員のレベルでも、外務省の職員、あるいは外務省の責任ある担当者に対して常に県の立場を主張しつつ、いつこういうものを取り上げてくれるのかと、あるいは政府の中で民主党の公約に沿って議論をされるのかということは申し上げているところでございます。あえて申し上げれば、やはり基地負担軽減部会というものができておりますので、そういったところでもしっかり取り上げられるべきだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 官房長と一緒にあって、本当にこれは幹部の方の声でしたので、こういった形の実務者

レベルなのか、その辺はしっかりと皆さんのほうで、ぜひこれは何度も何度も意見交換をしながら、しっかりと検証していく作業をまずは進めなければならないと思いますので、幸いに、今回、事務方というんですか、政治的な立場ででしょうか、副知事に専門家がついたということは、これはまさに私たち沖縄の力強いところだと思っております。これまで動かなかった地位協定を本当に1ミリでも2ミリでも動かすというようなことで、政府はとにかく強固な日米関係を1ミリでも動かしたくない、地位協定も動かしたくないというのが事実ですので、国内法とはもちろん違いますが、攻め方を熟知している副知事を先頭に、しっかりと頑張っていたきたいなというふうに思います。

それから、県民への広報も大変必要だと思っております。今回亡くなった子の同級生が言っていました、これ以上自分たちの時代までこの問題を引きずらないでくれと、何人殺されれば済むんですかと。そういうような県民の訴えと、それと周り自分たちにかかわりがないと地位協定について県民も知らない。ですから、そういう意味では、県が県民にシンポジウムあるいは講演会なりしっかりと示していく作業も必要だと思っております。

県議会も本当に皆さん頑張っていくと思っておりますので、私もまた皆さんに対しましても、県議会の議員のいる地域でしっかりと説明会なりそういうこともやっていこうという作業も進めていきたいと思っておりますので、県の見解を少しお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 地位協定については、なかなか一般県民にはわかりにくい部分があるというのは承知しておりまして、現実に県民を巻き込む事態が起きているという認識のもとに、そういったわかっていただく方策については、県としてもしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ハーグ協定について伺います。

沖縄県のここ3年間の結婚した人の中で国際結婚の状況についてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 国際結婚の実数は、今手元にありません。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 私が調べたところでは、毎年婚姻者の5%が国際結婚、沖縄県では8000人結婚したうち400件くらいですか、ちょっと私も今忘れましてけれども、大体8000件婚姻のうち400件近くが国際結婚だと、毎年約5%の数がいるんですね。そういった意味ではかなりの数がいると思います。問題になっていることも大変多いです。そういった意味での国際関係の相談体制が沖縄県ではどうなっているのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 今の件は、おきなわ女性財団の相談窓口というところで受け付けしておりますけれども、平成20年度の相談件数は161件となっております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん その体制をちょっとお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 一義的には相談員が受け付けをしまして、相談の内容が離婚とか親権に関する内容とかいろんな形がありますので、そういったのを一たん聞いた上で専門機関に相談をつなぐとかそういうような体制で行っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 先日、その相談体制の中でお聞きしたところ、その相談員が一月に1回の勤務だと。そうなりますと、一月に1回ですと、本当に深刻な相談がある場合、一月先にしか相談ができない状況があるんですね。そういった意味では、実はもう今NPOの方で本当に一生懸命頑張っている皆さんたちが多くて、今、夜中じゅう相談の件数が多いそうです。そういった意味では、これからこのハーグ協定が締結されると、多くの問題が含まれてきますので、法的な問題ですとか、それから裁判所の費用の問題とかが多くあります。そういった意味で、もっと体制を強化するというのをぜひ要望していきたいと思いますので、決意をよろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） ハーグ協定が締結されるということになれば、やはりそれなりに相談件数はふえますし、相談の内容というのかなり複雑というか、いろんな形で出てくると思いますので、県としては、海外で活動経験のあるような、例えば弁護士とか、そういった方を相談員に委嘱して、十分な対応ができるような形で体制を整えていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 知事、公有水面の埋め立ての件ですけれども、今まだ進められておりませんが、法的にもしかすると着々と進められているのかなという感じがいたします。アメリカ政府に対してアメリカ議会が抵抗してきているんです。そういう意味では沖縄の要求に近づいてきている、環境が整ってきているんですね。沖縄だけのわがままではありません。そういうことがだんだんと明確になってきましたので、そういう意味で、壁は日本政府であります。そういった観点から、知事はこれまでもずっと言っていますけれども、だからこそこういった公有水面の許可についてもノーという姿勢をはっきりと示していく、そういうことが大事だと思っておりますが、その辺の決意をひとつ知事、お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の点は、政府の案というのは2プラス2の案で、またV字型を確認したということになっていきます。あれは前も環境アセスメントがまだ残っておりまして。ですから、公有水面の埋め立てはその後の話ですが、一体どういうふうにして、いつ、どんなタイミングで出されてくるのか、我々も予測をするしかありませんが、いずれにしても、今私は県外へと申し上げている姿勢を踏まえ、一方で、行政手続上の限界がどこにあるのか、ないのかも含めて、ちょっとこれは今申し上げるとすれば、法令上の手続を適正にということと、私の県外にということを踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○山内 末子さん ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 皆さん、こんにちは。

一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間基地の危険除去に対する知事の取り組みを伺う。

(2)、本県の基地問題等について米政府にどのように発信したり情報を得たりしているのかを伺う。

(3)、人事や天下り等に対する知事の基本的な考え方を伺う。

(4)、県内企業優先発注、県産品活用に対する知事の考え方を伺う。

(5)、米軍基地内工事の県内企業優先発注に対する知事の取り組みを伺う。

2番、福祉・医療行政について。

(1)、国の保育動向に対する県の対応を伺う。

- (2)、認可外保育施設の課題を伺う。
- (3)、発達障害の課題を伺う。
- (4)、社会福祉法人の公的役割を伺う。
- (5)、県ドクターヘリの成果を伺う。
- (6)、県立病院の7対1看護体制の成果を伺う。

3番、観光行政について。

- (1)、観光産業の現状を伺う。

4番、教育行政について。

- (1)、学校給食の県産品使用状況を伺う。

(2)、知事公約の少人数学級達成のための予算総額を伺う。

5番、土木建築行政について。

- (1)、総合評価方式の課題と対策を伺う。

(2)、県発注の公共工事積算額は、企業積算と開きがあると聞くが現状を伺う。

(3)、建設産業支援センターの設置の進捗状況を伺う。

6番、新たな沖縄振興について。

- (1)、取り組み状況を伺う。

7番、當間盛夫県議の我が会派の代表質問との関連の中で、J T Aは本来の「県民の翼」に戻すとの代表質問との関連で上原副知事にお伺いいたします。

新たな振興計画の中にJ T Aの飛行機整備場を整備拡大し、県内有数の飛行機整備場にするように政府に要望してはどうかについてお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、米軍基地内工事の県内企業優先発注についての御質問にお答えいたします。

県では、在沖米軍に対し、これまで2度にわたり県内企業への優先発注やボンド率の縮減、分離・分割発注などにつきまして要請を行ってきました。その際、米軍側からは、業者選定も米国の法律等に基づき一般競争入札で行っており、県内業者に優先的に発注することは困難との回答がありました。しかしながら、県では、米軍発注工事において県内企業の参入機会の拡大は重要であると認識をしており、分離・分割発注等について関係機関への要請活動を強化していくことといたしております。

次に、福祉・医療行政に係る御質問の中で、沖縄県ドクターヘリの成果についての御質問にお答えいたします。

沖縄県ドクターヘリは、平成20年12月から浦添総合

病院が行うドクターヘリ事業に補助をし、実施いたしております。これまで664件の急患を搬送しており、本島周辺離島や本島全域から入院を必要とする患者を迅速に搬送する等、大きな成果を上げております。

沖縄県といたしましては、救急搬送体制のさらなる充実を図るため、「沖縄県救急医療協議会」においてドクターヘリの複数化について検討を進めているところであります。

次に、新たな沖縄振興に係る御質問の中で、取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、新たな沖縄振興のために要望している沖縄振興一括交付金などの諸制度を盛り込んだ法律の制定につきまして、これまで沖縄政策協議会及び沖縄振興部会を通じて政府に要望し、協議を重ねているところでございます。また、沖縄県が求める新たな沖縄振興について、市町村や経済団体等関係団体への説明や意見交換を行っているほか、「新たな計画の基本的考え方（案）」について、沖縄県振興審議会において審議がなされているところでございます。さらに、県議会議員の皆様や県選出国會議員、そして各政党に対して沖縄県が求める形での新たな沖縄振興策につきまして説明を行い、各政党において具体的な検討が行われているところであります。

沖縄県といたしましては、今後とも県議会、そして市町村、関係団体等との連携を図り、沖縄政策協議会における議論や関係府省との調整を進め、沖縄県の要望が反映された沖縄振興策の実現に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

〔副知事 上原良幸君登壇〕

○副知事（上原良幸君） 我が会派の代表質問との関連で、J T Aによる那覇空港の航空機整備拠点の形成についての御質問にお答えいたします。

那覇空港におけるJ T Aの航空機整備体制は、中型ジェット機までを対象とした整備格納庫を持ち、点検・検査・部品交換などの整備を実施することができ、現在、県では、新たな計画の基本的な考え方を取りまとめているところでありますが、その中で、那覇空港の地理的優位性を生かして、航空機の塗装や大規模な改修等、より高い整備ができる整備拠点を形成し、産業として育成してはどうかとの提言があります。

県としましては、那覇空港の拠点性や価値を高める観点から、航空機整備場などの空港関連施設の研究及

び実現可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去に対する取り組みについてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去については、駐留部隊の移駐や訓練の縮小、分散移転など、普天間飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図ることをワーキングチーム会合等を通じ、政府に求めてまいりました。去る5月の米軍基地負担軽減部会における軍転協要請に対する回答の中で、政府は、昨年1月から本年3月までに実施した飛行状況調査データの解析・整理等を行っているところであり、運用状況を評価の上、公表したいとしておりますが、現時点で公表はされておられません。

県としましては、引き続き軍転協とも連携し、普天間飛行場の危険性の除去について、具体的な方策の提案、実施に向け、さらに検討を加速させるよう政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、米政府に対する情報発信及び収集についてお答えいたします。

県は、これまで知事訪米や米国総領事館への申し入れ等により、沖縄の基地問題についての実情を訴えてまいりました。また、去る5月には私が米国に出張いたしまして、米国政府に対し意見交換を行っております。また、日ごろの情報収集といたしましては、米国のシンクタンクと契約し情報を収集しております。さらに、英字新聞やインターネットの情報を積極的に収集・分析することによって沖縄の基地問題をめぐる状況を把握したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢に関する質問のうち、人事や天下り等に対する基本的な考え方についてお答えいたします。

職員の人事につきましては、人材の積極的な登用を通して職員の士気の高揚、組織の活性化及び公務能率の向上を図ることを目的に、公正公平を基本として実施しているところであります。また、平成21年11月に閣議決定された政府答弁書によりますと、いわゆる「天下り」とは、「府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させること」と定義されております。県

の退職者が外郭団体等へ再就職する際には、県は団体からの要請に応じて、県の行政目的、施策推進の観点も踏まえ、実務能力等を総合的に判断して提案するものであります。

各団体における人事につきましては、個々の団体における所定の手続のもとに行われるものであり、それぞれ個々人の経験、力量等が評価されて選任されるものと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 知事の政治姿勢についての中で、県内企業優先発注・県産品活用に対する考え方についての御質問にお答えいたします。

県では、需要の停滞、移輸入品との競争の激化など厳しい経営環境にある県内企業の育成強化を図るため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、各種の取り組みを行っております。具体的には、産業まつりの開催や7月1日から31日までの県産品奨励月間の実施による消費者意識の啓発、県公共工事における分離・分割発注や共同企業体方式による県内企業の受注確保、国の出先機関・市町村等に対する要請等を行っているところであります。

県としましては、今後とも関係団体と連携して、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉・医療行政についての、国の保育動向に対する県の対応についてお答えいたします。

国においては、幼保一体化を目指す「子ども・子育て新システム」について、現在、現行の保育所、幼稚園の一部を残す案を含めさまざまな角度から制度設計に向けて検討がなされております。県としましては、「子ども・子育て新システム」の制度設計に当たっては、保育の質が確保されることや新システムの制度運用に必要な財源が確保されることが重要であると考えております。本県にどのような影響を及ぼすのか、今後とも国の動向を注視し、関係部局と連携し、必要に対応をしてまいりたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設の課題についてお答えいたします。

認可外保育施設については、入所児童の処遇向上が課題であります。同施設への給食費助成について

は、入所児童の一層の処遇向上のために平成23年度当初予算において「新すこやか保育事業」を拡充しております。

なお、新たな子育て支援制度の提案の中で、保育所入所待機児童対策特別事業基金の継続・拡充や一定の質を確保した認可外保育施設への支援措置等を国に求めているところであります。

続きまして、発達障害の課題についてお答えいたします。

発達障害者の支援については、地域の実情に応じた支援体制の整備と支援を担う人材の育成が重要な課題であると考えております。そのため、県では発達障害者支援センターを中核機関とし、サポートコーチの派遣や圏域アドバイザーの配置など市町村における支援体制の整備に取り組んでいるところであります。また、平成22年度より地域完結型の人材育成システムの構築を図るため、保健師や臨床心理士などを対象に研修等を実施する人材育成事業を展開しているところであります。

続きまして、社会福祉法人の公的役割についてお答えします。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に社会福祉法の規定に基づき設立された法人であります。社会福祉事業は、入所施設等を運営する第一種社会福祉事業と通所や在宅福祉サービスを提供する第二種社会福祉事業があり、ともに公共性の高い事業となっております。また、公益事業や収益事業の実施については、本来の社会福祉事業に支障がないことが要件となっており、営利を目的としない法人であります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

〔病院事業局病院事業統括監 呉屋幸一君登壇〕

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） 伊江局長が急なことで、本日、議会への出席ができません。お許しをいただいて私のほうで代理出席とともに答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

福祉・医療行政についてのうち、7対1看護体制の成果についてお答えいたします。

病院事業局においては、平成22年5月から南部医療センター・こども医療センターで、平成23年5月から中部病院で7対1看護体制を実施しております。

病院現場からは、1、ゆとりを持って一人一人の患者のケアができるようになったこと、2、夜勤体制が厚くなり、より安全に看護ができるようになったこ

と、3、新人の指導、サポートに当たる時間がふえたことなど評価する声が上がっております。また、南部医療センターにおける経営への影響については、患者1人1日当たりの入院単価が増加し、入院収益の改善につながっておりますが、費用を含めた収支については、今後、詳細な集計・分析を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光行政についての質問の中の、観光産業の現状についてお答えいたします。

沖縄県の入域観光客数は、平成21年度の約569万人から平成22年度は約572万人となり、対前年度比0.5%の増加となっております。一方、外国人観光客数につきましては、平成21年度の約24万6000人から平成22年度は約28万3000人となり、対前年度比14.9%増と過去最高を記録しております。しかしながら、3月以降は、東日本大震災の影響を受け、4月及び5月の2カ月間の合計で対前年度と比較して約18万人の減、マイナス19.3%の厳しい状況となっております。観光収入につきましては、平成21年度は景気低迷や旅行商品の低価格化等の影響を受け、対前年度比12%減の約3778億円となりましたが、平成22年度は観光客1人当たりの県内消費額の増加等により、対前年度比6.7%増の約4033億円となっております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、学校給食の県産品使用状況についてお答えいたします。

平成21年度の学校給食における県産農水産物の利用状況調査によりますと、県産食材の利用率は32.3%となっております。

次に、少人数学級の予算総額についてお答えいたします。

平成23年5月1日現在の児童生徒数で、小学校1・2年生で30人学級とし、3年生以上で35人学級を導入した場合、年間約31億6000万円の財源が必要となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築行政につい

の中で、総合評価方式の課題と対策についてお答えいたします。

総合評価方式は、従来の価格のみの競争に技術的な要素を加え、総合的に評価して最もすぐれた企業を落札者とする方式であり、施行後４年が経過しております。現在、発注手続の煩雑さや長期化による配置予定技術者の拘束など、手続に関する諸課題や、評価項目について業界団体等から要望があり、見直しを検討しているところであります。

今後、他県の状況も踏まえて、手続の簡素化や新たな評価項目の設定等についてもさらなる検討を行っていきたいと考えております。

同じく土木建築行政で、県発注の公共工事積算額と企業積算との開きについてお答えいたします。

工事費の積算に当たっては、一般的に図面、数量表、現場条件等を踏まえ、積算基準書、実施設計単価表等に基づき積算を行っております。入札参加業者の積算につきましては、積算ソフトの高度化と積算技術の向上により、県の積算額との乖離は少なくなっております。しかしながら、小規模建設業者においては、積算ソフトを所有していない建設業者がいることや、工事規模が小さいことなどにより、県の積算額との間に若干の開きが生じていると考えております。土木建築部発注工事において、入札不調が増加しておりますが、その対策については、他県の状況調査や入札不調の原因分析等を行い、これらの大部分を占める小規模工事の積算体系のあり方も含めて今後検討していきたいと考えております。

同じく土木建築行政で、建設産業支援センターについてお答えいたします。

建設産業支援センターは、県内建設業界の自助努力を促進し、長期的展望に立って、建設産業の活性化を図ることを目的として、建設関係団体が設立を検討しているところであります。県としましても、当センターの設立を支援する必要があると考えておりますが、業務の一部として予定されている「建設発生土有効利用事業」のシステムづくりが大きな課題となっております。現在、県内発生土の実態調査や利用計画の把握、他県先進事例の情報等を検証し、事業の有効性について検討を行っているところであり、今後、検討結果を踏まえ、建設関係団体との調整を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 順不同で再質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、我が会派の関連質問で、上原副知事から答弁をいただいたんですけれども、ＪＴＡの飛行機の整備場についての拡大、ぜひとも全面的にやっていただきたい。というのは、先日ＪＴＡさんにいろいろ確認をしたら、ＪＡＬさんとかＡＮＡさんはもう外国に整備を委託し始めているらしいんですね。何が懸念されているかということ、日本の技術そのものが失われるんじゃないかなという意見があって、ＪＴＡは中型機ではあるんですけれどもオールラウンドで全部対応できるという話があったものですから、できればＪＴＡの機種に限らずＡＮＡ（全日空）のものを全部整備していきたいということをおっしゃっていたものですから、飛行機は那覇に来ますので、それをぜひ新たな沖縄振興の中で……。

その部分ともう一点は、実は国立高専がありますよね。国立高専の子供たちというのはせっかく勉強を頑張っているんですけれども、それに見合う就職先が余りなくて、県外とかなかなか違う職種についているという観点で、ぜひとも飛行機の整備を設けることによってそうした人材が活用できる場になるかと思うんですけれども、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 実は、私の琉球大学のころの機械工学の優秀な連中は、就職先はＪＴＡの機体の整備のほうに行っていました。おっしゃるように国立高専もそうですけれども、そういう人材の育成のためにも沖縄の航空機の整備を産業として育てていくという可能性は大いにあると思っています。路線がどんどん入ってきていますし、あとＡＮＡの貨物でいろいろ整備類もどんどん沖縄に出し入れできますので、それで大いに可能性があると思っています。積極的に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうですね、知事、ぜひ日本の技術が非常に評価されてきた中で、最近単価によっては外国にそういった整備を委託する中で、沖縄はそういった技術を拠点としてやるということは非常に有意義だと思っていますので、頑張ってくださいと思っています。

続いて、知事の政治姿勢の普天間基地の危険除去に対する取り組みについてなんですけれども、仲井眞知事が就任してからもう４年弱になっているんですが、３年をめどに閉鎖状態ということで一生懸命取り組んできたと思うんですけれども、危険除去どころか危険増強になってきているんです、オスプレイの話も含めてですね。ですから、今回、知事がせっかく訪米を検

討されているんでしたら、やはりオスプレイの配備に対して明確に米政府に反対を伝えるべきだと思いますが、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まだ訪米につきましては、目的といつごろというのはきちっとまだ決めておらず、今研究中ですから、今の議員のお話でオスプレイについてどういうふうにアメリカで対応するかはもう少し時間を下さい。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ検討をお願いしたいなと思っています。

次に、普天間基地の辺野古移設について県議会の全会一致であったり、県内情勢が非常にもう厳しいということで知事は日本政府に伝えているわけですね。知事、今回2プラス2でいろいろ決めているんですけれども、この県内の情勢を初め米議会のいわゆる厳しいという意見も含めて、この普天間基地の県内移設は実質的に破綻していると私は思いますが、この計画は。知事はどう考えますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 県内移設が破綻という表現は、私は使っておりませんが、少なくとも辺野古について事実上不可能だという状況になっているということは申し上げてきたとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 もう一度言います。

県内移設ではなくて辺野古移設について、事実上不可能ということで、ただ日米両政府はそこにつくると言っているわけですね。この間、沖縄の状況を見ても、米議会の今回の発表を見ても、これは実質的に破綻していると知事は思いませんか。

○知事（仲井眞弘多君） 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ついこの間の6月21日の2プラス2で、日米両政府はあの案を再確認といいますか、共同発表しているわけですね。ですから、ただこれをどう評価するかですが、私は辺野古というのは事

実上不可能だということを申し上げておりますから、この事態を踏まえると日米両政府がついこの間決めたことというのが破綻なのかどうなのかは別にしまして、事実上不可能だと私は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、知事公室長に聞きたいんですけども、先日訪米をされて沖縄の情報をもっと的確に発信したり、またアメリカ側の正確な情報を取得するというのが課題だということをおっしゃっていました。先日の知事の答弁の中で、アメリカにおいて事務所を設置したいということで、これは非常にいいことだと思うんですね。アメリカのどちらに事務所を設置しようと考えているのか、まずお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今回の出張におきましては、私は東海岸を中心に出張したわけですが、その場所についてはまだこれから検討が必要だと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、その場所も非常に大事だと思うんですね。例えばワシントンにワシントン沖縄事務所を置くことによって、そこも大事なポイントじゃないのかなと。場所も非常に大事だと思うんですが、それについて知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 改めて申し上げればこれも検討中ということでございまして、それ以上はないわけですが、ワシントンは米国の政府が所在する地区でございますので、大変意味はあるかなと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 どういう人材を配置するかということも非常に大事だと思うんですね、職員なのか。私はそれなりのポストの人を置くべきだと思うんですね。無理な話かもしれないんですけども、例えば稲嶺前知事あたりとかそういった人材は、私は重みがあるという意味で言うと、熟知していますから、そういうレベルの方をしっかりと……、大田県政から稲嶺県政、それから今回仲井眞知事——仲井眞知事は大田県政の副知事であり、稲嶺さんの後継者なんですね。そういった人材を含めてどういう方をそこに常時配置するのか、そこは大事な部分だと思うんですけども、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず拠点がどういう機

能を持つかということが現在検討されておりまして、その上で必要な人材といったものも決まってくるということですので、今議員のおっしゃった御提案も含め検討してまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 質問を変えます。

県内企業優先発注・県産品活用についてお聞きしたいと思います。

2月議会で、知事のリーダーシップで下請業者の県内企業優先活用を特記仕様書に早速5月から明記していただきまして、本当にありがとうございました。やはり県内企業が発注しても県外企業にまた下請をしてしまうと非常に厳しいという声もあって、非常によかったんじゃないかなと思っています。

そこで早速市町村によっては、県のこの特記仕様書の明記に基づいて、市町村においても下請業者を県内にするようにということで県内企業優先発注という視点で動き出している市町村もあるんですけれども、できれば知事名で各市町村への協力要請を求めているいただきたいんですが、部長、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 私たちからは、一応通常、文書上は知事名で市町村にはそういった連絡はやっておりますので、ただししっかり土木建築部から市町村には周知は図っておりますので、実行をしっかりしていきたいと思っています。

○赤嶺 昇君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 迅速な対応に非常に感謝申し上げます。できれば、今後実際どうなっているのかということも含めて見ていただきたい。ちなみに、新石川浄水場、これは平成22年の工事なんですけれども、県内業者が受注して下請は県外になっているんですね。そのあたりは企業局長は把握していますか。把握しているかしてないかだけでいいです。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

○企業局長（仲田文昭君） 自席からではありますけれども、答弁の前に、この4月1日から企業局長を拝命いたしました仲田でございます。企業局の一番の仕事であります安全・安心な水を安定的に安く供給するために頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ただいまの件の22年度の発注工事の件だというふう聞いておりますけれども、ちょっと正確であるかどうか分かりませんが、そのときにはまだそういった特記仕様書とかそういったものはない段階だと思いますので、中には県外業者のほうに下請に出したケースはあるんじゃないかというふうには思っています。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ県の各部署においてもそのあたり、農林水産も含めて下請業者は県内業者をしっかりと活用していただきたいということを要望しておきたいと思っております。今後もこの件についてはしっかりと調査をしていきたいと思っています。

それから米軍基地内の工事についてなんですけれども、この件もできれば知事が訪米をされる際に——先ほど要請をされたということなんですけれども——分離・分割発注を沖縄の実情も訴えながら求めたらどうかと思うんですけれども、知事の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後2時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 米国に知事が訪米された中で、いわば基地関係者、将軍等偉い権限者と会うことがあれば、そういう機会を通じて要請をするということは十分検討に値するだろうと思っております。特に、今私どもが承知をしている限りにおいては、ミラー法という法律の中でボンドというのは外国で発注する場合にはボンドを積むことを例外とするみたいなそういう規定があって、ただ私どもが今聞いたところによると、その例外規定が適用された事例がないということでもあります。いろんな場面の中で沖縄県の中で基地が存在する以上、沖縄県民の負担でいわば維持されている日米安保状態ということですから、ぜひ優先的な発注が確保できるような要請は知事のほうとしてもやっていきたいとこのように考えています。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ頑張っていきたいと思っています。

続いて、総合評価方式について業界といろいろ調整をされているということなんですけれども、建設業協会があるんですね。この建設業協会が県のいろんな施策に対して協力をしていると思うんですね。この建設業協会加入による加点も検討してみたいと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 建設業協会に加入しているということで、入札参加のときの得点には点数が配慮されておりますが、総合評価には今されていません。なぜかという、やはりダブル計上になるということで、あくまでも入札参加願いの等級格づけのときの配点の中に配慮しているということで御理解願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 この建設業協会はさまざまな活動で県に協力してもらっているんですけども、その中で最近防災の件が大部分叫ばれているんですけども、県と建設業協会の皆さんとの総合防災協定がまだ結ばれていないんですね。ただ総合事務局と協会は結んでいるんですよ。浦添市も結んでいるんですね。これはぜひ総合防災協定を結んでもらって迅速に対応してもらって、その総合防災協定を結んでいる部分においてはまた総合評価の加点に反映していくことは大事だと思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに災害時にいって応急工事を迅速に行うためには、建設業者の果たす役割は極めて大きいものですから、県としても前から災害協定を一生懸命締結する方向で今準備はしているんですが、ちょっとおくらせています。しかしながら、早目にその災害協定を結んで、その災害協定を結んだところに関しては総合事務局は総合評価では配点を高めておりますので、そういった面も国とか他県の実況を踏まえて、そういう点もあわせて検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 次に、県発注工事の積算の開きについてですけども、県立宮古病院の入札に際しての実況はどうだったのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） 宮古病院につきましては、建設工事に関しまして2工区に分けて入札を行っております。1工区につきましては、最初の入札において予定価格の範囲内であり、落札が決まりました。2工区については、1回目及び2回目の入札で14社のすべてが予定価格を超過したということで3回目の入札を行うことになりました。3回目の入札の事前に12社が辞退して、2社による入札になったということでございます。そのうち、1社は予定価格を超過して残る1社は入札のときに辞退をしたということで3回の入札が不調に終わっております。その

後、2工区については随意契約で工事請負契約を結んでございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 私がもらっている資料によると、第1工区ですか、この落札が14億なんですよ。ところが、中には23億で入札に参加しているところがある。約9億ぐらい開きがあるんですね。だから、私はいわゆる積算の部分において、先ほど小さい工事ということがあったんですけども、病院事業局においてもこういった入札、工事を発注するに当たってももう少し細かく業界の状況を把握するべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） 入札に関しましては、3社でJVを組んでいただいて、特Aの事業者も入っていただいて県内事業者3社でJVを組んでいただいております。

その工事費の積算につきましては、土木建築部による工事積算基準に準じて行っております。そういうことで設計をしてありますけれども、結果として不調に終わっているし、それから入札価格に事業者間の開きがあるということは承知しておりますけれども、その積算額についてはおおむね我々は適正だったのではないかというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、これは國場組さんがとったんですよ、1工区も、2工区も。これは聞いてみたらいいですよ。どの業者もこれは落札しないでよかったと言っているんですよ。それでも今、担当者は適切というわけですよ。県がせっかく発注する工事を次の2工区についてほとんど辞退ですよ。そういうことを踏まえても適切ということを皆さん言えますか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） 工事費の見積もりにつきましては、積算につきましては、土木建築部の工事積算基準に準じて行っておりますので、予定価格の設定については適切に行われたと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 土木建築部の職員と調整すると、あれは病院事業局がやった入札で私たちはそんなに関係ないという言い方をするんですよ。だから、皆さんはもっと謙虚になってあれが不調に終わったという部分を全く反省する気がないということなら、そういう答弁をやってください。いかがですか。落札して赤字になるというのは問題ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。
○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） 確かに、今回の第2工区の入札については不調に終わったという事実がございます。第1工区については、1JVが応札をして落札をしてございます。そういう不調に終わったという事実は謙虚に受けとめて、これからの病院事業運営に役立てていきたいと思っております。

○赤嶺 昇君 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 私は、専門じゃないのでよくわからないんですけども、9億の開きがあること自体、皆さんは今回のいわゆる入札同額問題にほとんどの業者の積算が合ってきて問題がないと言っている割には9億の開きがあるということを是正しないとなったら、そもそもそれも問題なんですよ。いかがですか、9億の開きというのは問題じゃないの。9億の積算の差が出るというのは私はいかがなものかと思えますよ。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） そういう今回の入札において入札額に差があったということは事実ですので、そこら辺は今後謙虚に受けとめたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、新たな沖縄振興について、知事が今我々も各議員もいろいろ精力的に動いてもらっているんですけども、まず3000億円の一括交付金、さらに制度、52項目の分野別を求めているんですね。これをすべて政府・国が認めた場合に沖縄の10年後は失業率の問題を初め経済の問題すべて解決できますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 失業率も、それからまた現在抱えているその他の課題もすべて解決できるかというふうな話ですけども、そういうふうなものを目標にして新しい計画の中で施策を打ち込んで、そしてまたそういうふうな財源として一括交付金を使っていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 部長、私はできますという答弁が欲しいんですよ。皆さんがこれだけ頑張っただけを練っているわけですよ。一括交付金は3000億円必要だと、52項目はどうしてもこれは必要だと。自信を持っ

て、それは10年後、21世紀ビジョンもありますよ、それは間違いなく今の課題の全部解決に向けてやはりそこを目指しているということをもっと明確に出してほしいんですけども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） まさしくそれを目指しているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それで知事、3000億の一括交付金について、県が明確にその額を示しておりますから、この間、内閣府との事務調整もいろいろあると思うんですけども、最終的に私は政治決着だと思うんですね。その件について知事の見解をお聞かせください。3000億円の一括交付金について、政治決着を図る考えはありますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 政治決着という言葉なんです、ただ、今のこういう国家財政の状況その他いろいろいろいろ考えますと、そして我々が4回目の沖縄振興が終わり、次に5回目入る中で、いろいろな意見があります。各政党によっても微妙な違いがありますから、そういう中で2300億円という一括交付金の形で、今あるこれに700億足すということ、7億でもなく70億でもなく、700億円足して過去10年の平均を我々は内閣府沖縄担当部局に求めるということをやっていますから、これが実務レベルでセットできるかどうかという点ではまさしくこれは政治の力が要るだろうという予測はできますよ。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 私は、もうこれからのタイミングは、最終的には知事と総理による政治決着だと思うんですね。いかがですか、決意についてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員が総理と知事とでおっしゃいますが、どなたが総理になっているかわからないところもありますけれども、ただこれはさておいても、特に私ども行政実務を預かる部分と、それ

からこの沖縄県議会の全議員、そしてこの各政党・会派の皆さんのお力がないとなかなか恐らく——どなたが総理かわかりませんが——私と二人で何かが決着できるというものでなさそうな感じがします。ですから、いろんな意味で沖縄県選出の国会議員もおられる、それから県議会の皆さん、それから沖縄のことをかなりよく知っているほかの県の国会議員の人々、実はいろんな方のお力をかりればできると思いますが、それが結集できないと大変難しい部分もあるというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、ぜひもうこの間、時間をかけて今の計画もつくっておりますので、3000億円しっかり、いろんな課題もあると思うんですけれども、どなたが総理かということもあるかもしれないですけれども、いろいろ調整する中でこの3000億円を下回るということが提示されることも予想できるわけですね。そこはもう妥協しないで、ぜひ頑張ってもらいたいと思うんですけれども、決意についてもう一度お聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論、現在これをむしろ3000億以上というような気持ちでやっておりますが、昨今のこういう情勢ですから、ただ県議会の赤嶺議員も含めて議員の先生と、各政党のお力をかりないとなかなか実現も山あり谷あり難しいところがあると思いますし、今ちょうど胸突き八丁に入っていると私は思っておりますので、無論何とか実現したいということで頑張っておりますから、お力添え、一緒になってやることをよろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、福祉・医療行政についてなんですけれども、認可外の認可化促進ということで認可外の課題として今度県がずっと進めてきたんですけれども、認可外から認可になるときに一回、その在園児が認可外がなくなるわけですから出されるわけですね。子供の視点になると、この保育に欠ける子供が結果的にこの園で二、三年同じ保育士のもとで保育を受けたのにもかかわらず、認可になったために出される現状があって、これは主体は市町村だと思うんですけれども、例えば認可になった1年目は1点、もしくは0.5点でもいいからこの在園児の保育に欠けるという子供の視点になってこれを市町村に要望するということも大事だと思いますけれども、部長いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 御指摘のとおり、認

可外保育施設での保育に限らず保育の現場においては、子供の気持ちを考えることが一番大切だと思います。

認可外保育園から認可保育園に移行した場合には、引き続き同じような保育環境で保育されることが児童にとっては望ましいことであることが多いと思いますので、市町村における保育所入所児童の選考に当たっては一定の配慮を行うことが必要であると思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、発達障害について教育委員会に聞きたいんですけれども、個別教育支援計画の作成状況をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 個別の教育支援計画の作成状況ですけれども、幼稚園では41.3%、小学校では72.3%、中学校では59.4%、高校では11.7%でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 幼稚園と高校が課題だと思いますので、ぜひしっかり頑張っていたきたいと思っております。これはまた引き続き聞いていきたいと思っております。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時18分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 ドクターヘリについてお聞きしたいんですけれども、今総合病院に補助をして運用していると思うんですけれども、今後補助じゃなくて委託にしていこうということを検討したらどうかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 全国的にはほとんどが我々と同じように補助事業でやっております、例外といいますか国の機関、国立病院にお願いするか、そういう場合に委託事業になっておりまして、原則は委託事業であろうと補助事業であろうと与えられる予算は同額でございますので、補助事業であろうと委託事業であろうと、実態としてはそれほど大きな違いはないと考えます。

○赤嶺 昇君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 総合病院が2億円補助を受けているんですけども、5000万余り赤字が出ているんですね。鹿児島に搬送する分においても鹿児島県から沖縄県に大体二、三千万ぐらい搬送費用が入っているんですけども、これは県の予算に入るけれども総合病院には入らないんですね。だからそこをしっかりと検討してもらいたい。これは提案です。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 最後に、社会福祉法人の公的役割について、先日、社会福祉法人の老人施設を確認したら、私が調べている中でも役員報酬幾らだったと思いますか。これは理事長報酬15万7000円の掛ける10倍、157万もらっている理事長がいるんですよ、社会福祉法人の老人施設。これは月ですよ、これを年間にすると大体1884万。きょうの知事の新聞の所得が1579万、これどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 社会福祉法人の報酬等は、法人の報酬規定においてそれぞれの法人の活動内容によって変わりますので、一概に絶対値をもって多いとか少ないとかなかなか判断基準は難しいかと思っています。

○赤嶺 昇君 今後もっと調査をさせてもらいます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 改革の会の平良昭一でございます。

一般質問を行います。

その前に、地域を元気づける話題です。

先月中旬に行われたゴルフの日本女子アマチュア選手権で、我が母校の県立本部高等学校3年生比嘉真美子選手が見事優勝いたしました。（拍手）36ホールマッチプレーの決勝戦では、5ホール残しの6ホール差での圧勝であり、高校の先輩として大変誇りに思います。

中学から頭角をあらわした彼女は、本土の強豪校か

らの誘いを断り地元の県立高校に進学し、全国高校選手権や日本ジュニア選手権を制し日本代表チームにも選ばれ国際試合でも活躍できました。彼女の地元本部高校進学には、彼女をこれまで支えてきた周りへの感謝の気持ちを忘れないことが影響しております。本部高校は、少子化で生徒が減少する中、高校存続のために特色ある学校づくりを目指す目的で、平成18年、ゴルフ部を創設し、地域と一体となった学校づくりに取り組んできた経緯があります。学校運営に積極的に地域が参加できるPTCA活動を立ち上げ――県立高校では初めてであります――後援会を結成し有能な指導者を得ることができた。本部町もゴルフの町を宣言し、県内外にアピールを行い、地域のゴルフ場、企業、個人が一体となって活躍を支援してきた結果、実力ある選手が町外・県外からも入学するようになった。全校生徒205名の小さな学校から大きな夢の実現ができたことは、地域への感謝の気持ちがなし得たわけであります。

県勢では、上原彩子、宮里藍、宮里美香、諸見里しのぶに次いで6年ぶり5人目の快挙であります。過去優勝の4人の選手が現在、トッププロとして国内外で活躍していることから、比嘉真美子さんも卒業後、プロとしての活躍が大いに期待できるものであります。

また、17歳の活躍は地域を元気づけるものであり、今後の県立高校再編計画に大きな影響を与えるものだと思います。生徒数が少ないことだけで統廃合の対象になるのではなく、生徒が地域を巻き込んだ県立高校のあり方が重要になるものであり、離島、北部地区の高校の存続の意義は地域の活性化のバロメーターであり、地域の発展に貢献する学校としての役割を担うものであることから、今回の快挙はそれを物語っているのではないのでしょうか。平成24年度の高校再編計画が取り込まれる中ですが、小さな地域の小さな学校での取り組みを通して期待にこたえる子供たちに対し、均等に勉学の機会を与えるための取り組み、県教育委員会として重く受けとめ、大人の対応が求められているのではないのでしょうか。

教育と県土の均衡発展と比嘉真美子さんのこれからの世界へ羽ばたく活躍を期待して質問に入らせていただきます。

1点目、知事の政治姿勢について。

(1)、基地問題について。

ア、6月21日に行われた日米安全保障協議委員会（2プラス2）に対する知事の見解を伺います。

イ、先月23日に行われた追悼式で日米地位協定の抜本的見直しを日米両政府に強く訴えると強調したが、

どのような取り組みを行っているのか伺います。

知事は、先月21日、菅首相、政府関係者と面談したが、いまだ政府は県内移設に固執する姿勢に変わりはない状況だ。反対に米国議会では辺野古移設に柔軟姿勢を示している声も聞こえ、直接沖縄県民の声を米国に伝える時期だと思います。訪米予定はいつごろか伺います。

エ、安波区から浮上した基地誘致についての見解を伺う。

(2)、新たな沖縄振興法について。

ア、新たな振興法制定は東日本大震災の影響が少なからずあると思いますが、県の姿勢を伺います。

イ、振興一括交付金に対する各市町村枠はあるのか伺います。

(3)、沖縄自動車道有料化について。

ア、国土交通省、NEXCO西日本との沖縄県の交渉経緯について伺いたい。

イ、現在の料金設定の根拠について伺いたいと思います。

2点目、土木建築行政について。

(1)、最低制限価格と同額の入札問題について。

同問題については、業界からの匿名で発覚したもので、4月に公正入札調査委員会をつくり内部調査を行い、6月8日に調査結果を公表しました。結果は、情報漏れ、業者からの働きかけはないので不正はないと理論づけました。しかしながら、総合事務局総務部公正取引室は、発注に係る秘密情報の漏えいの可能性がある」と指摘しております。また、身内調査と言われており、県民納得の域からかけ離れております。これで調査は終了なのか、県の考え方を聞きたい。

(2)、契約履行保証（ボンド）制度で基地内工事を本土大手ゼネコンが落札する事例が相次ぎ、県内業者の受注は事実上不可能な状態だが、県の対応策について伺います。

3点目、農林水産行政について。

(1)、松くい虫対策について。

松くい虫被害の蔓延を防止し、森林の保全を図るためにこれまで対策を講じてきたわけですが、依然として激しい被害が続いている状況であります。これまでの対応策は有効だったのか、いささか疑問に思う。

そこで、ア、県の今後の対応策について伺います。

イ、米軍基地内の松くい虫防除対策はどうなっているのか伺う。

(2)、ヤギ生産の取り組みについて。

沖縄では昔からヤギの食文化の歴史がありますが、県産ヤギの飼育数が減り輸入が増加傾向にあります。

平成20年度からヤギ総合利用調査事業、ヤギ振興活性化事業を取り入れ、その経過、課題、対策について伺いたい。

ア、ブランド化事業について伺います。

イ、「山羊サミット」について伺います。

(3)、農作物のカラス対策についての県の対応を伺います。

4点目、福祉医療行政について。

(1)、県立北部病院産婦人科の医師確保ができず、北部住民の多くに不安を与え続けております。完全再開に向けた取り組みについて伺います。

(2)、ドクターヘリMESHに対する県の取り組みについて伺います。

(3)、腸管出血性大腸菌O111食中毒対策について県の対応を伺います。

(4)、地方公共団体の墓地経営の現状と課題について伺います。

5点目、教育行政について。

(1)、県立高校における車両の維持管理費の問題について。

ア、PTAや後援会等で購入した使用車両を県所有にできないか伺います。

イ、税の軽減措置はできないか伺う。

(2)、県内小学生の県外修学旅行について。

1泊、県内のみという内部規定があるということですが、県の考え方をお聞きしたいと思います。

(3)、県立高校生徒会長選挙への投票機材貸し出しで若年層の投票率アップが成果として出ているようです。考え方をお聞きしたいと思います。

6点目、我が会派の代表質問との関連でございますが、離島振興に関するもので、當間盛夫議員の離島の新造船建造事業で、企画部と土木建築部が一緒に連携して対応すべきだとの質問に、企画部長は「検討する」と言い、土木建築部長は「研究する」と答弁しておりますが、一緒に協力することはできないという意味なのか伺います。また、離島の生活安定の観点から県の取り組みについて伺います。

県内離島は、空港を持たず船舶に頼らざるを得ない地域は多く、港湾整備は重要な課題であります。生活航路として、あるいは観光航路として安全な港づくりは不可欠であります。利用者が安心して利用できる浮き桟橋設置の港が整備されてきたようですが、その整備状況について伺います。

県内の定期航路のある有人島で浮き桟橋が整備されていない港湾の箇所、その対策について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良昭一議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、6月21日の日米安全保障協議委員会に対する知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これまで日米両政府に対し、地元の理解を得られない移設案を実現することは事実上不可能であると機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回このような決定がなされたことはまことに遺憾であります。普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去であります。早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

県としましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設の実現に向け真摯に取り組むべきであると考え、その旨要請をしているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、東日本大震災の影響についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災に係る復興支援につきましては、国民全体の負担により優先的に取り組むべき重要課題であります。沖縄県といたしましても被災地の支援に努めているところであります。

沖縄の振興につきましては、沖縄が戦後26年余りにわたり国の施政権外に置かれた歴史的事情や、米軍施設・区域が集中している社会的事情などの地域特性にかんがみてさまざまな施策が図られてきましたが、県民所得の向上や雇用の確保、そして離島振興、戦後処理、基地跡地利用などの課題はいまだに解決されておらず、引き続き国の責任による沖縄振興が必要だと考えております。このことにつきましては、去る6月23日の全戦没者追悼式における首相あいさつ、そして翌24日の官房長官の沖縄振興開発金融公庫の存続等に関連する発言に見られるように、来年4月以降には県が求める諸制度を盛り込んだ新たな法律がスタートするものと認識いたしております。

この御質問の要約のところが要約し過ぎてちょっと違和感がありますが、もう一度恐縮ですが訂正させていただきます。

知事の政治姿勢の中で、振興法制定は東日本大震災の影響が少なからずあると思うが、県の姿勢を聞きたいという御趣旨の御質問に対する答弁でございます。これを東日本のところだけを御質問の要約にしましたので、ちょっと質問と答弁の違和感がありましたが、振興法と東日本との関係でございました。

次に、土木建築行政についての御質問の中で、米軍

発注工事のボンドに対する県の対応策についての御質問にお答えいたします。

米軍発注の大型工事につきましては、100%の履行ボンド提出が義務づけられていることから、本土大手業者による受注が続いていると聞いております。県では、米軍発注工事において県内企業の参入機会の拡大は重要であると認識いたしており、関係機関への要請活動の強化や新たな沖縄振興に向けた制度として、保証事業会社等によるボンド支援制度の創設を国に要望しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢について、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。現在、民主党政権では同協定の改定を提起するとしておりますが、政府からはいまだ改定の方針等が示されていないことから、本年2月8日には軍転協を通じ、5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣に対して知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。

県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通して粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいります。

次に、知事の訪米予定についてお答えいたします。

今年度の知事の訪米については、去る5月の知事公室長による米国出張の報告等を踏まえ、沖縄の基地問題の解決に向けて米政府等へ効果的に訴えることができるよう、時期及び活動内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、安波区の基地誘致に対する見解についてお答えいたします。

国頭村安波区への移設案については、報道等により承知しておりますが、宮城国頭村長は、いかなる条件があっても受け入れる考えはないとのことであります。また、日米両政府においても正式に取り上げられたことはないと承知しており、県としての見解は差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢について

の御質問の中で、沖縄振興一括交付金の市町村分についてお答えいたします。

沖縄県は、市町村分も含めた内閣府沖縄担当部局予算の全部を沖縄振興一括交付金とすることを求めています。市町村分については、市町村の自主裁量を損なわないよう市町村へゆだね、市町村間の協議等において検討がなされることが望ましいと考えており、沖縄県はその協議の中で市町村の求めに応じた助言等を行っていくことを考えております。

次に、沖縄自動車道有料化の交渉経緯についてお答えします。

去る4月22日に国土交通大臣から高速道路の無料化社会実験の凍結が発表されたことを受け、北部地域等から料金軽減措置に関する強い要望がありました。

県としては、これらの要望や鉄道のない沖縄県において沖縄自動車道が唯一の高速移動手段であることなどを踏まえ、少なくとも無料化社会実験開始前の料金以下とするよう、5月19日及び20日、NEXCO西日本及び国土交通省に要請を行うとともに、料金及び財源等について調整を進めてきたところであります。

その結果、6月8日に国土交通省及びNEXCO西日本から新たな割引料金が発表され、沖縄自動車道については無料化社会実験前とほぼ同水準の料金が6月20日から適用されることとなりました。その後、国土交通省とNEXCO西日本の協議により、激変緩和措置としてのさらなる割引が7月1日から実施されることとなったところであります。

次に、料金設定の根拠についてお答えいたします。

無料化社会実験後の新たな料金については、沖縄自動車道は唯一の高速移動手段であり、定時・定速性の確保や北部振興に重要な役割を果たしていること、無料化社会実験前の料金以下に設定することを強く要望したことを踏まえ設定されたものであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築行政で、同額入札問題に関する調査の終了についてお答えいたします。

今回の調査結果については、第三者機関である「公共工事入札契約適正化委員会」に報告し、同委員会から、調査内容はおおむね適正であるとの意見をいただいております。再調査の実施は考えておりません。

県では、今後二度と同様な事例が発生しないよう、改善策の実施にしっかりと取り組んでいく考えであります。

ます。

次に、我が会派の代表質問との関連で、離島振興における浮き桟橋等の整備についてお答えいたします。

県内で旅客船が就航している有人島で、浮き桟橋が整備済みの港湾は18港、未整備の港湾は6港であります。未整備のうち、浮き桟橋が必要な小型旅客船が運航しているのは本部町の水納港だけであります。水納港は、平成22年には年間10万1000人の船舶の利用があり、地元からは乗客の昇降の安全確保と利便性の向上及び観光振興のため、浮き桟橋設置が求められております。

県としては、浮き桟橋とともに防波堤の整備やビーチの保全が必要であることも考慮に入れ、早期整備に向けて検討する考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、県の松くい虫防除対策と米軍基地内の松くい虫防除対策について、関連しますので一括してお答えします。

県の松くい虫防除対策については、森林病虫害等防除法に基づき、保安林等の公益的機能の高い「保全松林」において、予防対策として薬剤散布及び薬剤樹幹注入を、被害木については伐倒駆除を実施しております。また、「保全松林」以外の「その他松林」については、幹線道路周辺等の被害木の伐倒駆除や危険木の除去を行うとともに、名木等の貴重な松の予防対策として薬剤樹幹注入を実施しております。

その結果、平成22年度の松くい虫被害量は1万4330立方メートルとなっており、被害が最も大きかった平成15年度の被害量と比較すると約33%に減少しています。平成23年度は、これらの対策にあわせて一部地域の松林で予防対策として土壌改良材の施用も予定しております。

米軍基地内の松くい虫防除対策については、沖縄防衛局等が伐倒駆除を実施しており、平成21年度の松くい虫被害量は、沖縄防衛局によると5023立方メートルとのことであります。

県といたしましては、今後とも国・市町村及び関係機関と連携し、松くい虫防除対策に取り組むとともに、新たな防除対策として、天敵昆虫を利用した防除及び抵抗性松の利用なども進め総合的に対応してまいりたいと考えております。

次に、ヤギのブランド化事業についてお答えいたします。

県では、ヤギの生産振興を図るため、平成21年度から23年度において、「おきなわ山羊振興活性化事業」により、ヤギの肉質・機能性調査、肉専用種導入、肥育試験などを総合的に実施し、「おきなわ山羊」のブランド化に向けて取り組んでいるところであります。

この事業の成果などを踏まえ、関係機関と連携し、産肉性にすぐれ肉質のよい県産ヤギの生産拡大を図っていきたくと考えております。

次に、「山羊サミット」についてお答えします。

「山羊サミット」につきましては、昨年は10月に宜野湾市において開催する予定でしたが、他県で口蹄疫が発生したため、本県への侵入を防止する観点から中止した経緯があります。サミットはヤギの生産振興を図るに当たって重要なイベントであることから、今回改めて「第13回全国山羊サミット in 沖縄」として10月21日から23日の3日間、那覇市で開催する予定であります。

サミットの概要といたしましては、ヤギに関する研究発表、ヤギ振興に係る基調講演や事例報告、情報交換、おきなわ山羊品評会、ヤギ関連品の展示・販売等が計画されています。

次に、農作物のクラス対策についてお答えします。

クラスによる農作物被害については、かんきつ類、パイナップル、ドラゴンフルーツ等の果樹類に多く見られます。平成21年度の被害面積は約55ヘクタール、被害金額は4500万円となっております。

被害防止対策といたしましては、県や市町村、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会を設置し、鳥獣被害防止対策事業等を実施しているところであります。

具体的には、市町村が国の財政支援を受けられるよう被害防止計画の作成に必要な情報の提供や助言、捕獲箱や防鳥ネットの設置、捕獲箱の開発、銃器による捕獲等の支援を行っているところであります。また、平成23年度においては、クラスの生態や分布調査等も実施し、広域での効果的な防除対策を推進することとしております。

今後とも、市町村、農協等の関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

〔病院事業局病院事業統括監 呉屋幸一君登壇〕

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） 福祉医療行政についてのうち、北部病院産婦人科の再開についてお答えいたします。

北部病院産婦人科は、平成23年7月から1人を採用

し3名体制となっており、外来診療日をふやすほか、緊急性の高い産科救急や帝王切開を含む分娩に対応できる体制が整いつつあります。一方、ハイリスク妊婦に関しては、今後も中部地区への搬送が必要であります。

病院事業局としては、県立病院の臨床研修による医師養成、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業による医師招聘など、引き続き医師確保に全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉医療行政についての、ドクターヘリ及びMESHについてお答えいたします。

沖縄県ドクターヘリは、平成20年12月から浦添総合病院が行うドクターヘリ事業に補助し実施しております。これまで664件の急患の搬送をしており、本島周辺離島や本島全域から入院を必要とする患者を迅速に搬送するなど、大きな成果を上げております。

沖縄県といたしましては、救急搬送体制のさらなる充実を図るため、「沖縄県救急医療協議会」を去る6月14日に開催し、ドクターヘリの複数化について検討を進めているところであり、MESHについても同協議会において検討しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 福祉医療行政についての御質問の中で、O111による食中毒対策についてお答えいたします。

富山県で発生した腸管出血性大腸菌O111による食中毒は、ユッケなどの肉の生食が原因と言われております。県内で生食用食肉などを取り扱う施設は、平成23年5月に実態を調査したところ252施設であります。これらの施設については順次監視・指導を行うとともに、今月から実施する夏期一斉取り締まり月間などにおいて集中的に監視・指導を行う予定であります。また、営業者に対しては生食用食肉の取り扱いについて講習会で指導し、消費者に対しましてはパンフレット等を配布するなど、意識向上に努めております。

なお、国におきましては今回の食中毒事件を受けまして、生食用食肉の規格基準について法整備を行うため「薬事・食品衛生審議会」において審議を進めてお

ります。

同じく福祉医療行政についての御質問の中で、地方公共団体の墓地経営の現状と課題についてお答えいたします。

地方公共団体の墓地経営の状況は、17市町村で32カ所に設置されておりますが、いずれにおいてもおおむね飽和状態となっており、住民の新たな墓地需要への対応が課題となっております。

県としましては、これまで市町村墓地担当課長会議などを開催し、市町村が主体的に墓地の集約化などを盛り込んだ計画を策定し、公営墓地の設置を促進するよう助言しているところであります。

今後とも、新たな墓地需要に対応するため、市町村に対し公営墓地の設置、墓地基本計画の策定、許可権限の移譲を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、使用車両を県所有にすることについてお答えいたします。

県立高等学校には、公用車のほかにPTA等の団体が所有しています車両があります。PTA等の所有車両は、学校支援の観点から主にクラブ活動時の生徒引率などに使用されており、学校の教育活動に提供されているものと認識しております。

次に、小学生の県外修学旅行についてお答えいたします。

学習指導要領に示された修学旅行のねらいは、自然の中での集団宿泊活動で、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などのあり方や公衆道徳などについて望ましい体験を積むことでございます。このことから、県教育委員会では「公立小学校・中学校の修学旅行実施基準」を定めているところでございます。

なお、旅行地と日程につきましては、学校と所管の教育委員会が必要であると認めた場合は変更も可能となっております。

次に、投票機材貸し出しについてお答えいたします。

将来の有権者である高校生が、国政選挙等で用いられる投票機材で生徒会長選挙を実施することは、選挙の模擬体験を通して民主主義の根幹である選挙について理解を深め、関心を高める上で重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 教育行政に関する質問のうち、県立高校における車両の税軽減についてお答えいたします。

国や地方団体等の所有する車両につきましては、地方税法第146条の規定により自動車税は非課税となっております。したがって、県立高校所有の公用車は減免されますが、個人名義での登録となるPTA等の車両につきましては減免措置はありません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 我が会派の代表質問との関連で、船舶購入についてお答えいたします。

企画部長が「検討する」との答弁に、土木建築部長は「研究する」と答弁した違いについて。

土木建築部においては、道路事業の予算枠の範囲内では厳しいことから研究するという答弁をしましたが、他府県では港湾とか河川とか住宅等を含めた社会資本整備総合交付金全体の予算の枠で実施している事例もあることから、検討したいということに改めて、これから検討していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 再質問させていただきます。

まず、沖縄自動車道の有料化についてですが、震災でやむを得ない措置であるということで社会実験の中止を行ってきたわけでありすけれども、県の取り組み方として5月19日、20日、国土交通省、NEXCO西日本と調整したという結果で、以前と同じ金額になったということでありすけれども、努力したという見解であります。県民はそうは見ておりません。やっぱり無料化の影響というのはかなり大きくて、もとの金額ではおさまらないのが現状ですけれども、その辺どういう感覚ですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 無料化実験が来年まで続くというふうな前提で、今回は500円の有料化というふうなことで6月以降続けていく予定でございましたけれども、御承知のとおり3月11日の大震災の財源の確保のために、4月の中旬にこれは中止の発表がございました。

県としては、この財源で沖縄自動車道の無料化実験も中止になると、これはやむを得ない話だというふうな理解をしております。しかしながら、一方で沖縄は唯一鉄道でつながれていない、陸路でつながれていない、そういう県でもあるというふうなことで、そのことをもって改めてまた国交省、それからまたNEXC Oのほうに要請をしまいいりました。

今般は急な話で調整の期間も短くて、結局、少なくとも実験前の料金以下にしてほしいというふうなことを要望をしたわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、沖縄県においては唯一の高速交通機関でございますので、さらなる引き下げに向けて県としては努力をしていきたいというふうなことであります。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 確かに国土交通省とNEXC Oはそれを軽減してくれたわけですよ。県の姿勢はどうなんですかということを聞きたいんですよ。以前は調整費の中でやってきましたよね、そういう姿勢は見えないんですかということです。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 特別調整費の活用については、これは実は無料化実験に入る前の段階で特調費の投入をやめると、これは議会の議論も踏まえて一つの結論を出しておりました。高速道路を使ってない県民にはそういうふうな恩恵は少ないんじゃないかというふうないろんな意見もある中で、それとあともう一つは、過去10年間に160億円の特別調整費を投入したわけです。沖縄自動車道の通行料も約2倍になり、その収入も非常にふえたというふうな状況の中で、そこはやはりNEXC Oとして努力をしていただきたいというふうなことも含めて、特調費の投入というふうなものはやめるというふうな流れはひとつ議会も含めて理解をされたということです。

しかしながら、今般、急に無料化実験が中止になるというふうなことも含めた状況の中で、県としてはその特調費の投入も含めて模索をしてございました。しかしながら、当初、予算の中で従来、NEXC Oの中に投入していた特調費の財源というふうなものが確保されていない状況の中で、県としては国交省、NEXC Oのほうに調整をしながら、要請をしながら、少なくとも実験前の料金水準というふうな形でお願いをしてきた。そういう中で実現をしてもらったというふうなところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 特別調整費の中での問題もいろいろ

あるかもしれませんが、それ以外の支援のことも考えないといけないんですよ。一たんゼロ円ということを経験している県民ですから、それをもとに戻すという1000円ということでは納得しないんですよ。しかし、実際、6月20日からやりましたけれども、7月1日から900円になっていますよね。これは県選出の国会議員の交渉ですよ、まだ余地はあるんですよ。そういう観点から県の姿勢と今後、どういう形の中でやっていこうとしているのかを聞きたいんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） さらに、この4月1日から1割引きというふうな一つの方向が出てまいりましたけれども、これは来年の3月までの激変緩和措置というふうなことでされるといふような話を聞いております。このような一つの引き下げの動きにつきましては、県の要望している、あるいはまた県民の要望している唯一鉄道のない沖縄県として、唯一の高速交通機関である沖縄自動車道の活用というものをもう少し低減化してほしいという要望にこたえたものだというふうに理解をしております。県として、そういうふうなもののさらにまた低減化に向けて、これからまた努力をしまいいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはもう現実的な対応をしてもらわないといけないですよ。やっぱり1000円というのは高いですよ。その辺では今後のさらなる軽減対応について要望しておきたいと思っています。

続いて、農林水産行政についてです。

松くい虫の対策についてですが、新しい制度がことしから追加されましたね。これまでは薬剤、そして樹幹注入ということと伐倒でした。その中で、今度新しい事業、これは土壌改良材、これをちょっと説明してもらえませんか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 土壌改良材の成分につきましては、松の樹勢回復に効果があるということで、立ち枯れの抑制が期待をされているところでございます。これにつきましては、松くい虫の防除についても導入ができるというふうになっております。ということで今回、県においても国頭村のほうで土壌改良材の使用を進めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 関連しますけれども、やっぱり基地の中は農薬は禁止でありますから、これまですべて伐倒してきたわけですよ。沖縄防衛局の資料から換算して、10年間で10万4000本伐倒しているんですよ。こ

れは農薬樹幹注入ができないわけですから、もうすぐ倒していくということになりますから、もう基地が返還されたときにこの状態だと松が一本も残っていないという、県民の財産がなくなるといことになりますので、今言う新しい土壌改良材というのは全く害がございません、人体に。基地の中でもこれは十分対応できると思うんですよ。新しい方法として基地の中で使用させるということに対して県の対応はどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 松くい虫の防除対策につきましては、今、薬剤による防除を伐倒処理で行っている状況ではございますけれども、現在、試験場の中でも天敵昆虫とか、それから抵抗性松の研究についても実施されていることもございますので、今の土壌改良材についても、今度、23年度で国頭村における土壌改良材の使用状況を見ながら、基地内にもそういうことができないか、これから事業経過を踏まえて提案をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 もう基地内はすべて伐倒している。これは知事名の松くい虫被害の蔓延防止について、沖縄防衛局の局長あてに通達を出しているんですよ、去年も。それはもうすべて伐倒しなさいということですよ。しかし、新しい方法ができたということは、それを基地内に伝えないといけないわけですよ。ことしの通達の中には知事名でこういう無害な処理の方法もありますよと、育成の方法もありますよと、防除の方法がありますよということをお断り伝えるべきだと思いますけれども、いかがでしょう。毎年出しているのはわかりますよね。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 23年度に今の土壌改良材を使った事業を実施することになっておりまして、できましたらその試験をしながらその成果を見て、防衛局には提案したいと思いますけれども、ただ、今、そういう土壌改良材も使えるということは情報提供したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはもう林野庁からも通達が来ているわけですよ。よくわかっていると思いますよ、部下の方々は。ぜひ伐倒だけではなく、基地の中では農薬を使えないわけですから伐倒処理しかないんですよ。返還されたときに一本もなくなりますよ、その調子で行きますと。これは早目に知事名で通達を出すべきだと思いますけれども、知事いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 基地内の松くい虫防除については、今現在、伐倒処理ではありますけれども、土壌改良材も一つの予防対策として使えるという状況に農水省から話もありますので、これは文書でやるか、どういう形でこういう情報を伝えるか、少し検討させてください。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 防衛局の担当は、沖縄県からの通達があれば米軍と調整すると言っているんですよ。知事名の文書が必要だということを言っているんですよ。その辺も踏まえて、知事いかがでしょうかということですよ。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 文書の出し方、情報の仕方を防衛局とも検討したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは確実に通達をしておいてもらいたいと思っています。

それと、ヤギ生産の取り組みですけれども、これまでヤギ総合利用調査事業、そして振興活性化事業ということで取り組んでいるわけですが、ここに来てどうブランド化事業をしていこうかということになっています。23年度までこの事業をやるわけですが、24年度以降の形が見えない。24年度以降はどういう形で進めていくつもりですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） ヤギにつきましては、沖縄での独特の食文化ということで、21年度から沖縄山羊振興活性化事業で23年度の事業で実施しておりまして、まず21年度がニュージーランドから肉専用種のボア種を導入したと。それからその間、食肉検査、それから22年度は肉の成分調査、それから23年度については人工授精あるいは飼養管理技術の事業を進めているわけです。そういう成果を見て事業をするということになりますけれども、これからヤギについてはさらに大型化ということが重要だと思いますので、事業については24年度以降も継続して実施したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 一つこれは提言ですけれども、付加価値をつけることが大事だということだと思います。ボアの導入をやってきましたけれども、実際に見てきました。120キロぐらいになると言っているんですけども、実際そうじゃないようなボアが輸入されています。そういう面ではもっと大きなボアがいるらしいです、本来なら。やっぱりそういう面では今回の

「山羊サミット」の中で、過去に北海道にそういう大型のボアが輸入された経緯がありますから、ぜひこの情報交換の中で、この大型をどうにかして導入できるような形ができないか。今、外国から大型はアメリカあたりからはできませんので、北海道でサミットで見つけてくる可能性があると思いますので、その辺どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 13回の「山羊サミット」を沖縄で10月に開催することになっておりますので、議員がおっしゃった話でやっぱり大型とかもっと付加価値の高いヤギも恐らく他府県のほうであるかと思しますので、そういった情報交換をして、沖縄のヤギが最もすぐれたものになるような形の研究を進めていきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはヤギ農家の方々から聞いた話ですけれども、やっぱり個人でみずから草を刈って飼育するには限界があるということで、どうしてもブランド化するにはえさの統一が必要だということなんです。そういう面ではこの肥育するための酵母飼料あたりのえさ工場とかがぜひブランド化には必要になってくるということと、それとブランド化であれば牛や馬と同じように、やっぱり血統を大事にしないといけないわけですから、その名を登録する形も必要になってくると思うんですよ。その辺、対応はどんなでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 現在、ヤギの飼料につきましては、牧草、それから野草などが一般的に活用されていますけれども、やっぱりヤギの大型化という面では濃厚飼料というのは重要だと思いますので、まずはその辺の研究、給与の仕方を研究して、その成果が出た時点で、前に言った飼料工場なども検討する必要があるのではないかと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 24年度以降もぜひ取り組んでいただきたいと思います。

地位協定の問題についてお聞きしますが、各国の地位協定の違いを比べてみる必要もあるんじゃないかなということもいつも思っています。それも大事だと思いますけれども、抜本的な見直しとともに、やっぱり基地の使用協定を強く望むべき時期にもう来ているだろうと思っています。

先日の超党派の勉強会の中で、イタリアのアピアノ飛行場の飛行回数、飛行時間帯、飛行経路など、基地

使用協定に強い要求を地元はたたきつけているんですよ。そういう面ではもっと強い姿勢で日米両政府に臨むべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 基地の使用協定につきましては、嘉手納飛行場をめぐりまして三連協（北谷町、沖縄市、嘉手納町）が求めているということは承知しております。これに関しまして県としましては、やはりこういった形で地元自治体の声を聞く仕組みが現在ないということで、地位協定25条の合同委員会の内容をしっかり公表するとともに、やはり地元自治体の意見が反映されるような仕組みをつくってくれということをお願いしているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは知事の訪米にもかかわってくるとは思いますけれども、今の日本政府は基地の縮小を求めるつもりは私は毛頭ないと思っているんですよ、今の段階では。縮小を求めると米国が反発すると思っているんじゃないかなと。そういう面では時期的にもう直接沖縄県民の思いを伝える時期に来ているというふうに私は思います。訪米のタイミングはいろいろあるかもしれませんが、私は早いほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺、基地の使用協定との問題もあります。この辺もっと強い姿勢で臨んでいくことが必要になると思いますけれども、あわせてその辺をお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 基地の整理縮小、沖縄の負担軽減がなかなか進まないというのは議員と同様の認識でございますけれども、やはり県がこれまで求めてきたことによって、S A C Oでありますとかロードマップでありますとか、そういった形の一定の合意が日米で行われたというのもこれは事実でございます。さらなる沖縄の基地負担軽減を求めるという観点から、やはり訪米の機会も活用しながら取り組んでまいりたいということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 もう1点、安波区から浮上した基地の誘致についてですけれども、私はこの安波の基地誘致に賛否を問うものではないですよ。しかし、なぜ今の時期にこれが出てきたかということが大事だと思うんですよ。これは明らかに北部東海岸地域の生活環境の苦しみから出てきている問題だと思うんですよ。そうであれば、これまでの県土の均衡発展というものが阻害をされてきたんじゃないかなというふうに私は

思っていますけれども、その点に関してどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 安波区への代替施設の建設という考え方が地元でもいろいろ影響を与えているということは知っておりますけれども、それが必ずしも議員御指摘のような北部の均衡ある発展といったものと関係があるといったことにつきましては、現時点では情報がなくてその判断はできないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは十分考える余地はあると思いますよ。なぜこの話がああ地域から出てきたかというのはいろいろ裏があると思うんですよ。やっぱり地域の方々が苦しんでいる状況の中でその問題を出してきたというのがありますので、もうちょっと情報をとったほうがいいと思いますよ。その辺、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 現時点では宮城国頭村長も明確に反対ということをおっしゃっていて、このことが日米両政府で取り上げられるというそういう事態でもないわけでございまして、情報収集は適宜行いたいと思いますけれども、今、この案に対して県として何か対応するという段階ではないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 地元の村長がいかなる条件でもだめだということではなくて、なぜそういう問題が今の時期に浮上してきたかということを県はもう少し考えなさいということです。その辺はこれから考えてもらいたいと思います。

時間が無いので進みます。

県立北部病院産婦人科の問題ですけれども、先月から3名そろったということで、それでもまだ不十分だと。しかし、過去にも4人体制がありました。しかし、持続的・安定的な運営にはなってないんですよ。待遇面での不満があってやめていったお医者さんの方々がたくさんいらっしゃると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） そういう議員のおっしゃるような待遇面への不満ということは承知はしておりますけれども、病院とのいろいろな事情があって、個人の事情もあっておやめになったんだらうというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 このやめた理由は徹底的に究明しないと、いつも同じような結果ですよ。その辺、なぜ北部病院の産婦人科がだめだったのかというのをもうちょっと考えないといけないですよ。これから調査する必要があると思いますけれども。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） そういう事情があるのかどうか、病院長のほうに確認をしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 最後に、浮き桟橋の整備がされていない航路が1カ所だけですよ、水納港だけですよ。なぜそういう状況になっているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 必要性は十分認識していたんですけれども、予算の都合上とほかの地区、他の港湾を先に整備していた状況からそういう形になっておりますが、県としましては、平成24年度に新規要望する方向で検討をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 ほかの地域から優先されたと言ったらこれは大変ですよ。この地域は学校もあるんですよ。観光客も年間10万人運ぶんですよ、この航路は。それが後回しされたということ、大変これは水納島とかを使っている方々に対して不満ですよ。これは当然やるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） その地域の年間10万人の利用者があるということも踏まえて、来年度の新規要望に向けて全力で頑張っていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 改革の会、3番手、玉城満です。

観客が少ないような感じがするんですけれども、皆さん、休憩しているんですかね。

先々週の日曜日、皆さん、具志堅用高さんのドキュメンタリーをごらんになりましたか。昼間やっていたんですよ。今までのタイトルマッチをずっとほとんどノーカットに近い形でやっていたんですが、僕はすごく心が打たれたわけですよ。

どういふことかといいますと、復帰して39年、ウチナンチュはヤマトに追いつけ追い越せで、一生懸命ヤマトウンチューになろうと頑張ったときに、具志堅用高さんがヤマトにマキテーナランということで、一

生懸命ボクシングでウチナーの人たちの心を支えていた時代。ところが、ボクシングの応援は皆さんテレビの前で一生懸命するけれども、勝った後のインタビューが始まったら皆さんテレビの前からヒンギヤー、ヒンギヤーが始まる。これはどういうことかと言うと、当時具志堅さんの表現がすごく恥ずかしいという思いがウチナンチュの中に宿っていたわけですね。これはヤマトでも全くそうで、ウチナーからヤマトに行ってウチナンチュと思われたくない症候群という病気にかかっている人がたくさんいたんです。

そんな中、僕はこういう話を思い出したんですね。大阪に二世の方なんですけれども、大正区にお住まいで、いつも自分の出身はどこなのかとこの方は親に聞いたそうですよ。出身を聞いたらハワイと言ったらしいんですね。ハワイの割には帰るたびにゴーヤーチャンプルー食べさせられているから、本当にハワイなのかなと思っていたそうです。ところがあるとき、ウチナーということがわかってウチナーのことを彼は初めて親から聞かされて学んでウチナーの文化とかそういうものを知って、これはウチナーに渡らんといかぬということで、ウチナーに渡ってきて彼は作家として今大成功しています。「沖縄が独立する日」という本を書きましたし、「沖縄オバア烈伝」という本を書きました。

結局、何が言いたいのかといいますと、先ほどの具志堅用高さんであるとか。ウチナーの文化がウチナンチュの心をすごく支えてきたここ39年、最初はヤマトウンチューになりたかったけれども、15年目ぐらいからはだんだんだんだん副作用が起きてきて、やっぱりワッターヤ、ウチナンチュヤッサーと思い始めてきたことは、僕はこれはもう文化の力ではないかなと思っています。

だから、きょうは文化特集で質問をしていきたいと思いますので、ひとつよろしく、ユタシク。

1、文化観光スポーツ政策について。

(1)、文化観光スポーツ部長の所信を伺う。

(2)、県立郷土劇場のあり方について。

ア、進捗について伺う。

イ、劇場のハードとソフトのバランスについて伺う。

(3)、文化振興基本条例について。

ア、条例の必要性、重要性についての認識を伺う。

イ、執行部に条例のプロジェクト機関が必要不可欠と考えるが、知事の見解を伺う。

(4)、組踊について。

ア、ユネスコ認定を受けた後の具体的対応を伺う。

イ、世界ツアーを企画することが第一と考えるが、知事の見解を伺う。

(5)、県立芸大について。

ア、アートマネジメント及び文化行政のカリキュラム拡充が必要と考えるが、県の見解を伺う。

イ、卒業生の就職率について伺う。

(6)、文化・観光・スポーツの関連事業について。

ア、スポーツ・ツーリズムについて伺う。

イ、琉球フェスティバル・琉球の風など、県外イベントへの対応について伺う。

ウ、県内の祭りや音楽祭、演劇祭は今後観光とのさらなるタイアップが必要と考えられるが、その対応について伺う。

(7)、フィルムオフィスの今後の取り組みについて伺う。

2、環境政策について。

(1)、サンゴの移植事業について伺う。

(2)、産官学による協議会の新設が望まれるが、県の見解を伺う。

3、教育関係について。

(1)、義務教育における沖縄学（歴史・文化・音楽）の導入について伺う。

4、交通政策について。

(1)、県内自治体のLRT導入に対する県の対応について伺う。

(2)、沖縄自動車道におけるバス、タクシー、トラックなど営業車両の無料化が必要と考えるが、県の対応を伺う。

5、土木建築関係。

(1)、東部海浜開発事業について。

ア、泡瀬埋立事業の進捗について伺う。

イ、自然共生型事業として位置づけてはどうか、県の見解を伺う。

(2)、米軍発注工事におけるボンド問題について県の取り組みについて伺う。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、環境政策に係る御質問の中で、サンゴの移植事業についての御質問にお答えいたします。

サンゴ礁は、沖縄県の豊かな自然環境の基盤であります。そして生物多様性の保全、観光・漁業資源として重要な価値を有しております。県におきましては、平成22年度から平成28年度にかけて、慶良間海域

及び恩納海域においてサンゴ礁再生に関する調査研究や移植事業を進めていくことといたしており、あわせて3ヘクタールに及ぶサンゴ群集の再生を図る計画であります。

事業の実施に当たっては、生物多様性に十分配慮する必要がありますことから、専門家で構成する検討委員会を設置し、委員会の意見を踏まえまして事業を実施していきたいと考えているところでございます。

次に、土木建築関連の御質問の中で、泡瀬埋立事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業におきましては、地方港湾審議会等の手続を経て、ことし3月に港湾計画の一部変更を行いました。現在、埋立免許等の変更手続を進めているところであります。免許の許可及び承認がなされ次第、早期に工事再開できるよう努めていきたいと考えております。

同じく土木建築関連に係る御質問の中で、米軍発注工事のボンドに対する県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県では、米軍発注工事において県内企業の参入機会の拡大は重要であると認識いたしております。関係機関への要請活動の強化や、新たな沖縄振興に向けた制度として、保証事業会社等によりボンド支援制度の創設を国に求めているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化特集ありがとうございます。

玉城満議員、最初の質問であります部長の所信について伺うとのことですが、そのほかの答弁を先に述べさせてもらった後、最後に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、文化観光スポーツ政策について、県立郷土劇場の進捗状況についてお答えします。

県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流の拠点となる施設の整備に向けて、今年度調査検討を行うこととしており、早速、専門家から意見を聞き、施設のあり方についての検討委員会設置に向けた準備を進めているところであります。

今後の取り組みといたしましては、県民、観光客、県内で活動する文化団体のニーズ把握や県内外の公立文化施設の実態調査などを行うこととしております。あわせて、検討委員会で議論を重ね、今年度中に基本的なコンセプト、運営計画等を含めた基本構想を取り

まとめることとしております。

次に、劇場のハードとソフトのバランスについてにお答えします。

劇場におきまして、ハードとソフトは一体的に整備するものと考えております。今年度実施する調査検討の中でも、新たな文化発信交流の拠点となる施設のハード面の検討を行うとともに、発信されるソフトについても同時に検討する必要があると考えております。具体的には、組踊や琉球舞踊など沖縄の伝統芸能の保存・継承を図りつつ、劇場の運営面での自立を目指すため、沖縄のオリジナリティーあふれる求心力を持った文化コンテンツの創出が必要であると考えております。

続きまして、文化観光スポーツ政策についてとの中で、文化振興基本条例の必要性及び条例のためのプロジェクト機関についてとの問いにお答えいたします。

1の(3)のアと1の(3)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

県内外に誇れる本県の伝統文化、文化芸術を創造発展させるとともに、県民の生活に密着した文化施策の充実を図るため、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を条例等により定めることは重要であると認識しております。そのため、県では、沖縄県文化振興指針を策定し、それに基づき「平和で安らぎと活力のある文化の薫り高い県づくり」を目標として施策を進めているところであります。

文化振興基本条例につきましては、関係者等との意見交換などを踏まえ、今後研究してまいりたいと考えており、御提言の検討する組織につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ユネスコ認定を受けた後の具体的な対応についてとの問いにお答えいたします。

沖縄県では、「県芸術文化祭」や「新進舞踊家等公演」で、県内離島市町村や国立劇場おきなわなどにおいて組踊を上演し、今年度も引き続き実施することとしております。また、新たに文化芸術振興・産業創出支援事業で「子どもたちのための組踊鑑賞会」等を支援する予定であります。

県教育委員会におきましても8月にユネスコ認定を記念した公演やシンポジウムの開催、組踊に関する普及書の発行等予定されており、今後とも関係機関と連携を図りつつ組踊の普及啓発を推進していきたいと考えております。

続きまして、組踊の世界ツアー企画への見解についてとの問いにお答えいたします。

組踊の魅力を世界に発信することは、意義のあるこ

とだと考えております。沖縄県では、今年度から「沖縄文化発信・交流促進事業」の中で、組踊を含む沖縄の伝統芸能の県外・海外公演を行うこととしております。さらに、御提言のありました組踊を海外に紹介する公演につきましては、組踊の保存・振興を図ることなどを目的として設置されております国立劇場おきなわと連携強化を図りながら、今後検討してまいりたいと考えております。

県立芸術大学についての中で、アートマネジメント及び文化行政のカリキュラム拡充についてとの問いにお答えいたします。

県立芸術大学において、沖縄の芸術・文化の担い手となる実演家を輩出するだけでなく、アートマネジメントができる優秀な人材の育成も重要であると考えております。現在、魅力ある芸大のあり方を検討するために、外部有識者で構成する「沖縄県立芸術大学あり方検討委員会」を設置し、学部・学科等の再編を含む県立芸術大学のあり方について御議論をいただいているところであります。

議員、御提案いただきました2つの件につきましても、同委員会の検討結果を踏まえつつ、他大学の状況を調べる中でふさわしい規模、内容等につきましても、県立芸術大学と協議を行い、連携を深めながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、卒業生の就職率について、これは芸大でございます。

平成22年度学部卒業生110名のうち、就職希望者が全体の54%に当たる59名で、そのうち就職した者が34名、その結果、就職希望者に対する就職率は58%となっております。

県立芸術大学はアート志向を強く持った学生が多い傾向性から、他の大学に比べ就職率が高いと言えないことは、一つの課題として認識をしております。そのため、今年度から新たに創設されました文化観光スポーツ部が文化の産業化を図る中で、雇用創出に取り組むとともに、芸大の卒業生が実演家や芸術家として生計を立てられる環境整備も目指してまいりたいと考えております。

文化観光スポーツ政策についての中の、スポーツ・ツーリズムについてとの問いにお答えいたします。

沖縄県では、スポーツ・ツーリズムを本県の地域特性を生かせる高付加価値で長期滞在型の新たな観光メニューと認識をしております。昨年度は、スポーツ・ツーリズムに係る戦略を構築するとともに、新たなサイクリングイベントやマラソンイベントなど11件のモデル事業を支援したところであります。今年度におい

てもスポーツ・ツーリズム戦略の具体的事業化を促進するモデル事業を実施することとしております。さらに、今回の補正予算では、プロ野球キャンプを成功事例とした展開が期待できるサッカーキャンプについて、その誘致及び定着化を図るモデル事業やスポーツ・ツーリズムの認知度向上に係る経費を計上しております。

沖縄県としては、今後ともスポーツ・ツーリズムを積極的に推進し、新たな観光需要を喚起してまいりたいと考えております。

続きまして、琉球フェスティバル・琉球の風等県外イベントへの対応についてとの問いにお答えいたします。

県におきましては、国内における観光プロモーションの一環として、県外で開催される沖縄関連イベントの活用を図っております。昨年度は、熊本での沖縄音楽イベント「琉球の風」を初めとする国内各地のイベントにおいて、その規模やPR効果を勘案しつつ、ミス沖縄の派遣や、イベント広告等を行っております。今年度も池袋サンシャインシティでの「沖縄めんそーれフェスタ」への芸能団派遣、琉球ゴールデンキングスが進出したbjリーグプレーオフでの広報宣伝等を行ってきたところであります。

県としましては、誘客効果が期待できる県外の沖縄関連イベントにつきましては、主催者と連携を図りながら今後も支援をしてまいりたいと考えております。

次に、文化観光スポーツ政策についての中の、県内祭り等と観光のタイアップについてにお答えいたします。

沖縄県は、地域性豊かな文化にはぐくまれた個性ある祭り、魅力的な音楽祭や演劇祭等の催しが毎年数多く開催されており、それにより地域の振興が図られるとともに、文化・観光資源としても県の大きな魅力となっております。このような魅力のある祭り、音楽祭、演劇祭等を今後一層観光と連携させることで、芸術文化の雇用の創出や文化の産業化が図られることにより、地域の活性化につながるものと考えております。

続きまして、フィルムオフィスの今後の取り組みについてとの質問にお答えいたします。

県としましては、東日本大震災の影響により、観光客が大幅に減少していることから、特に海外誘客を強化していく必要があると認識をしております。そのため、映画やテレビドラマ等の映像を通して沖縄の魅力を発信することは重要なことだと認識しており、沖縄フィルムオフィスの活動は有効なツールであると考え

ております。

これからも映像を通した沖縄独自の文化の発信、沖縄産映像コンテンツの創出、アジアを中心とした海外展開を図るなど、同オフィスの機能をさらに強化してまいりたいと考えております。

最後に、文化観光スポーツ部長の所信についてとの問いにお答えいたします。

この件につきましては、部長答弁の初日のあいさつでも申し上げたとおりでございます。

部としては具体的な方針、施策につきましては、今後、我が部の取り組み、活動、こういう議会を通してその中でしっかりと示していきたいと思っております。

思いは、代表的な作品「肝高の阿麻和利」の歌詞の中にもあります。「此ぬ波ぬ高さや志のゆえ 荒れる運命なれど こぎ出したサバニ 生まれたてのこの夢に 翼をひろげ翔ぶ 肝高の心 沖縄の 二才達舞うが如く」この思いでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環境政策についての御質問の中で、産官学による協議会の新設についてお答えいたします。

本県におきましては、平成20年6月に、漁協、観光事業者、行政などで構成する「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を組織し、情報の共有、地域のサンゴ礁保全活動への支援、普及啓発などを行ってきたところがあります。また、本年度から、本格的にサンゴ礁の保全再生に関する事業を実施していくことから、大学などの研究機関と協議会の協力体制を強化し、産官学の連携のもと、効果的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育関係についての御質問の中で、沖縄学の導入についてお答えいたします。

学習指導要領におきましては、小学校3年生、4年生で、生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについての内容、中学校におきましては、「東アジアの国際関係」等について示されております。

県教育委員会といたしましては、小中学校での沖縄の歴史・文化、郷土の音楽について教科等や学校行事での主体的な取り組みを奨励してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 交通政策についての御質問の中で、LRT導入についてお答えいたします。

LRTの導入を前提とした公共交通を中心としたまちづくりについては、県民や観光客の移動利便性の向上、高齢者や障害者などのいわゆる交通弱者の移動の確保、低炭素社会の実現等の観点から議論されているものと考えております。

国においては、鉄軌道を初めとする新たな公共交通システム導入可能性の検討が行われており、県においても「沖縄県総合交通体系基本計画」の中で検討を進めているところであります。

今後とも、県土の均衡ある発展に資する新たな公共交通システムの導入が図られるよう取り組んでまいります。

次に、沖縄自動車道における営業車両の無料化についてお答えいたします。

本県の人流及び物流に関し、営業用車両が重要な役割を担っていることについては十分認識しておりますが、自家用貨物車両においても物流の一翼を担っていることなどを考慮した場合、沖縄自動車道において営業用車両のみを無料化することに理解を得るのは難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築関係についての、自然共生型事業への位置づけについてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業においては、「港湾環境整備事業」の中で、野鳥園や緑地の整備を行うとともに、人工海浜の中に生物共生ゾーン等を位置づけるなど、自然と共生した計画となっております。また、干潟における環境保全ゾーンの設定については、地元関係市町村、環境部局とも十分調整を図りつつ検討をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 まず文化観光スポーツ関係なんですけれども、所信、そして答弁でどういう勢いでやっていくんだなということは大体実感は得たわけでございます。

ここで僕はちょっと突っ込みたいことがございまして、これは何かといいますと県立芸大の就職率についてなんです。掛け方は先ほど110名のうちの三十何

名と、実質は3分の1なんですね。就職希望者というのは五十数%ですから、そのうちの五十数%ということとは実質30%なんです。これは、前に議会で僕は知事をお願いして、やはりこういうアートマネジメントのカリキュラムを県立芸大のほうに充実させて、そしてそれを県で採用するなり、そして地方自治体がそれにならって採用していく流れをどうしてつukれないのかというのがこれが不思議でならないんですね。これからはやっぱり文化行政というのはすごくこの沖縄県にとっては大事だと思うんですね。その辺のところ、知事は一度受けたわけでございますので、その決意のほどをひとつよろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後5時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） むしろ、議員のほうでいろいろな展望を開きながら展開していけというしりをたたいていただいているわけで、確かに今、芸大を出た人たち、卒業生の公務員としての採用の枠というのは特につくられていないようですから、こういうものをつくることも含めて、そして今、先ほど部長が答弁もしていましたが、あの中で言うあり方検討会というのをも改めて今開いております。そういう中で、議員、御提案の件は確かに私重要だと思いますから、なるべく早く現実にできるようにしていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 教育長、この件とちょっとかわるんですよ。僕は、先ほど義務教育の中において、沖縄学の導入はできないかという話をしましたね。前も何回か前教育長にもベートーベンの写真を張るよりは、玉城朝薫の写真を張ったほうがいいよとそういうふうな話をしたぐらいなんですよ。それとカスタネットよりは三板を使いなさいと。学校教育現場でもそういう沖縄の文化を意識し、思い切ってもう変えてもいいんじゃないかなとそのぐらい思うんですね。今も知事が答弁された、先ほどの県立芸大の中からはなかなか教員というのは——去年教員7名採用されてます。それは全部音楽なんですね、西洋音楽なんです。ほとんど西洋音楽とほかの部署なんですよ。ウチナームンのそういう音楽で採用された人はいないし、ウチナー学として採用された人はいない。ところが、こちらがカリキュラムが沖縄県の義務教育に耐え得るカリキュラムをもし新しく創設するんだったら、県立芸大もともにスキルアップしてかなりいま一度注目を浴びるんじゃないかなと僕は思うんですが、教育長、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時19分休憩

午後5時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 私は、実は個人的にはニーチェが言った言葉、「汝の立つところを深く掘れ、そこに泉あり」といいますか、そのまさに泉についての重要性は伊波普猷もおっしゃっていますね。そういった意味からは、沖縄の歴史・文化、そして音楽を教えることはとても大事かと思っています。

そういった意味で、沖縄学という視点から考えた場合に、まず沖縄学という学問自体がまだ沖縄県をめぐる諸学問の総称でしょうから、教育課程上では厳しい面があるわけですね。まず基盤が弱いということがあります。ただ、沖縄の歴史・文化、音楽を学習指導要領で実際に教えていることは間違いありません。それが沖縄学という体系の中でできるかどうかは今後の研究にしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 やっぱニーチェよりは玉城朝薫がすごいですよ。

僕は、要するにどういうことが言いたいかといったら、いつもウチナームンは本格的な世界史とかあるでしょう、日本史があるじゃないですか。何でその一角に琉球史というのが入ってこれないんですかという話をしているんですね。いつも何か地域の文化だから、はい、これをここに入れようねと。これに関する専門の先生を養成する機関もなければ養成しようとも思っていないという、そういうのが感じられるんですよ。ところが、今、世の中は音楽とか三線とか世界に発信しているんですよ。ウチナーンチュのピアニストが世界に発信していますか、ウチナーンチュのバイオリニストが世界に発信していますか。ウチナーンチュが三線で今世界に発信して世界のあらゆるそういう人たちとコラボレーションをして、ウチナーここにありとやっているんですよ。だからそういう教育機関をぜひ教育委員会の中で真剣に取り組んで、カリキュラムとして入れていただけないかという質問なんですね。だから、これから検討していくのか、それともそうじゃなくてちゃんとヤマト式のそういうふうなものだけをずっとこれからもやっていくのか。そして、主体性に任せると先ほど答弁しましたが、各地域の主体性にこれからも任せていくのか、どういう流れにもっていくかをちょっとお伺いしたいです。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 沖縄の歴史・文化、そして音楽等については、我々はやっぱり子供たちがしっかりと自分の住んでいる地域に誇りを持つ視点から大事な要素がありますので、教育課程に入れるためにはさまざまな手続等ございますけれども、一応は研究してみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 この辺はウチナーの表現になっているじゃないですか、「一応は」と。これは真剣にやっていただきたいです、本当に。いろんなほかの関係機関、例えば県立芸大であるとかそういうところがやっぱり生き返ってくるひとつのきっかけになる可能性もありますので、ひとつ真剣に取り組んでいただきたいということです。

知事、今そういうふうな形で教育委員会の中でもそういうウチナー学というのを附属じゃなくて、オプションじゃなくて真剣にテーブルにのっけてくるということをやれば、今の子供たちがウチナーに対する誇り、ウチナーってすばらしいんだというふうな教育を学校現場ですることができるわけです。今、オプションでしかない。そして、周りはウチナーの文化がいろんなところで活躍しているのに何で学校現場にそういうふうなもの、例えば演劇鑑賞ぐらいしかないんですよ、今。昔は「総合的な学習の時間」の中で、隣近所で三線の先生がいるから連れてきて三線を習ってみようかと、三線クラブと、この程度なんですね。実際、科目に入れちゃえばいいというふうな話なんですね。それはやっぱり教育長の一存だけではできない部分があるので、知事のちょっと決意のほどをひとつよろしく、ユタシク。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 知事の決意は、先ほどの思いも入っていると思うんですが、このアートマネジメントは、議員のおっしゃるとおり本当に重要なポイントだと思います。プレーヤーが非常に多い中で、それをまとめていくそのマネジメントしていくというこの存在がなければ、今後、沖縄の文化の振興と新しい文化の創出は本当にはかなわないなと思っておりまして、調べてみますと、東京芸術大学であるとか、それからただ名前が音楽学部 of 音楽環境創造科とこんな感じの名前なんですね。ですから、沖縄の芸大に合った形のアートマネジメントの部分、それからカリキュラム等を含めてことし行われるあり方検討委員会の中で、しっかりと議論していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 部長、僕はいろんなその審議会というのに今までずっと民間にしながら参加してきたんですけれども、ウチナーというのは独自のものですよね、独自の文化ですよ。今までウチナーというのは、ヤマトから余りにも習い過ぎたんですよ。まちづくりでも何でもヤマトから習い過ぎて大体9割方失敗しているんじゃないかなという気がするんですね。だから独自の、惑わされず、ヤマトが東京芸大がこういうものをやっているから、ウチナー芸大もやろうという考え方じゃなくて、ウチナーの芸大はこういう考えを持ってこういうカリキュラムをつくりましょうよと、そういうふうなこれからウチナーのオンリーワンを目指していかないと、どこかの二番せんじの部分の流れになってはいやせんかなと。だから、検討委員会の中身もそういうふうな大義名分というか、ほかの大学と照らし合わせてもこれは格好つくぞみたいなそんなレベルじゃないんですよ。ウチナー独自でウチナーってすごいな、こんなことまでしているのというふうな内容を繰り込まないといけないですよという話なんですね、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） まさしくおっしゃるとおりだと思います。

ただ、大学は一応文科省の中のルールがありまして、そういう形で今事例として挙げただけでございまず。改めて今おっしゃっているような形、ぜひ沖縄らしい形のものをこの中に組み込んでいくというのは、今後芸大の関係機関とも相談しながらきっちりとやっていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 だから、その大学のルールとか、教育委員会のルールとか、そういうことをどうやったらこういうふうにつくればこれはどこからも文句が出ない地域の文化だと、地域の教育だというふうなものをつくるのが皆さんの仕事だと思うんで、ぜひ一生懸命そのことに関しては頑張ってくださいと思います。

ちょっとまた質問を変えたいと思います。

それでは平田部長、今、文化と観光とスポーツが関連していく、これを今後まとめていかないといけないですね。つい最近ライブハウス協会が結成されたことを御存じですね、ライブハウス協会。そして組合にもなりました。なぜ今まで個人個人が頑張っていたのが今手を組もうという流れになっているか、これは平田部長の見解をちょっと……。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） ライブ協会が組合になって、今一つの形になろうとしているというのは重々承知をしております。中身に関しましてもその悩みというのが、1つは——ちょっと我々の分野じゃないんですが——酒税等を含めたこの部分が来年切れる沖振計の中で非常に不安があるというのが1つ。それから、もう一つは著作権関係を含めて、そういった部分が今お金がかかり過ぎるということで、個人個人の経営でやっているライブハウスがなかなか厳しい状況で、連携・連帯をとっていこうというような形で一つにまとまっているというふうに伺っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 まさにそれですよ。やはり前回も僕は説明させていただいたんですが、東京に七百幾つ、沖縄県に500近いライブハウスがあると。これだけやっぱり音楽の島なんですね。これは県が音楽特区に向けて一生懸命、文化づくりをやっていかなければいけないんじゃないかなと僕は思っております。

それともう一つ、ちょっと専門用語になるんですが、文化芸術権利機構、要するに新しい文化芸術権利機構を沖縄県でつくるのができないか。これはどういうことかと言いますと、JASRACなんですね、沖縄版の。要するに、今、沖縄でできたものがヤマトに行ってヤマトのJASRACに登録して、ヤマトのJASRACが全国からそういう著作権料を徴収して、JASRACから沖縄の著作権料としてアーティストはもらっているわけです。それを沖縄県はこれだけのその著作権を得るソフトがある、コンテンツがあるわけだから、沖縄県にそれを管理する文化・芸術の権利機構をやっぱりこれから研究していかないと僕はいけないんじゃないかなと思います。これは何に結びつくかと言いますと、沖縄県でどんな素晴らしいものが生まれても沖縄県以外のところの組織に全部持っていかれる仕組みになっているんですね、今。だから、沖縄県にやはり金を落とさせる。そして落とさせることでいろんな人材育成にもつながるような予算がどんどん回っていくという意味では、やはり沖縄県に文化芸術権利機構みたいなものをこれからはつくって、沖縄のその著作を守っていく、権利を守っていくという流れをつくったほうがいいと思うんですが、知事、いかがなものでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 沖縄は復帰後40年が経過しました。将来発展を考えている中で、沖縄の特性をど

う生かしていくかと、優位性をどう生かしていくかということがポイントだと思っております。ウチナービケーンのをどれだけつくり出していけるかだというふうに思っております。

そういう意味では、沖縄独特の文化をどう産業化するかということだろうと思いますが、その前に行政をどう文化化するかということにつながるわけでありまして、今いろいろ御提案がありましたけれども、文化芸術権利機構ですか、大変面白い提案ですし、その前の職員がどう取り組むかということを含めて積極的に我々は検討していかなければならない。そのための一歩が今回、文化観光スポーツ部の創設だというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 その流れで行っていただきたいなと思います。これが文化振興基本条例につながるでしょうし、音楽特区という流れにもつながっていったら、そしてやはり今沖縄県の中で文化芸術関係で一生懸命頑張っている人たちがここで救われていくという流れをどうにか県のほうでつくっていただけると、すごく僕はいい流れになっていくんじゃないかなと、これは要望いたします。

さて、がらっと変わるんですが、今度はサンゴの関係ですが、このサンゴの3ヘクタールの移植事業ですね。植えつけ、場所はどこなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 先ほどもちょっと答弁の中でありましたけれども、慶良間海域と恩納海域を今想定しております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは西海岸だけですか。西海岸だけでやるんですか、これから。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） このサンゴの移植事業というのは、基本的には相当な注意が必要だということが前提になります。遺伝子の攪乱とかいろんな状況が発生しますので、今、慶良間海域と恩納海域を選定した理由は、これまでの調査研究の結果、特に慶良間海域からサンゴの卵が発生をして、いわゆる慶良間海域で生まれた卵が沖縄本島全体を周回して着床するというようなデータがありますので、そういった視点から慶良間海域と、とりあえず恩納海域を選定しているという理由でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これですね、やはり東海岸のほうでは、特に藻場がしっかりしているところとサンゴが

しっかりしているところ、ここでやっぱりこの漁場がすごく濃いわけですね。やっぱり東海岸もそれなりにウニ系とかそういうのは東海岸が圧倒的に強いわけですよ。だから、そういうことも含めて東海岸におけるサンゴの移植を各漁協単位で一生懸命個人的にこの植えつけをしている人たちがいるんですね。そういう人たち、それをなりわいとしている人たちをその事業に巻き込まないと僕はおかしいんじゃないかなと思うんですね。ただ単にこういう研究機関があるからということでここに丸投げしてしまうという流れではなくて、せっかく今本当に漁協単位で一生懸命やっているところがあるんですよ。そういうところの情報をもっと引っ張ってきて、一緒にできるような流れをぜひつくっていただきたいんですが、部長、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） おっしゃるとおりで、委託事業ということで中心になる企業に受託をしていただいていますけれども、当然そこを中心にして漁協とか地元のいろんなダイビングをなさっている方、そういった全体で取り組まなければ、その移植する面積も3ヘクタールと物すごい大きいですし、それからほかのいろんなところでの今後の展開というのが想定できますので、ぜひ一致協力してやっていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 時間がありませんので、最後にボンドの問題ですけれども、これは2年前から建設業協会がちゃんと調査をしているんですよ。ボンドの問題点はどこなのかということを指摘された冊子もできているんですね。これは県に行っているはずなんですね。その中で、僕は2年前にも質問しているんですが、先ほど知事答弁でありましたけれども、国にそういう例えば今、保険屋さんと第三セクターみたいなものをつくって、その沖縄県の業者に対するボンド保証ができる第三セクターの保険会社みたいなそういうものができないかという話を2年前からやっている。これがなかなか前に進んでいない。よくよくこの調査書を見たら、先ほど副知事がおっしゃっていましたが、ミラー法とかいろいろ専門用語がございまして、連邦調達規則（FAR）というのがあります。この中にはどういう文言が書かれているかといいますと、ボンドというのは減免できるんですよ。これは日本政府とアメリカ政府の話し合いで減免に持ち込むことができるんです。要するに、ボンドというのはあくまでもアメリカの国益にそぐわなければボンドをとって保証させ

るという意味ですから、そういう意味では、僕はこのボンド事業というのは、十分真剣にこの2年間で動いておけば大丈夫だったんですよ。これをもう一度日本政府と米国政府にちゃんと話をさせていただきたいなと思います。決意のほどよろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 御指摘のとおり、免除できるという規定がございます。そういう関係もあって、私どもは、せんだってダン・クロイド在日海軍司令官が見えたときにも、所管は違うでしょうけれども、沖縄県の問題として聞いていただき、解決策としてほかに伝えていただきたいと、こういうようなことを申したりしている次第でございます。ですから、海外の契約の場合には免除できるという規定をちゃんと交渉の場面の中で勝ち得たいと、そういうことで努力したいと思っております。

○玉城 満君 ぜひ、頑張ってください。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 自由民主党の照屋守之です。

今回の質問、張り切っております。前回の一般質問は自民党は数が多くて、させてくれというお願いをしましたけれども、おまえはやり過ぎだからだめだということではできませんでした。

質問を行います。

1、「第28回宇宙技術および科学の国際シンポジウム」の沖縄県開催についてお伺いをいたします。

今回の宇宙技術の国際会議、沖縄県の子供たちあるいは県民に大きな夢と希望を与え、そしてまた、新たな沖縄県づくり、特に科学技術の振興に新たな展望をつくり出すことができた。このことを高く評価しております。仲井眞知事を初め企画部、さらには教育委員会並びに関係部局の職員の頑張りに心より敬意を表します。

そこで伺います。

(1)、国際シンポジウムの概要及び研究者の参加と発表論文について。

(2)、沖縄県主催の関連イベントと参加状況についてお伺いします。

2番目、沖縄新法及び新たな振興計画の見通しについて。

(1)、平成24年度の概算要求が迫ってきているわけがありますけれども、新法制定や予算づけのめど。

(2)、政権政党民主党が、政府に対して沖縄県の要望する一括交付金を強く要求するとともに、菅総理大臣

も実現に強い意欲を示しております。沖縄県が地域主権の先駆けとなる一括交付金のめど、そのことについて伺いをいたします。

3 点目、沖縄県の防災対策について。

(1)、東日本大震災・地震と津波後の沖縄県の防災計画の現状と見通しについて伺いいたします。

4、沖縄県の健康・長寿県の確立に向けて。

(1)、健康・長寿県ナンバーワン復活の対策を伺います。

(2)、生活習慣病対策は国を挙げての課題であります。歯科保健が全身的な健康状態改善に大きく関与することは明らかでございます。この認識と対策について伺います。

(3)、県民が歯、口の病にかかる率は高く、全国水準に比べ劣悪な状況であると考えます。虫歯の現状は、幼稚園児、小学生、特に12歳の虫歯は全国最下位でございます。この認識と対策について伺います。

(4)、歯科疾患の地域格差、成人に対する歯周病対策、妊産婦、要介護高齢者及び障害者に対する歯科保健対策は急を要すると考えます。見解を伺います。

5、我が党の代表質問との関連について。

(1)、具志孝助議員の県発注工事の入札契約制度の中の、建設業界の振興・育成についてであります。

与世田副知事とダン・クロイド司令官の会談の中で、土地開発公社に契約業務を委託し、県内建設業者に発注してほしいとの会談内容がございますけれども、その御案内をお願いいたします。

(2)点目、中川京貴議員の新たな振興策の特区制度について。

名護市の金融特区の拡充を新たな振興策に認めてもらい、東京証券取引所の子会社 A I M 取引所の誘致を進めてもらいたいと考えております。その取り組みについて伺いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋守之議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、「第28回宇宙技術および科学の国際シンポジウム」に係る御質問で、内外からの参加者や発表論文数についての御質問にお答えいたします。

「宇宙技術および科学の国際シンポジウム」は、世界の宇宙工学、宇宙医学など広い分野の研究者が一堂に会する、我が国最大の宇宙に関する国際会議でございます。この国際シンポジウムは、今回沖縄県で初めて開催され、沖縄コンベンションセンターを会場に6

月5日から12日までの8日間実施されました。海外17カ国、91名の研究者を含め、国内外から1008名の参加がありました。発表論文数も678件あり、研究者の参加数とともに過去最高を記録いたしておるそうです。

この国際シンポジウムを主催する組織委員会から、開催地沖縄のおもてなしの心やリゾートアイランドとしての魅力が発表論文数等の増加に結びついたとの評価をいただいております、今後の国際会議の誘致活動にもつながるものと考えております。

同じく宇宙技術に係る御質問の中で、県主催事業の内容や県民の参加状況等に関する御質問にお答えいたします。

沖縄県では、開催期間中、コンベンションセンター劇場とうるま市立与那城小学校におきまして、山崎直子宇宙飛行士の講演会を開催し、児童生徒を含め約1500人の参加がありました。また、同センター展示場では、科学ライブショーや科学実験など小中学生向けの科学イベントを実施いたしております。独立行政法人「宇宙航空研究開発機構」の協力を得て、小惑星探査機「はやぶさ」などの展示も行い、親子連れを中心に約1万6000人の参加を見ております。

イベントに参加いたしました子供たちのアンケートでは、宇宙に興味を持てた、もっとよく知りたいとの回答が多数寄せられております。

沖縄県では、イベントの実施により宇宙や科学技術に対する興味、そして関心を高めることができたと考えており、引き続き子供たちの科学する心の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄県の健康・長寿に係る御質問で、健康・長寿復活に向けた対策いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、長寿世界一復活に向けたアクションプランとして「健康おきなわ21」を策定し、県民一体の健康づくり運動を展開いたしております。沖縄県におきましては、糖尿病、そして肝疾患、そして心筋梗塞など生活習慣の影響が大きい疾病の死亡率が高い状況にあることから、県民一人一人が日常生活において健康的な生活習慣を具体的に考えて行動する必要があります。

今後とも関係機関と連携をし、県民一体となった健康づくり運動を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 我が党の代表質問との関

連についてのうち、米軍契約業務の県土地開発公社への委託についてにお答えいたします。

これまで議員の方から何度も質問がございますように、米軍発注工事の県内業者の受注拡大の最大の課題はボンドの確保であります。

米軍発注工事に関する県内業者へ受注を拡大する方法というものは2つございまして、1つは、米軍発注工事を沖縄県の建設業者が受注できるような規模にする。要するに分離・分割発注をすると、これが1つでございます。もう一つは、正攻法であるボンドの確保でございます。沖縄県は、振興計画において西日本保証会社というものの業務の中に、このボンド履行というのをどうにか入れてほしいという制度要望をしております。政府の考えは、西日本保証のボンド保証というものは、いわゆる公共工事に保証するという制度でございまして、米軍発注は日本の政府から見たら公共工事にならない、そういうような障害があるわけです。そういうことをどうにかクリアするというような形で考えているところでございます。

他方、県の建設業界のほうから要望がされているのは、基金をつくっていただけないかと、こういうことなんですけれども、100億円単位の工事の基金をつくらうとすると、例えば500億円ぐらいの余裕がないとできないと。要するに、工事が完成するまで基金は使えないわけですから。そういうような意味ではなかなか制度としてのハードルが高いと。こういうことの中で、先ほど玉城満議員から御指摘のありましたように、私のほうとしては、例外の規定として外国で行われる契約に関するボンドの免除の規定と、こういう規定がございまして、海外で行われる契約期間の作業については契約担当官がパフォーマンスボンドとペイメントボンドを免除することができると。こういう条項があるのであれば、それはやる気のある人間の問題じゃないかと。こういうことで、私、これまで東京に行って防衛大臣に会ったとき、あるいは北米局長に会ったときに、ぜひボンドの関係で言えば免除等も含めた協力をしていただけないかと、こういうようなことを申し述べてきた次第でございます。

今回、在日米海軍司令官、この方は海軍でいうと第2番目の地位にあって、沖縄県の海軍司令官の上司に当たるわけです。今回来たときには、沖縄県の司令官も同席しておりましたので、そういう中で、所管は違うけれども、やはりきちんとお話を聞いていただきたいと、こういうような申し入れをした次第でございます。

県の土地開発公社あるいは住宅供給公社、その他の

県の関係団体がございますけれども、ここにいわば契約業務を任せてくれたら、ある意味においては履行するバックに県がいるじゃないかと。バックに県がいると、こういうような理解の中で免除の規定というのが特段に進むんじゃないかというようなアイデアではございますけれども、県の開発公社の議論と、あるいは土地開発公社の議論というものは、まだまだ私どものほうとしても実施可能については、まず米軍側からの業務委託の確認が必要なことが確認された後、公社の法令上の業務の範囲や執行体制など検討すべき課題が多くありますけれども、県としては、あらゆる機会を通して解決に努力していると。先ほどお話がありましたように、知事も含めて、あらゆる機会を通してどうにかボンドの問題もクリアできるように考えていくと。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄新法及び新たな振興計画の見通しについての御質問の中で、新法制定や予算づけのめどについてお答えします。

沖縄県は、新たな沖縄振興に向け、52の制度と沖縄振興一括交付金の創設等を国へ要望しているところであります。現在、総務部と企画部が連携し、平成24年度予算要求に向け必要となる国庫総額について調査・整理しているところであります。

沖縄県は、「沖縄21世紀ビジョン」で県民が描いた将来像の実現に向け取り組むこととしており、那覇空港の滑走路増設や交通・物流コストの低減、待機児童の解消、離島の定住支援など、沖縄の地域特性を踏まえたハード・ソフトのさまざまな施策の展開を実施していきたいと考えております。平成24年度予算の概算要求においてこれら施策が盛り込まれるよう、県議会、市町村、県民各界各層の協力を得ながら、引き続き強く国に働きかけていきたいと考えております。

次に、沖縄振興一括交付金のめどについてお答えします。

新聞報道によれば、最近開催された民主党沖縄政策プロジェクトチームでは、補助金・交付金にかえて自由度の高い交付金として交付すべきなどの考え方が示されたとのことであります。また、去る6月23日の沖縄全戦没者追悼式における首相あいさつ及び翌24日の官房長官発言においても、沖縄振興一括交付金の実現に向けて取り組むことが述べられております。

沖縄県としては、政府に対し沖縄県の提言する制度を盛り込んだ新たな法律の策定と新たな沖縄振興に必

要な財源として沖縄振興一括交付金の創設を引き続き強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 沖縄県の防災対策について、沖縄県地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、6月16日に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置するとともに、6月21日には市町村防災担当課長会議を開催し、県及び市町村の地域防災計画の見直し作業等を進めているところであります。今後、市町村等関係機関と連携の上、県内の地震防災対策の強化を図るべく、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 全身の健康状態改善と歯科保健対策についてお答えします。

歯の健康と全身的な健康状態は重要な関連があり、「健康おきなわ21」においても歯の健康を一つの柱として掲げております。

沖縄県では、県歯科医師会や県歯科衛生士会、市町村等関係機関と連携し、虫歯や歯周病予防、高齢者等の口腔ケアに関する普及啓発を行っております。また、市町村等の歯科保健対策を推進する担当者を育成し、歯科健診、歯科相談等の質の向上を図っているところであります。

続きまして、乳幼児等の虫歯予防対策についてお答えいたします。

沖縄県の幼児・児童生徒の虫歯有病状況は年々改善されているものの、3歳児及び12歳児では全国最下位となっております。このような状況を改善するため、沖縄県では、従来から取り組んでいる歯磨きや甘味の摂取制限指導に加え、乳幼児期からの弗化物を用いた虫歯予防を呼びかけております。特に効果の高いとされている集団での弗化物洗口については、その実施拡大に向け、保育所等関係者に対する研修会や実地指導等に取り組んでいるところであります。

続きまして、歯科保健対策の取り組みについてお答えします。

歯周病と糖尿病などの生活習慣病、歯周病と早産・低体重児の出生、要介護高齢者の誤嚥性肺炎予防と口腔ケア、障害児（者）の歯科疾患と生活の質への影響

などは、歯科保健対策における重要な課題であると認識しております。

沖縄県では、これらを解決するために地域における医科・歯科連携体制の構築が必要と考えており、現在、体制整備に向けた検討を行っております。さらに、県歯科医師会が計画しております障害児（者）や在宅要介護者等の歯科医療の中心的活動拠点となる「口腔衛生歯科治療センター」建設事業等を第2次の沖縄県地域医療再生計画に位置づけており、現在、国と調整中であります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 我が会派の代表質問との関連の中で、東京証券取引所の子会社AIM取引所の誘致に係る取り組みについてお答えいたします。

金融業務特別地区制度の拡充については、現在進めております沖縄振興特別措置法にかわる新法の検討の中で、「TOKYO AIM取引所」の提案についても国に要望しているところでございます。「TOKYO AIM取引所」は、東京証券取引所が51%、ロンドン証券取引所が49%出資し共同で設立したプロ投資家向けの取引所でございます。新たな優遇税制や金融商品取引法上の特例が導入されることを前提に、名護市への移転を表明しております。

このような証券取引所というプレーヤーが沖縄金融特区に進出することは大変意義があり、沖縄県としては、その条件整備に向けて国と協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 再質問を行います。

まず1点目の国際シンポジウムですけれども、先ほど御案内ありましたけれども、世界各国からの参加者、研究者、沖縄県開催の反応というか、あるいはそれにまつわる今回の国際シンポジウムの成果、このことについてお願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今回の参加者、国内外17カ国、国外から91名、1008名の非常に多くの参加者が参加されたわけでございますけれども、研究者の反応としましては、1つは、県主催の科学イベントに多くの子供たちが参加をしているのを非常に感心をしておりまして、地域への宇宙教育の支援で社会に貢献するという、このシンポジウムの開催意義を改めて認識をしたというふうな感想が出ております。

また、成果としては、沖縄みたいなリゾート地、そしてまた、沖縄のもてなしの心とか、そういうふうなものに非常に感銘を受けたという高い評価をいただいております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、平成24年度、来年度開学予定の沖縄科学技術大学院大学、その研究者と宇宙技術の研究者との交流・連携、そのことについて御案内をお願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この国際シンポジウムの開催期間中に、宇宙技術の研究者とOISTの研究者との交流を目的としたテクニカルツアーというふうなものを実施しております。このツアーの中で、同国際シンポジウムから約20名の研究者が参加をしたわけでございますけれども、施設見学、それからOIST研究者との意見交換をその中で行っております。

OISTの研究者の研究概要の説明に対して、ツアーの研究者からかなりの質問、活発な意見交換等が出まして、参加した研究者からは大変有意義であったというふうな評価をいただいております。今回このツアーを契機にして、今後研究者間の交流が進むことを期待をしていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 5日から12日まで開催をされたわけでありまして、この冒頭の5日にコンベンションセンターで山崎直子宇宙飛行士の講演会がございましたね。そのときに知事は、世界のウチナーンチュ大会の呼びかけで海外に出られていて、知事のかわりに上原副知事が参加されております。その参加の状況も含めて感想等がございましたらお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 宇宙科学国際シンポジウムにつきましては、全体的に大成功だったという報告が今ありましたけれども、私は、山崎直子さんの講演会とウエルカムパーティーに出席いたしました。

ママさん宇宙飛行士山崎直子さん、そして同じく日本初の女性宇宙飛行士向井千秋さん初めいろんな方々とお会いしましたけれども、大変すてきですばらしい方々と多くの県民が会うことができた、そして交流を深めることができた。あわせて、なかなか今夢を語れないといいますが語りにくいその多くの子供たちが、宇宙に夢をはせたきっかけになったんじゃないかということが大きな成果だというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 先ほど、知事、冒頭でも申し上げましたように、今回の国際シンポジウムは、来年の沖縄科学技術大学院大学の開学も含めて、我が沖縄県の科学技術の振興・発展の大きなきっかけになると私は思っているんですね。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、副知事のほうからもございますけれども、非常に子供たちも夢を見たと、宇宙科学というふうなものに興味を持つ機会を得たというふうなことがございました。そして、今回の国際シンポジウムの開催で、子供たちのみならず多くの県民が我が国の宇宙開発事業、それからまた科学技術の成果というふうなものを知ることができたというふうに思います。

また、沖縄県としては、このシンポジウムの開催による人的ネットワークというふうなものを今後活用しながら、人材育成、それからまた沖縄の科学技術というふうなものを振興していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 今回の国際シンポジウムの開催は、私は、仲井眞知事の決断によって、さまざまな課題もございましたけれども、実現をしているというふうに考えております。残念ながら、知事は世界のウチナーンチュ大会の開催の件で海外に出られていたわけでありまして、当然担当部局、あるいはまた、先ほどからこの議場の中でもこの成果については御案内がありました。ぜひ仲井眞知事からもその件について御見解を賜ればというふうに思っています。お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 全くの私見になりますけれども、今職員から報告を聞きまして、そしてまた議員からお話をいただきまして、この宇宙科学技術についての立派なシンポジウム、国際会議が沖縄で開催されたというのは、大変エポック的な意味を持っていると思います。

沖縄の子供たち、我々も含めて、いわゆる文化系系の特性の発揮はかなり世界に発信しているわけですが、このナチュラルサイエンスという部分でも今の宇宙科学、それから今の大学院大学のライフサイエンスという生命科学のある分野、オーシャン・海洋も少し入っていると思うんですが、そういう分野も含めて超長期的に沖縄の空間というか資源というものを開発、活用していく道筋の柱というべきものが立ちつつある

なという実感がございます。

ですから、そういう分野にも子供たちが非常に高い、深い、強い関心と興味を持っているということを見つけて、ある意味で、沖縄の子供たちも文化芸能・芸術という分野とあわせてこういうナチュラルサイエンスの分野も非常に関心を持ち、新しい才能がこれから出てくるのではないかという楽しみを感じさせるものだと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この宇宙技術の開発も含めて、アメリカ、ロシアあるいはヨーロッパ、今現在、この宇宙技術をどういう形でビジネスに結びつけていくか、産業化するかというそういう岐路に今立っているわけですね。ですから、その中で日本がどういう形で役割を果たしていくのかというふうなことが今非常に大きな岐路に立っているわけですね。この宇宙技術を全世界のそういうふうなビジネスに展開をして、世界各国のために貢献をしていくということがこれから展開をされていくことになるわけでありまして、その発端として、ケープタウン条約の宇宙資産議定書というものが、恐らくことしか来年の初めに正式な国際条約として成立できるような、そういうめどづけができております。そうすると、この宇宙技術のものに参入をしていくというビジネスと、あるいはまた、全世界のそういうふうなものを法律的に管理をしていくというふうな、そういう流れに世界の宇宙技術のビジネス産業として展開をしていくことが予想されるわけですね。

ですから、私は、この機会に日本がどういう形でそれにかかわっていくかというふうなことが大変重要になっているわけですので、その日本の中でも我が沖縄県が、この宇宙ビジネスの世界の拠点になれるような、そういう仕組みを今から戦略構築をして、国の文部科学省とか、あるいはJAXAとかにも働きかけをして、そういうふうな展開をしていければというふうに思っております。ぜひ我が沖縄県にこのような国際機関を誘致をしていきたいというふうな思いがございましたけれども、ぜひ仲井眞知事も一緒にやってそういうふうな仕組みづくりをお考えいただけませんか、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょうど今、次の振興計画を企画部を中心にまとめつつあるわけですが、いろんな考え方、プランが持ち込まれておる中で、超長期の分野というのがもう既に走っている生命科学と海洋の一部を入れた大学院大学、そしてIT大学院というの

も一つの方角でクラウドコンピューターじゃないんですが、ああいうテクノロジーの分野、そして一方で、夢にもというかほとんど考えていなかったんですが、この宇宙ビジネスというところは議員が発掘してこられた感があるわけですが、人工衛星を打ち上げる、打ち上げないということではしょっちゅう失敗をしていた日本のロケット技術が大分よくなったという話は聞いております。ただ、ちょっと素人で、今のところは想像の範囲を出ないんですが、超長期のプロジェクトの一つとして位置づけることは、少し工夫すれば可能になるかもしれないという気はしますが、もう少しこれは日本の置かれた位置、技術の中身について少し研究させていただきませんか。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ぜひ特区制度も含めて、我が沖縄がこういうふうなものをやりたいんだということを国に申し入れて、国も含めて、その理解のもとに沖縄にそういう仕組みがつくられるというふうな、それは一緒に考えていきましょう。

次に、防災対策です。

これから見直し等々も含めてやるということで、市町村との協議も行われているということですね。私は、県民に対する防災の意識づけ、これは非常にポイントだと思います。いかがですか、この点については。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御指摘のとおり、この総合的な防災対策の中で、やはり県民の防災意識の向上というのは極めて重要なものであると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それと、災害協定です。

実は、私は2度被災地に行ってまいりました。石巻と気仙沼と南三陸です。1点目は、視察をしながらお手伝いができること。2点目は、もちろんその被災地の支援も大事ですけど、私は県議会議員としてそういう被災地を見て、沖縄でそういうことが起こったときにどういう形で県民を守るのか、あるいは対応していくのかという観点でいろいろ勉強したわけでありまして、この宮城県の防災協定を見ると、医療分野とか、土木建設とか、産業廃棄物処理、物資の供給、多岐にわたるさまざまな95の防災協定が行われているわけですね。これが担当の防災課長に確認をしたら、今回の地震と津波が本当にこの防災協定のおかげで非常に大きな力を発揮したと評価しているんですね。宮城県は、この防災については知事を初めかなり

力を入れて取り組んできたというふうなこともありますけれども、今、県が進めている見直しについての協議、あるいは市町村のことも大事ですけれども、そういういろんな医療関係とか、食品の供給も含めたこういう防災協定を、今のうちに一つ一つしっかり結んでおく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 大規模災害発生時における応急対策やその後の復旧・復興対策の実施に備えて、自治体間や民間団体等との間で事前に災害時応援協定等を締結しまして、緊急時の応援協力体制を構築するということは、議員の御指摘どおり極めて重要でございます。

現在、自治体間の広域応援協定、沖縄県が締結しているものとしたしましては、全国の都道府県との「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」や九州・山口各県との九州・山口災害時応援協定等がございます。また、県と民間団体等で締結しているものとしたしましては、沖縄県医師会との間で災害時の医療救護に関する協定、また、広報活動につきましては、県内のテレビ、ラジオ局と災害時における放送要請に関する協定、さらに災害時の食料・生活物資等の供給に関しましては、ファミリーマート、ローソン、沖縄県生活協同組合連合会と締結しております物資の供給に関する協定、さらに災害発生後の応急仮設住宅等の提供に関しましては、社団法人プレハブ建築協会と災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定と、こういったものがございます。

議員御指摘のように、やはり宮城県では大変多くの協定を結んでいるというようなことも勉強させていただきましたので、県としましては、こういう形の協定を多く締結をいたしまして、災害時応援協定のさらなる充実によって防災対策の向上を図っていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 与世田副知事、災害が起これば県知事は本部長になりますけれども、この災害にまつわる仕組みはやっぱり与世田副知事がしっかりやってもらわぬといけませんよ。ですから、担当部局にもどうぞ指示を出してください。彼らから上がってくるものじゃなくて、こういうふうなものが必要でしょうということで上げないと、官僚の言いなりになったらだめですよ。しっかりその防災に対する決意、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 決意は、十分御指摘のとおり承りまして、責任を持ってこういう危機対策に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、健康・長寿の確立です。

教育長にお伺いします。

平成21年第6回の県議会の一般質問で、私どもの島袋大議員の弗素洗口についての再質問で金武教育長は、市町村の教育委員会あるいは保護者の同意を得ながらしっかりと進めていきますというふうに答弁をしております。その後の取り組みについてお願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

弗素洗口の実施につきましては、平成23年6月現在、公立の幼稚園が4.9%、小学校は4.0%、中学校は2.4%でございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 市町村教育委員会や保護者の同意を得ながらしっかりと進めていきますという取り組みの成果は、その数字ですか。どういうふうにやってきたんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、この弗素洗口実施における対応等で困難な件が出てまいりました。幾つか申し上げますと、まず、この弗素の課題がまだ解決されていないということ。そして、この洗口を取り入れるにはまだ時期尚早であるということと、それから弗素への認識が不足していると。そして、安全性に対する疑問もあると。そして、薬品保管への課題もあると。と同時に、家庭で個別に実施すべきものではないかと。あるいは学校や保護者から要望がない等々、そういった実施のために幾つか困難がありますので、それでなかなか進まない状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 協議をしているけれども、いろいろな課題があるということですね。これをどう解決していくかという話ですよ。虫歯はなかなか減らないというこの現状。じゃ、かわりにどういふことがあるかといったらその対策もない。こういうふうなものをやろうとするといろんな問題があるというふうなことです。これは少し考えないといけませんね。

福祉保健部長はいかがですか。保育園についても同様に質問の中でそういう問いかけがありましたけれど

も、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 弗素洗口に関しては、先進県である新潟県等でかなり成果を上げております。そういうことの学びもありまして、我々も保育園でぜひ取り組んでいきたいと思っております。

その進行状況ですけれども、「NPO法人日本むし歯予防フッ素推進会議」等の民間団体が調査したものがあつたんですけれども、平成19年度沖縄で70カ所だったんですけれども、平成21年度には141カ所と、2年間で取り組んでいる保育所が倍増しているという成果も報告されております。

今後とも、そういう取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この歯科保健は、母子保健法とか学校保健法などそういう法律が分散をして、なかなか生涯を通じた法律がないというふうな形で理解をしているわけですが、ですからその重要性はあるにしても、先ほど教育長からもあったように、ほかのところではそういうふうな成果はありながらも、いろんな形で問題がありますよというふうなことですよね。ですから、やっぱりこれは何らかの形で新たな仕組みをつくって、そういうふうなものを取り組んでいって、県民の健康そのものの自体をもっと高めていくというふうなことが必要なんじゃないですか、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員御指摘のように、虫歯予防は歯磨き、それとフロス、それと弗素というこの3点セットで努力すべきだと思います。そういう取り組みが進むようないろんな仕組みをつくっていくべきではないかと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、代表質問との関連の「T O K Y O A I M」です。

これは沖縄金融特区に立地するための条件、あるいは制度以外にどういうふうなことがございますか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 「T O K Y O A I M」が沖縄に立地するためには、もちろん今回提案していますシンガポール、香港並みのキャピタルゲインに対する非課税、こういうものと一部の規制緩和がありますが、それと同時に、やはり沖縄側にN o m a d、これは企業等が上場するときに上場に向けて全面的に支援する指定アドバイザーと言われるN o m a dという組織がどうしても必要になってきます。これは

コーポレート・ファイナンス——アメリカあたりではインベストメント・バンキングと言っていますけれども——そういう投資銀行でそういう投資業務に2年以上かかわった人が何名いないといけなとか、一定のそういう条件があります。しかし、これはそういう人をほかから連れてくれば新設企業でも問題ないと聞いていますので、そういう条件のまずN o m a dという組織をつくって、そこが上場を支援する。例えば東京証券取引所の場合は、大手証券会社等の主幹事証券会社がいて、そして最終的に東京証券取引所が審査して上場を認めると、こういう形になるわけですが、でも、「T O K Y O A I M」の場合はプロの投資家を前提にしていますので、上場に当たっての規制が相当緩和されているわけです。ですから、それをそのN o m a dという組織が上場まで支援して、そのまま上場させるということで、非常に短期間にできるという特徴があつて、そういう組織をつくる必要があります。これは県内の金融機関、それから証券会社等と一体となつてつくって、しかもできるだけそういうコストがかからないような仕組み、これは東京証券取引所に上場すると、やっぱり上場費用だけで数億円かかる。あるいは年間の維持で数千万円から1億円近くかかるというそういう話もありますので、沖縄で仮にこういう組織をやる場合は、できるだけそういうものを低く抑える仕組みもあわせてやることによって、逆に言うと沖縄から上場したほうがいいということもできる。

そういうことで、私どもとしては、まだ県として正式にこれを決定しているわけではありませんが、あくまで部の段階でいろいろと今方法について検討しているという状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この特区制度、今新たな振興計画の中でもそういうふうなことを求めているわけですが、でも、東京の考え方とちょっと違いますよね。彼らは、そういう仕組みをつくったのということです。沖縄はこういうようなものがありませんから、なかなか厳しいですよということなんですけれども、今回のこのアジア金融センター構想も含めた金融特区のありようという位置づけ、これは非常に大事になってくると思います。企画部長も含めて、これどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現振興計画から金融特区等含めて7つの経済特区が設置をされたわけですが、その中には一定の成果を上げたものも、そうじゃないものもある。金融特区は、まさにそ

いう意味ではまだ課題が残っている特区の一つでございます。そうはありながらも、今回A I Mのような、そこでやってみたいと希望するプレーヤーも出てこうとしている状況の中で、その辺の意見も聞きながら、ぜひそこで活動する企業がうまくいけるような、そういうふうな仕組みの特区というふうなものをこれからつくってまいりたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 商工労働部長は、担当部長として秘策はありますか、この金融特区の今後の展開。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） なかなかそういう秘策というのはあるわけではありませんが、実は、人・物・金・情報の好循環サイクルというものを金融特区を中心につくれないかと、今いろいろ検討しているといえますか——まだあくまで商工労働部長のある面個人的な部分もありますけれども——やはりそういう一つのサイクルをうまくつくっていくという仕組みを構築できないか。つまり人は観光客、これは1000万人の目標があります。こういう観光客を沖縄に連れてくるためのさまざまな特区制度とか、あるいは国際航空旅客便、あるいは物流関連の貨物便等に対する着陸料の軽減とか、あるいは2本目の滑走路、こういう人をふやすための仕組み、それから物づくり、これはANAの国際物流ハブ機能、これは非常に大きな中核になると思いますけれども、これに加えて沖縄新成長産業支援制度。これは、沖縄を牽引する新たな付加価値の高い産業を沖縄に育てていく、誘致していく。これらを支える科学技術振興ですね、これは大学院大学も含めて。こういうものと、もう一つはまさに金ですね。今先生がおっしゃっている金融特区、もちろん場所は名護ですが、単に名護のものではなくて沖縄県全体の経済に関連するそういう仕組み、それから情報、既に沖縄県に多くのIT企業が育っているし、立地もしている。こういうものをうまく一つの経済の循環サイクルとして描いていきたい、このように思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 最後に、沖縄新法と新たな振興計画ですけれども、やっぱりこれは文字どおり、最終的には菅総理の政治決断ですよ。

私は、今菅総理の立場からすると、せんだってでも沖縄にお見えになっておりましたけれども、基地の問題も政治的な状況も含めて非常に今厳しい状況ですね。ただ、菅総理の思いとしては、やっぱり沖縄のために何とかしてあげようという思いが非常に強いと思いま

すよ。ですから、私は、あの人はこの地域主権を含めて、民主党がこれできなければ、何のために政権とったかわかりませんから、せめて一括交付金ぐらいやらぬと。ですから、私は、恐らく最終的には菅総理が政治決断で全国に先駆けて沖縄のモデルとしてこれやるうやというふうなことを考えていると思いますよ。そう思いませんか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時33分休憩

午後6時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 先ほどちょっと答弁漏れが一つあるので、一緒に……。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時34分休憩

午後6時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○知事（仲井真弘多君） 先ほどの宇宙科学技術ビジネスについての国際機関については、誘致に取り組んだらどうかという肝心なところについて答弁漏れで、私も宇宙科学技術ビジネスについての国際機関の誘致は非常に意味のあることだと思いますので、一生懸命取り組んでみたいと思います。

さて、今の件でございますが、民主党さんは政党としても実は今非常によく研究し、沖縄の県連も含めまとめをやっていただいております。

自民党さんも沖縄振興委員会をつくり、公明党さん、それから社民党さん、社大党さんも、各政党の皆さんやっていただいて、それで一方で、やっぱり民主党政権で政府として、我々は実はこの5つの大きな条件を出しているわけで、これについておおそ前向きに取り組んでみたいという趣旨のことを菅総理は言われたと思っておりますので、半分はクリアし始めているのかなというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 やりますよ、菅総理は。信じてください。疑ったらだめですよ。あの人はやります、最後の仕事として。見ていてください。

最後に、私は仲井真知事に、先ほどから出ておりますけれども、40年間、沖縄振興開発計画そしてまた沖縄振興計画が進みましたね。非常に大きな節目ですよ。次の新たなステップの向こう10年間とかというふうな節目にいるわけですよ。仲井真知事は今非常に充実していませんか。ぜひこの新たな沖縄振興計画の大きな特徴と、それに立ち向かう仲井真知事の決意、

時間いっぱい使っていいですから、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ありがとうございます。

今の沖縄振興法及び沖縄振興計画、そしてそれにまつわる制度などなどが来年の3月31日に切れます。そしてまた、軍転法と言われる跡地利用といいますか、そういう分野の法律も来年の3月31日に切れます。

40年間やってきて、41年目に入るに当たって、やはり沖縄県自身いろいろな見方はあるんですが、自主・自立の道に入り始めたという感じがします。それでいながら、今我々が受けている沖縄振興法関連、そして政府機関組織というのは、どちらかというとまだまだ古典的な部分がかなり残っていて、これまでよくやってくれましたよ。ですが、ちょっとグリップ的な要素が強くて、我々自身が自主・自立の道に入ったのをもっと確実にバックアップするような枠組みが要するというのが今度のねらいです。

ですから、まず沖縄県がつくった計画をそのまま国は支援すること、そしてまた、いろんな新しい措置、支援策については、アジアと競争できる新しいものに改善・改良してもらいたい。それから、軍用地跡地利用についても、きちっとそれが進むような中身をしっかりとやってもらいたい。そして、一括交付金みたいな弾力性のあるものがないと、それで今の予算で言うな

らば、例えば一括計上が2300億円、これは東京で決めていくわけですね。ですが、これは隔靴搔痒な感があって、やっぱりこれは沖縄にまずもらって、沖縄のほうで決めてやっていきたい。こういう自主・独立そして権限移譲、それから、ある程度仕事が重複してきた山を越えた政府機関については原則廃止というような、これは国がお決めになった閣議決定の方向はそれなりに進めてもらってはどうかという、我々自身ももっと自主的にみずから計画をつくり、みずから予算を配分し仕事をしていくということが確実にできるような自主・自立の枠組みを何とかつくりたいということで、ようやくこの間の菅総理の返答で半分は前へ進んだかなという実感があります。ぜひ県議会のお力添えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○照屋 守之君 ちょうど時間です。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明6日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

会議録署名議員 嘉 陽 宗 儀

平成23年 7 月 6 日

平成23年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成23年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成 23 年 7 月 6 日（水曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成23年 7 月 6 日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第15号議案まで（質疑）

第 3 陳情第97号、第101号及び第105号から第107号までの付託の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第15号議案まで

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 9 号議案 土地の取得について

乙第10号議案 交通事故に関する和解等について

乙第11号議案 交通事故に関する和解等について

乙第12号議案 国土交通大臣の作成する大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について

乙第13号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第14号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第15号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

日程第 3 陳情第97号、第101号及び第105号から第107号までの付託の件

出 席 議 員（47名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	6 番	仲 村 未 央 さん
副議長	玉 城 義 和 君	7 番	照 屋 大 河 君
1 番	上 原 章 君	8 番	渡久地 修 君
2 番	島 袋 大 君	9 番	瑞慶覧 功 君
3 番	中 川 京 貴 君	10 番	山 内 未 子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	11 番	上 里 直 司 君
5 番	平 良 昭 一 君	12 番	吉 田 勝 廣 君

13 番 當 山 眞 市 君
 14 番 吉 元 義 彦 君
 15 番 座喜味 一 幸 君
 16 番 佐喜真 淳 君
 17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 新 垣 清 涼 君
 23 番 新 垣 安 弘 君
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君

31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（１名）

42 番 新 垣 哲 司 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 副 知 事 与世田 兼 稔 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君
 福 祉 保 健 部 長 宮 里 達 也 君
 農 林 水 産 部 長 比 嘉 俊 昭 君
 商 工 労 働 部 長 平 良 敏 昭 君
 文 化 観 光 長 平 田 大 一 君
 ス ポー ツ 部 長 当 間 清 勝 君
 土 木 建 築 部 長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 仲 田 文 昭 君
 病 院 事 業 局 吳 屋 幸 一 君
 病 院 事 業 統 括 監 米 蔵 博 美 さん
 会 計 管 理 者

知 事 公 室 監 査 長 饒平名 知 成 君
 秘書広報統括監 新 垣 郁 男 君
 総 務 部 監 新 垣 郁 男 君
 財 政 統 括 監 中 野 吉三郎 君
 教 育 委 員 会 長 大 城 浩 君
 教 育 長 翁 長 良 盛 君
 公 安 委 員 会 長 磯 丈 男 君
 委 員 会 長 平 良 宗 秀 君
 警 察 本 部 長 岩 井 健 一 君
 警 務 部 長 又 吉 春 三 君
 労 働 委 員 会 長
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 長
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 主 査 佐久田 隆 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善仲君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。
 説明員として出席を求めた病院事業局長伊江朝次君

は、一身上の都合により本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として病院事業局病院事業統括監呉屋幸一君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 おはようございます。

公明党・県民会議の上原章です。

質問の前に所見を述べたいと思います。

未曾有の国難とも言うべき東日本大震災が発生して4カ月近く経過し、本来ならば復旧から復興へと力強く進んでいなければならないと考えます。しかしながら、被災地ではいまだ多くの瓦れきが横たわり、避難生活を送る人は今も9万人以上を数え、原発事故の終息の見通しも立っていません。政府は被災地支援のための第1次補正予算を与党内の調整ができず、成立させるのに52日間かかり、切れ目のない支援に必要な第2次補正予算についても菅総理は当初、国会を延長する考えはありませんでした。また、本格的な復興へと踏み出す復興基本法についても、菅政権は3カ月以上も経過して成立させるという余りにも遅く、過酷な被災地の皆様の痛みを全くわかっていないと言わざるを得ません。

88年前、大正12年に発生した関東大震災、16年前に発生した阪神・淡路大震災では、1カ月で復興院や復興基本法が成立しています。それが今回なぜできないのか。被災地の皆さん、首長さんからは、国にスピード感がないことに本当に苦慮している、政府の無責任さが復旧・復興への足かせとなっている等切実な声が寄せられています。

私たち公明党・県民会議は、6月13日から16日まで福島、岩手、宮城の3県を訪問させていただきました。担当者から津波の脅威、防災の課題、被災者への支援体制等説明を受け、中にはみずからも被災者でありながら市民のために頑張っている職員の姿に頭が下がる思いでした。また、町そのものが根こそぎ破壊された宮古市や気仙沼市の惨状、瓦れきの山には言葉を失い、気仙沼の副市長からは、毎日瓦れき撤去に頑張っているがいまだにどれだけの量があるのか、一般廃棄物100年分とも言われ、分母がわからないとのこ

とでした。政府は8月末をめどに、瓦れきはおおむね撤去するとの方針を示していたが、いかに場当たり的で無責任かつ現場を知らない判断だったか。環境省によると、6月28日現在瓦れき処理は岩手47%、宮城29%、福島23%しか進んでいないとのこと。復興への入り口にすぎない瓦れきの処理が進まなければ生活再建や産業の再生もさらにおくれ、地元丸投げ、自治体任せの姿勢で傍観してきた菅政権の責任は重いと考えます。

公明党は、第2次補正予算で被災した自治体を実施する瓦れき処理を国が代行し、処理費も全額補助する立法措置を提言しているところです。国会は菅総理が任命した復興大臣の心ない発言に、被災者や多くの国民から怒りの声が寄せられ辞任するという余りにも情けない国民不在の国会運営が続いています。総理延命に執着する菅政権が長引くほど、復興は遠のくように思います。一日も早く新しいリーダーのもと、与野党が団結して復興・復旧及び日本国の再生に傾注することを願うものです。

それでは質問に入ります。

1、東日本大震災の対応についてお尋ねします。

(1)は取り消します。

(2)、発生から4カ月近く経過し、県内に避難してきた方々への支援は十分か、要望を再確認（アンケート等）する必要はないか伺います。

(3)、自立を目指し仕事につきたいとの声があるが、雇用環境が厳しく、国・県の支援が必要ではないか。

(4)、県営住宅に入居している方々への延長支援はできないか。

2、災害対策について。

(1)、津波対策として主な公共施設や民間施設に海拔表示ができないか。

(2)、避難場所となる学校施設の防災機能の向上が必要と思うが対応を伺います。

(3)、公共住宅に非常用自家発電の設置が必要と思うが現状及び対策を伺います。

(4)、県の備蓄体制はどうなっているか。

(5)は取り消します。

(6)、アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成について伺います。

ア、県が目指す災害拠点の内容を伺います。

イは取り消します。

3、米軍基地問題について。

(1)、2プラス2の辺野古回帰は普天間の固定化につながり、オスプレイの配置は危険性の増大そのものです。県は日米両政府にどう対応するのか伺います。

(2)は取り消します。

4、福祉政策について。

(1)、障害者の権利条例制定の取り組みはどうなっているか。当事者団体等との意見交換、連絡会議の設置、条例内容の検討、制定の時期等県の対応を伺います。

(2)、6月25日、26日に九州自閉症協議会が本県で開催され、専門医の確保や就労支援等多くの課題について議論がありました。県も参加していたが、感想と今後の取り組みを伺います。

5、教育政策について。

(1)、国際性に富む人材育成は本県の発展にとって大変重要と考えます。教育長の見解及び取り組みを伺います。

(2)、外国語教育の取り組みは十分か。現状と課題、今後の取り組みを伺います。

6、農水産業の取り組みについて。

(1)、島嶼県の本県にとって農水産物のブランド化は極めて重要であり、生産・加工・流通と総合的な支援が必要と思うが、県の取り組みを伺います。

(2)、宮古島市は、県管理の下地島空港周辺の残地を農業的ゾーンとして利活用したいと計画を進めているが、地域の振興・発展のため重要と考えます。県の対応を伺います。

(3)、遺伝子組み換えパパイヤ「台農5号」について。

ア、輸入段階での検査体制はどうなっていたか。

イ、「台農5号」について県は推奨していたのではないか。

ウ、農家や仕入れ販売業者に責任があるのか。

エ、国や県は伐採を命じているが、農家等は被害者であり国や県がすべての損失に対し補償をすべきものとするが対応を伺います。

7、平和発信、平和教育の拠点として対馬丸記念館は重要であり、関係者から県に対し支援の要望があるが対応を伺います。

8、漫湖公園は市民・県民の憩いの場ですが、小禄鏡原側の河川敷は雑草が無造作に生い茂り、昼間でも安心して散歩できない状況です。不法投棄の温床にもなり、早急な対策が求められています。県の対応を伺います。

最後に、我が会派の代表質問との関連で伺います。

新たな沖縄振興に関する取り組みについて。

(1)、復帰から40年を経てこれまでの沖縄振興の枠組みと、今知事が目指している新しい計画や制度の枠組みとはどのような違いがあるか伺います。

(2)、今議会で多くの議員が取り上げている新たな沖縄振興法や新計画は、今後の沖縄の10年を決定づける重要なテーマであります。ただ、国政における状況は県当局も認めているように、極めて厳しい環境にあります。沖縄振興一括交付金制度を初め政府との交渉はこれから高いハードルを越えなければなりません。その高いハードルを越えるためには、政治レベルの強力な後押しが求められています。

そこで、来る7月9日に県議会沖縄振興特別委員会が県選出国會議員をお招きし、意見交換会を予定しております。公明党から遠山清彦衆議院議員を参加させたいと提案をいたしました。残念ながら県選出国會議員同士の話し合いの結果、遠山清彦衆議院議員は、沖縄出身でないとの理由でキャンセルになったとのこととあります。

今、沖縄に必要なことは、新たな沖縄振興の法律や計画を実現させるためには、政党・会派を超えて全国會議員の協力を求めなければならないのであります。まして遠山清彦衆議院議員は、沖縄出身ではないものの沖縄を選挙地盤にして10年、2001年の最初の参議院選挙から今日まで沖縄との関係は深く、県出身國會議員にまさるとも劣らない国会活動を展開しております。党役職も沖縄方面議長の役職も担っております。今回の県選出国會議員らがどういう話し合いをして参加させないとしたのか、詳細はわかりませんが、余りにも了見が狭過ぎるのではないのでしょうか。

公明党・県民会議は、去る5月21日に川上企画部長を初め県企画部の皆さんと、遠山清彦衆議院議員を初めとする公明党の衆参國會議員5人を沖縄に招いて、新たな沖縄振興法を後押しするために勉強会を開きました。そしてその後、遠山清彦衆議院議員は6月1日の衆院沖縄北方特別委員会での質疑で、新たな沖縄振興法や駐留軍用地跡地利用促進法案などの質問を展開していただきました。

そこで川上企画部長に伺います。

6月1日の衆院沖縄北方特別委員会での遠山清彦衆議院議員の質問についてどのように評価されておりますか。部長の認識をお聞かせください。

以上、質問を終わりますが、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

上原章議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、東日本大震災の対応についての御質問の中で、県営住宅の入居延長に係る御質問にお答えい

たします。

県営住宅への入居につきましては、県は東日本大震災被災者への住宅支援の一環として、国土交通省の通達に基づき、一時入居を実施いたしているところであり、入居期間につきましては原則として6カ月といたしており、延長申請がある場合は、延長ができることといたしております。入居期間経過後の対応につきましては、被災者御本人の御意向を確認し、御意向に沿えるよう適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、米軍基地問題に係る御質問の中で、2プラス2の辺野古回帰による普天間の固定化についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去、移設、そして返還であります。早期に解決を図る必要があります。固定化は決してあってはならないと考えております。なお、オスプレイにつきましては、去る6月24日、具体的な運用上の問題等につきまして質問文書を防衛省へ提出し、回答と説明を求めています。27日に上京した際に、私から防衛大臣と外務大臣に反対を表明し、データの提出等を強く求めたところであります。

県といたしましては、今後とも総理を初め各大臣との面談などあらゆる機会を通じて、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいり所存でございます。

次に、教育政策に係る御質問の中で、国際性に富む人材育成についての御質問にお答えいたします。

グローバル化が急速に進展し、国境を越えた移動が活発になり国際的な相互依存が一層深まっております。このような状況の中、英語は母語の異なる人々の間をつなぎます国際的な共通語として最も中心的役割を果たしております。子供たちが21世紀を生き抜くためには英語のコミュニケーション能力を身につけることが不可欠でございます。このような状況の中、今までとは違った外国語教育施策をしっかりと策定し、実施することが重要です。これにより国際社会で主体的に活躍できる人材育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連質問についてという項目の中で、これまでの沖縄振興と新しい計画や制度の枠組みの違いについての御質問にお答えいたします。

これまでの40年にわたる国計画に基づく沖縄振興策により、社会基盤は一定の水準に整備され、観光・リゾート産業や情報通信関連産業なども育ってまいりま

した。しかしながら、現在の沖縄を取り巻く環境を見ますと、地方分権の進展や東アジアの経済的伸長、沖縄の潜在力の顕在化など大きな時代の節目にあると思います。また、県民が沖縄の将来に求める姿も自然や伝統文化の保全、そして継承、安全・安心な暮らしなどソフト的なものへと移りつつあることも確かでございます。このような状況を踏まえ、新たな沖縄振興は、従来の手法では限界があると思います。沖縄がみずから歩いていく新たな段階に入っていると考えられることもできます。また、沖縄にはこれを実行する力も備わってきつつあります。沖縄が自主的、そして自立的に取り組み、時代の変化にも柔軟に対応していくこと、これが求められていると考えております。そしてこれを可能にする新たな枠組みが必要であることから、現在、我々はその構築を目指しているところであります。特に次の5項目につきましては政府に強く求めているところであります。まず第1点は、「新たな沖縄振興のための制度提言」の実現、この制度の中には沖縄全体を1区——一つの区域にしてあらゆる個々の施策を展開していこうという形でございます。第2が、沖縄振興一括交付金の創設により予算の確保及び使途の自由度の確保、第3に、県の計画への国の支援、第4に、駐留軍用地跡地利用推進法の制定、第5に、沖縄総合事務局の沖縄県への権限移譲などであります。この夏がいよいよ正念場となっております。

議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、県選出国会議員の皆様や各政党、そして沖縄に理解と手助けを申し入れておられる先生方、沖縄をよく理解しておられる国会の他県の先生方も含め、御支援をいただくべく我々は協力をお願いしているところでございます。そして新たな枠組みの実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 東日本大震災の対応についての御質問の中で、県内の避難者の要望確認の必要性についてお答えいたします。

県におきましては、県内への避難者のニーズを把握するため、4月12日、県営住宅への避難者を対象に「被災者支援に向けてのアンケート調査」を実施したところ、今後の避難生活のための一時金が欲しい、避難者同士が交流できる場をつくってもらいたい等の要望がありました。この結果を踏まえ、県や東日本大震災支援協力会議におきましては、1点目に、「沖縄県

受入被災者支援見舞金給付事業」の実施、2点目として、「ニライ・カナイカード」の発行による県内流通業界や交通機関等における割引等の実施、3点目、観劇等を通じた避難者同士の交流イベントの実施等、被災者ニーズに応じた各種支援策を実施しております。今後、被災者の県内における避難生活の長期化に備え、適宜アンケート調査等を実施し、ニーズを十分に勘案した支援策を引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、災害対策についての御質問の中で、公共施設への海拔表示についてお答えいたします。

建物や電柱への海拔表示につきましては、住民の避難意識を高める効果があるものと考えられ、県内では、宜野湾市の一部で実施されております。県としては、専門家の意見を踏まえつつ、今後の東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の見直しの中で、公共施設や民間施設への海拔表示につきましても、沖縄電力等関係機関と相談の上検討してまいりたいと考えております。

次に、県の食糧備蓄についてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画において「食糧等備蓄計画」を定めており、県は災害対策用食糧として「市町村の備蓄量を補完するため必要相当量を備蓄する」こととしており、東日本大震災直前まで約7000食を備蓄しておりました。今回、東日本大震災の被災県に大部分を提供したため、今後、早急に必要量を補てんすることとしております。また、コンビニ等流通企業との協定による流通備蓄についてもより多くの企業と協定を結ぶこと等により、多面的な備蓄食糧の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、県が目指す災害援助拠点の形成についてお答えいたします。

県におきましては、新たな沖縄振興策として、県内に国際的な災害援助拠点を形成することについて国に要望をしているところです。具体的には、国内の防災・医療分野の人材・施設等を沖縄に一体的に集積し、アジア・太平洋地域の災害援助拠点を形成することを目的に、国際緊急援助隊の本部や防災教育・訓練施設等の誘致を図ることを内容とするものです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 東日本大震災の対応についての御質問の中で、被災者に対する就労支援についてお答えいたします。

被災者への就労支援については、今補正予算で緊急

雇用創出事業臨時特例基金1億円を措置しております。当該基金の活用について、県各事業課、それから市町村へ事業提案を求めているところでございます。また、去る5月20日の「沖縄県「日本はひとつ」しごと協議会」におきまして、国・県、経済団体、労働団体の支援メニューの共有と連携をより一層進めることについて協議したところでございます。

沖縄県では、今後とも被災された方々の就業ニーズを的確に把握しながら、就業機会の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 災害対策についての御質問で、学校施設の防災機能の向上についてお答えいたします。

ことし5月、文部科学省におきましては、学校施設整備に関する「施設整備基本方針」の見直しを行い、学校施設が災害発生時の応急避難場所として役割を果たすための新たな整備項目を明記したところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後、国の方針等を踏まえて市町村や関係機関と連携し、学校施設における必要な防災機能の確保について対応してまいります。

次に、教育政策についての御質問で、外国語教育の取り組みについてお答えいたします。

本県では、全国に先駆け、平成21年度よりすべての小学校5・6年生を対象に外国語活動を実施しております。すべての中学校及び高等学校に外国語指導助手等を配置するなど、外国語に対する興味・関心を高め、コミュニケーション能力の向上を図っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、「沖縄21世紀ビジョン」等を踏まえ、本県が目指す国際社会で主体的に活躍できる人材育成を図るため、新たな外国語教育の方向性を検討する有識者等会議を持ち、今後の外国語教育の充実・発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 災害対策についての御質問の中で、非常用自家発電機の設置についてお答えいたします。

県営住宅の非常用自家発電機は、停電時にエレベーター内に利用者が閉じ込められるのを防止するために

設置しており、現在、高層住宅の9団地に非常用発電機を設置しております。先日の台風2号の影響により長時間の停電が発生し、高架水槽方式の一部団地において給水が停止したところがあります。今後、このような長時間の停電が予想される場合は、必要に応じてリースによる対応について検討したいと考えております。

次に、河川敷の管理についてで、漫湖公園沿いの河川敷の管理についてお答えいたします。

河川の雑草対策については、毎年、維持管理計画に基づき実施しており、また、住民のボランティア活動としての河川愛護会の協力などもいただきながら取り組んでいるところであります。

漫湖公園沿いの国場川の河川敷については、除草費用や優先順位を勘案しながら実施する方向で検討する考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 災害対策についての御質問の中で、生活必需品の備蓄体制についてお答えいたします。

生活必需品につきましては、沖縄県地域防災計画に基づき「災害救助用備蓄物資整備計画」を定めており、東日本大震災直前までは、毛布、ブルーシート等26品目の必要相当量を備蓄していたところでございます。今回、支援物資として被災県へすべて放出したことから、5月には毛布、衣類など、6月にはブルーシートを補てんしたところであり、今後、早急に必要相当量を補てんしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 災害対策についての県の医薬品備蓄のほうからお答えいたします。

災害時の医薬品の備蓄については、災害発生の初動期に必要とされる医薬品3000人分を県立中部病院、宮古病院、八重山病院におのおの1000人分ずつ備蓄しております。

引き続きまして、福祉政策についての、障害者の権利条例制定の取り組みについてお答えいたします。

障害者の権利条例制定につきましては、国における障害者基本法等の動向を踏まえつつ、当事者団体等との意見交換や情報収集等を行い、取り組んでいるところであります。今後は、県庁内関係課連絡会議や、障害当事者及び民間事業者等で構成する障害者県民会議

（仮称）を設置し、条例に盛り込むべき内容の検討を進めてまいります。また、具体的スケジュールにつきましては、当該会議の中で、障害者への差別事例の把握、差別をなくするための取り組み方策等を検討する必要があり、それには一定の集約期間が必要であります。このようなことから、条例制定に向けての取り組みを進めていく中で制定時期も見込むことができると考えております。

続きまして、九州自閉症協議会九州大会の感想と今後の取り組みについてお答えします。

九州自閉症協議会九州大会では、発達障害の診断ができる専門機関や就労支援の課題等について活発な質疑がなされ、自閉症を初め発達障害に対する県民の強い関心が示された大会でした。県では、発達障害の診療ができる医療機関の確保について、国の技術研修や医師派遣を推奨するとともに、小児科医や精神科医を対象とした研修等を実施しております。また、就労については、就労準備性を高める直接支援や沖縄障害者職業センター等と連携した就労移行支援を進めるとともに、就労関係専門部会の立ち上げなど、市町村自立支援協議会の整備促進に努めており、引き続きこれらの支援について取り組んでまいります。

続きまして、対馬丸記念館への支援要望に対する県の対応についてお答えいたします。

対馬丸記念館の建設は、国による対馬丸慰藉事業として実施され、対馬丸記念財団が全額国庫補助を受けて建設したもので、国においては、開館後においても、「語り部、特別展等事業」及び「遺族相談事業」を実施し、継続して財団を支援しているところであります。

管理運営費については、平成12年11月21日付で、同財団から「管理運営費等の経費負担については、沖縄県に助成を請うものではなく、あくまで法人の責任において対処する事項である。」との意向が示されております。また、建設費等に係る県議会での予算審議においては、平成13年度及び14年度の2回にわたり、「同記念館の運営管理に当たっては、設立された財団法人の責任において対処し、県からの財政的支援は行わないこと。」との附帯決議が全会一致により議決されております。

県においては、現在、同財団と連携し、入館者増に向けた財団の取り組みに対する国庫補助を継続して確保しているところであり、今後ともこれまでの経緯を踏まえ対応してまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農水産業の取り組みの中で、農水産物のブランド化に向けた生産・加工・流通の支援についてお答えします。

県では、生産拡大が期待される園芸品目、肉用牛、養殖魚介類などを戦略品目と位置づけ、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地を形成し、おきなわブランドの確立に努めているところであります。このため、県では、農林水産業振興計画に基づき、圃場やかんがい施設、生産施設の整備等の生産基盤の整備、野菜・花卉・果樹・水産物など拠点産地形成による生産供給体制の強化、国際物流ハブ機能を活用したアジア市場等への海外展開、地域農産物を活用した加工品の開発など6次産業化の支援、農林水産物フェアの開催や首都圏でのトップセールスによる販路拡大など生産・流通・加工対策等を総合的に推進しているところでございます。

次に、未承認遺伝子組み換えパパイヤ「台農5号」についての、輸入段階での検査体制についてお答えします。

未承認遺伝子組み換えパパイヤを輸入する場合は、「カルタヘナ法」と「食品衛生法」により、主務大臣の承認を受ける必要があります。国は、今般の未承認遺伝子組み換えパパイヤについては、種子の検査法が確立されてなかったことから実施してないと聞いております。現在、平成23年2月にパパイヤ種子を用いた検査法を確立したことから、その検査法を用いて水際での検査を実施していると聞いております。

「台農5号」の推奨についてお答えします。

「台農5号」は、遺伝子組み換え体ではない通常の品種として交雑育種により昭和62年に開発された品種であると国から聞いております。県としては、生産農家から、県内で栽培されている品種や特性等の問い合わせに対応するため、栽培要領等で品種の紹介をしてきた経緯があります。

県としては、昭和62年に開発された通常の台農5号がどういう経緯で遺伝子組み換え体として国内に侵入したのか、その原因究明を国に要請しているところでございます。

パパイヤ「台農5号」についての、農家や仕入れ・販売業者の責任についてお答えします。

国は、業者や農家が未承認遺伝子組み換えパパイヤの種子と知らずに輸入、販売及び栽培した場合に、違反は問わないとしています。しかしながら、未承認遺伝子組み換えパパイヤということが判明すれば、それ以上輸入、販売、栽培し続けることは法に反すること

となりますので、伐採などの処理を行う必要があると聞いております。また、農家や販売業者の責任について国からは聞いておりません。

なお、販売業者については、国から過去5年間の輸入、販売、在庫の実績の報告、再発防止に向けた措置についての報告等を行うよう指導していると聞いております。

パパイヤ「台農5号」の伐採による補償についてお答えします。

国は、未承認遺伝子組み換えパパイヤの伐採処分について、「カルタヘナ法」に基づき、生物多様性への影響等を防止するため実施することとしております。また、「カルタヘナ法」に基づく未承認遺伝子組み換えパパイヤの伐採処理に伴う損失については、補償の規定はないとの説明をしております。しかしながら、生産農家からは、平成15年に同法律が制定されてから約8年の間、遺伝子組み換えパパイヤの検査方法が確立されていないことから、国内侵入防止対策の強化や伐採に伴う補償を求める意見があります。このため、県は、5月と6月に農林水産省や関係省庁等に対し、早急な原因究明、検査技術の確立と技術移転、国内侵入防止対策の強化、伐採処理に伴う補償など「カルタヘナ法」の運用の見直しを含め抜本的な対策を講じるよう国に強く要請したところでございます。

県としては、パパイヤ生産農家に対する補償については、国が行う必要があると考えておりますが、パパイヤの生産振興を図る観点から、緊急的に伐採作業と苗の配布など、関係機関等と連携してパパイヤ生産農家の経営安定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 農水産業の取り組みについての御質問の中で、下地島空港周辺残地の利活用についてお答えします。

県は、現在、宮古島市の要望を受け、農業的利用ゾーンの利活用について、市及び県の関係課で構成する「下地島空港残地有効利用連絡会議」で調整を進めているところであります。また、宮古島市においては、下地島を農業振興地域へ編入し、農業的利用ゾーンの農用地区域の設定などに取り組んでいるところであります。

県としては、引き続き市と連携を図りつつ、農業的利活用を含む下地島空港周辺残地の利活用を推進してまいります。

次に、我が党関連の御質問の中で、遠山衆議院議員

の質問への評価についてお答えいたします。

遠山衆議院議員におかれては、ことし6月1日の衆議院沖縄北方特別委員会の質疑において、沖縄の地域特性ゆえに全国一律の政策が十分な効果を発揮しにくいことなどを主張し、枝野沖縄担当大臣から沖縄振興一括交付金について、「現行制度の枠内で最大限のところに踏み出すべく努力してまいりたい」旨の答弁を引き出しております。また、新たな沖縄振興のための制度提言の実現、県計画への国の支援、国の出先機関の見直しなど県が要望する重点事項を取り上げるとともに、駐留軍用地跡地利用推進法の制定についても大臣の前向きな答弁を得ております。

遠山議員におかれては、かねてから沖縄振興に対する御理解と御協力をいただいております。今後とも沖縄振興に対する一層の御支援を期待しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 御答弁ありがとうございました。

非常に時間も限られているので再質問を幾つかさせていただきますと思います。

まずその前に、公室長、ぜひ被災して避難をしてきている方々、私はもっと行政が寄り添うように本当に丁寧にやっていただきたいなど。団地も6カ月ということで、県のほうから出ていってくださいとそういうような指示があったらしくて、やっと家族が落ちついて子供たちも学校に行き、安心して暮らそうとしているとき、また引っ越せというようなそういう延長のことも情報が入っていないのか、もう少し県のいろんな取り組みを私は伝えるべきじゃないかなと。あとお仕事も臨時というようなそういう緊急的なものではなくて、自立したいんだということでやはり正社員を求めている、そういった声もあります。そういう意味ではしっかりアンケート等をとりながら、本当にこの方々が何を今求めているのかを丁寧にやっていただきたいと要望をいたします。

あと1点……。

ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○上原 章君 県の防災計画にある備蓄なんです、これは今実際防災計画では本来これだけしっかり準備しないといけないというのがあって思うんですよ。この中身と、現実と今どのぐらいそれが確保されているのか。先ほど震災で送ったということでありま

したけれども、ちょっとその辺の状況を教えてもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 申しわけございません。今はその当該データを持ち合わせておりません。直ちに今要求をしておりますので、来次第御紹介をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 生活必需品は環境生活部が所管していますけれども、先ほど答弁したとおり、全部で13品目ありますけれども、毛布とか衣類とかは5月中に備蓄を完了しています。現在、ブルーシートを補てんをしているということで、生活必需品についてはおおむね補てんが7月いっぱいぐらいでは終了するかなという予定でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 わかりました。では、また後で確認したいと思います。

非常用自家発電、県営団地についてですが、先ほどリースということでありましたけれども、この件も本当に26年前に建てられた団地と13年前に建てられた団地が隣同士にあるケースで、一方は発電があってトイレとか10階建てですよ。高齢者とか障害者の皆さんが本当に丸一日水が出ないという。一方、26年前に建てられた団地はそういったのがないということで、大変な御苦勞をされて、元気のある人は10階からでも階段でおりたりして隣のいろんなところのトイレに行ったそうですけれども、ぜひこのリースにしても早急に手を打つべきじゃないかなと思うんですが、いつできますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 平成6年以後に建設した団地についてはそういうポンプが設置されていて、それ以前のものにそういう不都合が生じておりますが、県としては団地の建てかえに当たってはすべて給水ポンプをつける形で動いていますが、そういう修繕とか、まだ建てかえができない団地については、今リースでやるということで、できるだけ早目に総合的に含めて対応を検討したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく願います。

あと障害者基本条例についてですが、先ほど県民会

議ということでありました。この構成を少し教えてもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 県障害者条例は、多くの方の関係がありますので、当事者の代表者は当然ながら、一般事業者、あるいは学識経験者、あるいは障害者をお世話している団体の代表者等を予定しております。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 この学識経験者の中に、私は法律に詳しい方、人権問題に取り組んでいる方を入れる必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） これは当事者団体から特に強い要望がありまして、今調整が進められているところでありまして。そういう必要もあるのかというふうに事務方では考えておりますので、まだ最終的には決まっておりますが、そういう方向であります。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひお願いしたいと思います。

それと先ほど国のこの障害者基本法、今改正が衆議院を通過して参議院に行っているわけですが、県はその動向を見ながら。この中で国はもうインクルーシブという本当に平等の社会をつくらなくちゃいけないと明確に明記したんですね。この中身が改正案では、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を明記しております。それと障害の有無にかかわらずすべての人の尊厳が守られる社会、これがインクルーシブという社会ということが明記されているわけです。ぜひ県の条例の中にもそのような位置づけをしていただきたい。

それともう一つ、離島という沖縄県・島嶼県をあわせた私は権利条例にしていく必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 先ほど言いましたように、そういう委員会をつくってとりあえず議論を進めていくわけですが、その議論の中でどういうことがありましたよということは広くまた情報を開示しまして、またほかの委員会に参加していない方からの意見なども事務方で集約する等をやしまして、議員の御提案といいますかそういうことも検討していくことになるかと思いますので、御指導よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ関係団体、当事者団体が求めて

いる条例になるように、全力で取り組んでいただきたいと思います。

それと自閉症の協議会、私も参加をしました。台風5号という非常に雨風が強い中で、延べ1000人の方々が参加しておりました。特に、若いお母さん、お父さん、自閉症、発達障害のお子さんをお持ちの方々が多くいたかなと思うんですが、その中である民間病院の臨床心理士の方でしたけれども、医師1人、臨床心理士が3人（常勤は1人）、言語聴覚士が1人とそういったスタッフで1カ月350人の自閉症の方が訪れると。この臨床心理士のお一人は、250人常時こういう形で診察をしているという現状の報告がありました。ですから、専門医の確保等を今多くの方々が求めているし、本当に順番待ちというかすぐ見ていただきたいけれども、なかなかそれができない。その辺の実態、または認識はありますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） この問題に関しては、かなり議論がされてまだ支援が少ないところがありますよということが指摘されておりました。我々もそういう側面があるのかと考えておまして、一応人材確保計画等つくっているいろいろな努めているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくをお願いします。

知事、対馬丸の件なんですが、過去いろんな議決から10年がたち、その施設がスタートして7年たつわけですが、本当に平和教育、平和発信の拠点として私はもう少し県がかかわる必要があるんじゃないかなと。那覇市は、那覇市の土地なので占用料を年間免除して、それから固定資産税も全部免除していただいているみたいです。

今、法改正でこの法人制度の改革がありまして、寄附だけで頑張っていたこの施設ですが、非常に今後運営が厳しいと、ぜひ知事の支援ができないものか。それから教育長も含めて現地を私は視察する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 対馬丸記念館に関しては、議員御指摘のように非常に大切な慰藉の場であると我々もそう感じております。ただ、先ほど答弁しましたように、過去のいろんないきさつがあります

し、それと民間団体が運営するものに直接補助が——基本的には民間団体が独自でということですので——今のところ国の支援でやられておりますので、それをバックアップするということで考えております。

○上原 章君 知事と教育長に施設の訪問を提案したんですが……。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） こちらからの支援については、今福祉保健部長からの答弁の線なんですけど、私もぜひ行ってみたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいま上原議員が提案なさいました現場の視察ですね、ぜひ可能な限り計画をしてみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 稲嶺前知事も知事時代に行っているんですよ。本当に中に入ると当時のことを痛いほど感じるわけですから、ぜひ……。それから国からの支援はあくまでも運営費は一切入っていませんので、自力で今やっていますので、これだけ御理解ください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 失礼をいたしました。

先ほどの上原議員の御質問は、県の地域防災計画における地域備蓄の位置づけとそれから市町村の状況ということだったと思いますが、まず現在、この地域防災計画の中で「食糧等備蓄計画」というのがございまして、その中で県内で大規模災害が発生した場合、これは阪神・淡路大震災の経験を踏まえまして、全人口の20分の1が避難することを想定しております。その3日分まず持ちこたえるという考えでございまして、それを県、市町村、それからその他企業等、家庭等ということで、県におきましては140万人の人口の20分の1の3日分——3日分というのは給食です——これを3分の1という形で分担しまして、21万食が必要かなと考えております。これが地域防災計画の考え方です。

さらに、市町村の状況ですけれども、これは市町村で何食というデータは今ございませんで、今18市町村でこの備蓄が行われておりますが、例えば一番多いところで那覇市なんですけど、那覇市では米が3300袋余り、ビーフカレーが800袋、サバみそ煮900缶、肉ジャガ900袋といった形で食糧の備蓄を行っております。トータルで見ましてまだまだ課題があると思っておりますので、今後東日本大震災の経験も踏まえまして、しっかりした備蓄を図ってまいりたいと思っております。

○上原 章君 終わります。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん おはようございます。

今議会より執行部の新しい顔として与世田副知事、大城教育長を初め新部長の皆さん、御就任おめでとうございます。それぞれの分野でお互いの持ち味を生かして、本県の山積する諸問題解決のために、知事を先頭にしっかりと支えていただき頑張っていたきたいと思っています。

特に、唯一民間から抜擢された若手の平田大一部長は、テレビドラマで有名になりました「ちゅらさん」の島、小浜島の出身で、地元八重山の子供たちを初めお年寄りの皆さんまで、みんながエールを送り大きな期待を寄せております。これまで子供演劇「オヤケアカハチ」や「肝高の阿麻和利」など、すばらしい舞台を見せていただきましたが、これからは沖縄県の演出家として敏腕を振るっていただくことをお願いしたいと思っています。

それでは一般質問に移ります。

1、土木行政について。

新石垣空港建設整備事業について。

日本最南端の自然環境に配慮した空港を目指して、平成25年3月7日開港に向けて着々と進められていることに対し、知事を初め当局の皆さんに心から感謝申し上げます。今後とも、大震災後の厳しい財源の中での予算獲得に御尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の件についてお伺いします。

事業の進捗状況と供用開始までのスケジュールについて伺います。

空港ターミナルビル（国内線・国際線）の状況と今後の取り組みについて伺います。

アクセス道路の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

平成24年度末の3月に開港予定なので、平成24年度の予算で新空港の供用に伴う移転費用、維持管理費及び教育・研修費の確保について伺います。

次に、県営新川・真喜良団地建設について。

先日、現地を見てまいりましたが、以前よりも台風被害や塩害がひどく早急な建てかえが必要です。知事も昨年現場視察をしていただき、今年度で建てかえの約束でしたがいかがでしょうかお伺いします。

名勝「川平湾」の環境改善について。

川平湾は、平成9年に国指定の名勝に指定され、さらに西表石垣国立公園にも指定されております。欧州

の「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」の三つ星、豪州の「ベストシークレット・アイランズ」、日経リサーチの「地域ブランド力調査」などで川平湾の景観が高く評価されていることは、国内外が認めるところであります。しかし最近、急速な農地開発や圃場整備、林道開発や森林伐採等で大量の赤土が湾内に堆積し、従来からの生活雑排水の流入も相まって、水質汚濁と海底汚泥が著しく美観を損ね、水生生物の生態系にも悪影響を与えるなど、早急な対策を講じる必要に迫られております。石垣市議会でも去る6月20日に意見書を議決し要請中ですが、川平湾内の堆積土砂除去について伺います。

川平湾の観光船の係留施設の整備による景観改善について伺います。

景勝地としての川平湾の砂浜は、湾口部のサンゴ礁観光のための観光船（グラスボート）の乗降場所として利用され、多数の観光船の停泊により景観が悪化しています。景観上問題のない湾口部側に係留施設の整備をし、観光面・自然環境面ともよくなる対策を講じていただきたいと思いますと考えますがいかがでしょうか。

次に、新川川河口における赤土対策の強化について。

二級河川の新川川は台風や大雨ごとに大量の赤土や土砂がストレートに海に流れ、現時点では食いとめることができません。特別調査費等での対応ができないのか伺います。この件は、地元の建設業協会から知事へ要請されておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、土地区画整理事業に係る「地方特定道路整備事業」の継続について。

この制度は、単独事業が地方債90%（交付税で30%バック）で実施できるので、地方にとってメリットが大きい事業です。県内では同制度を適用して20億円程度の事業を実施しているようですので、県全体としても切実な問題かと思えます。（石垣市は「豊野城地区土地区画整理事業」の街路及び区画道路の整備で適用しています。）ぜひ本制度の継続、あるいは新たな制度とすることについて伺います。

次に、竹富町白浜港の港口が狭いため、一部開削整備について。

西表島西部の白浜港には、水深7.5メートル岸壁があり、これを活用すれば資材等は那覇港や与那国町からの貨客船等の入出港が可能になります。しかし、現状では港口が狭いため入出港が困難です。白浜港は町内唯一の貨物・物流拠点港としてフェリーバースを整備し、港湾入り口付近の岩礁を一部開削整備していた

だき、大型船（5000トン級）「フェリーよなぐに」などの寄港を実現し、白浜港の稼働率の向上や地域活性化を図っていただきたいと思いますと考えますが、県・国の支援について見解をお伺いします。

2、農林水産業の振興について。

石垣漁港広域漁港整備事業の県の支援について。

この事業は平成23年度に実施する事業として、市が先行して実施する新栄町船揚げ場埋立事業と、これに後続して実施する県の港内道路及び船揚げ場造成事業です。県の事業は前年度からの繰越事業であり、今年度で完了が義務づけられており、待ったなしの事業です。ぜひ県も積極的に市と一緒にあって反対者に対して説明をし、話し合いをし、解決していただきたいと思いますと考えますがいかがでしょうか、見解をお伺いします。

次に、最近、キジやクジャクが繁殖し、農産物への被害が急増しており、生息数や分布区域もよくわからない状況にあり、その対策に苦慮しています。

外来種キジ・クジャクの生態調査及び効果的な駆除の確立について伺います。

次に、パイナップル（ジュリオスター）種苗増殖事業及び購入に係る経費の助成について伺います。

次に、八重山食肉センター（屠畜処理施設）の整備についての事業の内容、期間、総事業費について伺います。

次に、石垣空港のC I Q建物内での靴底消毒をしているが、飛行機から実施箇所までの間、国内線と共用の施設を使用しているため、その間での蔓延リスクが高いと思われますので、石垣空港での台湾からのチャーター便到着時における靴底消毒（飛行機前や後方乗降口）の徹底について見解をお伺いします。

次に、於茂登岳山腹崩壊箇所の治山事業について。

平成22年10月の集中豪雨により、山頂8合目より登山道（入り口から200メートル地点）にかけて山腹崩壊（幅20メートル、長さ300メートル）の被害を受けています。県管理の名蔵ダムの上に位置し、この状況ではダムへの影響が懸念されます。また、登山愛好者の登山道を含めいまだ不安定な状況で極めて危険な状態です。現在も立入禁止になっており、早急に復旧を願いたく事業の導入について伺います。

3、離島医療の充実強化について。

県立八重山・宮古病院は中核総合病院で、県民の地域医療の確保はもとより、救急病院、離島支援病院として沖縄本島より遠く位置する極めて重要な役割を果たしています。県民が安心して受けることのできる医療体制を確保するためには、医師の確保と受け入れ体

制、看護師を含むスタッフの過重勤務の解消など環境整備が必要であります。また、新空港開港に向けて、観光客や人口増も見込んで医療体制の構築及び医療環境の向上を図る観点から次の件について伺います。

県立八重山病院の建設について、めどはいつごろなのかお伺いします。

地方独立行政法人化に対し地元の強い反対があるが、見解をお伺いします。

医師、看護師の安定確保で7対1看護体制を県立八重山・宮古病院で実施できないのか伺います。また、離島勤務に対する優遇措置も講じるべきだと考えるがどうなのか伺います。

県立病院で言語聴覚士を常勤体制にすべきと考えるが、見解をお伺いします。

4、離島振興（新たな沖縄振興のための制度及び計画提言）について。

沖縄振興計画の期間が今年度末で切れるので、平成23年度は中長期的視点に立って沖縄の一層の発展に資する新たな振興の方向性を定めなければならないと思います。その中でも、特に離島を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、人口の減少、少子・高齢化の進行、生活環境整備や高度情報通信基盤整備のおくれなど、本土との格差はさらに拡大しつつあります。県は、離島振興を県政の重要課題として位置づけ、ユニバーサルサービスの実施を目指し、離島地域のニーズや離島を取り巻く時代の流れを的確にとらえつつ諸施策を推進していくものと確信しております。

そこで次の件について伺います。

離島航空運賃の低減について伺います。

含みつ糖振興支援について伺います。

離島航路船舶の運賃の補助について伺います。

定住条件整備のため竹富町、与那国町の離島における県営住宅の建設について伺います。

「離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）」の設置について伺います。

5、観光行政について。

近年、観光客の落ち込みで観光産業に携わる方たちは大きな打撃を受けて経済状況も厳しくなっているのが現状です。先日の観光振興特別委員会で宮古・八重山視察の際、強い要請を受けた次の2件について伺います。

観光における八重山圏域の一体的発展を図るため、県八重山事務所・広域圏事務組合の強化について伺います。この件については宮古圏域も同じです。

パンナ公園の花木植栽で、八重山における花の観光

名所を形成することについて見解を伺います。

6、防災対策について。

3月11日の東日本大震災を教訓に、県内各市町村でも広範囲な見直しに動いているようですが、ぜひ県防災計画との整合性を図りながら作業を進めていただきたいと思います。次の件について伺います。

「沖縄県防災計画」見直しの内容と各市町村の状況について伺います。

災害時における病人、高齢者、障害者等の避難支援のための「災害援護者支援計画」の策定について伺います。

本県の防災訓練が石垣市で予定されていますが、規模や内容について伺います。

7、尖閣諸島問題について。

昨年、尖閣諸島の日本領海内で起きた中国漁船による海上保安庁巡視船に対する公務執行妨害事件で、我が国領海内及び排他的経済水域における外国漁船による不法操業問題は、先島地域漁業者の漁業被害問題としてクローズアップされました。超党派の国会議員の皆さんも、尖閣諸島は日本固有の領土である、尖閣諸島を守ろう、豊かな漁場・海岸資源を守ろうと何度も足を運んでおられます。去る6月18日の集いには、超党派の5名の国会議員と九州の県議会議員の皆さんが見えて500名余の市民参加のもと、国会議員の方から地主の埼玉県栗原さんも上陸を了解しておられるとの報告があり、さらに盛り上がりしました。宮古・八重山5市町村でつくる「美ぎ島・美しゃ市町村会」の要請と議会決議も踏まえて、ぜひ県の積極的な支援をお願いし、次の件について伺います。

尖閣諸島海域内での漁業者の安全操業の確保の適切な措置について伺います。

海上保安庁の警備強化に向け、船艇等の機材性能の高度化と保安要員の適切な確保について伺います。

外国漁船被害救済事業を本年度、八重山・宮古圏域漁協へ継続実施していただきたいのですが、その件について伺います。

尖閣諸島周辺海域における監視警戒体制の強化に伴う石垣港の整備について伺います。

尖閣諸島での慰霊祭等実施のための上陸許可についての見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 辻野ヒロ子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、土木行政に係る御質問の中で、新石垣

空港整備事業の進捗状況と供用開始までのスケジュールについての御質問にお答えいたします。

平成22年度末の事業費ベースでの進捗率は約82%となっております。おおむね計画どおり進行いたしております。

今後のスケジュールといたしましては、今年度で用地造成工事を仕上げ、引き続き滑走路舗装工事や照明工事及び建築工事等を進め、平成24年9月末までに空港本体工事を完成させた後、国の飛行場完成検査等を経て平成25年3月に供用開始を行う予定でございます。

次に、離島振興に係る御質問の中で、離島航空路及び離島航路の運賃の低減についての御質問にお答えいたします。4の(1)と(3)は関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

広大な海域に散在する沖縄県の離島の定住条件を改善しその振興を図るためには、航空路及び航路に係る交通コストの軽減は極めて重要な課題であると認識いたしております。そのため、県では、国及び市町村と協調し、離島住民の生活に必要な路線について、運航費補助や県管理空港の着陸料の軽減による離島割引を実施いたしますとともに、平成22年度からは中核病院や高校のない小規模離島を対象といたしました運賃低減の実証実験を実施いたしているところであります。さらに、新たな沖縄振興に係る制度要望におきましては、国に対し航空運賃及び船賃のさらなる低減を図るため新たな制度創設を要望いたしているところであり、その実現を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、尖閣諸島問題に係る御質問の中で、尖閣諸島海域内での漁業者の安全操業の確保や警備の強化、外国漁船被害救済事業の継続などに関する御質問にお答えをいたします。まず、7の(1)から7の(3)につきましては関連しておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県は、尖閣諸島周辺海域における漁業者の安全操業の確保の観点から、外務省や国土交通省などに対し、去る6月15日から17日にかけて、安全操業に対する適切な対策や取締船等の強化など、抜本的な措置を講じることにつきまして要請したところでございます。

要請に際し外務省からは、第1に、漁業秩序の回復など相手国に対し必要な申し入れをしっかりと行う、第2に、関係省庁とよく連携をし、要望内容については政府内で共有するとのコメントがありました。また、国土交通省からは、巡視船及び保安要員の増強、

農林水産省からは、漁業者が実施する外国漁船の監視等への支援事業であります「外国漁船被害救済事業」を今後も継続するとのコメントをいただいたところでございます。

次に、尖閣諸島問題に係る御質問の中で、尖閣諸島への上陸許可に対する県の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

尖閣諸島で慰霊祭を行うための上陸につきましては、石垣市長が本年6月に菅総理大臣を初め関係省庁等へ要請したところでありますが、現段階において回答が示されてはおりません。

県といたしましては、慰霊祭等を行いたいという地元の意向に配慮した上で、政府として適切に判断されるべきものであると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木行政についての御質問の中で、新石垣空港ターミナルビルの状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

国内線及び国際線ターミナルビルについては、石垣空港ターミナル株式会社が建設することとなっております。国内線ターミナルビルは、地元企業の受注機会の確保のため、分離・分割方式でことし6月に発注しており、8月に着工し平成25年1月末までに完了する予定であります。また、C I Q施設を含む国際線ターミナルビルは、ことし10月までに実施設計を終え、平成24年2月に着工し平成24年12月末までに完了する予定であります。

同じく土木行政で、新石垣空港アクセス道路の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

石垣市街地から新石垣空港にアクセスする一般県道石垣空港線は、平成23年度までに実施設計を行い、平成24年度から用地買収に着手する予定であります。整備に当たっては、整備効果の早期発現のため、新空港から一般県道大浜富野線までを先行して整備することにしており、平成28年度の完成に向けて鋭意事業を推進していく考えであります。

同じく土木行政で、新空港の維持管理費、教育・研修費確保についてお答えいたします。

平成25年3月の新石垣空港の供用に伴い空港維持管理費の増大が見込まれることから、県としましては、石垣市などと連携して平成24年度から所要額の確保に取り組んでいく考えであります。また、今後増大が見込まれる八重山圏域の航空需要へ対応するためには、

空港管理に携わる人材の育成が重要であり、沖縄県や国が実施する空港管理職員研修への派遣等を通じて資質向上に取り組んでいきたいと考えております。

同じく土木行政で、県営新川・真喜良団地建設についてお答えいたします。

県は、現在、平成23年度から32年度の10年間を計画期間とする「沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画」の見直し作業を実施しているところであり、県営新川団地・真喜良団地についても建物の劣化等の状況を総合的に判断し、同計画において建てかえや改善の検討を行っております。その結果を踏まえ、今年度、新川団地または真喜良団地の調査を実施していく考えであります。

同じく土木行政で、川平湾内の堆積土砂の除去についてお答えします。

川平湾内の海底は、国土交通省所管の公共用財産となっており、海底をしゅんせつする等の行為の許可事務を法定受託事務として県が行っております。そのため、堆積土砂については、公有水面を利用する受益者が除去を行うものと考えております。

同じく土木行政で、川平湾の観光船の係留施設の整備についてお答えします。

川平湾の係留施設の整備については、石垣市が管理する石垣港の港湾計画の見直し作業の中で検討すると聞いております。

川平湾は平成9年には国の名勝に指定され、平成19年には西表石垣国立公園に編入されました。さらに、平成21年にはミシュラン・グリーンガイド・ジャポンの三ツ星観光地として高い評価を受けたところであります。

県としては、川平湾の観光資源の価値を認識しており、石垣港の港湾計画の見直しを積極的に支援していく考えであります。

同じく土木行政で、土地区画整理事業に係る地方特定道路整備事業の継続についてお答えします。

地方特定道路整備事業は、平成4年度に制度が創設され、これまでおおむね2年から5年単位で期限が延長されてきております。現在、平成24年度までの期限措置であり、平成25年度以降の継続については、国土交通省と総務省において調整中と聞いております。

同じく土木行政で、竹富町白浜港の港口の開削整備についてお答えいたします。

白浜港は、大型船の接岸可能な岸壁が整備されておりますが、竹富町から港口開削の要請があります。港口の一部開削については、竹富町と必要性について調整した上で検討していきたいと考えております。

次に、離島振興についてで、離島における県営住宅の建設についてお答えいたします。

公営住宅の整備は、これまで「住生活基本計画」及び「沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画」等に基づき、それぞれの地域の住宅需要に応じて県と市町村が連携して実施してきたところであります。本来、公営住宅の整備は、それぞれの地域における住宅事情をきめ細かく把握している各市町村が行うことが望ましく、県営住宅は広域行政の見地から、その補完的な役割を担うこととしております。

今後、県としましては、新たな沖縄振興に向けた計画の中でも離島振興を大きな柱と位置づけていることから、離島の定住促進に向けた市町村営住宅の建設について、その効果的な支援のあり方を検討していく考えであります。

次に、観光行政で、バンナ公園の花木植栽による花の観光名所の形成についてお答えします。

県営バンナ公園の整備に当たっては、亜熱帯の特色ある植生等を生かすとともに、自然環境の保全と維持を図りながら積極的に花木の植栽を行っているところであります。

現在、ツツジやセイシカ、デイゴ、サンダンカ等の四季折々の花木が花を咲かせ多くの来園者を楽しませております。バンナ公園を花木植栽で八重山における花の観光名所とすることについては、石垣市や観光協会、NPOなど地域と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

尖閣諸島問題についてで、監視警戒体制強化に伴う石垣港の整備についてお答えいたします。

石垣港は、石垣市の管理する重要港湾であり、石垣市と国が港湾の整備を行っております。石垣港の港湾施設は、現在の監視体制には対応できていると石垣市から聞いております。

県としましては、尖閣諸島周辺海域における監視体制の強化に伴う石垣港の整備については必要と認識しており、今後の状況を踏まえ、石垣市の計画を支援していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 土木行政の中で、新川川河口の赤土対策についてお答えします。

石垣市新川川流域における赤土等流出防止対策については、これまで県営水質保全対策事業新川第2地区等で約550ヘクタールの流域を対象に、勾配の抑制、グリーンベルト植栽等による発生源対策に加えて沈砂

池等による流末対策に取り組んでいるところでございます。また、平成24年度以降については県営水質保全対策事業新川第3地区の導入を計画しており、新たに380ヘクタールの流域で赤土等流出防止対策を講じる予定となっております。

県といたしましては、引き続き石垣市等関係機関と連携し、赤土等流出防止対策に取り組んでまいります。

農林水産業の振興の中で、石垣漁港の整備支援についてお答えします。

石垣漁港は、県が管理する八重山地域の拠点漁港で、現在、広域漁港整備事業により既設岸壁の耐震化や漁船の船揚げ場・係留施設の整備を進めております。また、石垣市においては、漁港背後地域の活性化を図るため、平成23年度から新栄町船揚げ場を埋め立てることとしており、同船揚げ場を利用している漁船の移設が必要となっております。

県といたしましては、石垣市と連携し漁船の移設のための船揚げ場を確保するとともに、漁民の説得についても地元と連携して対応してまいります。

次に、キジ・クジャクの生態調査や駆除対策についてお答えします。

キジ及びクジャクによる農作物被害は、平成21年度の調査によると、キジについては石垣市、恩納村、伊是名村、北大東村で、クジャクについては石垣市から被害報告があります。

主な被害は、カボチャやタマネギ等の野菜類や水稻で、被害面積は3.6ヘクタール、被害金額は820万円となっております。

クジャクの生態は、繁殖期が4月から8月で、主に植物を食べ、爬虫類や昆虫などの小型動物も食べるなど雑食性であることが確認されております。また、生息数は石垣島で500羽から1500羽と推定されております。

キジの生態調査については県では実施されておりましたが、他県の調査事例では、繁殖期が4月から7月で、主に植物を食べ、昆虫なども食べる雑食性であることが確認されております。

県では、鳥獣被害防止対策としまして、関係団体で構成する野生鳥獣被害対策協議会を設置し、鳥獣被害防止対策事業等を推進しているところでございます。

具体的には、市町村が国の財政支援を受けられるよう、被害防止計画の作成に必要な情報の提供や助言、捕獲箱や防鳥ネットの設置、捕獲箱の開発、銃器による捕獲等の支援を行っているところでございます。

なお、キジについては、産卵期に卵を回収すること

で被害の減少が認められております。

今後とも、市町村、農協等の関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、パイナップル（ジュリオスター）の種苗増殖についてお答えします。

県は、生食用パイナップルの生産拡大を図るため、パイナップル種苗緊急増殖事業により、「ジュリオスター」の種苗増殖を実施しております。平成21年度は4000本の種苗を増殖し、平成22年度に北部地区に2000本、八重山地区に2000本を無料配布したところであります。また、平成23年度は1万本の種苗を増殖し、平成24年度に苗の無料配布をする計画であります。

今後ともパイナップルの優良種苗を確保するなど、関係機関と連携してパイナップルの生産振興に取り組んでまいります。

次に、八重山食肉センターの整備についてお答えします。

八重山食肉センターは、建築後40年近く経過しており施設の老朽化などの課題があります。また、近年の石垣牛ブームにより、地元や消費者からさらなる安全・安心な食肉センターの整備が望まれています。

県といたしましては、地元の要望を踏まえ、沖縄食肉価格安定等特別対策事業により八重山食肉センターを整備することとしております。現在、事業内容や事業費等について地元と調整しているところでございます。

次に、石垣空港での靴底消毒の徹底についてお答えします。

本県での動物検疫については、国の機関である動物検疫所が「家畜伝染病予防法」に基づき指定空港となっている那覇空港において実施しております。しかし、近年、国際物流の進展や海外旅行者の増加等から、口蹄疫等の家畜伝染病の侵入が懸念されております。そのため、指定空港でない石垣空港においても台湾からのチャーター便の到着時に靴底消毒等を実施しております。同空港においては、国内線の出入り口を含め靴底消毒の実施箇所をふやすなど、家畜伝染病の侵入防止対策を強化しております。

今後とも、口蹄疫などの家畜伝染病の侵入防止に万全を期すため、国や関係機関等と連携し消毒体制の強化を図ってまいります。

次に、於茂登岳の山腹崩壊の復旧についてお答えします。

於茂登岳の山腹崩壊については、昨年の10月豪雨により山頂部から中腹部にかけて崩壊が発生し、溪流に不安定な土砂が堆積しております。

県としては、平成23年5月に石垣市からの要望を受け、下流部の名蔵ダム、農道及び通信施設等の保全を図るため、関係機関との調整を行い、治山事業の新規採択に向け取り組んでいるところでございます。

離島振興（新たな沖縄振興のための制度及び計画提言）の中で、含みつ糖振興支援についてお答えします。

沖縄産含みつ糖の生産は、分みつ化の困難な離島地域において行われており、これらの離島経済において重要な地位を占めております。国は、含みつ糖に対する支援として毎年予算を計上し、補助金により生産農家及び含みつ糖製造事業者への経営安定化を図っており、厳しい状況にあります。

このため、県としましては、含みつ糖対策について、同じ甘味資源作物としてさとうきびを生産振興していることや厳しい生産条件、国土保全等の観点から、生産農家所得の確保や含みつ糖企業の経営安定を図られ、分みつ糖地域と同等な制度が適用できるよう、黒砂糖工業会、ＪＡ、町村等の関係機関と連携し国へ要請しているところでございます。さらに、「新たな沖縄振興に向けた制度提言」の中で、分みつ糖地域と同等な制度が適用できるよう、国に対し要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

〔病院事業局病院事業統括監 呉屋幸一君登壇〕

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） 離島医療の充実強化についてのうち、県立八重山病院の建設についてお答えいたします。

八重山病院については、建築後31年が経過しており、昨年、耐震化等改修工事を実施し、地震に対する安全性等を確保したところであります。今後とも、医療機能を損なわないよう点検等を着実にを行い、適宜、修繕を行うなど適切に対処していくことが大切と考えております。

同じく離島医療のうち、県立宮古病院、八重山病院への7対1看護体制の導入と離島勤務に対する優遇措置についてお答えいたします。

県立宮古病院、八重山病院への7対1看護体制の導入については、南部医療センター・こども医療センター及び中部病院での実施状況や経営への影響等を考慮する必要があることから、病院事業局内に人員体制検討チームを設置し検討を進めているところであります。また、離島に勤務する県立病院の職員に対しては、離島などの生活が著しく不便な公署に勤務する職員への手当として特地勤務手当や準特地勤務手当を支

給しているほか、医師に対しては医師手当を支給しております。

次に、同じく離島医療のうち、県立病院での言語聴覚士の常勤体制についてお答えいたします。

県立病院では、臨時的任用職員として言語聴覚士を南部医療センター・こども医療センターに3名配置をしております。各病院への配置については、医療提供体制の充実と経営への影響等を考慮する必要があることから、今年度、病院事業局内に人員体制検討チームを設置し検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 県立病院事業の地方独立行政法人化についてお答えします。

地方独立行政法人は、その地域において確実に実施されることが必要な公共性の高い事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人であります。医療は、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な機能であり、地域において必要とされる医療提供体制を確保することは地方公共団体の責務であると認識しております。したがって、どのような経営形態であっても県立病院の果たすべき役割である離島医療等地域において必要とされる医療を提供する体制は堅持することとしております。

なお、病院事業の経営形態については、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、経営再建検証委員会による平成23年度決算の検証結果も参考にして最終的に判断することとしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島振興についての御質問で、支援センター（仮称）の設置についてお答えいたします。

「離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）」の設置につきましては、平成24年度以降の新たな計画の制度提言の中で、寄宿舎と宿泊施設等を備えた複合施設として国へ要望し、その実現に向けて国及び関係団体等と調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） おはようご

ざいます。

本日も元気いっぱい頑張ります。よろしくお願いします。

観光行政についての質問の中の、観光における県八重山事務所・広域圏事務組合の強化についてお答えいたします。

県におきましては、離島地域の観光振興を今後一層強化するため、今年度から観光誘客や受け入れ体制の方策を検討することを目的に離島観光振興会議を開催しており、宮古圏域におきましては6月13日、八重山圏域では6月14日に第1回会議を開催したところであります。

議員御質問の八重山での会議も市町村や八重山広域市町村圏事務組合、観光関連事業者等が一堂に会して意見交換を行ったところであります。また、今年度は県と地元観光団体と共同で、八重山への誘客プロモーションを行う観光誘致対策事業を行うこととしております。2013年3月の新石垣空港開港を控え、今後とも八重山圏域が一体となった取り組みを支援してまいりたいと考えております。

なお、沖縄県の八重山事務所は、八重山地域における出先機関として県と地元自治体との連絡調整等を行う役割を担っており、地域が実施する観光施策についても本庁へ情報提供を行うなど、円滑な調整の支援を行っております。

小さな島に生まれたことは誇りでもあります。今後ともシマンチュの心を忘れず、離島と本島をつなぐジョイントリーダーを自覚し、本県発展のために全力を尽くしてまいります。御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 防災対策についての御質問の中で、沖縄県地域防災計画の見直しと各市町村の状況についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、県や市町村の地域防災計画の見直しのため、6月16日に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置するとともに、6月21日には市町村防災担当課長会議を開催し、見直し作業を進めているところであります。

県内市町村に確認したところ、すべての市町村において地域防災計画を見直す予定との回答を得ております。

今後、市町村等関係機関と連携し、県内の地震防災

対策の強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時要援護者支援計画の策定についてお答えいたします。

災害時における病人、高齢者、障害者等、いわゆる災害時要援護者の避難支援について、市町村は「災害時要援護者避難支援計画」を策定することとなっております。

県内の市町村における災害時要援護者の避難支援の取り組み方針（全体計画）の策定状況は、平成23年4月1日現在で15団体が策定済み、今年度中に策定予定の団体を合わせると36団体でございます。また、災害時要援護者の名簿の整備状況は、9団体が策定済みであり、策定中の団体を合わせると30団体でございます。さらに、個々の要援護者ごとの避難経路や避難支援者などを記載する個別計画は、6団体が策定済み、策定中の団体を合わせると22団体となっております。

県としましては、今後も市町村と連携し、災害時要援護者の避難支援対策を支援してまいりたいと考えております。

次に、沖縄県総合防災訓練の計画についてお答えいたします。

沖縄県総合防災訓練は、大規模災害に備え各防災関係機関相互の緊密な連携・協力体制を確立し、迅速・的確な災害応急活動を実施するとともに、広く県民の防災意識の向上を図ることを目的に毎年実施しております。今年度は9月2日、石垣市の主会場において約70機関、2000名の参加により、地震・津波の発生を想定し、1点目としましては、消火・救出・救護訓練、2点目に、人員・資機材等輸送訓練等を実施する予定です。このほか、東日本大震災の教訓を踏まえた県内全市町村と連携した住民参加型の訓練として、特に津波の発生を想定し、県と市町村の情報伝達訓練や市町村における住民避難訓練等も同時に実施する予定としております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん 御答弁ありがとうございます。

県営新川・真喜良団地につきましては、今年度の調査費計上ということで本当にほっとしているところでございます。引き続き部長、よろしくお願いいたします。知事、ありがとうございました。

それから八重山食肉センター屠畜処理施設の整備についてですけれども、地元と調整中ということなんです。今、県内の畜産業の50%のシェアを八重山が占めているわけですね。そういうときに今、新石垣空港

の開港に伴ってC I Q施設の整備、それから動物検疫所の整備などで台湾、香港、東南アジアへ輸出も可能ということになりますので、肉用牛は今後、国内のみでなくて海外へも出荷できるように、この問題はぜひ国際基準に合致した施設を石垣市長が強く望んでおりますので、県産牛肉は県内で屠畜と検査ができ、海外へ輸出することができるようにということで、さんだつての金城勉議員の質問にもございました。また、私の後に八重山出身の翁長政俊議員がそれをやる予定でございます。そういうこともございまして、今、沖縄は食肉価格安定等の特別対策事業が105億あるとお聞きしております。その基金がありますならば、30億程度かかると聞いておりますが、その規模のものをぜひ石垣市と連携してつくっていただきたいんですが、知事の見解を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 八重山地域の肉用牛の生産振興ということからすると、やっぱり食肉センターというのは大変重要だというふうに考えています。そういう意味で、今、石垣市を含めてどういう形の食肉センターにしたほうがいいのか、今、議員からありましたように事業規模もどの程度がいいのか含めて検討しているところでございますので、早急にその事業計画をまとめて着手できるように対応していきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん ぜひ県内でまだそういう施設がないということで、今、八重山が強く要望しておりますので、知事のほうの見解もお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 辻野議員からの強い提案とありますが、一応食肉基金のあれを使っているんなことを今、御提案をいただきながらまとめておりますし、ぜひそういう方向で何とか実現できるように頑張っていきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん ぜひよろしくお願いいたします。

次に、県立八重山病院の建設ですけれども、先ほどはちょっと後ろ向きになったような答弁でしたが、こ

の件は与世田副知事が八重山で激励会をしたときに明言しておられました。八重山病院の建設いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 私も石垣島に行って八重山病院の現状を見てきました。各院長先生も含めた中でさまざまな設備の老朽化ということも御指摘を受けて、私なりに早急に取り組まなければいけないなという思いは強くしておりますので、関係者とも相談しながら、できるだけ早急に取り組めるように頑張りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん 私の希望としては、新石垣空港ができた後は八重山病院ということでもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、於茂登岳の山腹の崩壊ですけれども、こういう状況なんですね。（資料を掲示） ぜひこれを治山事業として早目に取り組んでいただいて、早く直して、沖縄県の最高峰の於茂登岳に知事、来年一緒に登りましょう。よろしくお願いします。

それでは最後に、離島振興を県政の重要課題と位置づけて、本当に今回熱い思いを持っておられると思いますので、知事の見解をお聞きして終わりたいと思います。よろしくお願いします。離島に対する思いです。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 離島の振興なくして沖縄の振興はなしという言い方で私は公約の中で掲げてやってまいりました。そして、沖縄の圏域は無論この離島が圏域を描いているわけで、離島の人口がふえ、定住条件をきちっと整備して、きちっとした生活、教育も含めていろんな面で、少なくとも沖縄本島には負けなような内容の条件を整備するというのはこれは県・国の仕事だと私は思っておりますし、今度の沖縄振興法をつくる、振興計画をつくる中で第1番目に離島の定住条件、この中には交通関係も入りますし、教育、文化、産業、それからごみ処理も含めていろんな面で離島がしっかりと生活できるような状態をつくっていくというのを第1番目に掲げてまとめていきたいと思っていますので、ぜひ議員、離島の皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと考えております。

○辻野 ヒロ子さん どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

3月11日、自民党は東日本大震災の南三陸町と気仙沼市の被災地を訪ねました。被災現場に立つてみると、本当に言葉を失うような惨状でありました。今回の大震災で犠牲になった方々の御冥福をまず祈るとともに、一日も早い被災地の復興と、今なお続く福島第一原発の終息を願うものであります。

この大震災が起きて後に、沖縄県を取り巻く環境も随分変わりました。国政においては、大震災の対応が第一の政治課題となっているようであります。しかしながら、沖縄県におきまして今年度で切れる沖縄振興計画、その継続に向けての政治課題がございます。願わくは、沖縄県の近未来を決定する新たな沖縄振興計画が県の提案のとおり進捗していくことを希望しつつ、一般質問を行いたいと思います。

それでは、1、新たな沖縄振興計画について。

(1)、沖縄県に一国二制度を導入して、経済振興に特化した「全県経済特区」の創設が自立経済の確立には不可欠と考えますが、県の見解を求めます。

(2)、新たな沖縄振興で示した税制及び規制緩和にかかわる制度要請に対し、政府の反応と協議の進展を伺います。

(3)、沖縄振興一括交付金の創設を政府に求めている交渉過程で生じた課題、官僚の対応等、現状分析を伺います。

(4)、沖縄振興一括交付金の市町村への配分基準が明確に示されていないように思いますが、県の方針を伺います。

2番、米軍基地問題について。

(1)、日米安全保障協議委員会（2プラス2）閣僚会合において合意された在日米軍再編ロードマップを再確認し、着実に実施する方針を表明しました。この合意に対する知事の見解と評価を伺います。

(2)、普天間飛行場移設先をめぐり、米議会や政府筋からも不協和音が聞こえ始めております。一枚岩の対応に緩みが生じ始めた感があります。米国内の政治環境の変化を県はどう分析しているのか伺います。

(3)、滑走路位置を微修正を考慮するとした記述は特筆に値し、仲井真知事への日米政府の期待メッセージと解説がされております。知事はどのように受けとめておられるのか伺います。

(4)、今回の2プラス2のねらいが普天間飛行場の移設先が沖縄県外や国外ではなく、辺野古しかないと強調することにあつたように思います。また、固定化が嫌なら同意しろと恫喝するかのよう聞こえますが、県外を求める知事の決意を改めて伺います。

3番、福祉行政について。

(1)、県内41市町村で養護老人ホームの入所判定委員会を開催しましたが、2010年で11市町村のみであった。措置控えが現実のものとなっている。県は速やかに入所判定委員会を開催するよう市町村を指導すべきと考えますがいかがでしょうか。

(2)、新聞報道を受けて、県は初めて実態調査を実施しているようですが、その結果を報告してください。

(3)、各市町村の受け付け窓口での速やかな申請受け入れや、定数枠を定めて予算化する措置をとるように県が指導してはどうか伺います。

4番、道路行政とモノレール利用促進事業について。

(1)、平成22年度実施した沖縄都市モノレール利用促進事業における社会実験及びアンケート調査の結果について伺います。

(2)、社会実験の結果を受けて、パーク・アンド・ライド事業の推進に二輪駐車場の整備計画を活用し、駅交通広場に駐車場を設置することが望まれます。県の考えを伺います。

5番、スポーツ振興について。

(1)、F C琉球（県がホームタウン）のJリーグ昇格に向けて早期に県からの出資金及び補助金の支援決定が待ち望まれております。県の支援方針の決定時期を示してください。

(2)、県が主導する形でホームタウン推進協議会の設置が急がれます。広く自治体、各種団体、企業等の参加を求め、支援団体の強化を図る必要があります。県の方針を伺います。

6番目、東アジアの市場開拓について。

(1)、アジアからの大型クルーズ船の寄港に伴い、入国審査や特に税関検査は入港先の下船のたびに行われ、煩雑、停泊時間も限られている。日本国内であれば一度の審査でよいのではないかと乗客から不評を買っているようです。観光客誘致の観点からも改善すべきと思いますが、県の対応を伺います。

(2)、県産牛肉のアジアへの出荷で輸出相手国の規制があり、県産牛肉は県外検査機関を経なければ出荷ができない状況にあります。高コストにつながり販路拡大の妨げになっていると考えます。

そこで、屠畜場の改善と審査機関の設置が望まれま

す。県の対応を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 翁長政俊議員の御質問に答弁いたします。

第1に、新たな沖縄振興計画についての御質問の中で、経済振興に特化した「全県経済特区」の創設についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在の沖縄振興特別措置法に基づく経済特区制度は、第1に、「特別自由貿易地域」、そして第2に、「情報通信産業特別地区」、第3に、「産業高度化地域」など、沖縄本島を中心に極めて限定的に指定を受けております。

沖縄県といたしましては、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けて、地域の特性に合った産業の振興や今後の沖縄経済を牽引する戦略産業の育成、誘致を図る観点から、離島を含めた県全域を対象とした税制措置や規制緩和等の制度創設が必要と我々も考えております。この実現のため、現在、県全域を対象に県内地場産業のイノベーションを促進する「産業イノベーション制度」と、今後の沖縄経済を牽引する戦略産業の集積を促進するため、税制を深掘りをした「おきなわ・新成長産業振興制度」の創設を国に要望しているところであります。

今後とも県全域を対象とした制度の実現に向けまして、国と協議を行ってまいりる所存でございます。

次に、米軍基地問題に係る御質問の中で、6月21日の日米安全保障協議委員会の合意についての御質問にお答えいたします。

これまで日米両政府に対し、「地元の理解を得られない移設案を実現することは、事実上不可能である」と機会あるごとに申し上げてきました。にもかかわらず、今回、このような決定がなされたことはまことに遺憾であります。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去であります。そして移設返還であります。早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

県としましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設の実現に向け真摯に取り組むべきであると考え、その旨強い要請をしているところでございます。

同じく米軍基地に係る御質問の中で、普天間飛行場移設先をめぐる米国内の政治環境の変化についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

レビン米上院軍事委員長らが沖縄の現状を踏まえて、辺野古移設を実行不可能と判断したのは、米議会

の中で現行の辺野古移設案に対する疑問が生じてきたものと受けとめております。

去る6月21日、日米安全保障協議委員会において、「沖縄における再編」等を含む共同発表があり、普天間飛行場の代替施設について、位置、配置及び工法の検討及び確認を完了したとのことであります。県としましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むべきであると考えております。

同じく米軍基地問題に係る御質問の中で、微修正を考慮するに対する知事の見解はどうかという御質問にお答えいたします。

私は、当時、代替施設の建設位置につきまして、地元の意向や環境に配慮する観点から、可能な限り沖合へ寄せてもらいたいと政府に対し求めておりました。しかし、それと今回の日米共同発表に「この計画の微修正を考慮し得る」と記述されたこととの関係につきましては承知いたしておりません。

同じく米軍基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の固定化についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去であり、そして移設返還であります。早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

県といたしましては、今後とも総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えており、日米両政府などへの働きかけを積極的に推し進めてまいりる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興計画についての御質問の中で、制度要望に対する政府の反応と協議の進展についてお答えします。

沖縄県は、これまで沖縄政策協議会及び沖縄振興部会を通して、新たな沖縄振興のための諸制度の実現を政府に要望し、協議を重ねているところであります。この沖縄県の要望については、6月23日の全戦没者追悼式における首相あいさつ及び同24日の官房長官の沖縄振興開発金融公庫の存続等に関連する発言に見られるように、沖縄県が求める諸制度の実現に向けて、政

府内において調整が進められていくものと認識しております。

次に、沖縄振興一括交付金の創設に向けた課題、交渉状況についてお答えします。

沖縄県は、現行の国直轄経費及び市町村の事業費を含めた内閣府沖縄担当部局予算の全額に加え、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に盛り込まれた施策の展開に必要な財源を対象とする沖縄振興一括交付金の創設を国へ求めているところであります。去る5月24日に開催された沖縄政策協議会の沖縄振興部会において、官房長官から「実務レベルから政務レベルに引き上げて、さらに踏み込んだ検討をしたい」との発言がありました。また、去る6月23日の沖縄全戦没者追悼式における首相のあいさつ、翌24日の官房長官の発言など、沖縄県の考えを可能な限り取り入れた検討がなされていくものと期待しております。

沖縄県としては、沖縄県が求める規模と用途の自由度の確保された沖縄振興一括交付金の実現に向けて、県議会、市町村、県民各界各層の協力を得ながら、引き続き強く国に対して働きかけて意見交換をしてみたいと考えております。

次に、沖縄振興一括交付金の市町村配分についてお答えします。

沖縄県は、市町村分も含めた内閣府沖縄担当部局予算の全部を沖縄振興一括交付金とすることを求めています。市町村分については、市町村の自主裁量を損なわないよう市町村へゆだね、市町村間の協議等において検討がなされることが望ましいと考えており、沖縄県はその協議の中で市町村の求めに応じた助言等を行っていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉行政についての3の(1)、3の(3)を市町村の「措置控え」及び措置事務等に対する県の指導についてとして一括してお答えいたします。

養護老人ホームは、環境上及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を老人福祉法に基づき市町村の措置権限により入所させるための施設であります。

県内6施設の養護老人ホームの定員は300人となっておりますが、入所者状況としましては、平成23年には243人と定員割れの状況にあります。平成22年度の市町村における養護老人ホームに関する相談件数は74件で、そのうち14件については入所措置、25件につい

ては他のサービス活用、23件については相談のみとなっております。入所待機者については2件との報告を受けております。措置入院の要否の判断は、市町村の権限で行われるものでありますが、県においては、養護老人ホームの入所者が減少傾向にあること、相談のみの対応件数が31%を占めること、市町村の対応に不満の声があることなどから、市町村の対応状況等に関し状況調査を行っているところであります。

県としましては、調査の結果を踏まえ、市町村に対し必要な助言を行っていきたいと考えております。

県の市町村実態調査についてお答えします。

養護老人ホームの入所者につきましては、近年、減少傾向の状況にあります。県としましては、市町村の措置に関する対応状況等について調査を行ったところであり、結果につきましては、現在、取りまとめているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 道路行政とモノレール利用促進事業についての御質問の中で、モノレールの社会実験及びアンケート調査の結果についてお答えいたします。

赤嶺駅やおもろまち駅などモノレール4駅6カ所においてオートバイ駐車場の試行実験を行った結果、収容台数71台に対して駐車台数及び駐車率は、平日平均で67.4台、95%、休日平均で48.5台、68%でありました。また、アンケート調査については、回答者1103名のうち、6割が駅前交通広場へのオートバイ駐車場の設置が必要と回答しています。

同じく、道路行政とモノレール利用促進事業で、駅交通広場への駐輪場設置についてお答えいたします。

今回の試行実験の結果を受けて、モノレールに乗り継ぐため、駅前の交通広場にオートバイ駐車場を設置することは、モノレール利用促進の観点から必要と考えております。そのため、今後、関係機関と設置に向け協議を行っていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） スポーツ振興についての御質問の中の、F C琉球への県の支援についてお答えいたします。

F C琉球につきましては、マスコミ報道等にもありますとおり、J F L の上位2チームに与えられる天皇杯サッカー全日本選手権大会のシード権を獲得するな

ど、その活躍は目覚ましいものがあります。県は、ＦＣ琉球に対し、これまでホームタウン宣言を初め練習場の確保及び集客のための広報活動への協力・支援を行ってまいりました。一昨日、株式会社ドリームファクトリー及び「沖縄初のＪリーグチームを誕生させる会」から県の出資等についての要請を受けたところがあります。

今後、ＦＣ琉球を応援する県民機運の高まりやＦＣ琉球の地域への貢献などを考慮し、ＦＣ琉球の運営母体である株式会社ドリームファクトリーと意見交換を行いながら、時期も含め引き続き検討してまいりたいと思います。

次に、ホームタウン推進協議会の設立についてお答えいたします。

ホームタウン推進協議会につきましては、現在、ホームタウン宣言をしている沖縄市及び沖縄県のほか、沖縄市観光協会等の関係者で構成する「ＦＣ琉球ホームタウン推進協議会設立準備会」を５月３１日に立ち上げております。

県としましては、今後、沖縄市や関係団体と連携し、ホームタウン推進協議会の設立に向けて、他の市町村や各種団体・企業等にも広く参加を呼びかけ、沖縄県全体でＦＣ琉球を支援する体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東アジアの市場開拓についての御質問の中の、クルーズ船寄港に伴う入国審査等への対応についてお答えいたします。

海外からのクルーズ船乗客につきましては、日本で最初の寄港地で入国審査を行い、最後の寄港地で出国審査を行っております。また、税関手続につきましては、乗客が船に持ち込んだ荷物のうち、上陸の際に携行する手荷物に限って検査が行われております。しかしながら、クルーズ船の接岸後、審査のため、下船まで１時間以上要する場合もあることから、これまでも海外クルーズ会社等から手続の簡素化などの要望がなされております。そのため、平成２１年１月、政府に対し、入国審査等の簡素化及び体制の拡充強化等への協力を求めています。また、新たな沖縄振興に関する制度要望におきましても、手続の迅速化のための入国審査等に係る体制強化を求めているところであり、県としましては、引き続き政府に対してその実現を求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 東アジアの市場開拓

の中で、県産牛肉の輸出に向けた屠畜場の改善と検査対応についてお答えします。

我が国からアジアへ牛肉を輸出する場合は、厚生労働省等による食肉輸出取り扱い施設としての認定を受けていること、農林水産省動物検疫所の輸出検疫証明書の発行を受けることなどの条件を満たす必要があります。

牛肉については、現行の県内の食肉センターではＨＡＣＣＰ対応の施設となっていないことなどから、輸出の認定を受けておりません。そのため、県産牛肉については、一たん輸出取り扱い施設のある鹿児島県に出荷し、屠畜処理後に県外業者が買い取り、香港・マカオ等へ輸出している状況にあります。県産牛肉の輸出実績は、県外業者からの聞き取りによりますと、平成２２年度で約２トンとなっております。

県としては、肉用牛の生産振興の観点から、牛肉の輸出ができるよう屠畜場の改善や検査体制の整備など、ＨＡＣＣＰシステムの構築に向けて、関係部局・団体等と連携し、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 それでは、再質問をさせていただきます。

まず通告書と順番をたがえて質問をいたしますので、どうぞそのように対応よろしく願いをいたします。

まず初めに、スポーツ振興でございますけれども、先ほど部長の答弁では時期もあわせて出資等につきましても検討段階にあるという御答弁でありました。

今、ＦＣ琉球の置かれている状況をちょっと説明いたしますと、知事、県がホームタウンを宣言した後にＪＦＬで首位を走っているんですよ。前回の試合で負けましたけれども、２位なんです。それで沖縄県で初めて天皇杯にいわゆるシード権を得て戦えるような状況にまでポテンシャルを上げてきているんですよ。そういう意味では、県がやったホームタウン宣言が大きな励みになっていることは事実なんです。

その中で、Ｊリーグ昇格に向けて準加盟という一つのハードルを越えないといけませんけれども、Ｊリーグから指摘されているのが幾つかありまして、１つは、いわゆる経営形態の強化、さらには、Ｊリーグに上がるためのスタジアムの建設等々幾つかございます。その中でも、ＦＣ琉球につきましては、地元色が弱いという指摘がされているんですよ。これは何かと申しますと、いわゆる地元のスポンサー企業が少ない

というのが一番大きな課題なんです。このスポンサー企業を今自助努力で頑張っているようにありますけれども、ホームタウンを宣言した後はかなりふえてきているようにあります。しかしながら、それでも県の出資がないことが企業側からしてみると、県はどのような対応をされているんですかということになって、ある意味ではそこがＦＣ琉球が県民色いわゆる県内色を強めていくための一つのハードルになっているわけです。ですから、県が出資をすることによってインセンティブがついて、私は地元色がかなり出た感じのＦＣ琉球に生まれ変わるだろうと思っているんですよ。

そういう意味では、ぜひとも11月までには出資を検討していただきたいと思っているんです。これはなぜかと申しますと、Ｊリーグの中での審査の日程が11月に行われるらしいんですよ。それに合わせてやらないと24年度の準加盟が流れるわけです。25年度という形に延びていきますので、ある意味では県の出資というのは大きな県民からの期待もありますし、地元のＪリーグを育てていくという意味においてのかなり大きなインパクトにもなりますので、そこは部長が答弁ではそう答えているんですけれども、知事どうですか、ここの部分をもう少し踏み込んで、せっかくホームタウンを宣言していただいたんですから、他府県を調べてみてもほとんどＪリーグを持っているところは、県からの出資がございまして。さらには、市町村においてもそれはやっております。そこを勘案すると、私は沖縄県が出資するのはこれは何らおかしい状況じゃないと思っておりますので、ここは知事から思い切った答弁をいただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の翁長議員の御説明で、非常によく御研究されていてかえって私どものほうでよく理解できましたが、御提案のとおり前向きに対応していきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 期待をいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に4番目、道路行政とモノレール促進事業について。

国交省からこの2輪駐輪場についての通達が来ていると思いますけれども、どのような内容になっておられ

ますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 道路の空きスペースを利用して、歩道橋の階段の下とか、そういう空きスペースを利用しているんな2輪駐輪場を含めて自転車駐輪場を含めた形で有効利用するような通達だったと理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 この問題は、私は3年前から取り組んでいるんですけれども、なかなか行政用語で善処するとか、検討しますということですと今日まで来ているんですよ。これはアンケート調査、この実証実験をやった結果が、利用者の中から今県が一番悩んでおられるこのモノレールの乗客をふやすためのパーク・アンド・ライド、これにもつながっていくということで、私はぜひともこの駅広場の駐輪場の設置というのは喫緊の課題だと思っているんですよ。ここはやれるという答弁だったんでしょうか、もう一度お答え願えませんか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今回の調査で利用したいということと、また有料でも利用したいという意見がありますので、県としましてはできたらＮＰＯ団体と調整して今年度中には設置する方向で検討しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 これはやるというふうに理解してよろしいですね。もう一度。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） モノレールの利用促進、また経営にも大きな効果を及ぼしますので、ぜひ今年度実施いたします。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 次に、3番目の福祉行政ですが、養護老人ホーム、今、調査結果を取りまとめ中ということでございますけれども、新聞等にいろんな数字も載っておりますし、なぜこういうふうに出てきているかということも含めてもう少し詳しく説明いただけませんか。調査の結果が出たからこれが出たんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 養護老人ホームのこの措置に関しては、市町村が老人福祉法に基づいて措置するわけなんですけれども、どうも措置が地方交付税になってなかなか措置が審査のほうに回りにくくなっている側面があるようです。それでまだ我々は入所相談

件数だとか入所者の内訳だとか、入所相談への対応状況とか等々、各市町村に調査しておりまして今取りまとめ中でありますので、その結果をもって市町村とよく協議していこうと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 総務部長、一般財源化したから、今言う措置の問題がおくれぎみだということになっているんですよ。沖縄県の市町村の中でも全く入所判定会議もやっておられないところもあるし、これは設置できているのかどうかも定かじゃないんですけども、ただ新聞の報道を見るといわゆる措置がゼロの市町村があるんです。一般交付税の中で取り上げた基礎算定分というんですか、この中にはこの措置費というのは入っていないんですか、どうなんでしょうかね。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 養護老人ホームに係る措置費については、平成17年以降特定財源から一般財源化され、普通交付税及び特別交付税により各市町村に措置されているところです。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 だから、それはわかっているんですよ。ただ、要するに義務的経費の中にこの一般財源として入っているものですから、市町村の交付税の中にこれの算定の基礎分が入っているだろうと私は見ているんですよ。そういう状況の中で全く措置をしない、判定会議もやらないということになると、いわゆる老人福祉法との問題で私は問題があると思っているんです。ここの部分を総務部としてどういう見解を持っておられるか聞きたいんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） これは総務部というよりも福祉保健部として議員の趣旨もごもっともなところですので、指導を強化していきます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 これは本来であれば財政当局の問題ですから、財政当局の私は見解を聞いたかったんです。これはちょっと研究してみてください。それが市町村に対しての強い指導という形に変わっていくだろうと思いますから、ここの部分を明確にしておきたいんですよ。

ちょっと済みません、休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○翁長 政俊君 次に、沖縄振興策について。

知事、私はこの40年間、沖縄県、FTZから始まっているんな経済特区をやってまいりました。しかしながら、これはITやそういったものを含めて成功した分もございませうけれども、発展途上もあります。しかしながら、一番欠けていたものが何だったかということになりますと、当初の要するにFTZを含めて特区のいわゆるこの眼点は、加工貿易をやって沖縄県に産業を興して、ここで沖縄が中継貿易というような形の進み方ができないのかというのが基本にあったらと思うんですよ。しかしながら、これが正直なところうまくいっていないと私は見えています。

そういう反省に立ってですけれども、知事が今回の議会の中でも述べておられるんですが、振興策を必要とする理由、これは従来と比べてどういうことなんでしょうか、ここをちょっとお聞かせいただけないか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 振興策が必要だという理由、これは二とりの答え方ができると思います。1つは、沖縄振興というふうなものが国によって支援されていくその根拠は何かというふうな視点と、ここまで来た沖縄振興というふうなものがこれから後どういうふうな展開をたどるべきかと今議員が言われる2つがあると思うんですけども、まず最初の部分でございませうけれども、これは知事のほうは何遍も答弁されていますように、やはりこの4つの特殊事情、歴史的・地理的・自然的・社会的なこれがまず相変わらず存在しているというふうなことがまず一つ大きなものであります。

そしてあと、復帰後40年を経てやはりここまで来た沖縄のこの地域経済、経済社会というふうなものが今や沖縄に日本がアジア経済進出する橋頭堡足り得る新たな背景が生まれてきている。そこに一つの比較優位というふうなものが沖縄にも出てきているというふうなものもございませう。例えば、これまで不利性としてとらえた本土からの遠隔性、これが東アジアからの近接性というふうなことに変わっていく。そしてまた、日本のリゾート地がアジア有数のこの海洋性リゾート地というふうな評価が高まると、そういうふうなその動きを踏まえながら、次の沖縄振興についてもまず国の支援の根拠というふうなものをつくっていく必要があるかと思うんです。

2点目に、今議員が言われるように、ここまで来たその経済社会というふうなものを次にどうつなげていくのか。まさにこの40年を振り返ったときに最初の30年をキャッチアップ、社会資本を中心として建設業を中心としたそういう経済というふうなのが維持されてきたと思います。この10年間は観光と情報というふうに大きく伸びてきた。じゃ、向こう10年間は何を展望すればいいのか。ここがまさに今回のこの計画の一つのポイントになるわけでございますけれども、今後の大きな経済振興についての考え方は2つあります。1つは、成長のエンジンとしての1次産業をどうつくっていくのか。沖縄が県外あるいは海外と競争できる産業群、これは1つは、もう既にリゾートそれから情報通信関連産業というふうな形で出てきております。これに加えて臨空・臨港型だとか、あるいはまた大学院大学を含めた知的産業クラスターの形成だとか文化スポーツ、こういう県外から金を引っ張ってくる産業、これをその一つのグループとして育てていく。あともう一つは、この域内の産業をどう活性化させていくか。成長の姿としての域内の産業をどう活性化させていくか。そういうふうな産業群を育てていくために先ほど冒頭に知事が答弁いたしましたけれども、県全域を対象に県内地場産業のイノベーションを促進する産業イノベーション制度というのが一つの考え方。あともう一つは、リーディング産業として沖縄新成長産業振興制度というふうなもの、これをつくっていく、そういうふうな考え方になろうかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 時間の関係もありますので、ひとつ短くお願いをいたします。

知事、私どもも実は東京サイド、内閣も含めていろいろと議論をまいりました。当初、この制度の要求について大変かなり厳しい御意見でしたよ、官僚の皆さん方は。しかしながら、その間、県もいろんな資料を提出しまして、私は官僚が言っていることがほぼクリアできているような状況に今あると正直なところ思っています。ですから、そういう中で一括交付金の話がややもすると金目の話ですから、このことばかりに議論が集中しているような感もせんでもないんですよ。しかしながら、本来であれば沖縄が自立していくためには制度をどうするかというのが一番大きな私は課題だと思っているんです。

よく竹ざおと電動リールの話をしていただきますけれども、世界各国のいわゆる特区は電動リールを使っているのに、沖縄県はまだ竹ざおで一生懸命魚を釣っているような状況では、これは幾らジャンプ台をつくって

ジャンプしようと思ってもなかなかうまくいかんと。今回のこの新しい振興計画をつくるに当たっては、国が持っている権限を極力地方自治体におろしてもらう、これが基本中の基本なんですよ。ここの部分の覚悟が私は日本政府にはなかったと思っているんです。国家プロジェクトとしての位置づけもなかったし、この理念もなかったし、ある意味では今回、千載一遇のチャンスですから、私は国が持っている権限を極力地方自治体におろしてもらおう。これは沖縄県におろしてもらおうということになるでしょうけれども、そういうことをやらないと40年の繰り返しになるやもしれないんですよ。ここを一番危惧しているんです。知事どうなんでしょうか、ここの部分は。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさに、そこでございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 コメントが短かったもんですから。ただ私自身も実は、中国のいわゆる特区である深圳とアモイを見てまいりました。本当に30年前、小さな寒村だったものが今は1200万人の大都市に生まれ変わっているんですよ。これも中央政府が地方の自治体に権限をゆだねたから今のような状況ができ上がっているんです。まさにここが勝負なんですよ。ひとつこれは今回の制度の要求ではここの部分は何が何でも知事に頑張ってもらって、一国二制度でしょう、きっと。そういう形で国から移譲をさせてもらいたいとこのように思っております。

次に、基地問題、もう時間がありませんけれども、知事、これまで今回の皆さん方の質問を聞いていますと、野党側の質問の中では知事があれほど辺野古はだめだと、これは無理だということを答弁されているにもかかわらず、いわゆる辺野古がだめ、そのかわりもしかすると県内移設を知事が出口として考えているんじゃないかという邪推を野党の皆さん方がやっているわけですよ。ここは、知事がそうじゃないということこそそろそろ話してもいい時期じゃないのかなと私は実は思っているんですよ。従来、この基地の議論の中ではいつもこの部分が質問の中に出てまいりまして、ここは知事の普天間の移設問題についての議論の中で、野党側が一番知りたい部分だろうし、ここの部分はいかがですか、知事。思いをちょっと話していただけないか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私の言葉どおりを受けとめていただければ、何の問題もないんです。

確かに、昨年の1月24日までは条件つきでとはいえ、県内やむなし、辺野古をむしろ進めるべきということで私はやってきました。昨年の5月28日の鳩山さんの共同発表、その時点で民主党さんが政策を180度変えたことの納得のいく説明をずっと求め続けていたんですが、これがいただけなかった。無論、実務的には両官房副長官がお見えになったり、幾つかお話もいただきました。それで昨年の9月のこの議会で、私はむしろこういう事態になって沖縄県民、41市町村の首長さんを初め反対している中で、辺野古を現実に進めるということは時間がかかる、猛烈に。そしてこれは事実上不可能に近いということを私はずっと言い続けてきている。これは逆に、じゃほかの地域はあるのか。幾つも当時打ち上げられたいろんなのがありましたが、ほかの地域も沖縄の中は同じだと私は思っています。

したがって、むしろ日本国内の——県外と言っても私は日本国内を考えておるんですが——そこをやっぱり負担の公平化ないしは沖縄の基地負担の軽減という点で、これはまじめに私はこのほうがもう絶対早いし、一日も早い普天間の危険性の除去、そして固定化を避けるという点でもう絶対にこれは日本国内で探すべきと、これは一種の国内問題化できると私は思っているわけです。

以上でございます。

○翁長 政俊君 ありがとうございます。野党のこの疑惑も晴れたと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

〔池間 淳君登壇〕

○池間 淳君 大変申しわけないんですが、質問項目1と2を入れかえてやりますから、ひとつよろしく願いいたします。

1、地震災害等危機管理対策について。

東日本大震災でお亡くなりになられた方々の御冥福を祈り、災害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

我々自民党会派は、去る6月6日から10日までの間、被災地宮城県の南三陸町と気仙沼市を視察いたしました。現場では、マスコミの報道や放映からは想像できないような悲惨な姿を目の当たりにいたしました。地震や津波の怖さはわかっているつもりでありましたが、これほどまでの魔物であったのかというふうなことを知る由もありませんでした。

あの瓦れきの山は早く片づけなければなりません。そして、いまだ行方のわからない方々の救出も早急に行わなければなりません。ただ、あの想像を絶する瓦

れきの山を片づけるための時間と労力はどのぐらいかかるのか、これまた想像を絶するものがありますが、根気強く支援の輪を広げ、きずなを強くして、東日本復旧・復興のために頑張らなければならないという実感でありました。知事とともに復旧・復興のために頑張ります。

被災地での説明の中でよく聞かれたのは、「備えあれば憂いなし」という言葉でした。

そこで次の質問をいたします。

(1)、東日本大震災の教訓から沖縄県の津波対策はどう見直されるのか。

(2)、避難場所の指定について。

(3)、埋立地等での避難場所の確保について。

2、基地問題について。

沖縄全戦没者追悼式で菅首相は基地問題に触れ、沖縄だけ負担軽減がおくれていることはざんきにたえないとあいさつされました。しかし、会場を後にした記者団とのやりとりでは、普天間飛行場の危険性を除去し固定化を避けるためには、辺野古移設しかないと強調しております。ざんきにたえないとあいさつしながら、舌の根も乾かないうちにこのような強迫まがいの発言をするのは、やはり菅総理はペテン師なのでしょうか。

東日本復興については、総理自身が燃え尽きる覚悟で取り組んでみたいという決意をされておりますが、66年間基地の被害に苦しめられてきた沖縄県民のためには、どのような覚悟で取り組まれるのかは全くわかりません。県民の民意は、普天間飛行場は県外・国外であります。民意を尊重していただきたいと思えます。そのような覚悟を持って、総理は取り組んでもらいたいと思えます。なぜ県外を主張してきた政権のもとで、移設の取り組みもしないまま、新しい基地を配備するのか納得ができません。

そこで次の質問をいたします。

(1)、MV22オスプレイを普天間飛行場に配備することについて、県の御見解を賜ります。

3、教育行政について。

私が物心ついたときには、日本の国旗は日の丸、国歌は君が代と教わり、学校行事やいろいろな行事においては国旗に向かって国歌を斉唱してまいりました。特に小中学校のころは、日本復帰運動も盛んに行われておりましたので、正月には必ず学校に行って国旗を掲げ、国歌を斉唱し、年賀状を先生から受け取ってきた記憶は今でも鮮明に残っております。

佐藤元総理大臣が宮古を訪問されたことがあります。昭和40年8月であります。生徒会を代表して先生

方と一緒に宮古本島に日の丸を持って迎えに行ったことは懐かしい思い出となっております。いつから学校現場では国旗を掲げることがなくなったのか、国歌を歌わなくなったのかはわかりませんが、ことし3月に高校の卒業式に参加する機会がありました。国歌斉唱のとき、生徒の声はおるか先生方の席はひっそりと、保護者席からも少々歌声が聞こえるような状況で、大変寂しい思いをいたしました。国旗を尊敬しない、国歌をわからない、歌えない人に育てられたこの子たちが大人になって社会に出て、特に外国に行ったとき、どんな惨めな思いをするのかと思うとぞっとする思いがいたしました。いつまでこの状態が続くのか心配でしたが、幸いに、最高裁で日の丸に向かって起立をし、国歌を斉唱せよという職務命令は合憲だと下されたことは大歓迎であります。

そこでお伺いいたします。

(1)、日の丸へ向かって起立し、君が代を斉唱するよう指示した職務命令が最高裁で合憲と判断されました。教育長と教育委員長の御見解を賜ります。

(2)、日の丸・君が代について、教育長と教育委員長の今後の方針をよろしくお伺いいたします。

(3)、臨時職員全国最多の解消についての取り組みについて。

小中学生の学力テスト全国最下位が続いていることは、この臨時職員全国最多の状況からもうかがえるのではないのでしょうか。臨時職員人事体制からの脱却のため、今後5年から7年は教職員の採用枠を拡大する計画があり、平成23年度は大幅増員の採用がされると思います。新しい大城教育長のもとで学力テスト最下位からの脱出に向けて頑張っていたいただきたいと思います。そのためにも臨時職員人事体制から脱却していただきたい。臨時職員全国最多の解消に向けての教育長の方針をお伺いいたします。

4、土木行政について。

沖縄都市モノレールは、交通渋滞緩和のために建設され、県民や観光客に喜んで利用されておりますし、中北部までの延長・延伸が県民から強く要望されております。特に、浦添市までの延長については、浦添市民はもちろん、議会や商工会の皆さんからも強く要請されました。この要請を受けて沖縄都市モノレール延長検討委員会では、首里駅から西原入り口までの延長について浦添ルート案を推奨しております。事業化に当たっての検討を要する事項も提言されたと思いますが、課題解決のために関係機関で頑張っていると思います。早く解決し、早期に事業に着手していただくようよろしくお願い申し上げまして次の質問をいたしま

す。

(1)、モノレールの浦添市への延長についての進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

(2)、モノレールの北部延伸について。

(3)、伊良部架橋の工期が1年おくれたと発表されておりますが、詳しい説明をお願いいたします。

宮古島市の皆さん、特に伊良部島の皆さんはこの発表に大きなショックを受けていると思います。25年の3月を一日千秋の思いで待っていた伊良部島の皆さんの気持ちをどう受けとめておりますか、知事、土木建築部長。伊良部架橋に関係してきた皆さん方も青天のへきれきのようだと悩んでおります。何があったのかと信じられない様子ですが、私も去る2月議会までは予定どおり工事が進み、25年の3月には完了すると信じ切っておりました。突発的に発表されるからには何か大きな問題でもあるのかと疑問を持ちたくなるのは、私だけではないと思います。残念ではありますが、おくれた理由を詳しく説明してください。

(4)、公共工事の最低制限価格の見直しについて。

公共工事の最低制限価格の件は、機会あるごとに引き上げさせていただいております。公契連においては、日本経済が厳しくなっていく中で、最低制限価格を80、85、90%と徐々に上げております。我が県も公契連の決定を採用しておりますが、沖縄県は製造業が少なく、県経済を支える大きな柱となっている建設業の最低制限価格は全国並みでなく、沖縄独自の価格決定をしたらどうかと訴え続けております。全国統一しなければならない理由はどこにもないと思います。既に石垣市においては、新しい中山市長が誕生し、最低制限価格は93%に設定をしております。なぜ地方でできるのに、県でできないのか不思議でなりません。

知事、この沖縄県が設定している90%は、赤字を出すか出さないかの瀬戸際にあるそうです。なぜこのような危ない橋を、県経済を支える大きな柱となっている建設業の皆さんに渡らさなければならないのか、むなしい思いがいたします。このような状況が続けば、雇用の件でも大きな損失が出るはずであります。設計見積額が適切に行われていれば、100%に設定してもおかしくないと思います。

知事、石垣市で公契連から外れた設定ができるのに、県でできないはずはないと思います。雇用の回復、経済を活性化させるためにも、ぜひ最低制限価格は適切に見積もられている設計額に近い設定をしていただきたいと思います。知事の御見解を賜ります。

(5)、伊良部の乗瀬橋の改築について、県の取り組みと今後の見通しについて伺います。

伊良部島と下地島を結ぶ乗瀬橋は、現在通行どめされております。早目の改築をお願いしておりますが、宮古島市との協議が必要だということで、いまだ工事着工はされておられません。宮古島市とは課題解決に向けて協議を重ねていると思いますが、乗瀬橋の改築について、県の取り組みと今後の見通しについてお伺いいたします。

5、福祉行政について。

(1)、少子・高齢化対策について。

少子・高齢化が急速に進行し、我が国の人口は、2055年には2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると言われております。政府は、この歯どめ対策を早目に打ち出さなければならないと思います。少子化に歯どめをかけるためには、出生率を上げることは当然のことであると思いますが、これが簡単にできないから少子化が急速に進んでいるわけであります。若者がなぜ結婚するのをちゅうちょするのか、結婚をおくらせるのか、なぜ少子化なのか、これは行政にも大きな責任があるのではないかと私は思います。子供を産み育てやすい社会環境を形成することによって、若者の結婚意欲は出てくるのではないかと思います。保育所の問題、住まいの問題、教育費などなど解決すべき課題はたくさんあると思いますが、次の質問をいたします。

ア、多子家庭の県営住宅への優先入居について、私の質問に対して検討するというふうなことを答弁しておりますが、結果はどうなっておりますか。

イ、多子家庭の保育園への優先入園について。

6、日本オープンゴルフ選手権沖縄大会について。

仲井眞知事が1期目で誘致に成功した日本オープンゴルフ選手権沖縄大会が、あと1年と迫ってまいりました。大会に向けての準備は着々と進んでいると思います。ゴルフ日本一を決める大会でありますから、日本全国のゴルファーはもちろん、全国民の皆さん方がこのテレビ放映を観戦することは間違いないと思います。テレビ観戦する皆様に感動を与えられるような素晴らしい大会にすることによって、沖縄をPRすることができると思います。

3年前のちょうど6月議会なんです、この大会の誘致が決定されたのは。2012年に開催されるこの大会は、ぜひ仲井眞知事で頑張ってもらいたいという質問もさせていただきましたし、祈願もさせていただきました。知事は当選して、そのとおりになっております。ぜひ頑張ってくださいと思います。知事、あの誘致した気持ちに返って、素晴らしい大会に盛り上げてください。

そこで次の質問をいたします。

(1)、大会に向けての取り組み状況について、よろしくをお願いします。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○池間 淳君 (2)、大会は本県経済にどのような波及効果があるのかについてお伺いいたします。

7、台風2号による被害状況と支援策について。

(1)、離島における農業の振興に取り組んでこられた作物が大打撃を受けておりますが、何らかの支援が必要かと思えます。県の御見解をよろしくお伺いいたします。

8、北澤防衛大臣の小言発言について。

オスプレイ配備反対を伝えようとしたときの北澤防衛大臣の小言発言について、知事の心境を県民に披瀝願いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 池間淳議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、土木行政に係る御質問の中で、モノレール延長の進捗状況と今後のスケジュールについてという御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレールの延長につきましては、昨年度までに着工準備調査といたしまして環境調査、そして関連街路の設計及びモノレールの基本設計などを実施いたしましたところでございます。今年度は、都市計画決定及び特許取得など所要の手続を進め、そして実施設計に着手をし、本格的な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日本オープンゴルフ選手権に係る御質問の中で、日本オープンゴルフ選手権競技に向けての取り組み状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

日本オープンゴルフ選手権競技は、日本プロゴルフ選手権大会と並ぶ国内屈指の男子ゴルフトーナメントでございます。沖縄県では、大会開催を復帰40周年記念事業として位置づけ、全県的な体制で支援をすることといたしております。平成21年3月には、私を会長とする「日本オープンゴルフ選手権競技」沖縄開催実行委員会を立ち上げ、官民一体となった支援体制を構築いたしております。また、平成22年7月には、主催者であります日本ゴルフ協会と実行委員会との間で大

会開催に関する契約を締結したところであります。

今後、会場であります那覇ゴルフ倶楽部と連携をし、実行委員会のもとに置かれました財務委員会を中心に前売り入場券の販売やスポンサーの獲得などに取り組んでまいり、大会成功に向けて全力を傾けてまいる所存でございます。

同じく日本オープンゴルフ選手権に係る御質問の中で、経済効果についての御質問にお答えいたします。

沖縄銀行のおきぎん経済研究所によりますと、日本オープンゴルフの開催によります経済効果は、大会事業費や関係者の宿泊費、そして飲食費など直接的な費用支出で8億円から12億円の経済効果があると試算をされております。

さらに、この大会はNHKさんが4日間にわたり国内外で中継を放映されるなど、沖縄のゴルフ環境のみならず、リゾート地沖縄を世界にPRする絶好の機会でもあります。スポーツアイランド沖縄の形成はもとより、観光誘客の拡大にも大いに寄与するものと考えております。

次に、北澤防衛大臣の発言に係る御質問でございますが、実は、あのやりとりはあいさつをしている中での話ですから、いろんなお小言というような表現があったかどうか、実は私は定かに記憶をしておりません。いろんな方々がいろんな受けとめ方をされておられますし、国会で島尻議員でしたか、何か質問もされたやに新聞報道で知っております。

ただ、防衛問題について意見はいろんな違いがあるにしても、基地問題もあるにしても、意見交換の機会をしっかりと持とうということで、今の内閣でも同一ポストに一番長くおられる大臣であり、沖縄にも何度もお見えになっておられますから、意見は違っても比較的良好にお目にかかっている方でありますから、そういうような雰囲気がお目にかかったときにありましたし、私も140万県民の代表としてオスプレイはだめですよということを申し上げに行ったわけで、これはこれできちっと強く反対を申し上げてきたわけですから、目的はきちっと達していると思いますので、その前の初めてお目にかかったときのあいさつの中での表現だったと思っておりますので、受けとめ方はいろいろあるかと思いますが、私のほうでは余り記憶にもないぐらいのものだったというふうに受けとめているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事及び部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 地震災害等危機管理対策についての御質問の中で、県の津波対策についてお答えいたします。

県におきましては、現在、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」において、東日本大震災の教訓を踏まえた津波対策の強化等を含め、沖縄県地域防災計画の見直しに向けた作業を進めているところであります。

東日本大震災においては、それまでの想定を超える津波が発生し大きな被害が生じたことから、今後、専門家の委員の皆様の知見を踏まえて、島嶼県としての津波対策のあり方等について検討を進めてまいります。

次に、避難場所の指定についてお答えいたします。

地震や津波等の災害時における避難場所につきましては、各市町村が各地域防災計画において、地形や海岸からの距離など地域の実情を勘案し、学校や公民館などの公共施設等を避難場所として指定しております。県内の各市町村におきましては、平成23年4月1日現在、1295カ所の避難所が指定されております。

次に、埋立地等での避難場所の確保についてお答えいたします。

埋立地等海岸沿いの低地においては、地震や津波の発生の際、高台への避難が必要となりますが、その地形や津波が到達するまでの時間によっては避難場所への避難が困難な場合も想定されます。このような場所においては、想定される津波の高さ以上の建物や高台への避難が必要となり、市町村においては、所有者の了解のもと、想定される津波の高さ以上の建物を事前に避難ビルとして指定することになっております。県内の市町村におきましては、平成23年6月29日現在、26カ所の避難ビルを指定しております。

県としましては、市町村等関係機関とも連携し、今後の東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の見直しの中で、避難ビル、避難所及び避難経路など住民の避難対策の強化につきまして検討してまいります。

次に、MV22オスプレイの配備についてお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。

沖縄県としましては、当該機種が過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

去る6月24日、沖縄県は、普天間飛行場への配備を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての

質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、日の丸・君が代の最高裁判決についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

学習指導要領によりますと、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものと示されております。今回の最高裁の判決は、その趣旨に沿った判決と考えております。

各学校におきましては、学習指導要領に基づき、児童生徒に国旗・国歌を尊重する態度を指導することは重要であると考えております。

次に、臨時的任用教員の解消についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成23年度の小中学校の正式任用教員を、前年度と比較いたしまして208名増の358名を採用するとともに、臨時的任用教員61名の改善を図っております。

今後とも臨時的任用教員の割合の改善に向けて、年次的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 土木行政についての御質問の中で、モノレールの延伸についてお答えします。

モノレール延伸については、現時点では明確な方針等はありませんが、沖縄県総合交通体系基本計画を策定する際の議論並びに国が実施する「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入可能性検討に向けた基礎調査」の結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木行政についての御質問の中で、伊良部架橋の工期が1年間おくれたことについてお答えいたします。

伊良部大橋については、平成18年11月の風洞実験の結果、安定性や耐久性に課題があることが判明しました。そのため、主航路部橋種検討委員会を開催し、平成20年10月にアーチ橋から鋼床版桁橋に変更しまし

た。このため、当初計画の平成24年度内の完成を目指して、伊良部島側へのPC架設げたの移動方法やセグメント製作ヤードの追加など工期短縮の検討を行いました。しかしながら、施工性、安全性及び経済性から工期短縮は困難と判断し、やむを得ず工期を1年間延伸したものであります。

同じく土木行政についてで、最低制限価格の見直しについてお答えいたします。

最低制限価格については、平成21年4月に中央公契連モデルの改正に伴い、上限を予定価格の85%から90%に改正しました。さらに、沖縄県建設業審議会において「沖縄県の実情に適した最低制限価格」について審議し、昨年6月に答申を得て算定式を見直したところであります。その結果、平均落札率は、平成20年度は90.3%、平成21年度は92.0%、平成22年度は93.6%と上昇しており、建設業界の厳しい経営状況の改善や競争性の確保の観点からも現行の最低制限価格は適正と考えております。

同じく土木行政で、乗瀬橋の県の取り組みや今後の見通しについてお答えします。

乗瀬橋の整備については、宮古島市で実施する取り壊しとあわせて、伊良部大橋から下地島空港に至る道路計画を含めて平成23年度に概略設計を行うこととしております。平成24年度には、道路及び橋梁の予備設計を行い、早期整備に向けて宮古島市と連携して取り組んでいく考えであります。

次に、福祉行政についての御質問の中で、多子家庭の優先入居についてお答えいたします。

県営住宅への入居については、「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき運用をしており、平成21年3月の改正により、18歳未満の子が3名以上いる多子世帯を優遇世帯として取り扱っております。優遇世帯の入居に当たっては、一般世帯に比べて当選確率がおおむね2倍になるよう措置しております。

なお、平成22年度中に県営住宅に入居した多子世帯数は99戸となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 多子世帯の保育所への優先入所についてお答えします。

多子世帯については、認可保育所への入所選考に当たり、優先項目に含めている市町村もあります。また、認可保育所等へ同時入所している世帯の第2子の保育料が半額、第3子以降は無料になるなど負担軽減措置もなされているところであります。

県としましては、多子世帯への配慮について、今後とも引き続き市町村に働きかけてまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 台風２号による被害状況と支援策についての中で、農作物の被害と支援についてお答えします。

台風２号による農林水産業関係の被害総額は、６月１０日現在で約７０億６０００万円と見込んでおります。

今回の被害は、特に農作物の収穫時期に当たる５月に台風が発生したため、葉たばこ、さとうきび、ゴーヤー、マンゴーなどの農作物が被害全体の約８割を占めております。被害の内訳は、葉たばこ等農作物が５８億３０００万円、ハウス等農業用施設関係が４億７９００万円、家畜等畜産関係が３２００万円、林道等林業関係が４０００万円、水産業関係が６億７９００万円となっております。

農作物等の被害対策としては、農業改良普及センターに営農相談窓口を設置するとともに、被災農家に対し病害防除の徹底や樹勢等の回復のための肥培管理などの指導を行っております。

台風等の被害に対する補償としては、さとうきびについては畑作物共済、水稲については農作物共済、野菜等については園芸施設共済等があり、加入農家に対して損害評価後に農業共済金が支払われることになっております。葉たばこについては、ＪＴから災害援助金が支払われると聞いております。漁船については、漁船保険制度により保険金が支払われることになっております。国の災害復旧事業の対象となる農業用施設や林道・漁港施設等については、国への災害復旧申請を早期に行うための準備を進めているところでございます。

また、農家の経営安定を図るため、農業制度資金等の償還猶予を行うとともに、６月補正予算において農林漁業セーフティネット資金借入れに係る利子助成を計上しているところでございます。

今後とも、台風２号の影響による農家支援については、農家の要望等を踏まえ、関係機関と連携し対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時５２分休憩

午後２時５４分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

池間 淳君。

○池間 淳君 教育委員長、先ほどの質問への答弁、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（中野吉三郎君） 質問通告があればもっと立派にまとめられるかなと思ったんですが、今は私の私見が入ると思いますので御了承いただきたいと思います。

基本的には、先ほどの教育長の見解と全く同じであります。児童生徒の国旗や国歌を尊重する態度、これを指導することは大変重要なことであると考えております。

もっと聞きたいのはまた後で、私的なことは後で……。

以上です。

○池間 淳君 私、それは聞いていないんですよ。

議長、休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時５６分休憩

午後２時５６分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（中野吉三郎君） それでは、国旗や国歌に対する考え方でよろしいでしょうか。

○池間 淳君 はい。

○教育委員会委員長（中野吉三郎君） 私は、国旗や国歌に対しては、常に今、日本の顔だと思っております、特に国歌は。学校現場にいましたときには、いわゆる日本の顔ですから、確かに戦時中は悪用されました。悪い顔なんです。でも、これは幸いとは言いませんが、敗戦したために民主国家に生まれ変わりました。民主主義国家としては日本という国は、みずからの国をよくするのも努力しましたけれども、その他世界の国々のためにはかなり尽くしてきたと見ております。そういうことで、これはもういいことをしてきた戦後の日本の顔だと思っています。ですから、敬意を持ちながら私は国旗を眺めています。

ここで国旗を否定しながら整形手術して逃げた場合には、ひきょう者だと思っています。だから、悪いことをせずにいいことをたくさん積んでいけば、多くの皆さんは、ああ、日本という国はすばらしいと、今度の被災地に対しても世界のあれだけの国々が支援をしてきました。これは日本という国が戦後いいことをたくさんやってきたんだと自信を持っています。

ですから、その国旗に対する気持ちは、私はそういう気持ちで教え子たちにも会うたびに話をします、卒業生にも。これは私の基本的な考え方です。そういう

形で教育はすべきじゃなかろうかと。整形手術して逃げたら、やられます。ヒトラーのアイヒマンなどは整形手術してブラジル、アルゼンチンまで逃げましたけれども、もうこれは見つかりました。

ということで、考え方はこれでわかっていただけるかなと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 最高裁で、職務命令されたものは合憲だというふうにされているけれども、質問の中で、去る3月に卒業式に出る機会があったけれども、そこで全く生徒のほうは歌わなかったというふうなことに對して、今後そういうことがあっちゃいかぬなというふうなことで、この子たちが社会に出て、あるいは外国に出て、国旗・国歌をわからない日本人だと言われたらどうなるのかなというふうなことでぞっとする思いがしたんですよ。

だから、今後、この憲法の最高裁の判断を受けて、現場に対してどういう指導をされるんですか。あるいはどういう通知をされるのかというふうなことは、これは教育委員会の方針を出せば、きちっと国旗を掲揚して、それに向かって歌うと、子供たちを育てるというふうなことをしていかなければいけないんじゃないかというふうに思うんですが、どうですか。これは両方、教育長もお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（中野吉三郎君） 学校現場は、やはり信頼関係で成り立っていますので、教職員が卒業式や入学式の式場で国歌を歌わないなどで懲戒処分というのはふさわしくないと考えています。しかし、式場全体の調和を乱すような場合は、職務上の義務違反だと問われることになると考えています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいま委員長が答えたとおりでございますけれども、実はこれまでもさまざまな通知文を学校現場にも出しております。そういう観点から、しっかりと学習指導要領の趣旨に沿った指導にこれからも引き続き取り組んでまいります。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 教育委員長も教育長も指導要領に沿ってやりたいというふうなことでありますが、これが実現されてないからこういう質問をやっているわけなんです。その後、実現されなかったらどうするつもりですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今、実はその通知文を通していく中で、平成2年以降、掲揚率そして斉唱率とも100%でございます。

○池間 淳君 だから、今後どういうふうにしますかと聞いているんだよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） せんだつての最高裁の判決でも御存じのように、やはり環境を整えるという視点はとても大事かと思ひます。ですから、そういった意味ではやはり自発的な敬愛の対象となるような環境をしっかりと整えていくことも大事な視点でございますので、そういった視点から取り組んでまいります。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 国歌を愛する人は家庭を愛します。家庭を愛する人は親を大事にするんですよ。だから、親を大事にしないから学校の先生方を大事にしない子供たちが多くなつてきているんですよ。これはきちつとやってください。

知事、大阪では職務命令に背いた方に対してのいろんな条例を制定しようとしているんですが、知事の御見解を賜りたいと思ひます、この日の丸問題について。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御議論を伺っていますと、大阪の例はそれぞれその地域によって、また県知事さんによっていろんな考えがあろうかと思ひます。ただ、教育現場については、やっぱり教育委員会の御意見というのが大事だと思ひますし、歴史そして県民感情、いろんなことを踏まえてこれは考えていくべきもので、今、大阪の条例をつくつてというようなことがそのまま参考になるかどうかは、それぞれの地域とその歴史によるものが多いというふうなことであります。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 外国に行って日の丸を見たとき、大変な安堵感を覚えます。これは、やっぱり日の丸は日本だなというふうなことですよ。それを大事に、大事にしない人もそこに向かって走るんじゃないかなと

思っているんですよ。やっぱり子供たちは、ひとつ国旗・国歌をきちっと尊敬できるような子供に育てていただきたい。

土木行政について。

知事、伊良部架橋については、この１年間おくれる報告が知事にあったのは何月ですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時８分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問に直ちにはちょっと答えがなかったんですが、５月の中旬くらいだったと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 こういう唐突な発表だったものから、これは多分知事にもそういう報告をされたのかなと思っています。１年間延期ということは、丸々１年間延期になりますか。あるいは１年以内にも完成するというふうなことはあり得るんですか。それ以上もあり得るのか、お答えください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今の工程でいけば１年以上はないんですけれども、私たち土木建築部としては、できるだけ１年以内の一日でも早目に、島民の方々も待ち望んでいますので、それを目指して短縮に努める考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 ありがとうございます。頑張ってください。知事、激励してください。

それから、乗瀬橋について。

これは宮古島市と協議を重ねて、23年、24年の計画は今聞きました。その後、実施計画というふうなことになるんですが、実施計画はいつになるんですか。それは決定もされておりますか、その件についてもよろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後３時９分休憩

午後３時９分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 24年度までの予備設計まではほぼ計画どおりいきますが、不透明なものが２つありまして、まず県道の認定の考え方と、あと予算が震災の影響で24年度の予算からどれくらい削減されるか、まだ予算の見通しが立たないものですから、

実施設計は新規事業化という形で採択されますので、25年度ということはまだ申し述べられない状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 いかにかこの橋が危険かというふうなことがわかりますから、現場視察したらいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 現場ではもう今交通どめして、老朽化した橋が現存していますが、地域からは早目にその復元を望んでいる気持ちはよくわかりますので、予算の状況も見ながら早期着手に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○池間 淳君 よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 一般質問をいたします。

私は、５月19日から５月25日まで合計約６日間、青森県八戸市を皮切りに、岩手県、宮城県、福島県の海岸線に面する市町村の被災地を回ってきました。すべての地域が壊滅的な打撃を受け、そして人々の生活環境が停止状態でありました。福島原発の影響で浪江町の20キロ立入禁止区域外及び30キロ以内の飯舘村にも行っているいろんな話を聞いてまいりました。そのような中で、東北を代表する釜石市、気仙沼、石巻市などの市街地や港、漁港、ここはふだんは朝から非常ににぎわいを見せていただろうと思います。しかしながら、４時半から大体９時ごろまで歩き回っていましたけれども、人と出会うのは生徒ぐらい。そういう中で、これはもう廃墟の町だなとそういうふう感じてまいりました。

また、石巻市で午前５時ごろ、ある被災家屋の壁にこういうことが書いてありました。「安田きり子の遺体を茶の間に置いて行きます。収容をお願いします。安田清子。私の連絡先は〇〇町です」と。そういうことで、自分の身内の遺体さえも収容できない、そういう状況に追い込まれたんだと本当に身震いするほどショックを受けてまいりました。

それから陸前高田市では、ある老婆が隣の人は嫁さんも孫も全部流されて亡くなりましたと。しかし、私は兄と家だけ流されました。だから、私はまだいいほうですよ。そういう表現もしてありました。また、小さな亘理町というところでは、田んぼや畑に瓦れきが散乱しているわけですね。農家の若い人がこれを除去するのには何年もかかるだろうとぼやきながら、でも

やるしかないねと言漏らしておりました。また、原発から30キロ以内の計画避難にある飯舘村の男性が、私たちはまだ恵まれているほうですよと。隣の浪江町はすぐ強制的に避難だったけれども、私たちは一月間まだ余裕があったんですよと言いながら、まだ私たちはいいほうですよと答えてくれていました。

多くの被災地でこういうことをよく聞きました。だけれども、自分の宿に帰ってきてテレビをつけると国会の論戦というか、ニュースはなぜか非常にかけ離れている。そういう意味で政治というのは一体何なのかと、また議員とは一体何なのかとそういう思いを自問自答しながら何となく寂しい気持ちになりました。

そういうことで、私はこれから私たちがどうあるべきか、またどうしなくちゃならないかということからして、知事にぜひ提言をしてみたいと思っております。

それはぜひ岩手県、宮城県、福島県のいずれかに沖縄県民のウチナー村・琉球村をつくって、だれがもそこを拠点にして行けるような雰囲気づくりといいますが、そうすれば学生であれ、夏休みにその村に行っておとくしたいということであるならば、ある意味では非常にボランティアとして参加しやすいのではないかと。また、散乱している瓦れきを除去するためには、東北・岩手ですから、11月、冬になると寒くてこの瓦れきの除去もなかなか難しいだろうと。そういう意味からすると、やはり秋までにはこの瓦れきも何とかなくちゃいけない。また、この瓦れきの除去はだれもができるだろうと私はそういうふうに思っていますので、知事その辺のところをぜひ一度ウチナー村とか、琉球村とかそういうのをつくって青年たちがだれでもそこに行ってボランティア活動できるような仕組みをぜひつくっていただきたいなと思っております。

質問に入ります。

まず、沖縄振興特別措置法について。

(1)、これまでの新法の制定に向けた取り組みの経緯について。

ア、政府との交渉はどうなっているか。

イ、新法の制定について、民主、自民党、各党の取り組み等について説明されたい。

ウ、一括交付金等に対する各党の政策を説明されたい。

エ、8月の概算要求に向けた具体的な取り組みと要求の内容について説明されたい。

(2)、今後の県の方針及び取り組みについて伺います。

2、軍転特措法について。

(1)、沖振法と比較して政府及び各党の関心度は低く、新法制定に向けてのハードルは高いと考えますが、政府及び各政党の動きと認識について説明をされたい。

(2)、着弾地及び山林原野等の北部地域の跡地利用は、県が提案している跡地利用推進法（案）で完結するか伺います。

3、北部振興について。

(1)、北部振興に対する政府の方向性と県の今後の対策について伺います。

4、観光振興について。

(1)、観光客の落ち込みで観光産業と農林水産業等に大きな影響を与えている。現状と今後の対策を説明されたい。

(2)、高速道路の運賃低減のために、従来どおり特別調整費を活用できないか。

5、農業問題について。

(1)、台風被害状況と農業共済加入状況について伺います。

(2)、台風と潮害に強い農業の構築が求められているが、県の施策と今後の方向性を伺います。

6、北部地域の河川の整備について。

(1)、自然環境を豊かにするためにも河川の整備は必要であると考えますが、北部地域の河川の現況と今後の対策を伺います。

7、億首川の整備について。

(1)、億首川の整備について、これまで事業を導入したことはあるか。

(2)、ボードウォークが建設されているが、県は建設に当たってどのように指導し協議したのか伺います。

(3)、現在の億首川の自然環境はどのように評価していますか。

8、T A T T O O（入れ墨）の事業所の開設について。

(1)、T A T T O Oの営業許可と県内の事業所の数について伺います。

(2)、衛生面等の指導及び監督はどうなっているか、説明をされたい。

9、M V 22オスプレイの配備について。

(1)、オスプレイの県内配備についてアメリカ政府の動きはいつごろからと判断しているか。また、このような動きに対する政府の対応はどうだったか伺います。

(2)、オスプレイの県内における訓練はどのように行われるか説明されたい。また、アメリカにおける訓練

内容についても説明されたい。

10、地位協定について。

(1)、西銘元知事から現仲井眞知事まで訪米し、地位協定等の改定について要請したが、その主たる内容とアメリカの対応の変化及び成果について説明されたい。

(2)、政府にも軍転協を中心とした要請行動を展開したが、その主たる内容と政府の対応について伺います。

(3)、各政党の地位協定の改定に対する取り組みとその内容について説明されたい。

(4)、アメリカ軍が駐留する各国においても地位協定が制定されていると思うが、我が国との主たる相違点を説明されたい。

以上であります。また、再質問をいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの吉田勝廣君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の吉田勝廣君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁いたします。

第1に、沖縄振興特別措置法についての御質問の中で、今後の県の方針、取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これまで4次の沖縄振興に関する法律は、国会において全会一致で可決されてきました。東日本大震災や原子力発電所事故の対応、そして予測がつかない政局の行方等、さまざまな要因がありますが、今回の新たな沖縄振興のための法律の制定に当たっても、全会一致での可決を目指して取り組みを深めていきたいと考えております。

議員各位におかれましても、それぞれの政党の本部や国会議員への働きかけをぜひお願い申し上げる次第でございます。

次に、北部振興に係る御質問の中で、北部振興に対する政府の方向性と県の今後の対策についてという御質問にお答えいたします。

平成24年度以降の北部振興につきましては、本年5月の衆議院沖縄・北方特別委員会におきまして、枝野

沖縄担当大臣は「引き続き産業の振興や定住条件の整備を進める」と表明し、継続して取り組む姿勢を示しております。

沖縄県といたしましては、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成24年度以降におきましても北部振興に関する事業の継続は必要であると考えております。北部12市町村の意向を踏まえ着実に実施できるよう地元との連携のもと積極的に支援してまいりたいと考えております。

同じく北部地域の河川の整備についての御質問の中で、北部地域の河川の現況と今後の対策についての御質問にお答えいたします。

北部地域では、県管理37河川のうち、億首川や奥川など7河川につきまして整備を推進しております。整備に当たりましては、浸水被害の軽減を図りながら、沖縄特有の自然景観や豊かな生態系に配慮しました「多自然川づくり」を進めております。

次に、億首川の整備についての御質問のうち、億首川の自然環境の評価についての御質問にお答えいたします。

億首川の下流域につきましては、沖縄本島でも有数のマングローブ林が生育いたしていることや、多様な底生動物、魚類等の生息が確認されるなど豊かな自然環境が残されております。環境保全の重要性につきましては、十分認識をいたしております。

県といたしましては、治水との整合性を図りつつ自然環境に配慮しながら、地元とも連携をし、河川の整備及び維持管理を適切に行ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興特別措置法についての御質問の中で、政府との交渉についてお答えします。

沖縄県は、新たな沖縄振興のために要望している諸制度を盛り込んだ法律の制定について、これまで沖縄政策協議会及び沖縄振興部会を通して政府に要望し、協議を重ねているところであります。去る6月23日の全戦没者追悼式における首相あいさつ及び同24日の官房長官の沖縄振興開発金融公庫の存続等に関連する発言に見られるように、来年4月以降には県が求める諸制度を盛り込んだ新たな法律がスタートするものと認識しております。

次に、新法の制定に向けた各党の取り組みについて

お答えします。

民主党においては、昨年12月に「沖縄協議会」を立ち上げ、県内の各団体等からの意見聴取を進め、党としての新たな沖縄振興策の検討を行っているところで、さらに、本年5月には党の政策調査会のもとに「沖縄政策PT」を設置し、一括交付金など具体的な沖縄振興策の検討を行い、一括交付金については6月に、その他の主要論点については7月上旬に協議会で決定し、幹事長から政府へ提案するとの予定です。自民党においては昨年10月に沖縄振興特別委員会を再開し、党としての新たな沖縄振興策の中間報告を11月に公表いたしました。これをもとに県の制度提言の内容も踏まえて、議員立法を念頭に置いた党としての法律案について具体的な検討作業を行っているところで、国民新党においては4月に沖縄振興委員会を設置し、今月中には「新しい沖縄振興に関する提言書」を政府に提出する予定とのことです。公明党、社民党、共産党においてもそれぞれの県連と党本部において、沖縄県の要望も踏まえて新たな沖縄振興について検討を進めているところと聞いております。

次に、一括交付金等に対する各党の対応についてお答えします。

去る6月23日に開催された民主党沖縄政策プロジェクトチームにおいて、沖縄振興一括交付金(仮称)については、「内閣府が計上する振興予算の補助金・交付金を原則廃止した自由度の高い交付金として交付すべき」などの考え方が示されたとの新聞報道があったところであります。また、自由民主党につきましては、沖縄振興特別委員会において現在検討がなされているところであります。他方、新聞報道によると、国民新党からは、沖縄県が創設を求めている交付金とは、対象範囲、使途の自由度などが異なる制度などが提案される予定とのことであります。公明党、社会民主党、共産党においては、沖縄県が望む自由度の高い交付金の創設についておおむね御理解をいただいているものと考えております。

沖縄県としては、今後とも各政党の御理解と御協力がいただけるよう努めるとともに、県議会、市町村、関係団体等との連携を図り、沖縄振興一括交付金を初め本県の要望する制度の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、軍転特措法についての御質問の中で、軍転特措法にかわる新たな法制度に対する政府及び各党の動きと認識についてお答えします。

県におきましては、県及び跡地関係11市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」において取り

まとめた「駐留軍用地跡地利用推進法要綱県案」を踏まえた新たな法律の制定について、関係大臣等へ要請を行ったところであります。また、各政党への説明も随時行っており、今後とも意見交換等を行いながら新たな法制度の制定に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、北部地域の跡地利用は駐留軍用地跡地利用推進法要綱県案で解決するかとの御質問にお答えします。

要綱県案では、返還前の基地内立入調査や、原状回復措置の徹底、給付金制度の見直し、公共事業費の全額負担など、北部地域の着弾地及び山林・原野等も含めたすべての跡地への対応が可能となるものとしております。

県としましては、国に対し、要綱県案を踏まえた駐留軍用地跡地利用推進法の制定を強く求めているところであります。

次に、観光振興についての御質問の中で、高速道路の運賃低減のための特別調整費の活用についてお答えします。

沖縄自動車道の割引については、沖縄政策協議会の決定に基づき、平成11年7月1日から平成14年3月31日までの間、特別調整費により実施し、その後も毎年国等関係機関と協議の上、継続実施されてきたところであります。その後、平成20年10月からはETC車を対象とした割引制度が全国的に開始されたことから、県としては、全国的高速道路料金の動向や特別調整費の産業振興分野での有効活用といった点なども踏まえ、平成22年度末で特別調整費の活用の中止を決定した経緯があります。そのため県では、国及びNEXCO西日本に対し、沖縄自動車道は唯一の高速移動手段であり、定時・定速性の確保や北部振興に大きな役割を果たしていること、この間の料金割引による交通量と料金収入の増加を踏まえるよう特別の配慮を求めたところであります。

以上であります。

○議長(高嶺善伸君) 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長(兼島 規君) 沖縄振興特別措置法に関する質問のうち、概算要求に向けた具体的な取り組みと要求の内容についてお答えいたします。

沖縄県においては、現行の国直轄経費及び市町村の事業費を含めた内閣府沖縄担当部局予算の全額に加え、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に盛り込まれた施策の展開に必要な財源を沖縄振興一括交付金の対象とすることを国に求めています。

概算要求に向けましては、必要となる国費総額を確保すべく関係機関と調整を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光振興についての御質問の中の、観光客の落ち込みの現状と今後の対策についてお答えいたします。

入域観光客数は、昨年12月以降、円高による海外旅行の増加や、本土―沖縄間の航空路線の廃止等に伴う提供座席数の減少により、6カ月連続で減少傾向が続いております。また、東日本大震災の発生以降は、旅行の取り消しや手控え等により、入域観光客数は3月から5月まで累計で前年同月比約29万人、19.5%の減少となっております。

県としましては、国内の需要回復に向けて各旅行社の沖縄プロモーション等に対する支援を実施しました。また、海外対策としましては、重点市場である台湾や香港、中国、韓国を中心に、有力メディアを招聘し、沖縄情報の発信に取り組んでいるところであります。今後とも、さらなる需要拡大に向けて、もう1泊滞在キャンペーンや国内外のチャーター便に対する支援、中国人観光客の誘客キャンペーン等を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 観光振興の中で、農林水産業の影響の中においてモズクと海ブドウの現状と対策についてお答えいたします。

モズクや海ブドウについては、観光客の落ち込みで単価の影響は少ないものの、販売量が落ち込み、売り上げが減少している状況にあります。モズクについては、観光客向けの出荷が多い恩納村では、昨年の6月の売り上げ849万円に対し、ことしの同月の売り上げは751万円と約12%の減となっております。また、恩納村の海ブドウについては、昨年の6月の1650万円に対し、ことしの同月の売り上げは1289万円となり、約22%の減となっております。これらの影響への対策としては、モズクは養殖共済での対応となり、共済加入者に対しては生産額に対する減収分の共済金が支払われます。また、海ブドウについては、生産者で構成している「海ブドウ生産者協議会」に対し、高品質で安全・安心な商品の確立のための品質及び衛生管理基準の策定や、ポスター等の作成・配布及び量販店等における展示販売等を支援しているところでございます。

また、影響を受けているモズクや海ブドウの生産者に対しては、農林漁業セーフティネット資金の活用を促進してまいります。

県といたしましては、今後ともモズクや海ブドウの販路拡大に努めてまいります。

次に、農業問題の中で、台風被害状況と農業共済加入状況についてお答えします。

台風2号による農林水産業関係の被害総額は、6月10日現在で約70億6000万円と見込んでおります。今回の被害は、特に、農作物の収穫時期に当たる5月に台風が発生したため、葉たばこ、さとうきび、ゴーヤー、マンゴーなどの農作物が被害全体の約8割を占めております。

なお、農作物の被害としては、葉たばこ等農作物が約58億3000万円となっております。平成22年度の農業共済の加入状況は水稻が約95%、さとうきびが約40%、園芸施設が約16%となっております。

次に、台風対策と今後の方向性についてお答えします。

本県の農業振興を図るためには、毎年襲来する台風等の災害対策が重要であります。このため、県では、台風対策として、防風・防潮林の整備、台風に強い耐候性ハウス等の施設の整備、耐風にすぐれた新品種の開発と普及、台風前の対策と台風後の対応を取りまとめたマニュアルの作成、「防風林の日」による防風林の重要性の普及啓発、農業共済の加入促進などの諸施策を総合的に推進しているところであります。

県としては、今後とも市町村、関係団体と連携し、台風強い農業振興に取り組んでまいります。

また、農業共済制度への加入率向上を図るため、新たな沖縄振興に向けた制度提言の中で、農家負担共済金を全国平均並みに軽減する「沖縄型農業共済制度」の創設を国に対して要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 億首川の整備についての御質問の中で、億首川のこれまでの事業についてお答えいたします。

億首川については、国の億首ダム建設を踏まえ、平成20年度に河川整備計画を策定しております。現在、億首ダム上流の金武町喜瀬武原地区において、河道幅整備を進めているところであります。

同じく億首川の整備で、ボードウォーク建設に当たっての協議等についてお答えいたします。

金武町が億首川下流のマングローブ林に建設するボードウォークを含めたプロムナード施設整備については、河川占用物となるため、平成21年度より河川管理者である県との占用協議が行われております。協議の主な内容は、当該施設が河川管理施設構造令及び工作物設置許可基準を満たした施設であることを確認しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） タトゥーの営業許可、事業所及び衛生面等の指導について一括してお答えします。

医療法や生活衛生等の関連法においては、タトゥーショップ等に対し、営業許可の申請や届け出に係る義務規定がなく、県内の事業所数を把握する状況にありません。同店での行為により、健康被害が生じたとする情報がある場合は、調査し、その結果を踏まえ必要な指導を行うこととしておりますが、健康被害があったとする情報は受けておりません。

なお、沖縄県青少年保護育成条例において、未成年者に対する入れ墨を施す行為は禁止されております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） MV22オスプレイの配備についての御質問の中で、オスプレイ配備に係る米政府の動きと日本政府の対応についてお答えいたします。

去る6月6日の米国防省の発表では、海兵隊は、軍全体でCH46を段階的に減らし、MV22に換装するプロセスにあり、米本国の部隊から開始されるとしておりますが、当該機種の沖縄配備についていつごろから動きがあったかについては承知しておりません。政府は、県の累次にわたる照会に対し、オスプレイの沖縄配備については、現時点では米国政府から日本政府への正式な通報はなく、確定しているわけではないと承知しているとしておりました。

米国防省は、MV22オスプレイは、2012年の遅くから第3海兵機動展開部隊のCH46と代替することになるであろうとしており、同部隊が駐留する普天間飛行場周辺を初め運用が予想される北部訓練場等への影響について十分な説明を求める必要があることから、6月24日、県は質問文書を防衛省に提出し、速やかな回答を求めたところであります。

次に、オスプレイの訓練についてお答えいたしま

す。

オスプレイの具体的な訓練内容については、明らかにされていないことから、去る6月24日、沖縄県は海兵隊の活動エリア、オペレーション、旋回飛行訓練、キャンプ・ハンセン、北部訓練場などへの影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に、地位協定についての御質問の中で、地位協定見直しに向けての訪米要請の内容と、米国の対応、成果についてお答えいたします。

県におきましては、平成13年の稲嶺元知事の訪米から、日米地位協定の抜本的な見直しについて、米国政府に対し直接要請しております。また、平成21年には、仲井真知事が渉外知事会と連携して訪米し、環境特別協定の締結を含む地位協定の見直しを強く求めたところでございます。その結果、昨年5月の日米共同発表において、環境に関する合意について速やかかつ真剣に検討することが示され、昨年12月には、日米両政府の作業部会が設置されたところであります。現在、民主党政権では、同協定の改定を提起するとしており、県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通して粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいります。

次に、軍転協要請を中心とする要請内容と政府の対応についてお答えいたします。

県は、平成12年に地位協定に関して、施設・区域の管理権や刑事裁判権についての見直し要請11項目を取りまとめられておりますが、現在、軍転協が要請している地位協定の見直しは、県の要請と同様の内容となっております。政府は、日米地位協定の改定を提起しているものの、これまで改定の方針等が示されていないことから、去る2月、軍転協を通じ、早急に見直し作業に着手し、実務的な対応を行うよう求めたところであります。これに対し、政府からは去る5月に、地位協定については、今後とも日米同盟をさらに深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場移設問題など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつその対応について検討していく旨の回答が示されたところであります。

次に、各政党の取り組みと内容についてお答えいたします。

日米地位協定の問題について、これまで自民党国会議員等の有志で構成する「日米地位協定の改定を実現し日米の真のパートナーシップを確立する会」が平成

15年に地位協定改定案を作成し、米国政府に要請を行っております。また、社民党では平成13年、公明党では平成15年に、地位協定の見直しを行うプロジェクトチームが、民主党では平成16年に沖縄基地問題プロジェクトチームがそれぞれ設置されております。平成20年には、民主党、国民新党、社民党が三党統一案を作成するとともに、平成21年9月には、与党三党の「連立政権樹立に当たっての政策合意」の中に「日米地位協定の改定を提起する」ことが示されております。さらに、昨年度5月の民主党マニフェストにおいて「地位協定の改定提起」が示されております。

次に、他国の地位協定と日米地位協定との違いについてお答えいたします。

米国議会調査局の資料によると、米国は地位協定とみなされる合意を100カ国以上と結んでいるとされております。主な諸外国の地位協定として、ドイツのボン補足協定、米韓地位協定がありますが、各協定とも条項の内容に差異はあるものの、総体的には、相当程度共通しているものとされております。

主な違いとしては、ドイツのボン補足協定では、原則として受入国の国内法を適用することが明記されているほか、環境保全を目的とする詳細な規定が設けられております。日米地位協定では、日本国法令の尊重義務は明記されているものの、環境に関する規定は設けられておりません。また、米韓地位協定では、刑事裁判権に関連し、被疑者の拘禁移転を起訴時点としており、日米地位協定と同様の規定となっておりますが、拘禁移転の対象犯罪を12種類に限定しており、その他の犯罪については、判決確定後となっております。日米地位協定では、拘禁移転は犯罪類型にかかわらず「起訴時点」となっており、さらに、運用改善により、殺人、強姦という凶悪な犯罪の場合には、起訴前の拘禁移転についても、米側は好意的考慮を払うことになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 北部振興について、知事は継続をしていくと、北部12市町村でやっていくということをおっしゃいました。

企画部長、皆さんのいわゆる一括交付金の中に基本的政策企画立案経費という形で計上していますよね。その北部振興との関係はどうなるのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほど総務部長からもちの概算要求について話がありましたけれども、現在取

りまとめをしている最中ではございまして、その中で北部振興費についての位置づけを考えていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それからマングローブについてですね。この関係課はどうなっていますか、環境生活部長、見に行ったことありますか、億首川の。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 億首川周辺、視察したことはございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 皆さんの辞書というか発行物に、まさにマングローブという字はありますか、ないでしょう。環境白書にマングローブという字は出てこないですよね。マングローブに対する政策的な皆さんの考え方ちょっと言ってくれますか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） マングローブというのは、汽水域に生えやすい木が全体的に生えて一つの群落みたいな形で形成するのがこれは俗称的な言い方でマングローブ地帯というふうな形で言っておりますけれども、県内では億首川、それから多くは西表の汽水域に群落しております。

○吉田 勝廣君 僕が聞いているのは、マングローブに対する施策はあるかということです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） マングローブ自体に対する施策というのは、それ自体を例えば植林をふやすとか、保全するとかいう形で施策自体はありますけれども、事業としてはいかにそのマングローブ林を全体としてどのような形で利活用するかという視点で、マングローブに関する施策はあるというふうに理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 先ほど知事が自然環境を豊かにするために河川を整備したいと言ったんで、ではマングローブとその河川との関係をどうとらえるかと。

それから土建部長、億首川のそのボードウォークをつくるときに何本ぐらいマングローブを切ったのか。それとまた、環境課と調整したことはあるかどうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） ボードウォーク設置

のマングローブの伐採本数は、325本でございます。

その際、自然保護課とも調整をしております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 マングローブにはどのぐらいのマングローブが群生していますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 面積比から想定すると1万1000本でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 面積の密植率はどのぐらい計算しているんですか。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時18分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 今後マングローブについては、環境生活部とそれから土木建築部と協議して行わないと自然保護できないと思いますので、そこら辺は意見として言っておきます。

それから総務部長、8月の概算要求は調整すると書いてあったけれども、まだできていないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） まず国自体が概算要求を8月にするのか、延びるのかということについてまだ少し不明な点がございます。

もう一点は、国自体も今回の概算要求ですが、我がほうが3000億の一括交付金という形で求めているものですから、こういう形での概算要求をやるのか、それとも従来どおりの概算要求になるのか、その点、国の考え方がまず示されておりません。

そういった関係で言いますと、今後それも含めてどういった内容で、どういった時期に、どういった方法でやるのかということについて調整してまいりたいということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 総務部長の頭の中にはあるんですか、その大体、形は。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） まず従来の概算要求と、私は中身も含めて県の姿勢も含めて異なっていると思います。従来ですと国の振興計画に基づく国の予算という観点なんですけれども、今回は「沖縄21世紀ビジョン」の基本計画もつくりまし、それを実現するための国の支援予算という観点でございますので、

少し思いを異にしているものですから国としっかりと調整しないと、国は国で財務省に対して概算要求をしなきゃいけないわけですから、内閣府は。そのあたりの調整が今後必要だと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 国は大体いつごろまでに概算要求を出しなさいと言っていますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） これは内閣府から対財務省に対してですけれども、8月31日までに概算要求をしなきゃいけないとこれは政令で決まっています。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 大体まとまっているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） ですから、先ほど少しお答えしましたけれども、国の概算要求基準そのものはまだ決まっておりません。そして今国のほうは3次の補正予算を組もうとしていますので、まずは3次補正予算を組んで、その後、中期見通し等々が発表されないとなかなか国も概算要求基準がつくれないかと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうすると、我がほうはもういわゆる財政革命するわけですね、財政革命。

企画部長、そうすると例えば今の105条関係のいわゆる補助率は全部なくなっちゃうわけでしょう、それが約1300億円ですよ。そうすると、今度はまた総合事務局があるわけですね、1000億と。それとあと700億円は今後の対策費としておきましょうと。そうすると、概算要求のときに国の方針が決まらないと我がほうだって決めることできないでしょう。企画部長、どうするんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） まさに今総務部長がお答えしたとおりで、法律が根拠はないという形で次の概算要求をどうしていくのか、ここをしっかりと相談をしていかなきゃいけない部分だと思います。端境期の中で、一括交付金についての国の方針等が示される中で、その考え方というのは整理されてくるものというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 要するに、今の法律でみんなやるわけでしょう、基本的には今の沖振法で。要するに、振興開発の会議の中でいろいろ議論されるわけでしょう、予算要求も沖縄振興開発計画も基本的には。だけど、今の場合だとするとかなりおくれる可能性が出て

くるでしょう。どうですか、企画部長。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これもまた先ほども総務部長が答えたとおり、概算要求基準というふうなものが示される中で具体的な数字というふうなものの方向が決まっていくと思います。

そしてまたもう一つ、今さき言われました一括交付金制度でやっていくときに、従来の補助事業という形でその概算要求を組むのかどうか、そのほうをしっかりと調整をしながら整理をしていく必要があるかと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから105条関係のものは全部なくなっちゃう。それで1300億円の一括交付金。結局、総合事務局は平成24年か26年にかけて法制化をすると、26年になくなるだろうと。すると、その間はどうするんですか。この1000億の範囲は。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 国の出先機関の見直しは、これは23年中には決定をして26年までに移管をするというふうなことになります。そうしますと、その組織がある間はどうか、ここのところはまだ見えないわけですが、ここのところはやはり具体的に整理をしながら進めていくことになるかというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 見えないから要求のしようもないんじゃないのかと僕は言いたいわけですよ。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 概算要求の期限もあり、また今まさに国のほうでは、民主党の幹事長のもとで沖縄振興の一括交付金について議論がされているわけございまして、その方向が出る中でそれは整備がされていくものというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 総務部長、これ1000億を引いちゃうのかな、1000億引いちゃうの。引いて要求するの、概算は。見えないから。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど来申し上げてますように、国の概算要求基準そのものがよくまだ見えていません。もう1点は、今我々としては従来でも国の直轄分も含めて内閣府のほうは概算要求という形で言ってきますので、その中に盛り込まれた形で概算要求になろうかと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうすると、今度はこの1000億は別に置いておいて、法律は26年からしか施行しないわけだから、順調にいても。その1000億要求しなさいという県は越権行為になるんじゃないの。要求できないんじゃないの、現にあるんだから、26年までは。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） そこはまさに政府の方針を示してくれるものというふうに思います。一括交付金というふうな方針が出れば、現行のこの法律との整合をどうするかというふうなものが具体的に整理されてくるものというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そういうまだ不明確な点があるということだけは指摘しておきたいと思います。それから700億だけれども、これは例えば1300億と違って法的な根拠がちょっと未確定というか、不明である。実際、その法的根拠を確立するためにはどうすればいいかという、そこをちょっとお聞きしたい。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 予算の水準そのものは、現行の法律の中で打っているわけではないわけですね。現行法律で打っているのは、財政措置としての高率補助だけです。では毎年組まれている一括計上予算というのが、すべて法律に根拠を置いた予算なのかというと、そうではなくて、例えば特別調整費だとか北部振興費もしかりですが、それから企画立案等経費もこれはその沖振法の中にはないわけですね。そういう意味では予算はそのときの財政水準で決まっていく、そういう性格のものがあるというふうなことです。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だからいわゆる予算の範囲内とあるでしょう、予算の範囲内というものですよ。要するに国が決めるときに予算の範囲内でやりますよと。しかし、我がほうはやっぱりいろんな諸問題を解決するためには700億必要だといって、さまざまなここに財政措置27項目を挙げているわけですよ、こうして。（資料を掲示） だからその27項目の根拠をやっぱりこれは官僚にも理解できるように、これを示さないと、イエスと言わないんじゃないかと、根拠が薄いから。その辺どう考えているかということですよ。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） まさにそのとおりだと思います。その項目をしっかりと説明できるような形で整理をしていきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 本当は個別的に議論しようと思った

けれども、ちょっと時間がないので個別的には議論できないけれども、要するに3000億の中の700億円は予算の範囲内であるとか、今から例えば法律をつくろうとか、それから離島に対する振興では法律をつくってみたいとか、こう書いてあるんですよ、項目別ごとに。書いてありますよね、内容から見ると。例えば産業振興の6項目から始まって、これはよく環境共生とかいっぱい出てくるわけですよ。（資料を掲示）これは皆さんのいわゆる27項目の中のいろんなやり方あって、今度はそれに対してさっき27項目の数字、これは出している部分と出していない部分があるわけです。これは大体いつごろまとまりそうですか、この数字を出すのは。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは、今、総務部のほうで各部局から取りまとめている最中ですが、必ずしも27項目に限らず次年度からの新しい計画期間中に展開されるであろう施策の財源も含めてまとめていくということになるかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 答弁時間がちょっともうないものだから簡潔に答弁していただきたいけれども、これについてはもう後で議論しましょう。もっとこれからまだまだいろいろ議論をしていきます。

タトゥーについて、部長、何もないの、この規制。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） タトゥーにおいては、現在若者を中心にファッション感覚でやっている……。

○吉田 勝廣君 そういう意味じゃないよ、規制はないのかと聞いているんですよ。

○福祉保健部長（宮里達也君） 規制はないです。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 規制がないとどうするの、自由。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 成人が自分で希望して受けに行った場合は、明確な規制する法律は今のところない。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうすると皆さんが言う感染症があるでしょう。いわゆる人を傷つけるわけだから、血液でね。これに対しては、エイズもあるいろいろな感染症があるでしょう、この針を使っただけ。これは本当はないの、全国的にもなくて、沖縄もない。これはどうすればいいと思いますか、部長は。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員の御指摘の懸念は、実際私も感じるところがありまして、今回こういう議論がありましたので、全国の福祉保健部長会等に意見を今投げていて、今後どうしたらいいのかということも議論していこうかと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これは僕驚きですね。エイズとか感染症はみんな血液から始まるでしょう。そこで、これがないということ自体がもう大変だと思う。ぜひ知事、こういうのは沖縄県は多いわけですよ、外人もたくさんいるわけだから。この辺はやっぱり沖縄は先駆けて何らかの形でできるような条例をつくるのか、何かをつくるのかやらないといけないと思いますけれども、これはだれに聞いたほうがいいですか。どうぞ知事でもいいし、部長でもいいし。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） この問題は恐らく沖縄は多い可能性が高いと思います、議員御指摘のように。ただ、沖縄だけの問題ではなくて、やっぱり全国的にどういう取り締まりをし、業務の問題も一方でまたあるものですから、私のような者が一方的につくるとかそういうことはなかなか難しいかなと思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 もう一つは、21世紀ビジョンの中で例えばいわゆる沖縄大学院大学との関連のところで書いてあるんだけど、既成の大学との、例えば琉大とか沖大とか国際大学とかそういう関係プレー、この人材育成についての各専門学校ありますね。その連携がどうも弱いような感じがするんですよ、皆さんのこの具体的な項目を見ても。（資料を掲示） そうすると今ある大学との関連、大学院大学との関連は書かれているけれども、いわゆる既成の大学との関連が書かれていないものだから、既成の大学が今まで沖縄県庁も含めてたくさん人材を輩出したわけだから、そこと今後どういう連携をとるかだけちょっと答えてくれませんか。これは教育長も含めてお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今議員が持っておられるのは、52の項目制度要望の話になるかと思いますけれども、このビジョン、計画そのものにはしっかりその連携について書いてあります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それを読んだ上で僕はしゃべっているわけ、そういうことです。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 書き込みが強いのか弱いのか

というふうな印象があるかと思うんですけれども、その辺また御意見を聞かせていただきながら、さらにまた記述というふうなものを検討していきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 教育長、どういう感じですか、この21世紀ビジョン。皆さんの教育関係の中の21世紀ビジョンの中でもいろんないわゆる既成の大学との関連、協調性というか、それを今後どうしていくか意見を聞かせてくれますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 私は、今回教育長に就任するに当たりまして、2つのキーワードをつくりました。まず、組織力と連携という言葉です。特にこの連携という言葉を通していく中で、さまざまな関係団体といろんなつながりを持っていきたいなという気持ちがありますので、ぜひ議員の御指摘の大学等々ともこれから連携できれば幸いかと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 今度はもう地位協定に行きましょね。

地位協定いわゆる民主党と社民党と国民新党がつくった地位協定、これについてかなり僕は突っ込んだ議論をしていると思うんですね、今の政権政党で。これ公室長どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員おっしゃるように、民主党、社民党、それから国民新党の3党による見直し案というのが平成20年3月に出ております。その内容でございますけれども、幾つかの違いがございますが、ほぼ沖縄県が提出している11項目と重なっております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 私もそう認識しています。ですから今後、僕はこの民主党とか3党の出した案を基軸として、今後の地位協定をどうするか。また例えば、これをまたもとにして沖縄県でこれよりよくすばらしいものをつくってもっと提案するか。いわゆる沖縄県が軍転特措法もあるいは今みたいに沖振法も21世紀ビジョンについて書いているわけだから、非常に能力が高いですよ、沖縄県庁。だからこういう地位協定もぜひこういうものを基軸にしながら作成をすべきじゃないか

と私は思っているわけですよ、沖縄県独自のものを今度は。いかがですか、これは知事がいいでしょうか、副知事がいいでしょうかね。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今の議員の御指摘にありましたように、県が最終的に今の11項目をまとめたのが平成12年でございます。民主党、この3党案というのが平成20年でございますので、大体8年程度のタイムラグがあって、やはり一致しているということは相当県においても洗練された案を持っているわけございまして、この案に沿って要求・要望してまいりたいということでございます。

○吉田 勝廣君 ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 やっぱそれは地位協定だから、これは外国との関係もいっぱい出てくる。アメリカとの関係も出てくるけれども、沖縄県も独自で今まで要請しているわけだから、それを基軸につくっているわけだから、やっぱり地位協定をつくるような努力をすべきだと私は思います。

ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時37分休憩

午後4時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 オスプレイ。これはあなた知らないというのはちょっとおかしいんじゃないですか。公室長、いわゆるアメリカの動きを。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今回のいわゆるお知らせ以前の、アメリカがいつ沖縄への検討をしたかということについては、これは公式な発表もなく、承知しておりませんでした。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 オスプレイは、つくるときからCH46の後継機なんですよ。そこはちゃんと書かれているわけですよ、アメリカの文献とかいろいろ調べても。だから、それを前提として議論しておかないと、少なくともこれからワシントンに行ったり、研究所をつくらうとしているんだから、アメリカに。我々より皆さんは調査能力すごいんだから、ぜひそういうことをし

ながら頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 皆さん、こんにちは。

自民党の吉元義彦です。よろしく願いいたします。

松本復興担当大臣が、わずか9日間で辞任。命令口調、被災地の皆さんのいら立ち、村井宮城県知事とのやりとりをニュースで見ていると、松本前復興担当大臣は、震災で受けた被災者の皆さんの気持ちや、一日も早い復興に向けて頑張っている村井宮城県知事の気持ちを踏みにじるものであり、強い憤りを感じました。民主党菅総理の任命責任は重大であり、まさに菅総理の潮どきを物語っております。

それでは一般質問に入ります。

1、普天間飛行場移設問題について。

(1)、現政権が無責任なために2014年移設は断念となりました。これは普天間基地の固定化につながる可能性さえになる大変危惧する事態になったとは思っております。民主党政権になり約2年、県外・国外を叫ぶだけでは普天間は動かないことも我々は学びました。普天間基地の危険性除去のためどのような案があるのか、知事もこのことを重く受けとめてほしい。そのことについて知事の見解を伺います。

(2)、国頭村安波（案）については、御存じのように地元、村長、村議会が混乱しております。私個人的にも村を二分しないかと心配しております。政府も米国も安波（案）については特段興味を示しておりませんが、今後話が進展するかもしれません。今後、知事からも政府に対し、無用な混乱を招くことは避けるよう強くくぎを刺してほしいと思いますが、知事の見解を伺います。

2、北部振興策について。

(1)、仲井真知事は、北部振興事業の継続については、県土の均衡ある発展を図る観点から必要であると同時に延長すべきだと述べてきましたが、民主党政権は前原元沖縄担当大臣、枝野大臣も北部振興策の必要性は認めているが議論されている様子が見えない。今後どうするのか。沖縄県からはどのような要請を政府に対し行っているのか説明をお願いします。

(2)、北部振興策は、北部が自立するための大きな施策だ。今後、知事が先頭になり政府に強く求めていく必要があると思うが、知事の力強い御決意をお聞かせ願いたい。

3、県内企業の振興について。

(1)、帝国データバンク沖縄支店が発表した2010年度の県内企業の休・廃業、解散件数は前年度に比べ22.4%減、3年連続で前年度を下回ったものの、10年度の倒産件数40件に比べると4.9倍も発生している。また、5月の県内企業倒産は、前年度同比5件増、そのうち建設業が4件、負債総額は8.8倍で5カ月連続で前年同月比を上回ったと発表されております。そのようなかで景気の低迷に大きな不安を持っている中小企業の支援について、県の見解を伺います。

(2)、県建設業界は、米軍発注工事の受注機会の確保のため、契約時に発注金額と同額を保証するボンド制度について基金の創設を要望しているが、県はどのように対応するか伺いたい。

4、地域医療の現状について。

軽症の患者が病院の外来や救急部門を訪れて待合室を埋める。最新鋭の医療機器が効率的に使われていない。医師や看護師は疲弊し、患者も3時間待ちの3分診療に不満を募らせる。これらの問題は、病院と開業医との間や大病院と中小病院との役割分担が明確でないことに起因すると思います。そのことを早急に改善することが開業医と病院勤務医がそれぞれの本領を発揮する体制が構築され安定化が図られると思いますが、そこで次のことについて伺います。

(1)、県立北部病院の産婦人科医師の不足問題への対応を話し合う委員会が設立されたとのことですが、大変心強く思っております。具体的な委員会組織や協議内容をお聞かせ願いたい。

(2)、県立北部病院の医師不足の現状と医師確保の取り組み状況について伺います。

(3)、昨年6月、南部医療センター・こども医療センターの新生児集中治療室が満床という報道がありましたが、その後の状況について改善できたのかどうか伺います。

(4)、ハイリスク、低年齢化妊娠が高くなっている傾向にあると聞くと、各自治体で実施している妊産婦健診の状況はどのようになっているか。また、市町村指導体制及び広報活動はどのように取り組んでいるか伺います。

(5)、ドクターヘリ事業について2機目の導入の予定はこれまで検討されてきたと思いますが、その結果について伺います。

5、農畜産業の振興について。

国連食糧農業機関と経済協力開発機構は、2020年までの農業見通しを発表した。「穀物の平均価格は、過去10年と比べ最大20%上昇すると予測。生産コストの上昇、新興国での需要増や農業生産の伸び率の鈍化が

要因で、不安定さが増す可能性が大きいと指摘」しています。「長く続いた「安い食料」の時代は終わった。見通しは「農産物価格が不安定になって既に5年目に入っている。」、「石油価格が上昇し、農機燃料だけでなく農業や肥料原料の値上がりが農業の生産コストを押し上げている。」、「一方で、水不足や、農地の拡大が難しくなっているという」現実を見通して発表され、「食料安価時代の終わり」という論説がありました。

そこで、我が沖縄県においても農業粗生産額の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加など農業を取り巻く現状は大変厳しい。そのような中で頑張っている農林水産部長の今後の農畜産業の課題と対策について伺います。

(1)、農業大学の今年度の入学生について、定員に対する充足率はどうなっているか。また、今春の新卒者の就農率はどうなっているか。農業担い手輩出の位置づけとして十分対応できているか伺います。

(2)、民主党の事業仕分けで交付金が減らされ事業見直しが迫られていると聞いておりますが、沖縄農業の将来のためにも人材育成は重要であると思いますがどうなっているか伺います。

(3)、新規就農者が減少しているが、低迷している要因と対策について伺います。

(4)、さとうきびの害虫「イネヨトウ」被害状況とその対策について伺います。

(5)、県内における肉豚飼養頭数の推移と肉用牛の飼養頭数の過去5年間の推移について伺います。

(6)、今後の肉豚、肉用牛の生産振興対策について、沖縄県はどのように計画しているか伺います。

(7)、沖縄食肉価格安定基金に係る県の方針について伺います。

6、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について。

産業廃棄物は、排出事業者みずからが適正に処理しなければならないとする「排出事業者責任」の原則のもと、これを処理するため必要な施設については排出事業者みずから、または民間処理業者により確保することが基本であります。

一方、産業廃棄物処理施設については、その立地が全国にも困難な状況にあると聞いており、産業廃棄物の適正処理体制を確保することは本県の重要な課題であります。また、沖縄県中小企業家同友会においても産業廃棄物処理施設の検討、建設に向けて先進事例を比較検討し進展させるよう強く要望しております。

そのため、県においては、産業廃棄物の適正処理を

確保し生活環境の保全と経済産業活動を支えるため、県が関与した産業廃棄物管理型最終処分場の整備に取り組んでおります。最近の状況では住民説明会等も開催していると聞いておりますが、次の事項について伺います。

(1)、県内の産業廃棄物管理型最終処分場の現状はどうなっているか伺います。

(2)、県が進めている公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について。

ア、現在の進捗状況についてどうなっているか伺います。

イ、公共関与事業の規模及び施設の概要について伺います。

ウ、県の今後の取り組みについて伺います。

7、住宅防音工事について。

(1)、建具機能復旧工事においては、今年度（平成23年度）から沖縄防衛局管轄住宅防音工事地区は、85Wコンター内から80Wコンター内に実施可能になったが、県外他局管轄住宅防音工事地区では75Wコンター内も実施されている。不平等、地域格差があってはならないと思うが、県の見解を伺いたい。

(2)、国による住宅防音事業の制度は、嘉手納・普天間飛行場周辺におけるうるささ指数80W地域（昭和56年）、75W地域（昭和58年）に地域指定されているが、住民が本島中南部地域では騒音の影響を受けずに居住できる地域が限られ、告示日による住宅防音工事対象外は不平等であるとの強い不満がある。実際に隣接する家屋が住宅防音工事ができるところとできないところで不平等な生活を強いられている。不平等を解決するためには告示日の撤廃しかない。県の見解を伺いたい。

(3)、嘉手納・普天間飛行場周辺で事業所も騒音被害を受けており、各事業所（店舗・事務所）等の防音工事の実施はできないか、県の見解を伺いたい。

8、国の天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」の抜本的保護対策について。

(1)、「ひんぷんガジュマル倒木対策推進懇話会」が設置され5回の懇話会が開かれたとのことだが、抜本的な保護対策について結論が出されたのかどうか伺います。

(2)、同ガジュマルは中心市街地を通る県道84号線の真ん中に立ち、また、あなだ橋との影響もあると考えられるが、この点については県はどのようにとらえているか伺います。

以上、一般質問といたします。

再質問は、答弁を聞いてやりたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉元義彦議員の御質問に答弁いたします。

まず第１に、普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、2014年移設の断念と普天間基地の固定化についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早いこの飛行場の危険性の除去であり、早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

県といたしましては、地元の理解を得られない移設案を実現することは事実上不可能と考えており、引き続き政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け取り組むよう強く求めてまいる所存でございます。

次に、北部振興策に係る御質問の中で、北部振興事業に係るこれまでの取り組みと今後の対応についてという御質問にお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

北部振興事業につきましては、これまで国において平成12年度より10年間実施されてまいりました。また、平成22年度以降の北部振興事業につきましては、沖縄県及び北部12市町村から国に対し継続実施の要望を行い、北部活性化振興事業として２年間継続されております。

沖縄県としましては、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成24年度以降におきましても北部振興に関する事業の継続は必要であると考えております。北部12市町村の御意向を踏まえ着実に実施できるよう、地元との連携のもと積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、県内企業の振興についてという御質問の中で、米軍発注工事におけるボンド支援制度についての御質問にお答えいたします。

建設業界から要望のありますボンド支援制度における基金創設につきましては、保証の裏づけとして多額の資金調達が必要となることや、審査体制、そして事故発生時における基金取り崩し後の補てんなど、解決すべき多くの課題があるものと考えております。このため、新たな沖縄振興に向けた制度として、保証事業会社等によりボンド支援制度の創設を国に要望しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等

から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場移設問題について、安波（案）に対する知事の見解についてお答えいたします。

国頭村安波区への移設案については報道等により承知しておりますが、宮城国頭村長は、いかなる条件があっても受け入れる考えはないとのことであります。また、日米両政府においても正式に取り上げられたことはないと承知しており、県としての見解は差し控えたいと思います。

次に、住宅防音工事についての御質問の中で、防音建具機能復旧工事の対象区域に地域格差があることについてお答えいたします。

全国の各地方防衛局における防音建具機能復旧工事の対象区域について沖縄防衛局に照会したところ、北海道防衛局を含む６カ所の地方防衛局管内においてうるささ指数W値75以上の区域と、沖縄防衛局を含む３カ所の地方防衛局及び防衛支局管内においてW値80以上の区域とが対象となっているとのことでございます。

住宅防音工事につきましては、区域の指定、うるささ指数の基準、指定告示日の問題等がございますけれども、県としましては、これらに不均衡があってはならないと考えておりまして、今後とも渉外知事会や軍転協と連携し、あらゆる機会を通じて騒音対策の強化・拡充を求めていきたいと考えております。

次に、住宅防音工事に係る告示の撤廃についてお答えいたします。

県は、これまで渉外知事会や軍転協を通じて、政府に対し告示日以降の新築・増改築住宅への制度の拡充や住宅防音工事の対象区域の拡大などを要請しております。軍転協要請に対する去る５月の政府回答においては、第一種区域指定後に建設された告示後の住宅防音工事の助成措置の拡大について、今後の全国における同工事の実施状況等を踏まえつつ検討していくとしております。

県としましては、今後とも渉外知事会や軍転協と連携し、あらゆる機会を通じて騒音対策の強化・拡充を求めてまいります。

次に、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における事業所の防音工事についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、住宅の防音工事の助成対象については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第４条の規定により、防衛大臣が指定する防

衛施設周辺の区域（第一種区域）指定の際に、現に所在する建物の所有者等が、騒音を軽減するための工事を行う場合に助成の措置をとるとされていることから、事業所は助成対象とはなっていないとのことであります。

県としましては、今後とも引き続き政府に対し防音工事の補助対象施設を事務所、店舗等にも拡大すること及び騒音対策の強化・拡充を図ることを要請してまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 県内企業の振興についての御質問の中で、景気低迷に不安を持っている中小企業の支援についてお答えいたします。

帝国データバンク沖縄支店によると、2010年度の県内の企業倒産は、緊急保証制度や金融円滑化法等の効果もあり減少傾向にあります。議員御指摘の企業活動を停止している休・廃業、解散件数は2010年度は197件となっており、2007年度の341件に比べれば年々減少はしておりますが、依然として高水準にあります。

特にことしは東日本大震災による影響も懸念されますが、去る4月下旬に私どもが行った緊急調査によりますと、観光関連産業を初め県内中小企業にも波及してきており、さらなる業況の悪化が心配されております。

このような厳しい経営環境を踏まえて、県では、中小企業者に対する資金繰りに対応するため、沖縄公庫の東日本大震災復興特別貸し付け等と相まって、国のセーフティネット保証と連動する中小企業セーフティネット資金や組織強化育成資金による融資を実施しているところであり、今年4月からは小規模企業対策資金等県の融資制度については、金利を0.1から0.2%引き下げるとともに、セーフティネット資金についてはこれまでの融資限度額2000万円を3000万円に引き上げております。また、商工会連合会や商工会議所等、県内4カ所に「経営安定特別相談室」を設置し、経営が困難な状況にある中小企業者からの相談に応じ、倒産防止など経営立て直しのための支援を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 地域医療の現状についての、産婦人科医師確保に関する委員会につい

てお答えします。

本年2月14日に医師会の主催する「第1回産婦人科医師確保・養成プロジェクト委員会」が開催されたところであります。委員会の主な構成団体は、沖縄県医師会、琉球大学医学部、日本産婦人科医会沖縄県支部、民間の産婦人科病院、県立病院等となっており、また、行政機関では沖縄県と名護市が参画しております。第1回目の委員会においては、県内の産科医療の現状や課題及び当面の重要な課題である県立北部病院の産科医師確保について協議が行われたところであります。

続きまして、市町村妊婦健診状況、指導体制、広報活動についてお答えします。

市町村における妊婦健康診査は、平成21年度から公費により14回受けられるようになっており、平成22年度の1人当たりの受診回数は12.7回となっております。ハイリスク妊婦や若年妊婦に対しては、市町村において母子健康手帳交付時に早期受診等の指導を行っており、産科医療機関等と連携し安心して出産や育児等ができるように支援を行っているところです。また、県においても、産科医療機関や市町村等にポスターやチラシを配布し、妊婦健康診査の早期受診等の普及啓発に努めているところです。

ドクターヘリ2機目の導入についてお答えします。

ドクターヘリ2機目の導入については、医師会、救急医療関係者及び消防関係者等で構成される「沖縄県救急医療協議会」を開催し、県ドクターヘリの複数配置について検討を行っているところであります。6月14日に開催した協議会では、県ドクターヘリや自衛隊、海上保安庁、MESH救急ヘリによる急患搬送の現状や課題について検討が行われたところです。

今後、ドクターヘリ等、急患搬送体制の地域ごとの課題等について検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局病院事業統括監。

〔病院事業局病院事業統括監 呉屋幸一君登壇〕

○病院事業局病院事業統括監（呉屋幸一君） 地域医療の現状についての中で、県立北部病院の医師不足の現状と医師確保の取り組みについてお答えいたします。

県立北部病院においては、平成23年7月から産婦人科の医師は3名体制となっておりますが、原則として産科救急を休止するほか、ハイリスク妊婦については引き続き中部地区へ搬送するなど診療制限を行うこととしております。また、内科については、正職員7

名、臨任職員 3 名、嘱託医師 1 名の 11 名体制となっておりますが、救急搬送者以外の患者については、夜間の受け入れ制限を継続しております。そのため、病院事業局では、大学病院などとの協力・連携や人的ネットワークの活用、地域・離島医療確保モデル事業の実施等を通して医師確保に全力で取り組んでいくこととしております。

同じく地域医療の現状についての中で、南部医療センター・こども医療センターの新生児集中治療室の満床状況についてお答えいたします。

南部医療センター・こども医療センターでは、新生児集中治療室 12 床を含む合計 30 床の専門病床で未熟児や先天性心疾患患者等の治療を行っております。県内の新生児集中治療室の病床利用率は高い状況が続いており、南部医療センター・こども医療センターのことで 6 月の病床利用率は 99.7% となっております。そのため、新生児集中治療室については、沖縄周産期ネットワーク協議会やその他の医療機関等と連携を図り、空床情報の提供・共有や患者の重傷度に応じた受け入れ調整を行うなど、入院治療に支障がないよう病床管理を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農畜産業の振興の中で、農業大学の入学定員充足率と新卒者の就農率、事業仕分けによる人材育成の影響については、関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県立農業大学校は、次代の農業を担い、地域における農業の振興に指導的役割を果たす農業者を育成することを目的に昭和 54 年に開校しております。

平成 23 年度の入学生は、定員 40 名に対し入学者数 43 名で、定員充足率は約 108% となっております。また、ことし 3 月の卒業者の就農率は約 58% となっております。

農業大学校の卒業生は、これまで 1189 名が卒業し 604 名が就農しております。その中には指導農業士や青年農業者として活躍している農家や、地域農業の活性化に積極的に取り組んでいる農家など、数多くの卒業生が活躍しております。

また、事業仕分けによる平成 23 年度の沖縄県への協同農業普及事業交付金は減少しておりますが、人材育成は重要であることから、農業大学校への交付金は前年度並みの配分を確保しております。

なお、平成 23 年度の農業大学校運営費については、前年 4981 万 4000 円に対し 491 万 3000 円増の 5472 万 7000

円の予算を確保しております。

今後とも、経営感覚にすぐれ地域農業の振興を担う人材を育成するための取り組みを強化してまいります。

次に、新規就農者の減少要因と対策についてお答えします。

新規就農者数は、平成 12 年から平成 17 年までは 100 名前後で推移しておりましたが、近年は 250 名前後で推移しております。農業従事者が減少している要因は、農業従事者の高齢化の進行、国内外の産地間競争の激化、農産物の輸入自由化による農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境の変化が挙げられます。このため、県としては、経営感覚にすぐれた農業後継者の育成確保を図るため、拠点産地の形成、農業基盤の整備、流通・販売・加工対策の強化、認定農業者など多様な担い手の育成に取り組んでおります。特に、担い手育成については「農でグッジョブ推進会議」を通して、農業大学校における実践的な研修教育、新規就農へ誘導するためのサポート講座や夜間講座の実施、農地を持たない新規就農者に農地を提供した「チャレンジ農場」での農業実践、耕作放棄地の再生利用による農地の確保やハウスの整備などの支援を行っているところであります。

今後とも、新規就農を促進するため関係機関と連携し、研修から就農定着までの支援を強化してまいります。

次に、イネヨトウによる被害状況とその対策についてお答えします。

イネヨトウによるさとうきびの被害は、5 月中旬から 6 月に名護市、伊是名村、伊江村等の北部地域において、芯枯茎の多発が報告されております。県病害虫防除技術センターで緊急に被害調査をしたところ、さとうきびの被害茎率は、北部地域の最も高いところで約 23%、中部地域で約 4%、南部地域で約 6% となっております。そのため、県では、6 月 29 日に注意報を発令し、関係機関に防除対策の指導を行っております。

北部地域では、北部さとうきび増産プロジェクト会議と連携し、6 月下旬から薬剤散布による防除を実施しております。また、中南部地域においても 7 月上旬からさとうきび増産プロジェクト会議と連携し、イネヨトウの防除対策に努めております。

次に、沖縄県産肉豚、肉用牛飼養頭数の推移についてお答えいたします。

沖縄産豚の過去 5 年の飼養頭数は、平成 18 年度が 22 万 8762 頭、19 年度が 24 万 119 頭、20 年度が 23 万 8091 頭、

21年度が24万9978頭、22年度が24万8275頭とやや増加傾向で推移しております。また、肉用牛の飼養頭数については、平成18年度が8万1306頭、19年度が8万5358頭、20年度が8万6104頭、21年度が8万4868頭、22年度が8万3512頭と横ばい傾向で推移しております。

次に、肉豚及び肉用牛の生産振興対策についてお答えいたします。

県では、養豚及び肉用牛の振興を図るため、生産基盤の整備や家畜の改良・増殖、価格安定対策等を推進しております。

具体的な取り組みとして、養豚については、系統造成による産肉性等にすぐれた本県独自の銘柄豚の作出、肉質のよい琉球在来豚アグーの供給体制の整備などにより、おきなわブランド豚の確立に努めております。また、肉用牛については、優良種雄牛の造成、優良雌子牛の保留、地域内肥育一貫体制の促進、粗飼料の生産・利用の効率化など飼料自給率の向上などにより沖縄和牛のブランド化に努めているところであります。

次に、食肉価格安定基金に係る県の方針についてお答えします。

食肉価格安定基金につきましては、平成2年度に牛肉輸入自由化対策として、財団法人沖縄県畜産振興基金公社に105億円を造成し、その運用益により畜産振興を図ってまいりました。本基金は、沖縄県の食肉生産基盤を全国並みに引き上げるため、平成23年度から27年度までの5年間で全額取り崩して活用することが国により認められたところでございます。

同基金での活用内容としては、食肉の効率的な出荷や衛生管理の向上を図るための部分肉処理施設や廃鶏処理施設等の整備、肉用配合飼料のコスト低減を図るための肉専用飼料製造施設の整備、肉豚の生産性向上を図るためのウインドレス豚舎等の整備、離島における食肉生産の安定を図るための衛生的な食肉センターの整備、おきなわブランドの確立に向けた優良種畜の導入や県産食肉の需要開拓などの事業を予定しております。

県としては、市町村など地元の意向を踏まえ、本基金事業が効果的に実施されるよう、関係機関・団体等と連携し取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に関する御質問の中

で、県内の管理型最終処分場の現状についてお答えいたします。

県内の産業廃棄物処理業者が設置している管理型最終処分場は、現在、沖縄市及びうるま市にある3施設となっております。これらの施設の平成22年3月末時点の受け入れ可能な残余容量は約3万2000立方メートルであり、平成21年度の埋立実績をもとに算出しますと、残余年数は約4年となっております。

次に、同じく公共関与事業の進捗状況及び今後の取り組みについて、関連しますので一括してお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備につきましては、地元の理解を得ることが重要であることから、継続的に住民説明会などを開催するとともに、本年3月、地権者など関係者による先進地視察を行ったところであります。また、事業主体となる会社の設立に向け、関係団体などと調整を行っているところであります。

県としましては、今後とも公共関与による産業廃棄物最終処分場の早期整備に向け取り組んでいく考えてございます。

同じく公共関与事業の規模及び施設の概要についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備に向けては、最近のリサイクルの進展などに伴い産業廃棄物の最終処分量が減少していることから、平成22年度に施設の規模及び事業採算性などの見直し作業を行ったところであります。

見直しの結果、受け入れ廃棄物量が年間約2万3000トンから約8000トンに減少することから、最終処分場の施設規模はこれまでの36万立方メートルから15万立方メートルへ縮小することにしております。

また、施設については被覆型で、なおかつ浸出水を外部に排出しないクローズドシステム方式を採用するなど、環境面及び景観に十分配慮した産業廃棄物最終処分場を整備したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 国の天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」の抜本的保護対策についての御質問で、「ひんぷんガジュマル」の保護対策についてお答えいたします。

平成22年度名護市教育委員会に設置されました懇話会からは、当面の対策と抜本的な保護対策について検討するよう提言がありました。

名護市教育委員会においては、この提言を受けて、平成24年度以降に抜本的な保護対策の検討がなされる予定であると聞いております。

県教育委員会といたしましては、「ひんぷんガジュマル」の生育環境の改善が図られるよう、地元名護市や関係機関とも密接に連携しながら取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 国の天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」の抜本的保護対策についての御質問の中で、「ひんぷんガジュマル」の倒木対策とあなだ橋への影響についてお答えいたします。

現在のあなだ橋は平成4年にかかけえており、「ひんぷんガジュマル」に影響がないよう、ガジュマルの根を避けた橋台として施工しております。また、「ひんぷんガジュマル倒木対策推進懇話会」において決定した倒木対策は、道路上で実施するため、あなだ橋への影響はない計画となっております。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 答弁、どうもありがとうございます。

いろいろ納得のいく答弁も出ておりますが、二、三点ほどお聞きしたいと思います。

特に農畜産関係、まずはイネヨトウの被害状況について、特に北部23%の被害状況ということで農薬散布もやられたと、既にやったということですが、この農薬散布をやられて、その後、とまっているのかどうか。被害がもうこれで出ないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） イネヨトウの防除につきましては、薬剤防除、農薬散布で効果があるというふうに聞いておりますので、現在、薬剤散布をしている状況ですので、その後どういう状況にあるかはまた調査を進めていきたいと思っております。農薬で防除は効果が出るというふうに聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 きびは沖縄県の基幹産業と言われるほどの面積もあるし、それだけの換金性作物でもあります。そういうことで大変今後注視していただいて、徹底して防除に頑張りたいということをお願いしたいなというふうに思います。

それから、先ほど畜産関係については飼料自給率を向上させるということをおっしゃっていました。現在

の飼料の自給率についてはどのくらいあるのか、ちょっとわかれば……。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 済みません、手元に数字は持っておりませんが、牧草などはかなり高い自給率になっていると思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 わかりました。そういうことでぜひ経営の安定化を図るためには、先ほど部長がおっしゃったように、自給率を上げるということも含めて、それからきょう午前中にうちの翁長政俊先輩が言っていた件です。アジアに向けての屠畜、これに向けてもぜひ我が県で屠畜をやって県外に出荷できる、そういうことをぜひ基金を使って整備できるような方向づけをやっていただくように頑張ってもらいたいということでぜひ部長の決意をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） アジア・海外のマーケットに目を向けることというのは大事だと思いますので、肉用牛についてもそれにたえるような施設整備、あるいはその仕組みは重要だと思いますので、基金事業等を活用してそういった施設整備については取り組んでいきたいと考えております。

○吉元 義彦君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 皆さん、こんにちは。

私を入れて2人ですので、最後までお付き合いをお願いしたいと思います。

東日本大震災でお亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げ、そして被災をされた皆様に対してお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、先月、八重瀬町で起きました集団暴行事件で被害に遭われました少年に対してお見舞いを申し上げ、一日も早い回復をお祈りしたいと思います。

では、一般質問の通告に従って質問をしたいと思います。

1、農業の振興についてであります。

(1)、農業農村整備事業の予算の確保について。

沖縄県においては、「持続的農林水産業の振興と多面的機能を生かした農山漁村の振興」を目指し各種施策が実施されていると認識しているところであります。本県の生産基盤の整備率は、本土各県に比較し低いと聞いております。本県の農業を取り巻く環境は、台風、干ばつ等厳しい自然条件や離島性、市場遠隔性等の制約条件があることから極めて厳しい状況にあ

り、地域特性を生かした豊かな農業農村を築くため、農業農村の基盤整備は極めて重要であります。平成22年度の農業農村整備事業予算の大幅削減に続き、23年度予算も厳しい状況にあると聞いておりますが、平成24年度予算の確保に向けて県としてどのように取り組みを行っているのか。また、予算の確保見込み等を含めて県の見解を伺いたい。

(2)、農地及びかんがい施設等の生産基盤施設の保全管理について。

ア、復帰後、沖縄振興計画及び農林水産業振興計画に基づいて農地やかんがい施設等の膨大な農業生産基盤が土地改良事業により整備され、機械化の進展や水なし農業からの脱却等、本県の農業振興を図る上で大きな役割を果たしている。これらの施設の一部は、整備されてから20年から30年が経過し、老朽化している施設が多くなっている。持続的な農業振興、農村地域の環境保全等を図るためにも行政・土地改良区・農家等が一体となってこれら施設の適切な保全管理が重要である。県では、保全管理についてどのような取り組みを実施しているか伺いたい。

イ、また、市町村、土地改良区等から施設の補修や再整備に当たって整備時における設計図書等が必要であるが、保管整理が十分でないため支障があるとの声があるが、県では施設管理台帳等の整備についてどのように指導・支援を行っているのか伺いたい。

(3)、八重瀬町東風平地区の農業農村基盤整備について。

ア、旧東風平地域においては、復帰後に農業基盤整備事業を導入し、生産基盤の整備を推進してきたところであります。ほとんどの地域で圃場整備が実施され約30年が経過しております。現在、地域においては次男、三男の宅地確保の要望が大きくなっております。土地改良事業の換地の手法を活用した非農用地の創設を過去の議会において何度かお願いをしてきたところであります。そのことについては、県として積極的に推進するとの答弁でした。よって、この間、県としてどのように取り組んできたか、その状況について伺いたい。また、今後どのように取り組んでいくか方針等について伺いたい。

イ、東風平地域は農業用水がほとんど整備されておりません。持続的な農業振興を図るためには、水源、かんがい施設の整備は重要であります。東風平地域の農業用水源及びかんがい施設の整備についてどのように取り組んでいくか、現在の取り組み状況と今後の方針について伺いたい。

2、離島・過疎地域の振興について。

(1)、離島・過疎地域の生活基盤整備について。

ア、粟国空港の航空路線の維持確保は、離島振興と地域住民の生活安定を図る観点から重要であります。拡張整備に向けて基礎調査やパブリック・インボルブメントが実施され、積極的に推進していると思うが、県としてどのような取り組みを行っているか。また、予算の確保見込み等を含めて伺いたい。

イ、南北大東空港の照明施設については、昼間の着陸用空港として適用しているため滑走路灯及び滑走路中心線灯の整備がされていません。南北大東村では、夜間に急患が出て急患輸送をしなければならないときに、夜間照明は村民の生命の安心・安全と夜間急患輸送の安全性を高めるためにも必要不可欠な施設だと思うが、県の取り組みについて伺いたい。

ウ、渡嘉敷航路は、渡嘉敷港を発着地として村民を初め観光客の送迎施設、そして生活物資の入荷を扱う重要な港湾であります。年間約19万人の入域者があり、活性化と村の経済振興と地域の発展に寄与しています。しかし、船舶乗降口までの屋根つき通路の設置がされてなく、観光をリーディング産業とする本県としては早急に整備すべきだと思うが、どのような取り組みを行っているか伺いたい。

エは削除します。

オ、去る5月28日の台風2号で渡名喜村漁港の第二沖防波堤の西側が沈下したが、村民の足である定期船の出入港に影響はないか、その状況について伺いたい。また、今後どのように取り組んでいくか対応策について伺いたい。

カ、小規模離島航空路利用活性化事業は、空港のある小規模離島の6路線が対象になっているが、路線拡大と継続について伺いたい。また、小規模離島の船舶の運賃低減化を図る計画はないか、県の見解を伺いたい。

(2)、離島・過疎地域の農業の振興について。

ア、南北大東村においては、農業用水源、かんがい施設の整備が進んでいると聞いております。施設整備後はかんがいのための施設の運転経費等が農業経営に大きな負担となっております。農家等の負担軽減のため、県としてどのような支援を行っていくか伺いたい。

イ、久米島町カンジン地区の太陽光施設の整備状況はどうなっているか伺いたい。

ウ、粟国村の農業基盤整備の状況と今後の計画について伺いたい。

エ、久米島町、津堅島のアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶事業の進捗状況と今後の計画について

伺いたい。

3、生物資源の研究開発について。

(1)、ヤトロファについて。

ア、「島しょ型ゼロエミッションエネルギーシステム構築事業」が今年度から始まり、2億5313万円の予算が計上されております。今回の事業は、ヤトロファという樹木を80系統以上の種類から沖縄に適した品種を選定して収量増大の研究を行う事業だと聞いているが、何年をめどに品種を決定するのか伺いたい。

イ、また、ヤトロファはバイオディーゼルの原料として有用であると栽培が盛んに行われているが、1ヘクタール当たり年間何トン生産できると見積もっているか伺いたい。

(2)、産業用大麻（ヘンプ）について。

ア、産業用大麻（ヘンプ）は、栃木県では県が中心になり栃木麻を生産しています。現在、北海道、長野県、徳島県など市民団体を中心にした町おこし運動に取り組んでいます。本県においては、宮古島市で市民団体がヘンプの利活用の普及について取り組んでいます。用途の広い産業用大麻は、世界各地で開発が進んでいます。このヘンプの研究栽培には県知事の許可が必要です。ヘンプについての知事の見解を伺いたい。

イ、産業用大麻を「島しょ型ゼロエミッションエネルギーシステム構築事業」として、また、新産業創出事業としてぜひ推進してほしいと思います。現在、産業用大麻の栽培許可を得るには、大麻が盗まれないよう畑の周囲に高い鉄条網を設置して施錠することなど厳しい条件が課せられています。そこで、小規模離島を「バイオ研究地区」として位置づけをすることで離島の産業振興、雇用促進が図られると思うが、見解を伺いたい。

4、教育行政について。

(1)、離島児童・生徒支援センターの建設について。

離島に住む子供たち、家族の皆さんが本島と同じような教育の機会均等、そして生活の場を設ける趣旨で建設を計画していることに心強く思っています。県としては、高校生、専門学校生の寮と児童生徒の本島でのあらゆる行事への参加時の宿泊施設を計画していると聞いているが、離島の児童生徒、家族の経済的・精神的負担の軽減を図るためにも早急に建設すべきだと思うが、現在の取り組み状況、今後の方針について見解を伺いたい。

(2)、集団暴行事件について。

ア、八重瀬町で発生した集団暴行事件できょうの段階で8人が傷害容疑で逮捕されたとマスコミ等で報道されました。逮捕された中に高校生が含まれているこ

とは残念でなりません。県教育委員会として、生徒の暴力行為の防止に向けてこれまでどのような取り組みをしてきたか伺いたい。

イ、また学校、家庭、地域、関係機関との連携が大切と言われるが、実際にどのように連携しているか伺いたい。

5は削除します。

6、我が党の代表質問との関連について。

中川京貴議員の代表質問の、東日本大震災支援と台風2号による被害について関連して質問をします。

(1)、東日本大震災支援について。

東日本大震災については、沖縄県は被災者の受け入れや義援金等での支援を行っています。今後とも被災地の一日も早い復興・復旧が実現するよう御努力をお願いしたいと思います。

そこで伺います。

ア、福島県においては、道路・港湾・漁港等の災害対応のため、県職員が派遣されていると聞いておりますが、原発問題もある地域でありますので、派遣職員の体調、精神的な不安等へは十分な対応が必要であると思われるが、その対策状況はどうなっているか伺いたい。

(2)、台風2号による被害について。

去る5月28日に沖縄本島地方全域で猛威を振るい大きな被害をもたらした台風2号は、農林水産業に過去最大の被害をもたらした農家にも大きな打撃を与えました。収穫時期の露地野菜が壊滅的な被害を受けた農家に対しての助成制度はどうなっているか。また、農家支援のための基金創設ができないか見解を伺いたい。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの新垣良俊君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後6時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の新垣良俊君の質問及び質疑に対する答弁をお願いします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣良俊議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、農業の振興に係る御質問の中で、農業農村整備事業の平成24年度予算の確保についてという御質問にお答えいたします。

国の「コンクリートから人へ」の方針のもと、平成22年度の農業農村整備事業関係予算は厳しい状況でありましたが、緊急総合経済対策などを活用しました9月と12月の補正予算を合わせますと、県予算ベースで対前年比92%の約295億円を確保したところでございます。また、平成23年度の農業農村整備事業関係予算につきましては、市町村等と連携をして国へ要請を行い、国庫ベースで対前年比104%を確保したところでございます。

県といたしましては、本県の農業振興を図る上で計画的な農業基盤整備は極めて重要でありますので、平成24年度農業農村整備事業関係予算につきましても、市町村等関係機関と連携をし、必要な予算の確保に努めたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、小規模離島航空路利用活性化事業の路線拡大と継続及び船賃の低減化に係る御質問にお答えいたします。

広大な海域に散在する沖縄県の離島の定住条件を改善し、その振興を図るためには、航空路及び航路に係る交通コストの軽減は極めて重要な課題であります。このため、県では、国及び市町村と協調をし、離島住民の生活に必要な路線につきまして、運航費補助や県管理空港の着陸料の軽減によります離島割引を実施いたしますとともに、平成22年度から中核病院や高校のない小規模離島を対象として運賃低減の実証実験を実施いたしているところでございます。さらに、新たな沖縄振興に係る制度要求におきましては、国に対し航空運賃及び船賃のさらなる低減と路線拡大を図るための新たな制度創設を要望しているところであります。その実現を強く求めていきたいと考えております。

同じく離島・過疎地域に係る御質問の中で、カンジン地区の太陽光発電施設整備の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、久米島町カンジン地区において、畑地かんがい施設の維持管理費の軽減を図るため、太陽光発電施設を整備しているところであります。同施設の進捗状況は、平成22年度に実施設計が完了し、平成23年度には太陽光パネルの設置箇所の敷地造成を行うことといたしております。平成24年度には、太陽光パネル及び関連施設の整備を行い完了する予定でございます。

その他の御質問につきましては、副知事そして部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業の振興の中で、農業生産基盤施設の保安全管理についてお答えいたします。

農業生産基盤整備は、復帰後約40年が経過していることから、「貯水池・ため池・用排水路」等の農業用水利施設の一部老朽化が進んでいます。県としましては、これら施設について、地域農業水利施設ストックマネジメント事業等により農業用水利施設の機能診断による保全計画を策定し、計画的に保全対策工事を実施してまいります。

次に、農業生産基盤施設管理台帳等の整備に対する指導・支援についてお答えします。

農業生産基盤施設の管理台帳の整備及び管理は、土地改良法に基づき適正に保安全管理することとなっております。県では、土地改良区に対する定期検査等において、施設管理台帳の整備及び管理状況について指導を行っているところであります。なお、施設の補修や再整備を伴う施設管理台帳の整備については、団体営調査設計事業等に対応していく考えであります。

次に、旧東風平町地域における非農用地創設についてお答えします。

土地改良事業では、事業地域内で農業を営む者が生活上もしくは経営上必要な施設の土地を非農用地区域として設定することができます。非農用地区域を設定する場合の要件としては、農用地の区画形質の変更を伴うこと、非農用地の権利者全員の同意が得られていること、非農用地の面積が地区の3割以内であることの要件を整える必要があります。これらの要件に加えて、農地の転用、農業振興地域の除外並びに都市計画法に基づく開発許可等の事前調整が必要となります。

県としては、旧東風平町地域の土地改良区域の再整備に当たり、非農用地創設に係る設定要件等の調整及び土地改良事業の導入に向けて関係機関と連携し取り組んでまいります。

次に、東風平地域の農業用水源及びかんがい施設の整備についてお答えします。

東風平地域の農業基盤の整備率は、農業用水源が15%、かんがい施設が7.2%となっております。同地域は地形条件等から、水源開発の適地が少なく、農業用水源整備がおくれております。

県といたしましては、八重瀬町など関係機関と連携しながら、雨水の畑面集水による貯水池や地下タンクの設置等による水源開発について、今年度から現地調査を実施し、地域に合った水源整備を進めていきたいと考えております。

離島・過疎地域の振興の中で、渡名喜漁港の台風被

害の状況と対応策についてお答えします。

渡名喜漁港の港口にある第2防波堤は、台風2号の波浪の影響により水深10メートルにある被覆ブロックが飛散するなど大きく傾いた状態にあります。第2沖防波堤の被災箇所は、航路から200メートル以上離れており、フェリーの出入港に影響はありません。

県といたしましては、同施設の原状復旧を早急に図るため、8月5日に予定されている国の災害査定に向け、現在、調査設計を行っており、年度内に復旧工事を完成する予定であります。

次に、南北大東における農業用施設の維持管理に係る負担軽減についてお答えします。

南北大東村における農業用水源施設及びかんがい施設の整備については、農山漁村地域整備交付金等により整備を進めているところであります。これらの施設については、農家等から電気代等の維持管理費の軽減が求められております。

県といたしましては、地元関係機関と連携して、農山漁村地域整備交付金等の事業を活用して太陽光発電施設を整備し、電気代等の維持管理費の軽減を検討してまいります。

次に、栗国村の農業基盤整備の状況と今後の計画についてお答えします。

栗国村の農業基盤整備については、圃場整備がほぼ完了しており、農業用水源施設が約50%、畑地かんがい施設については未整備となっております。平成23年度においては、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業により約40ヘクタールの農地を対象に、簡易なタンク5基と点滴かんがい施設を設置することとしております。

県といたしましては、今後とも地元の要望を踏まえ、農業農村整備事業を推進してまいります。

次に、久米島町、津堅島のゾウムシ類根絶事業の進捗状況と今後の計画についてお答えします。

イモゾウムシ等根絶防除事業については、久米島と津堅島において実施しているところであります。

久米島のアリモドキゾウムシについては、平成22年8月から国による駆除確認調査を実施しております。その調査の中で、急峻な岩場の人の出入りが困難な一部地域で野生虫が確認されたことから、駆除確認調査地域から切り離れた特別調査地区として応急防除を実施するとともに、新たにトラップの増設や寄主植物除去等の取り組みを強化し、根絶を目指しているところであります。イモゾウムシについては、平成14年度から島の一部地域で不妊虫放飼法による防除を実施しており、アリモドキゾウムシ根絶後、防除地域を拡大し

ていく計画であります。

津堅島のアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶防除は、平成19年11月から開始し、アリモドキゾウムシについては、平成23年6月現在、ほぼ発生ゼロの状態であります。また、イモゾウムシについても、一部地域を除き発生がないことから、根絶を目指し防除を強化しているところであります。

今後の計画としては、アリモドキゾウムシとイモゾウムシの大量増殖技術確立や低コスト人工飼料の開発、イモゾウムシの密度抑圧防除技術とモニタリング技術の開発などを行い、宮古・八重山、沖縄本島に防除地域を拡大する考えであります。

我が党の代表質問との関連についての中で、台風被害における農家支援の助成制度と基金創設についてお答えします。

台風等の自然災害に対する農業への被害対策としては、農業共済制度があります。さとうきびについては畑作物共済、水稻については農作物共済、野菜等については園芸施設共済等があり、加入農家に対して損害評価後に農業共済金が支払われることになっております。国は、農業共済制度の対象作物として、露地栽培の野菜等は、栽培規模が比較的小さいこと、栽培期間が短期であること、制度を維持するための加入者確保などの課題があることから適用しないとしております。このため、県としては、農家の経営安定を図るため、農業制度資金等の償還猶予を行うとともに、6月補正において、農林漁業セーフティネット資金借入れに係る利子助成を計上しているところであります。

農家支援のための基金創設は、今後、他府県の状況などを踏まえて検討する必要があると考えておりますが、現在、新たな沖縄振興に向けた制度提言の中で、農家が加入しやすい沖縄型農業共済制度の創設を国に要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、栗国空港の拡張整備に向けた県の取り組みや予算確保の見込みについてお答えいたします。

栗国空港においては、平成21年6月に定期便が運休止、現在、チャーター便によって運航が行われております。そのため、県では、定期便の再開には空港の拡張整備が必要であるとの認識から、パブリック・インボルブメントをことし3月に実施したところであります。その結果としましては、多数の住民が早期の空港

拡張整備を望んでいることが確認されております。現在、新規事業の要望に向けて、定期便就航の見通しと路線維持のための枠組みづくり等の課題を整理しているところであり、航空会社、関係機関等と調整を図り定期便就航の要件を整えた上で、早期の事業化に向け取り組んでいく考えであります。

同じく離島・過疎地域の振興で、南北大東空港の照明施設の整備についてお答えいたします。

空港の照明施設については、航空法の規定により、夜間着陸等を行う空港において整備することとなっております。南北大東両空港については、8時から18時までの昼間の着陸用空港として運用していることから、滑走路灯及び滑走路中心線灯の整備は行っておりません。しかしながら、夜間急患輸送の際には、夜間照明が必要であり、関係機関と協議を行った結果、両空港においてランタンの増設と高質化を平成21年度に行ったところであります。照明施設の整備については、今後、ランタンの利用状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

同じく離島・過疎地域の振興で、渡嘉敷港の屋根つき通路の設置についてお答えいたします。

渡嘉敷港は、年間約19万人の利用者がおり、屋根つき通路の設置の重要性については、十分認識しております。

県としましては、現地の利用状況を踏まえ、早期整備に向けて検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 生物資源の研究開発についての御質問の中で、沖縄に適したヤトロファの品種決定までの期間についてお答えします。

県で実施している事業は、ヤトロファの沖縄に適した品種の選定を初め、重油代替、石炭代替といったエネルギーとしての利用と、搾りかすの飼料としての利用など、複合利用の技術に関する調査研究を行っております。沖縄に適したヤトロファを選定するために、昨年度より東南アジアや南米などから採取された77系統のヤトロファの品種を本島、宮古・八重山の圃場にて試験栽培しており、平成23年度末をめどに沖縄に適した数種類の品種を決定する計画となっております。

次に、1ヘクタール当たりの年間生産量についてお答えします。

本研究においては、植えつけを2月に行い、ヤトロファの実をまだ収穫していないことから、年間生産量については明らかではありません。なお、主な原産地

である東南アジアにおける生産量は、油の量で1ヘクタール当たり年間平均1トン程度であります。

次に、産業用大麻を当該事業に組み入れることについて。

産業用大麻については、大麻研究者の免許制度や、研究実施施設の管理基準など大麻取締法の規制の面から、現在の事業の中で新たに取り込むことは困難であると考えておりますが、今後、その有用性について文献等、研究事例を調査し、認識を深めていきたいと考えております。また、小規模離島を研究フィールドとすることについては、一般論として、植物の試験栽培において管理が容易であることなどから、今後の新たな研究事業の展開に際して参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 産業用大麻の栽培許可についてお答えします。

大麻の栽培許可に際しては、「社会的な有用性」、かつ「合理的な必要性」の明確な根拠や、栽培免許を与えることにより、薬物乱用の助長等の保健衛生上の危害を及ぼすおそれがないことなどを詳細かつ具体的に審査し判断することとしております。近年、全国的に大麻の乱用が急速に拡大し、本県における薬物事犯も大麻事犯が半数近くを占めている状況にあり、薬物乱用の低年齢化が危ぶまれており、大変憂慮すべき事態となっております。このような状況から、大麻栽培免許は慎重かつ厳格に審査されなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、支援センター（仮称）の取り組み状況等についてお答えいたします。

「離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）」の設置につきましては、平成24年度以降の新たな計画の制度提言の中で、寄宿舎と宿泊施設等を備えた複合施設として国へ要望し、その実現に向けて国及び関係団体等と調整しているところでございます。

次に、生徒の暴力行為防止に向けた取り組みについてお答えいたします。

八重瀬町において発生しました「少年2名を被害者とする集団暴行事件」について、このような人権を踏

みにじるような行為は絶対に許されることなく、強い憤りを感じております。被害に遭った生徒とその御家族に対してお見舞い申し上げ、一日も早い回復を祈っております。

県教育委員会といたしましては、各学校において児童生徒の暴力行為等の問題行動防止に向けて、通知文やリーフレット等を使った授業、集会やホームルームの展開、学校・家庭・地域・関係機関が連携した「夜間街頭指導」、「ＣＧＧ運動」や「ちゅらさん運動」等の展開など、規範意識の醸成及び人権意識の高揚を目指し、鋭意取り組んできたところでございます。これまでの取り組みを振り返り、今後ともすべての大人が子どもを見守り育てる社会の構築に向け、県民総ぐるみで再発防止の取り組みを粘り強く推進してまいります。

次に、学校・家庭・地域・関係機関との連携についてお答えいたします。

学校・家庭・地域社会が相互連携を図りながら、「地域の子は地域で守り育てる社会づくり」を推進することは、重要なことと考えております。そのために、「少年を守る日」、「おきなわ地域教育の日」及び「家庭の日」を設定し、その普及啓発活動に取り組んでおります。さらに、規範意識や危険回避能力の育成に向けて、家庭教育を地域全体で支える機運を醸成するための取り組みを進めているところでございます。

今後ともこれまでの取り組みを振り返りながら、二度とこのような悲しい思いをすることがないよう、関係機関との日々の相互連携を強化充実にまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 我が党の代表質問との関連で、被災地支援のために派遣している職員の健康対策についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災による支援のため、県ではこれまで延べ165名の職員を派遣しております。特に、漁港、港湾の復旧業務等に技術職員を約1カ月交代で派遣しているところであります。

派遣職員の健康面への対応につきましては、派遣中は連絡を密にし、健康状態の把握に努めるとともに、派遣終了後にも特別に健康診断を実施するなどの対策を講ずることとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 今、生物資源ということで産業大麻の質問をしたんですが、麻薬、大麻の逮捕者が出ますので、それと医療用大麻と間違っているんじゃないかなというふうにちょっと心配しているんです。

実は……。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時34分休憩

午後6時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○新垣 良俊君 こういう茎を砕いて、バイオ燃料といいですか、それもつくることができます。（資料を掲示） ということで、用途があるんですが、部長の話では、この産業用大麻と医療用大麻を間違っているんじゃないかと思うんですが、それについて医療用大麻についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時36分休憩

午後6時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 今の問いは、産業用大麻と乱用されている大麻との違いはあるかということなのかと思うんですが、違いはなく同じものであると。大麻取締法の第1条に、大麻は次のように定義されています。「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品並びに大麻草の種子及びその製品を除く。」というふうになっておりまして、同じものだという認識です。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 部長、もうちょっとその大麻について勉強してほしいと思います。

実は産業大麻、これは産業大麻の開発ということで、ドイツでは自動車用の内装材、それから住宅用の断熱材、そういうのがあります。それからイギリスでは車ボディーの研究とか住宅、公共建築、スウェーデンではエネルギー作物といいですが、それからカナダでは食品と化粧品の市場拡大、中国では、新しい紡績工業ということでやっております。それから七味唐がらしがあるんですが、その大麻の実というのがあります。これは産業大麻でありますので、それについて部長、見たことないですか。七味唐がらしの中ですが、これは医療用大麻とは違うんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 基本的に、議員おっ

しゃるよう到大麻草はそういうふうな製品を生み出す、最終製品を生むものではあるんですよ。ただし、その葉っぱとかそういうものを別の麻薬にも転用といいますが、麻薬にもなり得る製品なものですから極めて慎重に、もちろんこういう製品になったものはこれは大麻ではないですよ。それと種子に関しては聞いたところによると、輸入したもので日本で生産されたものではないということのようです。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 産業大麻が先祖返りで医療用の今大麻事件がよくありますね。それに返ることはないと思います。ですから、もう少し部長、栃木もそうですが北海道、問題があればこういう産業大麻を推進しないですよ、これ。ですから、沖縄の場合は産業振興の意味でも、それから離島への雇用促進も図られると思うんですよ。何でもかんでも医療用大麻と同じような考えでやっていますので、それについてもっと大きな視野を持たぬとそういう開発はできないですよ。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時40分休憩

午後6時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 確かに、栃木県とか岐阜県などでは許可された事例もあります。ただし、これは伝統文化の検証ということで、過去に昔からそれを使ってこれをやっていてそれ自体に意味があるよと、非常に特化した状況で許可されているようですので御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 これについてはまた12月でもやりたいと思いますので、勉強してぜひとも沖縄の産業振興に、私のほうも勉強してやっていきたいと思いますので、ぜひお願いします。

それから東日本への職員の派遣があるんですが、この土建部か農林水産部の職員の派遣ですね。これは岩手、宮城、福島、福島の3県が漁港、それから港湾、壊滅的な被害を受けているんですが、1カ月ごとに今4月から始まって4、5、6と3カ月になっていますが、これが長期の派遣になるという情報もあるんですが、それについてはどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 今の派遣は、派遣法に基づく派遣ではないんですね。通常の旅行命令という形での派遣なんです。派遣法に基づく派遣となります

と、向こうの職員にならなきゃいけないということがございまして、これ1カ月以上なりますと、そういった派遣法の適用を受ける、受けないの問題があるんですけれども、そういった意味でいいますと1カ月以上の派遣には今のところ該当しないということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 漁港の復旧を図るということで、福島のほうからもそういう話があると思うんですが、この派遣職員、今から長期になると思っておりませんが、職員の赴任手当といいますが、単身赴任手当。例えば派遣になった場合の手当についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 今、少し伺ったところによりますと、長期の派遣になる可能性もあるという話がございます。もし長期の派遣法に基づく派遣になりますと、派遣手当というのがこれはもう全国的な話でございまして、派遣手当というのが1日3000円とか5000円という形で支給されます。

それから特殊勤務に従事しますと、その特殊勤務手当として例えば警察関係でいいますと死体処理の手当であるとか、そういった手当が支給されるということでございます。

○新垣 良俊君 わかりました。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君登壇〕

○浦崎 唯昭君 こんにちは。

本定例議会一般質問の結びとなりますけれども、いましばらくおつき合いのほどよろしくお願いします。

堺屋太一さん——小淵内閣・森内閣で経企庁長官、それから今は作家として活躍しておりますけれども——彼の最近の書物で「第三の敗戦」というのが出ております。「第三の敗戦」というのは、東日本大震災のことを指しております。「第一の敗戦」というのは、1860年代幕末に江戸幕府が倒れ、明治維新へと突き進む中でのあの出来事が「第一の敗戦」だと彼はとらえております。「第二の敗戦」は、御承知のとおり、太平洋戦争における焦土と化した沖縄県の皆さん御承知のとおり、我が国がまさに灰じんに帰したあの敗戦。

しかしながら、両敗戦とも我が国の発展につながってきたと。とりわけ「第二の敗戦」の太平洋戦争の敗戦は、我が国を世界第二の経済大国まで押し上げたということでございます。そういう意味で、「第三の敗

戦」も私たちは、県民の皆さん、国民の皆さん、力を合わせて、それを契機に新しい形の日本、新しい心の日本をつくっていきこうと心から願っております。

そういう中でその大震災が発生したときに、知事はいち早く声明を発表されました。そのときは、まだ題名も「東北地方太平洋沖地震被災者の受入方針」ということで、知事は素早く発表されました。それを読ませていただきますと、沖縄県においては、災害発生後直ちに危機管理・対策本部会議及び被災地支援本部会議を開催し、災害対応、被災地支援に全力を挙げて取り組んでまいります。今後、被災地から全国各地へ避難・移動する被災者がふえていくことが予想されます。沖縄県としましても、被災者の全面的な受け入れを決め、関係部局に取り組みを指示しました。今後、状況によっては数万人規模の被災者が避難・来県されることを想定し、市町村や民間とも連携して県民が一丸となって支援に当たりたいと思っております。長い歴史の中で培われた県民の相互扶助の精神、チムグクルを発揮しようではありませんか。被災者の皆様にはお金の心配は御無用です。どうぞ安心して温暖の地沖縄にいらしてくださいと、被災を受けまして早い時期に知事がそういうメールを発信しております。私は、すばらしいことだと思っております。

そういう意味で、知事の被災者に対する思いがこれに入っておりますけれども、私も同じ思いを持ちながら、仲井眞県政のこれからの方向を確認する立場も踏まえまして質問してまいりますけれども、前回の衆議院選挙で民意が大きく動きました。辺野古はないと言い、その結果、県内の有権者の過半数の支持を得て誕生した民主党政権が、選挙の際に繰り返し標榜した内容をかくもあっさりと、鳩山由紀夫さんという一人の政治家の勉強不足であったことのみをその理由にして、軽々と有権者の信頼を裏切り覆してしまい、さっさと御本人はやめてしまいました。以来今日まで煮え切らない状態の、あるいは先が見えない、それでいてだれの考えで動いているのかさえ見えない政府に対して、知事は大変苦慮しておられることと思います。日本国政府の方針が定まらないからと沖縄県が具体的対応をちゅうちょしている間にも、どんどん国家と国家との取り決めが進められ、地域住民の頭越しに物事が決められていく事態は、民主国家として異常な事態であると私は思っております。

そういう中で、お聞きをいたします。

大きく揺れ動く国際情勢の中で国政も激動しておりますけれども、仲井眞知事の経験に照らして、かつて官僚として国政にかかわっていたこととの関連も踏ま

えまして、国政と県政との考え方の違いを聞かせていただきたいと思います。

せんだっては復興担当大臣がやめましたけれども、まさに主従関係も、あるいは上から目線の復興に対する県民の気持ちもわからないような話がありましたけれども、そういう関係ではないと思っております。

そして、その違いを乗り越え切磋琢磨し、県民と国民の幸せのために全力を挙げるべきだと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、東日本大震災についてであります。

2011年3月11日の東日本太平洋大地震とそれから派生した大災害は、国民みずからが選択したということ以外に他国のどこのだれにもその責任を問えない、全く未曾有の国難であります。しかも、我々日本国がやったことが、世界人類の生存の危機をも招きかねない事態を引き起こしているという、我々日本国民が全人類に対して重大な責任を負う事態にも立ち至っているのです。

同時に、この事態は我々沖縄県民にとっても重大な歴史的転換期をもたらすであろうことを予感いたしております。我が沖縄県民が、我々は日本国民であると自己認定するに当たっていつも何か引っかかっていたものが、2011年3月11日を境として「みんなの心を一つにする」という言葉の意味について、薩摩の琉球侵攻以来ずっと心の底に沈殿していたおりのようなものが溶けていくような感じを持っております。

東日本の同胞のこの辛抱強さを見るにつけ、被災された多くの同胞のことを思う気持ちの中で大きな苦しみ、悲しみ、乗り越えがたき何かにさらされているのは、我々沖縄県民だけでなかったこと、我々沖縄県民が決して孤立はしていなかったことを、今やむしろ我々沖縄県民が「みんなの心を一つにする」を全国民に率先して実践するときの到来を感じているのであります。

仲井眞県政の公約の柱に「県民の心をひとつに」するという約束があります。実行するためには大変な難しさを伴っておりますが、県民の心を一つにして、国民みんなの心を一つにつなげていくという大きな沖縄の声にしなくてはならないと時勢は強く求めているものであると私は考えております。

そこでお伺いをいたします。

「県民の心をひとつに」という知事の公約が、大震災を受けて国民の心を一つにしなければならないということに広がらなければならないと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

そして、そのためには知事のリーダーシップがこの

際さらに強力求められてくると思いますが、お考えをお示ください。

東京都の石原慎太郎知事は、6月6日、「東京を守るために」ということで思いを語っております。「今回の大災害は我々に、今まで安易に続けられてきた全てのものごとについての基本的な反省を強いてきているのに、ものごとの優先順位も無視して、財政の破綻をまず取れるものから強引に取り上げ目先を糊塗するというやり方を、この国を牛耳ってきた国家の官僚たちとそれに追従駆使させられてきた政治家たちが改めぬ限りこの国は崩壊の一途をたどるに違いない。」と発言をしておられます。この件について、知事の感想をお聞かせください。

次に、平和宣言についてであります。

沖縄県の全戦没者のみたまに祈りをささげるために毎年開かれておりますけれども、そのことについては大変素晴らしいことだと評価をいたしております。しかし、数字は正確に記したほうが全国民にも訴えることになろうかと思ひますし、私は、そのために平和祈念資料館で聞いてまいりましたら、平和の礎には24万1132人の方々が刻銘をされているようでございます。そうしますと、知事の平和宣言の中で、「20万余」の戦没者のみたまということは少し変えたほうがいいんじゃないかと、現実に即して24万人近くの方々がお亡くなりになられているということに変えたほうがいいのではないのかということで、このことを取り上げさせていただきます。

(4)番のウィキリークスについては、これは新里米吉議員が質問されておりましたので、私は取り下げます。

次に、福祉行政について。

平成20年度の医療制度改革が県内の国保財政に大きく影響を与えているということで、41市町村、自治体が大変苦勞しているということを聞いております。これは沖縄の特殊事情のようで、65歳から74歳の前期高齢者が沖縄県は少ない。この少ない理由は、移民の政策もあっただろうし、それから今申し上げました戦争における被災者もおられて極端に少ないというのが理由であります。それから、20歳未満の方々が沖縄県は全国に比して多いということで、この医療制度改革はマイナスになっている。

そこで、県市長会の会長として翁長雄志市長は県知事にも要請をし、そして厚生労働省にも出向きまして大臣にお会いをしたり、また、国会でも沖縄選出議員の皆さん初めお話をしておりますけれども、そのことが国保の財政の健全化につながってない。そういうこ

とで、その影響についての調査を示してください。

そして、国との交渉で平成21年、22年は一応補てんはされておりますけれども、それでも国保の財政の健全化には全然つながっていない。そういう意味では、この状態があと4年ぐらひは続くようでございますので、これは政治的レベルで県知事が先頭になって交渉すべきではないのかと思ひますけれども、そのことについてもお考えをお聞かせください。

次に、商工労働行政について。

物づくりは、我が国の基本的な国づくりの柱でありました。沖縄県も技能士として今1万8000名余の方々がおられます。そして、我が沖縄県の経済の発展、産業の振興に頑張っておりますけれども、この技能士の皆様方が集う「技能五輪全国大会」が沖縄県ではまだ開催されていない。ことして48回目の大会を迎えるようでありますけれども、まだ開催されていない。私は、これはやはり沖縄でなぜ開催されないのかを私たち沖縄県初め関係者は深く考えるべきだと思っております。

そういう意味で、この「技能五輪全国大会」が沖縄で開かれないということで、この大会の意義について、同時に、なぜ48回の全国大会の中で——48回というと全国を一巡しておりますので——沖縄県で一回も開かれていないのか、これをお聞かせください。そのために、沖縄県の開催に全力を挙げてもらいたいと思ひますけれども、お伺ひいたします。

並行して2年に一度、「技能グランプリ」が開催されております。これは、「技能五輪全国大会」とは若干違うようでありますけれども、このグランプリの意義を教えてください。同時に、技能五輪との関連を示していただきたいと思ひます。

次に、文化の振興についてでございます。

しまくとぅばについてでございます。

せんだって、平田大文化観光スポーツ部長さんとかあいさつする機会がありました。方言でハジミティヤーサイ、チバリミソーリヨーと話したら、彼はミーファイユーということで私にあいさつをしてくれました。まさに方言についても理解の深い方だと思ひましたけれども、このしまくとぅばが今度は教育委員会から文化観光スポーツ部にシフトをしましたけれども、現状を説明してください。

それから、知事のマニフェストにもしっかりとしまくとぅばがうたわれております。知事よりも有名なものが、お父さんの仲井眞元楷さんでございます。知事さんよりもマチグラーの皆さんはよく知っている。なぜ知っているかというと、方言ニュースでもう大変有名

でございます。そういう意味で、マニフェストにもうたわれておりますけれども、このことについて教えてください。

それから、我が党の代表質問との関連について、このことについては悩みましたけれども、質問させていただきます。

この代表質問、一般質問が終わる中で、普天間飛行場移設について具志孝助議員の代表質問とのかかわりでございますけれども、この飛行場移設について、知事は県民大会を受け、そして昨年の知事選挙の公約を受け、県外へ移設だということをはっきりと言っておられます。このことについては議会も決議をいたしまして、評価をいたしておるところでございますけれども、その中で国とも交渉をする、総理とも話をされる、防衛・外務大臣とも話をされる、そういう中で、知事はあの5月28日の決定したことの説明がなくて、しかし、政府は何かお願いしたいということの中で平行線でございますけれども、こういう状況はいつまで続いていくんでしょうか。続いていくということは、あの普天間飛行場の固定化につながる。これは県民みんなが知っていることだと思いますけれども、そのことについて関連して質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 浦崎唯昭議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、国政と県政の違いは何か、県民と国民の幸せのために全力を挙げることにについてという、質問は易しいんですが、実は答えが非常に難しい中身になっておりますが、結論から申し上げますと、私の実感としては、恐らく国政も県政も基本は変わらないというふうに思います。両方とも国民・県民の福祉の増進、幸福の実現という基本的な理念は全く変わってないと思います。

ただ、私は、国の機関にはいましたが、いわゆる役人としての仕事をやってきました。そういう意味で、国政に参加と言うのもおこがましいぐらいのポストにしかいませんでしたので、私がコメントするのもどうかと思うんですが、ただ我々の時代は、もはや戦後後ではないと言われていた経済白書が出た昭和32年から4年、私は昭和32年に大学に入り、36年に卒業と同時に官庁に入ったわけで、その時代はまだ敗戦後で欧米諸国に追いつき追い越せという強烈な思い、まさしく心をつににした感があるぐらいの強烈な思いを持って、

私は産業関係の政策の一端を担当していたんですが、皆同じ思いを持って、産業界も学会も官庁も同じ思いで、一種の心をつににした感じで取り組んでいた感がありますが、基本的にこの国政と県政の差というのは、私、今知事を2期目、4年半やらせていただいて、基本的には変わらないのではないかという気がいたします。そして、特に沖縄県を例にとりますと、外交・防衛にも直接かかわっておりますし、地理的な位置から言っても、地図の上で左に中国、上に日本、右に太平洋を挟んでアメリカ、下にとっては変ですが、フィリピン、インドネシアに続くこのクロスロードにいて、この位置的関係は永遠に変わらぬという中で、恐らく沖縄県の県政というのは、これから先も国政とほとんど変わらない課題へのチャレンジの連続なのではないかという気がします。

どうも卒業論文にもならない答弁で恐縮ですが、これが第1問に対する答弁です。

それから第2に、今度は、リーダーシップを発揮して県民の心をつにして、この国難とも言えるべき東日本の大震災へ沖縄県知事としてもリーダーシップを発揮すべき点があるのではないかと御趣旨の御質問だと思いますが、これも一通りまとめてみたんですが、なかなかきょうお話をまた改めて伺いますと、どうもちょっと違うなというところがあります。

ただ、県民の心をつにしてという、沖縄の中ではいろんな点で実際にいろんな行動をとってきた歴史があるかと思いますが、日本の場合は、先ほどおっしゃった「第一」、「第二」、「第三の敗戦」といいますか、それから後の展開というような堺屋太一さんのとらまえ方をするとすれば、私が若いころ、20代に体験した敗戦後の日本の産業を中心とした部門だけの経験ですが、文字どおり心をつにして、日本が所得倍増計画もあつという間にクリアしたり、どんどん世界のナンバー2のG N Pの大国になっていくプロセスを体験した感じでいきますと、この東日本の大震災対策において、逆にそういう議員のおっしゃった日本全体、国民が心をつにしてというのが、むしろ必ずその思いとか力というのが出てくるのではないかと予感がいたします。これも答えになっているかどうか恐縮ですが、私の答弁でございます。

そして最後にもう一つですが、石原東京都知事の発言を引用されておられます。そして、日本国がむしろ崩壊の道をたどっているのではないかと、非常に警鐘を発する発言をやっておられますが、無論石原慎太郎知事は、もう御存じのように芥川賞作家でもあり、そして国会議員をやり、大臣をやり、今や都政の

3期目を担っておられるというこの経験と厚みと感性がまるで違うものですから、この石原慎太郎氏の発言について私が特にコメントする能力は持っておりません。そのまま受けとめたらどうかというのが私の感じでございます。

そして最後に、我が党の代表質問との関連ということで、日米両政府の普天間の辺野古への移設、私はこれは事実上不可能だということを言っているんですが、両政府が政府機関として、つい先ほどやはり辺野古ということを決めた。したがって、今度は辺野古が事実上不可能であるとすれば、逆に普天間は固定化されるのではないかということですが、これはまさしく考えられる一つの現実的なシナリオでもあると思います。ですから、これが非常に胸の痛むところで、基本的にどのようにしてこの固定化を防ぐかということですが、これまでのところ、いろんな議員の先生方に答弁しましたが、日米両政府とも辺野古ありきというか、辺野古以外にちょっと弾力的に物事を解決する三方一両損でも三方一両得でも、いい形でおさめる解決の方法というのは本来あるはずだと私は信じておりますし、そういう中で辺野古が現実には事実上不可能だということであれば、やはり日本国内のいずれかへ、余り国際問題化させないで持っていくというのが一番いい方法、要するに一番日本政府が中心になってまとめられ得る選択だと私は思っております。

ですから、結局は辺野古を考えると遅くなりますよというのを前から言っているわけでして、私も一年半以上前は条件つきとはいえ辺野古だと、こういうことをやってきております。ですから、賛成の方も一番多い地域だとは思いますが、しかしながら、現実に進めようとしてもなかなか前へ進めないだろうという感も強くあります。したがって、これはむしろ県外の大きな空間に解を求めるほうが早い、この点を日米両政府にこれからどう説いていくか、ここのスピードとの競争になるだろうと思います。

ですから、一日も早く普天間の危険性の除去というのは基本的には移設・返還、これに尽きるわけで、ぜひこれは何とかめどをつけたいというのが私の今度2回目の知事選挙に出た理由の大きな一つでもありますので、そんなに物すごいいい方法が見つかっておりませんが、両政府の担当のところに早い解決は日本国内のいずれかだということで説得をしていくしかないというふうに考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 平和宣言における戦没者数についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式における平和宣言については、昭和52年、沖縄戦没者の33年忌に当たり関係者の議論を経て、真に慰霊の日にふさわしい式典とするため平和宣言を行うこととしたものであります。これまでの平和宣言においては、さきの大戦で唯一地上戦が行われた沖縄県の経験に基づき、戦争体験を継承し平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してまいりました。

沖縄戦における戦没者数については実数調査が困難だったことから、県においては、昭和32年に戦没者数を約20万人と推計し、平和宣言においてもこの数値を用いてきたところであります。

平和の礎の刻銘者数を平和宣言に盛り込む戦没者数とすることについては、これまでの経緯等を踏まえ検討してまいりたいと思います。

平成20年度の医療制度改革が県内の国保財政に与えた影響についてお答えします。

平成20年度の医療制度改革により、各保険者が高齢者の医療費を公平に負担する仕組みとして前期高齢者財政調整制度が実施され、退職者医療制度が経過措置を残し廃止されました。

この改革により、本県の市町村国保において、平成19年度の退職者医療制度による交付金と比較して交付額が減少した保険者は、平成20年度で25市町村、28億6000万円、平成21年度で27市町村、42億6000万円、一方増加した保険者は、平成20年度で16市町村、6億4000万円、平成21年度で14市町村、4億4000万円となっております。

続きまして、国保財政に関する県の取り組みについてお答えいたします。

前期高齢者財政調整制度の導入に係る影響額について、県では市長会等と連携し、国に対し財政支援について要請を行ってきたところであります。その結果、影響額の2分の1が国調整交付金で補てんされ、さらに平成22年には本県の子供の数が多いことに着目した財政調整が新たに導入されたところであります。しかしながら、市町村国保の財政は、高齢者や低所得の方が多く、医療費が高いといった構造的な課題を抱えており、大変厳しい状況が続いております。

県といたしましては、今後とも市町村と連携を図り、さらなる国費による財政調整機能の拡充強化を要望してまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 商工労働行政についての御質問の中で、「技能五輪全国大会」の意義についてお答えいたします。

「技能五輪全国大会」の意義は、国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールすることにより技能尊重機運の醸成を図ることです。

続きまして、沖縄県で開催されていない理由についてお答えいたします。

本大会は昭和38年から開催されており、これまで第1回大会から第28回——これは平成3年でございます——までは、中央職業能力開発協会の主催により千葉県で開催されてきました。その後、第29回大会からは当該協会と希望都道府県との共催での開催となっております、これまで14県で開催されております。

沖縄県で開催されていない主な理由としては、会場規模2万5000平米——これはコンベンションセンターが2500平米でございますから、かなりの大きな規模になります——この会場規模の確保の問題、あるいは予算規模がおおむね5億円を超えます。これまでの実績からいうとそういうことで、それと地元負担が約3億5000万円程度となることから、やはりその費用対効果の問題等があるのではないかと考えております。

それから、沖縄県での開催について。

技能五輪の誘致に際しては、会場の選定、機材の確保、予算規模、運営体制などさまざまな課題があることから、慎重な検討が必要と考えております。

続きまして、「技能グランプリ」の意義と技能五輪との関連について、関連いたしますので一括して答弁いたします。

「技能グランプリ」の意義は、特級、1級及び単一等級の技能士の技能の一層の向上を図るとともに、その地位の向上と技能尊重機運の醸成に資することにあります。「技能五輪全国大会」が青年技能者を対象とする技能競技大会であるのに対し、「技能グランプリ」は年齢制限はなく、熟練技能士が日本一を競い合う大会となっております。また、「技能五輪全国大会」は毎年開催となっておりますが、「技能グランプリ」は隔年開催となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化の振興についての中の御質問で、しまくとうば関連事務の現状についてお答えいたします。

従来、「しまくとうばの日」関連事務は、文化環境部文化振興課と教育庁文化課において実施しておりましたが、ことし4月の組織再編に伴い、文化観光スポーツ部文化振興課で実施していくことになりました。

県では、平成18年3月の「しまくとうばの日に関する条例」制定以降、しまくとうばに関する講演会、沖縄芝居上演等の実施、「しまくとうば語やびら大会」の支援などを行い、しまくとうばに対する理解、関心を深めるための事業を実施してまいりました。今年度からはこれまでの事業に加え、しまくとうばの記録保存、普及・継承について検討するための委員会を新たに設置し、より効果的に事業を実施してまいりたいと考えております。

同じく文化の振興についての御質問の中の、しまくとうばの保存の展望についてお答えいたします。

知事のマニフェスト11の実施施策のうち、「人材の育成と文化・スポーツの振興」の項目の中には、「しまくとうばを保存するため学校教育に取り入れます」と示されております。

県内各地域において受け継がれてきたしまくとうばは、地域の生活に根づいた言葉であり、歴史そのものでもあると思います。また、琉球舞踊や琉球古典音楽、組踊、沖縄芝居など沖縄文化においても基層となるものであり、事、ウチナーアイデンティティーを形成する上でも大変重要であるとの認識をしております。

我が部としましては、各地域によって異なるしまくとうばを保存・継承していくためには、地域や学校と連携を図り、子供たちが幼いころからしまくとうばに触れる機会をつくる必要があると考えております。県では、これまでも各地域において、しまくとうばになれ親しむためのワークショップや沖縄芝居体験講座などの施策を推進しており、今後とも教育庁等関係機関と連携をし、しまくとうばの普及・継承に努め、保存につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 御答弁ありがとうございます。

時間がありませんから、しまくとうばについてちょっと再質問をさせていただきます。

今もお話がありましたように、今後は新しい観点からしまくとうばの普及をやりたいということですから

ども、過去には、しまくとぅばに関する講演会とか芝居とか芝居体験講座、民謡、童歌ワークショップなどはもうやってきたんですよ。それではしまくとぅばの普及にはつながらないということで、恐らく新しい形でやるということでございますけれども、そのことについてもう少し詳しく説明をしてください。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 議員おっしゃるとおりで、いろいろ手を尽くしてはきたものの、なかなか普及が難しいというような現状があったと伺っております。子供たちにとってはもっとインパクトのある形で、しっかりとしまくとぅばが根づくような形でやっていきたいと思っております。1つは、副読本のような普及本も今考えていたようにございますが、やはり耳で聞いて、それでしっかり覚えていくということで、できれば各地域ごとのCDとありますが、そういうような現代的なものも駆使して、耳からしっかり入って、記録保存だけではなくて、実際にそれが楽しみながらわかりやすいような形のものも考えたいなというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 おっしゃるとおり、よくわかります。そういうことで、「しまくとぅば検討委員会」でしたか、今まで何度開かれたんでしょうか、その資料はありますか。わからなければいいんですけども、しまくとぅば条例は検討することではないんですよ。普及そして促進を図ると、条例の1、2ではなっているんですよ。そういう意味では、検討する段階から、部長おっしゃるように、実際に今使える段階にするためにはということでの委員会を充実させていくということでございますけれども、この委員会の運営について少し案があれば教えていただければと思います。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） これまでは恐らく学術的な見地からの討論がかなり検討されてきたというふうに伺っております。その段階を経て、今度はいよいよそれを本当に活用していくというところで、我が部にこれが移ってきたと思っておりますので、新しい文化振興課を含めまして、これからも教育庁とも連携を図りながら、しっかりと普及に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 新部長さん、大変期待しておりますので。今までは、先ほど言ったような行事の展開のみで本当に普及する行動にはなっていないんですよ。これからはそういう形でやるということでありま

す。そのことについては、私たちもある意味では少し専門的な部分で知っていることもありますので、ぜひ私たちにも聞いていただいて、しまくとぅばのあり方を発展させていただけたらなど、このように思っております。

知事、先ほどの平和宣言ですけれども、もう平和の礎に24万1132人というのは間違いないんです。行ったら女の子は、すぐ戦没者は24万1000人と。簡単なんですよ、検討しますじゃなくて、事実に基づいて平和宣言を発信したほうがいいんじゃないかという単純な提案なんです。それが平和宣言の意味、慰霊の日の施行につながっているのではないのかということですので、知事、もう少しこのことについて知事の答弁をいただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時25分休憩

午後7時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 浦崎議員のおっしゃる方向で訂正します。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 ありがとうございます。御検討をよろしく願いいたします。

それで先ほど知事に我が党の代表質問関連でお話し申し上げましたけれども、知事のおっしゃることはよく理解できます。また、ぜひそうしてもらいたいと思っておりますけれども、ただ、知事が再選をされてもう7カ月経過しました。知事の任期中に国と渡り合いながら、これがいつまで続くかというのが非常に気になるんですよ。1年後も2年後も恐らく国は変わらないと私は判断せざるを得ないんです。その中で、知事の姿勢を私たちは支持しておりますし、ぜひそうしてもらいたいと思いますけれども、逆に普天間飛行場の固定化につながるということは日本政府の責任でもありますし、どちらかというと県知事の責任もあるし、我々与野党にも責任があると私は思っているんですよ。政党政治家にも責任はあるとこのように思っておりますけれども、それを踏まえてその綱引きですか、国との激しいいろんなことがあるかもしれませんが、私には、それについてはしっかりといろんな状況の分析をしながらやってもらいたいということなんですが、これについてコメントありますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃっておられ

ることは、むしろ先ほど私が答弁させていただいた私の考えともある意味でぴたっと一緒だとは思いますが、確かにこの危険な普天間を一日も早く移設・返還させるというのが答えですよ。ですから、私もあと残り3年と4カ月ぐらいしかないんですが、これで一体どこまでそういう方向に動かすことができるかというのは、まさにこれからだと実は思っているんです。

ですから、6月21日の2プラス2でのあの答えの出しぶりというのは、どうも現実を直視していないところが、私、なぜそのままやるのだらうかという疑問がありますし、これは日本政府にとってもプラスじゃないと思うんです、アメリカにとっても。無論沖縄にとってはどうにもならぬ。ですから、これは最後はやっぱり日本のどこかへ移すというのが、私は一番の解だと思っていますから、ここのところは、何とか答えを見つけられるのではないかと実は私は思っておりまして、これはやっぱりゆっくり変化も起こっておりますし、いろんな見方の。アメリカ議会がそうですし、アメリカのいろんな防衛の専門家であれ、それから日本国内でもいろんな動きが出てきつつあると私は思っておりますし、これはどう理解をしてもらい、そういう判断に持ち込んでいけるかは、また、やり方はちょっと今戦術をよく練っておりますから、これを何とかやってみたいなと思っております。済みません、お力とお知恵をかしてください。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 知事が戦術を練り、行動されることに期待しておりますので頑張ってください。

商工労働部長、さっきの答弁では絶対になっていないですからね。ただ、時間がないですからこれで終わりますけれども、やる気がない物事について、それを表明して終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第15号議案までにつ

いては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時30分休憩

午後7時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第3 陳情第97号、第101号及び第105号から第107号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情5件のうち、陳情第97号、第101号、第106号及び第107号の4件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第105号については沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明7月7日から13日までの7日間休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明7月7日から13日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、7月14日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

会議録署名議員 嘉 陽 宗 儀

平成23年 7 月14日

平成23年
第 5 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成23年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成 23 年 7 月 14 日（木曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成23年 7月14日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 平成23年第 2 回議会乙第23号議案及び乙第 1 号議案から乙第 4 号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第 6 号議案及び乙第 7 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 3 乙第 5 号議案（土木環境委員長報告）
- 第 4 乙第 8 号議案、乙第 9 号議案及び乙第13号議案から乙第15号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 5 乙第11号議案（経済労働委員長報告）
- 第 6 乙第10号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 7 乙第12号議案（土木環境委員長報告）
- 第 8 甲第 1 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 9 甲第 2 号議案（土木環境委員長報告）
- 第10 行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求める意見書

{	當間	盛夫君	島袋	大君	}	提出 議員提出議案第 3 号
	吉元	義彦君	照屋	守之君		
	浦崎	唯昭君	新里	米吉君		
	前田	政明君	金城	勉君		
	糸洲	朝則君	新垣	清涼君		
	上里	直司君	山内	末子さん		
	吉田	勝廣君				

- 第11 国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書

{	赤嶺	昇君	桑江朝	千夫君	}	提出 議員提出議案第 4 号
	佐喜真	淳君	仲田	弘毅君		
	翁長	政俊君	仲村	未央さん		
	渡嘉敷喜代子	さん	西銘	純恵さん		
	上原	章君	奥平	一夫君		
	比嘉	京子さん	新垣	安弘君		
	玉城	義和君	吉田	勝廣君		

- 第12 幼稚園教育等の制度改善を求める意見書

{	赤嶺	昇君	桑江朝	千夫君	}	提出 議員提出議案第 5 号
	佐喜真	淳君	仲田	弘毅君		
	翁長	政俊君	仲村	未央さん		
	渡嘉敷喜代子	さん	西銘	純恵さん		
	上原	章君	奥平	一夫君		
	比嘉	京子さん	新垣	安弘君		
	玉城	義和君	吉田	勝廣君		

- 第13 「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書

{	赤嶺	昇君	桑江朝	千夫君	}
	佐喜真	淳君	仲田	弘毅君	

翁長 政俊君 仲村 未央さん
 渡嘉敷喜代子さん 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第6号
 上原 章君 奥平 一夫君
 比嘉 京子さん 玉城 義和君
 吉田 勝廣君

第14 普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する意見書

渡嘉敷喜代子さん 桑江朝千夫君
 吉元 義彦君 仲田 弘毅君
 具志 孝助君 照屋 大河君
 前田 政明君 上原 章君 提出 議員提出議案第7号
 新垣 清涼君 玉城 満君
 玉城 義和君 吉田 勝廣君
 新垣 安弘君

第15 普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する抗議決議

渡嘉敷喜代子さん 桑江朝千夫君
 吉元 義彦君 仲田 弘毅君
 具志 孝助君 照屋 大河君
 前田 政明君 上原 章君 提出 議員提出議案第8号
 新垣 清涼君 玉城 満君
 玉城 義和君 吉田 勝廣君
 新垣 安弘君

第16 請願第2号（総務企画委員長報告）

第17 陳情第72号、第73号の2、第76号及び第77号（経済労働委員長報告）

第18 陳情平成21年第106号、同第192号、同第193号、同第203号、陳情平成22年第8号、同第38号、同第57号、同第62号、同第83号、同第84号、同第99号、同第104号、同第123号、同第154号、同第162号、陳情第3号から第5号まで、第35号、第45号、第73号の3、第78号の2、第87号及び第92号（文教厚生委員長報告）

第19 陳情平成22年第186号及び陳情第29号の2（土木環境委員長報告）

第20 陳情平成22年第187号、同第198号、陳情第39号、第75号、第82号、第90号、第97号、第101号及び第106号（米軍基地関係特別委員長報告）

第21 陳情平成22年第156号及び同第159号（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長報告）

第22 議員派遣の件（平成23年度沖縄県議会議員南米派遣）

第23 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 平成23年第2回議会乙第23号議案及び乙第1号議案から乙第4号議案まで

平成23年第2回議会乙第23号議案 沖縄県暴力団排除条例
 乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例
 乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
 乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第6号議案及び乙第7号議案

乙第6号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 乙第7号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 乙第5号議案

乙第5号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

- 日程第4 乙第8号議案、乙第9号議案及び乙第13号議案から乙第15号議案まで
 乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第9号議案 土地の取得について
 乙第13号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
 乙第14号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
 乙第15号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 日程第5 乙第11号議案
 乙第11号議案 交通事故に関する和解等について
- 日程第6 乙第10号議案
 乙第10号議案 交通事故に関する和解等について
- 日程第7 乙第12号議案
 乙第12号議案 国土交通大臣の作成する大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について
- 日程第8 甲第1号議案
 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 甲第2号議案
 甲第2号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求める意見書
- 日程第11 国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書
- 日程第12 幼稚園教育等の制度改善を求める意見書
- 日程第13 「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書
- 日程第14 普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する意見書
- 日程第15 普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する抗議決議
- 日程第16 請願第2号
 請願第2号 行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める請願
- 日程第17 陳情第72号、第73号の2、第76号及び第77号
 陳情第72号 東日本大震災の影響による菊価格下落対策に関する陳情
 陳情第73号の2 平成23年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
 陳情第76号 東日本大震災による花卉販売被害に関する陳情
 陳情第77号 東日本大震災による花卉販売被害に関する陳情
- 日程第18 陳情平成21年第106号、同第192号、同第193号、同第203号、陳情平成22年第8号、同第38号、同第57号、同第62号、同第83号、同第84号、同第99号、同第104号、同第123号、同第154号、同第162号、陳情第3号から第5号まで、第35号、第45号、第73号の3、第78号の2、第87号及び第92号
 陳情平成21年第106号 県立高等学校編成整備実施計画に関する陳情
 陳情平成21年第192号 県立南部農林高等学校と県立南部工業高等学校の再編統合計画案に反対し、現行どおり単独「農業高校」としての継承、発展、充実を求める陳情
 陳情平成21年第193号 ブラジルに現存する古典的な沖縄三線の鑑定に関する陳情
 陳情平成21年第203号 県立南部農林高等学校と県立南部工業高等学校の再編統合に反対し、単独「農業高校」としての継承、発展、充実を求める陳情
 陳情平成22年第8号 県立南部農林高等学校と県立南部工業高等学校の再編統合に反対し、単独「農業高校」としての継承、発展、充実を求める陳情
 陳情平成22年第38号 県立高等学校再編整備実施計画に関する陳情
 陳情平成22年第57号 医療制度改革に伴う国保の財政赤字に関する陳情
 陳情平成22年第62号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情
 陳情平成22年第83号 前期高齢者財政調整制度等の見直しに関する陳情
 陳情平成22年第84号 県立南部農林高等学校と県立南部工業高等学校の再編統合に反対し、単独農

業高校としての継承、発展、充実を求める陳情

陳情平成22年第99号 「沖縄県がん対策推進基本条例」の6月定例会での制定を求める陳情

陳情平成22年第104号 沖縄戦遺骨収集現場の視察要請に関する陳情

陳情平成22年第123号 幼稚園教育の制度改善に関する陳情

陳情平成22年第154号 珊瑚舎スコーレ・夜間中学校の運営支援に関する陳情

陳情平成22年第162号 「沖縄県がん対策推進基本条例」の早期制定を求める陳情

陳情第3号 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンへの公費助成実施を緊急に求める陳情

陳情第4号 県立八重山病院の医師確保に関する陳情

陳情第5号 民間保育所運営費の一般財源化に関する陳情

陳情第35号 子供の健やかな成長と保育制度を守ることにに関する陳情

陳情第45号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書の提出を求める陳情

陳情第73号の3 平成23年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

陳情第78号の2 八重山郡建設産業の振興発展に関する陳情

陳情第87号 「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化に関する陳情

陳情第92号 沖縄戦戦没者遺骨のDNA検査実施の国への要請に関する陳情

日程第19 陳情平成22年第186号及び陳情第29号の2

陳情平成22年第186号 推進工事の下請業者を含む県内企業優先活用に関する陳情

陳情第29号の2 県内企業への下請発注に関する陳情

日程第20 陳情平成22年第187号、同第198号、陳情第39号、第75号、第82号、第90号、第97号、第101号及び第106号

陳情平成22年第187号 垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ沖縄配備に反対する陳情

陳情平成22年第198号 垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ沖縄配備計画の撤回を求める陳情

陳情第39号 米海兵隊の垂直離着陸機MV22オスプレイの沖縄配備計画に反対し、日米両政府に対し計画撤回を求める県議会決議に関する陳情

陳情第75号 米空軍軍属による交通死亡事故不起訴処分に関する陳情

陳情第82号 米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分に関する陳情

陳情第90号 軍属による交通死亡事故不起訴処分に関する事項と日米地位協定の改定を求める陳情

陳情第97号 米海兵隊の垂直離着陸機MV22オスプレイの沖縄配備計画に反対する決議を求める陳情

陳情第101号 住宅防音工事にに関する陳情

陳情第106号 米海兵隊・垂直離着陸機MV22オスプレイの2012年沖縄配備計画の撤回を求める陳情

日程第21 陳情平成22年第156号及び同第159号

陳情平成22年第156号 新石垣空港におけるCIQ施設整備に関する陳情

陳情平成22年第159号 新石垣空港におけるCIQ施設の整備に関する陳情

日程第22 議員派遣の件（平成23年度沖縄県議会議員南米派遣）

日程第23 閉会中の継続審査の件

出席議員（48名）

議長	高 嶺 善 伸 君	4 番	桑 江 朝千夫 君
副議長	玉 城 義 和 君	5 番	平 良 昭 一 君
1 番	上 原 章 君	6 番	仲 村 未 央 さん
2 番	島 袋 大 君	7 番	照 屋 大 河 君
3 番	中 川 京 貴 君	8 番	渡久地 修 君

9 番 瑞慶覧 功 君
 10 番 山 内 末 子 さん
 11 番 上 里 直 司 君
 12 番 吉 田 勝 廣 君
 13 番 當 山 眞 市 君
 14 番 吉 元 義 彦 君
 15 番 座喜味 一 幸 君
 16 番 佐喜真 淳 君
 17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 新 垣 清 涼 君
 23 番 新 垣 安 弘 君
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん

29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

政 務 調 査 課 長 知 念 正 治 君
 副 参 事 大 村 浩 三 君
 主 幹 上 地 聡 君
 主 幹 前 田 敦 君
 主 幹 宮 城 弘 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、當間盛夫君外12人から、議員提出議案第3号「行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求める意見書」、赤嶺昇君外13人から、議員提出議案第4号「国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書」、議員提出議案第5号「幼稚園教育等の制度改善を求める意見書」、赤嶺昇外12人から、議員提出議案第6号「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書」、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第7号「普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する意見書」及び議員提出議案第8号「普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する抗議決議」の提出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 平成23年第2回議

会乙第23号議案及び乙第1号議案から乙第4号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

それではただいま議題となりました平成23年第2回議会乙第23号議案及び乙第1号議案から乙第4号議案までの条例議案5件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部刑事部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、平成23年第2回議会乙第23号議案「沖縄県暴力団排除条例」は、暴力団による不当な行為が県民生活に不当な影響を及ぼしており、県民の安全かつ平穏な生活の確保を図る施策の推進が必要となっている。平成20年には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が改正され、地方公共団体の責務として暴力団排除活動の促進に関する規定が新たに整備されたことから、本県においても実情に沿った独自の暴力団排除活動の推進が必要となっている。このため、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、青少年の健全な育成を図るための措置、事業所による利益の供与の禁止等を盛り込んだ条例を制定するものであるとの説明がありました。なお、本議案は平成23年2月議会に提案されましたが、慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であります。

本案に関し、第5条については他府県の条例に表現されているような「暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の」という文言を入れることによって、どのような効果が期待されるかとの質疑がありました。

これに対し、2つの効果が考えられる。1つは、暴力団等は公共工事等の入札に参加できないことが条例上明示されることにより、暴力団等が入札への参加を事前に断念しあるいは断念に至らなくてもその活動を牽制できるという効果がある。2つ目は、必要な措置の内容がより明確になり、本条例を根拠として県要綱・要領における暴力団排除の条項の整備が容易となるという効果があるとの答弁がありました。

次に、なぜ本案には理念規定がないかとの質疑がありました。

これに対し、理念規定は暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しないといういわゆる「三ない運動」をもとに各県とも理念規定をつくっている。当県では、いわゆる「三ない運動」の理念が各条項に個別・具現化しているという理由で置いていないとの答弁がありました。

次に、現在県内に暴力団事務所が何力所あり、そのうち200メートル規制区域内に何力所あるかとの質疑がありました。

これに対し、現在49の事務所がある。200メートルの規制区域には31の事務所があるとの答弁がありました。

次に、200メートル規定を設けていない県は何県かとの質疑がありました。

これに対し、200メートル規定を設けていない県は、宮崎県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県の4県であ

るとの答弁がありました。

次に、200メートル以内の事務所については財産権の問題があって、撤去はできないがそこで活動することに対する規制はできるのかとの質疑がありました。

これに対し、そこで暴力団が活動する場合は、条例上の運用となるのでその行為は規制されるとの答弁がありました。

次に、200メートルの規制は憲法上の兼ね合いで可能であると考えた理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風適法においても風俗営業所を学校とかその周辺200メートルについては禁止する規定があり、憲法上の整合性は図られているとの答弁がありました。

次に、暴力団事務所撤去後の地域の復興についても、この条例の中でうたわれるべきと考えるかどうかとの質疑がありました。

これに対し、社会全体が一緒になって暴力団排除に取り組むという制定の趣旨があるので、町の復興とかそういうことに関して条例に取り込むことは困難だと考えるとの答弁がありました。

このほか、暴力団対策法の趣旨、適用条例、指定暴力団の数、理念規定と努力規定の違い、警察と地域の連携などについて質疑がありました。

次に、乙第1号議案「沖縄県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒の就学を支援することを目的として交付される交付金を基金に積み立て、県が行う事業の財源に充てるため必要な事項を定める必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料等の徴収根拠を定めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内では対象事業者はどれくらいあるか、どういう業種かとの質疑がありました。

これに対し、産業廃棄物処理業者で発電温水をつくるための施設を有する業者が2業者であるとの答弁がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」は、保険業法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、特定保険業の認可申請手数料

の徴収根拠を定めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、沖縄県税条例の一部を改正するものである。軽油引取税の軽減措置については、揮発油価格の異常な高騰が続いた場合には、国民生活に多大な影響を与えることから、本則の税率に戻す措置いわゆるトリガー条項を適用することとしているが、東日本大震災が発生したことによりその財源確保及び燃料需給の逼迫に対応するため地方税法の一部が改正され、トリガー条項の適用を停止することとしたものであるとの説明がありました。

本案に関し、「当分の間」税率とは何かとの質疑がありました。

これに対し、これは従来暫定税率と呼んでいたもので、本則で1リットル当たり15円となっている税率を32.1円にしているということであるとの答弁がありました。

次に、「当分の間」税率と暫定税率の違いについて質疑がありました。

これに対し、「当分の間」税率は、環境税が導入されるまでということである。暫定税率は、従来10年間延長するということであったとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち平成23年第2回議会乙第23号議案については、民主党所属委員及び社民・護憲ネット所属委員から修正案が提出されました。なお、本案に対する修正案は、お手元に配付されているとおりであります。

採決の結果、平成23年第2回議会乙第23号議案の修正案は、全会一致をもって可決すべきものと決定し、修正議決した部分を除く原案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第1号議案から乙第4号議案までの4件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより平成23年第2回議会乙第23号議案及び乙第1号議案から乙第4号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第1号議案から乙第4号議案までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第4号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成23年第2回議会乙第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、平成23年第2回議会乙第23号議案は、委員長の報告のとおり修正議決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第6号議案及び乙第7号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔委員会審査報告書（条例）巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第6号議案及び乙第7号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第6号議案「沖縄県病院事業の設置等に関

する条例の一部を改正する条例」は、県立北部病院に呼吸器外科及びリウマチ科を、県立八重山病院に呼吸器外科を新設し、県立病院の診療科目の変更等を行うとともに、県立精和病院の病床数を改めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、診療科目の新設及び変更等を行う目的は何か、県立精和病院の病床数を55床減らす具体的な理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、診療科目の新設及び変更等を行うのは、専門医の配置による医療機能の充実と地域の医療ニーズにこたえることによる患者の確保、ひいては経営の安定化につなげることを目的としている。また、県立精和病院の病床利用率は、平成17年ごろから80%程度に落ち60床余りが休床状態にあり、病棟の効率的運用を図る観点から病床数を変更するものであるとの答弁がありました。

次に、病床利用率が低下した要因は何か、病床数を変更すると利用率はどのくらいになるのかとの質疑がありました。

これに対し、長期入院患者のうち比較的に病状の安定した患者の退院や社会復帰を促進してきたことが利用率低下の主な要因と考える。病床数変更後の病床利用率は95%前後になるとの答弁がありました。

そのほか、作業療法士等の増員の有無、病床数変更手続に係る現場との調整方法などについて質疑がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、県立宮古青少年の家及び県立石垣青少年の家の管理を指定管理者に行わせるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理制度を導入する目的は何かとの質疑がありました。

これに対し、公の施設の管理運営に関する地方自治法の改定を受け制度を導入するものである。その目的は、県財政が逼迫する中、行財政改革に資するため、また民間ノウハウの活用により効率的・効果的な管理運営を行うためであるとの答弁がありました。

次に、県立青少年の家に係る指定管理制度の導入年度及び移行状況はどうなっているか、指定管理制度導入施設の実績はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成22年度から3カ年かけて全6施設を段階的に指定管理に移行する。平成22年度に指定管理に移行した名護青少年の家及び糸満青少年の家の両施設の合計の利用者数及び経費節減額は、それぞれ対

前年度比で約10%の人数増加及び47%の節減額になっているとの答弁がありました。

そのほか、47都道府県の指定管理制度導入状況、宮古・八重山地域における指定管理受託業者の有無などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち乙第6号議案及び乙第7号議案については、共産党所属委員からそれぞれ反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第6号議案及び乙第7号議案の2件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第6号議案及び乙第7号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、乙第6号議案と乙第7号議案に一括して反対の討論を行います。

乙第6号議案は、県立精和病院の入院病床を55床削減することなどに関する「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、乙第7号議案は、県立宮古青少年の家及び石垣青少年の家を民間に指定管理させるための「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」です。

初めに、乙第6号議案に対する反対の理由を述べます。

提案されたうち、医療機能の向上を図るために診療科目を追加すること、及び専門医の確保を円滑に進めるために診療科目の追加などを企業管理者が定める規程に委任することについては、問題とするものではありません。

問題は、精和病院の入院病床を55床削減することであり、病床削減を認めることはできません。その理由は、入院ベッドを305床から250床に55床を削減することについて現場が全く知らないということです。病床削減という重要課題について現場職員の議論がなされ

ていないことは重大です。現場の医師、看護師から寝耳に水だとの声が上がっているのも当然であります。

県立精和病院は、民間病院ではできない救急医療と処遇困難な精神患者の治療を行い、高度で困難な精神医療を担い、過酷な医療を支えています。現場の職員集団による病床削減のよしあしの議論なく、職員を蚊帳の外に置いて削減を決定していますが、直接医療にかかわって問題点や課題を熟知している現場の議論が最優先にされるべきです。

次に、沖縄県精神保健福祉審議会が病床削減の問題を審議していないことも重大です。

同審議会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的とする「精神障害者の医療及び保護を行うために」、地方精神保健福祉審議会を置くことを定めた法にのっとり、沖縄県も条例で同審議会の設置を定めています。同審議会は知事の諮問に答えるほか、知事に意見を具申することができます。

九州各県より少ない入院病床を県立病院において削減するかどうかの事案は、同審議会の重要な審議事項であります。ところが、審議会の委員は2007年に任期が切れたまま審議会が開かれていないことが質疑で明らかになりました。精神病患者を入院から地域に移していく政府方針のもとで、地域での就労支援や移行支援などの福祉施策をどのように進めていくのか、精神医療や福祉について施策を充実させなければならない課題は山積しています。

審議会の審議を抜きにしている55床削減は、精神医療や福祉を軽視するものであり、行政の怠慢であることを厳しく指摘をするものです。

次に、7月7日、厚生労働省は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4大疾患に加えて、患者数が年々増加している精神疾患を新たに加えて5大疾病にして重点的な対策をとる方針を明らかにしました。

年間3万人を超え、沖縄県では300人以上に上る自殺者の9割が何らかの精神疾患を患っていた研究結果、また10年間で100万人以上の患者がふえ糖尿病を大きく上回り、がんの2倍の患者となっている精神疾患は、今後の医療行政の重要な課題となっています。沖縄県では、精神障害者手帳の交付が1万5000人、精神病院の病床数は5500床となっています。人口10万人当たりベッド数は、沖縄県399.5床、鹿児島県は584.4床、長崎563.1床、宮崎517.8床、熊本496.9床、大分449.1床となって入院病床が最も少ないのが沖縄県です。

精神病の息子と同居して何とか短期でも入院できないかという高齢の母親の切実な訴えや、一日じゅう家

にいてストレスがたまり暴力を振るってくるなど、在宅で患者を抱える家族から悲痛な声が多く寄せられています。

病床削減を白紙に戻して、これを機会に県民の精神医療と福祉のあり方を医療現場、福祉の現場、審議会、県民の議論にして、県の施策制定に反映させる道を開くことが必要であります。

なお、県民の食文化や生活環境の変化による新しい疾病を反映した県民の医療要求に合わせた医療政策を策定することも重要な課題であります。

県民の医療要求にこたえていくために、県の医療行政を拡充強化することを求めて、乙第6号議案の条例改正に反対の討論といたします。

乙第7号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の討論を行います。

県は、2010年から県内6カ所の青少年の家のうち4カ所を民間に指定管理させ、今回の宮古・石垣青少年の家の指定管理で県立をすべて民間に管理させることとなります。

民間に管理をさせる目的は、1つには、県の行財政改革の中で経費削減をすることを挙げ、2点目に、民間の力がついたので民間のノウハウを使うことにしたということです。

委員会の質疑で、名護と糸満が民間に指定管理された実績が出されました。公営の経費が1億3800万余だったのが指定管理を受けた専修学校では7388万余で、47%の経費削減効果があったという答弁でした。7388万の経費のうち人件費は4857万余ということです。公営時点の1.5倍の18人の職員体制で、経費を47%削減しています。人件費で県が積算をした人件費5114万円よりも低い額となっていることは、行財政改革の名による民間への指定管理が労働者の給与の引き下げにほかならないことを如実にあらわしています。人件費の削減は、労働意欲の低下を引き起こし、ひいては県民サービスの低下へとつながっていくものです。

指定管理を導入した総務省は、昨年12月28日、全国自治体と議会あてに通知を出しています。「地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、改めて制度の適切な運用に努められるよう」という通知内容です。片山総務大臣は、ことし1月の記者会見で指定管理について、コストをいかにカットするかに力点が置かれてきた。コストカットを目的として、結果として官製ワーキングプアを随分生んでしまっている。少し見直して

もらいたいと発言していることは重要です。指定管理者制度によって、コスト削減が優先され、労働者の有期雇用化と低賃金化が進み、自治体みずからがワーキングプアを生み出していること、専門性が壊され、施設の安全性や公共サービスの質の低下をもたらすことが明らかになった結果であります。

総務省の調査で、指定管理の取り消しなどが2100件に上ることも明らかになり、その2割は直営に戻されています。自治体の公的責任を放棄してきた指定管理者制度の弊害が出て、見直しが全国的に広がっています。

青少年の健全育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として設置された青少年の家を民間に任せることは、県の公的責任、役割を放棄するものであり、認めることはできません。

よって、宮古青少年の家及び石垣青少年の家を民間に指定管理させるための条例改正に反対の討論いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 おはようございます。

ただいま議題となりました乙第6号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から討論を行います。

本案は、まず地域の医療ニーズや診療体制の整備状況、診療実績等を踏まえ、県立北部病院と県立八重山病院に呼吸器外科等の診療科目を追加するとともに、医療機関が広告・標榜できる診療科名を規定する医療法施行令が、患者や地域住民へ適切に医療情報を提供する観点から改正されたことに伴い、各県立病院の診療科目の変更等を行うものであります。

この改正により、県立病院の医療提供体制の整備の進展と、よりわかりやすい医療情報の提供が図られるものだと考えております。

次に、今後も医療の高度化、専門分化の進展が見込まれることを踏まえ、専門医の確保等を円滑に行い、医療ニーズへの的確に対応するため、今回の条例改正後においては、条例にない新たな診療科目の追加については、病院事業管理者が制定する管理規程へ委任するものであります。この改正により、病院事業管理者による機動的な病院事業の運営や、適切な医療の提供が図られるものであります。

最後に、精和病院においては、効率的な病院運営を図るため、平成17年10月以来1病棟を休床し、平成20年1月に急性期治療病棟等を設置しております。

今回の改正は、約5年半にわたって休床していた病

棟を作業療法室として利活用するのに伴い、病床数を305床から250床へ改正するものであります。

病棟の一部を作業療法室とすることにより、急性期の入院患者へ効果的・効率的、社会生活訓練等のリハビリテーションを提供し、早期の退院、社会復帰を図ろうとするものであり、平成16年度に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」における「入院医療中心から地域生活中心へ」の方向に沿ったものと評価できます。また、休床中においても、精和病院が担ってきた精神科救急における患者受け入れの役割に関しましては、病院機能は十分に発揮されており、病床数を変更することの支障は全くないものと考えられております。

以上の理由により、乙第6号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成するものであります。

次に、乙第7号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に賛成する立場から討論を行います。

本議案は、平成24年度から宮古青少年の家及び石垣青少年の家の管理を指定管理者に行わせるための必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正するものであります。

青少年教育施設は、法令により県以外の者が管理することを禁止する特別な規定がないことから、指定管理者に管理を行わせるものであります。また、当該施設への指定管理者制度の導入は全国的な傾向にもなっております。

指定管理者制度は、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定する団体に公の施設の管理を代行させるもので、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減等を図るものであります。

平成22年度から指定管理者制度を導入しておりますが、1カ年を経過している名護及び糸満青少年の家につきましては、県直営時と同様な体験活動、野外活動等、青少年の健全育成に資する事業を実施するとともに、新たに指定管理者の独自のアイデアやノウハウを生かして企画した自主事業を実施し、より充実した事業が展開されております。

両施設における平成22年度1年間の利用者の数は、前年度比で6336人、率にして8.6%増加しており、利用者から施設の管理運営についてもおおむね好評をいただいております。また、これまで施設の管理運営に要した経費も指定管理料となったことで経費削減が図られております。

以上の理由により、青少年教育施設への指定管理者制度の導入については、所期の目的の達成に向け、着実に効果を上げているものと考えております。

よって、乙第7号議案「沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に賛成するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第6号議案及び乙第7号議案の2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第6号議案及び乙第7号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第5号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長當山眞市君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木環境委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第5号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第5号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」については、都市公園の公園施設の設置また

は管理及び占用の許可に係る使用料並びに有料公園施設等の利用料金について、適正化を図る必要があるため条例を改正するものである。

主な内容は、公園売店などの使用料、陸上競技場などの利用料金及び水泳プールの幼児の料金を小学生の3分の1に改定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、水泳プールの幼児の利用料金も水泳プール以外の施設同様に無料にするべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、利用者の安全管理の面から監視員の常駐や水質管理等に経費がかかることから、幾らかでも受益者に負担していただく考えであるとの答弁がありました。

次に、料金改定の対象となる施設の利用者総数と得られる収入は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、有料公園施設の利用者総数は約260万人で、収入は使用料が約78万円、利用料金が約160万円で、合計約240万円の収入が見込まれており、そのうち使用料は沖縄県の収入になるとの答弁がありました。

そのほか、県の厳しい財政状況の中で、都市公園の売店使用料は受益者負担の原則、負担の公平性という観点から、入場者数や立地等を勘案して応分の負担なのかどうか確認する必要があるのではないか、また都市公園内の老朽化した施設等の修繕、改修等の今後の計画はどうなっているかとの質疑がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決に先立ち乙第5号議案については、自由民主党所属委員から修正案が提出されました。なお、本案に対する修正案は、お手元に配付されているとおりであります。

本修正案に対し、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第5号議案の修正案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正議決した部分を除く原案は、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第5号議案は、委員長の報告のとおり修正議決されました。

―― ・ ・ ――

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第8号議案、乙第9号議案及び乙第13号議案から乙第15号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第8号議案及び乙第9号議案の議決議案2件、乙第13号議案から乙第15号議案までの同意議案3件の計5件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第8号議案「工事請負契約についての議決内容の一部の変更について」は、平成22年第6回議会乙第9号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今度敷設した光ケーブルはどこの財産かとの質疑がありました。

これに対し、県の財産であるとの答弁がありました。

次に、多額の予算をかけて南北大東島と沖縄本島が結ばれたので、陸続きと同じような地方交付税算定の

対象になるかとの質疑がありました。

これに対し、現状においてはまだそのような取り扱いはされていない。長大なケーブルはある意味ライフラインでもあるのでどのような財政需要が発生するのか研究していきたいとの答弁がありました。

次に、乙第9号議案「土地の取得について」は、現在、糸満市西崎地区にある沖縄県水産海洋研究センターが老朽化したこと等に伴い効率的な試験研究の実施が困難な状況となっているため、同センターについて、糸満市喜屋武地区に土地を取得し移転整備を図るものである。取得面積は2万187平方メートル、契約金額は1億6225万5700円を予定しているとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、沖縄県人事委員会委員3人のうち1人が平成23年7月15日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

提案した渡久地政實氏は、弁護士として法曹界で活躍する一方、沖縄県収用委員会委員及び会長の要職を歴任し、その実績及び手腕は高く評価されていることから、人事委員会委員として適任であることから議会の同意を得て選任したいとの説明がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、沖縄県収用委員会委員7人のうち3人が平成23年7月21日で任期満了することに伴い、その後任3人を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、収用委員会委員の報酬は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、月額で会長が21万4000円、委員が18万1000円であるとの答弁がありました。

次に、収用委員会委員への就任に特に制限はないかとの質疑がありました。

これに対し、収用委員会委員が附属機関の委員に就任することは禁止されていないので、兼ねることは可能であるとの答弁がありました。

次に、委員として就任する行政委員会、附属機関の数について内部の不文律はあるかとの質疑がありました。

これに対し、附属機関、行政委員会の委員は、専門性も含めそれぞれの機関が判断し任命するもので、県全体としての制限はかけていないとの答弁がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、沖縄県公安委員会委員3人のうち1人が平成23年7月21日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

提案した翁長良盛氏は、今回再任をお願いするものであり、同氏はこれまで公安委員会委員として職務を十分果たしてこられたので議会の同意を得て任命したいとの説明がありました。

本案に関し、今回提案の委員は3期目だが、年齢制限はないのかとの質疑がありました。

これに対し、年齢制限はないが、目安としてできれば70歳以上については任命しない、任期は3期まで10年未満とするとの考え方を持っているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第8号議案及び乙第9号議案の2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。乙第13号議案から乙第15号議案までの3件は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第8号議案、乙第9号議案及び乙第13号議案から乙第15号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第8号議案及び乙第9号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案及び乙第9号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第13号議案から乙第15号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案から乙第15号議案までは、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 乙第11号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました乙第11号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第11号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関して、相手方との当該事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

本案に関し、自動車保険によって既に支払われたとあるが、県の公用車は保険に入っていないのではないのかとの質疑がありました。

これに対し、予算を組む場合には任意保険については予算化されており、保険に入っているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第11号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 乙第10号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました乙第10号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第10号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関して、相手方との当該事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、駐車中の相手方車両に公用車が接触し、相手方車両の一部が破損した交通事故に関し、県は、相手に損害賠償金として3万9650円が自動車保険により支払われたことを確認したとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要であります。採決の結果、乙第10号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 乙第12号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長當山眞市君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木環境委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました乙第12号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第12号議案「国土交通大臣の作成する大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について」は、特定多目的ダム法第4条第1項の基本的計画の変更について、同法第4条第4項により国土交通大臣から意見を求められたので同項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画全般において、奥間ダムの記載を削除、水道用水の取水可能量の見直し、工期の見直し、建設費及びその負担割合の見直しをするものであるとの説明がありました。

本案に関し、奥間ダムの建設を計画から削除する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、平成22年度に策定された「沖縄県長期水需給計画」において、平成30年度の目標年度における沖縄本島の生活用水の予測を52万トンと設定しており、奥間ダムがなくても水源量が確保できることから

計画を変更するとの答弁がありました。

次に、奥間ダム建設計画中止決定は、企業局が先か、国土交通省が先かとの質疑がありました。

これに対し、企業局は近年の水事情の伸びが鈍化していること、また大保ダムの完成により、当分の間は水需要に対する水源量が確保できることから奥間ダムの建設計画からの撤退を国に働きかけたとの答弁がありました。

次に、建設計画中止により調整水路の運用計画への影響はないのか、また治水対策は十分できるのかとの質疑がありました。

これに対し、本島北部の東西に位置するダムは調整水路でつながれ有効活用されており、今回の事業計画とは直接関係するものではない。また、奥間川の流量等を調査し、今後必要があれば整備計画を進めていくとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第12号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

．．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題とな

りました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、沖縄特別振興対策調整費及び沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する事業、東日本大震災に係る被災者に対応するための事業などについて必要な予算を措置するものである。

補正予算の総額は、歳入及び歳出ともに41億9711万1000円で、これを既決予算額6086億2494万7000円に加えると、改予算額は6128億2205万8000円となる。

歳入の主な内容は、国庫支出金が沖縄特別振興対策調整費や沖縄振興自主戦略交付金など26億5418万6000円及び繰入金緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金など5億9806万7000円である。

歳出の主な内容は、普通建設事業費の補助事業費が沖縄振興自主戦略交付金に係る社会資本整備事業、農山漁村整備事業など12億9232万9000円、単独事業費が美咲特別支援学校分校新築工事及び沖縄ろう学校改築工事の設計など2億7816万6000円となっている。

その他の経費のうち、物件費が観光宣伝誘致強化費や東日本大震災に係る被災者支援として実施する民間賃貸住宅の借り上げなど21億5618万2000円、補助費等が緊急雇用創出事業臨時特例基金等を活用して実施する雇用創出のための事業など4億5485万3000円である。

また、債務負担行為に関する補正は、台風第2号の被害農家が借り受ける公庫資金への5年間の無利子化に要する経費及び儀間ダムの本体工事等の増額に伴う変更であるとの説明がありました。

本案に関し、美咲特別支援学校分校を沖縄ろう学校の敷地内に設置することについては、学校、保護者、PTAなど全体的に了解されているかとの質疑がありました。

これに対し、分校設置案については保護者や学校側にきちんと説明をして了解を得ているとの答弁がありました。

次に、平成21年度から平成23年度までの3年間の緊急雇用、雇用再生特別事業等の事業の雇用効果はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、雇用再生特別事業、緊急雇用創出事業及び重点分野雇用創造事業の3つの事業で合わせて

110億8000万円を活用して893事業を実施し、延べ7749人の雇用を創出しているとの答弁がありました。

次に、雇用再生という意味で新たな雇用にはつながっていないのではないかとの声があるが、実態はどうかととの質疑がありました。

これに対し、県の基金を活用した事業については、情報産業等で将来的に仕事につけるような事業を展開しており、少なからず就業に結びついているとの答弁がありました。

次に、含みつ糖振興対策事業ではどのような事業を予定しているかととの質疑がありました。

これに対し、沖縄産黒糖の新たな需要の創出と需給のマッチングを図ることを目的とした沖縄黒糖多用途緊急開拓支援事業を実施することになっているとの答弁がありました。

次に、黒糖需要の低迷など問題の発端は何かという分析をし直す必要があると思うかどうかとの質疑がありました。

これに対し、今回の事業ではより詳しい調査を行いながら、どこにミスマッチがあるかを整理し、また、新たな黒糖の需要開発、新しい商品形態について取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、東日本大震災に係る仮設住宅については、罹災証明があるなしにかかわらず、災害救助法の趣旨に基づいて適用すべきではないかととの質疑がありました。

これに対し、福島県については、全域を住宅の全半壊の要件なしに適用してよいと厚生労働省と被災県たる福島県に確認して適用している。福島県以外については、住宅の全半壊という要件を外すことはできないと解釈しているとの答弁がありました。

次に、私立学校等教育支援費について、何名の対象者がいるか、支援の内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、対象人員は20名である。授業料と入学料、施設整備費に対して設置者が減免措置をとった場合に県が補助する予定であるとの答弁がありました。

次に、観光宣伝誘致強化費の効果について質疑がありました。

これに対し、平成16年に算出した沖縄県における旅行観光の経済波及効果調査の数値をもとにして算出すると、生産波及効果は約302億4000万円と推計されるとの答弁がありました。

次に、観光宣伝誘致強化事業費の関連で、委託する団体がメディアを使ったキャンペーン、プロモーション活動をする場合には、地元の観光大使や芸能関係者

を活用すべきと思うかどうかとの質疑がありました。

これに対し、なるべく地元の方々を活用したいとの答弁がありました。

次に、昨年11月からことし2月までの観光客数が落ち込んだ理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、11月までは高校総体など各種イベントの開催、チャーター便の運航などで対前年度を上回ったが、12月以降は航空会社による路線縮小、提供座席の減少があり、下がっているとの答弁がありました。

次に、鳥獣被害防止対策事業が18市町村を含む対策協議会で実施されるが、残りの市町村はなぜ入っていないかととの質疑がありました。

これに対し、地域によっては被害の少ないところもあるので、そういったところは入っていないとの答弁がありました。

次に、台風被害農家への利子助成はどういう手続で行われるかととの質疑がありました。

これに対し、台風2号により被害を受けた合計413農家が、公庫の「農林災害セイフティネット資金」を借り入れるときに、県と市町村が2分の1ずつ利子を補助するとの答弁がありました。

そのほか、観光宣伝誘致強化費の委託の内容、雇用対策推進費の内容、東日本大震災派遣に伴う防護服の補充、派遣警察官の心理的問題、被災者児童生徒就学支援等臨時交付金事業の内容、子供たちの交流プログラム、スポーツの観光資源化、鳥獣被害防止対策事業の内容、「イネヨトウ」による被害状況、キャンプ瑞慶覧の空き住宅の状況、「ビジットおきなわ計画」の平成23年度の目標値、クルーズ船入国審査の簡素化に向けた国の対応、銀聯カードの状況、沖縄振興自主戦略交付金の使い勝手、特別調整費の使い道などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、甲第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 甲第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長 當山眞市君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木環境委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました甲第2号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明の概要等について申し上げます。

甲第2号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）」は、新石川浄水場高度浄水処理施設の建築推進のために必要な資本的支出の建設改良費6億5041万円を増額補正するとともに、資本的収入について国庫補助金4億8780万7000円を増額補正し、当該事業に要する財源として充当するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要であります。採決の結果、甲第2号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第10 議員提出議案第3号 行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當間盛夫君。

〔議員提出議案第3号 巻末に掲載〕

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 ただいま議題となりました議員提出議案第3号につきましては、7月7日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第3号「行政書士への行政不服申立手続の代理権付与を求め

る意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第11 議員提出議案第4号 国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書、日程第12 議員提出議案第5号 幼稚園教育等の制度改善を求める意見書及び日程第13 議員提出議案第6号 「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

赤嶺 昇君。

〔議員提出議案第4号から第6号 巻末に掲載〕

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 ただいま議題となりました議員提出議案第4号、同第5号及び同第6号の3件につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第4号につきましては、国立沖縄青少年交流の家の存続について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第5号につきましては、幼稚園教育等の制度改善について関係要路に要請するためであります。また、議員提出議案第6号につきましては、「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書朗読〕

次に、議員提出議案第5号を朗読いたします。

〔幼稚園教育等の制度改善を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第6号を朗読いたします。

〔「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書朗読〕

以上、提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審

議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号から第6号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第4号「国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書」、議員提出議案第5号「幼稚園教育等の制度改善を求める意見書」及び議員提出議案第6号「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号から第6号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第14 議員提出議案第7号 普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する意見書及び日程第15 議員提出議案第8号 普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第7号及び第8号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん ただいま議題となりました議員

提出議案第7号及び第8号の2件につきましては、7月12日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対することについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第7号を朗読いたします。

〔普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、抗議決議のあて先で、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号及び第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第7号「普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する意見書」及び議員提出議案第8号「普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第7号及び第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第8号に関し、提案理由説明の際提出者から、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事については、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第8号のあて先のうち、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事への要請につきましては、去る6月29日の会議において派遣決定がなされた嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練中止及び日米地位協定改定に関する抗議決議についての派遣議員をしてあわせて要請させることとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第16 請願1件を議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長 當間盛夫君。

〔請願審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました請願1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願 1 件を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願 1 件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第 17 陳情 4 件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情 4 件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情 4 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情 4 件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第 18 陳情 24 件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました陳情 24 件につきましては、慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情 24 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情 24 件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第 19 陳情 2 件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長當山眞市君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木環境委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました陳情 2 件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第20 陳情9件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長渡嘉敷喜代子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議題となりました陳情9件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情9件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情9件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第21 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長比嘉京子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長 比嘉京子さん登壇〕

○観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長（比嘉京子さん） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第22 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を南米へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

〇議長（高嶺善伸君） 日程第23 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

〇議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

〇議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年第5回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前11時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 糸 洲 朝 則

会議録署名議員 嘉 陽 宗 儀